



スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害 二国間無償資金協力に係る中間評価報告書



平成 17 年 12 月 26 日
外務省

目次

はじめに

第1章 支援の概要

第2章 支援対象国における案件の進捗状況・評価結果のポイント

第3章 スリランカ支援中間評価結果

第4章 インドネシア評価結果

第5章 モルディブ支援評価結果

付録1 中間評価実施ガイドライン

付録2 スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害に対する二国間無償
資金協力に係る中間モルディブ説明資料)

はじめに

昨年12月26日に発生したスマトラ沖大地震及びインド洋津波被害に際し、我が国は、約5億ドルの無償による支援を実施し、そのうち、インドネシア(146億円)、スリランカ(80億円)及びモルディブ(20億円)に対し、ノン・プロジェクト無償資金協力による支援を行った。

今回の支援は、被災地への物品の供与のみならず、被災施設の修復・再建を目的として実施したものである。現在各被災国において、今回の支援に基づき、様々な緊急の事業が行われ、具体的な成果を挙げつつある。スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害の発生から1年にあたる本年12月を一つの節目として、支援の実施状況につき、対外的な説明責任を果たし、今後の災害支援に向けた教訓を得る観点からも、モニタリングを主体とした中間・事後評価を行った。

この中間評価は、中間評価の実施ガイドライン(付録1)に従い、各被災国において調査を実施したものである。評価の実施に際しては、現地大使館が主体的に各種の調整作業等を行ったが、評価に一層の客観性を付与する観点からも、現地調査及び評価は、第三者機関(現地コンサルタント等)に委託した。こうして寄せられた評価内容については、現地大使館でとりまとめた上で、外務本省において、支援対象となった3カ国分を一つの報告書として統合した。

今回の報告書の公表に先立ち、12月15日には、外務省において、報道機関及びNGO関係者を対象として、「スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害に対する二国間無償資金協力に係る中間報告会」を開催し、支援の実施状況及び中間評価結果の概要について説明を行った。同報告会には約50名が出席し、出席者の多くが、報告会の内容が有意義であると考え、日本の支援についても肯定的な評価を行っていた。

同報告会の際に行った今回の支援の概要や仕組みに関する説明を、第1章「支援の概要」として再構成し、配付資料を添付している(付録2)。

外務省としては、本中間評価の結果に加え、中間報告会で頂いた意見についても、現在実施中の今回の支援のみならず、今後の大規模災害に対する支援をより効果的なものとする上でも活かしていく考えである。このように不断の改善を行うことにより、日本の知見を活かした、ODAによる防災・災害復興支援を実施していく。

第1章 支援の概要

1. 支援の特徴

本件支援には、次の三つの特徴がある。

(1)「ノン・プロジェクト無償資金協力」による支援

今回の支援の第一の特徴は、ノン・プロジェクト無償資金協力(以下「ノンプロ無償」と略する。)という仕組みを活用した点である。ノン・プロジェクト無償においては、資金を拠出する段階では、具体的な支援内容を確定しない。このため、被災地のニーズや他ドナーとの調整を踏まえ、柔軟に実施する案件を選定することが可能となる。

通常のプロジェクト型案件では、調査から着工まで最低1～2年かかるところ、今回の支援では、迅速な支援が可能となっている。また、通常 of 自然災害に対応する場合には、被災地におけるニーズを特定することが比較的容易なことから、緊急無償という枠組みを活用することが多い。しかしながら、今回のような未曾有の規模の災害については、迅速に対処する一方、膨大な被災ニーズを随時特定していくことが不可欠であり、ノンプロ無償を活用することが適当であると判断した。

この支援は、緊急に必要とされる物資の供与のみならず、被災した学校、病院といった各種の施設の緊急な修復・再建といった事業も支援の対象としている。さらに、現地や近隣国の物品、資材等を活用することが可能となっている(通常 of ノンプロ無償は、物資の調達のみが対象となっており、外貨支援の性格があることから海外からの輸入が原則となっている)。

(2)調達代理機関(JICS)による資金管理・調達代行

第二の特徴は、資金の適正な管理・使用を確保する観点から、調達代理機関を活用しているという点である。その利点としては、まず調達代理機関が資金を管理することにより、我が国が被災国政府に供与した資金が、被災国政府の独自財源や他ドナーからの援助資金と混合されたり、その用途が不明になったりすることが避けられることが挙げられる。また、被災国政府に供与した資金が、適正に管理されているだけでなく、山積する復旧・復興事業に自ら携わる被災国政府の行政負担を軽減することにつながっている。

(3)政府間協議会(コミッティー)の活用

第三に、被災国政府と現地 of 大使館が資金の用途内容を協議し、進捗に関する課題を検討するために、政府間協議会という場を設置した点である。こうした枠組みを活用することにより、決して「押しつけ of 援助」とはならず、被災国政府 of 希望を具体化し、円滑な実施を実現する上で必要な助言等を日本が行う機会が確保されている。

2. 迅速なニーズ把握

- (1) 被災発生後間もなく、現地の日本大使館員は邦人保護のために現場に駆けつけるだけでなく、JICA職員等とも協力しつつ、被災地において何を必要としているかを、被災者とのコミュニケーションを通じて即座に把握するよう努めた。実際、大使館員は津波発生後1年間の間に、スリランカにおいては、のべ60回、モルディブにおいては、のべ40回、それぞれ被災地域に出張している。インドネシアにおいては、のべ884日間、合計83人が被災地に出張している。こうした出張を重ねることにより、現地におけるニーズを把握するだけでなく、個別案件の進捗状況もフォローしている。
- (2) JICSは1月5日から被災3ヶ国に職員を派遣し、ニーズ確認のための調査を行っている。また、JICAも、プロジェクト形成調査を1月23日以降順次派遣した。これらの調査において、被災民や政府関係者との協議が行われ、ニーズや被災状況が確認された。ノン・プロジェクト無償資金協力は、これらの調査結果を参考に、対象とするニーズの特定を行った。
- (3) その後も、JICAやJICSを中心に順次具体的な調査を行い、被災国政府のニーズの案件化を支援している。

写真(右):被災国政府からのニーズ確認作業



3. 津波災害支援の流れ

本件支援は、概ね次の流れに従い進められている(図1参照)。

(1) 閣議決定・E/N締結

昨年12月26日の津波発生後、本年1月17日に支援を閣議決定し、同日に交換公文(E/N)を署名した。

(2) 資金供与

1月19日に各国政府の口座に全額の資金拠出を完了した。

(3) 政府間協議会の開催(随時)～案件選定

その後、随時政府間協議会(コミッティー)が開催され、実施する案件が正式に決定されている。協議会では、先方政府主導で行われた具体的ニーズの把握(被害調査を含む)、複数案件の優先順位付け(予算配分を含む)、案件実施の妥当性についての調査の結果を踏まえて、議論が行われる。また、協議会は、案件の採択だけでなく、進捗状況の確認、問題点の洗い出しについても随時議論されている。

(4) 設計、調査、入札準備等

採択された案件については、まず、調査・設計等を含む事前調査、機材の技術仕

様や価格に関する調査が行われる。施設案件では、用地の取得(収用)、測量、設計を事前に実施する必要がある。また、先方政府が策定する各種ガイドライン等を勘案した上で、調査等を実施する必要がある(特に津波発生後に作成された各種の指針の内容を案件の仕様に反映させることが不可欠である)。

次に、業者選定に必要な機材等の仕様を詳述した、競争参加者に示される説明資料(入札図書等)を作成する必要がある。この説明資料には、競争条件、納入条件、技術仕様、契約書案等が含まれる。

(5)入札手続～業者契約

調達の公平性、透明性、競争性を確保する観点からも不可欠なプロセスである。具体的には参加者募集・案内(入札公示等)、説明資料(入札図書等)配布、質問・回答、契約者の選定・評価、選定結果の先方政府による承認、結果の通知、契約手続等が含まれる。その後、落札者と業者契約が結ばれる。

(6)物品の納入または工事の実施

具体的には、物品の製造、輸送、通関、国内配布を含む。物品によっては在庫状況、機材の性質等により、受注生産によってのみ調達が可能となることから、製造・納入に数ヶ月以上かかることもある。施設工事案件については、案件の規模によっては工期が長くかかる場合がある。

(7)業者への支払

物品の納入や施設の竣工という形で事業が完成し、契約金額が支払われる。

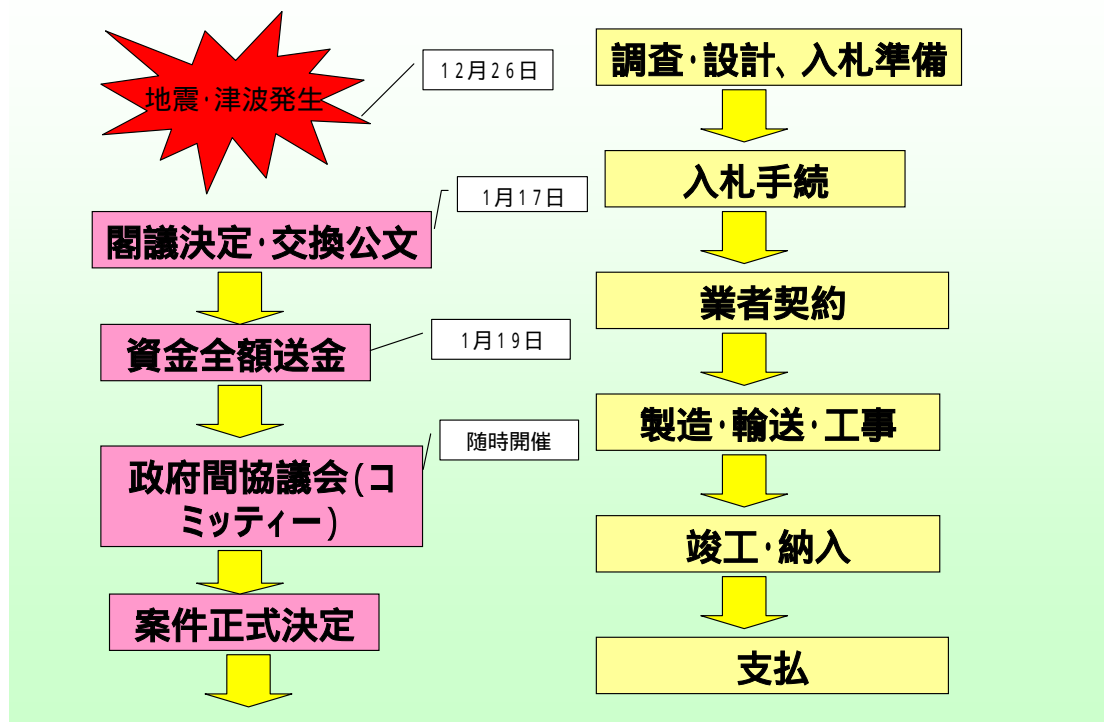


図1 津波災害支援の流れ

4. 公正な資金管理のための体制(図2参照)

援助のために供与された資金を公正に管理し、入札手続を始めとする調達手続の透明性・公平性を確保するため、被災国政府の資金管理及び調達手続を代行する調達代理機関を活用している。

ノン・プロジェクト無償においては、交換公文の署名を了した後、被災国政府の銀行口座に日本政府から資金が一括で送金される。その上で、被災国政府は交換公文締結後に調達代理機関と調達代理契約を結ぶ。調達代理機関は、被災国政府に代わって、援助資金を管理する。また、調達代理機関が業者選定から案件実施監理までの調達手続を一貫して請け負い、業者への支払も行う。こうした手続を行うことにより、資金の使途がより明確になり、我が国の援助資金が公正かつ透明に管理・使用されている。

このような調達代理機関を用いた支援は、開発援助に置いては通常行われており、他のドナー・国際機関も実施している。今回の支援に関与している日本国際協力システム(JICS)のほかにも、国連プロジェクト・サービス機関(UNOPS)や英国のクラウン・エージェント等が調達代理機関として活躍している。

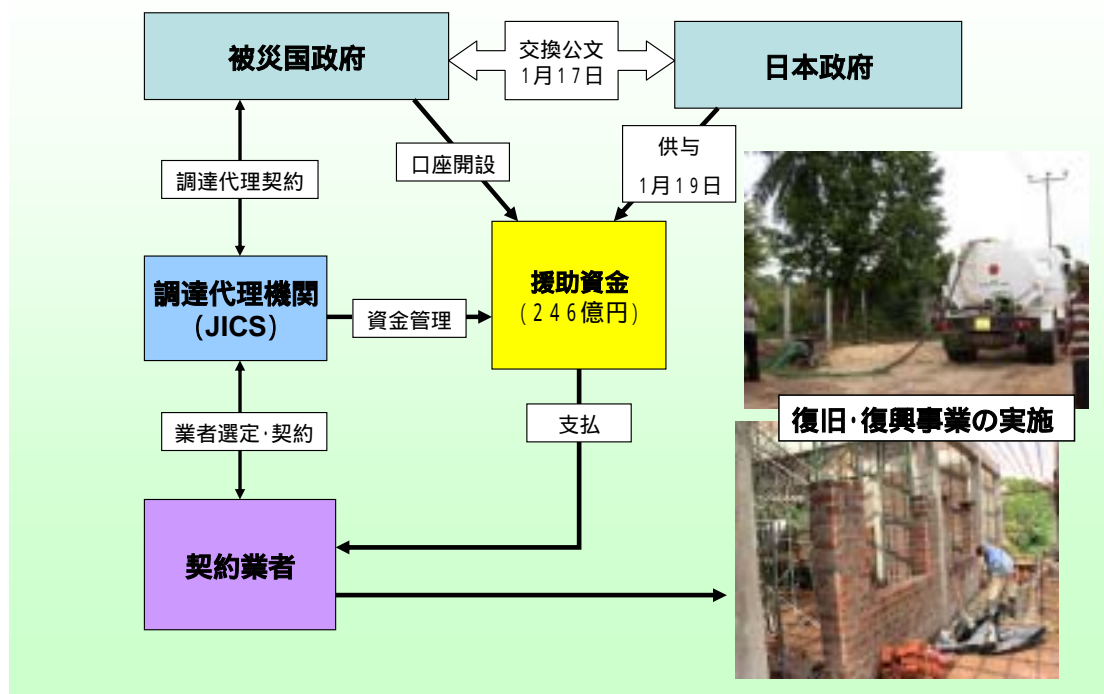


図2 公正な資金管理のための体制

5. ニーズの特定とオーナーシップの確保

我が国が供与した資金で実施する案件は、「政府間協議会」(コミッティー)という枠組みを利用し、選定されている。被災国政府は、実施したい案件を政府内で選定し、優先順位付けを行った上、コミッティーで日本側に相談することになる。また、この協議会を使って、日本政府は、支援の実施促進を行い、案件を進捗させる上で障害となっている問題の是正や、課題の解決につき被災国政府と協議を行っている。

コミッティーには、先方政府の援助調整担当省庁や各省庁が、日本側は現地の大使館が参加し、また、アドバイザーとして、調達代理機関(JICS)やJICAも参加する。調達代理機関は、手続・工期等、調達の観点から助言を行い、JICAは調査・設計等に関する観点から助言を行う(図3参照)。

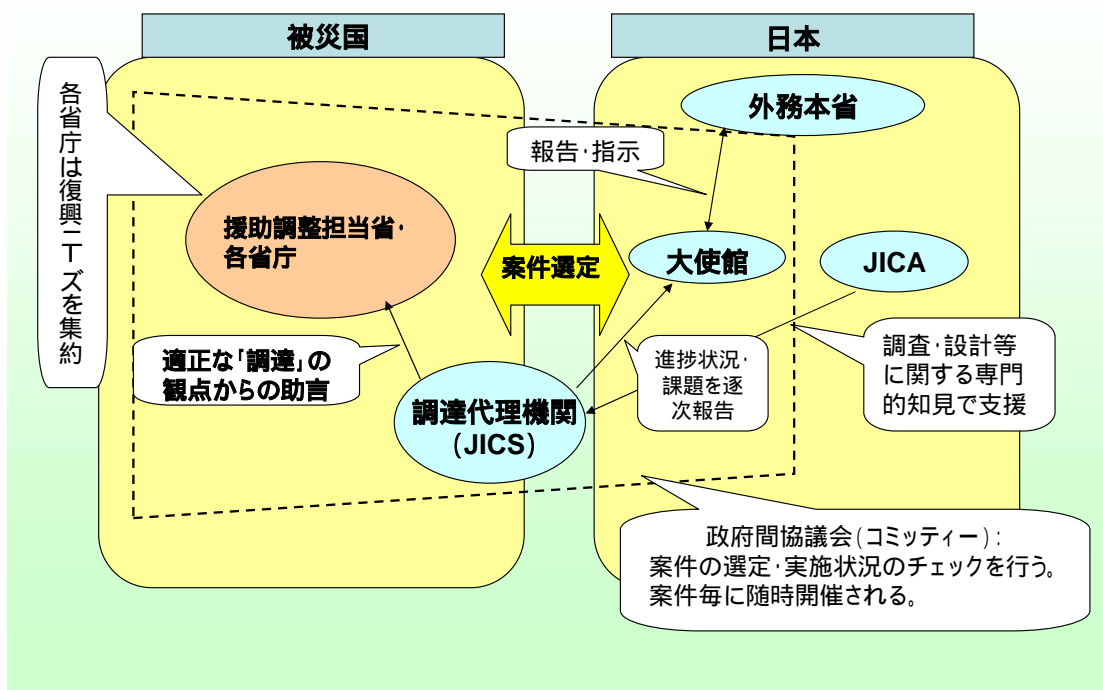


図3 政府間協議会の開催を通じたニーズの特定とオーナーシップの確保

6. 様々な分野に対する支援

本件支援においては、様々な分野が対象となっている(図4参照)。

スリランカでは、衛生施設、被災者住宅、学校修復等、インドネシアでは、医療機材、上水道修復、大学修復等、モルディブでは、漁業支援、公共インフラ等に使われている。このように被災国及び被災地のニーズに基づき、被災した各種セクターにおける緊急の復旧事業のために活用されている。また、単に多様な分野の事業が行われて

いるわけではなく、ノンプロ無償による支援は、各被災国政府が選択した最も優先度の高い分野が対象となっている。無論、優先度が高いことが、小規模で簡易の事業を意味するものではなく、大型案件でも被災者救済の為優先度の高いものが対象となっている。

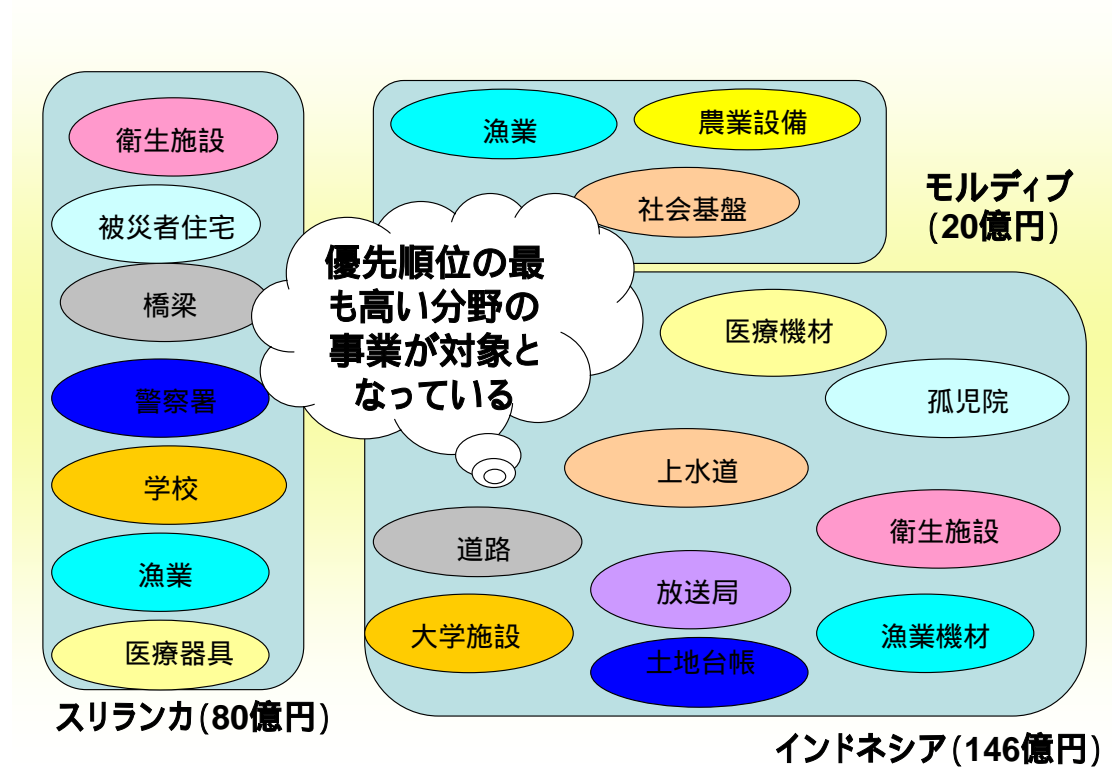


図4 様々な分野に対する支援・被災国における支援対象

7. 各国で実施している支援の内容

各被災国において実際に実施されている事業は次のとおり(12月15日現在)。

(1) スリランカ(80億円)

1	中古バキュームカーの輸送及び高圧洗浄機の購入計画
2	給水車および貯水タンクの購入計画
3	発電機購入計画
4	上水道の再整備(水管橋他の整備)
5	被災者用住宅

6	建設用重機械等の購入計画
7	橋梁工事計画
8	警察署再建計画
9	小中学校再建計画
10	漁業用機材購入計画
11	医療関連機材購入計画
12	被災地巡回用車両調達計画

(2)インドネシア

1	緊急支援物資(医薬品/医療機材)
2	保健所の再建事業
3	ラジオ・テレビ放送支援事業
4	道路緊急復旧事業
5	放水路(護岸工事)等の緊急復旧事業
6	水道・衛生施設復旧事業
7	孤児院の再建事業
8	漁業支援事業
9	市場復旧整備事業
10	大学復旧等支援事業
11	職業訓練学校支援事業
12	寄宿舍に対する支援事業
13	土地台帳修復計画

(3)モルディブ

1	漁業関連機材購入計画
2	公共施設・設備整備計画

第2章 支援対象国における案件の進捗状況・評価結果の ポイント

第 2 章 支援対象国における案件の進捗状況・評価結果のポイント

1. スリランカ(80億円)

番号	分野	案件名	調達品目	目的 / 期待される裨益効果	実施状況
					中間評価結果
1	衛生・生活	中古バキュームカー（移送、保守管理指導、スペアパーツ）及び高圧洗浄機の供与計画	バキュームカー9台（横浜市からの無償供与）の輸送 バキュームカースペアパーツ一式 バキュームカー技術者の派遣 高圧洗浄機9台	被災民のキャンプ、仮設住宅等におけるし尿処理を行い、被災民の生活衛生状況を保つために、バキュームカー及び高圧洗浄機を供与する。 本件供与機材により、被災民の生活衛生環境の水準が維持され、伝染病等の発生等保健医療上の深刻な問題の発生を防ぐことが期待できる。	全て納品済。 本支援は 津波被災後の緊急ニーズに合致していること、 供与内容については、当国政府内で十分検討されたものであること、 現地において適切な維持管理が行えるよう必要な技術指導が含まれていることから、妥当性は極めて高く、当国政府及び国民から高い評価を受けている。
2		避難民キャンプ・仮設住宅地域への給水車・貯水タンクの供与計画	給水車11台 貯水タンク30基	被災民のキャンプ地及び仮設住宅地域において、被災民に安全な水を供給することを目的として、給水車及び貯水タンクを供与する。本支援により、被災民の安全な水が確保され、基礎的生活環境の一つが改善されることから、被災民の自立支援に向けた取り組みを支援することが可能となる。	全て納品済。 本支援は 津波被災後の緊急ニーズに合致していること、 供与内容については、当国政府内で十分検討されたものであること、 現地において適切な維持管理が行えるよう必要な技術指導が含まれていることから、妥当性は極めて高く、当国政府及び国民から「安全な水の確保」のための迅速な対応として高い評価を受けている。なお、貯水タンクは比較的簡易な構造であるために同時期に多くのドナーが集中的に供与を行うことから配布先として真にニーズのある地域の同定に苦慮する場面があったことから、調達時期を踏まえた貯水タンクの容量、数量の調整が必要。
3		被災者用住宅支援	友好村建設（移転住宅建設、公共インフラ施設（道路、上水道、配電、幼稚園、コミュニティホール、公共ランド、バス停、郵便局、コミュニティ地区行政事務所、小規模市場等）の整備）	津波被災後、スリランカ政府が防災の観点から海岸沿いの建造物の建設を禁止したことから、被災した住民の移住のために共同住宅の建設をタウンシップとして周辺公共インフラの整備を含めて支援する。	いずれも今月末までに契約を了し、2006年1月着工予定（2006年10月完工予定）。 本支援は 住宅分野を最優先分野とする当国政府のニーズに合致していること、 当国の住宅支援に係るガイドラインを満たしていること、 実施体制についてJICA調査により確認されていること、 ムスリム・タミルの両コミティの融和が図られるよう十分配慮されていること、 コミュニティエンパワメントやコミュニティ自身による持続的発展を図るためのJICA「技術協力」と「ノンプロジェクト無償資金協力」の連携案件となっており、両スキームの相乗効果が期待できることから実施の妥当性は極めて高く、当国政府及び国民から高い評価を得ている。
4	生活	マータラ地区水管橋の復旧及び被災地域の上水道の再整備計画	水管橋の復旧工事（30M×1橋） 水道パイプ 水道メーター（60,000個）	津波により流失したマータラ地区の復旧を含め、被災地域6県の上水道排水網の修復工事を行うもの。	水道管の復旧工事は建設中、2006年2月完工予定であるも、本水管橋は災害に強い1スパン構造を採用しており、同資機材の調達状況によって、完工時期が変更する可能性がある。 機材は現在納品中。 本支援は 津波被災後の緊急ニーズに合致していること、 供与内容については、当国政府内で十分検討されたものであることから、妥当性は極めて高く、当国政府及び国民から高い評価を受けている。

5	し尿処理施設建設支援計画	し尿処理施設	避難キャンプが多い地域において衛生状況の悪化を防ぐことを目的として、し尿処理施設を建設する。	<p>パティカローアのし尿処理施設は建設準備中（雨期終了待ち）。</p> <p>ハンバントタ県のし尿処理施設は建設準備中（雨期終了待ち）。</p>
				<p>本支援は 津波被災後の当国ニーズに合致していること、 供与内容については、当国政府内で十分検討されたものであること、 フィージビリティについてJICA調査により確認されていること、 環境評価が行われていることから、妥当性は高く、避難キャンプ地や仮設住宅地域の衛生環境の維持に対応したものととして当国政府及び国民から高い評価を受けている。</p>
6	被災民キャンプ、仮設住宅への電力供給（小型発電機の供与）	小型発電機100台	被災民キャンプ、仮設住宅への電力の提供	<p>発電機は6月に納品済。</p> <p>セイロン電力庁県事務所まで配布済。設置場所について現在、スリランカ側にて調整中。</p>
				<p>本機材は、仮設キャンプにおける主要な生活インフラとしての電力提供を行うものであり、被災民の生活の安定、心身の安定、治安維持等に関する効果が認められる妥当な機材であり、当国政府及び国民から評価されている。しかし、津波発生後、現地に納品されるまで約半年を要したことから電力が復旧したキャンプ、他のNGO等の支援により自助努力で発電機を調達したキャンプもあり、大きなニーズの変化が見られる。また発電機用燃料はスリランカ側負担を前提としているが、津波後スリランカ政府の財政支出急増により予算割当は十分ではなく、一部の箇所設置が遅れている。</p>
7	建設用重機械及び既存機械のスペアパーツの購入計画	建設機械（ブルドーザー1台、削掘機2台）建設機械修復に必要なスペアパーツ（一式）	復興に係る土木工事等に必要な建機及びスペアパーツを供与する。	<p>建設機械は5月納品済。</p> <p>スペアパーツは7月納品済。</p>
				<p>瓦礫除去等の復旧作業に関する膨大な需要に対応するためには、多くの建設重機が必要であり、国家資機材公社の制度を活用し、新規調達に加え、スペアパーツ供与によって部品の故障により稼働しなかった建設重機を修理し、復旧のニーズに対応した本支援は妥当であり、当国政府及び国民から高い評価を得ている。</p>
8	輸送 橋梁・コースウェイの修復	南部5橋梁 東部4箇所コースウェイの修復	コロンボとゴール、マータラ等の南部主要都市を結ぶ幹線道路(AA002国道)や東部海岸沿いを走る幹線道路(A4国道)及び、国道上の橋梁やコースウェイが津波による甚大な被害を受けたため物流のボトルネックになっていることから、橋梁・コースウェイの復旧工事を行い、様々な復興事業を円滑に進める環境を整備する。	<p>南部5橋梁は建設中、2006年8月完工予定。</p> <p>東部4箇所コースウェイは建設中、2006年10月完工予定。</p>
				<p>復旧・復興作業を進める上で、道路網の再整備は最優先で取り組む課題であり、また橋梁・コースウェイは交通のボトルネックにもなり、緊急に復旧させる必要があることから、本支援を行うことに対して当国政府及び国民から高い評価を得ている。</p>
9	治安 警察署再建計画（6カ所）	警察署（交番）建設工事6箇所	被災地域の治安維持を図ることを目的として、津波で被災した警察署を再建・移転し、警察機能の回復を図る。	<p>5カ所は建設中、2006年5月～10月で順次完工予定。</p> <p>残り1カ所（ハンバントタ県）も現在調達手続中、2006年11月完工予定。</p>
				<p>治安の維持及び被災民の安心・安全という環境の確保を目的とする本案件は、当国ニーズに合致した妥当なものであり、当国政府及び国民から高い評価を得ている。</p>

10	教育	小中学校再建計画（13校）	学校建設13校	津波により被害を受けた小中学校の再建、移転を行い、計13校の児童約7,000人及びその両親・家族、地域コミュニティーに裨益する。	<p>建設中8校（うち1校は今月完工予定。他も2006年6月～2007年7月にかけて順次完工予定）。 契約済2校。 入札手続または準備中3校（今月契約完了予定）</p> <p>本支援は 当国の復旧・復興のニーズに合致していること、 当国の学校再建に係るガイドラインを満たしていること、 フィージビリティについてJICAの調査により確認されていることから妥当性は極めて高く、また他ドナー機関と比較して、極めて順調に進捗しており、当国政府及び国民から高い評価を得ている。</p>
11	漁業	漁業用機材購入計画	<p>コンテナワークショップ11台 船外機スペアパーツ 漁船修復用材料 漁船修復 漁船1,772台 漁具 船外機300台 沿岸漁業用練習船（日本型1隻、ローカル型2隻） コンテナタイプ製氷機11台 コールドストレージ12台 保冷車30台 冷凍車150台 漁船修理材一式 漁港修復</p>	被災漁民支援のために必要な機材の提供・修復及び漁港の修復を行うことにより、漁業関係の被災民約80万人に裨益する。	<p>コンテナワークショップは10月納品済。 船外機スペアパーツは10月納品済。 漁船修復用材料は7月納品済。 漁船修復は実施中、2006年5月完了予定。 漁船は現在納品中。 漁具は10月納品済。 船外機は9月納品済。 沿岸漁業用練習船は日本型は建造中、ローカル型は入札手続き中。 コンテナタイプ製氷機・コールドストレージは現在納品中。 保冷車は現在製造中、2006年5月納品予定。 漁港修復は建設中、2006年10月完工予定。</p> <p>被災者の多くが漁民であることから、わが国が被災漁民の自立支援として様々な漁業分野への支援を行うことの妥当性は高く、当国政府及び国民から高い評価を得ている。しかし、競争入札のため、納入までに時間を要することから被災漁民のニーズが変化し、想定していた配布計画通りの配布が困難になった、漁船、エンジン、漁具を異なるサプライヤーから調達することになったり、周辺の津波被災国でも同様の需要があり供給が追いついていない、等のため一部混乱が生じた。いくつかの物品を合わせて提供することにより効果発現が図られる場合は配布時期を合わせた一括提供が不可欠であり、そのための柔軟な調達制度が必要である。</p>
12	医療	医療関連機材購入計画	移動検診車5台（搭載医療機材を含む） 33病院向け医療機材一式、狂犬病対策用機材一式	津波で被害を受けた地方病院（診療所）の治療機材の最設置、地方病院で十分な治療を受けられない被災患者のための移動検診、津波により破壊された狂犬病対策施設の復旧を行うことにより、被災地の医療レベルの回復・向上を行う。	<p>移動検診車は2006年1月納品予定。 発電機と冷蔵庫を除く医療機材は10月納品済（発電機について、当初配布予定の病院の中に、既にバックアップ用発電機を設置した病院があり、ニーズの変化が見られたことから、当国政府と協議の上、ニーズのある他の病院への設置を検討中）。 狂犬病対策用機材は納品中、2006年1月納品完了予定。</p> <p>本案件は当国ニーズに十分合致しており、また、その必要性については当国政府内で十分検討された上で決定されたものであることから、妥当性は認められる。また当国政府及び国民からも、津波災害後の重要な課題であった「被災民の健康維持」に対して対応した支援であるとして、高い評価を受けている。</p>
13	行政	津波被災県の復興事業調整のための行政官用の車両の提供	ピックアップトラック64台（含むスペアパーツ）ピックアップトラックの借り上げ22台	津波被害を受けた11県が復興事業調査用の移動手段を持っていないため、支援調整に支障を来していることから、四輪駆動車を提供し、県行政レベルにおける効率的な復興事業の調整体制を整備する。 また新規調達の車両が納入されるまでは借り上げにて対応する。	政府、国際機関、NGO等様々な機関が復旧・復興作業を行っているが、これらを調整統括する県・地区職員への移動手段の提供は復旧・復興事業を促進させる本支援の妥当性は高く、当国政府及び国民から高い評価を得ている。本件のように緊急性が極めて高い案件については通常の調達手続きでは現地の緊急ニーズに即応できない可能性があることから、迅速な入札契約手続を行う必要がある。

2. インドネシア (146億円)

番号	分野	案件名	調達品目	目的 / 期待される裨益効果	実施状況
					中間評価結果
1	医療	緊急支援物資 (医薬品/医療器具)	医薬品 (約250種類) 医療器具 (約110種類) 上記品目の使用状況のモニタリング	津波被害により衛生状態が悪化した地域に、医薬品と注射器等の医療器具を供与する。 基礎的な医薬品等を供与することにより、地域の衛生環境の回復等が期待される。	医薬品は一部納品済。残りは納品済の使用状況を確認した上で調達予定。 医療器具は一部納品済。残りは2006年2月納品予定。
					被災地では医薬品、医療器具が不足しており、地域住民及び現地メディアが本件を高く評価していることから、本件の実施は妥当と考えられる。一方、実施機関や住民からは現地のニーズに則した柔軟な対応を要望する意見もあったことから、残りの調達についてはより現地のニーズに則した支援が求められる。
2	医療	保健所の再建事業	保健所5箇所の修復 救急車 研究用ラボ機材 医療キット 巡回治療用車両・バイク等	被災した保健所を復旧し、救急車等の機材を供与する。 地域医療の核となっている保健所の復旧及び機材を供与することにより、地域医療の機能回復に寄与することが期待される。	機材は一部を除き年内には契約予定。2006年4月から7月にかけて順次納品予定。 保健所の修復は2006年6月に完工予定。
					今般被災した保健サービスの機能回復を図る本件の実施は妥当と考えられる。インドネシア政府機関、地域住民、メディアからも本件支援に対して高い評価が得られている。今後は案件形成・スペック準備段階に専門家の派遣等の支援が求められる。
3	放送	ラジオ・テレビ放送支援事業	ラジオ局向け放送機材 (家具、取材車両、緊急機材、リハビリ機材) テレビ局向け放送機材一式 (取材車両、緊急機材、リハビリ機材) ラジオ局の局舎修復工事	地震により被災した放送局に機材を供与し、スタジオなどの局舎を修復する。 地域住民に地震や津波情報を正確に伝えるメディアの再建を支援することにより、防災体制の整備等が期待される。	家具、取材車両は納品済。 緊急機材、リハビリ機材は2006年1月から10月にかけて順次納品予定。 ラジオ局の修復工事は2006年5月完工予定。
					ラジオ放送、テレビ放送は住民の情報入手に不可欠であり、その機能回復を図る本件の実施は妥当と考えられる。インドネシア政府機関及び実施機関からは本件支援に対して高い評価が得られているが、地域住民に対しては本件支援があまり認識されていない。そのため、今後は実施機関に対して積極的な広報を働きかける必要がある。
4	輸送	道路緊急復旧事業	建設機械 資材 (蛇籠、コルゲートパイプ) 道路 (ムラボー・チャラン間等) の復旧	スマトラ島西海岸の主要都市であるチャランとムラボー間約122kmの道路を補修する。 同地域間及び他地域との交通の復旧を通じて、当該地域経済の復旧に寄与するとともに、復興事業を加速させ地域の持続的発展に貢献する。	建設機械、資材の大部分は納品済。2006年3月までに全て納品予定。 復旧工事は契約済。2006年6月完工予定。
					スマトラ島西海岸地域の復興には交流・物流の動脈となる道路の復旧が不可欠であり、本件の実施は妥当と考えられる。但し、工事完成までに日数を要する見込みであるため、今後同様の支援を行う際には実施機関との調整や工事区間の選定、設計、入札契約等の短縮に一層努める必要がある。

5	社会基盤	放水路（護岸工事）等の緊急復旧事業	建設機械7品目 資材（蛇籠、土嚢袋） 掘削機1台 移動式排水ポンプ1台 放水路及び護岸工事	バンダアチェ市内を流れる4本の河川の護岸及び放水路を修復する。海水の進入被害を受けている周辺農地が復旧されるとともに、洪水防止効果が期待される。	建設機械、資材の大部分は納品済。 移動式排水ポンプ、掘削機は年内に契約予定。2006年7月納品予定。 工事は契約済。2006年5月から12月に順次完工予定。
					バンダ・アチェの塩害、水害の危険性を軽減するためには被災した護岸の復旧が不可欠であり、本件の実施は妥当と考えられる。但し、工事完成までに日数を要する見込みであるため、今後同様の支援を行う際には案件形成、入札図書準備の迅速化に努める必要がある。
6	生活	水道・衛生施設復旧事業	建設機械 衛生施設用機材（バキュームカー、ゴミ収集用トラック、消防車、トラック） 水道管約200kmの補修	地震・津波により破損した水道管を補修する。地域の衛生状態の向上が期待される。	建設機械の大部分は納品済。 衛生施設用機材は2006年1月までに納品予定。 水道管敷設工事は契約済。2006年12月に完工予定。
					住環境の改善が喫緊の課題である被災地において本件の実施は妥当と考えられる。地域住民や現地メディアからも本件支援に対して高い評価が得られている。但し、一部機材は納品後の登録手続きに時間を要したため十分活用できない状況にある。本件の効果を十分発揮するため、実施機関に手続きの迅速化を積極的に働きかける。
7	コミュニティ	孤児院の再建事業	孤児院の修復 孤児院向け設備一式	被災した孤児院を修復することにより、地震・津波で発生した多数の孤児の生活状況の改善に寄与する。	3箇所の子供院は2006年8月に修復完了予定。 残る3箇所の子供院は設計調査中。修復は2006年12月完了予定。 備品は2005年12月末までに契約予定。2006年9月及び12月に納品完了予定。
					社会的弱者である孤児の生活保護や教育への支援はバンダ・アチェ市が緊急に取り組むべき課題であり、本件の実施は妥当と考えられる。本件支援の効果を高めるため、修復工事及び備品納品を早急に完了させる必要がある。また、地方政府に対して案件の進捗状況を定期的に提供する必要がある。
8	産業	漁業支援事業	養殖施設向け機材（トラック、建設機械、車両） 養殖施設工事 漁具・漁船 漁獲総局向け施設の建設工事 アイスプラント機材（製氷機、冷凍庫、発電機）	津波で失われた漁船等を供与し、埋没した養殖施設等の復旧工事を行う。アチェの主要産業である漁業分野において、住民の収入手段を復活させ、生活水準を回復することが期待される。	養殖施設向け機材の大部分は契約済。2006年4月までに順次納品予定。 養殖施設工事は2006年10月までに完工予定。 漁具・漁船は2006年8月までに納品予定。 漁獲総局向け施設の建設工事は2006年9月までに完工予定。 漁獲総局向けアイスプラントの機材は2006年6月までに納品予定。
					漁業及び養殖産業の復興は、主産業である漁業関係者の所得や被災地の経済活動を回復する上で不可欠である。そのため、これらの機能回復を図る本件の妥当性は高い。中長期的に漁業分野の回復を図るためには能力開発等のフォローアップを考慮することが望ましい。
9		市場復旧整備事業	伝統的小売市場11カ所の再建工事 卸売市場1カ所の建設工事 度量衡施設の再建工事 度量衡機材一式	市場を再建し、度量衡施設を建設し、機材を供与する。農産物、海産物を販売する市場を再建することにより、住民の生活手段を確保し、地域経済の回復に寄与することが期待される。	度量衡機材は年内に契約予定。2006年9月に納品予定。 度量衡施設は2006年8月に完工予定。 市場の再建は2006年10月に完工予定。
					経済活動を促進する市場の復興は必要不可欠であり、本件の妥当性は高い。今後は調達プロセスを迅速化するとともに、活発に広報活動を行うことが求められる。

10		大学復旧等支援事業	研究室用実験機材 試薬 書籍 大学施設の工事	バンダアチェの主要2大学に対して、主に実験室用機材を供与する。高等教育、研究機関としての機能を回復させることにより、地域教育の復旧が期待される。	機材、試薬、書籍は年内に契約予定。2006年3月から5月にかけて順次納品予定。大学施設の改修は2006年4月から12月にかけて順次完工予定。
					大学は地域社会の将来を担う優秀な人材を育成するとともに、インターンの地域病院への派遣等、地域活動にも貢献してきた。そのため、本件はアチェ州全体に裨益をもたらすものであり、妥当性は高い。今後は機材調達、改修工事の加速化が求められる。
11	教育	職業訓練学校支援事業	移動職業訓練車13台 職業訓練センター向け機材6式 職業訓練センターの修復工事	電気、溶接、自動車整備等の分野において、職業訓練を実施する上で必要な機材を供与し、訓練センターの修復工事を行う。地震、津波により発生した大量の失業者が技能を身につけ、再就職することを支援する。	訓練車、機材は2006年6月から10月にかけて順次納品予定。修復工事は2006年8月に完工予定。
					貧困削減のための雇用の拡大・失業者対策は、住民の生活基盤の安定、地域の社会経済活動の活性化を図る上で重要であるため、本件の妥当性は高い。今後は調達可能な機材から順次納入するとともに、案件の進捗状況をアチェ州の労働局を通じて周知する必要がある。
12		寄宿舎に対する支援事業	マドラッサ・ベサントレン向け教室機材 公立学校向け実習機材 公立学校の修復工事	主に中学校、高校の校舎を修復し、実習機材を供与する。住民に対する中等教育の機能を回復することが期待される。	機材は2006年1月から3月にかけて順次納品予定。修復工事は2006年12月頃に完工予定。
					被災地の学校教育の復興は、アチェ州の将来を担う人材を育成するために最も緊急かつ優先すべき課題の一つであり、本件の実施は妥当である。しかし対象学校数が多い(イスラム学校81校、公立学校245校)ために、各校の要請内容の收拾・調整に日数を要している。今後は可能な限り納品、完工の時期を早めることが求められる。
13	行政	土地台帳修復計画	土地台帳の修復作業 凍結乾燥機の設置建物の建設 土地台帳の保管倉庫 デジタル化機材1式	津波により被災した約3万冊の土地の権利台帳を凍結乾燥機を用いて修復するとともに台帳をデジタル保存する。バンダアチェにおける土地の権利関係を確定させることにより、住民の生活環境を安定させるとともに、社会経済活動の活性化が図られる。	土地台帳の修復に必要な機材は納品済。JICAの技術協力により、凍結乾燥処理作業を実施中。2007年4月までに凍結乾燥作業完了予定。 デジタル化機材は2005年12月末までに契約予定。2006年2月に納品予定。
					土地台帳はアチェの復旧・復興事業において計画策定、住民移転、土地補償などに必要不可欠な公文書である。被災した土地台帳の修復により復旧・復興事業を円滑に実施することができるため、本件の妥当性は高い。また、日本、インドネシア両国のメディアで紹介される等、高い評価を得ている。その一因として、本件がJICA技術協力と緊密に連携して実施されたことが挙げられる。

3. モルディブ(20億円)

番号	分野	案件名	調達品目	目的/ 期待される裨益効果	実施状況
					中間評価結果
1	産業	漁業関連機材購入計画	漁船エンジン修理用スペアパーツ、プロペラ及びシャフトなど(13隻分)CB無線機漁業機材 85ft漁船(15隻程度。入札金額の結果により調達隻数調整。)	津波で被災した漁民に対し漁業に必要な漁船、漁具等を無償で貸与することにより、被災漁民の経済・生活基盤の再整備が図られる。	漁船エンジン修理用機材納品・漁船修理済。 CB無線機は納品済。 漁業機材はポンプ、発電機等は納入済。漁網、釣り竿は2006年2月納品予定。 85ft漁船は5隻分は契約済。残りについて調達手続中。2006年7月～11月に順次納品予定。
					<p>当国政府の、津波被災直後から漁業分野の復旧・復興を最優先事項としている方針に合致しており、またFAOの被災地実態調査に基づいた支援内容になっていることから本支援の妥当性が十分認められる。特にモルディブ漁業の中心であるカツオ漁業の再開に必要な支援であることから、当国政府及び国民から高い評価を得ている。</p>
2		行政事務所整備	ガン島行政合同庁舎整備 フォナドゥー島行政事務所整備 行政事務所用太陽光発電システム	津波被害を受けた行政事務所を再整備し行政機能を早期に回復させる。 建物は高床式の2階建てとし、津波等の避難施設を兼ね備えたものにする。更に両事務所とも電源として太陽光発電システムを設置し、災害発生時の電力源として活用し、災害復旧活動時の行政機能の維持を図る。	工事実施中、2006年9月完工予定。
					<p>津波で全壊した島からの住民受入による人口増加に対応する設計となっており、両島で実施される行政サービスに見合った規模・機能を有する建物であると認められる。また本事業は、行政サービスの拡充のみならず、高床式の2階建てとして津波等の避難所機能(太陽発電による非常用電源の確保)を兼ね備えた施設としていることから当国政府から高い評価を得ている。</p>
3	社会基盤・行政	コーズウェイの修復	ラーム環礁のガン島とフォナドゥー島間の2本のコーズウェイの修復	ガン島は公共施設(病院、中学校、公営運動場、海水淡化化装置等)が集中することから、津波により破損した両島を結ぶコーズウェイを修復することにより、ガン島へアクセスが改善され、各島民の社会生活環境の改善及び経済活動の活性化が期待される。	工事実施中、2006年9月完工予定。
					<p>津波で全壊した島からの住民受入による人口増加に対応する設計となっており、両島で実施される行政サービスに見合った規模・機能を有する建物であると認められる。また本事業は、行政サービスの拡充のみならず、高床式の2階建てとして津波等の避難所機能(太陽発電による非常用電源の確保)を兼ね備えた施設としていることから当国政府から高い評価を得ている。</p>
4		配電網の復旧	ラームアートル配電網復旧に必要な資機材及び据付工事	ラーム環礁の中で特に被害が大きかった島の配電設備の復旧に必要な資機材の調達、据付、配電網の整備を行い、島民は安定的な電力供給を確保する。	工事実施中、2006年3月完工予定。
					<p>本支援はJICA、環礁開発省、モルディブ電力庁の実施した被災地実態調査に基づくものであり、十分な妥当性と合理性が認められ、当国政府及び国民から評価を得ている。</p>

5		下水処理システム改善	改良型下水処理システム導入に必要な資機材及び据付工事	津波により下水システムが破壊され、海水の流入のため地下水の更なる水質悪化が危惧されることから、現在の簡易版に代わる下水システムを導入し、住民の生活・衛生環境を向上させる。 土壌、地下水、海水などへの影響を軽減させることにより環境保全を図る。	<p>工事中、2006年8月完工予定。</p> <p>対象のイシドー島の下水システムの問題を解決する改良型下水処理システムの導入（環境許可取得済）は妥当なもの認められる。また、モルディブ政府からは、本件は住民の生活・衛生環境を向上させつほか、また土壌、地下水、海水などへの影響を軽減させることにより、環境保全を図るものとして、他島への普及が検討されている等、高い評価を受けている。</p>
6	農業	農業関連機材供与	トラクター、ピックアップトラック、背負い式スプレーヤー、シュレッダー、船舶、発電機、スペアパーツ等	津波で被害を受けた農業訓練センターを再整備し、同センターで被災した農民への農業訓練を実施する。農作業の再開及び農業市場・流通形成に必要な農業機材を整備する。	<p>11月より納品中、2006年3月納品完了予定。</p> <p>本支援は漁業・農業・水産資源省とFAOが実施した被災地での実態調査に基づくものであり、十分な妥当性と合理性が確保されていることが認められる。モルディブの地方島は徐々に農業が普及しつつあったが、今回被害を受けたことから、被災島民の生活生計への自立支援として高い評価を受けている。</p>

第3章 スリランカ支援中間評価結果

津波ノンプロ無償資金協力の第3者評価について（スリランカ）

津波被災支援としてスリランカ政府に供与した「ノンプロジェクト無償資金協力(80億円)」による支援事業について第3者評価を実施したところ、以下のとおり報告する。

1. 委託機関

Resources Development Consultants 社

同社は、1976年に設立され、これまで、世銀、ADB、UNDP、JBIC、JICA等が実施している社会経済開発プロジェクトに係るモニタリング、評価、プロジェクト・デザイン等の業務に関わった実績のある機関である（ホームページ：www.rdc-lk.com）。

2. 実施目的

下記「5. 案件分類」に沿った「案件評価」として、個々の案件の進捗状況を中心としたモニターを行い、「支援の効果」等の評価を行わせた。

3. 実施方法

(1) 実施手法（委託したコンサルタントが以下を行う）

実施機関に対して、案件の目的、背景等を聴取する。

ノンプロ無償運営管理委員会（以下）に対して、選定等の経緯、問題点について聴取する。

（イ） ODA タスクフォース（大使館、JICA、JICA 緊急開発調査団）

（ロ） スリランカ側（財務計画省、国家計画委員会等）

各案件について、現地サンプル調査をおこない、現状を調査する。

機材案件で配布がこれから開始されるもの、施工案件で工事中のものについては、現場調査を踏まえ、目的設定の妥当性、期待される効果等について考察する。

(2) 報告内容

案形形成プロセス・選定の妥当性及び提供した機材の活用状況、進捗状況等

支援の効果（政策的な観点及び受益者からの観点を含む）

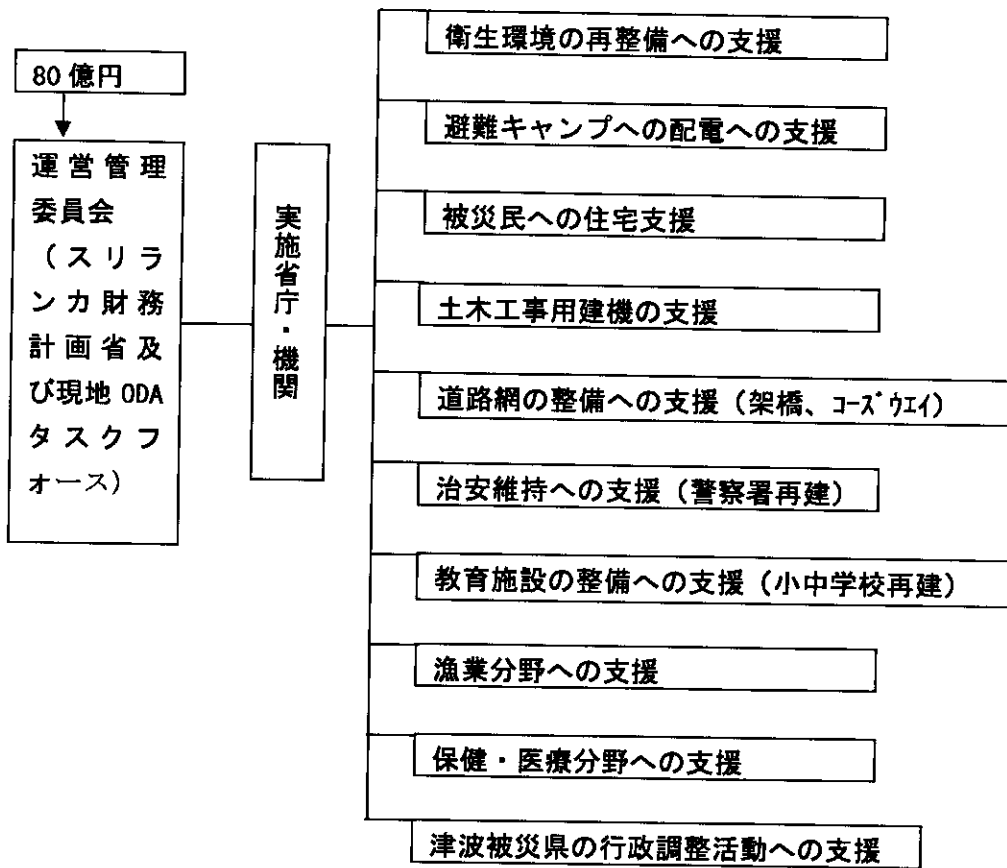
評価（目的設定の妥当性、改善点、教訓等を含む）

4. 津波ノンプロ無償資金協力の運営管理形態

津波ノンプロ無償資金協力は、被災国政府（スリランカ）が実施する緊急復旧事業への支援としている。そのため、本資金（80億円）の管理については、スリランカ政府（財務計画省）及び日本側代表（ODA タスクフォース）からなる「運営管理委員会」によって、実施省庁が策定する「復旧・復興事業計画」の妥当性等を判断し、実施に移すこととなる（機材、役務の調達代行は、JICS が実施）。

運営管理委員会で選定した緊急復旧事業の分類（セクター）は次のとおりとなった。

津波ノンプロ無償資金協力の運営管理形態と支援セクター



5. 評価案件の分類

ノンプロ無償による支援事業は、上記4. の分類毎に、各実施省庁（セクター）が要請した、

- ①「当該目的を達成するための複数の機材供与のパッケージ」
- ②「緊急復旧に資する公共インフラ整備にかかる施設案件」

への支援となり、次のとおり10分野22案件となり、同22案件の評価を実施した。

分野	案件名 (案件評価票名)
衛生環境の再整備への支援	バキュームカー（移送、保守管理指導、スペアパーツ）及び高圧洗浄機の供与計画
	避難民キャンプ・仮設住宅地域への給水車・貯水タンクの供与計画
	マータラ地区水管橋及び被災地域の上水道の再整備計画（水管橋の復旧、水道パイプ・水道メーターの供与）
	し尿処理施設建設支援計画（パティカロア県、ハンバントタ県）
避難キャンプへの配電への支援	避難民キャンプ、仮設住宅への電力供給（小型発電機の供与）
被災民への住宅支援	日本-スリランカ友好村建設 その1 イクバルナガール地区

	日本-スリランカ友好村建設 その2 ヒジラナガール地区
	日本-スリランカ友好村建設 その3 コナサプリ地区
土木工事用建機の支援	建設機械、建設機械スペアパーツの供与
道路網の整備への支援	東部地域4カ所のコースウェイ（海岸土手道）の修復支援
	南部地域5カ所の橋梁修復支援
治安維持への支援	6カ所の警察署再建支援計画
教育施設の整備への支援	13カ所の小中学校再建計画
漁業分野への支援	漁船修理への支援（コンテナタイプワークショップ・船外機スペアパーツ・漁船の修復に必要な材料の提供）
	漁民への漁船の提供支援（含む漁具）
	漁業訓練船の新規調達支援
	水産物流通・水産市場の復興支援（コンテナタイプ小型アイスプラント、コールドストレージ、保冷車の供与）
	ゴール漁港及びタンガラ漁港の再整備
保健・医療分野への支援	移動検診車の供与計画
	被災地における基礎的診療サービス回復のための医療機材供与計画（地方33病院への医療機材供与）
	狂犬病予防・診断施設の機能回復計画
津波被災県の行政調整活動への支援	津波被災県の緊急復旧事業調整のための行政官用の車両の提供（ダブルキャビン・ピックアップの供与及びレンタカーの提供）

なお、コンサルタントより、為替管理に係る全般的な課題として、以下の点が言及されている。

ノンプロ無償資金協力は、円貨で管理することを原則としているため、E/N 交換時の1月のレート（1米ドル＝約104円）に対して、12月2日現在では1米ドル＝約119円との円安となっており、対スリランカルピーでも、E/N 交換時に比べて約12.3%の為替差損が生じている（1月平均中間レート：1円＝0.9647ルピーに対して12月6日付け中間レート：1円＝0.8413ルピー）。対スリランカ80億円の供与額においては、結果として、円貨契約が約30億円となり、残りはすべてローカル調達で、ほとんどがスリランカルピー建てでの契約となるため、ルピー換算した場合、単純計算でも約6.2億円相当、支援規模が縮小したことになる。日本の支援資金を効果的に活用するためには、今後、ローカル調達が想定される場合、ローカル通貨若しくは外貨での資金管理等、為替管理を行うことも必要と考える。

6. 案件評価

別添参照

スリランカ津波被災支援

1. 津波被災状況 (TAFREN とりまとめ)

- (1) スリランカ沿岸部の3分の2強が津波の被害を受けた。
- (2) 漁業分野には60万人以上が従事し、かつ、沿岸部に多くの漁民（多くが貧困・零細）が居住していたため、今次津波により、漁民は、住居、漁船、漁具を流失し、生活基盤を失った。また、漁港が壊滅的な状況となり、漁業分野は大きな打撃を受けた。
- (3) 沿岸部の公共インフラ（道路、鉄道、橋梁、港湾、上水道、配電網、学校、病院、警察等）、民間セクター（ホテル、商店、住宅、農地、市場等）が被害を受けた。
- (4) GDP 成長率は当初見込みの6%程度から5%程度にまで下落すると予想されているほか、財政赤字は2004年のGDP比7.6%から8.2%へ悪化する見込みとなっている。また、援助物資の需要増加は原油価格の高騰等と相まって、年平均12%程度の物価上昇を引き起こしている。

死者	38,000名以上（その他行方不明者約5000名）
被災者数	80万人以上
家屋損壊	約8万戸以上（内漁民4万戸以上）
被災施設 （全壊、一部損傷等 を含む）	<ul style="list-style-type: none">* 病院・ヘルスセンター約72カ所* 学校約182校* 港湾漁港施設：13カ所以上、ほか相当数の漁船、漁具* 道路：被災総延長1,615Km、23架橋* 鉄道：被災総延長160Km、35駅、11鉄橋* 観光：被災ホテル84カ所以上* その他：被災配電網総延長600Km、水道網への被害

スリランカ国におけるノンプロ無償津波復興支援地図



スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）
衛生環境の再整備への支援：
バキュームカー（移送、保守管理指導、スペアパーツ）及び高圧洗浄機の供与計画

作成日：平成17年12月9日

担当公館名：在スリランカ日本大使館	
国名：スリランカ	
案件名：衛生環境の再整備への支援： バキュームカー（移送、保守管理指導、スペアパーツ）及び高圧洗浄機の供与計画	
実施機関：都市開発・水供給省（国家上下水道公社）	
案件の目的及び概要	<p>被災民のキャンプ、仮設住宅等におけるし尿処理を行い、被災民の生活衛生状況を保つために、バキュームカー及び高圧洗浄器を供与するもの。</p> <p>(1) バキュームカー（9台）の提供支援 横浜市から寄贈を受けたバキュームカー移送 バキュームカー保守管理指導のための専門家派遣 バキュームカースペアパーツ（1式）の供与</p> <p>(2) 高圧洗浄機（9台）の調達支援 避難キャンプの仮設トイレや避難先学校のトイレの清掃のために、バキュームカーと連動して使用するとともに、必要に応じて、仮設住宅地域のトイレ等の清掃に使用される。</p> <p>(3) 配布地域（各地域1台） 北部地域 ムラティブ県、ジャフナ県の国家上下水道公社地方事務所 東部地域 トリンコマリ県、パティカロア県、アンパーラ県の国家上下水道公社地方事務所 南部地域 ゴール県、マータラ県の国家上下水道公社地方事務所 西部地域 コロンボ県（同県の被災地域を中心に活用）</p>
1. 案件の進捗状況	<p>(1) バキュームカー（9台）の提供 移送にかかるサービスの提供 契約日：平成17年2月28日 契約先：関東物産会社 契約金額：¥1,968,608 進捗状況：平成17年3月29日 納入完了 平成17年3月30日 引渡式</p> <p>バキュームカー保守管理指導 契約日：平成17年3月24日</p>

	<p>契約先：モリタエコノス 契約金額：¥1,700,000 進捗状況：平成 17 年 4 月 7～8 日 保守管理指導実施 バキュームカースペアパーツ（1 式） 契約日：平成 17 年 7 月 7 日 契約先：関東物産会社 契約金額：¥5,397,543 進捗状況：平成 17 年 10 月 25 日納入済</p> <p>(2) 高压洗浄機（9 台） 契約日：平成 17 年 3 月 14 日 契約先：日世貿易株式会社 契約金額：¥2,569,950 進捗状況：平成 17 年 4 月 29 日納入済</p>
<p>2. 案件の妥当性</p>	<p>(1) 昨年 12 月に発生した広域津波災害により、死者・行方不明者数 38,000 名以上、被災者数 80 万名以上、家屋損壊数約 8 万戸等甚大な被害が生じ、避難キャンプ数は全国で 800 ヶ所以上に達した。避難キャンプ地の仮設トイレや、避難先となっている学校の既存のトイレのし尿処理能力では追いつかず、衛生状況の悪化が危惧され、バキュームカー及びトイレ清掃のための高压洗浄機の配備は喫緊の課題となった。そのため、横浜市から寄贈を受けたバキュームカーを本資金で緊急移送し、合わせ、バキュームカーの清掃活動に必要なとなる高压洗浄機を同時に供与したものである。</p> <p>(2) 本件は、都市開発・水供給省及び国家災害対策本部から要請されたものであり、財務計画省、大使館、JICA、JICS 関係者から構成される「ノンプロジェクト無償運営管理委員会」において、検討され決定に至ったものである。</p> <p>(3) なお、横浜市からの無償供与された 9 台のバキュームカーは、製造後 8 年以上経過した日本製の中古車であったため、実際にし尿処理活動に従事する都市開発・水供給省国家上下水道公社のスタッフに対して、バキュームカーの運転・操作指導及び維持管理指導を行うとともに、今後、1 年以上、正常に稼働させるために必要と考えられるスペアパーツを供与したものである。</p> <p>(4) 以上のとおり、本案件は 津波災害後の緊急ニーズに合致していること、 供与内容については、スリランカ政府内で十分検討されたものであること、 現地において適切な維持管理が行えるよう必要な技術指導が含まれていることから、妥当性は極めて高い。</p>
<p>3. 施設 / 機材の活用度</p>	<p>(1) 本件供与機材の活用状況については、当初、避難キャンプや避難先の学校等で使用されていたものの、キャンプ数の減少（仮設住宅への移動）に伴い、現在は、主に仮設住宅地域で有効活用されている。</p> <p>(2) なお、ゴール県のバキュームカーの活用状況については、自民党視察団（宇野団長、平成 17 年 5 月 7 日）による現地視察によっても確認されている。なお、提供されたバキュームカーの運行管理は、国家上下水道公社現地事務所によって、使用状況がモニターされている。</p>

	<p>(3) 収集後のし尿処理については、回収された汚物の処理施設が十分でないことから、新たな処理施設の建設が急務となっていた。そのため、国家上下水道公社と各県行政官事務所との間で調整を了した2ヶ所(ハンバントタ県、バツティカロア県)のし尿処理施設の新設を、ノンプロ無償資金協力による支援対象案件として採択し、現在、工事契約を了し、建設準備中である(平成12月2日現在)。</p>
4. 案件終了後に期待される効果	<p>(1) 本件供与機材により、被災民の生活衛生環境の水準が維持され、伝染病の発生等保健医療上の深刻な問題の惹起を防ぐことが期待できる。</p> <p>(2) また、生活衛生環境の問題を解消することにより、被災民の自立支援に向けた取り組みを助長することが期待される。</p>
5. 他ドナーによる支援との関係(重複の有無等)	<p>UNICEFも国家上下水道公社に対して、バキュームカーの供与を行っているが、同公社による調整や、日本大使館とUNICEFとの情報交換により、対象地域の調整が図られており、支援の重複はなく、効果的に活用されている。</p>
6. 広報効果(ビジビリティー)	<p>(1) し尿処理の問題は、津波災害後の緊急人道支援として最重要事項の一つであり、スリランカ政府、国民及びマスコミの関心は極めて高く、バキュームカーの引渡式については、当地テレビニュースで繰り返し報じられた他、英語紙、シンハラ紙、タミル紙の新聞各紙で大々的に報道された。</p> <p>(2) 本件対象地域は、北・東部を含む9県の避難キャンプや仮設住宅地域に及び、ODAマークが塗装されたバキュームカーが巡回してし尿処理を行うことから、日本の迅速な津波復旧支援への貢献を広域的に示している。</p> <p>(3) バキュームカーの維持管理について適切な技術指導やスペアパーツの供与が行われており、同車両が長期間使用されることから、我が国貢献を長きにわたり示すことが期待できる。</p> <p>(4) このことから、本件は極めて高い広報効果を有していると考えられる。(参照:別添2)</p>
7. 被援助国等による評価	<p>(1) 昨年12月に発生した広域津波災害により、死者・行方不明者数38,000名以上、被災者数80万名以上、家屋損壊数約8万戸等甚大な被害が生じ、避難キャンプ数は全国で800ヶ所以上に達し、未曾有の災害となった。被災地、避難キャンプ地、仮設住宅地で生活を余儀なくされている被災民にとり、生活衛生環境の維持は急務となっていた。</p> <p>(2) 本件は、津波災害後の喫緊の課題であった衛生分野における支援に迅速に対応したものであり、当国政府及び国民から高い評価を受けている。</p>
8. 教訓・提言等	<p>(1) 教訓 本件の場合、横浜市が既存のバキュームカーを無償供与したことにより、新規製造した場合に比べて、短期間で提供できたものであるが、同車両の仕様が当国のもととは異なっていたことから、適切な維持管理が可能となるよう、技術指導及び必要なスペアパーツを併せて支援した。 大規模災害時に中古機材を供与する場合は、被援助国の仕様を十分調査した上で、維持管理についても十分な配慮が求められる。</p> <p>(2) 提言</p>

	<p>大規模災害時には、大量の避難キャンプ生活者等を生じることから、し尿処理等の生活衛生環境の維持は、人間の安全保障の観点からも、緊急性が極めて高く、迅速な対応が求められる。日本政府は、こうした事態に即応できるよう、これまでの世界各地の大規模災害の事例を十分踏まえ、予め地方自治体等からの定期的な情報収集により、必要機材の活用可能な在庫等を把握しておくことが重要である。</p>
9. その他	<p>バキュームカーについては、当国政府から要請された後（平成 17 年 1 月 10 日）仕様及び維持管理方法について確認・調整を進め、緊急移送し、3 月 30 日に引渡式を行ったもので、各被災地域において有効活用されている。こうした迅速かつ効果的な支援に対して、スリランカ政府から横浜市に対して感謝状が送付された。</p>

添付資料

別添 1：写真資料

別添 2：当地報道記事

別添 3：当国政府からの横浜市への感謝状

避難民キャンプ・仮設住宅における衛生管理への支援：
バキュームカー（移送、保守管理指導、スペアパーツ）及び高圧洗浄機の供与計画
（写真資料）

1. バキュームカー（9台）の提供支援

2005年3月30日、ODA ステッカー及び横浜市寄贈ステッカーが貼付された9台のバキュームカーが引き渡された。



引渡式では、日本・スリランカ両国国旗が飾られ、両国間の友好関係を示すものとなった。



須田在スリランカ日本国大使からグナワルダナ都市開発・水供給大臣に引き渡された。



4月7日、供与されたバキュームカーの適切な利用と維持管理が行われるよう、日本人技術者による技術指導が実施された。



バキュームカーの各部品について、念入りな説明が行われた。



バキュームカーを使った実技指導



2. 高圧洗浄機（9台）の提供支援

2005年4月30日に調達された高圧洗浄機（9台）



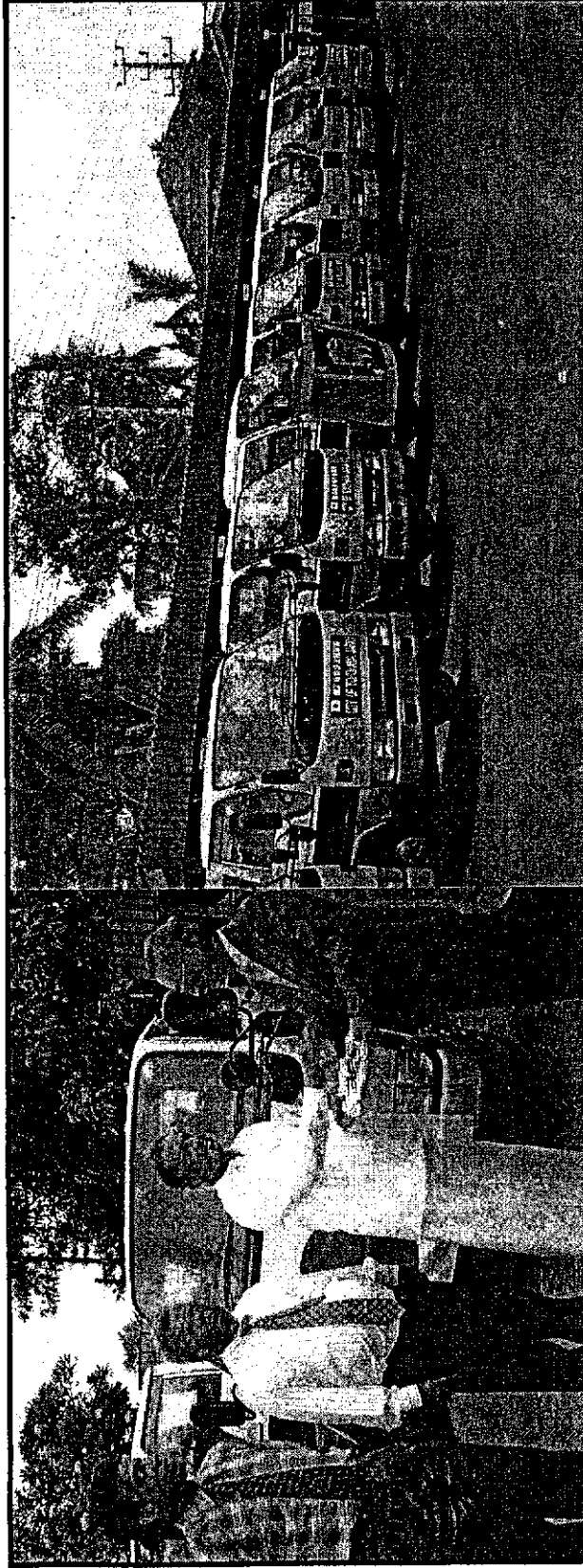
被災地域で有効活用されている高圧洗浄機（1）



被災地域で有効活用されている高圧洗浄機（2）

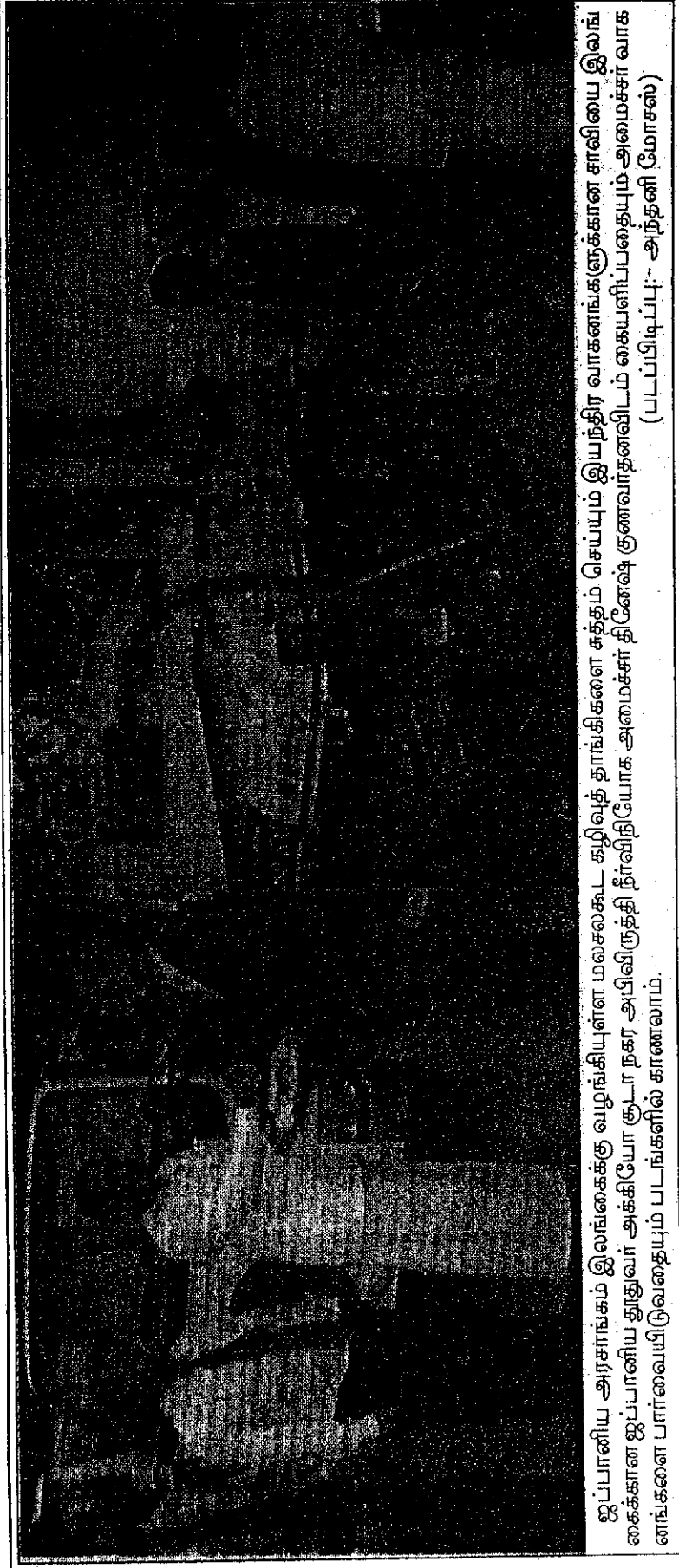


The JICA donated Rs.470 million worth of equipments to the Water Supply and drainage board on Wednesday. Picture shows that Japanese Ambassador Akio Suda is officially handing over the equipments to Urban Development Minister Mr. Dinesh Gunawardene.



ஜப்பான் நாட்டின் ஜெயக்கா நிறுவனம் நேற்றுமுன்தினம், தேசிய நீர்வழங்கல், வடிகால்மைப்புச் சபைக்கு சுமார் 47 கோடி ரூபா பெறுமதியான தண்ணீர் பவுசர்கள், தண்ணீர் தாங்கிகளை வழங்கியது. மேற்படி நிகழ்வில் ஜப்பானிய தூதுவர் அகியோசூடா அவற்றை வைபவரீதியாக அமைச்சர் தினேஷ் குணவர்த்தனவிடம் வழங்குவதையும், வழங்கப்பட்ட வாகனத் தொகுதியையும் படங்களில் காணலாம்.

PICTURE SHOWS THAT THE JAPANESE AMBASSADOR IS HANDING OVER THE KEYS
OF DONATED GULLY SUCKERS TO URBAN DEVELOPMENT MINISTER MR. DINESH
GUNAWARDENE.



ஜப்பானிய அரசர்ங்கம் இலங்கைக்கு வழங்கியுள்ள மலசலகூட கழிவுத் தாங்கிகளை சுத்தம் செய்யும் இயந்திர வாகனங்களுக்கான சாவியை இலங்கைக்கான ஜப்பானிய தூதுவர் அக்கியோ கூடா நகர அபிவிருத்தி நிர்வாகியாக அமைச்சர் தினேஷ் குணவர்தனவிடம் கையளிப்பதையும் அமைச்சர் வாகனங்களை பார்வையிடுவதையும் படங்களில் காணலாம்.
(படப்பிடிப்பு:- அந்தனி மோசஸ்)

THE GOVERNMENT OF JAPAN DONATES 30 WATER TANKS TO THE
TSUNAMI REFUGES

சுனாமி அகதிகளுக்கு குடிநீர் வழங்க ஜப்பான் 30 தண்ணீர் பவுசர்கள் அன்பளிப்பு

(ஏஸ்.என்.ஆர். பிள்ளை)
சுனாமியால் பாதிக்கப்பட்டு பொது இடங்களில் தஞ்சமடைந்துள்ள அகதிகளுக்கு குடிநீர் வழங்க 30 தண்ணீர் பவுசர்களையும் சுனாமியால் செயலற்றுள்ள குளியலறை மலசல கூடங்களின் கழிவுத்தாங்கிகளை சுத்தம் செய்வதற்குரிய இயந்திரம் பொருத்திய ஒன்பது வாகனங்களையும் ஜப்பான் இலங்கை அரசாங்கத்துக்கு அன்பளிப்பு செய்துள்ளது. இதன் முதல் தொகுதியான கழிவுத்தாங்கிகளை சுத்தம் செய்யும் இயந்திர வாகனங்களை கையளிக்கும் வைபவம் நேற்று மாலை இரத்தமலானையில் உள்ள நீர்விநியோக தலைமை அலுவலக வளவில் நடைபெற்றது.

மேற்படி வாகனங்களை ஜப்பான் தூதுவர் அக்கியோ சூடா நகர அபிவிருத்தி நீர்விநியோக அமைச்சர் தினேஷ் குணவர்தனவிடம் கையளித்தார். இந்த கையளிப்பு வைபவத்தில் அமைச்சர் தினேஷ் குணவர்தன உரையாற்றுகையில், ஜப்பான் இலங்கையின் பாலிய நண்பன். நாம் சவால்களுக்கு முகம் கொடுத்த போதெல்லாம் ஜப்பான் உதவி கரம் நீட்டியுள்ளது. இலங்கை மக்களின் வாழ்க்கை தரத்தை உயர்த்த ஜப்பான் பல

வழிகளிலும் நிதியுதவிகளை செய்து வருகிறது. பொது மக்களுக்கு நல்ல குடிநீரை வழங்க அரசாங்கம் மேற்கொண்டு வரும் அபிவிருத்தி திட்டங்களுக்கு ஜப்பான் நிதியுதவி வழங்கி வருகிறது. ஜப்பான் வழங்கியுள்ள இயந்திரங்கள் வடக்கு - கிழக்கு மாகாணங்களுக்கும் வழங்கப்படும். யாழ். மாவட்டத்தில் சுனாமியால் பாதிக்கப்பட்ட மக்களுக்கு புதிய வீடுகளை கட்டிக் கொடுக்க எனது அமைச்ச நடவடிக்கை எடுத்துள்ளது என்றார்.

ஜப்பான் தூதுவர்

இலங்கைக்கான ஜப்பானிய தூதுவர் அக்கியோ சூடா பேசுகையில் புதிய இயந்திரங்களை உற்பத்தி செய்ய காலதாமதம் எடுக்கும். இதையைடுத்து ஜப்பான் நாட்டின் யேக்கோமா நகர மக்கள் இந்த ஒன்பது இயந்திர வாகனங்களையும் இலங்கைக்கு அன்பளிப்பு செய்தனர். குறித்த இயந்திர வாகனங்களை விமானம் மூலம் இங்கு கொண்டுவர போதிய வசதிகள் இல்லாத காரணத்தினால் கப்பல் மூலம் கொண்டுவரப்பட்டது. காலதாமதத்திற்கு இதுவே காரணம். இந்த இயந்திரங்கள் வடக்கு - கிழக்கு பகுதி உட்பட இராணுவ கட்டுப்பாடற்ற பகுதிகளுக்கும் அனுப்பப்பட வேண்டுமென்றார்.

(英訊)

The government of Japan yesterday handed over 30 water tanks and 9 gully suckers to enhance the sanitation in tsunami devastated areas. The handing over ceremony of the machineries and equipments took place at the National Water Supply and drainage board on Wednesday at Rathmalana. The Japanese Ambassador Akio Suda was officially handed over the first consignment of machineries and equipments to Urban Development Minister Mr. Dinesh Gunawardene.

During the ceremony Minister Mr. Dinesh Gunawardene said that the Japan is the long standing friend of Sri Lankan people and it's helping from many ways to the enhancement of the people in Sri Lanka. Minister also said that the Japanese government giving financial aid to the Sri Lankan government's safe drinking water projects too, and the machines, which donated by Japan, will be sending to Jaffna shortly.

Japanese Ambassador Akio Suda, speaking at the ceremony said that people of Yokohama were donated the nine gully suckers, and the lack of transport facilities the machineries and equipments hasn't arrived on time. The Japanese Ambassador also said that the machineries also should send to North-East including uncleared areas.

JICA DONATES RS.470 MILLION WORTH OF EQUIPMENTS TO THE WATER SUPPLY
AND DRAINAGE BOARD

தேசிய நீர் வழங்கல், வடிகாலமைப்புச் சபைக்கு

47 கோடி ரூபா பெறுமதியான உபகரணங்கள் ஐப்பானிய அரசின் ஷெய்க்கா நிறுவனம் அன்பளிப்பு

பேருவளை, ஏப். 01
ஆழிப்பேரலை அனர்த்தத்தினால் பாதிக்கப்பட்ட பகுதி மக்களுக்கு சுத்தமான குடி தண்ணீர் பெற்றுக்கொடுக்கவும், கழிவுகளை அகற்றும் பணியை மேற்கொள்ளவும் ஐப்பான் அரசின் ஷெய்க்கா நிறுவனம் 46 கோடி 60 லட்சம் ரூபா பெறுமதியான 11 தண்ணீர் பவுசர்களையும், 9 கழிவு கற்றும் வண்டிகளையும், 30 பாரிய அளவிலான நீர்த்தாங்கிகளையும், 60 ஆயிரம் தண்ணீர் மானியங்களையும் தேசிய நீர் வழங்கல் வடிகாலமைப்புச் சபைக்கு அன்பளிப்புச் செய்துள்ளது.

ஆழிப்பேரலையால் பாதிக்கப்பட்ட யாழ்ப்பாணம், திருகோணமலை, மட்டக்களப்பு, அம்பாறை, காலி, மாததறை, அம்பாந்தோட்டை ஆகிய பிரதேச மக்களின் உபயோகத்திற்கான ஷெய்க்கா நிறுவனம் இந்த

உபகரணத் தொகுதியை நிர்வாகம் வடிகாலமைப்புச்சபைக்கு வழங்கியுள்ளது.

இந்த உபகரணத்தொகுதி மற்றும் பவுசர் வண்டிகள் கையளிக்கும் வகைவகை நேற்று மாலை இரத்தமலானையில் உள்ள நிர்வாகக் கல் சபைத் தலைமையகத்தில் நடைபெற்றது.

சபையின் தலைவர் லால் செனவிரத்னவின் தலைமையில் நடைபெற்ற இவ்வகைவகை நகராபிவிருத்தி நிர்வாகம் அமைச்சர் தினேஷ் குணவர்தன, இலங்கையின் ஐப்பானிய தூதுவர் அக்கியோ ரூடா உட்பட ஷெய்க்கா நிறுவன முக்கியஸ்தர்கள் பலரும் கலந்துகொண்டனர்.

அமைச்சர் தினேஷ் குணவர்தன இங்கு உரையாற்றும்போது கூறியதாவது:-

இலங்கையின் அபிவிருத்தி நடவடிக்கைகளுக்கு ஐப்பானிய அரசு பரிய அளவிலான உதவிகளைச் செய்து வருகிறது. ஆழிப்பேரலை அனர்த்தத்தின் பின்னர் நாட்டை மீளக் கட்டியெழுப்பப்பள்ளிகளுக்கு ஐப்பான் வழங்கிவரும் உதவிகள் குறித்து நன்றி தெரிவிக்கிறேன்.

ஆழிப்பேரலையில் பாதிக்கப்பட்ட வடக்கு - கிழக்கு உட்பட தென்பகுதி மக்களுக்கு தண்ணீர் பகிர்ந்தளிக்க இன்று தண்ணீர் பவுசர்களையும், கழிவுகற்றும் பாரிய களரக வாகனங்களையும் அன்பளிப்புச் செய்தமைக்கு அரசின் சார்பில் நன்றி தெரிவிக்கிறேன்.

இலங்கைக்கும் ஐப்பானுக்கும்மிடையிலான உறவு மிக நெருக்கமானது. இந்த நட்பு என்றும் நீடித்து நிலைக்கவேண்டும். ஆழிப்பேரலை அழிவற்ற வடக்கு - கிழக்குப் பகுதியை மீளக் கட்டியெழுப்பத் தேவை

யான திட்டங்கள் வகுக்கப்பட்டுள்ளன என்றார்.

ஐப்பானிய தூதுவர் அக்கியோ ரூடா பேசும்போது கூறியதாவது:-

இலங்கையின் அபிவிருத்திப் பணிகளுக்கு ஐப்பான் அரசும் உதவிகளைச் செய்து வருகிறது. இரு நாடுகளுக்கிடையிலான உறவுகள் நீண்டளவும் சித்திரபூர்வமானவையுமாகும்.

ஆழிப்பேரலையால் பாதிக்கப்பட்ட இலங்கை வாழ் மக்களுக்கு ஐப்பான் பெருமளவில் உதவிகளைச் செய்துள்ளது. இதன் மூலம் வடக்கு - கிழக்கு வாழ் மக்களும் பயனடைவார்கள்.- என்றார்.

சபையின் பொதுமுகாமையாளர் எம். விக்ரமகே நன்றியுரை வழங்கினார்.

(= 105 10)

JICA PROVIDES MASSIVE ASSISTANCE TO THE TSUNAMI VICTIMS

கடல் அனார்த்தத்தினால் பாதிப்புற்ற மக்களுக்காக ஜப்பான் அரசின் ஜெய்க்கா நிறுவனத்தினால் பெருமளவிலான உதவிப் பொருட்கள் அன்பளிப்பு

(பேருவளை விசேட திருபுரீ)

கனாமியினால் பாதிக்கப்பட்ட பகுதி மக்களுக்கு சுத்தமான குடிநீர் பெற்றுக் கொடுக்கவும், கழிவுகளை அகற்றும் பணியை மேற்கொள்ளவும் ஜப்பான் அரசின் ஜெய்க்கா நிறுவனம் 466 மில்லியன் ரூபா பெறுமதியான 11 தண்ணீர் பெளசர்களையும், 9 கழிவுகற்றும் வண்டிகளையும், 30 பாரிய அளவிலான நீர்த்தாங்கிகளையும், 60,000 தண்ணீர் மானிகளையும் தேசிய நீர்வழங்கல் வடிகாலமைப்புச் சபைக்கு அன்பளிப்புச் செய்துள்ளது.

கனாமியினால் பாதிக்கப்பட்ட யாழ்ப்பாணம், திருகோணமலை, மட்டக்களப்பு, அம்பாறை, காலி, மாத்தளை, அம்பாந்தோட்டை ஆகிய பிரதேச மக்களின் உபயோகத்திற்காக ஜெய்க்கா நிறுவனம் இந்த உபகரண தொகுதியை நீர் வழங்கல் வடிகாலமைப்புச் சபைக்கு வழங்கியுள்ளது.

இந்த உபகரண தொகுதி மற்றும் பெளசர் வண்டிகள் கையளிக்கும் வைபவம் நேற்று 30ம் திகதி மாலை இரத்தமலாணையில் உள்ள நீர்

வழங்கல் சபை தலைமையகத்தில் நடைபெற்றது.

சபையின் தலைவர் வால் செனவிரத்ன தலைமையில் நடைபெற்ற இவ்வைபவத்தில் நகர அபிவிருத்தி நீர் வழங்கல் அமைச்சர் தினேஷ் குணவர்தன, இலங்கைக்கான ஜப்பானிய தூதுவர் அக்கியோ சுடா மற்றும் ஜெய்க்கா நிறுவன முக்கியஸ்தர்கள் பலரும் கலந்து கொண்டனர்.

அமைச்சர் தினேஷ் குணவர்தன இங்கு உரை யாற்றும் போது, இலங்கையின் அபிவிருத்தி நடவடிக்கைகளுக்கு ஜப்பான் பெருமளவில் உதவுகிறது. ஜப்பானிய மக்களும் உதவிகளைச் செய்து வருகின்றனர். கனாமி அனார்த்தத்தின் பின்னர் நாட்டை மீளக் கட்டியெழுப்பும் பணிகளுக்கு ஜப்பான் வழங்கிவரும் உதவிகள் குறித்து நன்றி தெரிவிக்கின்றேன்.

கனாமியினால் பாதிக்கப்பட்ட வடக்கு கிழக்கு உட்பட தென்பகுதி மக்களுக்கு வழங்கியுள்ள உதவிகளுக்காக அரசின் சார்பில் ஜப்பானிய அரசுக்கு நன்றி தெரிவிக்கின்றேன்.

இலங்கைக்கும் ஜப்பானுக்குமிடையிலான உறவு மிக நெருக்கமானது. இந்த நட்பு என்றும் நீடித்து நிலைக்க வேண்டும். கனாமியினால் அழிவுற்ற வட - கிழக்கு பகுதியை மீள கட்டியெழுப்ப தேவையான திட்டங்கள் வகுக்கப்பட்டுள்ளன என்றார்.

ஜப்பானிய தூதுவர் அக்கியோசுடா பேசும் போது இலங்கையின் அபிவிருத்திப் பணிகளுக்கு ஜப்பான் அரசும் அவ்வப்போது உதவி வருகிறது. அந்நாட்டு மக்களும் அவ்வப்போது உதவிகளைச் செய்து வருகின்றனர். இரு நாடுகளுக்கிடையிலான உறவுகள் நீண்டது. சரித்திர பூர்வமானது.

கனாமியினால் பாதிக்கப்பட்ட இலங்கை வாழ் மக்களுக்கு ஜப்பான் பெருமளவில் உதவிகளைச் செய்துள்ளது. இன்று கையளிக்கப்பட்ட உபகரண தொகுதி மூலம் வட, கிழக்கு வாழ் மக்களும் பயனடைவார்கள் என்றார்.

சபையின் பொது முகாமையாளர் எம். விக்கிரமசேகர நன்றியுரை வழங்கினார்.

(別添3)

ජාතික ජල සම්පාදන හා ජලාපවහන මණ්ඩලය தேசிய நீர் வழங்கல் வடிகாலமைப்புச் சபை National Water Supply & Drainage Board



සභාපති
தலைவர்
Chairman } Tel : 2634488
Fax: 2611234

උප සභාපති
உப தலைவர்
Vice Chairman } Tel : 2635883
Fax: 2610034

ප්‍රධාන කාර්යාලය
தலைமை அலுவலகம்
Head Office } Tel : 2635281-3, 2635247
2638999

වැ. ඔස. අංකය
த.பெ. இல. } 14
P. O. Box }
கல்விசை
Mt. Lavinia

සාමාන්‍යාධිකාරී
பொது முகாமையாளர்
General Manager } 2636449

ක්‍රියාකාරී අධ්‍යක්ෂ
தொழிலாளர் பணிபுள்ளர்
Working Director } Tel : 2636901
Fax: 2610034

Fax : 2636449, 2635999
E-mail : nwsdbch@sltnet.lk

ගාලු පාර
காலி வீதி
Galle Road }
රත්මලාන
Ratmalana, Sri Lanka.

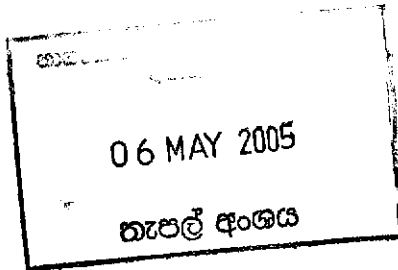
මගේ අංකය
எமது இல. }
My No. } AGM/JPU/JICS/
Emergency Assistance 0029

ඔබේ අංකය
உமது இல. }
Your No. }

2005-05-03

His Worship the Mayor
Yokohama City of Japan,
Japan.

Through
Dr.(Mr.) Y. Miyahara
1st Secretary,
Japan Embassy in Sri Lanka.



Signature:
Date:

Through
Secretary
Ministry of Urban Development & Water Supply,

Signature: 
Date: 06.05.2005

Honourable Sir,

ආචාර්ය ජනරාල් ජනරාල්
අතිරේක ලේකම් (ජල සම්පාදන)
ජාතික සංවර්ධන හා ජල සම්පාදන මණ්ඩලය
8 වන මහල, "සෙක්සිරිපාය"

Ref: **Japanese Non Project Grant Aid of US \$ 80 million to Sri Lanka for Relief, Rehabilitation & Reconstruction efforts in Tsunami affected areas**

Sub: **Donation of Nine Numbers Gully Suckers to Sri Lanka by Yokohama City of Japan**

We, National Water Supply & Drainage Board of Sri Lanka would like to acknowledge with sincere thanks the receipt of 9 nos. Gully Suckers, which were donated by the Yokohama City of Japan as a relief assistance in rehabilitation & reconstruction efforts in Tsunami affected areas of Sri Lanka.

We are grateful to the Yokohama City of Japan and the people of Japan for their generous attitude towards the Sri Lankan people, affected by Tsunami.

Yours respectfully,


S.L. Seneviratne
Chairman
National Water Supply & Drainage Board

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）

衛生環境の再整備への支援：

避難民キャンプ・仮設住宅地域への給水車・貯水タンクの供与計画

作成日：平成17年12月9日

担当公館名：在スリランカ日本大使館	
国名：スリランカ	
案件名：衛生環境の再整備への支援： 避難民キャンプ・仮設住宅地域への給水車・貯水タンクの供与計画	
実施機関：都市開発・水供給省国家上下水道公社	
案件の目的及び概要	<p>被被災民のキャンプ及び仮設住宅地域において、被災民に安全な水を供給することを目的として、所管機関である国家上下水道公社に対して、給水車及び貯水タンクを供与するもの。</p> <p>(1) 給水車（容量 6000 ㍓ 11 台） （配布先） 北部地域 ムラティブ県（1 台）、ジャフナ県（1 台）の国家上下水道公社地方事務所 東部地域 パティカロア県（2 台）、アンパーラ県（1 台）の国家上下水道公社地方事務所 南部地域 ゴール県（2 台）、マータラ県（2 台）、ハンバントタ県（2 台）の国家上下水道公社地方事務所</p> <p>(2) 貯水タンク（容量 5000 ㍓ 30 基） （配布先） 北部地域 ジャフナ県（4 基） 東部地域 トリンコマリ県（4 基）、パティカロア県（4 基）、アンパーラ県（4 基） 南部地域 ゴール県（4 基）、マータラ県（4 基）、ハンバントタ県（4 基） 西部地域 カルタラ県（2 基）</p>

1. 案件の進捗状況	<p>(1) 給水車 (容量 6000 ℓ 11 台) 契約日: 平成 17 年 3 月 15 日 契約先: Lanka Development Network (PVT) Ltd. 契約金額: Rs.30,943,000.00 進捗状況: 平成 17 年 4 月 30 日納入済み</p> <p>(2) 貯水タンク (容量 5000 ℓ 30 基) 契約日: 平成 17 年 3 月 21 日 契約先: Plasticshells Ltd. 契約金額: Rs.986,340.00 進捗状況: 平成 17 年 3 月 29 日納入済み</p>
2. 案件の妥当性	<p>(1) 昨年 12 月に発生した広域津波災害により、死者・行方不明者数 38,000 名以上、被災者数 80 万名以上、家屋損壊数約 8 万戸等甚大な被害が生じ、避難キャンプ数は全国で 800 ケ所以上に達した。避難キャンプ地や仮設住宅地域では安全な水の確保が重要となったほか、多くの地区で水道網が津波により被害を受けたため、市民生活を安定させる上でも、給水車等の提供は急務であった。給水車、貯水タンクは、被災民の生活に直結するだけに、支援のニーズは高い。</p> <p>(2) 本件は、都市開発・水供給省から要請されたものであり、財務計画省、大使館、JICA、JICS 関係者から構成される「ノンプロジェクト無償運営管理委員会」において、検討され決定に至ったものである。</p> <p>(3) 以上のとおり、本件は 当国ニーズに合致していること、 供与内容については、スリランカ政府内で十分検討されたものであることから、妥当であると認められる。</p>
3. 施設 / 機材の活用度	<p>当初、避難キャンプや避難先の学校等で使用されていたものの、キャンプ数の減少 (仮設住宅への移動) に伴い、現在は、主に仮設住宅地域で活用されている。なお、提供された給水車の運行管理は、国家上下水道公社現地事務所によって、使用状況がモニターされている。</p>
4. 案件終了後に期待される効果	<p>給水車及び貯水タンクが供与されることにより、被災民の安全な水が確保され、基礎的な生活環境の一つが改善されることから、被災民の自立支援に向けた取り組みを支援することが可能となる。</p>
5. 他ドナーによる支援との関係 (重複の有無等)	<p>(1) UNICEF も国家上下水道公社に対して、給水車の供与を行っているが、同社による調整や、日本大使館と UNICEF との情報交換により、対象地域の調整が図られており、支援の重複はなく、効果的に活用されている。</p> <p>(2) 貯水タンクについては、各ドナー機関も支援しているが、設置場所については、国家上下水道公社及び現地対策本部が設置された各県地方行政官事務所、県内各地区行政事務所の調整により、重複なく有効に活用されている。</p>

<p>6 . 広報効果 (ビジビ リティー)</p>	<p>本件で供与された車輛・物資は、いずれも安全な水の確保の観点から、津波災害後の支援として極めて重要であるも、貯水タンク及び給水車の広報効果については、以下のような差異がみられた。</p> <p>* 貯水タンク</p> <p>ノンプロで調達した本機材の引き渡しは、3月30日(バキュームカーと併せて実施)等と遅れたため、引き渡し式の開催によって一定の広報効果を得たものの、津波直後から、多くのドナー機関が貯水タンクを提供していることから、実効性の点では課題を残した。</p> <p>* 給水車</p> <p>給水車の供与は、日本の支援(11台)が最大である。ODAマークが塗装された給水車が、その機動性を活かして広い地域で給水活動を展開していること、また、仮設住宅地域への給水活動は長期にわたるため、日本の貢献を継続的かつ広域的に示すことが可能となっている。</p>
<p>7 . 被援助国等による 評価</p>	<p>(1) 昨年12月に発生した広域津波災害により、死者・行方不明者数38,000名以上、被災者数80万名以上、家屋損壊数約8万戸等甚大な被害が生じ、避難キャンプ数は全国で800ヶ所以上に達し、未曾有の災害となった。被災地、避難キャンプ地、仮設住宅地で生活を余儀なくされている被災民にとり、安全な水の確保は重要な課題となっていた。</p> <p>(2) 本件は、津波災害後の重要課題であった「安全な水の確保」に対して迅速に対応したものであり、当国政府及び国民から高い評価を受けている。</p>
<p>8 . 教訓・提言等</p>	<p>(1) 教訓 (貯水タンク)</p> <p>災害人道支援として、避難キャンプへ供与される貯水タンクは、比較的簡易な構造であることから、上記6.のとおり、同時期に、多くのドナーが集中的に行うこととなる。また、ドナー機関によっては、各県地区行政事務所や県地方行政官事務所と調整せずに、緊急ということで、被災コミュニティに直接に配布する場合があります。国家上下水道公社や各県地方行政官事務所によっても、当初、配布先としての真にニーズのある地域を同定するのに苦慮する状況がみられた。貯水タンクは、緊急時においてニーズの高い支援物資であるが、ノンプロ無償資金による調達には時間を要することから、同無償資金で貯水タンクを提供する場合は、調達が見込める時期(実際に配布される時期)を勘案し、現地ニーズの変化を踏まえた形で、貯水タンクの容量、数量等を調整する必要がある。</p> <p>(2) 提言 (貯水タンク)</p> <p>本案件の教訓を踏まえた提言は下記のとおりである。</p> <p>広域大規模災害において緊急支援を行う際には、現地ニーズ、他ドナー機関</p>

	<p>の動向の把握に加え、迅速な対応が強く求められる。混乱した状況の中で、各被災地域の現地ニーズとの照合を、スリランカの行政機構を通して調査することは、現実的でなく、対応の遅延を招くこととなる。</p> <p>貯水タンク等の緊急性が極めて高い機材・物資を供与する場合は、入札、業者選定、契約、納入といった一連の調達手続きでは、現地の緊急ニーズに十分即応できない恐れがある。</p> <p>したがって、広域災害時における貯水タンク等、「緊急性の高い機材」で、かつ、「復旧・復興事業までの移行期間の使用と使用目的が限定される機材」案件については、</p> <p>調査、調整への日本側の体制整備</p> <p>緊急時の現地のニーズ調査、配布先等の調整については、スリランカ側の行政機構を支援（技術協力）するとの観点から、当初から、JICA 緊急開発調査の派遣を積極的に検討することが重要と考える。</p> <p>緊急機材リストの見直し</p> <p>過去の広域大規模災害時の知見を集積し、緊急時から短期復旧事業の開始までの移行期間にのみ使用期間や目的が限定される「緊急機材リスト」の見直しを行う。</p> <p>調達方法の事前の整理</p> <p>同「緊急機材リスト」の機材については、迅速な調達が可能となるよう、備蓄、ないし、調達手続きを予め整理しておき、災害直後の段階から、被災国と調整できるよう、制度を整備しておく。</p> <p>JICA による緊急物資の提供との関連</p> <p>大規模災害時において、JICA による緊急物資（緊急性の極めて高い機材）を被援助国から追加要請があった場合、現行の支援体系では十分即応できない恐れがあることから、同緊急物資のストック量の見直し、制度の見直しを検討する。</p>
9 . その他	

別添：写真資料

(別添)

避難キャンプ・仮設住宅地域における衛生管理への支援

(給水車・貯水タンクの供与計画)

写真資料

1. ODA マークを塗装中の給水車



2. 塗装されたODAマーク(その1)



3. 塗装されたODAマーク(その2)



4. 被災地域で稼働する給水車
(2005年10月25日)



5. 被災地域で巡回する給水車
(2005年11月5日)



6. 被災地域に配布された給水タンク
(2005年3月30日)



スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力(評価票)
衛生環境の再整備への支援：
マータラ地区水管橋及び被災地域の上水道の再整備計画
(水管橋の復旧、水道パイプ・水道メーターの供与)

作成日：平成17年12月9日

担当公館名：在スリランカ日本大使館	
国名：スリランカ	
案件名：衛生環境の再整備への支援： マータラ地区水管橋及び被災地域の上水道の再整備計画（水管橋の復旧、水道パイプ・水道メーターの供与）	
実施機関：都市開発・水供給省（国家上下水道公社）	
案件の目的及び概要	津波により流失したマータラ地区の水管橋の復旧を含め、被災地域6県の上水道配水網の修復工事を行うもの。（JICA 緊急開発調査との連携案件） （1）水管橋の復旧工事（1スパン（30m）×1橋） 対象地域：マータラ県 （2）水道パイプの提供（1式） 対象地域：ジャフナ県、トリンコマリ県、パティカロア県、ハンバントタ県、マータラ県、ゴール県 （3）水道メーターの提供（60,000個） 対象地域：ジャフナ県、トリンコマリ県、パティカロア県、ハンバントタ県、マータラ県、ゴール県
1. 案件の進捗状況	（1）水管橋の復旧工事 （施工管理業者選定） 契約日：平成17年7月27日 契約先：Ceywater Consultants (Pvt) Ltd. 契約金額：Rs. 2,189,400 （施工業者選定） 契約日：平成17年8月8日 契約先：大成建設株式会社 契約金額：Rs. 26,195,000 進捗状況：建設中 （平成18年2月完工予定であるも、本水管橋は災害に強い1スパン構造を採用しており、同資機材の調達状況によって、完工期が変更する可能性がある。） （2）水道パイプの提供 契約日：平成17年7月28日 契約先：Lanka Development Network (Pvt) Ltd. 契約金額：Rs. 125,245,876.35 進捗状況：順次納入中 （平成17年12月8日現在） （3）水道メーターの提供 契約日：平成17年8月8日 契約先：Access International (Pvt) Ltd.

	<p>契約金額：Rs. 75,600,000</p> <p>進捗状況：順次納入中</p> <p>(平成 17 年 12 月 8 日現在)</p>
2. 案件の妥当性	<p>(1) 昨年 12 月に発生した広域津波災害により、死者・行方不明者数 38,000 名以上、被災者数 80 万名以上、家屋損壊数約 8 万戸、避難キャンプ数は全国で 800 ヶ所以上に達する等甚大な被害が生じた。避難キャンプ地や仮設住宅地域では安全な水の確保が重要となったほか、多くの地区で水道網が津波により被害を受けたため、市民生活を安定させる上でも、水道網の復旧は急務であった。</p> <p>(2) 特に、マータラ県(人口約 80 万人)はスリランカ南部に位置し、今次津波被災により沿岸部は多大な被害を受けた。上水道施設においては、送水幹線がマータラ市街東方にある水管橋部で破壊され近傍のドンドラ地区の 13,000 世帯が断水状態となったほか、配水網も各地で被害を受けた。現在、水管橋部の送水幹線はポリエチレンパイプによる仮復旧が施されているが、安定的な水供給のため、本水管橋の本格復旧が求められている。</p> <p>(3) 本件は、都市開発・水供給省から要請されたものであり、財務計画省、大使館、JICA、JICS 関係者から構成される「ノンプロジェクト無償運営管理委員会」において、検討され決定に至ったものである。</p> <p>(4) 以上のとおり、本件は 当国ニーズに合致していること、 供与内容については、スリランカ政府内で十分検討されたものであることから、妥当であると認められる。</p>
3. 施設 / 機材の活用度	<p>水管橋の復旧：建設業者との契約を了し、現在、建設準備中である。</p> <p>水道パイプ・水道メーター：契約を了し、順次納入中である。</p> <p>(平成 17 年 12 月 8 日現在)</p>
4. 案件終了後に期待される効果	<p>(1) 本件対象地域は被災地域 6 県に及ぶことから、津波災害後に重要課題となっている「安全な水の確保」に対応した支援として、日本の貢献を広域的に広報することが期待できる。</p> <p>(2) 水管橋が整備されることにより、ドンドラ地区における安全な水へのアクセスが確保される。</p>
5. 他ドナーによる支援との関係(重複の有無等)	<p>他ドナーとの重複はない。</p>
6. 広報効果(ビジビリティー)	<p>(1) 水管橋を建設中のサイトは、コロンボとスリランカ南部を結ぶ主要道路(国道 2 号)に位置し車両の通行量が多い。建設サイトには日本の支援による復旧工事である旨の ODA マークを貼付した工事看板を設置しており、広報効果は高い。</p> <p>(2) 被災した旧水管橋は 2 スパン構造であったことから津波・洪水の影響を受けやすい形態となっていた。本件において、JICA 緊急開発調査の提言により、1 スパン構造の災害に強い構造物が整備されることとなり、日本の知見や技術を活かした支援を示すことが可能となる。</p>

7.被援助国等による 評価	<p>(1) 昨年 12 月に発生した広域津波災害により、死者・行方不明者数 38,000 名以上、被災者数 80 万名以上、家屋損壊数約 8 万戸等甚大な被害が生じ、避難キャンプ数は全国で 800 ヶ所以上に達した。被災地、避難キャンプ地、仮設住宅地における衛生環境の維持を図る水道網の再整備は、被災民の生活を安定させる上でも急務となっていた。</p> <p>(2) 本件は、津波災害後の重要課題であった「安全な水の確保」に対して迅速に対応したものであり、また、人間の安全保障の観点からだけでなく、長期的復興の観点からも重要であることから、当国政府及び国民から高い評価を受けている。</p>
8. 教訓・提言等	<p>1. 教訓</p> <p>(1) 技術協力に際しては、日本の自然災害からの過去の復旧・復興の経験と教訓を活かして調査・計画が行われ、現地の事情・状況に即した計画・設計を提示し、スリランカ側の理解が得られたことは、スリランカ政府による災害復旧・復興のプロセス形成に寄与したと考える。</p> <p>(2) 災害に強い構造物とするため、中間橋台を必要としない 1 スパン構造を採用した。また、上部工をスリランカで入手可能な材料で構成する等、設計段階から、十分に都市開発・水供給省の意見を取り入れ、JICA 調査によりの確な技術移転がなされたことにより、今後はスリランカ側のみで設計・建設することが可能となった。</p> <p>2. 提言</p> <p>本件は、スリランカ政府の復興政策の下、JICA 緊急開発調査により、現地ニーズ調査、フィージビリティ調査及びインフラ部門の具体的復興プランの提案を行なわれた後、ノンプロ無償資金による案件の具体化に至ったものであり、JICA と JICS が相互補完的に連携・協力した「技術協力」と「ノンプロ無償資金協力の連携のモデルケース」といえる。今後の大規模災害時における、より迅速かつ効果的な我が国の支援を行えるよう、本件を含め JICA・JICS が連携・協力した案件を十分に検討した上で、より有用性の高い制度体系を構築しておくことが重要である。</p>
9. その他	

別添：写真資料

マータラ地区における上水道の再整備計画



2005.06.14
水管橋 仮管設置状況(1)



2005.06.14
水管橋 仮管設置状況(2)



2005.11.04
水管橋 仮管補修済み(1)



2005.11.04
水管橋 仮管補修済み(2)

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）
衛生環境の再整備への支援：
し尿処理施設建設支援計画（バティカロア県、ハンバントタ県）

作成日：平成17年12月9日

担当公館名：在スリランカ日本大使館	
国名：スリランカ	
案件名：衛生環境の再整備への支援： し尿処理施設建設支援計画（バティカロア県、ハンバントタ県）	
実施機関：都市開発・水供給省（国家上下水道公社）	
案件の目的及び概要	<p>避難キャンプが多い地域（バティカロア県、ハンバントタ県）において、衛生状況の悪化を防ぐことを目的として、し尿処理施設を建設するもの。</p> <p>（JICA 緊急開発調査との連携案件）</p> <p>（1）し尿処理施設（バティカロア県）</p> <p>（2）し尿処理施設（ハンバントタ県）</p>
1. 案件の進捗状況	<p>（1）し尿処理施設（バティカロア県）</p> <p>（施工管理業者選定）</p> <p>契約日：平成17年9月9日</p> <p>契約先：Ceywater Consultants (Pvt) Ltd.</p> <p>契約金額：Rs. 920,600.00</p> <p>（施工業者選定）</p> <p>契約日：平成17年11月21日</p> <p>契約先：Texone Technologies (Pvt) Ltd.</p> <p>契約金額：Rs. 11,419,266.79</p> <p>進捗状況：契約終了、建設準備中（平成18年3月完成予定）</p> <p>（2）し尿処理施設（ハンバントタ県）</p> <p>（施工管理業者選定）</p> <p>契約日：平成17年9月9日</p> <p>契約先：Ceywater Consultants (Pvt) Ltd.</p> <p>契約金額：Rs. 789,200.00</p> <p>（施工業者選定）</p> <p>契約日：平成17年11月30日</p> <p>契約先：H.M.A. Engineering Construction</p> <p>契約金額：Rs. 9,302,172</p> <p>進捗状況：契約終了、建設準備中（平成18年3月完成予定）</p>

2. 案件の妥当性	<p>(1) 昨年 12 月に発生した広域津波災害により、死者・行方不明者数 38,000 名以上、被災者数 80 万名以上、家屋損壊数約 8 万戸等甚大な被害が生じ、避難キャンプ数は全国で 800 ヶ所以上に達した。避難キャンプ地の仮設トイレや、避難先となっている学校の既存のトイレのし尿処理能力の不足が著しく、衛生状況の悪化が危惧されたことから、バキュームカー及びトイレ清掃のための高圧洗浄機の配備は喫緊の課題となった。</p> <p>(2) これらの問題に対応するため、横浜市から無償提供された 9 台のバキュームカーを、ノンプロ無償資金を活用して緊急移送し、併せて、実際にし尿処理活動に従事する都市開発・水供給省国家上下水道公社のスタッフに対して、バキュームカーの運転・操作・維持管理に係る指導やスペアパーツの供与を行った。</p> <p>しかし、上記のバキュームカー（9 台）等は有効活用され、被災民に十分裨益しているものの、同車輛等により回収された汚物の最終処理能力が十分でないことから、新たな最終処理施設の建設が必要となった。</p> <p>(3) そのため、スリランカ政府（都市開発省国家上下水道公社）は、し尿処理施設に係る要請書を「ノンプロジェクト無償運営管理委員会」（構成：財務計画省、大使館、JICA、JICS 関係者）に提出し、県行政官事務所との間で調整を了したバティカロア県及びハンバントタ県の 2 カ所への建設が決定した。</p> <p>(4) なお、本件は、JICA 緊急開発調査によりフィージビリティ調査及び具体的な設計支援により、案件形成の迅速化が図られている。</p> <p>(5) また、本件の環境影響評価については、スリランカ側の要請に基づき、初期環境影響評価（IEE: Initial Environmental Examination）を完了し、環境評価上の建設許可を取得済みである。</p> <p>(6) 以上のとおり、本案件は 当国ニーズに合致していること、 供与内容については、スリランカ政府内で十分検討されたものであること、 フィージビリティについて、JICA 緊急開発調査により確認されていること、環境評価が行われていることから、妥当であると認められる。</p>
3. 施設 / 機材の活用度	建設業者との契約を了し、現在、建設準備中である。(平成 17 年 12 月 8 日現在)
4. 案件終了後に期待される効果	<p>(1) 本件施設の建設により、被災民の生活衛生環境の水準が維持され、伝染病の発生等保健医療上の深刻な問題の惹起を防ぐことが期待できる。</p> <p>(2) また、生活衛生環境の問題を解消することにより、被災民の自立支援に向けた取り組みを支援することが可能となる。</p>
5. 他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）	都市開発・水供給省国家上下水道公社により、対象地域について調整が行われており、他ドナーによる支援との重複はない。

<p>6. 広報効果（ビジビリティ）</p>	<p>(1) し尿処理の問題は、津波災害後の緊急人道支援として最重要事項の一つであり、当国政府、国民及びマスコミの関心が高いことから、高い広報効果があるものと考えられる。</p> <p>(2) また、本件により、先行実施されたバキュームカー等の供与からし尿処理施設の建設に至るまで、し尿処理に係る一連の支援を行うこととなり、我が国のきめ細かな津波災害支援を示すことが期待できる。</p>
<p>7. 被援助国等による評価</p>	<p>(1) 昨年 12 月に発生した広域津波災害により、死者・行方不明者数 38,000 名以上、被災者数 80 万名以上、家屋損壊数約 8 万戸等甚大な被害が生じ、避難キャンプ数は全国で 800 ヶ所以上に達し、未曾有の災害となった。被災地、避難キャンプ地、仮設住宅地で生活を余儀なくされている被災民にとり、生活衛生環境の維持は急務となっていた。</p> <p>(2) 本件は、避難キャンプ地や仮設住宅地域における衛生環境の維持に対応したものであり、当国政府及び国民から高い評価を受けている。</p>
<p>8. 教訓・提言等</p>	<p>(1) 教訓</p> <p>し尿処理施設を行う場合、現地における行政機関及び住民との合意形成、適切な土地の同定、精度の高い設計及び環境影響評価等様々な調整が求められる。特に、津波災害後の混乱した中では、被援助国政府及び現地行政機関は多岐にわたる分野の対策を講じなければならず、上記の調整を十分行い得ない場合がある。実際、本件事例ではないものの、他ドナー機関がし尿処理施設の建設をコミットしたにもかかわらず、当国政府及び現地行政機関による調整が十分行なわれず、また、当該ドナー機関側も一連の調整に係るノウハウを十分に有していなかったことから、頓挫した事例がみられた。</p> <p>他方、本件の場合、JICA 緊急開発調査により、し尿処理施設の建設に係るフィージビリティ調査、的確な設計計画及び各種手続きに必要な情報を収集した建設計画・手続きに関するマニュアルの提供がスリランカ政府に行われた後、ノンプロ無償資金による案件の具体化（JICS による実施）に至ったものである。スリランカ側で建設地の同定に期間を要したものの、技術協力（JICA 緊急開発調査）と資金協力（ノンプロ無償）との連携による効果的な協力となっている。</p> <p>以上のことから、特に、大規模災害時において、し尿処理施設等下水分野の施設を新たに建設する場合の教訓として、以下の点が挙げられる。</p> <p>イ) 当国政府及び現地行政機関の調整能力等の状況を十分見きわめ、必要に応じ、JICA による案件形成への協力を図ることが重要である。</p> <p>ロ) 新規施設案件については、土地の確定を早期に行う上でも、裨益効果が求められる時期に施設が完成するよう、スリランカ政府と入</p>

	<p>札、建設等の事業スケジュールを事前に策定することが必要である。</p> <p>(2) 提言</p> <p>本件は、スリランカ政府の復興政策の下、JICA 緊急開発調査により、現地ニーズ調査、フィージビリティ調査及び建設計画・手続きに関するマニュアルの提供等インフラ部門の具体的復興プランの提案を行なわれた後、ノンプロ無償資金による案件の具体化に至ったものであり、技術協力（JICA）と資金協力とが相互補完的に連携・協力した「技術協力とノンプロ無償資金協力の連携のモデルケース」といえる。今後の大規模災害時における、より迅速かつ効果的な我が国の支援を行えるよう、本件を含め JICA・JICS が連携・協力した案件を十分に検討した上で、より有用性の高い制度体系を構築しておくことが重要である。</p>
9 . その他	<p>本件は、土地同定の点を除けば、概ね円滑に進捗しており、我が国支援が高く評価されている。特に、JICA 緊急開発調査により、的確な設計及び各種手続きに必要な情報を収集した建設ガイドラインが提供され、尿処理施設の建設に係る一連の技術移転が図られていることから、スリランカ側では、土地の同定を了した上で、同ガイドラインを活用して、新たに5サイトを建設することとし、日本政府への支援要請を検討している。</p>

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）
避難キャンプへの配電への支援
避難民キャンプ、仮設住宅への電力供給
（小型発電機の供与）

作成日：平成17年12月9日

担当公館名：在スリランカ日本大使館	
国名：スリランカ	
案件名：避難キャンプへの配電への支援： 避難民キャンプ、仮設住宅への電力供給（小型発電機の供与）	
実施機関：電力エネルギー省 セイロン電力公社	
案件の目的及び概要	被災民キャンプ、仮設住宅への電力の提供（スリランカ政府の調査に基づき被災地区に各配布：別添配布リスト） （イ）小型発電機（100台） （ロ）小型発電機内陸輸送及び配線工事
1. 案件の進捗状況	（イ）小型発電機（100台） 契約日：平成17年4月8日 契約先：Mackwoods Ltd. 契約金額：Rs. 29,800,000 進捗状況：平成17年6月8日 納入 平成17年6月14日 供与式実施 （ハ）小型発電機内陸輸送及び配線工事 契約日：平成17年6月20日 契約先：Ceylon Electricity Board (CEB) 契約金額：Rs. 6,000,000.00（上限） 進捗状況：Ceylon Electricity Board により実施中
2. 案件の妥当性	津波発生後、各被災県においては仮設避難キャンプができ、1月の段階では約800カ所以上の仮設キャンプにおいて80万人近くが避難生活を送っていたが、その後、自立復興できる者は自宅の復興を進め、また、親戚等に移り住み、その結果、4月までに仮設避難所（Temporary Shelter、Transition House）は、約263カ所（計約12万所帯）と減じた。 これら仮設避難所に居住する被災家族は、スリランカ政府が日本を含めた各国、国際機関、NGO等のドナーの協力を得て進めている住宅整備が終了するまで、避難所生活を送ることとなるが、これら避難所は市街地から離れ、既存の配電線網から外れていることが多く、避難所への電力の供給は、避難生活を安定させる上でも、また、治安を維持する上でも重要な課題となっていた。そのためCEBは、これら避難所のための小型発電機として100台を要請し、各被災県の状況に応じ、別添リストのとおり配布し、設置を進めている。 本機材は、仮設キャンプ地における主要な生活インフラとしての電力提供を行うものであり、被災民の生活の安定、心身の安定、治安維持等に関する効果が認

	められる妥当な機材である。
3. 施設 / 機材の活用度	<p>ゴール県では避難キャンプ地に既に10台の発電機が配布・設置されており、適正に活用されている。当該避難キャンプ地の住民は、燃料の不足から電気の使用時間は限られているものの、キャンプ地内の夜間移動が容易となった、治安状況が改善された、子供の勉強の役に立っているなどの意見が寄せられており、好評を得ている。</p> <p>その他の地域では、セイロン電力庁県事務所までの配布は了しているものの、1月に電力エネルギー省が要請し、6月に発電機が納品されるまでの間に、避難キャンプ、仮設住宅には、既に電線から配線が行われるなど、発電機へのニーズの変化が生じた。また、スリランカ側にて負担する発電機用の燃料の予算が、各県で負担できない等の理由により、設置が遅れており、現在、スリランカ側にて再調整を行っているところである。</p>
4. 期待される効果	<p>避難キャンプ地、仮設住宅等で、心身ともに不安定な生活を強いられている避難民にとって、夜間の照明等に使用される電力は、避難民の生活及び心身の安定、仮設キャンプ地の治安維持に極めて効果的である。</p>
5. 他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）	<p>仮設キャンプ・避難所の管理は、被災県のGA（中央政府から派遣された県の行政官）がおこなうため、事前にドナー間との調整が図られている。</p>
6. 広報効果（ビジビリティー）	<p>発電機には、ODAマークが添付されており、毎日、発電機から仮設住宅に配電されていることから、被災民にとり日本の貢献が分かりやすい案件といえる。</p>
7. 被援助国等による評価	<p>(1)昨年12月に発生した広域津波災害により、死者・行方不明者数38,000名以上、被災者数80万名以上、家屋損壊数約8万戸等甚大な被害が生じ、避難キャンプ数は全国で800ヶ所以上に達した等、未曾有な災害となった。</p> <p>(2)また、配電線網が被害を受けたため、停電状況が続き、また、避難キャンプ、仮設住宅等への電力の供給は、緊急な課題となっており、本件機材の供与の妥当性は、認められ評価されている。今後の課題として、早期に発電機の設置が必要な地域、仮設住宅等を確定する必要がある。</p>
8. 教訓・提言等	<p>1. 教訓</p> <p>本案件については、避難民の生活及び心身の安定、仮設キャンプ地の治安維持のために必要不可欠であり、現地ニーズと合致していた。</p> <p>しかしながら、本発電機は要請に基づき管理運営委員会により支援を決定し、入札手続きを行い、落札した業者が当該製品を製造し、実際に現地に納入されるまでに、津波から約半年が経過したことから、日常生活の基礎インフラである電力は既に復旧し、また、他のNGO等からの支援を得て自助努力で発電機を調達しているキャンプ地も多く、大きなニーズの変化が見られている。</p> <p>また、本件はスリランカ側にて発電機用燃料を負担するとの前提で進められて</p>

きたものであるが、津波後、スリランカ政府の財政支出が大幅に増加している中、その予算の割り当ても現時点では十分でない状態にある。

2. 提言

上記教訓を踏まえた提言は以下のとおり。

(1)本案件は、スリランカ政府が行う復旧事業への移行の中で実施されたものであるが、ノンプロ無償の制度上、調達に期間を要するため、納入の段階でニーズの変化があったものである。

緊急時には、支援物品を迅速に調達・配布し、現地ニーズの変化に追従した効率的な支援を行うことが必要である。そのためには、調査から、調達、配布、設置等と一連の協力を円滑に行えるよう、「技術協力」と「資金協力」の連携等と、JICAとの連携の在り方を含めた、柔軟な制度を検討しておく必要がある。

(2)広域災害時における発電機等、「緊急性の高い機材」で、かつ、「復旧・復興事業までの移行期間の使用」と使用目的が限定される機材案件については、以下の点につき検討が必要である。

) 調査、調整への日本側の体制整備

緊急時の現地のニーズ調査、配布先等の調整については、スリランカ側の行政機構を支援（技術協力）するとの観点から、当初から、JICA緊急開発調査の派遣を積極的に検討することが重要と考える。

) 緊急機材リストの見直し

過去の広域大規模災害時の知見を集積し、緊急時から短期復旧事業の開始までの期間に最もニーズが強く、早期の調達が求められる「緊急機材リスト」の見直しを行う。発電機のように、緊急時の予備電源として備蓄し得る機材については、再設置方法等の指導も行っておく必要がある。

) 調達方法の事前の整理

同「緊急機材リスト」の機材については、迅速な調達が可能となるよう、備蓄、ないし、調達手続きを予め整理しておき、災害直後の段階から、被災国と調整できるよう、制度を整備しておく。

) JICAによる緊急物資の提供との関連

大規模災害時において、JICAによる緊急物資（緊急性の極めて高い機材）について、被援助国から追加要請があった場合、現行の支援体系では十分即応できない恐れがあることから、同緊急物資のストック量の見直しや、制度の見直しを検討する（発電機は、1月の段階で、JICAより緊急物資として提供されている）。

被援助国との役割分担

本件のように機材は援助するがランニングコストは被援助国側の負担でというような、被援助国との役割分担を行った上で案件化することは、被援助国の意識醸成（オーナーシップ）や技術力向上のために重要な考え方ではあるが、

	緊急時における被援助国政府の財政状況等様々な周辺状況を臨機応変に勘案し、燃料等の消耗品等も含め、総合的に支援する方が、効率的となる場合もあると考えられる。
9 . その他	

添付資料

別添 1 : 写真資料

別添 2 : 引き渡しに関する報道

別添 3 : 配布先一覧



2005.06.14
調達された発電機（1）



2005.06.14
調達された発電機（2）



2005.06.14
発電機 引渡式



2005.11.04
発電機設置 被災キャンプ



2005.10.10
発電機 設置状況（1）



2005.10.10
発電機 設置状況（2）

発電機引き渡しに関する報道

Daily News

Thursday June 16, 2005

Pg. 15

Japan provides 100 generators for use in camps for tsunami displaced

The Government of Japan provided 100 units of 10KVA diesel generators to be used by the displaced people living in camps in eight districts under its Non-Project Grant Aid Scheme. The generators were handed over by Akio Suda, Ambassador of Japan to Kumara Welgama, Deputy Minister of Power and Energy at the Ceylon Electricity Board, Distribution Stores Complex, Opatha, Kotugoda, states a Japanese Embassy press release.

The recent tsunami left about 800,000 people displaced and most of them had to be provided shelter in temporary camps, until permanent houses are made available.

In view of the need to provide better living conditions and facilities to the people in these camps, the Ceylon Electricity Board requested that generators be provided. The Government of Japan provided US \$ 80 million under its Non-Project Grant Aid Scheme for assisting in the tsunami

relief and rehabilitation efforts of the Government of Sri Lanka. The power and energy sector is one area identified to be supported under this grant aid scheme.

In order to ensure the effective use of the generators, grant funds will also be provided for wiring of the camps and transport of the generators to the districts concerned. The total cost associated with the provision of the 100 units of generators is approximately Rs. 36 million.

Thursday 16 June, 2005

Japanese generators light tsunami camps

The Government of Japan provided 100 units of 10 KVA diesel generators to be used by the displaced people living in camps in 8 districts under its Non-Project Grant Aid scheme. The generators were handed over by Japanese Ambassador Akio Suda to Deputy Minister of Power and Energy Kumara Welgama at the Ceylon Electricity Board, Distribution Stores Complex, Opatha, Kotugoda.

The recent tsunami

left about 800,000 people displaced and most of them had to be provided shelter in temporary camps, until permanent houses are made available to them.

In view of the need to provide better living conditions and facilities to the people in these camps, the Ceylon Electricity Board requested for generators to be provided. The Government of Japan provided US \$ 80 million under its Non-Project Grant Aid scheme for assisting in

the tsunami relief and rehabilitation efforts of the Government of Sri Lanka. The power and energy sector is one area identified to be supported under this grant aid scheme.

In order to ensure the effective use of the generators, grant funds will also be provided for the wiring in the camps and transport of the generators to the districts concerned. The total cost associated with the provision of the 100 units of generators is approxi-

mately Rs. 36 Million. It is expected that displaced persons in the districts of Jaffna, Mullaitivu, Kilinochchi, Trincomalee, Batticaloa, Ampara, Hambantota and Matara will immensely benefit from this aid, as it would contribute improvements to their living conditions.

Secretary, Ministry of Power and Energy P. Weerahendi and Chairman, Ceylon Electricity Board Ananda Gunasekera were among those present.

THE JAPANESE GOVERNMENT DONATED GENERATORS TO
SUPPLY ELECTRICITY FOR REFUGEE CAMPS

அகதிமுகாம்களுக்கு மின்சாரம் வழங்க ஜப்பான் அரசு ஜெனரேட்டர்கள் அன்பளிப்பு

ஒவ்வொன்றும் 10 கிலோ வோல்ட் அம்பியர் மின் வலுவானது

(ஏ.ஜி.எம். தெளபீக்)

சுனாமியால் விடு வாசல்களை இழந்த மக்கள் வாழும் அகதி முகாம் களின் பாவனைக்கென ஜப்பான் அரசாங்கம் நூறு ஜெனரேட்டர்களை இலங்கைக்கு உதவியாக வழங்கியுள்ளது. ஒவ்வொன்றும் நூறு அலகு பத்துகிலோ வோல்ட் அம்பியர் மின் வலுவுடைய 36 மில்லியன் ரூபா பெறுமதியான இந்த ஜெனரேட்டர்களை இலங்கைக்கான ஜப்பானியத் தூதுவர் அகியோசுடா மின்சக்தி எரிபொருள் பிரதியமைச்சர் குமார வெல்கமவிடம் நேற்று (15) புதன் கிழமை இலங்கை மின்சார சபை யில் வைத்துக் கையளித்தார். சுனாமியால் பாதிக்கப்பட்ட பெருந் தொகையான மக்கள் வாழும் அகதி முகாம்களுக்கு மின்சாரம் வழங்குவதற்கு ஜெனரேட்டர்கள் தேவை என இலங்கை மின்சார சபை கோரிக்கை விடுத்திருந்தது.

இதற்கமைய ஜப்பானிய அரசாங்கம் திட்டமில்லாத உதவித் தொகையாக என்பது மில்லியன் அமெரிக்க டொலரை சுனாமி நிவாரண புனரமைப்புத் தேவைகளுக்கென வழங்கியது. இத்தொகையின் ஒரு

பகுதியை அகதி முகாம்கள் அமைக்கப்பட்டுள்ள எட்டு மாவட்டங்களுக்கும் ஜெனரேட்டர்கள் மூலம் மின்சாரம் வழங்கத் தீர்மானிக்கப்பட்டுள்ளது.

முல்லைத்தீவு, கிளிநொச்சி, திருகோணமலை, மட்டக்களப்பு, அம்பாறை, அம்பாந்தோட்டை, மாத்தறை, யாழ்ப்பாணம் ஆகிய மாவட்டங்களில் அமைந்துள்ள மின்சாரம் இல்

லாத அகதி முகாம்களுக்கு இந்த ஜெனரேட்டர்கள் மூலம் மின்சாரம் வழங்கப்படவுள்ளன. ஜப்பானிய அரசாங்கத்தினால் வழங்கப்பட்டுள்ள சுமார் நூறு ஜெனரேட்டர்களையும் ஒவ்வொரு மாவட்டங்களினதும் மின்சார தேவைகளைப் பொறுத்து அதற்கான எண்ணிக்கைகள் தீர்மானிக்கப்படவுள்ளன. (து)



THE JAPANESE GOVERNMENT DONATED GENERATORS VALUED AT RS. 36 MILLION
TO SRI LANKA

36 மில்லியன் ரூபா பெறுமதியான மின்பிறப்பாக்கிகள் ஐப்பான் அரசினால் இலங்கைக்கு அன்பளிப்பு

கடல்கோளினால் பாதிக்கப்பட்ட இலங்கை மக்களுக்கு ஐப்பான் அரசு சுமார் 36 மில்லியன் ரூபா பெறுமதியான 100 அலகுகள் உடைய 10 கேவியே மின்பிறப்பாக்கி இயந்திரங்களை வழங்கியுள்ளது.

இவ்வியந்திரங்களை இலங்கைக்கான ஐப்பானிய உயர்ஸ்தானிகர் அக்கியோ சூடா இலங்கையின் மின் சக்தி எரிபொருள் பிரதி அமைச்சர் குமார வெலிகமவிடம் இலங்கை மின்சாரசபையில் வைத்துக் கையளித்தார்.

ஐப்பான் அரசின் உதவிமானியத் திட்டத்தின் இவ்வுதவி எட்டு மாவட்டங்களுக்கும்

வழங்கப்படவுள்ளது. கடல்கோளால் பாதிக்கப்பட்ட அகதிகள் தற்பொழுது தற்காலிக குடில்களில் வசித்து வருகின்றனர். இவர்களுக்குத் தேவையான மின்சாரத்தை வழங்குவதற்கு மின்பிறப்பாக்கிகள் தேவை என்று மின்சக்தி துறையினர் விடுத்த வேண்டுகோளுக்கு அமையவே இம் மின்பிறப்பாக்கிகள் வழங்கப்படுகின்றன.

ஐப்பான் அரசு உதவி மானியமாக இலங்கைக்கு 80 மில்லியன் அமெரிக்க டொலர்களை வழங்க இருப்பதும் இங்கு குறிப்பிடத்தக்கது.

THE JAPANESE GOVERNMENT DONATED GENERATORS TO REFUGEE CAMPS

நலன்புரி நிலையங்களுக்கு ஜெனரேட்டர் அன்பளிப்பு ஐப்பானிய அரசு வழங்கியது

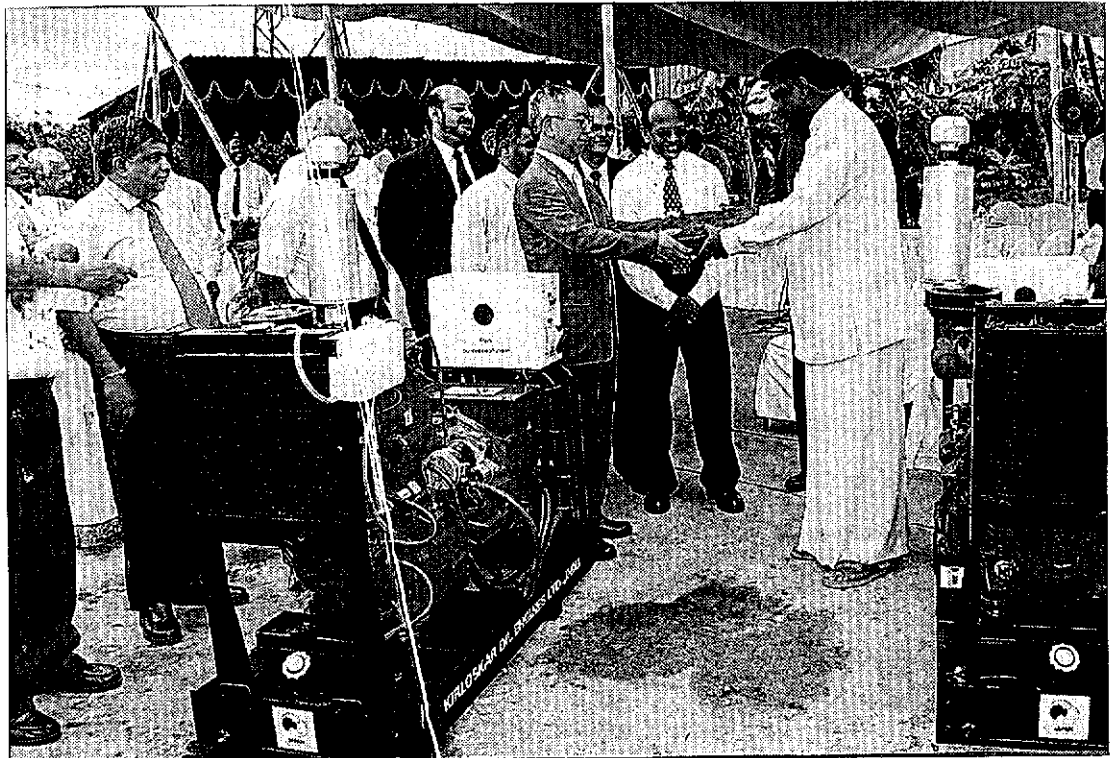
கொழும்பு, ஜூன் 16
ஆழிப்பேரலையால் இடம்
பெயர்ந்த மக்கள் தங்கியுள்ள நலன்
புரி நிலையங்களுக்கு 100 ஜென
ரேட்டர்களை ஐப்பானிய அரசு
வழங்கியுள்ளது.

இந்த ஜெனரேட்டர்களை
இலங்கை ஐப்பானியத் தூதர் அகி
யோ சூடா, பிரதிஅமைச்சர் குமார

வெல்கமவிடம் செவ்வாய்க்கிழமை
வழங்கினார்.

யாழ்ப்பாணம், முல்லைத்தீவு,
கிளிநொச்சி, திருகோணமலை, மட்ட
டக்களப்பு, அம்பாறை, அம்
பாந்தோட்டை, மாத்தறை ஆகிய
பகுதிகளில் உள்ள நலன்புரி நிலை
யங்களுக்கு இந்த ஜெனரேட்டர்கள்
கையளிக்கப்படவுள்ளன. (ஐ-02)

Friday 17, June 2005



A ceremony was held on Tuesday (14) at the Distribution Stores Complex of the Ceylon Electricity Board, Opata, Kotugoda to hand over 100 diesel generators of 10KVA donated by the Japanese government for the use of the tsunami victims living in refugee camps. Here Akio Suda, Ambassador of Japan in Sri Lanka hands over the generators worth 29 million rupees to Kumara Welgama, Deputy Minister of Power & Energy. P. Weerahandi, Secretary, Ministry of Power & Energy, Ananda Gunasekara, Chairman, CEB, Ranjith Fonseka, General Manager, Ceylon Electricity Board and officers of the Japanese Embassy participated on this occasion.

Friday 17, June 2005

Japan provides 1,000 generators for tsunami camps

The Government of Japan provided 100 units of 10KVA diesel generators to be used by the displaced people living in camps in 8 districts under its Non-Project Grant Aid scheme. The generators were handed over by Ambassador of Japan Mr. Akio Suda to the Deputy Minister of Power and Energy Mr. Kumara Welgama at the Ceylon Electricity Board, Distribution Stores Complex, Opatha, Kotugoda.

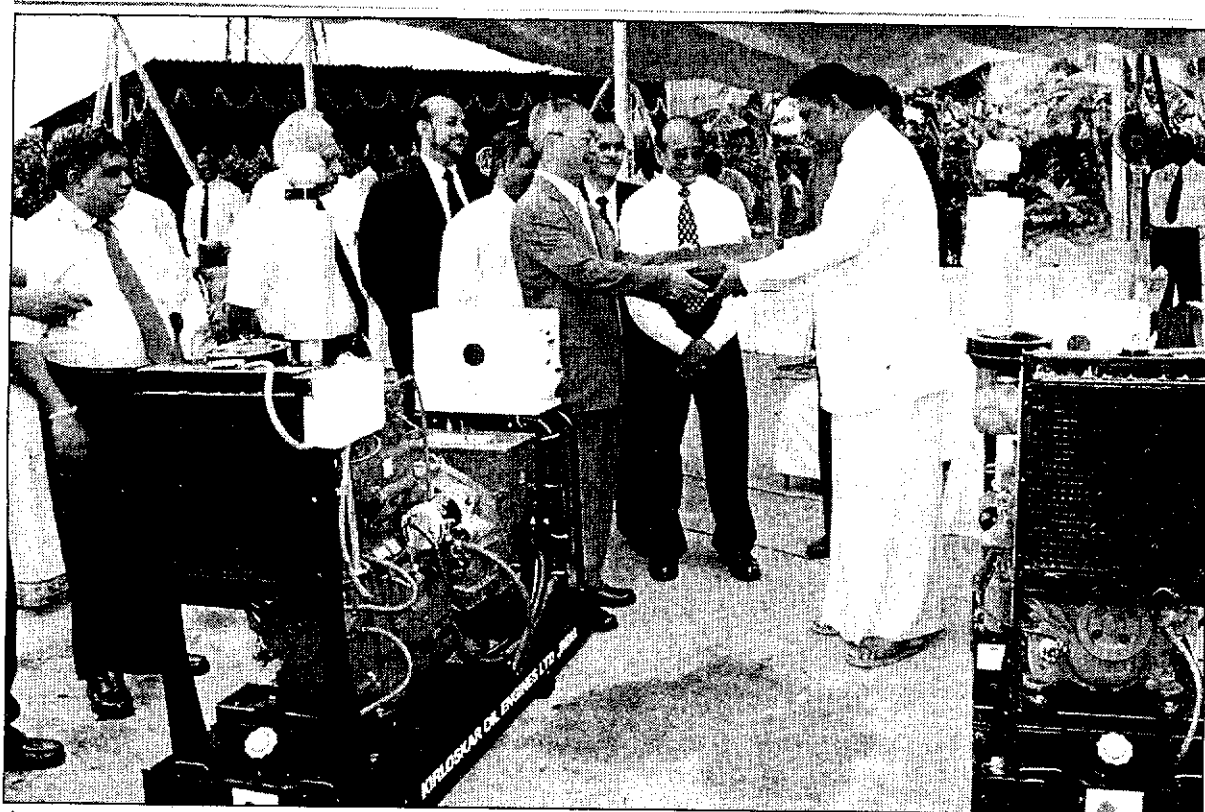
The recent tsunami left about 800,000 people displaced and most of them had to be provided shelter in temporary camps, until permanent houses are made available. In view of the need to provide better living condition and facilities to the people in these camps, the Ceylon Electricity Board requested for generators be provided. The Government of Japan provided US\$ 80 million under its Non-Project Grant Aid scheme for assisting in the tsunami relief and rehabilitation efforts of the

Government of Sri Lanka. 'The power and energy sector is one area identified to be supported under this grant aid scheme.

In order to ensure the effective use of the generators, grant funds will also be provided for wiring of the Camps transport of the generators to the districts concerned. The total cost associated with the provision of the 100 units of generators is approximately Rs. 36 million. It is expected that displaced persons in the districts of Jaffna, Mullativu, Kilinochchi, Trincomalee, Batticaloa, Ampara, Hambantota and Matara will immensely benefit from this, as it would contribute towards improvements to their living conditions, the Japanese Embassy said.

Mr. P. Virahandi, Secretary, Ministry of Power and Energy, Mr. Ananda Gunasekera, Chairman, Ceylon Electricity Board and other officials were also associated with the ceremony.

Friday 17, June 2005



A ceremony was held recently at the Distribution Stores Complex of the Ceylon Electricity Board, Opatha, Kotugoda to hand over 100 diesel generators of 10 KVA donated by the Japanese government for the use of the tsunami victims living in refugee camps. Here Japanese Ambassador in Sri Lanka Akio Suda is seen handing over the generators worth 29 million rupees to Power and Energy Deputy Minister Kumara Welgama. Power & Energy Ministry Secretary P. Weerahandi, CEB Chairman Ananda Gunasekera, CEB General Manager Ranjith Fonseka and officers of the Japanese Embassy participated at this occasion.

Japan donated 100 generators to the tsunami
devastated areas

சுனாமியால் பாதிக்கப்பட்ட பிரதேசங்களுக்கு ஜப்பான் 100 ஜெனரேட்டர்கள் அன்பளிப்பு

முற்றாக சேதமடைந்த பாடசாலைகள் புனரமைப்பு

(ஜி.சுதாகரன்)

சுனாமியால் பாதிக்கப்பட்ட 8 மாவட்டங்களில் அமைந்துள்ள நலன்புரி நிலையங்களுக்கு 100 ஜெனரேட்டர்களை ஜப்பான் வழங்கியுள்ளதோடு, சுனாமியால் முழுமையாக பாதிக்கப்பட்ட பாடசாலைகளையும் புனரமைக்கவும் திட்டமிட்டுள்ளது.

உதவி வழங்கும் நாடுகள் கூட்டத்தில் இலங்கைக்கு வழங்குவதாக உறுதியளித்துள்ள நிதி உதவிக்கு மேலதிகமாக 80 மில்லியன் அமெரிக்க டொலர்களை இத்திட்டத்திற்காக ஒதுக்கியுள்ளது என தெரிவிக்கப்படுகின்றது. சுனாமியில் தமது இருப்பிடங்களை முழுமையாக இழந்தவர்களை நிரந்தர வதிவிடங்களில் குடியமர்த்தும் வரையில் 8 மாவட்டங்களில் நூற்றுக்கும் மேற்பட்ட இடைத்தங்கல் முகாம்களில் தங்க வைக்கப்பட்டுள்ளார்கள்.

மேற்படி முகாம்களுக்கு மின்விநியோகத்தை மேற்கொள்ளும் பொருட்டு மின்ஜெனரேட்டர்களை பெற்றுத்தருமாறு இலங்கை மின்சாரசபை கோரிக்கை விடுத்ததையடுத்து ஜப்பான் 36 மில்லியன் ரூபா செலவில்

ஜெனரேட்டர்களை வழங்கியுள்ளது.

யாழ்ப்பாணம், முல்லைத்தீவு, கிளிநொச்சி, திருகோணமலை, மட்டக்களப்பு, அம்பாறை, அம்பாந்தோட்டை மற்றும் மாத்தறை மாவட்டங்களில் அமைந்துள்ள இடைத்தங்கல் முகாம்களுக்கே மேற்படி ஜெனரேட்டர்கள் வழங்கப்பட்டுள்ளது.

இதேவேளை, சுனாமியால் பாதிக்கப்பட்ட பாடசாலைகளைப் புனரமைக்கும் திட்டத்தின் கீழ் தங்காலையில் அமைந்துள்ள தீபங்கர ஆரம்ப பாடசாலையை 25 மில்லியன் ரூபா செலவில் புனரமைக்கும் பணியினை கடந்த செவ்வாய்க்கிழமை 14ஆம் திகதி ஆரம்பித்து வைத்துள்ளது.

இப்பாடசாலையை அமைப்பதற்கான திட்டத்தினை ஜப்பானின் ஜெய்க்கா நிறுவனம் வடிவமைத்துள்ளது. இப்பாடசாலையின் புனரமைப்பு மற்றும் நிர்மாணப் பணிகள் இவ்வருடம் நவம்பர் மாதம் நிறைவுபெறவுள்ளது. இப்பாடசாலையின் மூலம் 440 மாணவர்கள் பயன்பெறுவர் எனவும் தெரிவிக்கப்படுகின்றது.

Daily News

Pg. 17

June 22, 2005



A ceremony was held on June 14, 2005 at the Distribution Stores Complex of the Ceylon Electricity Board, Opata, Kotugoda to hand over 100 diesel generators donated by the Japanese Government for the use of the tsunami victims living in refugee camps. Here Akio Suda, Ambassador of Japan in Sri Lanka hands over the generators valued at Rs. 29 million. Kumara Welgama, Deputy Minister of Power and Energy, P. Weerahandi, Secretary, Ministry of Power and Energy, Ananda Gunasekara, Chairman CEB, Ranjith Fosneka General Manager Ceylon Electricity Board and officers of the Japanese Embassy participated.

Trincomalee District

No.	DS Division	GS Division	Housing Complex
		村	集落
1	Town & Gravets	Sumadhankara Pura	Sumadhankara Pura
2	Town & Gravets	Sambalthive	Koonespuri
3	Seruwila	Uppural	Uppural
4	Kinniya	Fizal Nagar	Fizal Nagar
5	Kinniya	Fizal Nagar	Koofa Nagar
6	Kinniya	Fizal Nagar	Puthu Nagar
7	Muthur	Nallur	Maleimundal
8	Muthur	Nawarathnapuram	Ilakkanthai
9	Muthur	Koonathive	Soodaikkuda
10	Kuchchaveli	Periyakulam	Periyakulam
11	Kuchchaveli	Kazim Nagar	Narasingamalei
12	Kuchchaveli	Pudawakattu	Senthoor
13	Eechchalampaththu	Verugalmonthuwaram	Soora Nagar
14	Eechchalampaththu	Verugalmonthuwaram	Kalladi
15	Eechchalampaththu	Aanathive	Walathottam

DS: Divisional Secretary
GS: Grama Senaka (Village)

Distribution of Generators

District	No. of Generators
Jaffna	18
Mulative	12
Kilinochchi	1
Trincomalee	15
Batticaloa	9
Ampara	20
Hambantota	6
Matara	9
Galle	10
Total	100

発電機配布先一覧

県	台数
ジャフナ	18
ムラティブ	12
キリノッチ	1
トリンコマリ	15
パティカロア	9
アンパラ	20
ハンバントタ	6
マタラ	9
ゴール	10
合 計	100

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）

避難民への住宅支援：

日本-スリランカ友好村建設 その1 イクバルナガール地区

作成日：平成17年12月9日

担当公館名：	在スリランカ日本大使館
国名：	スリランカ
案件名：	被災民への住宅支援： 日本-スリランカ友好村建設 その1 イクバルナガール地区
実施機関：	住宅・建設・工業省
<p>案件の目的及び概要</p>	<p>今次津波により破壊された住宅は8万戸にのぼり、被災者は未だ多くが仮設住宅、避難キャンプでの生活を余儀なくされている。スリランカ国政府は防災の観点から海岸沿いの建造物の建設を禁止（バッファゾーンを設置）したことから、住民移転のための「復興タウンシップ（津波被災に伴う住宅復旧を中心とした市街地再整備計画）」計画に、各ドナー等の支援を得て取り組んでいる。本件は、JICA 緊急開発調査により、被災地の状況、移住先の用地確保、移住に係る住民コミュニティの意向等が確認できた地区において、被災コミュニティ共同管理による共同住宅の建設をタウンシップとして周辺公共インフラの整備を含めて支援するものである。また、津波住宅再建室や都市開発公社により、各ドナーとの調整が図られている。</p> <p>なお、本件住宅については、住宅供給公社の監督の下、コミュニティが共同管理することとなっている。</p> <p>（JICA 緊急開発調査との連携案件）</p> <p>注1：スリランカ政府は、住宅整備のガイドラインとして、生活インフラ整備の他、学校施設、小規模医療施設、幼稚園、コミュニティホール、公共グラウンド、児童公園等の公共・公益施設を整備することをドナー側に要望している。JICA 緊急開発調査により日本の整備基準を参考としつつ、津波住宅再建室や都市開発公社との協議・合意により整備することを決定した。</p> <p>注2：本件は、JICA 緊急開発調査が、被害状況、復興ニーズを調査し、住宅分野の復興計画を住宅省に提案。住宅省が同復興計画を採用し、その計画の実現をノンプロ無償の資金で行うもの。</p> <p>友好村建設（トリンコマリ県イクバルナガール地区）支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> * 240戸の移転住宅の建設 * 公共インフラ施設（道路，上水道，配電、幼稚園、コミュニティホール、公共グラウンド、バス停、郵便局、コミュニティ地区行政事務所、小規模市場等）の整備
1. 案件の進捗状況	友好村建設（トリンコマリ県イクバルナガール地区） 12月末までに契約を了し、平成18年1月から着工する予定（完成予定は平成18年10月）。

2. 案件の妥当性	<p>本件については、 当国政府は、津波被災復旧において、住宅分野を最優先分野としており、かかるニーズに合致していること、 当国の住宅支援に係るガイドラインを満たしていること、 実施体制等について JICA 緊急開発調査により確認されていること、 ムスリム及びタミルの両コミュニティの融和が図られるよう十分配慮されていること、及び コミュニティーエンパワメントやコミュニティ自身による持続的発展を図るための JICA「技術協力」と「ノンプロジェクト無償資金協力」の連携案件となっており、両スキームの相乗効果が期待できることから、実施の妥当性は極めて高いといえる。</p> <p>(1) 本件は住宅・建設・工業省の要請により、津波の被害が大きかった北東部地域における被災民移転住宅建設を目指したものである。津波復興の援助調整を行う国家再建対策本部 (TAFREN) や、移転住宅整備のドナー調整に当たる津波住宅再建室や、住宅供給公社、都市開発公社等と支援方針を調整しつつ、JICA 緊急開発調査においてス国側から提案あったイクバルナガール地区の用地 (国有地) につき、現地踏査、環境調査、移転住民意向調査などを実施して、被災民移転住宅プロジェクトとしてまとめられたものであり、「ノンプロジェクト無償運営管理委員会」(構成：財務計画省、大使館、JICA、JICS 関係者) に提出し、同運営管理委員会で検討され、決定されたものである。</p> <p>(2) また、本件については、住宅整備と併せ、生計復旧支援のためのパイロットプロジェクトを JICA 緊急開発調査により実施し、本件対象地区周辺との格差是正にも配慮しつつ、総合的に被災民の生活再建を支援することとしている。</p> <p>(3) 支援内容については、スリランカ政府が発表した津波被災民住宅支援策のガイドラインである供給する住宅の規模等、施設内容等と整合させている。</p> <p>(4) 本件は、併行して実施している JICA 緊急開発調査により、単にコミュニティの生活環境の整備だけではなく、コミュニティの生活再建に向けた自助努力を維持しつつ、コミュニティエンパワメントやコミュニティ自身による持続的発展が可能となるよう配慮されており、JICA による「技術協力」と「ノンプロジェクト無償資金協力」の連携した案件となっている。</p> <p>(5) ムスリム及びタミルの両コミュニティ間の融和を図るための「ソーシャルハーモニー・ワークショップ」を開催する等、各コミュニティが結束して再建に取り組むための関係構築まで配慮している。</p>
3. 施設 / 機材の活用度	12 月末までに契約を了し、平成 18 年 1 月から着工する予定 (完成予定は平成 18 年 10 月)。
4. 案件終了後に期待される効果	<p>(1) 246 戸 (1,200 人) 分の住宅が整備され、被災住民の生活 (クチャリ郡の移転需要 1,287 戸の 20% に相当) が復旧する。</p> <p>(2) インフラ・公共・公益施設が住宅建設と共に整備され、良好な社会生活を維持するための社会環境が整備され、持続的発展が期待できる新たなコミュニティが形成される。</p> <p>(3) タミル 110 戸・ムスリム 136 戸が一つの共同コミュニティを形成して、</p>

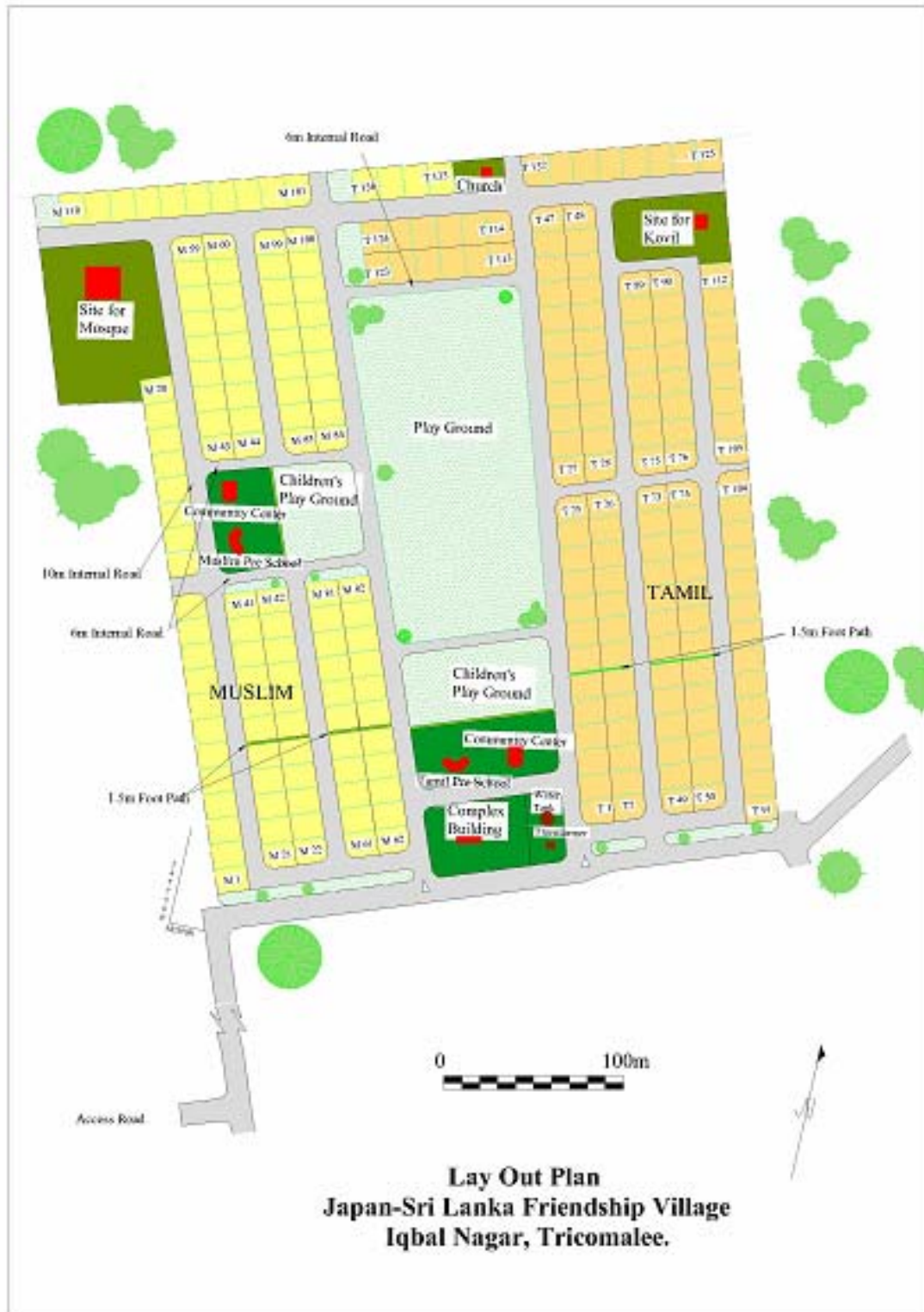
	<p>生計に関する活動を行うことから、草の根レベルでの平和構築に寄与する。</p>
5. 他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）	<p>当国津波住宅再建室及び都市開発公社により調整が図られており、他ドナーとの重複はない。</p>
6. 広報効果（ビジビリティー）	<p>（1）津波後復旧・復興における最重要分野の一つである住宅分野の支援として、また、比較的支援の届きにくい北・東部支援として、高い広報効果が期待できる。</p> <p>（2）タミル・ムスリム両コミュニティが協力してコミュニティの復旧・復興を図るものとなっていることから、平和構築案件としての広報効果が期待できる。</p>
7. 被援助国等による評価	<p>（1）昨年12月に発生した広域津波災害により、死者・行方不明者数38,000名以上、被災者数80万名以上、家屋損壊数約8万戸等甚大な被害が生じ、避難キャンプ数は全国で800ヶ所以上に達した。避難キャンプ、仮設住宅で避難生活をする被災民に対しての住宅支援は、急務の課題であった。</p> <p>（2）住宅整備は、長期的な観点からも重要であり、当国政府及び国民から高い評価を受けている。</p>
8. 提言・教訓等	<p>1. 教訓</p> <p>（1）本件は、JICA調査により、対象地域の被害状況、土地の同定や避難民の生活圏の変化等を含むフィージビリティ調査を踏まえて計画案が住宅・建設・工業省に提出され、同省が行う住宅分野の復旧事業として、ノンプロ無償資金による案件の具体化に至ったものである。</p> <p>特に、コミュニティの再建を目的とした住宅建設プロジェクトの場合、住宅建設区域の生活環境の整備だけではなく、コミュニティの生活再建に向けた自助努力（オーナーシップ）を支えつつ、コミュニティエンパワメントやコミュニティ自身による持続的発展をいかに図っていくかの点が重要となる。さらに、本件では、タミル民族とムスリム民族が同地域に移転することから、早期の段階で民族間の融和を図っておくことが重要となる。</p> <p>この点については、JICA緊急開発調査により、コミュニティ参加型で具体的な支援の内容やレイアウトプランの作成を行っており、また、ムスリム及びタミル・コミュニティの融和を図るための「ソーシャルハーモニー・ワークショップ」を開催する等、各コミュニティが結束して、再建に向けた取り組みを行っており、JICA緊急開発調査の果たしている役割は極めて大きく、JICA「技術協力」と「ノンプロジェクト無償資金協力」の連携した優良な案件となっている。</p> <p>（2）津波災害がスリランカ沿岸部の3分の2強が津波の被害を受けたことが</p>

	<p>ら、復旧・復興プロジェクトが全国規模で展開され、建設需要が急増し、建設コストの上昇をまねいた。</p> <p>また、円に対して現地通貨（ルピー）高の傾向が生じたため、為替によりノンプロ無償資金 80 億円の支援規模において、現地通貨額での支援規模が縮小する等の現象が生じた。</p> <p>この結果、一時的に、当初見込まれた総定額での事業が困難となり、事業規模の縮小の恐れが生じた。</p> <p>2．提言</p> <p>上記教訓を踏まえた提言は以下のとおり。</p> <p>(1) 本件は、スリランカ政府の復興政策の下、JICA 調査により、現地ニーズ調査、フィージビリティ調査及びインフラ部門の具体的復興プランの提案を行なわれた後、ノンプロ無償資金による案件の具体化に至ったものであり、JICA と JICS が相互補完的に連携・協力した「技術協力とノンプロ無償資金協力の連携のモデルケース」といえる。</p> <p>したがって、今後の大規模災害時において、我が国がより迅速かつ効果的な支援を行うためには、本件をモデル例として、十分に事例研究した上で、JICA・JICS の連携・協力を含めて、より有用性の高い支援制度・体系を積極的に検討することが重要であると考えられる。</p> <p>(2) 大規模災害時のインフラ再建プロジェクトを行うに当たっては、外国からの資金・物資の集中的流入や建設需要の急増に伴う物価の急激な変化や為替リスクを十分予検討した上で、より有用性の高い制度体系を構築しておくことが重要である。</p>
9．その他	

別添資料：日本・スリランカ友好村（イクバルナガール）レイアウトプラン

(別添)

日本・スリランカ友好村建設計画 (その 1 : イクバルガール地区)
レイアウト図



スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）

被災民への住宅支援：

日本-スリランカ友好村建設 その2 ヒジラナガール地区

作成日：平成17年12月9日

担当公館名：在スリランカ日本大使館	
国名：スリランカ	
案件名：被災民への住宅支援： 日本-スリランカ友好村建設 その2 ヒジラナガール地区	
実施機関：住宅・建設・工業省	
案件の目的及び概要	<p>今次津波により破壊された住宅は8万戸にのぼり、被災者は未だ多くが仮設住宅、避難キャンプでの生活を余儀なくされている。スリランカ国政府は防災の観点から海岸沿いの建造物の建設を禁止（バッファゾーンを設置）したことから、住民移転のための「復興タウンシップ（津波被災に伴う住宅復旧を中心とした市街地再整備計画）」計画に、各ドナー等の支援を得て取り組んでいる。本件は、JICA 緊急開発調査により、被災地の状況、移住先の用地確保、移住に係る住民コミュニティの意向等が確認できた地区において、被災コミュニティ共同管理による共同住宅の建設をタウンシップとして周辺公共インフラの整備を含めて支援するものである。また、津波住宅再建室や都市開発公社により、各ドナーとの調整が図られている。</p> <p>なお、本件住宅については、住宅供給公社の監督の下、コミュニティが共同管理することとなっている。</p> <p>（JICA 緊急開発調査との連携案件）</p> <p>注：スリランカ政府は、住宅整備のガイドラインとして、生活インフラ整備の他、学校施設、小規模医療施設、幼稚園、コミュニティホール、公共グラウンド、児童公園等の公共・公益施設を整備することをドナー側に要望している。JICA 緊急開発調査により日本の整備基準を参考としつつ、津波住宅再建室や都市開発公社との協議・合意により整備することを決定した。</p> <p>友好村建設（アンパラ県ヒジラナガール）</p> <ul style="list-style-type: none"> * 200戸の移転住宅の建設 * 公共インフラ施設（道路，上水道，配電、幼稚園、コミュニティホール，共同グラウンド、バス停、郵便局、コミュニティ地区行政事務所、小規模市場等）の整備
1. 案件の進捗状況	<p>友好村建設（ヒジラナガール，アンパラ）</p> <p>12月末までに契約を了し、平成18年1月から着工する予定（完成予定は平成18年10月）</p>

<p>2 . 案件の妥当性</p>	<p>本件については、 当国政府は、津波被災復旧において、住宅分野を最優先分野としており、かかるニーズに合致していること、 当国の住宅支援に係るガイドラインを満たしていること、 実施体制等について JICA 緊急開発調査により確認されていること、及び コミュニティーエンパワメントやコミュニティ自身による持続的発展を図るための JICA「技術協力」と「ノンプロジェクト無償資金協力」の連携案件となっており、両スキームの相乗効果が期待できることから、実施の妥当性は極めて高いといえる。</p> <p>(1) 本件は住宅・建設・工業省の要請により、津波の被害が大きかった北東部地域における被災民移転住宅建設を目指したものである。津波復興の援助調整を行う国家再建対策本部 (TAFREN) や、移転住宅整備のドナー調整に当たる津波住宅再建室や、住宅供給公社、都市開発公社等と支援方針を調整しつつ、JICA 緊急開発調査においてス国側から提案あったヒジラナガール地区の用地 (国有地) につき、現地踏査、環境調査、移転住民意向調査などを実施して、被災民移転住宅プロジェクトとしてまとめられたものであり、「ノンプロジェクト無償運営管理委員会」(構成：財務計画省、大使館、JICA、JICS 関係者) に提出し、同運営管理委員会で検討され、決定されたものである。</p> <p>(2) また、本件については、住宅整備と併せ、生計復旧支援のためのパイロットプロジェクトを JICA 緊急開発調査により実施し、本件対象地区周辺との格差是正にも配慮しつつ、総合的に被災民の生活再建を支援することとしている。</p> <p>(3) 支援内容については、スリランカ政府が発表した津波被災民住宅支援策のガイドラインである供給する住宅の規模等、施設内容等と整合させている。</p> <p>(4) 本件は、併行して実施している JICA 緊急開発調査により、単にコミュニティの生活環境の整備だけではなく、コミュニティの生活再建に向けた自助努力を維持しつつ、コミュニティエンパワメントやコミュニティ自身による持続的発展が可能となるよう配慮されており、JICA による「技術協力」と「ノンプロジェクト無償資金協力」の連携した案件となっている。</p>
<p>3 . 施設 / 機材の活用度</p>	<p>12 月末までに契約を了し、平成 18 年 1 月から着工する予定 (完成予定は平成 18 年 10 月)</p>
<p>4 . 案件終了後に期待される効果</p>	<p>(1) 200 戸 (1,000 人) の津波被災者が移転、被災住民の生活が復旧。 (ポトヴィル市の移転需要 1,607 戸の 15%)</p> <p>(2) インフラ・公共・公益施設が住宅建設と共に整備され、良好な社会生活を維持するための社会環境が整備され、持続的発展が期待できる新たなコミュニティが形成される。</p> <p>(3) アクセス道路などインフラ施設・公共・公益施設が周辺コミュニティに裨益する。</p> <p>(4) 周辺に移住している紛争被災移転民と協調することにより、草の根の平和構築に資することが可能となる。</p>

<p>5. 他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）</p>	<p>当国津波住宅再建室及び都市開発公社により調整が図られており、他ドナーとの重複はない。</p> <p>なお、本件対象地域周辺には、世界銀行・国際 NGO による紛争被害者用の移転住宅があり、本件にて整備される公共公益施設が共同利用されることになっている（アクセス道路、バスルート、コミュニティー施設の共同利用等）。</p>
<p>6. 広報効果（ビジビリティ）</p>	<p>津波後復旧・復興における最重要分野の一つである住宅分野の支援として、また、比較的支援の届きにくい北・東部支援として、高い広報効果が期待できる。</p>
<p>7. 被援助国等による評価</p>	<p>(1) 昨年 12 月に発生した広域津波災害により、死者・行方不明者数 38,000 名以上、被災者数 80 万名以上、家屋損壊数約 8 万戸等甚大な被害が生じ、避難キャンプ数は全国で 800 ヶ所以上に達した。避難キャンプ、仮設住宅で避難生活をする被災民に対しての住宅支援は、急務の課題であった。</p> <p>(2) 住宅整備は、長期的な観点からも重要であり、当国政府及び国民から高い評価を受けている。</p>
<p>8. 提言・教訓等</p>	<p>1. 教訓</p> <p>(1) 本件は、JICA 調査により、対象地域の被害状況、土地の同定や避難民の生活圏の変化等を含むフィービリティ調査を踏まえて計画案が住宅・建設・工業省に提出され、同省が行う住宅分野の復旧事業として、ノンプロ無償資金による案件の具体化に至ったものである。</p> <p>特に、コミュニティーの再建を目的とした住宅建設プロジェクトの場合、住宅建設区域の生活環境の整備だけではなく、コミュニティーの生活再建に向けた自助努力（オーナーシップ）を支えつつ、コミュニティーエンパワメントやコミュニティー自身による持続的発展をいかに図っていくかの点が重要となる。</p> <p>この点については、JICA 緊急開発調査により、コミュニティー参加型で具体的な支援の内容やレイアウトプランの作成や再建に向けた取り組みを支援しており、JICA 緊急開発調査の果たしている役割は極めて大きく、JICA 「技術協力」と「ノンプロジェクト無償資金協力」の連携した優良な案件となっている。</p> <p>(2) 津波災害がスリランカ沿岸部の 3 分の 2 強が津波の被害を受けたことから、復旧・復興プロジェクトが全国規模で展開され、建設需要が急増した。そのため、建設コストの上昇をまねいた。</p> <p>また、円に対して現地通貨（ルピー）高の傾向が生じたため、為替によりノンプロ無償資金 80 億円の支援規模において、現地通貨額での支援規模が縮小する等の現象が生じた。</p> <p>この結果、一時的に、当初見込まれた総定額での事業が困難となり、事業規模の縮小の恐れが生じた。</p> <p>2. 提言</p> <p>上記教訓を踏まえた提言は以下のとおり。</p>

	<p>(1) 本件は、スリランカ政府の復興政策の下、JICA 調査により、現地ニーズ調査、フィージビリティ調査及びインフラ部門の具体的復興プランの提案を行なわれた後、ノンプロ無償資金による案件の具体化に至ったものであり、JICA と JICS が相互補完的に連携・協力した「技術協力とノンプロ無償資金協力の連携のモデルケース」といえる。</p> <p>したがって、今後の大規模災害時において、我が国がより迅速かつ効果的な支援を行うためには、本件をモデル例として、十分に事例研究した上で、JICA・JICS の連携・協力を含めて、より有用性の高い支援制度・体系を積極的に検討することが重要であると考えられる。</p> <p>(2) 大規模災害時のインフラ再建プロジェクトを行うに当たっては、外国からの資金・物資の集中的流入や建設需要の急増に伴う物価の急激な変化や為替リスクを十分予検討した上で、より有用性の高い制度体系を構築しておくことが重要である。</p>
9 . その他	

別添資料：日本・スリランカ友好村（レイアウトプラン）

(別添)

日本・スリランカ友好村建設計画（その 2：ヒジラナガール地区）
レイアウトプラン



スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）

被災民への住宅支援：

日本-スリランカ友好村建設 その3 コナサプリ地区

作成日：平成17年12月9日

担当公館名：在スリランカ日本大使館	
国名：スリランカ	
案件名：被災民への住宅支援： 日本-スリランカ友好村建設 その3 コナサプリ地区	
実施機関：住宅・建設・工業省	
案件の目的及び概要	<p>今次津波により破壊された住宅は8万戸にのぼり、被災者は未だ多くが仮設住宅、避難キャンプでの生活を余儀なくされている。スリランカ国政府は防災の観点から海岸沿いの建造物の建設を禁止（バッファゾーンを設置）したことから、住民移転のための「復興タウンシップ（津波被災に伴う住宅復旧を中心とした市街地再整備計画）」計画に、各ドナー等の支援を得て取り組んでいる。本件は、JICA 緊急開発調査により、被災地の状況、移住先の用地確保、移住に係る住民コミュニティの意向等が確認できた地区において、被災コミュニティ共同管理による共同住宅の建設をタウンシップとして周辺公共インフラの整備を含めて支援するものである。また、津波住宅再建室や都市開発公社により、各ドナーとの調整が図られている。</p> <p>なお、本件住宅については、住宅供給公社の監督の下、コミュニティが共同管理することとなっている。</p> <p>（JICA 緊急開発調査との連携案件）</p> <p>注：スリランカ政府は、住宅整備のガイドラインとして、生活インフラ整備の他、学校施設、小規模医療施設、幼稚園、コミュニティホール、公共グランド・児童公園等の公共・公益施設を整備することをドナー側に要望している。JICA 緊急開発調査により日本の整備基準を参考としつつ、津波住宅再建室や都市開発公社との協議・合意により整備することを決定した。</p> <p>友好村建設（トリンコマリ県コナサプリ地区）</p> <p>トリンコマリ県コナサプリ（移転住宅地の造成及び生活基盤インフラ、公共インフラの整備：国際 NGO との連携案件）</p> <p>土地造成や生活基盤整備が進んでいないため住宅建設を着工できない状況を解消するため、我が国資金で移転住宅地の造成及び公共インフラ整備（道路、給電、給水、排水施設、コミュニティセンター等）を行い、造成した同地域に NGO（日本赤十字：240 戸、Caritas：100 戸、RDF / GVC ITALIA：51 戸、Lions Club：100 戸）が住宅建設を行うもの。</p> <p>本件は、我が国と国際 NGO との連携案件とのモデルケースとして注目されている。</p>
1. 案件の進捗状況	友好村建設（コナサプリ，トリンコマリ）

<p>況</p>	<p>12月末までに契約を了し、平成18年1月から着工する予定(完成予定は平成18年10月)</p>
<p>2. 案件の妥当性</p>	<p>本件については、当国政府は、津波被災復旧において、住宅分野を最優先分野としており、かかるニーズに合致していること、当国の住宅支援に係るガイドラインを満たしていること、実施体制等についてJICA緊急開発調査により確認されていること、及びコミュニティエンパワメントやコミュニティ自身による持続的発展を図るためのJICA「技術協力」と「ノンプロジェクト無償資金協力」の連携案件となっており、両スキームの相乗効果が期待できることから、実施の妥当性は極めて高いといえる。</p> <p>(1) 本件は住宅・建設・工業省の要請により、津波の被害が大きかった北東部地域における被災民移転住宅建設を目指したものである。津波復興の援助調整を行う国家再建対策本部(TAFREN)や、移転住宅整備のドナー調整に当たる津波住宅再建室や、住宅供給公社、都市開発公社等と支援方針を調整しつつ、JICA緊急開発調査においてス国側から提案あったコナサプリ地区の用地(国有地)につき、現地踏査、環境調査、移転住民意向調査などを実施して、被災民移転住宅プロジェクトとしてまとめられたものであり、「ノンプロジェクト無償運営管理委員会」(構成:財務計画省、大使館、JICA、JICS関係者)に提出し、同運営管理委員会で検討され、決定されたものである。</p> <p>(2) また、本件については、住宅整備と併せ、生計復旧支援のためのパイロットプロジェクトをJICA緊急開発調査により実施し、本件対象地区周辺との格差是正にも配慮しつつ、総合的に被災民の生活再建を支援することとしている。</p> <p>(3) 支援内容については、スリランカ政府が発表した津波被災民住宅支援策のガイドラインである供給する住宅の規模等、施設内容等と整合させている。</p> <p>(4) 本件は、併行して実施しているJICA緊急開発調査により、単にコミュニティの生活環境の整備だけではなく、コミュニティの生活再建に向けた自助努力を維持しつつ、コミュニティエンパワメントやコミュニティ自身による持続的発展が可能となるよう配慮されており、JICAによる「技術協力」と「ノンプロジェクト無償資金協力」の連携した案件となっている。</p>
<p>3. 施設/機材の活用度</p>	<p>12月末までに契約を了し、平成18年1月から着工する予定(完成予定は平成18年10月)</p>
<p>4. 案件終了後に期待される効果</p>	<p>(1) 500戸(2,500人)の津波被災住民が移転、被災住民(トリンコマリ市の移転需要1,300戸の40%)の生活が復旧する。</p> <p>(2) インフラ・公共・公益施設が住宅建設と共に整備され、良好な社会生活を維持するための社会環境が整備され、持続的発展が期待できる新たなコミュニティが形成される。</p> <p>(3) アクセス道路などインフラ施設・公共・公益施設が周辺コミュニティに裨益する。</p> <p>(4) 周辺に移住している紛争被災移転民と協調することにより、草の根の平和構築に資することが可能となる。</p>

	(5) 被災地支援における国際 NGO との連携モデルが構築される。
5 . 他ドナーによる支援との関係 (重複の有無等)	<p>当国津波住宅再建室及び都市開発公社により調整が図られており、他ドナーとの重複はない。</p> <p>なお、住宅・建設・工業省の要請及び津波住宅再建室等の合意に従い、国際 NGO が住宅と一部の施設を担当し、日本政府が土地造成、生活インフラの整備及び公益施設の建設を担当しており、定例的に現地ドナー会議を開催して、完成時期を含めて協調して建設することとしている。</p>
6 . 広報効果 (ビジビリティ)	津波後復旧・復興における最重要分野の一つである住宅分野の支援として、また、比較的支援の届きにくい北・東部支援として、高い広報効果が期待できる。
7 . 被援助国等による評価	<p>(1) 昨年 12 月に発生した広域津波災害により、死者・行方不明者数 38,000 名以上、被災者数 80 万名以上、家屋損壊数約 8 万戸等甚大な被害が生じ、避難キャンプ数は全国で 800 ヶ所以上に達した。避難キャンプ、仮設住宅で避難生活をする被災民に対しての住宅支援は、急務の課題であった。</p> <p>(2) 住宅整備は、長期的な観点からも重要であり、当国政府及び国民から高い評価を受けている。</p>
8 . 提言・教訓等	<p>1 . 教訓</p> <p>(1) 本件は、JICA 調査により、対象地域の被害状況、土地の同定や避難民の生活圏の変化等を含むフィージビリティ調査を踏まえて計画案が住宅・建設・工業省に提出され、同省が行う住宅分野の復旧事業として、ノンプロ無償資金による案件の具体化に至ったものである。</p> <p>特に、コミュニティーの再建を目的とした住宅建設プロジェクトの場合、住宅建設区域の生活環境の整備だけではなく、コミュニティーの生活再建に向けた自助努力 (オーナーシップ) を支えつつ、コミュニティーエンパワメントやコミュニティー自身による持続的発展をいかに図っていくかの点が重要となる。</p> <p>この点については、JICA 緊急開発調査により、コミュニティー参加型で具体的な支援の内容やレイアウトプランの作成や再建に向けた取り組みを支援しており、JICA 緊急開発調査の果たしている役割は極めて大きく、JICA 「技術協力」と「ノンプロジェクト無償資金協力」の連携した優良な案件となっている。</p> <p>(2) 津波災害がスリランカ沿岸部の 3 分の 2 強が津波の被害を受けたことから、復旧・復興プロジェクトが全国規模で展開され、建設需要が急増した。そのため、建設コストの上昇をまねいた。</p> <p>また、円に対して現地通貨 (ルピー) 高の傾向が生じたため、為替によりノンプロ無償資金 80 億円の支援規模において、現地通貨額での支援規模が縮小する等の現象が生じた。</p> <p>この結果、一時的に、当初見込まれた総定額での事業が困難となり、事業規模の縮小の恐れが生じた。</p> <p>(4) 本件のように、国際 NGO が住宅と一部の施設を担当し、日本政府が土地</p>

	<p>造成、生活インフラの整備及び公益施設の建設を担当するような、他ドナー機関との連携案件の場合、迅速かつ円滑に事業を進捗させるためには、津波住宅再建室及び都市開発公社等被援助国側の強い調整能力や、ドナー間の役割分担について、完工期を含めて十分調整しておくことが求められる。</p> <p>2. 提言</p> <p>上記教訓を踏まえた提言は以下のとおり。</p> <p>(1) 本件は、スリランカ政府の復興政策の下、JICA 調査による現地ニーズ調査やフィージビリティ調査を踏まえて、国際NGOと調整しつつ、レイアウトプランを提案し、ノンプロ無償資金による案件の具体化に至ったものであり、JICA と JICS が相互補完的に連携・協力した「技術協力とノンプロ無償資金協力の連携のモデルケース」といえる。</p> <p>したがって、今後の大規模災害時において、我が国がより迅速かつ効果的な支援を行うためには、本件をモデル例として、十分に事例研究した上で、JICA・JICS の連携・協力を含めて、より有用性の高い支援制度・体系を積極的に検討することが重要であると考えられる。</p> <p>(2) 大規模災害時のインフラ再建プロジェクトを行うに当たっては、外国からの資金・物資の集中的流入や建設需要の急増に伴う物価の急激な変化や為替リスクを十分予検討した上で、より有用性の高い制度体系を構築しておくことが重要である。</p>
9. その他	

別添資料：日本・スリランカ友好村（コナサプリ地区レイアウトプラン）

(別添)

日本-スリランカ友好村建設計画(その3:コナサプリ地区)
レイアウトプラン



スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）

土木工事に用建機の支援：
建設機械、建設機械スペアパーツの供与

作成日：平成17年12月9日

担当公館名：在スリランカ日本大使館	
国名：スリランカ	
案件名：土木工事に用建機の支援： 建設機械、建設機械スペアパーツの供与	
実施機関：住宅建設産業省 国家資機材公社	
案件の目的及び概要	復興に係る土木工事等に必要な建機及び建機のスペアの供与。 (イ) 建設機械（ブルドーザー1台、削掘機2台） (ロ) 建設機械修復に必要なスペアパーツ（1式）
1. 案件の進捗状況	(イ) 建設機械（ブルドーザー1台、削掘機2台） 契約日：平成17年3月15日 契約先：United Tractor & Equipment Ltd. 契約金額：Rs. 33,150,000 進捗状況：平成17年5月13日 納入 平成17年5月19日 引渡式実施 (ロ) 建設機械修復に必要なスペアパーツ（1式） 契約日：平成17年3月7日（United Tractor & Equipment Ltd.） 平成17年3月14日（SENOK Trade Combine Ltd.） 平成17年3月22日（Diesel & Motor Engineering Co. Ltd.） 契約先：United Tractor & Equipment Ltd. SENOK Trade Combine Ltd. Diesel & Motor Engineering Co. Ltd. 契約金額：USD 187,432.34（United Tractor & Equipment Ltd.） Rs. 25,188,600（SENOK Trade Combine Ltd.） Rs. 22,660,147.60（Diesel & Motor Engineering Co. Ltd.） 進捗状況：スペアパーツ全量納入完了（7月）。現在重機修理に使用中。
2. 案件の妥当性	今次津波は、スリランカの約2/3の沿岸部を襲い、多くの住宅、道路、橋梁、公共施設等を押流した。このため、被災地に散乱した瓦礫や大型ゴミの除去等、復旧作業を早期に行うため、建設用重機を調達することは必要不可欠であった。 瓦礫除去等の復旧作業に関する膨大な需要に対応するためには、多くの建設重機が必要であり、新規調達のみでなく、スペアパーツの供与によって部品の故障により稼働していなかった建設重機を修理し、復旧のニーズに対応することも、効率

	<p>的な援助を行うとの観点から、妥当であったと判断できる。</p> <p>なお、本施策の実施機関である国家資機材公社は、建設重機（ブルドーザー、パワーシャベル等）を所有し、道路開発庁や民間企業などの求めに応じて、それらを貸し出し、個々の民間企業が十分な数の建設重機を所有できない当国において、建設事業等を行える体制を整備しているものである。</p> <p>今次復旧活動においては、瓦礫の処理等、重機が必要であり、同組織を効率的に活用し、被災地復旧を進める形式を取った本支援は、極めて妥当な手法であったと考えられる。</p>
3 .施設 / 機材の活用度	<p>供与されたブルドーザー 1 台、削掘機 2 台は、道路開発庁や復旧活動に携わる国際 N G O などの求めに応じ、貸出されている。</p> <p>またスペアパーツを使用し、現在 10 台の建設重機の修理を終えるとともに、22 台について修理中である。一部不足するスペアパーツがあり、追加のスペアパーツがあればさらなる修理が可能となる。</p> <p>なお、国家資機材公社からは、特にスペアパーツについては、大きなニーズがあるとのこと、本支援に対する謝意の表明があった。</p>
4 .案件終了後に期待される効果	<p>被災地の瓦礫処理、工事案件に対して、本重機が貸し出され、復旧事業の効率化、促進化が期待される。</p>
5 .他ドナーによる支援との関係(重複の有無等)	<p>支援内容に他ドナーとの重複はない。</p>
6 .広報効果(ビジビリティー)	<p>建設重機には、O D A マーク及び日本国旗が明示されており、日本政府及び日本国民からの支援であることがわかるようになっている。</p>
7 .被援助国等による評価	<p>(1)昨年 12 月に発生した広域津波災害により、死者・行方不明者数 38,000 名以上、被災者数 80 万名以上、家屋損壊数約 8 万戸等甚大な被害が生じ、避難キャンプ数は全国で 800 ヶ所以上に達した等、未曾有な災害となった。</p> <p>(2)そのため、政府、国際機関、N G O 等様々機関が復旧・復興作業を行っているが、重機が不足していることから、国家資機材公社の制度を活用し、同公社を強化する本支援は、高い評価を得ている。</p>
8 .提言・教訓等	<p>1 . 教訓</p> <p>本案件については、津波被害復旧のために必要不可欠であり、現地ニーズと合致していた。</p> <p>津波直後には、国家資機材公社の所有する建設重機には津波被害を受けたものも含めて故障中のものが多く、スペアパーツを供与しそれらを修理する必要が生じた。しかしながら、津波直後のニーズ調査では、迅速性を担保する必要性があ</p>

	<p>るため、スペアパーツ等の細かい部品に対するニーズを正確に把握することには限界があり、実際は概数で要請せざるを得なく、このため、実際の修理作業が開始されてから、部品の不足が明らかになるケースがあった。</p> <p>2. 提言</p> <p>広域大規模災害においては、緊急物資の輸送、医療の提供等のため、瓦礫の処理、道路・架橋の緊急修復は、一刻を争う対応が求められる。そのため、重機は不可欠な機材となるが、今回のケースでは、国家資機材公社において、稼働できる十分な重機を有していなかったこと、また、現有の重機の保守点検が十分でなかったことから、故障中の重機も多い状況にあり、スリランカ政府が進める初動体制に十分に答えられなかったとの懸念がある。</p> <p>新規提供されたブルドーザー 1 台、削掘機 2 台は、復旧工事に十分に活用されているが、そのためにも、平時より重機の保守管理を適正に行い、稼働する重機の確保等日頃からの同公社の管理体制の強化が必要と考える。そのためには必要に応じて、技術協力等による支援も必要と考えられる。</p>
9. その他	

別添資料

別添 1 : 写真資料

別添 2 : 引き渡しに関する報道



2005.05.17
調達された建設機械(1)



2005.05.17
調達された建設機械((2))



2005.05.19
建設機械 引渡式(1)



2005.05.19
建設機械 引渡式(2)



2005.12.2
スペアパーツを使用し修理された重機(1)



2005.12.2
スペアパーツを使用し修理された重機(2)



Japanese Embassy's Charge d' Affairs Hiroshi Karube handing over of the machinery and equipment to Housing and Construction Industry Minister Ms. Ferial Ashroff at the National Equipment and Machinery Organisation workshop premises at Kolonnawa yesterday.

NEMO gets Rs. 100 m. machinery aid from Japan

The Japanese Government yesterday provided machinery and equipment valued at around Rs. 100 million to the National Equipment and Machinery Organization (NEMO) to be utilized in the re-

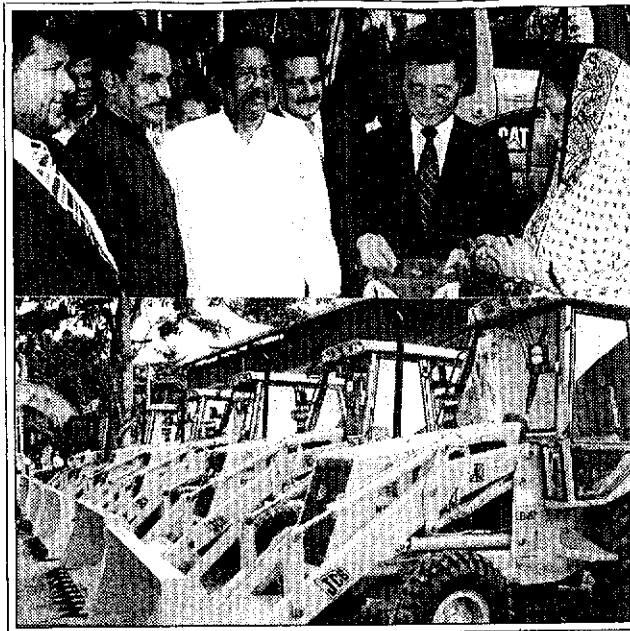
habilitation of tsunami affected areas.

In view of the need for contributing effectively towards the Government's rehabilitation efforts, NEMO requested the Japanese Embassy for machinery,

equipment and spare parts for existing machinery.

In response the Japanese government provided two excavators, a bulldozer and machinery spare parts under the Non-project Grant

Aid assistance for restoration of the tsunami affected areas. These machinery and equipment will be distributed to Jaffna, Ampara, Trincomalee, Batticaloa, Hambantota, Matara and Galle.



ඉතාම විශිෂ්ට සේ
 ප්‍රදේශවල සිදුකෙරෙන
 ප්‍රතිසංස්කරණ කටයුතු
 සාර්ථකව කිරීම සඳහා
 කොළොන්නාවේ ආර්ථික
 සන්නිවේදන මධ්‍යස්ථානයේ
 අවශ්‍ය මිලියන 100 ක් වටිනා
 යන්ත්‍ර සූත්‍ර පොහොසත් සපයා
 රජය මගින් පරිත්‍යාග කළේය.
 භූමිමාලිකා සංවර්ධන හා
 පුනර්ජනන කටයුතු සඳහා
 ඉදිරිදිනී ආමානිතී ලෙට්ටල්
 පළමුවෙන් මහජන වෙත සපයා
 විශේෂ නියෝජිතයෙකු වන
 හිරෝෂි කාරුබේ මහතා විසින්
 එම යන්ත්‍ර සංවර්ධන සඳහා
 ආමානිතී වන්දනා ලත්වීමට
 කොළොන්නාවේ මිලියන
 සංවර්ධන මධ්‍යස්ථානයේ
 සංවර්ධන මහජන වෙත
 සංවර්ධන මධ්‍යස්ථානයේ වෙයි.
 සංවර්ධන මධ්‍යස්ථානයේ
 අධ්‍යක්ෂ ජනරාල්

Divaina 24 May, 2005

The Government of Japan provided Rs. 100 million worth of machinery to NEMP for use in rehabilitation work in tsunami affected areas.

Mr. Hiroshi Karube, Japan special envoy presented the keys to Ministry of Eastern Development and Rehabilitation Farial Ashroff. Deputy Minister Chandrasiri Gajadeera, SLFP Organizer Nawalage Banet Cooray are also in the picture.

建設重機及びスペアパーツの引き渡しに関する報道（2）

The Island
27th May 2005
(Page 3)



The Japanese government last week donated Rs. 100 million worth of machinery and equipment to the Sri Lanka government. Picture shows Japanese Ambassador in Sri Lanka Hithoshi Karobe ceremonially handing over the keys of one of the machines to the Eastern Development, Rehabilitation, Housing and Construction Minister Ferial Ashraff. Also in the picture are Deputy Minister Chandrasiri Gajaweera and S.L.F.P. Chief Organiser, Kolonnawa, Bennet Cooray.

(Photo U. K. Aberatne).

建設重機及びスペアパーツの引き渡しに関する報道 (3)

Japan donated machinery and equipment valued at rs.100 million to the National Equipment and Machinery Organization (NEMO). The handing over ceremony took place at NEMO's Klannawa office. Japan Minister H.Karube handed over the machinery and equipment to Minister Ferial Asroaff



வீடமைப்பு நிர்மாணத்துறை அமைச்சின் கீழியங்கும் தேசிய இயந்திர உபகரணக் கூட்டுத்தாபனத்திற்கு ஜப்பான் அரசினால் வழங்கப்பட்ட நூறு மில்லியன் ரூபா பெறுமதியான கனரக இயந்திரங்கள் நெமோவின் கொலன்னாவ சாலையில் வைத்து வீடமைப்பு நிர்மாணத்துறை அமைச்சர் போரியல் அஷ்ரப்பிடம் ஜப்பான் அமைச்சர் ஹிரோசி கருபாவால் கையளிக்கப்பட்டது. இதில் கலந்துகொண்ட பிரதியமைச்சர் சந்திரதீர கஜதீர, நெமோ தலைவர் அமால் அன்வர் வரவேற்று அழைத்து வரப்படுவதை படத்தில் காணலாம். (ஷி) (படம்: தெஹிவளை - கல்கிஸ்சை நிருபர்)

建設重機及びスペアパーツの引き渡しに関する報道（４）

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）
道路網の整備への支援：
東部地域4カ所のコースウェイ（海岸土手道）の修復支援

作成日：平成17年12月9日

担当公館名：在スリランカ日本大使館	
国名：スリランカ	
案件名：道路網の整備への支援： 東部地域4カ所のコースウェイ（海岸土手道）の修復支援	
実施機関：ハイウェイ省 道路開発庁	
案件の目的及び概要	<p>東部地域4カ所のコースウェイ（海岸土手道）の修復</p> <p>今次津波は、スリランカの約2/3の沿岸部を襲い、東部海岸沿いは、まさに津波の直撃を受け、大きな被害を被った。特に、東部海岸沿いを走る幹線道路 A4 国道にあるコースウェイ（海岸土手道）は、海岸からの距離が近いという位置的条件や砂質土からなるという構造的条件から、甚大な被害を受けた。本件は、重要な4箇所のコースウェイの復旧・復興工事を行い、安定した物流の確保を行い、様々な復旧・復興事業を円滑に進める環境を整備するもの。</p> <p>（JICA 緊急開発調査との連携案件）</p> <p>東部コースウェイ建設</p> <ul style="list-style-type: none">・ パニッチャンケニ コースウェイ（長さ 520m）・ コッダイアカラー コースウェイ（長さ 670m）・ ペリヤカラー コースウェイ（長さ 770m）・ コマリ コースウェイ（長さ 260m）
1. 案件の進捗状況	<p>東部コースウェイ建設</p> <p>（施工管理業者選定）</p> <p>契約日：平成17年6月3日</p> <p>契約先：オリエンタルコンサルタンツ</p> <p>契約金額：¥ 49,886,000</p> <p>（施工業者選定）</p> <p>契約日：平成17年7月26日</p> <p>契約先：間組</p> <p>契約金額：¥ 810,000,000</p> <p>進捗状況：平成17年8月25日 起工式実施</p>

2. 案件の妥当性	<p>今次津波は、スリランカの約 2/3 の沿岸部を襲い、東部海岸沿いを走る幹線道路 A4 国道は、まさに津波の直撃を受け、大きな被害を被った。</p> <p>津波被災後、道路開発庁において、物流確保の観点から応急措置として、瓦礫の排除、仮修復などを行ったが、被災地においては、被災民への食糧配布等の人道支援の継続を、また、様々な住宅建設、学校建設等、社会・公共インフラ整備を進めなければならない、資機材搬入のための物流の確保として道路の整備は急務となっている。特に、コースウェイ（海岸土手道）は、海岸からの距離が近いという位置的条件や砂質土からなるという構造的条件から、甚大な被害を受けた。現在は仮復旧工事によって通行は可能になっているものの、満潮時には冠水するなど A4 国道のボトルネックとなっており、復興に不可欠な流通にも大きな支障をきたしている。また、構造的にも車両荷重や潮流に対して中長期的安定は確保されていない。</p> <p>このため、東部海岸沿い A4 国道上において、津波で被害を受け仮復旧のままとなっている 4 箇所のコースウェイの復旧工事を緊急的に行い、安定した物流の確保を行い、様々な復興事業を円滑に進める環境を整備する本事業の実施は極めて妥当なものである。</p>
3. 施設 / 機材の活用度	現在建設中（06 年 10 月完工予定）
4. 案件終了後に期待される効果	<p>1. 工事中に期待される効果</p> <p>地元住民の工事用労働者の雇用による地元での就労機会の増加並びに工事を通じての地元住民の社会参加及びコミュニティの能力向上が図られる。</p> <p>2. 工事完了後に期待される効果</p> <p>本事業によって、A4 国道のボトルネットとなっているコースウェイ部分の改修を行うことにより、主に東部州の住民約 150 万人の交通や流通が改善され、円滑な旅客、物資の流通が確保され、復旧事業及び経済活動の活性化が大きく図られるものである。</p>
5. 他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）	<p>他のドナーとの重複はない</p> <p>（A4 国道の復旧は、日本、ADB などが連携、協調して実施することになっている。）</p>
6. 広報効果（ビビリティ）	<p>建設中のサイトには、日本の支援による復旧工事である旨の看板が立てられている他、現場工事事務所には ODA マークを明示しており日本の貢献であることが分かるようになっている（完成後の各コースウェイには日本の支援により復旧した旨のプラーク（銘板）を設置する予定である。）</p> <p>各コースウェイは国民が長期間にわたり日常的に活用するものであり、高い広報効果が継続するものと認められる。</p>

7. 被援助国等による評価	<p>(1) 昨年 12 月に発生した広域津波災害により、死者・行方不明者数 38,000 名以上、被災者数 80 万名以上、家屋損壊数約 8 万戸等甚大な被害が生じ、避難キャンプ数は全国で 800 ヶ所以上に達した等、未曾有な災害となった。また、沿岸部の道路、橋梁は大被害を受けた。</p> <p>(2) 復旧・復興作業を進める上で、道路網の再整備は、最優先に取り組む課題であり、また、コースウェイは、交通のボトルネックにもなることから、緊急に復旧させる必要がある。そのため、本支援を行うことに対して、高い評価を得ている。</p>
8. 提言・教訓等	<p>1. 教訓</p> <p>(1) 本件は、スリランカ政府の復興政策の下、JICA がニーズ調査を実施し、具体的復興プランの提案を行い、その後、ノンプロ資金による案件の具体化（JICS による実施）と、一連の協力活動が円滑に行われた。本事業は、JICA 緊急開発調査とノンプロ無償（JICS）との連携による 効果的な協力となった。</p> <p>(2) 道路網の再整備には膨大な予算が必要となるが、1 月にスリランカ政府と世銀、ADB、JICA、JBIC による合同のニーズ調査を行ったため、情報が関連機関で共有され、最も緊急度が高い橋梁等の復旧をノンプロ無償の資金で行うこととするなどの円滑な調整を行うことができた（道路網の整備は、主に世銀、ADB、JBIC の借款協力による）。このように、JICA、JBIC のニーズ調査への参加は、効率的、かつ迅速な支援体制の構築に寄与した。</p> <p>2. 提言</p> <p>(1) 本事業の目的を確保するため、工事中の施工管理を適格に行うことが求められている。</p> <p>(2) 本復旧事業への支援は、スリランカ政府の復興政策の下、JICA がニーズ調査を実施し、インフラ部門の具体的復興プランの提案（技術協力）を行い、その後、ノンプロ資金による案件の具体化（資金協力）と、「技術協力」と「資金協力」との一連の協力活動が、円滑に行われたモデルケースといえる。本件は、実施機関の役割において、技術協力を行う JICA とノンプロ無償の調達監理を行う JICS とが連携して相互補完の効果的な協力となったもので、日本の支援制度に対する評価をも行い、スリランカ側も日本の協力制度について理解を深めることが重要と考える。</p>
9. その他	<p>本事業に関する基本設計は、復興事業への支援としてハイウェイ省からの要請のもと、JICA 緊急開発調査により行われた。その結果、基本設計が 2 ヶ月で完成する等、迅速性が求められる復興支援において、JICA 事業との連携で、ノンプロ無償による実施との効率化が図られた。</p> <p>また、道路開発庁に所属する JICA 専門家が、JICA 緊急開発調査が開始される以前から、関係機関との調整や情報収集に奔走し、緊急開発調査対し的確な情報を提供したことも、迅速性確保に大いに貢献した。</p>

--	--

添付資料

別添 1 : 写真資料

別添 2 : 工事着工に関する報道

別添 3 : 位置図



2005.08.25
東部コースウェイ起工式 (Komari)(1)



2005.08.25
東部コースウェイ起工式 (Komari)(2)



2005.08.25
東部コースウェイの状況 (Komari)(1)



2005.08.25
東部コースウェイの状況 (Komari)(2)



2005.08.25
東部コースウェイの状況 (Komari)(3)



2005.08.25
東部コースウェイの状況 (Komari)(4)



2005.11.23
東部コースウェイ建設状況(1)



2005. 11.23
東部コースウェイ建設状況(2)



2005.11.23
東部コースウェイ建設状況(3)



2005. 11.23
東部コースウェイ建設状況(4)

Saturday, August 27th, 2005

Japanese assistance for tsunami-damaged causeways

The reconstruction of four tsunami-damaged causeways in the East commenced with the assistance of the Government of Japan on Thursday, August 25, 2005. Japan provided approximately US \$ 8 million (approx. Rs. 800 million) towards the whole project. This assistance is a part of the US \$ 80 million provided under the Japanese Non-Project Grant Aid for relief, rehabilitation and reconstruction of a wide range of tsunami-affected sectors including fisheries, housing, electricity, roads, health, education, water and sanitation.

Japan is very keen on equitable distribution of reconstruction and rehabilitation assistance to the neediest parts of all tsunami-affected areas, and has therefore taken steps in supporting activities

in the South, the North and the East on priority basis. The extent of damages to causeways in the East in quite significant and mobility is a decisive factor for the restoration of livelihoods and reconstruction work. Therefore, the Government of Japan agreed to assist the reconstruction of causeways at Komari, Penyakallar, Koddaiakallar and Panichchankeni in the East based on the request of the Government of Sri Lanka. This is one of the largest projects implemented under the Japanese Non-Project Grant Aid, not only in the East but also in the whole island.

The Government of Japan was deeply concerned on the devastation caused to the Sri Lankan people and the economy by the tsunami and immediately provided the much needed relief assistance and thereafter provided grant funds for rehabilitation and reconstruction of the various sectors affected. Within the road

sector, in addition to the reconstruction of causeways in the East, the reconstruction of damaged bridges in the South was also commenced on August 17 with the Japanese grant assistance.

The People and the Government of Japan sincerely hope that the assistance provided under this scheme will benefit all tsunami-affected communities, enabling them to restore their lives and contributing towards the overall development of Sri Lanka. M. Thuraiamy, Project Director of Japan Aided Project Division on behalf of Road Development Authority and Yasuhiro Watanabe, Second Secretary of Embassy of Japan on behalf of Akio Suda, the Ambassador of Japan unveiled the plaque and laid the foundation stone for the Komari causeway on 25th August, amidst a large gathering of officials and communities in the area.

東部コースウェイの工事着工に関する報道 (1)

Japan grants for tsunami rehabilitation

Reconstruction of tsunami-damaged four causeways in the East commenced with the assistance of the Government of Japan recently.

Japan provided approximately US\$ 8 million (approx. Rs. 800 million) towards the whole project. This assistance was a part of the US\$ 80 million provided under the Japanese Non-Project Grant Aid for relief, rehabilitation and reconstruction of a wide range of tsunami-affected sectors including fisheries, housing, electricity, roads, health, education and water & sanitation.

Japan is very keen on equitable distribution of reconstruction and rehabilitation assistance to the neediest parts of all tsunami-affected areas, and



Tsunami devastation in the East

has therefore taken steps in supporting livelihoods and reconstruction work. Therefore, the Government of Japan agreed to assist the reconstruction of causeways at Komari, Peiyakallar, Kodaiakallara and Panichankani in the East based on the request of

the Government of Sri Lanka. This is one of the largest projects implemented under the Japanese Non-Project Grant Aid, not only in the East but also islandwide.

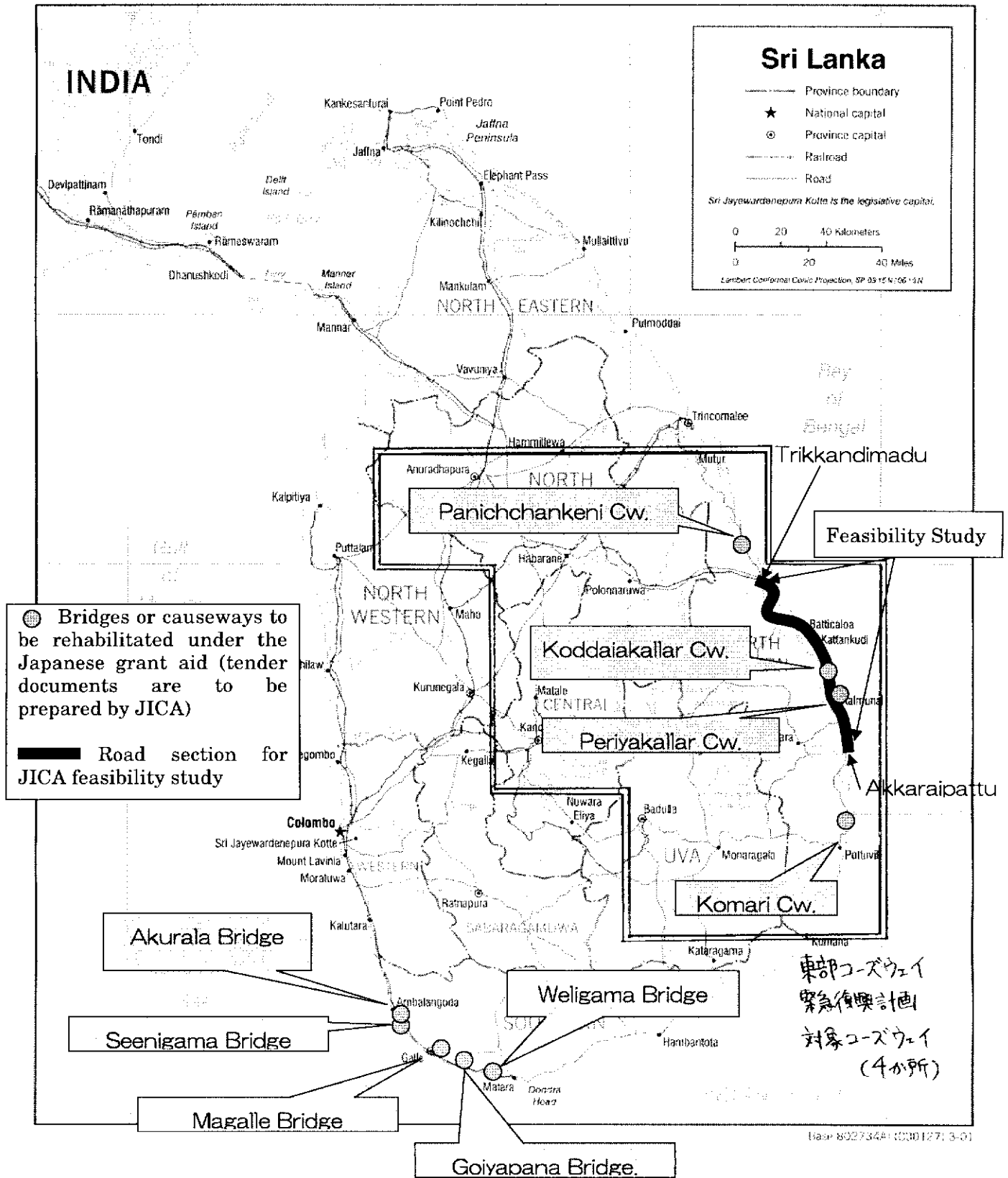
The Government of Japan was deeply concerned on the devastation caused to the Sri Lankan people and the economy by the tsunami, and immediately provided the much needed relief assistance and thereafter provided grant funds for rehabilitation and reconstruction of the various sectors affected.

Within the road sector, in addition to the reconstruction of causeways in the East, the reconstruction of damaged bridges in the South was also commenced with the Japanese grant assistance.

The People and the Government of Japan sincerely hope that the assistance provided under this scheme will benefit all tsunami-affected communities, enabling them to restore their lives and contributing towards the overall development of Sri Lanka.

Mr. M. Thurasamy, Project Director of Japan Aided Project Division on behalf of Road Development Authority and Mr. Yasuhiro Watanabe, Second Secretary of Embassy of Japan on behalf of Mr. Akio Suda, the Ambassador of Japan unveiled the plaque and laid the foundation stone for the Koman Causeway recently amidst a large gathering of officials and communities in the area.

JICA/JICS Recovery Rehabilitation and Development for Tsunami Affected Areas (Road) Project Location Map



スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）
道路網の整備への支援：
南部地域 5 カ所の橋梁修復支援

作成日：平成 17 年 12 月 9 日

担当公館名：在スリランカ日本大使館	
国名：スリランカ	
案件名： 道路網の整備への支援： 南部地域 5 カ所の橋梁修復支援	
実施機関：ハイウェイ省 道路開発庁	
案件の目的及び概要	<p>南部地域 5 カ所の橋の修復工事</p> <p>津波は、スリランカの約 2 / 3 の沿岸部を襲い、コロンボとゴール、マータラなどの南部地域の主要都市を結ぶ幹線道路である AA002 国道も、大きな被害を受けた。AA002 国道上において、重要な橋梁が津波で被害を受け、仮設橋のままとなっており、物流のボトルネックとなっている。そのため以下の 5 橋梁の復旧工事を行い、安定した物流の確保を行い、様々な復興事業を円滑に進める環境を整備する。</p> <p>（ JICA 開発調査との連携案件 ）</p> <p>南部橋梁建設</p> <ul style="list-style-type: none">・ アクララ橋梁（幅 17.2m、長さ 20.0m）・ シーニガマ橋梁（幅 17.2m、長さ 15.0m）・ マガッラ橋梁（幅 19.2m、長さ 30.0m）・ ゴイヤパナ橋梁（幅 17.2m、長さ 15.0m）・ ウェリガマ橋梁（幅 19.6m、長さ 7.0m）
1. 案件の進捗状況	<p>南部橋梁建設</p> <p>（ 施工管理業者選定 ）</p> <p>契約日：平成 17 年 4 月 20 日</p> <p>契約先：オリエンタルコンサルタンツ</p> <p>契約金額：¥ 48,000,000</p> <p>（ 施工業者選定 ）</p> <p>契約日：平成 17 年 7 月 11 日</p> <p>契約先：熊谷組</p> <p>契約金額：¥ 546,000,000</p> <p>進捗状況：平成 17 年 8 月 14 日 起工式実施</p>

2. 案件の妥当性	<p>今次津波は、スリランカの約2 / 3の沿岸部を襲い、コロンボとゴール、マータラなどの南部地域の主要都市を結ぶ幹線道路である AA002 国道も、大きな被害を受けた。</p> <p>津波被災後、道路開発庁において、物流確保の観点から応急措置として、道路においては瓦礫の排除、仮修復、また架橋においては、仮設橋を設置したが、被災地においては、被災民への食糧配布等の人道支援の継続を、また、様々な住宅建設、学校建設等、社会・公共インフラ整備を進めなければならない、資機材搬入のための物流の確保として道路・橋の整備は急務となっている。特に、点的構造物である橋梁は、仮復旧工事によって通行は可能になっているものの、幅員不足・線形不良から AA002 国道のボトルネックとなっており、復興に不可欠な流通にも大きな支障をきたしている。</p> <p>このため、南部海岸沿い AA002 国道上において、重要な橋梁となっている津波で被害を受けた仮設橋のままとなっている5橋梁の復旧工事を緊急的に行い、安定した物流の確保を行い、様々な復興事業を円滑に進める環境を整備する本事業の実施は極めて妥当なものである。</p>
3. 施設 / 機材の活用度	現在建設中（06年8月完工予定）
4. 案件終了後に期待される効果	<p>1. 工事中に期待される効果</p> <p>地元住民の工事用労働者の雇用による地元での就労機会の増加並びに工事を通じての地元住民の社会参加及びコミュニティの能力向上が図られる。</p> <p>2. 工事完了後に期待される効果</p> <p>AA002 国道のボトルネックとなっている橋梁を改修することにより、西部州（5.5百万人）の中心都市コロンボと南部州（2.3百万人）の円滑な旅客、物資の流通が確保され、復旧事業及び経済活動の活性化が図られるものである。</p>
5. 他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）	他のドナーとの重複はない。本件は、世界銀行(WB)との連携、協調案件となっており、橋梁の前後の道路区間は世銀が担当する。
6. 広報効果（ビビリティ）	<p>建設中のサイトには、日本の支援による復旧工事である旨の看板が立てられている他、現場工事事務所にはODAマークを明示しており日本の貢献であることが分かるようになっている（完成後の各橋梁には日本の支援により復旧した旨のプラーク（銘板）を設置する予定である。）</p> <p>各橋梁は国民が長期間にわたり日常的に活用するものであり、高い広報効果が継続するものと認められる。</p>

<p>7 . 被援助国等による評価</p>	<p>(1)昨年 12 月に発生した広域津波災害により、死者・行方不明者数 38,000 名以上、被災者数 80 万名以上、家屋損壊数約 8 万戸等甚大な被害が生じ、避難キャンプ数は全国で 800 ヶ所以上に達した等、未曾有な災害となった。また、沿岸部の道路、橋梁は大被害を受けた。</p> <p>(2)復旧・興被作業を進める上で、道路網の再整備は、最優先に取り組む課題であり、また、橋梁は、交通のボトルネックにもなることから、緊急に復旧させる必要がある。そのため、本支援を行うことに対して、高い評価を得ている。</p>
<p>8 . 教訓・提言等</p>	<p>1 . 教訓</p> <p>(1)本件は、スリランカ政府の復興政策の下、JICA がニーズ調査を実施し、具体的復興プランの提案を行い、その後、ノンプロ資金による案件の具体化（JICS による実施）と、一連の協力活動が円滑に行われた。本事業は、JICA 緊急開発調査とノンプロ無償（JICS）との連携による 効果的な協力となった。</p> <p>(2)道路網の再整備には、長大な予算が必要となるが、1 月にスリランカ政府と世銀、ADB、JICA、JBIC による合同のニーズアセスメントを行ったため、情報が関連機関で共有され、最も緊急度が高い橋梁等の復旧をノンプロ無償の資金で行うこととするなど、円滑な調整を行うことができた（道路網の整備は、主に世銀、ADB、JBIC の借款協力による）。このように、JICA、JBIC の合同アセスメントの参加等は、効率的、かつ迅速な支援体制の構築に寄与した。</p> <p>2 . 提言</p> <p>(1) 本事業の目的を確保するため、工事中の施工管理を適格に行うことが求められている。</p> <p>(2) 本復旧事業への支援は、スリランカ政府の復興政策の下、JICA がニーズ調査を実施し、インフラ部門の具体的復興プランの提案（技術協力）を行い、その後、ノンプロ資金による案件の具体化（資金協力）と、「技術協力」と「資金協力」との一連の協力活動が、円滑に行われたモデルケースといえる。本件は、実施機関の役割において、技術協力を行う JICA とノンプロ無償の調達監理を行う JICS とが連携して相互補完の効果的な協力となったもので、日本の支援制度に対する評価をも行い、スリランカ側も日本の協力制度について理解を深めることが重要と考える。</p>
<p>9 . その他</p>	<p>本事業に関する基本設計は、復興事業への支援としてハイウェイ省からの要請のもと、JICA 開発調査により行われた。その結果、基本設計が 1 ヶ月で完成する等、迅速性が求められる復興支援において、JICA 事業との連携で、ノンプロ無償による実施との効率化が図られた。</p> <p>また、道路開発庁に所属する J I C A 専門家が、J I C A 開発調査が開始する以前から、関係機関との調整や情報収集に奔走し、開発調査に対し的確な情報を提供したことも、迅速性確保に大いに貢献した。</p> <p>なお、本橋梁は、津波直後に日本の民間企業が自らの資金で仮設橋の設置に協</p>

	力したものであり、官民連携により、一連の復旧が行われることとなるモデルケースでもある。
--	---

別添資料

別添 1 : 写真資料

別添 2 : 工事着工に関する報道

別添 3 : 南部橋梁再建の実施メカニズム

別添 4 : 位置図



2005.08.14
南部橋梁 看板 (Magalle Bridge)



2005. 08.14
南部橋梁 起工式 (Magalle Bridge) (2)



2005. 11.04
Akurala Bridge 建設状況 (1)



2005. 11.04
Akurala Bridge 建設状況 (2)



2005. 11.04
Magalle Bridge 建設状況 (1)



2005. 11.04
Magalle Bridge 建設状況 (2)



2005. 11.04
Goiyapana Bridge 建設状況 (1)



2005. 11.04
Goiyapana Bridge 建設状況 (2)



2005. 11.04
Weligama culvert 建設状況 (1)



2005. 11.04
Weligama culvert 建設状況 (2)

99-17

Reconstruction of tsunami damaged bridges in South begins with Japanese funds

The Japanese Government provided over US\$ 5 million (Rs. 517 million) towards the reconstruction of four bridges and one culvert in the Southern coast as a part of its commitment towards rebuilding tsunami ravaged areas in Sri Lanka, and construction work in this regard commenced on August 14.

This assistance is a part of the US\$ 80 million provided under the Japanese Non-Project Grant Aid for relief, rehabilitation and reconstruction of a wide range of tsunami-affected sectors including fisheries, housing, power, roads, health, education and water and sanitation sectors, the Japanese Embassy said in a release.

These four bridges at Akurala, Seenigama, Magalle and Goyapana, and the box culvert at

Welligama, on A2 Road along the Southern coast were damaged by the tsunami. These bridges were temporarily repaired after the disaster to enable traffic movement. However, the safety of these bridges at its present state cannot be guaranteed for the movement of heavy traffic in the long-term.

The Sri Lankan Government requested for Japanese assistance for the reconstruction of these bridges in the Southern coast. Within the roads sector, in addition to the construction of bridges in the South, the construction of damaged causeways in the East will also be carried out under the Japanese grant assistance. The inauguration to mark the reconstruction of four bridges and the culvert took place in Magalle.

20 AUG 2005

P-5

Japan provides four bridges to tsunami hit South

The Japanese Government has provided over US\$ 5 million to reconstruct four bridges and a culvert in the Southern coast, the United Nations Office for the Coordination of Human Affairs (OCHA) said yesterday.

The OCHA said that the assistance is part of the US\$ 80 million provided under the Japanese Non-Project Grant Aid for relief, rehabilitation and reconstruction of a wide range of tsunami-affected sectors including fisheries, housing, power, roads, health, education and water and sanitation sectors. Reconstruction work began on August 14.

The four bridges are in Akurala, Seenigama, Magalle and Golyapana and the box culvert at Weligama. The bridges were temporarily repaired in the immediate aftermath of the tsunami to allow traffic to pass, however, the safety of these bridges in their present state cannot be guaranteed particularly with the movement of heavy vehicles. In addition to the construction of bridges in the South, damaged causeways in the East are being reconstructed under the Japanese grant assistance.

Following a request from the Divisional Secretary, IOM funded a training programme for committees of transitional settlements in Matara, which was carried out recently in cooperation with the local NGO, Sevalanka and the Christian Children's Fund. IOM held meetings with residents of three tempo-

rary housing sites to help them select representatives and discuss the scope of their responsibilities. A workshop was also held to brainstorm on issues of concern at transitional housing sites and possible solutions. Interactive sessions were held on four issues: safety and security, site maintenance, health concerns and psychosocial/child protection issues.

The NGO Football without Boundaries is hosting a match between two tsunami affected teams, one Tamil and one Sinhalese. The aim is to promote peace through sport. The Sri Lanka Army and LTTE have agreed to a friendly match via the Football Federation on 20 August. The match is supported by the Ministry of Sport and Youth Affairs, the Football Federation of Sri Lanka, Jaffna Football Federation and the LTTE sports coordinator and Military and Security Forces. A selection of the best players from Jaffna and Galle districts will compete in Jaffna. The match will be played at Jaffna Stadium, is open to the public free of charge.

As part of its psychosocial programme, IOM sponsored the Alcohol and Drug Information Centre, a local NGO, to conduct two-day workshops on alcohol and substance abuse in Ampara on 8 and 9 August, Batticaloa on 10 and 11 August and Trincomalee on 12 and 13 August. The workshops were attended by local NGO field staff, Ministry of Health employees, including public

health inspectors and mental health nurses and IOM field staff and volunteers. A total of 93 people participated.

The Ministry of Housing and Construction Industry, Eastern Province Education and Irrigation Development has launched a special programme to reconstruct school buildings in the Eastern Province. Almost 50 per cent of the school buildings were fully destroyed or partly damaged by the recent tsunami. The Korean International Co-operation Agency under the guidance of the government of South Korea has volunteered to construct two school buildings for Al-Siraj Vidyalaya and Al-Hithaya Vidyalaya at Saithamaruthu in Navithanvely Divisional Secretariat Division in the Eastern Province at a cost of Rs.6 million. Construction work on these school buildings began on August 5.

IOM has constructed more than 3,000 transitional houses which are designed to last between two and four years, with funding from Japan, the European Commission, Humanitarian Aid Office (ECHO), Greece, and China. It has also built communal areas, pre-schools, play grounds, administration offices and health centres at transitional housing sites. On some sites, IOM provides toilets, showers and other water and sanitation services, while on other occasions it is done through cooperation with other agencies in

the districts. In the first two weeks of August, IOM finished 403 transitional houses and an additional 512 are currently under construction. To date, land has been allocated for IOM to build a total of 3,910 transitional homes in seven districts. The organization is prepared to undertake further construction and assist in upgrading work as requested.

In Matara district, IOM has installed 16 newspaper reading stands to facilitate access to information for 1,535 residents at 11 emergency camps and transitional communities. Additionally, movie screenings were organized at two transitional housing sites. Approximately 400 community members attended the screenings.

In Matara district, an opening ceremony was held for the Sri Lanka Peace and Connectivity Programme in Weligama on 30 July. The programme, which is supported and funded by IOM is a year-long project conducted in partnership with the Centre for Peace Building and Reconciliation (CPBR), a local NGO. IOM is fund-

ing the establishment of a computer centre and supporting CPBR to provide computer skills classes to youth living in tsunami-affected areas. Technical expertise is provided by the American NGO Relief International, which is also funding a similar centre in Ampara district. Youth in each district will engage in collaborative projects, using the internet and computer programmes to communicate with each other. The project aims to foster understanding between youth of different ethnic, religious and geographical backgrounds. In all, 1,000 youth are expected to upgrade their computer skills and benefit from the programme.

Three IsraAID projects were recently inaugurated in Galle district on the grounds of a Buddhist temple. They include a kindergarten and an adjoining playground that serves Buddhist, Hindu, Muslim, and Christian children; a small two-loom coconut-fiber matt cottage factory; a coconut-fiber broom factory and a vegetable patch on the grounds of a Buddhist temple.

20 AUG 2005

THE ISLAND

B-P-III

Japanese funded reconstruction of tsunami Damaged bridges begins

The Government of Akurala, Seenigama, Magalle and Goyyapana, and the box culvert at Weligama, on A2 Road along the Southern coast were seriously damaged by the tsunami last December. These bridges were temporarily repaired just after the disaster to enable the movement of traffic. However, the safety of these bridges at its present state cannot be guaranteed for the movement of heavy traffic in the long-term. Therefore, the Government of Sri Lanka requested for Japan's assistance for the reconstruction of these bridges in the Southern coast.

The Government of Japan was deeply concerned on the devastation caused to the Sri Lankan

people and the economy by the tsunami, and immediately provided the much needed relief assistance and thereafter provided grant funds for rehabilitation and reconstruction of the various sectors affected. Within the roads sector, in addition to the construction of bridges in the South, the construction of damaged causeways in the East will also be carried out under the Japanese grant assistance. The inauguration to mark the reconstruction of 4 bridges and the culvert took place in Magalla.

The People and the Government of Japan sincerely hope that the assistance provided under this scheme, will benefit all tsunami-affected commu-

nities enabling them to restore their lives and contribute towards the overall development of Sri Lanka. Prime Minister and Minister of Highways, Mahinda Rajapakse and Mr. Y. Watanabe, Second Secretary of Embassy of Japan on behalf of Mr. Akio Suda, the Ambassador of Japan unveiled the plaque and laid the foundation stone for the Magalla Bridge on August 14, amidst a large gathering of officials and communities in the area. Hon. Piyasena Gamage, Minister of Skills Development and Vocational Training and Shan De Silva, Chief Minister, Southern Province were also present at the ceremony.

Japan building bridges towards Lanka's post-tsunami wellbeing

The Japanese Government provided over US\$ 5 million (Rs 517 million) towards the reconstruction of four bridges and a culvert along the Southern coast, as a part of its commitment towards rebuilding tsunami ravaged areas in Sri Lanka. Construction work commenced on August 14. This assistance is a part of the US\$ 80 million provided under the Japanese Non-Project Grant Aid for relief, rehabilitation and reconstruction of a wide range of tsunami-affected sectors, including fisheries, housing, power, roads, health, education, water and sanitation sectors.

The 4 bridges at Akuranala, Seenigama, Magalle and Goyapana, and the box culvert at Weligama, on the A2 Route, along the Southern coast, were seriously damaged by the tsunami last December. The bridges were temporarily repaired just after the disaster to enable the movement of traffic. However, the safety of these bridges in their present state cannot be guaranteed for the movement of heavy traffic in the long-term. Therefore, the Government of Sri Lanka requested for Japan's assistance for the reconstruction of these bridges.

The government of Japan was deep-

ly concerned about the devastation caused to Sri Lanka, its people and its economy, by the tsunami, and immediately provided much needed relief and thereafter provided grant funds for rehabilitation and reconstruction. In addition to the construction of bridges in the South, the construction of damaged causeways in the East will also be carried out under the Japanese Grant assistance.

The people and the government of Japan sincerely hope that the assistance provided under this scheme, will benefit all tsunami-affected communities, enabling them to restore their

lives and contribute towards the overall development of Sri Lanka. Prime Minister and Minister of Highways, Mr. Mahinda Rajapakse and Mr. Y. Watanabe, Second Secretary, Embassy of Japan, on behalf of HE Akio Suda, Ambassador of Japan, unveiled the plaque and laid the foundation stone for the Magalla Bridge on August 14, amidst a large gathering of officials and communities in the area. Hon. Piyasena Gamage, Minister of Skills Development and Vocational Training and Hon. Shan De Silva, Chief Minister, Southern Province were also present at the ceremony.



Foundation stone was laid for Magalla Bridge

THE JAPANESE GOVERNMENT PROVIDED RS. 517 MILLION TOWARDS THE
RECONSTRUCTION OF FOUR BRIDGES AND A CULVERT IN SOUTHERN COAST

ஜப்பானின் நிதியுதவியுடன்

தெற்கில் நான்கு பாலங்கள்,

மதகுகள் புனரமைப்பு

சுனாமி அனர்த்தம் காரணமாக இலங்கையின் தென் பகுதியில் சிதைவடைந்திருந்த நான்கு பாலங்கள் மற்றும் மதகுகளின் புனரமைப்புப் பணிகள் ஜப்பானின் 517 மில்லியன் ரூபா நிதி உதவியுடன் கடந்த 14 ஆம் திகதி ஆரம்பமாகியுள்ளன.

சுனாமி நிவாரண நடவடிக்கைகளுக்கென ஜப்பான் உறுதியளித்துள்ள 80 மில்லியன் அமெரிக்க டொலர்களின் ஒரு பகுதியே இந்த 517 மில்லியன் ரூபா நிதி உதவியாகும்.

இதன்படி அக்குறணை, சீனிகம, மாகல்ல, கொப்பாபாண பாலங்கள் முற்றாக திருத்தியமைக்கப்படவுள்ளன. வெலிகமை மில் அமைந்துள்ள மதகொன்றும் திருத்தி அமைக்கப்படவுள்ளது.

சுனாமி அனர்த்தத்தைத் தொடர்ந்து மேற்குறித்த பாலங்கள் பெரிதும் பாதிக்கப்பட்டிருந்தன. அவசர திருத்தவேலைகள் மேற்கொள்ளப்பட்டு இப்பாலங்கள் தற்காலிகமாகப் பாவிக்கப்பட்டு வந்தன. நீண்டகாலப் பாவனைக்கு இது உகந்ததல்ல என்பதனாலேயே ஜப்பானின் உதவி கோரப்பட்டு இப்போது மீளமைக்கப்பட்டு வருகின்றது.

பாலம் அமைப்பு நடவடிக்கைகள் மாகல்ல பாலத்தருகே இடம்பெற்றபோது பிரதமர் மஹிந்த ராஜபக்ஷ, இலங்கைக்கான ஜப்பான் தூதுவர் அகியோ குடாவின் பிரதிநிதி வை.வட்ட நாபே (ஜப்பான் தூதரக இரண்டாவது செயலாளர்) ஆகியோர் உட்பட பிரதேச முக்கியஸ்தர்கள் பலரும் கலந்து கொண்டனர்.



சுனாமி காரணமாகப் பாதிக்கப்பட்ட தென்னிலங்கைப் பாலங்களை திருத்தியமைக்கும் ஜப்பானிய உதவித் திட்டத்தின் முதற்கட்டமாக மாகல்ல பாலத் திருத்தத்திற்கான அடிக்கல் நட்டம் வைவதும் இடம்பெற்றபோது பிடிக்கப்பட்ட பதி. பிரதமர் மஹிந்த ராஜபக்ஷ, ஜப்பானிய தூதுவர் அகியோ குடாவின் பிரதிநிதி வை. வட்டநாபே, இயற்கை வளவள் சுற்றாடல் துறை அமைச்சர் ஏ.எச்.எம். பெளளி ஆகியோர் இங்கு காணப்படுகின்றனர்.

THE JAPANESE GOVERNMENT PROVIDED RS. 517 MILLION TOWARDS THE
RECONSTRUCTION OF FOUR BRIDGES

ஐப்பானின் நிதியுதவியில்
4 பாலங்கள் நிர்மாணிப்பு

கடல்கோள் அனர்த்தத்தினால் தென்பகுதியில் சேதமடைந்த 4 பாலங்களை மீள் நிர்மாணிப்புதற்கு ஐப்பானிய அரசாங்கம் 5 மில்லியன் அமெரிக்க டொலர்களை ஒதுக்கியுள்ளது. இது தொடர்பான ஆரம்பப் பணிகள் கடந்த 14 ஆம் திகதி ஆரம்பிக்கப்பட்டுள்ளன.

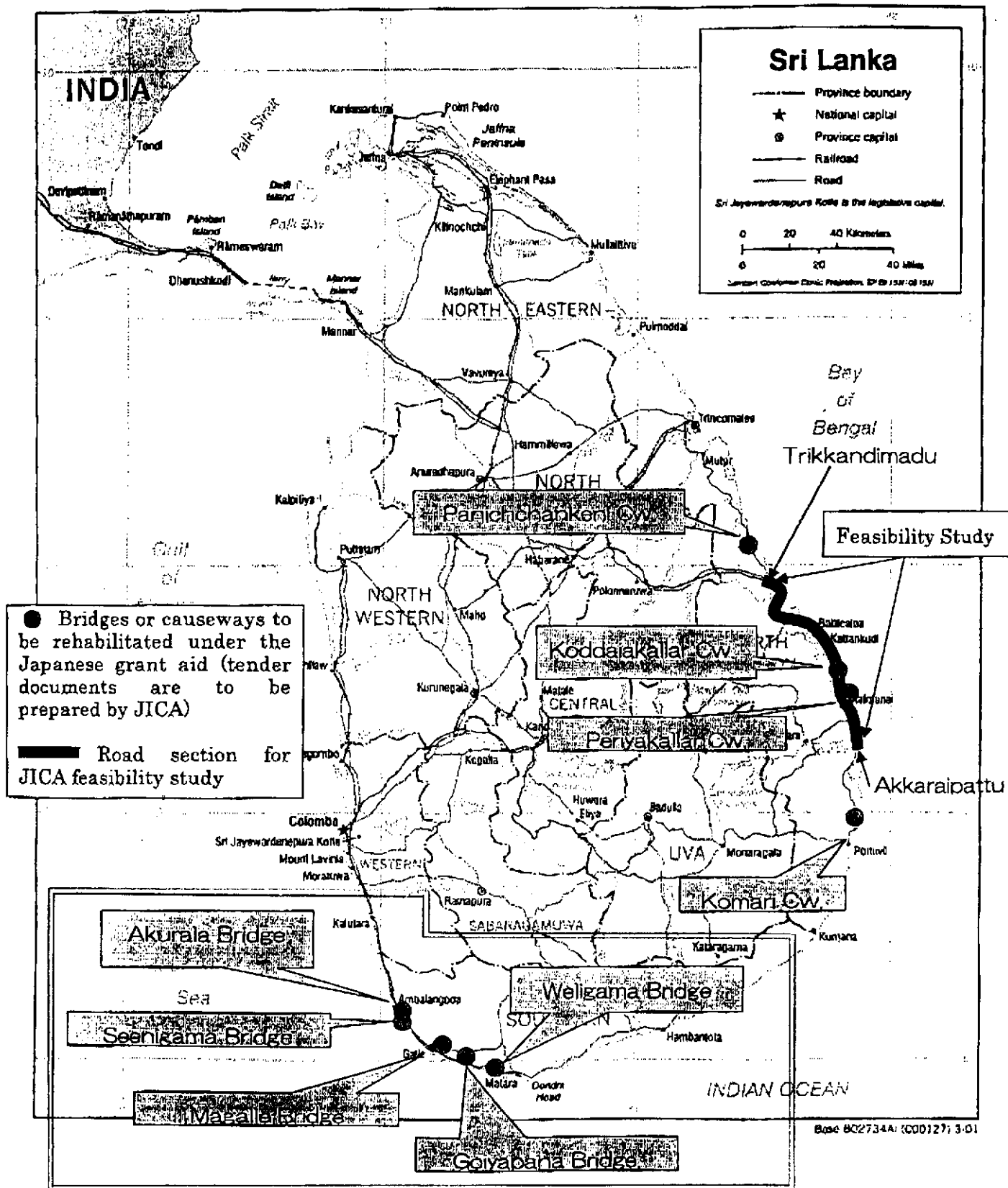
அக்குரல்ல, சீனிகம, மகல்ல மற்றும் கொய்யப்பன ஆகிய இடங்களிலுள்ள பாலங்களே திருத்தியமைக்கப்படவுள்ளன. கடல்கோள் அனர்த்தத்தின் பின்னர் அவசர போக்குவரத்திற்காக தற்காலிகமாக திருத்தியமைக்கப்பட்ட இப் பாலங்களினூடாக களரக வாகனங்கள் செல்ல அனுமதிக்கப்படவில்லை. இந்நிலையில் இலங்கை அரசாங்கம் விடுத்த கோரிக்கைக்கு அமையவே ஐப்பானிய அரசாங்கம் நடவடிக்கையை மேற்கொண்டுள்ளது.

கடல்கோள் மீள் கட்டுமானப் பணிகளுக்கு ஐப்பானிய அரசாங்கம் 80 மில்லியன் அமெரிக்க டொலர்களை ஒதுக்கியுள்ளது.

南部橋梁再建の実施メカニズム (JICA 開発調査との連携によりスムーズな案件実施が図られた事例)



JICA Recovery Rehabilitation and Development for Tsunami Affected Areas (Road)
 Project Location Map



南部橋梁緊急復旧計画 対象橋梁(ボールドで示す)

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）
治安維持への支援：
6カ所の警察署再建支援計画

作成日：平成17年12月9日

担当公館名：在スリランカ日本大使館	
国名：スリランカ	
案件名：治安維持への支援： 6カ所の警察署再建支援計画	
実施機関：公安・法律・秩序省警察庁	
案件の目的及び概要	被災地域の治安維持を図ることを目的として、津波で被災した警察署（6カ所）を再建・移転し、警察機能の回復を行うもの。 本件対象となった警察署 （1）コスゴダ警察署（ゴール県） （2）ヒッカドゥワ警察署（ゴール県） （3）ラトゥガマ警察署（ゴール県） （4）ディクウェラ警察署（マータラ県） （5）クッチャウエリ警察署（トリンコマリ県） （6）キリンダ警察署（ハンバントタ県）
1．案件の進捗状況	詳細は別添1参照
2．案件の妥当性	（1）昨年12月に発生した広域津波災害により、死者・行方不明者数38,000名以上、被災者数80万名以上、家屋損壊数約8万戸等甚大な被害が生じ、避難キャンプ数は全国で800ヶ所以上に達した。治安維持という重要な役割を担うべき警察署も損壊したため、これら被災地域において、法治国家としての治安の維持を図るための警察署の再整備が急務となった。また、津波災害からの復旧事業は長期にわたるため、被災地域の再建に向けた取り組みを促進する上でも、被災民の安心・安全という環境を確保することは重要課題となった。 （2）本件は、こうした状況を背景として、当国警察庁から要請されたものであり、財務計画省、大使館、JICA、JICS関係者から構成される「ノンプロジェクト無償運営管理委員会」において、検討され決定に至ったものである。 （3）このことから、本案件は当国ニーズに十分合致しており、また、その必要性については、スリランカ政府内で十分検討された上で決定されたものであることから、妥当であると認められる。
3．施設/機材の活用度	他の5警察署の建設については、現在、順調に進められている。 なお、クッチャウエリ警察については、建設予定地から遺跡が発掘され、文化遺跡調査のために、建設予定地の変更が生じた。現在、新たな予定地を同定し、入札手続中である。

<p>4. 案件終了後に期待される効果</p>	<p>(1) 被災地域の警察署が再建されることにより、治安の維持が図られる。</p> <p>(2) また、被災地域の安心・安全という環境が確保され、治安維持という社会制度が維持されることから、被災地域の再建に向けた取り組みが強化、促進される。</p> <p>(参考：各警察署の所轄人口)</p> <table border="1" data-bbox="451 443 1281 768"> <thead> <tr> <th>対象警察署</th> <th>各警察署所轄対象人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コスゴダ警察署 (ゴール県)</td> <td>32,000 人</td> </tr> <tr> <td>ラトゥガマ警察署 (ゴール県)</td> <td>35,000 人</td> </tr> <tr> <td>ヒッカドゥワ警察署 (ゴール県)</td> <td>37,000 人</td> </tr> <tr> <td>ディクウェラ警察署 (マータラ県)</td> <td>56,000 人</td> </tr> <tr> <td>クッチャウエリ警察署 (トリンコマレー県)</td> <td>16,000 人</td> </tr> <tr> <td>キリンダ警察署 (ハンバントタ県)</td> <td>5,000 人</td> </tr> </tbody> </table>	対象警察署	各警察署所轄対象人口	コスゴダ警察署 (ゴール県)	32,000 人	ラトゥガマ警察署 (ゴール県)	35,000 人	ヒッカドゥワ警察署 (ゴール県)	37,000 人	ディクウェラ警察署 (マータラ県)	56,000 人	クッチャウエリ警察署 (トリンコマレー県)	16,000 人	キリンダ警察署 (ハンバントタ県)	5,000 人
対象警察署	各警察署所轄対象人口														
コスゴダ警察署 (ゴール県)	32,000 人														
ラトゥガマ警察署 (ゴール県)	35,000 人														
ヒッカドゥワ警察署 (ゴール県)	37,000 人														
ディクウェラ警察署 (マータラ県)	56,000 人														
クッチャウエリ警察署 (トリンコマレー県)	16,000 人														
キリンダ警察署 (ハンバントタ県)	5,000 人														
<p>5. 他ドナーによる支援との関(重複の有無等)</p>	<p>他ドナーとの重複はない。</p>														
<p>6. 広報効果(ビジビリティー)</p>	<p>(1) 本件対象地域は、4 県 6 カ所 (裨益人口は 181,000 人) に及ぶことから、津波復旧・復興支援に係る日本の広域的な貢献を、長期的に示すことが可能となる。</p> <p>(2) 2005年8月17日には、ラトゥガマ警察署の起工式の際には、カディルガマール前外相暗殺事件後で警察機関は多忙であったため、スピーチを略した短時間の簡潔な式典としたが、警察庁長官みずから出席し、また、多数の報道関係者が参集したことから、治安維持への関心の高さが伺え、本件は相当の広報効果を得たと考えられる。</p>														
<p>7. 被援助国等による評価</p>	<p>(1) 昨年 12 月に発生した広域津波災害により、死者・行方不明者数 38,000 名以上、被災者数 80 万名以上、家屋損壊数約 8 万戸等甚大な被害が生じ、避難キャンプ数は全国で 800 ヶ所以上に達した。被災地、避難キャンプ地、仮設住宅地における治安の維持は急務の課題であった。</p> <p>(2) 本件は、被災地域における「治安の維持」に対応したものであり、また、警察署の再整備は、長期的な観点からも重要であることから、当国政府及び国民から高い評価を受けている。</p>														
<p>8. 教訓・提言等</p>	<p>1. 教訓</p> <p>本件は、建設対象地域毎に十分な施行管理能力を有すると認められる現地コンサルタントと契約し、設計図面等につき、警察庁と入念に調整し、建設にかかる入札準備を迅速に行えた。</p> <p>しかし、コスゴダ警察署とヒッカドゥワ警察署については、移設することから土地の確保に時間を要したため、他の建設サイトと比べ着工が遅れた。被災地の復旧・復興事業においては土地の調整が必ず生ずることを踏まえ、関係者、関係機関と事前の調整が不可欠となる。</p>														

	<p>2 . 提言</p> <p>上記教訓を踏まえた提言は以下のとおりである。</p> <p>一般的に復旧・復興事業において移転を伴う建設案件の場合は、地元住民の意向、所轄省庁の考え等により、土地の同定、確定に時間を要する。こうした問題を解決するには、事前に土地問題を含めて的確な現地の事前調査を実施し、スリランカ政府と地元受益者との間で助言、提案等を行いつつ、調整役を行う機関の存在が重要となる。特に、大規模災害時の混乱した状況の中で、こうした調整を迅速かつ円滑に行う上で、JICA緊急開発調査は有力な投入形態と考えられる。</p> <p>したがって、緊急支援としての、「技術協力（JICA）」と「資金協力」の連携として、迅速かつ効果的な支援を行えるよう、より有用性の高い制度体系を整備しておくことが重要である。</p>
9 . その他	

（添付資料）

別添 1：対象警察署の進捗表

別添 2：写真資料

別添 3：本件に係る報道記事

(別添1)

対象警察署の進捗状況表

警察署名	契約日	契約先	契約金額	進捗状況
コスゴダ警察署 (コンサルタント)	平成 17 年 3 月 21 日	D.H.Wijewardene Associates	Rs. 2,623,546.67	現在建設中
コスゴダ警察署 (建設業者)	平成 17 年 8 月 30 日	Cibuilro Engineering	Rs. 37,336,381.00	
ヒッカドゥワ警察署 (コンサルタント)	平成 17 年 3 月 21 日	Environmental Planning		公示、入札準備中
ヒッカドゥワ警察署 (建設業者)				
ラトゥガマ警察署 (コンサルタント)	平成 17 年 3 月 21 日	Kemna Consultant	Rs. 2,587,888.84	平成 17 年 8 月 17 日 起工式実施
ラトゥガマ警察署 (建設業者)	平成 17 年 7 月 25 日	G.V.M. Silva and Sons	Rs. 36,826,983.50	現在建設中
ディクウェラ警察署 (コンサルタント)	平成 17 年 3 月 21 日	Arch International (Pvt) Ltd.	Rs. 2,621,008.86	現在建設中
ディクウェラ警察署 (建設業者)	平成 17 年 7 月 25 日	G.V.M. Silva and Sons	Rs. 37,300,126.65	
クッチャウエリ警察署 (コンサルタント)	平成 17 年 3 月 21 日	Ranjan Nadesapillai Associates	Rs. 2,679,986.69	現在建設中
クッチャウエリ警察署 (建設業者)	平成 17 年 7 月 25 日	Madhushani Builders	Rs. 38,142,667.03	

添付表 2

警察署名	契約日	契約先	契約金額	進捗状況
キリンダ警察署 (コンサルタント)	平成 17 年 3 月 21 日	Woodrow Steel (Pvt) Ltd.	Rs. 603,238.05	現在建設中
キリンダ警察署 (建設業者)	平成 17 年 7 月 25 日	K.W.S. de Silva and Sons	Rs. 8,474,829.30	

治安維持への支援（警察署再建支援計画）

写真資料

1. ラトゥガマ警察署起工式の様子（その1）
（2005年8月17日）



2. ラトゥガマ警察署起工式の様子（その2）
軽部公使と警察庁長官による（2005年8月17日）



3. ラトゥガマ警察署建設状況（その1）
（2005年11月4日撮影）



4. ラトゥガマ警察署建設状況（その2）
（2005年11月4日撮影）



5. コスゴダ警察署建設現場にはODAプラークが掲げられている。（2005年11月4日撮影）



6. 建設工事が着実に進捗していることが確認されている。
（コスゴダ警察署：2005年11月4日撮影）



7. ディクウェラ警察署の建設状況(その1)
(2005年11月4日撮影)



8. ディクウェラ警察署の建設状況(その2)
(2005年11月4日撮影)



9. キリンダ警察署の建設状況(その1)
(2005年11月4日撮影)



10. キリンダ警察署の建設状況(その2)
(2005年11月4日撮影)



11. クッチャベリ警察署建設予定地(その1)
(2005年11月4日撮影)



11. クッチャベリ警察署建設予定地から発見された遺跡



Daily News
18th August, 2005
(Page3)

Japan assists reconstruction of Rathagama police station

The Government of Japan is assisting the reconstruction of six new police stations, which were affected by tsunami last December. The reconstruction of the Rathagama Police Station in Galle was commenced yesterday, the Embassy of Japan said.

The cost for this construction is approximately Rs. 40 million. The Rathagama Police Station is serving to a population of nearly 35000 living in 28 Gramasewa Divisions. The construction of this police station was made possible from the US\$ 80 million granted by the Gov-

ernment of Japan, aimed at assisting the post-tsunami rehabilitation and reconstruction efforts of the Government of Sri Lanka.

The foundation stone for the new Police Station building complex was laid by Hiroshi Karube, Deputy Head of Mission of the Embassy of Japan and Chandra Fernando, Inspector General of Police. Dr. Yuji Miyahara, First Secretary, Embassy of Japan, DIG Administration Bodhi Liyanage, DIG Logistic Jayantha Paranathala and DIG Southern Range Naville Wijesinghe were also present.



ජපානයේ රත්ගම පොලීසියට තෙමහල් ගොඩනැගිල්ලක්

සුභාසියෙන් නාති සිදු වූ රත්ගම පොලීසි ස්ථානය වෙනුවෙන් ජපාන් රජයේ ආධාරයෙන් ඉදි කරනු ලබන තෙමහල් ගොඩනැගිල්ල සඳහා මුල්ගල් කැබිම පසුගියදා සිදු කෙරිණි. පොලීසියේ වසඳා ප්‍රහාරය, ජපාන් භාෂාසිති අතිශය සුධා, රජයේ නියෝජ්‍ය පොලීසියේ බේරී ලියනගේ යන ඔහන්වරුන් මුල්ගල් කැබිමට සුදානම් වූ අයුරු. □ නිගන්ත ආමාර - රත්ගම

A three story building for Ratgama Police station from Japanese Government

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）
教育施設の整備への支援：
13カ所の小中学校再建計画

作成日：平成17年12月9日

担当公館名：在スリランカ日本大使館	
国名：スリランカ	
案件名：教育施設の整備への支援： 13カ所の小中学校再建計画	
実施機関：教育省	
案件の目的及び概要	<p>津波で被災した小中学校の再建及び移設を支援するもの。</p> <p>津波により全国182の学校が被害を受けた。教育省は、各ドナー機関によって復旧される教育環境の格差が生じないように、学校再建に係るガイドラインを定め、各ドナーに対して同ガイドラインに即した支援を要請している。</p> <p>本件はJICA調査団により、現地調査を行い、被害状況を確認し、移転する学校の土地の確保状況等について、県教育事務所、教育省等調整しつつ、支援する学校を特定した。</p> <p>支援形態は、以下の3通りがあるが、ノンプロによる支援は、が主体となっている。（JICAプロ形調査との連携案件）</p> <p>被災学校の修復支援 沿岸部の建造物禁止（バッファゾーン）の設定に伴い移転する学校の移設への支援 被災民生徒受入に伴う生徒数増加による既存校の増築支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ハンバントタ県、ディーパンカラ校（移設 / 既存校への増築） （生徒数154名） 2. ハンバントタ県、クダウェラ校（移設）（生徒数365名） 3. ゴール県、クマラカシャパ校（移設）（生徒数549名） 4. カルタラ県、スリスマンガラ男子校（移設）（生徒数3126名） 5. カルタラ県、パヤガラ女子校（移設）（生徒数270名） 6. アンパラ県、カラティブ校（再建）（生徒数159名） 7. アンパラ県、ポトゥビル、アルバヒリヤ校（移設）（生徒数137名） 8. アンパラ県、ポトゥビル、アルアブサン校（移設）（生徒数400名） 9. ジャフナ県、アリヤワライ校（移設）（生徒数500名） 10. バティカロア県、オリクラム・アルハンブラ校（移設）（生徒数158名） 11. バティカロア県、プトゥクディルップ校（再建 / 増築）（生徒数1015名） 12. バティカロア県、アンバー校（移設）（生徒数314名） 13. バティカロア県、セントテレサ女子校（再建 / 増築）（生徒数58名） （セントテレサ女子校は、施設完成後、被災した近隣校の男子生徒を受け入れ、一部共学とする予定である。）

1 . 案件の進捗状況	<p>(詳細は別添 1 及び 2 を参照)</p> <p>各学校の進捗状況の概要は以下のとおり。</p> <p>建設中 8 校 (ハンバントタ県ディーパンカラ校は平成 17 年 12 月中に完成予定)</p> <p>契約済み 2 校</p> <p>入札手続き中 2 校 (平成 17 年 12 月末までに契約を了する予定)</p> <p>入札準備中 1 校 (平成 17 年 12 月末までに契約を了する予定)</p> <p>なお、別添 2 (学校再建に係る各ドナー機関の案件進捗表) から明らかなように、本件は他ドナー機関と比較して、極めて順調に進捗しており、当国政府からの評価は高い。</p>
2 . 案件の妥当性	<p>(1) スリランカ政府は津波被災 182 校の再建に係る施設整備ガイドライン (施設内容・規模・仕様等の規格) を作成し、各ドナーに対して同ガイドラインに基づいた建設を要請している。本件ノンプロ支援による移設学校については、JICA の調査により、被災状況、土地の確保、地域住民の意向を確認し、かつ、建設においても教育省のガイドラインに沿ったものとなっており、ニーズに合致するとともに、再建規模においても適正な計画となっている。</p> <p>(2) スリランカ政府 (教育省) は、学校再建に係る要請書を「ノンプロジェクト無償運営管理委員会」(構成：財務計画省、大使館、JICA、JICS 関係者) に提出し、同運営管理委員会で検討され、決定されたものである。</p> <p>(3) したがって、当国の復旧・復興のニーズに合致していること、当国の学校再建に係るガイドラインを満たしていること、フィージビリティについて、JICA 緊急開発調査により確認されていることから、本件実施の妥当性は極めて高いといえる。</p>
3 . 施設 / 機材の活用度	<p>建設中 8 校 (ハンバントタ県ディーパンカラ校は平成 17 年 12 月中に完成予定。)</p> <p>契約済み 2 校</p> <p>入札手続き中 2 校 (平成 17 年 12 月末までに契約を了する予定)</p> <p>入札準備中 1 校 (平成 17 年 12 月末までに契約を了する予定)</p>
4 . 案件終了後に期待される効果	<p>本件は、教育省の学校施設の復旧に関する施設整備ガイドラインに則り、教室、カウンセリングルーム、講堂等の施設が再建されるため、被災した児童・生徒が適切な教育環境の下で、就学することが可能となる。</p>
5 . 他ドナーによる支援との関係 (重複の有無等)	<p>教育省は、各ドナー機関との間で被災校の再建事業に係る調整を行っており、他ドナー機関との支援重複はない。また、各ドナー機関は、教育省が作成した「学校建設に係るガイドライン」に即した再建事業の実施しており、各ドナー間の支援内容に大きな差はない。</p>
6 . 広報効果 (ビジビリティ)	<p>(1) 当国では、当国では、初等・中等教育の無償政策によって高い就学率 (初等教育 96%、中等教育 75%) を維持しているように、教育に対しては極めて高い関心を示しており、被災した学校施設の復旧の優先順位は高い。</p> <p>(2) 地方における学校運営には、コミュニティ全体が関与していることから、本件の裨益者は、学校関係者だけではなく、コミュニティ全体となる。また、対象学校には、毎年新生が入学することからも、裨益者は年々増加することになる。</p>

	<p>(3) 本案件 6 県 13 校を対象としていることから、起工式、完成式の開催や、プレスリリースを通じた広報活動を行う機会が多い。</p> <p>(4) このことから、本件は、年々、より多くの当国国民が日本の貢献を理解することとなり、広域的かつ継続性のある高い広報効果が期待できる。</p>
7. 被援助国等による評価	<p>(1) 昨年 12 月に発生した広域津波災害により、死者・行方不明者数 38,000 名以上、被災者数 80 万名以上、家屋損壊数約 8 万戸等甚大な被害が生じ、避難キャンプ数は全国で 800 ヶ所以上に達した。被災地、避難キャンプ地、仮設住宅で避難生活をする被災民の児童や、被災地区で生活する被災民の児童に対しての教育サービスの提供は急務の課題であった。</p> <p>(2) 本件は、津波災害後の課題であった「教育機会の提供及び教育環境の再整備」に対応したものであり、長期的な観点からも重要であることから、当国政府及び国民から高い評価を受けている。</p>
8. 教訓・提言等	<p>1. 教訓</p> <p>本件で得られた教訓は以下のとおりである。</p> <p>本件は、JICA 調査により、対象校及び周辺校の被害状況、土地の同定や避難民の生活圏の変化等を含むフィージビリティ調査を踏まえて、計画案が策定され教育省に提出され、教育省の復旧・復興事業としてノンプロ無償資金による案件の具体化に至ったものである。</p> <p>その際、JICA 調査の過程において、日本人コンサルタントから現地コンサルタントに対して、設計・施工管理等技術指導が的確に行われ、全ての対象校に関して、現地コンサルタントを十分活用したことから、以下の成果を得ている。</p> <p>イ) 迅速な学校再建計画の策定や着工開始が可能となった。このことは、別添 2 の各ドナー機関による学校再建に係る進捗状況表からも明らかのように、他ドナー機関に比べて、極めて順調に進捗していることからもうかがえる。</p> <p>ロ) さらに、本件では、質の高い建設計画の策定や施工管理を維持しつつ、低コスト化を実現し得た。</p> <p>(2) 提言</p> <p>本件は、スリランカ政府の復旧・復興政策の下、JICA が被害状況、土地の同定や避難民の生活圏の変化等を含むフィージビリティ等きめ細かな調査分析を行った上で、インフラ部門の具体的復旧・復興プランの提案が行なわれ、ノンプロ無償資金による案件の具体化に至ったものであり、技術協力を担う JICA と資金協力（調達代理機関である JICS）とが相互補完的に連携した案件となっている。また、JICA による現地コンサルタントへの技術移転が伴い、迅速な案件の進捗、質の確保、低コスト化が実現し得た「技術協力とノンプロ無償資金協力の連携が成功したモデルケース」といえる。</p> <p>本件が順調に進捗している点については、JICA が無償資金協力「初等・中等学校施設改善計画（フェーズ 及び ）」等を通じて蓄積した、学校</p>

	<p>建設に係る手続きや教育分野における当国行政機関やコミュニティとの調整のノウハウ等を十分活用した上で調査を実施したことも、大きく寄与していると考えられる。</p> <p>したがって、今後の大規模災害時において、我が国がより迅速かつ効果的な支援を行うためには、本件をモデル成功例として、十分に事例研究した上で、「技術協力」と「資金協力」の連携として、JICA・JICSの連携・協力を含めて、より有用性の高い支援制度・体系を積極的に検討することが重要であると考えられる。</p>
9 . その他	

別添 1 : 本件進捗状況表

別添 2 : 各ドナー機関による学校再建に係る進捗状況

別添 3 : 写真資料

別添 4 : 当地報道記事

(別添1)

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力
教育施設の整備への支援-13 学校再建計画の進捗表

平成 17 年 12 月 8 日現在

学校名 / 被災状況等	コンサルタント / 施工業者	契約日	契約先	契約金額	進捗状況
ハンバントタ県、ディーパンカラ校 近隣のラフラ校が浸水の被害を受け、また同校がバッファゾーン内に位置することから、同校の小学校（1～5学年）をディーパンカラ校へ移転・合併することとなった。	コンサルタント	5月20日	Surath Wickramasinghe Associates	Rs. 1,759,106.25	平成 17 年 6 月 14 日起工式
	施工業者	5月20日	Nuwani Construction Ltd.	Rs. 22,799,883.57	平成 17 年 12 月中完成予定
ハンバントタ県、クダウェラ校 津波により校舎の半数が全壊し、また敷地全体がバッファゾーン内に位置することから、近隣の空地に全面移転することとなった。	コンサルタント	8月30日	Surath Wickramasinghe Associates	Rs. 2,609,612.50	平成 17 年 10 月 11 日起工式
	施工業者	9月15日	Nuwani Construction Ltd.	Rs. 72,704,464.25	平成 18 年 6 月完成予定
ゴール県クマラカシャパ校 津波により一部校舎が全壊し、敷地全体がバッファゾーン内に位置することから、近隣の病院敷地内の一角に全面移転することとなった。また移転後は、同サイト隣地にあるマダパガマ校の小学校（1～5学年）の生徒もクマラカシャパ校に吸収合併される予定。	コンサルタント	11月23日	DH Wijewarhene	Rs. 1,476,000.00	契約済み
	施工業者	11月23日	Link Engineering	Rs. 59,188,283.11	平成 18 年 9 月完成予定
カルタラ県、スリスマンガラ男子校 津波により一部校舎が全壊し、敷地の大半がバッファゾーン内に位置することから、近隣の軍およびバス公社の敷地へ全面移転することとなった。なお、移転後は小学校と、中高等学校が分離し別々の学校として運営される予定。	コンサルタント	10月7日	Surath Wickramasinghe Associates	Rs. 5,654,000.00	平成 17 年 11 月 15 日起工式
	施工業者	10月31日	Buildmart Lanka Ltd.	Rs. 277,345,798.74	平成 19 年 7 月完成予定

<u>カルタラ県、パヤガラ女子校</u> 津波により既存校舎が全壊した。敷地全体がバッファゾーン内に位置することから、近隣の空地に全面移転することとなった。	コンサルタント				入札準備中 (工期約10ヶ月)
	施工業者				
<u>アンバラ県、カラティブ校</u> 被災により施設が全壊したため、同じ敷地内に校舎を再建することとなった。	コンサルタント	8月30日	Engineering Consultants Ltd.	Rs. 2,171,500.00	10月24日起工式
	施工業者	9月9日	Ranasiha Lanka (Pvt) Ltd.	Rs. 40,264,390.10	2006年6月完成予定
<u>アンバラ県、ポトゥビル、アルパヒリヤ校</u> 津波により既存校舎が全壊し、敷地全体がバッファゾーン内に位置することから、近隣の空地に全面移転することとなった。	コンサルタント	11月29日	State Engineering Corporation	Rs. 2,537,500.00	契約済み
	施工業者	11月29日	Ranasiha Lanka (Pvt) Ltd.	Rs. 53,276,476.26	平成18年9月完成予定
<u>アンバラ県、ポトゥビル、アルアブサン校</u> 被災は境界塀が崩壊など微少だが、敷地全体がバッファゾーン内に位置することから、近隣の移住開発地に全面移転することとなった。なお同校は小学校だが、移転後は小中学校として運営する予定。	コンサルタント				入札手続き中
	施工業者				入札手続き中 (工期10ヶ月)
<u>ジャフナ県、アリアワライ校</u> 被災により校舎の半数が全壊し、敷地全体がバッファゾーン内に位置することから、近隣の移住開発地に全面移転することとなった。	コンサルタント				入札手続き中
	施工業者				入札手続き中 (工期10ヶ月)
<u>パティカロア県、オリクラム・アルハンブラ校</u> 被災により既存校舎が全壊し、敷地全体がバッファゾーン内に位置することから、同校が内戦前まで使用していた元の敷地に全面移転することとなった。なお同校は小学校だが、移転後は小中学校として運営する予定。	コンサルタント	10月10日	Engineering Consultants Ltd.	Rs. 3,160,000.00	11月14日起工式 2006年8月完成予定
	施工業者	10月7日	Squire Mech Engineering	Rs. 144,066,470.08	

バティカロア県、プトゥクディルツ ブ校 津波により既存校舎の一部が浸水な などの被害を受けたため、既存校舎の 増改築を行うこととした。	コンサルタント	10月10日	Engineering Consultants Ltd.	Rs. 3,100,000.00	11月14日起工式 2006年8月完成予定
	施工業者	10月7日	Squire Mech Engineering	Rs. 102,078,953.08	
バティカロア県、アンバー校 被災により既存校舎が全壊し、敷地 全体がバッファーゾーン内に位置す ることから、近隣のカッタクディ 校の一角に全面移転することとなっ た。移転後は、カッタクディ校の 小学校（1～5学年）の生徒もアン バー校に吸収合併される予定。	コンサルタント	10月10日	Engineering Consultants Ltd.	（オリクラム・アルハ ンブラ校に含む）	11月14日起工式 2006年8月完成予定
	施工業者	10月7日	Squire Mech Engineering	（オリクラム・アルハ ンブラ校に含む）	
バティカロア県、セントテレサ女子 校 被災により既存校舎が浸水などの被 害を受けたため、被災老朽校舎を再 建、増改築することとなった。なお、 現在同校は女子校であるが、施設完 成後は、近隣被災校の男子児童も受 け入れ、小学校（1～5学年）は共 学として運営する予定。	コンサルタント	10月10日	Engineering Consultants Ltd.	（プトゥクディルツ 校に含む）	11月14日起工式 2006年8月完成予定
	施工業者	10月7日	Squire Mech Engineering	（プトゥクディルツ 校に含む）	

(別添2)

各ドナーの学校再建案件進捗状況表

平成17年12月8日現在

ドナー機関名	割り当て被災学校数	基本設計計画を策定した学校数	詳細設計計画を策定した学校数	建設作業を開始した学校数	建設着工率(%)	備考
日本政府	13	13	13	8	61.5	平成17年12月中に1校完成予定
UNICEF	26	16	16	0	0.0	16校は平成17年12月中に建設開始予定 1サイトに土地確保の問題あり
ドイツ政府	14	14	14	0	0.0	6校は平成17年12月24日に建設開始予定 6サイトに地雷除去の問題あり
スイス政府	8	8	8	0	0.0	8校は平成18年1月に建設開始予定
その他(NGO,民間支援団体等)	121	59	30	35	28.9	建設中の学校の中に、教育省へ詳細設計計画が提出されていないものあり
合計	182	110	81	43	23.6	

TFAREN資料「Progress of School Construction work」、教育省及び主要ドナー国からの聞き取り結果を基に、当館にて作成

教育施設の整備への支援-1 3 学校再建計画

写真資料



2005.06.14
Deepamkara 学校 起工式 (1)



2005. 06.14
Deepamkara 学校 起工式 (2)



2005. 10.10
Deepamkara 学校 看板



2005. 11.04
Deepamkara 学校 建設状況



2005. 10.27
Kudawella 学校 建設状況 (1)



2005. 10.27
Kudawella 学校 建設状況 (2)



2005. 11.15
Sri Smangara 学校 起工式 (1)



2005. 11.15
Sri Smangara 学校 起工式 (2)



2005. 10.24
Karathive 学校 看板



2005. 10.24
Karathive 学校 起工式



2005. 11.14
Al-hambra 学校 起工式



2005. 11.14
Al-hambra 学校 建設予定地



2005. 11.14
Puthukudyruppu 学校 現在の校舎



2005. 11.14
Puthukudyruppu 学校 起工式



2005. 11.14
Anver 学校 現在の校舎



2005. 11.14
Anver 学校 起工式



2005. 11.14
St. Theresa 学校 現在の校舎



2005. 11.14
St. Theresa 学校 起工式

Wednesday 23, November, 2005

Rs 283m grant by Japanese Govt.

JICA helps reconstruct Sri Sumangala, Panadura

Sirisoma Susewheva,
Wadduwa Divaina Corr.

The Japan International Cooperation Agency (JICA) assisted in sponsoring the reconstruction of Panadura Sri Sumangala Boy's College which was badly damaged by the tsunami. The estimated cost of the reconstruction is Rs. 283 million. The reconstruction work was inaugurated recently.

The Chief Guest on the occasion, the First Secretary to the Japanese Embassy Yuji Mihara said that the Japan International Cooperation System (JICS) is possible for supervising the project which is designed to benefit about Three Thousand children to be able to return to school and continue their studies with-

out difficulties.

The Japanese government had been assisting in the reconstruction of thirteen schools in the Tsunami affected areas in Sri Lanka, and approximately One Thousand Five Hundred (1500) million of rupees has been allocated from the Japanese non project grant aid provided to Sri Lanka for the construction of these schools, Mihara said.

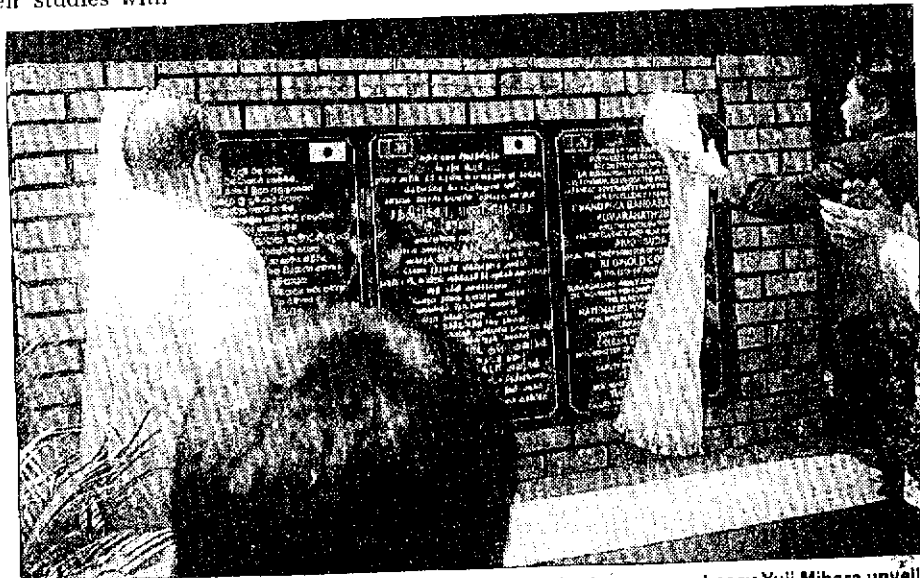
W.P.C. Chief Minister Reginald Cooray said that Panadura is a large town which needs schools. "And my main aim is to develop all the major schools in the city."

Chief Minister Reginald Cooray and First Secretary of the Japanese embassy Yusu Mihawa unveiled the plaque and they and the chief executive officer of

JICA Umeshima; CTB Chairman Tudor Dayaratne and the Principal of Sri Sumangala College L. W. Somatillake cut the first slice of soil for the foundation, while the Maha Sangha chanted seth pirth.

Dr. Serasinghe translated the speeches made by the Japanese delegates and Dananjaya Silva a student of Sri Sumangala College made the welcome speech in the Japanese language.

Ven. Moraketiara Dhammika Thera a teacher of Sri Sumangala College, Senior Secretary of Presidents office Sunila Mendis, the DC of National Schools Douglas Ranasinghe, Chairman of Panadura UC Deepthi A. Abeywickrema the UNP organiser of Panadura



WPC Chief Minister Reginald Cooray and First Secretary of the Japanese embassy Yuji Mihara unveiling the plaque. (by Sirisoma Susewheva)

Professor Ravindra Fernando and the President of Sri Sumangala College OBA Sarath Rodrigo also addressed.

The Head Prefect of Sri Sumangala College Daham Kalana Perera thanked the distinguished gathering.

19.5

Japan assists reconstruction of Panadura Sumangala College

The reconstruction work of the Sri Sumangala College, Panadura was inaugurated on Tuesday. The estimated cost of the construction is Rs. 283 million. The Japan International Cooperation Agency (JICA) assisted in the preparation of the designing of the school building while the Japan International Cooperation Systems (JICS) is responsible for supervising the project which is designed to benefit about 3,000 children who could be

able to return to school and continue their studies without difficulty, the Embassy of Japan said.

The Japanese Government has been assisting in the reconstruction of 13 schools in tsunami-affected areas in Sri Lanka.

Approximately Rs. 1,500 million has been allocated from the Japanese Non Project Grant Aid provided to the Government of Sri Lanka for the reconstruction of these schools.

Rs. 238 m. Japanese aid for Sri Sumangala College, Panadura

The commencement of reconstruction work of the Sri Sumangala College, Panadura was held on November 15 at the college premises. The estimated cost of the construction is Rs. 283 million. The Japan International Cooperation Agency (JICA) assisted in the preparation of the designing of the school building. The Japan International Cooperation Systems (JICS) is responsible for supervising the project. The is designed to benefit about 3,000 children who could be able to return to school and continue their studies without difficulty.

The government of Japan has been assisting in the reconstruction of 13 schools in tsunami-affected areas in Sri Lanka. This is in view of the severe destruction to a large number of schools

in the coastal belt resulting from the tsunami and the need to revive the education facilities for children in these areas. Approximately Rs. 1,500 million has been allocated from the Japanese non-Project Grant Aid provided to the government of Sri Lanka for the reconstruction of these schools in tsunami-affected areas in Sri Lanka.

Reginold Cooray, Chief Minister of Western Province and Dr. Yuji Miyahara, First Secretary of the Embassy of Japan on behalf of his excellency Akio Suda, Ambassador of Japan, Tudor Dayaratne, President, Ceylon Transport Board were invited to the commencement of the reconstruction work. Government officials, teachers and children were also present at the occasion.

New buildings for Panadura Sumangala

Reconstruction work of the Panadura Sri Sumangala College started yesterday at the College premises.

The estimated cost of the construction project is Rs. 283 million. The Japan International Cooperation Agency (JICA) assisted in the designing of the school building.

Chief Minister of Western Province Reginald Cooray and Dr. Yuji Miyahara, First Secretary of the Embassy of Japan, Ceylon Transport Board President Mr. Tudor Dayaratne, were among the distinguished invitees. Government officials, teachers and a large number of students were also present at the occasion.

Thursday 16 June, 2005

Tsunami-hit schools get Japanese aid

The Japanese Government will assist in the reconstruction of 14 schools severely affected by the tsunami in the coastal belt of Sri Lanka, the Japanese Embassy said.

The reconstruction of these schools will be undertaken with funds made available from the total grant of US \$ 80 million provided by the Government of Japan, aimed at assisting the post tsunami rehabilitation and reconstruction efforts of the Government of Sri Lanka.

The ground breaking ceremony for the reconstruction of the Deepankara Primary School in Tangalle, at a total cost of Rs.25 million was held on June 14 at the school premises. This is the first school to be reconstructed under this grant aid scheme. The Japan International Cooperation Agency (JICA) assisted in the preparation of the designing of the school building and the Japan In-

ternational Cooperation System (JICS) of Japan will be responsible for supervising the project.

The construction of the school building is due to be completed by the end of November 2005, so as to facilitate an expeditious resumption of educational activities of the children who would be able to return to school and continue their studies as soon as possible. Around 440 children will benefit from this project.

Plantation Industries Deputy Minister Chamal Rajapakse, Urban Development and Water Supply Deputy Minister Mahinda Amaraweera and First Secretary of the Embassy of Japan Hideyuki Onishi, were among those present at the foundation stone laying ceremony. Many Government officials from Tangalle, Education Ministry officials and school children were also present on the occasion.

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）

漁業分野への支援：
漁船修理への支援

（コンテナタイプワークショップ・船外機スペアパーツ・漁船の修復に必要な材料の提供）

作成日：平成17年12月9日

担当公館名：在スリランカ日本大使館	
国名：スリランカ	
案件名：漁業分野への支援： 漁船修理への支援（コンテナタイプワークショップ・船外機スペアパーツ・漁船の修復に必要な材料の提供）	
実施機関：漁業水産資源省	
案件の目的及び概要	<p>スリランカ政府（漁業水産資源省）は、津波被害を受けたすべての漁船及び漁船エンジンを無償修理する政策を取ることとした。本件は、同政策を受けて、漁船及びエンジン修理を行うコンテナタイプワークショップ（移動式修理作業所）、漁船の修理に必要な資機材、漁船船外機エンジンのスペアパーツをスリランカ政府に対し供与するもの。</p> <p>(I) コンテナタイプワークショップ 11台（配置リストを別添） （漁船エンジンの保守整備・修理等に必要な6ヶ月分のサービスを含む）</p> <p>(II) 船外機スペアパーツ 1式</p> <p>(III) 漁船の修復に必要な材料の提供 1式</p>
1. 案件の進捗状況	<p>(I) コンテナタイプワークショップ 11台</p> <p>契約日：平成17年6月27日</p> <p>契約者名：株式会社シリウス</p> <p>契約金額：66,500,000円</p> <p>進捗状況：平成17年10月28日引渡式済</p> <p>保守整備修理等サービス</p> <p>契約日：平成17年8月9日</p> <p>契約者名：Cey-Nor Foundation Ltd.</p> <p>契約金額：Rs. 12,526,800.00（上限）</p> <p>進捗状況：12月1日から正式に業務を開始</p>

	<p>(D) 船外機スペアパーツ 1式</p> <p>【YAMAHA スペアパーツ】</p> <p>契約日 : 平成 17 年 4 月 21 日</p> <p>契約者名 : Associated Motor(Lanka)Co., Ltd.</p> <p>契約金額 : Rs.36,966,428.00</p> <p>【SUZUKI スペアパーツ】</p> <p>契約日 : 平成 17 年 4 月 29 日</p> <p>契約者名 : Neil Marine Limited</p> <p>契約金額 : Rs.48,315,445.00</p> <p>進捗状況 : 平成 17 年 10 月 19 日納入完了</p> <p>(H) 漁船の修復に必要な材料</p> <p>契約日 : 平成 17 年 5 月 16 日</p> <p>契約者名 : U.S.S. Services(PVT)LTD.</p> <p>契約金額 : Rs.31,614,390.00</p> <p>進捗状況 : 平成 17 年 7 月 12 日納入完了</p>
<p>2 . 案件の妥当性</p>	<p>今次津波は、スリランカの約 2/3 の沿岸部を襲い、漁業分野において、漁船の 80%が全損あるいは破損、多くの漁具が流失ないし破損し、また、全国 12 の漁港の内 10 の漁港が破壊されるとともに、必須の施設である製氷施設、冷蔵施設等も被害を受け、壊滅的な打撃を受けた。また、約 80 万人以上の被災民の大部分は零細漁民といわれ、漁民は、漁業に必要な漁船、漁具を流失、全損、破損、紛失等して、生活手段を失ったこととなる。そのため、漁業水産資源省は、漁業分野の再構築として、被災漁民支援のために幅広い支援を行うこととした。</p> <p>本件漁船修理への支援は、被災漁民のために、移動式の修理作業所と併せて、漁船やエンジンの修理に必要なスペアパーツや材料を無償で提供するものであり、漁業活動の再開を直接的に支援するものとして、その妥当性は極めて高い。支援手法も漁業水産資源省の下部組織として、民間漁船ヤードと協力しつつ、漁船等の調達、管理、修理等を行っているセイノール財団に対して、直接的に漁船修復に必要な資機材の提供を行うものであり、即効性がある。</p> <p>なお、漁船の修復・修理は、コンテナタイプワークショップ(11 箇所)、ないしセイノール財団が海岸沿いに設けた修理センター(複数)で行われ、ノンプロでの調達品は、これらの場所での修理に必要な資機材として同財団から送付される。修復が必要な漁船の選定については、漁業水産資源局が、同</p>

	<p>省の定めるガイドラインに基づき、地方漁業監視官 (Fisheries Inspectors) を通じて決定されており、支援の透明性も確保されている。</p> <p>なお本件は、漁船エンジンの修理等に必要となる6か月分のサービス (修理工人件費) も含んでおり、総合的な支援内容となっている。</p>
<p>3. 施設 / 機材の活用度</p>	<p>10月末にスリランカ政府に対し引き渡されたコンテナタイプワークショップについては、既に5箇所 (ゴール、マータラ、ハンバントタ、トリンコマリ、ガンパハ) に設置、残りの6台についても年内に設置予定である。</p> <p>また、漁船エンジン用スペアパーツについては、セイノール財団が当初要請を挙げた際には詳細なニーズを把握できなかったことから、ピストン等一部不足するものもあった。</p> <p>漁船修理材料には、現在も高いニーズがあり、的確に使用されている。</p> <p>修理のためのスペアパーツや材料の供与は、早期に効果発現するため、裨益漁民からも好評を得ている。また、セイノールによれば、以後6ヶ月の間に、エンジン修理用スペアパーツ及び漁船修理用材料についてはすべて有効に活用し終える予定とのことであった。</p>
<p>4. 案件完了後に期待される効果</p>	<p>津波被災により漁船等が破損し、漁業活動を行うことができなかった漁民が、津波以前と同様、漁業活動を再開することができる。これにより、漁民の収入回復、生活の厚生面の向上が期待され、被災した漁民の自立につながることを期待される。</p>
<p>5. 他ドナーによる支援との関係 (重複の有無等)</p>	<p>漁船修理は、日本政府以外にも各国ドナーやFAO等の国際機関、NGOなどが行っており、漁業水産資源省がFAOの協力の下、裨益漁民の調整を行っている。</p>
<p>6. 広報効果 (ビジビリティ)</p>	<p>コンテナタイプワークショップには、ODAマーク及び日本国旗を明示し、日本政府及び日本国民の支援であることがわかるようになっている。</p> <p>修理のためのスペアパーツや材料の供与は、早期に効果発現するため、裨益漁民からも好評を得ており、広報効果も高い。</p>

<p>7. 被援助国等による評価</p>	<p>(1) 昨年 12 月に発生した広域津波災害により、死者・行方不明者数 38,000 名以上、被災者数 80 万名以上、家屋損壊数約 8 万戸等甚大な被害が生じ、避難キャンプ数は全国で 800 ヶ所以上に達した等、未曾有な災害となった。また、漁業分野は大被害を受けた。</p> <p>(2) 被災者の多くが漁民であること等から、日本が被災漁民の自立支援として様々な漁業分野への支援を行うことに対して、高い評価を得ている。</p>
<p>8. 教訓・提言等</p>	<p>1. 教訓</p> <p>本案件は、津波により甚大な被害を受けた漁業分野の復旧のために必要不可欠であり、現地ニーズと合致していた。</p> <p>また、本件は、漁船等修理に必要な作業所と併せ、漁船の修理に必要な材料や漁船エンジンの修理に必要なスペアパーツ、さらには必要な 6 か月分のサービス（修理工人件費）も含んでおり、総合的な支援として極めて効果的であった。</p> <p>しかしながら、津波直後のニーズ調査では、迅速性を担保する必要性があるため、エンジンのスペアパーツ等の細かい部品に対するニーズを正確に把握することには限界があり、実際は概数で要請せざるを得なく、このため、修理作業が開始されてから、部品の不足が明らかになるケースがあった。</p> <p>また、ノンプロ無償の入札手続きに従い、落札業者が決定し、それからその業者が組み立てを開始したコンテナタイプワークショップについては、現地への配布までに津波から約 1 年を要した。今回のケースでは、3～4 月にセイノールが海岸沿いに修理センターを設置し、コンテナタイプワークショップ設置までの修理作業は、右センターにて行われたことから、大きな混乱はなかったが、災害時には迅速な支援が必要である。</p> <p>2. 提言</p> <p>広域大規模災害においては、現地ニーズの正確な把握と迅速な対応が強く求められることは言うまでもない。当国の場合、漁業分野の被害状況とニーズの調査は漁業水産資源省により行われたが、必ずしも十分とは言えない状況や、支援物品が、時間の経過とともに、現地ニーズの変化に対応していない状況がみられた。</p> <p>支援物品を迅速に調達・配布し、現地ニーズの変化に追従した効率的な支援を行うためには、必要に応じて、JICA 緊急開発調査団等による調査を早期の段階で投入し、その中でも緊急物資の提供ができるような柔軟な制度の検討が必要である。</p> <p>また、迅速性が求められる緊急支援においては、入札、業者選定、契約、製</p>

	造、納入といった一連の調達手続きを経ることにより、現地の緊急ニーズに十分即応できない恐れがあることから、随意契約方式を採用するなど、迅速な対応が可能な入札契約手続き等の柔軟な体制も必要である。
9 . その他	

別添資料

別添 1 : 写真資料

別添 2 : 引き渡しに関する報道

別添 3 : コンテナタイプワークショップの設置場所



2005.10.28
調達されたコンテナタイプワークショップ



2005.10.28
コンテナタイプワークショップ 内部



2005.10.28
コンテナタイプワークショップ 引渡式（1）



2005.10.28
コンテナタイプワークショップ 引渡式（2）



2005.12.2
コンテナタイプワークショップ 使用状況（1）



2005.12.2
コンテナタイプワークショップ 使用状況（2）

සුනාමියෙන් හානි වූ ධීවර යාත්‍රා අලුත් වැඩියාවට ජපානයෙන් අත්-හිත

මුද්ධිකා ඉඹුලාන

සුනාමියෙන් හානියට පත් ධීවර යාත්‍රා කඩිනමින් අලුත්වැඩියා කර ධීවර කර්මාන්තය යථා තත්ත්වයට පත් කිරීම සඳහා ජපන් රජය රුපියල් දශලක්ෂ 85 ක් වටිනා ජංගම බහාලුම් කර්මාන්ත ආයතන 11 ක් මෙරටට ලබාදී ඇත. සුනාමිය වැනි ස්වභාවික විපතක් යළි ශ්‍රී ලංකාවට බලපෑම් කළ හොත් ඉන් ධීවර ක්ෂේත්‍රයට වන හානිය අවම කිරීමත්, එහිදී විනාශ වන ධීවර යාත්‍රා කඩිනමින් අලුත්වැඩියා කර ධීවර කර්මාන්තය ඉක්මනින් යථා තත්ත්වයට පත්කිරීම මේ ජංගම කර්මාන්ත ආයතන පිහිටුවීමේ අරමුණ වෙයි.



සුනාමියෙන් හානියට පත් ධීවර යාත්‍රා කඩිනමින් අලුත්වැඩියා කර මෙරට ධීවර කර්මාන්ත යථා තත්ත්වයට පත් කිරීමට ජපන් රජය රුපියල් දශලක්ෂ 85 ක් වටිනා ජංගම බහාලුම් කර්මාන්ත ආයතන ප්‍රදානය කිරීම ධීවර ජලජ සම්පත් සහ ක්‍රීඩකයානි කටයුතු ඇමැති මිල්රෝයි ප්‍රනාන්දු මහතාගේ ප්‍රධානත්වයෙන් පසුගියද මහලු මහලු සීනෝර් කර්මාන්ත ආයතන පරිශ්‍රයේ දී සිදු කෙරිණි. එහි දී ජපන් නානාපති කාර්යාලයේ දෙවැනි ලේකම් යසනියෝ මටිතවේ මහතා එම ප්‍රදානයේ ධීවර ඇමැති වරයා වෙත බාරදුන් වෙයි.

මහලු සී හෝර් කර්මාන්ත ආයතනවේදී සිදු කෙරිණි. එම ජංගම බහාලුම් කර්මාන්ත ආයතනවලට අමතරව යාත්‍රා එන්ජින් සහ දුල් ආම්පත්ත නොගසක් ද ජපන් රජය විසින් ධීවර අමාත්‍යාංශය වෙත මෙහිදී ලබාදෙන ලදී. සුනාමියෙන් විනාශ වූ ධීවර යාත්‍රා ප්‍රමාණය 30,000 ඉක්මවන අතර ඒවා මෙතෙක් අලුත්වැඩියා කර හෝ අලුතෙන් නිෂ්පාදනය කිරීම කඩිනම් කළ නොහැකි වී ඇත්තේ ධීවර යාත්‍රා නිපදවන කර්මාන්ත ආයතන නොමැතිවීම බව ධීවර හා ජලජ සම්පත් ඇමැති මිල්රෝයි එස්. ප්‍රනාන්දු මහතා දිනමිණට කියා. ජපන් රජයෙන් ලැබුණු මේ ප්‍රදානයෙන් නිසා සුනාමියෙන් විනාශ වූ ධීවර යාත්‍රා කඩිනමින් අලුත්වැඩියා කිරීමටත්, නිපදවීමටත් පියවර ගන්නා බවද ඇමැතිවරයා පැවසීය. මේ අවස්ථාවට ධීවර, ජලජ සම්පත් සහ ක්‍රීඩකයානි කටයුතු අමාත්‍යාංශයේ ලේකම් ඊ.ජී.නදස ශ්‍රී ලංකාවේ ජපන් නානාපති කාර්යාලයේ දෙවන ලේකම් යසනියෝ මටිතවේ මහත්වරුද සහභාගී වූහ.

Japanese Government helps the tsunami affected fishermen to repair the fishing boats

コンテナタイプワークショップ（移動式修理作業所）引き渡し式に関する報道（1）

Thursday November 3, 2005

Japan provides 11 container workshops for restoring tsunami damaged fishery industry

The Government of Japan handed over 11 Container Type Mobile Workshops together with 11 Trailers and a truck worth of Japanese Yen 66.5 million (approximately Rs. 57.2 million) to help rehabilitation works for fishing industry in the tsunami affected areas.

These Container Workshops are to repair the Out Board Motors (OBMs) and other fishing boats/gears damaged by tsunami. Under the project, procurement of raw materials for repair of fiberglass reinforced plastic (FRP) boats, costs of necessary spare parts of out board motors, and labour to carry out repairs to fish-

ing craft were also provided. These Container Workshops will be distributed to the Galle, Matara, and Hambantota districts in the Southern Province, Ampara, Batticaloa and Trincomalee in the Eastern Province, Jaffna, Killinochchi and Mullaitivu in the Northern Province and Gampaha and Colombo in the Western Province.

This assistance is a part of the Rs. 8 billion (US\$ 80 million) provided under the Japanese Non-Project Grant Aid for relief, rehabilitation and reconstruction of a wide range of tsunami-affected sectors including fisheries, hous-

ing, power, roads, health, education and water and sanitation sectors. Out of the total grant, Rs. 2 billion has been allocated to the fisheries sector, considering the economical and social importance of the industry.

The handing over of the workshops and trailers were made by Yasuhiro Watanabe, Second Secretary, Embassy of Japan, on behalf of the Ambassador of Japan Akio Suda to Milroy Fernando, Minister of Fisheries, Aquatic Resources and Christian Affairs at a ceremony on October 28 at the CEYNOR Automobile Workshop in Mattumagala, Ja-Ela.

コンテナタイプワークショップ (移動式修理作業所) 引き渡し式に関する報道 (2)

(別添 3)

コンテナタイプワークショップの設置場所

No.	県名	設置場所
1	コロンボ	マッタクリヤ (Matthakkuliya)
2	ガンパハ	ルヌウィラ (Lunuwila)
3	ゴール	ウナワトゥナ (Unawatuna)
4	マータラ	パリムラ (Pallimulla)
5	ハンバントタ	タンガラ (Tangalla)
6	アンパラ	カルムナイ (Kalmunai)
7	バティカロア	バティカロア (Batticaloa)
8	トリンコマリ	トリンコマリ (Trincomalee)
9	ジャフナ	ジャフナ (Jaffna)
10	キリノッチ	キリノッチ (Kirinochchi)
11	ムラティブ	ムラティブ (Mullativu)

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）
漁業分野への支援：
漁民への漁船の提供支援（含む漁具）

作成日：平成17年12月9日

担当公館名：在スリランカ日本大使館	
国名：スリランカ	
案件名：漁業分野への支援： 漁民への漁船の提供支援（含む漁具）	
実施機関：漁業水産資源省	
案件の目的及び概要	<p>約80万人以上の被災民の大部分は零細漁民といわれ、漁民は、漁業に必要な漁船、漁具を流失、全損、破壊、紛失等して、生活手段を失ったこととなる。そのため、漁業水産資源省は、漁業分野の再構築として、被災漁民支援のために必要な漁船及びそれに付随する漁具を無償貸与することとした。</p> <p>(イ) 伝統的な小型ボート 1,432 艘 (ロ) ローカルタイプ小型漁船(船外機型) 300 艘 (ハ) ローカルタイプ小型漁船(船内機型) 40 艘 (ニ) 漁具(漁網・浮き、ブイ) (ホ) 船外機 300 台</p>
1. 案件の進捗状況	<p>(イ) 伝統的な小型ボート 1,432 艘 (ロ) ローカルタイプ小型漁船(船外機型) 300 艘 (ハ) ローカルタイプ小型漁船(船内機型) 40 艘 契約日 :平成17年4月29日 契約者名 :Cey-Nor Foundation Ltd. 契約金額 :Rs.164,131,250.00 進捗状況 :現在納入中(配布先別添表参照)</p> <p>(ニ) 漁具(漁網・浮き、ブイ) 契約日 :平成17年5月20日 契約者名 :Lipi Lanka Enterprise 契約金額 :Rs. 101,500,000.00 進捗状況 :平成17年10月13日納入完了</p> <p>(ホ) 船外機 300 台 契約日 :平成17年5月10日 契約者名 :Associated Motors Co., Ltd. 契約金額 :Rs. 41,962,500.00</p>

	<p>進捗状況 :平成 17 年 9 月 20 日納入完了(配布先別添表参照)</p>
<p>2 . 案件の妥当性</p>	<p>今次津波は、スリランカの約 2/3 の沿岸部を襲い、漁業分野において、漁船の 80% が全損あるいは破損、多くの漁具が流失ないし破損し、また、全国 12 の漁港の内 10 の漁港が破壊されるとともに、必須の施設である製氷施設、冷蔵施設等も被害を受け、壊滅的な打撃を受けた。また、約 80 万人以上の被災民の大部分は零細漁民といわれ、漁民は、漁業に必要な漁船、漁具を流失、全損、破損、紛失等して、生活手段を失ったこととなる。そのため、漁業水産資源省は、漁業分野の再構築として、被災漁民支援のために幅広い支援を行うこととした。</p> <p>本件漁船及び漁具の供与は、被災漁民の漁業活動を直接的に支援するものであり、即効性を有することから、支援の妥当性は極めて高い。</p> <p>また本供与は、スリランカ政府（漁業水産資源省）に対し行われ、漁業水産省が漁船等の所有権を保有した上で、同省が津波により漁船等を失った被災漁民のために、無償貸与するものであり、被援助国政府に対する支援の形式を確保している。</p> <p>漁船を貸与する漁民の選定については、漁業水産資源局が、同省の定めるガイドラインに基づき、地方漁業監視官（Fisheries Inspectors）を通じて決定されており、支援の透明性も確保されている。</p>
<p>3 . 施設 / 機材の活用度</p>	<p>漁船、エンジン及び漁具は、漁業水産資源省が作成中である配布漁民リストに基づき、確定した漁民から順次配布中である。</p> <p>漁船等を受け取った漁民は、一様にそれらが極めて良質で有用であるとの認識を有しており、日本政府及び日本国民に対する謝意を表明している。</p> <p>しかしながら、入札に基づき調達を行う制度のため、漁船、エンジン及び漁具を異なるサプライヤーから調達することとなったこと、周辺各国が軒並み津波により被災したことから、支援物資がほぼ共通であるため、供給（生産）が需要（ニーズ）に追いついていないことから、漁船、エンジン及び漁具を同時に配布することが困難となった等の混乱があった。これにより一部漁民は、他のドナーからエンジンや漁具の提供を受ける必要が生じるなど、不公平感が生じた。</p> <p>また、当初、船外機型漁船については、船外機と漁船をセットで供与する予</p>

	<p>定であったが、被災状況や現地のニーズを勘察し、一部別々の漁民に配布するなどの柔軟な体制をとった。</p> <p>なお、ローカルタイプ小型漁船(船内機型)40艘については、その数に対して希望者が大幅に超過したため、漁業水産資源省によるくじ抽選によって貸与漁民を決定した。</p>
4. 案件完了後に期待される効果	<p>津波被災により漁船や漁具を失い、漁業活動を行うことができなかった漁民が、津波以前と同様、漁業活動を再開することができる。これにより、漁民の収入回復、生活の厚生面の向上が期待され、被災した漁民の自立につながる効果が期待される。</p>
5. 他ドナーによる支援との関係(重複の有無等)	<p>漁船及び漁具の供与は、日本政府以外にも各国ドナーやF A O等の国際機関、N G Oなどが行っており、漁業水産資源省がF A Oの協力の下、裨益漁民の調整を行っている。</p> <p>一時期、一部地域で各ドナーが、(一部ドナーは漁業水産資源省に通報することなく)錯綜して漁船及び漁具の配布を行い、混乱を生じたが、最終的には漁業水産資源省が、配布漁民リストを再整備し、順次配布を行っている。</p>
6. 広報効果(ビジビリティー)	<p>漁船及び漁具には、日本の支援であることを明示するために、O D Aマーク及び日本国旗が取り付けられている。なお、これらは水に濡れ耐久性が落ちることを想定し、途中から従来の紙製のシールではなく、プラスチック版を锚止めする形に変更した。</p> <p>漁船及び漁具は、漁民が日常的に活用するものであり、高い広報効果が継続するものと認められる。</p>
7. 被援助国等による評価	<p>(1)昨年12月に発生した広域津波災害により、死者・行方不明者数38,000名以上、被災者数80万名以上、家屋損壊数約8万戸等甚大な被害が生じ、避難キャンプ数は全国で800ヶ所以上に達した等、未曾有な災害となった。また、漁業分野は大被害を受けた。</p> <p>(2)被災者の多くが漁民であること等から、日本が被災漁民の自立支援として様々な漁業分野への支援を行うことに対して、高い評価を得ている。</p>
8. 教訓・提言等	<p>1. 教訓</p> <p>(1)漁船、エンジン及び漁具等の供与は、日本以外にも多くのドナーが行っている。本件は、要請に基づき管理運営委員会により支援を決定し、入札手続きを行い、落札したサプライヤーが当該製品を製造し、実際に現地に納入されるまで時間を要したことから、被災漁民のニーズは大きく変化し、当初想定していた</p>

配布計画どおりに配布を進めることが非常に困難となった。また、競争入札のため、漁船、エンジン及び漁具を異なるサプライヤーから調達することとなったこと、周辺各国が軒並み津波により被災したことからそれらの供給が需要に追いついていないこと等のため、漁船、エンジン及び漁具を同時に配布することが困難となり、また、納品に時間を要したため、他のドナーからのエンジンや漁具の供与がその間に起こり混乱が生じた。

(2)漁船やエンジンのODAマークは、水に濡れ耐久性が落ちることを想定し、途中から従来の紙製のシールではなく、プラスチック版を锚止めする形に変更した。

2. 提言

上記教訓を踏まえた提言は以下のとおり。

現地ニーズの正確な把握とニーズの変化に対応した調達システムの構築

広域大規模災害においては、現地ニーズの正確な把握と迅速な対応が強く求められることは言うまでもない。当国の場合、漁業分野の被害状況とニーズの調査は漁業水産資源省により行われたが、必ずしも十分とは言えない状況や、支援物品が、時間の経過とともに、現地ニーズの変化に対応していない状況がみられた。

支援物品を迅速に調達・配布し、現地ニーズの変化に追従した効率的な支援を行うためには、必要に応じて、JICA緊急開発調査団等による調査を早期の段階で投入し、その中でも緊急物資の提供ができるような柔軟な制度の検討が必要である。

また、迅速性が求められる緊急支援においては、入札、業者選定、契約、製造、納入といった一連の調達手続きを経ることにより、現地の緊急ニーズに十分即応できない恐れがあることから、迅速な対応が可能な入札契約手続き等の柔軟な体制も必要である。

関連物品の一括供与

漁船、エンジン及び漁具を併せて配布する本支援内容のように、いくつかの物品を併せて提供することにより、初めて効果発現が図られる場合は、それらの時期を合わせ、一括提供することが不可欠であり、そのための柔軟な調達制度が必要である。

ODAマーク等の表記方法

ODAマークや日本国旗の表示は、耐久性を勘案し、ペイントやプラスチ

	ック版の錨止め等を採用することが望ましい。
--	-----------------------

別添資料

別添 1 : 写真資料

別添 2 : 引き渡しに関する報道

別添 3 : 配布先一覧



2005. 06.06
調達された漁船 (OBM type)



2005. 06.06
調達された漁船 (Traditional type)



2005. 11.03
漁船の漁民への配布 (Batticaloa) (1)



2005. 11. 03
漁船の漁民への配布 (Batticaloa) (2)



2005. 10.19
漁船 抽選会の状況



2005. 09.08
調達された漁具



2005.12.2
漁民に貸与された漁船（1）



2005.12.2
漁民に貸与された漁船（2）

DAILY NEWS

07 JUN 2005

P-4

Japan donates boats to tsunami affected fishermen

Japan donated 70 outboard motor fishing boats to the tsunami affected fishermen in the Galle District.

A function to hand over this donation took place at the Galle Fishery Harbour yesterday with the participation of Japanese Ambassador in Sri Lanka Akio Suda and Fisheries and Aquatic Resources Minister Chandrasena Wijesinghe.

The Japanese Government provided Rs. 8,000 million to Lanka under its Non-Project Grant Aid Scheme to be utilised for rehabilitation and reconstruction initiatives in the affected areas, a release by the Embassy of Japan said. In view of the massive damages inflicted to the fisheries industry as result of the tsunami, about 25% of this grant aid or Rs. 2,000 million was allocated for the rehabilitation of the fisheries sector. The tsunami caused severe damage to life and property of the fishing community and coastal infrastructure such as fishery harbours, anchorages, ice plants and cold rooms. Following

the consultation between the Japan and Sri Lanka, it was decided to extend this support for reviving the fisheries industry. About 1,800 boats of various types and sizes, plus the required nets and lines will be provided under this grant scheme. These boats, will be distributed among fishermen in all affected areas, including the North and the East.

Apart from these, one Japanese type multi-day boat will be provided to the National Institute of Fisheries and Nautical Engineering while two other similar boats will be produced locally to enhance the local fishery industry.

In addition, the grant will be used for the purchase of 11 container type workshops for repairing boats and gear, 23 ice plants and cold storage facilities and 60 freezer trucks that will be allocated based on the needs of the affected coastal areas. Galle and Tangalle Fishery harbours with required improvements to shore facilities will be rehabilitated under this scheme.

漁船の引き渡しに関する報道 (1)

Japanese give 70 fishing boats to Galle

The handing over of 70 outboard motor fishing boats from the government of Japan to the tsunami affected fishermen in the Galle District took place at the Galle fisheries harbour yesterday with the participation of Japanese Ambassador Akio Suda and Minister of Fisheries Chandrasena Wijesinghe.

Sources said that 25% of the Rs. 2000 million non-project Japanese government grant provided after the tsunami would be allocated to the fisheries sector rehabilitation.

The grant is to be used for the purchase of 11 container type workshops for repairing boats and gear, 23 ice plants and cold storage facilities and 60 freezer trucks for the fisher communities in Galle and Tangalle.

JAPANESE BOATS, TO TSUNAMI AFFECTED GALLE FISHERMEN

சுனாமியால் பாதிக்கப்பட்ட

காலி மீனவருக்கு

ஐப்பான் படகுகள்

காலி மாவட்டத்தில் சுனாமியால் பாதிக்கப்பட்ட மீனவர்களுக்கு ஐப்பான் மீன்பிடிப்படகுகள் அன்பளிப்பாக வழங்கப்பட்டன.

வெளி இயந்திரங்கள் பூட்டப்பட்ட 70 மோட்டார் மீன்பிடிப் படகுகள் நேற்று மீனவர்களிடம் கையளிக்கப்பட்டன. காலி மீன்பிடித்துறைமுகத்தில் இடம்பெற்ற விசேட விவரத்தில் மீன்பிடித்துறை அமைச்சர் சந்திரசேன விஜேசிங்க, ஐப்பானியத் தூதுவர் அக்கியேகடா ஆகியோர் கலந்துகொண்டனர்.

சுனாமியினால் மீன்பிடித்துறைக்கு ஏற்பட்ட பெரும் சீர்திருப்பை மீளக்கட்டியெழுப்ப 2000 மில்லியன் ரூபா நிதியுதவியை ஐப்பான் ஒதுக்கியுள்ளது. இதன்மீழ் பல்வேறு தரத்தினாலான 1800 படகுகள், மீன்பிடி வலைகள் என்பன வழங்கப்படவுள்ளன.

கிழக்கு உட்பட சகல மீன்பிடித்துறை கடல் விசுவாசத்திற்கும் இந்த உதவிகள் கிடைக்கவுள்ளன.

கொங்கலன் அமைப்பிலான வேலைத் தளங்கள் 11, ஐஸ் உற்பத்தி ஆளல 23, ஐஸ் வசதிகொண்ட 60 டிபாக் வண்டிகள் என்பனவும் வழங்கப்படவுள்ளன. மேலும் காலி தங்காலை மீன்பிடித்துறைமுகங்களும் விருத்தி செய்யப்படவுள்ளன.

漁船の引き渡しに関する報道 (3)

Japan hands over fishing boats to affected fishermen in Galle

The handing over of 70 outboard motor fishing boats from the Government of Japan to the affected fishermen in the Galle District took place at the Galle Fishery Harbour on June 6 with the participation of Akio Suda, Ambassador of Japan and Chandrasena Wijesinghe, Minister of Fisheries and Aquatic Resources.

Soon after the tsunami disaster the Government of Japan provided Rs. 8,000 million (US \$ 80 million) to Sri Lanka under its Non-Project Grant Aid Scheme to be utilized for rehabilitation and reconstruction initiatives in the affected areas. In view of the massive damages inflicted to the fisheries industry as a result of the tsunami, about 25% of this grant aid or Rs. 2,000 million was allocated for the rehabilitation of the fisheries sector.

The tsunami caused severe damage to life and property of the fishing community and also to coastal infrastructure such as fishery harbours, anchorages, ice plants, cold rooms, etc. As a result of the consultation between the Government of Japan and Sri Lanka, it was decided to extend this support for reviving the fisheries industry. About 1800 boats of various types and sizes, plus the required nets and lines will be provided under this grant scheme.

These boats will be distributed among fishermen in all affected areas, including the North and the East. Apart from those one Japanese type multi-day boat will be provided to the National Institute of Fisheries and Nautical Engineering while two other similar boats will be produced locally to enhance the local fishery industry.

In addition, the grant will be used for the purchase of 11 container type workshops for repairing boats and gear, 23 ice plants and cold storage facilities, and 60 freezer trucks that will be allocated based on the needs of the affected coastal areas. Galle and Tangalle fishery harbours with required improvements to shore facilities also will be rehabilitated under this grant scheme.

The people and the Government of Japan hope that the assistance provided to the fishermen will assist the fisheries industry to return back to normalcy, and improve the livelihoods of the coastal communities and many others who are engaged in this industry as well, said the ambassador for Japan.

The Island

8th June, 2005

伝統的漁船、船外機付き漁船、エンジン付き漁船配布先一覧表

No.	漁船タイプ	県名	隻数
1-1	伝統的漁船 16フィート	トリンコマリ	470
		ゴール	40
		マタラ	40
		ハンバントタ	50
		合計	600
1-2	伝統的漁船 18.5フィート	トリンコマリ	191
		パティカロア	389
		アンバラ*	48
		キリノッチ**	4
		合計	632
1-3	伝統的漁船 21フィート	ハンバントタ	130
		カルタラ	20
		ゴール	20
		マタラ	30
		合計	200
伝統的漁船 合計			1,432
2-1	船外機漁船 (船外機除く) 18.5フィート	トリンコマリ	36
		パティカロア	25
		アンバラ	14
		ハンバントタ	15
		マタラ	15
		ゴール	20
		ジャフナ	20
		ムラティブ	5
		合計	150
		2-2	船外機漁船 (船外機除く) 19.5フィート
マタラ	40		
ゴール	50		
Total	150		
船外機型漁船 合計			300
3	エンジン付漁船 30フィート	トリンコマリ	1
		パティカロア	4
		アンバラ	15
		ハンバントタ	5
		マタラ	10
		ゴール	5
		Total	40
船内機型漁船 合計			40

* FRP boat 19.6ft

** Traditional boat 23.5ft

船外機配布先一覧

船外機配布先一覧

県名	9.9HP	15HP	25HP	合計
トリンコマリ	11	25		36
パティカロア	25			25
アンバラ	14			14
ハンバントタ		50	25	75
マタラ		35	20	55
ゴール		40	30	70
ジャフナ	20			20
ムラティブ	5			5
合計	75	150	75	300



スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）
漁業分野への支援：
漁業訓練船の新規調達支援

作成日：平成17年12月9日

担当公館名：在スリランカ日本大使館	
国名：スリランカ	
案件名：漁業分野への支援： 漁業訓練船の新規調達支援	
実施機関：漁業水産資源省	
案件の目的及び概要	<p>今次津波で沿岸漁業訓練船が破壊されたため、被災漁民への漁法訓練の再開に必要な訓練用漁船を供与するもの。タンガラ水産訓練校に日本型漁船（1980年に日本より供与された日本型漁船が、今回の津波で大破）、スリランカ型漁船（60ft級）2艘を、ゴール漁港及びタンガラ漁港に1艘ずつ配置。</p> <p>(I) 日本型沿岸漁業用中型練習船 1艘 (II) ローカル型沿岸漁業用中型練習船 2艘</p>
1. 案件の進捗状況	<p>(I) 日本型沿岸漁業用中型練習船 1艘 契約日 : 平成17年10月28日 契約者名 : ヤマハ発動機 契約金額 : 44,700,000円 進捗状況 : 建造中</p> <p>(II) ローカル型沿岸漁業用中型練習船 2艘 進捗状況 : 入札手続き中</p>
2. 案件の妥当性	<p>今次津波は、スリランカの約2/3の沿岸部を襲い、漁業分野において、漁船の80%が全損あるいは破損、多くの漁具が流失ないし破損し、また、全国12の漁港の内10の漁港が破壊されるとともに、必須の施設である製氷施設、冷蔵施設等も被害を受け、壊滅的な打撃を受けた。また、約80万人以上の被災民の大部分は零細漁民といわれ、漁民は、漁業に必要な漁船、漁具を流失、全損、破損、紛失等して、生活手段を失ったこととなる。そのため、漁業水産資源省は、漁業分野の再構築として、被災漁民支援のために幅広い支援を行うこととした。</p> <p>本件漁業訓練船は、タンガラ水産訓練校に1隻、ゴール漁港及びタンガラ漁港に1隻ずつ配置される予定である。</p>

	<p>タンガラ水産訓練校では、1980年に日本の無償資金協力にて供与された日本型漁業訓練船「カイツ丸」が供用されていたが、今回の津波で大破し運航不可能となったため、本支援によりその代替船を提供するものであり、実習再開のために必要不可欠なものである。完成後は、約2,500名の生徒に使用される予定である。</p> <p>ゴール及びタンガラ漁港では、漁業水産資源省の下部組織であるセイロン漁業公社職員の管理・指導の下、被災漁民の操業復帰訓練のために使用されるものであり、被災漁民の安定的な生活改善のために必要不可欠である。</p> <p>これらのことから、支援の妥当性は、十分に認められる。</p>
3. 施設 / 機材の活用度	<p>タンガラ水産訓練校に供与される1隻については、既に契約を了し、造船中である。</p> <p>ゴール漁港及びタンガラ漁港に供与される併せて2隻については、漁業省が訓練漁船の仕様をニーズの変化に合わせたいとして、現在その仕様を調整中である。</p>
4. 案件完了後に期待される効果	<p>タンガラ水産訓練校では、津波前に引き続き、漁船・漁具の構造、仕組み、メンテナンス等に関する学習や、実際に沖合に出て漁業実習を行うことができる。</p> <p>また、南部の主要漁港であり、漁船被害の多いゴール及びタンガラ地域では、津波により船を失い、海に出ること自体を躊躇する漁民（船長、乗組員）が発生している。本訓練船による漁業訓練を通して、操業技術の維持及び訓練を通じた心のケアが期待される。</p>
5. 他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）	<p>訓練船に対する支援を行っている他ドナーはない。</p>
6. 広報効果（ビジビリティー）	<p>訓練船には、ODAマーク及び日本国旗を明示し、日本政府及び日本国民の支援であることを知らしめる予定である。</p>
7. 被援助国等による評価	<p>(1) 昨年12月に発生した広域津波災害により、死者・行方不明者数38,000名以上、被災者数80万名以上、家屋損壊数約8万戸等甚大な被害が生じ、避難キャンプ数は全国で800ヶ所以上に達した等、未曾有な災害となった。また、漁業分野は大被害を受けた。</p> <p>(2) 被災者の多くが漁民であること等から、日本が被災漁民の自立支援として様々な漁業分野への支援を行うことに対して、高い評価を得ている。</p>

<p>8 . 提言・教訓等</p>	<p>1 . 教訓</p> <p>本支援は、漁業に関する実習や実地訓練により、漁民の技術向上及び漁民の経験ある操業技術の維持、また、漁民の漁業に対する熱意を保つための重要な支援手法であった。</p> <p>中型・大型漁船の造船作業は、非常に期間を要するものであり、早期の仕様確定及び造船開始が不可欠であるが、決定すべき仕様が多岐にわたって詳細であることから、現場のニーズを的確に把握し、造船に必要な図面を早期に完成させることが必要である。</p> <p>なお、緊急時には、ニーズ把握や復旧方法の決定等、短期間に膨大な作業を行う必要があるため、効率的な支援を行うためには、技術協力との連携が重要である。</p> <p>2 . 提言</p> <p>緊急時に効果的な支援を行うためには、必要に応じて、JICA緊急開発調査団等による調査を早期の段階で投入し、JICA緊急開発調査の中でも必要な支援(本件の場合は、訓練漁船の仕様確定への技術協力)を行うことが必要である。</p>
<p>9 . その他</p>	

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）

漁業分野への支援：
水産物流通・水産市場の復興支援
（コンテナタイプ小型アイスプラント、コールドストレージ、保冷車の供与）

作成日：平成17年12月9日

担当公館名：在スリランカ日本大使館	
国名：スリランカ	
案件名：漁業分野への支援： 水産物流通・水産市場の復興支援（コンテナタイプ小型アイスプラント、コールドストレージ、保冷車の供与）	
実施機関：漁業水産資源省	
案件の目的及び概要	今次津波で漁港の製氷施設、冷蔵施設等も被害を受けたため、水産物流の復興として、コンテナタイプ・小型アイスプラント（製氷機）、コールドストレージ（保冷庫）、保冷車を供与し、水産市場の再構築を支援するもの。 (イ) コンテナタイプ小型アイスプラント 11台（配布リスト） (ロ) コールドストレージ 12台（配布リスト） (ハ) 保冷車 30台
1. 案件の進捗状況	(イ) コンテナタイプ小型アイスプラント 11台 契約日 : 平成17年7月28日 契約者名 : Lanka Transformers Limited 契約金額 : Rs.451,687,181.62 進捗状況 : 現在納入中。基礎工事完了待ち。 (ロ) コールドストレージ 12台 同上 (ハ) 保冷車 30台 契約日 : 平成17年11月16日 契約者名 : 伊藤忠商事株式会社 契約金額 : 148,216,320円 進捗状況 : 製造中
2. 案件の妥当性	今次津波は、スリランカの約2/3の沿岸部を襲い、漁業分野において、漁船の80%が全損あるいは破損、多くの漁具が流失ないし破損し、また、全国12の漁港の内10の漁港が破壊されるとともに、必須の施設である製氷施設、冷蔵施設等も被害を受け、壊滅的な打撃を受けた。また、約80万人以上の被災民の大部分は零細漁民といわれ、漁民は、漁業に必要な漁船、漁具を流失、全損、破損、紛失等して、生活手段を失ったこととなる。そのため、漁業水産資源省は、漁業分野の再構築として、被災漁民支援のために幅広い支援を行うこととした。

	<p>スリランカ政府は、漁民に対して漁船の修復・修理、新規調達等は無償で行うこととしていることから、今後、被災地区における漁業自体は、順次、再開可能となる。しかしながら、津波で水産関連施設が破壊されたため、漁獲した魚類を市場に流通させるための施設及び機材の整備が急務となっている。このことから、本件は、水産物の流通を確保し、市場を形成させる機材として不可欠であり、被災漁民の生活生計の自立支援に直接的に寄与するものとして、支援の妥当性は極めて高い。</p>
3．施設／機材の活用度	<p>アイスプラント及びコールドストレージは、既にサプライヤーから物品が到達しているものの、 設置場所、設置基準に関する漁業水産資源省の政策判断が遅延したこと、 漁業水産資源省にて行う基礎工事や配線工事の遅延していること 等により、現時点では未設置の状態である。</p> <p>保冷車については、現地ニーズの変化に対応するため、調達台数を30台に減少させた（4月の要請時点60台）。</p>
4．案件完了後に期待される効果	<p>同様に日本の支援により修理又は調達した漁船や漁具等による漁獲を、よい状態で市場に流通させることが可能となり、漁民の収入回復、生活の厚生面の向上、被災した漁民の自立につながる効果が期待される。</p>
5．他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）	<p>アイスプラント、コールドストレージ及び保冷車に対する支援を行っている他ドナーはない。</p>
6．広報効果（ビジビリティ）	<p>アイスプラント、コールドストレージ及び保冷車には、ODAマーク及び日本国旗を明示し、日本政府及び日本国民の支援であることがわかるようにする予定である。</p>
7．被援助国等による評価	<p>(1)昨年12月に発生した広域津波災害により、死者・行方不明者数38,000名以上、被災者数80万名以上、家屋損壊数約8万戸等甚大な被害が生じ、避難キャンプ数は全国で800ヶ所以上に達した等、未曾有な災害となった。また、漁業分野は大被害を受けた。</p> <p>(2)被災者の多くが漁民であること等から、日本が被災漁民の自立支援として様々な漁業分野への支援を行うことに対して、高い評価を得ている。</p>
8．提言・教訓等	<p>1．教訓</p> <p>津波発生からまもなく1年が経過しようとしている中、現地には要請時点からニーズの変化が見られる。</p>

また、復旧事業においては、ニーズ把握、復旧にかかるガイドラインの設定、計画の策定等と、短期間に膨大な作業を行う必要があるが、漁業水産資源省は、十分な知見、経験がなく、また、人材も不足しており、復旧計画自体に度重なる変更があり、また、大臣、次官等の交代もあり、政策判断も遅れ、支障が生じた。

本件はスリランカ側にて設置費用を負担するとの前提で進められてきたものであるが、津波後、スリランカ政府の財政支出が大幅に増加している中、その予算の割り当ても現時点で十分でない状態にある。

2. 提言

上記教訓を踏まえた提言は以下のとおり。

現地ニーズの正確な把握とニーズの変化に対応した調達システムの構築

広域大規模災害においては、現地ニーズの正確な把握と迅速な対応が強く求められることは言うまでもない。当国の場合、漁業分野の被害状況とニーズの調査は漁業水産資源省により行われたが、必ずしも十分とは言えない状況や、支援物品が、時間の経過とともに、現地ニーズの変化に対応していない状況がみられた。

支援物品を迅速に調達・配布し、現地ニーズの変化に追隨した効率的な支援を行うためには、必要に応じて、JICA緊急開発調査団等による調査を早期の段階で投入し、その中でもニーズ調査などの必要な支援を行うことが必要である。

また、迅速性が求められる緊急支援においては、入札、業者選定、契約、製造、納入といった一連の調達手続きを経ることにより、現地の緊急ニーズに十分即応できない恐れがあることから、迅速な対応が可能な入札契約手続き等の柔軟な体制も必要である。

被援助国との役割分担

本件のように施設は援助するが設置費用は被援助国側の負担でというような、被援助国との役割分担を行った上で案件化することは、被援助国の意識醸成（オーナーシップ）や技術力向上のために重要な考え方ではあるが、緊急時における被援助国政府の財政状況等様々な周辺状況を臨機応変に勘案し、設置費用も含めて総合的に支援する方が、場合によっては効率的と考えられる。

平時からの相手国政府の能力開発

緊急時に、迅速かつ的確な支援を行うためには、相手国政府がそれに見合う調査・調整能力を有し、迅速かつ的確にニーズ把握や復旧方法の決定等を行うことが必要不可欠である。そのためには平時より、相手国政府に対する技術的支援を行い、技術力向上に資することが必要である。

9 . その他	

別添資料

別添 1 : 写真資料

別添 2 : 設置場所



2005. 10.06
調達されたアイスプラント



2005. 10.06
アイスプラントの内部

(別添 2)

コンテナタイプ小型アイスプラント / コールドストレージの設置場所

	県	設置場所	コンテナタイプ 小型アイスプラント	コールド ストレージ
1	ムラティブ	県指定場所	1	1
2	バティカロア	バティカロア	1	1
3	カルタラ	ベルワラ	1	1
4	ハンバントタ	キリンダ	1	1
		ハンバントタ	0	1
5	ゴール	ゴール漁港内	2	2
6	ガンパハ	ネゴンボ	1	1
7	アンパラ	サインサマランドゥ	1	1
		カルムナイ	1	1
8	トリンコマリ	コッドベイ	2	2
合 計			11	12

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）

漁業分野への支援：
ゴール漁港及びタンガラ漁港の再整備

作成日：平成17年12月9日

担当公館名：在スリランカ日本大使館	
国名：スリランカ	
案件名：漁業分野への支援： ゴール漁港及びタンガラ漁港の再整備	
実施機関：漁業水産資源省	
案件の目的及び概要	<p>南部地域の主要漁港であり、特に漁港・漁業関連施設が甚大な被害を受けた、ゴール漁港及びタンガラ漁港の復旧を行うもの。</p> <p>ゴール漁港及びタンガラ漁港の再整備 (JICA 緊急開発調査との連携案件) * JICA 緊急開発調査が、被害状況、復興ニーズを調査し、両港の復興計画を漁業省に提案。漁業省が同復興計画を採用し、その計画の実現をノンプロ無償の資金で行うもの。</p>
1. 案件の進捗状況	<p>本省承認日：平成17年6月8日 (施工管理業者選定) 契約日：平成17年7月20日 契約者名：OAFIC/日本工営 契約金額：33,179,000円</p> <p>(施工業者選定) 契約日：平成17年9月12日 契約者名：Penta-Wakachiku Joint Venture 契約金額：728,302,753円 進捗状況：契約締結済み(工期13ヶ月予定)</p>
2. 案件の妥当性	<p>今次津波は、スリランカの約2/3の沿岸部を襲い、漁業分野において、漁船の80%が全損あるいは破損、多くの漁具が流失ないし破損し、また、全国12の漁港の内10の漁港が破壊されるとともに、必須の施設である製氷施設、冷蔵施設等も被害を受け、壊滅的な打撃を受けた。また、約80万人以上の被災民の大部分は零細漁民といわれ、漁民は、漁業に必要な漁船、漁具を流失、全損、破損、紛失等して、生活手段を失ったこととなる。そのため、漁業水産資源省は、漁業分野の再構築として、被災漁民支援のために幅広い支援を行うこととした。</p> <p>本件、ゴール漁港及びタンガラ漁港はスリランカ南部の主要漁港であり、多くの漁民・水産業者が同漁港を中心に活動しているため、被災漁民活動の再活性化の観点から、漁港再整備への支援の妥当性は高い。</p> <p>ゴール市は、スリランカ第2の都市の地位を確立しているが、津波により多大の被害を受けた。ゴール漁港を復興し、水産物流を再構築する本案件は、同地域の水産業に従事している多くの被災民の自立を促進する効果の高い協力といえる。</p> <p>またタンガラ漁港は2001年度に日本の無償資金協力により、同地区の水産業</p>

	<p>振興のため、拡張整備したものであるが、津波により被害を受けたので、漁港としての機能を回復させるため、必要な支援を行うものである。</p> <p><ゴール漁港の修復支援の主な対象施設> 岸壁、進水スロープ、冷凍冷蔵施設、せり場、漁民食堂、漁港公社事務所</p> <p><タンガラ漁港の修復支援の主な対象施設> 防波突堤、進水スロープ、漁具修理場、冷凍冷蔵施設、漁民食堂等</p>
3. 施設 / 機材の活用度	建設工事中 (06年10月完工予定)
4. 案件完了後に期待される効果	<p>1. 工事中に期待される効果 地元住民の工事用労働者の雇用による地元での就労機会の増加並びに工事を通じての地元住民の社会参加及びコミュニティの能力向上が図られる。</p> <p>2. 工事完了後に期待される効果 漁港が再整備されることにより、漁船の安全な接岸が確保されるとともに、冷凍冷蔵施設の整備等による水産市場・物流の改善が図られ、被災漁民の収入回復、生活の厚生面の向上が期待される。これにより被災した漁民、水産業関係者の自立につながることを期待される。 また、合わせ、漁港公社の漁港運営施設の改善や、漁船の修理等、漁業分野の技術力向上に寄与することが期待される。</p> <p>ゴール漁港 現在の水揚げは13トン/日、(被災前は約30トン/日) 動力漁船数 245隻、(被災前は約400隻) 裨益漁民 約1000名、(被災前は約1600名) 水産業者数 約20(仲買トラック数)、(被災前は約40)</p> <p>タンガラ漁港 現在の水揚げは8トン/日、(被災前は約15トン/日) 動力漁船数 130隻、(被災前は約250隻) 裨益漁民 約700名、(被災前は約1200名) 水産業者数 約20(仲買トラック数)、(被災前は約30)</p>
5. 他ドナーによる支援との関係(重複の有無等)	漁業水産資源省の要請を受け、10の被災漁港のうち2漁港(ゴール、タンガラ)を日本の支援により復旧するものであり、他のドナーとの重複はない。なお、他の被災漁港の復興は、他のドナーにより支援を受けることとなっている。
6. 広報効果(ビジビリティー)	<p>建設中のサイトには、日本の支援による復旧工事である旨の看板が2枚立てられている他、現場工事事務所にはODAマークを明示しており日本の貢献であることが分かるようになっている(完成後の各建物には日本の支援により復旧した旨のプラーク(銘板)を設置する予定である。)</p> <p>両漁港は漁民が長期間にわたり日常的に活用するものであり、かつ冷凍冷蔵施設等の建物はビジビリティーが高く、高い広報効果が継続するものと認められる。</p>
7. 被援助国等による評価	<p>(1)昨年12月に発生した広域津波災害により、死者・行方不明者数38,000名以上、被災者数80万名以上、家屋損壊数約8万戸等甚大な被害が生じ、避難キャンプ数は全国で800ヶ所以上に達した等、未曾有な災害となった。また、漁業分野は大被害を受けた。</p> <p>(2)被災者の多くが漁民であること等から、日本が被災漁民の自立支援として様々な漁業分野への支援を行うことに対して、高い評価を得ている。</p>

8．教訓・提言等	<p>1．教訓</p> <p>(1) 本復旧事業への支援は、スリランカ政府の復興政策の下、JICA がニーズ調査を実施し、インフラ部門の具体的復興プランの提案（技術協力）を行い、その後、ノンプロ資金による案件の具体化（資金協力）と、「技術協力」と「資金協力」との一連の協力活動が、円滑に行われたモデルケースといえる。</p> <p>(2) 津波により甚大な被害を受け、かつ当国の主要産業の一つである漁業分野の支援として、南部の主要漁港であるゴール及びタンガラ漁港の復旧を、本ノンプロ無償にていち早く実施することは、両漁港を使用する漁民のみならず、全国民に対し、日本の貢献を強く示すことができる、極めて優良なものであったといえる。</p> <p>2．提言</p> <p>(1) 本事業の目的を確保するため、工事中の施工管理を適格に行うことが求められている。</p> <p>(2) 本件は、「技術協力」と「資金協力」との相互補完の効果的な協力となったもので、日本の支援制度に対する評価をも行い、スリランカ側も日本の協力制度について理解を深めることが重要と考える。</p>
9．その他	

別添：写真資料



ゴール漁港 工事看板



ゴール漁港 冷凍冷蔵施設



ゴール漁港 岸壁



ゴール漁港 放置されている被災漁船



タンガラ漁港 防波突堤



タンガラ漁港 冷凍施設

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）
保健・医療分野への支援：
移動検診車の供与計画

作成日：平成17年12月9日

担当公館名：在スリランカ日本大使館	
国名：スリランカ	
案件名：保健・医療分野への支援： 移動検診車の供与計画	
実施機関：保健栄養省	
案件の目的及び概要	<p>津波災害により沿岸地域の多くの診療所が破壊されたため、十分な医療サービスを受けられない被災地コミュニティが多い状況にあることから、これらコミュニティにおいて基礎的診断・治療が行えるよう、津波被災地域（北部州、北西部州、東部州、南部州及び西部州）の中核保健局に対して、移動検診車及び搭載医療機材を供与するもの。</p> <p>（対象機材） （1）移動検診車 5台 （2）搭載医療機材 25品目 （詳細は別添1及び2参照）</p>
1. 案件の進捗状況	<p>契約日：平成17年6月6日 契約者名：岩谷産業株式会社 契約金額：49,866,000円 進捗状況：平成18年1月納入予定</p>
2. 案件の妥当性	<p>（1）津波災害により、107診療機関が被災し、被災地域の医療サービスが困難となっているだけでなく、被災地域周辺の地方医療機関に患者が集中し、日常の診療が困難な状況にある。</p> <p>保健栄養省は、同省内に十分量をストックしていた医薬品を活用しつつ、被災地域の診療機関の再建や、医師・看護師等医療従事者を投入して医療サービスの回復に努めているものの、診断・治療に必要な基礎的医療機材の絶対数が不足している状況にある。そこで、日本政府としては、ノンプロジェクト無償資金を活用して、別途、津波により被災した地域及び隣接地域の住民に対して基礎的医療サービスの回復を図ることを目的として、33地方診療機関に基礎的医療機材を供与しているところである</p>

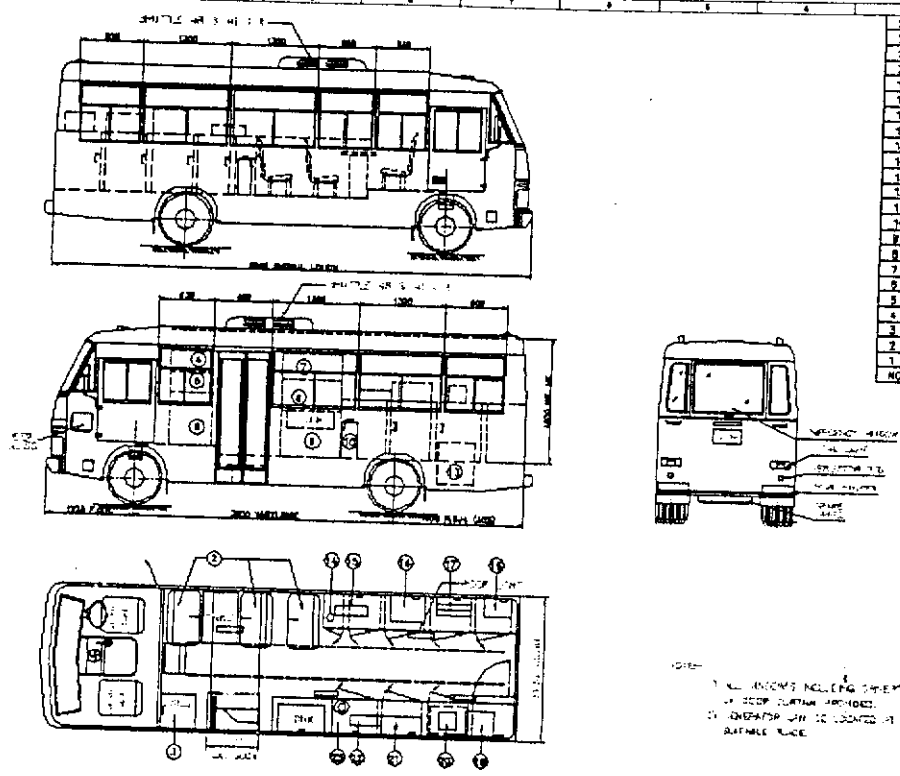
	<p>が、特に、地方公的医療施設まで長距離に位置しているコミュニティーでは、基礎的診断・治療サービスへのアクセスが極めて困難な状況にある。</p> <p>本件は、こうした被災コミュニティーの住民を対象として、移動検診車の機動性を活かして、基礎的医療サービスを提供するものであり、ニーズに合致している。</p> <p>(2)本件は、保健栄養省から要請されたものであり、財務計画省、大使館、JICA、JICS 関係者から構成される「ノンプロジェクト無償運営管理委員会」において、検討され決定に至ったものである。</p> <p>(3)このことから、本案件は当国ニーズに十分合致しており、また、その必要性については、スリランカ政府内で十分検討された上で決定されたものであることから、妥当である。</p>
3. 施設 / 機材の活用度	本件供与車輛・機材は、平成 18 年 1 月に納入予定である。
4. 案件完了後に期待される効果	<p>被災地域において、代替医療機関までのアクセスが困難なコミュニティーの住民に対して、基礎的医療サービスが提供されることにより、これらの地域における健康水準の維持が図られる。</p> <p>また、生活基礎サービスの一つが確保されることにより、被災コミュニティーの再建・復興に向けた取り組みを支援することが可能となる。</p>
5. 他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）	津波直後、保健栄養省において、各ドナーによる効率的な復旧活動を実施するために開催された調整会議の結果に基づいて、同省は各ドナーに具体的な支援を要請しており、ドナー間の重複はない。
6. 広報効果（ビジビリティ）	本件で供与される移動検診車は北部州、北西部州、東部州、南部州及び西部州の被災地域を巡回することから、津波復旧支援に係る日本の広域的な貢献を長期的に示すことが可能となり、極めて高い広報効果を有していると考えられる。
7. 被援助国等による評価	<p>(1) 昨年 12 月に発生した広域津波災害により、死者・行方不明者数 38,000 名以上、被災者数 80 万名以上、家屋損壊数約 8 万戸等甚大な被害が生じ、避難キャンプ数は全国で 800 ヶ所以上に達した。避難キャンプ、仮設住宅、避難地区で生活する被災民への保健医療の支援は、急務の課題であった。</p> <p>(2) 本件は、津波災害後の課題であった「被災民の健康の維持」に対応したものであり、また、保健医療分野の整備は、長期的な観点からも重要であることから、当国政府及び国民から高い評価を受けている。</p> <p>なお、保健栄養省からは、これまでの保健医療分野の支援は、医薬品や医療機材が中心であったが、本件車輛は遠隔地においても機動的に活</p>

	<p>用できることから、たいへん緊急的ニーズにかなうものであるとのコメントがあった。</p>
8 . 教訓・提言等	<p>1 . 教訓</p> <p>津波被災地の中で、特に、医療サービスのアクセスが極めて困難な遠隔地域においては、診断・治療機能の回復は同地域住民にとって生活・生命に直結する問題として、可能な限り早期の対応が求められている。しかしながら、本件移動検診車は、平成18年1月に納入される等、納入までに時間を要しているが、災害時復旧への医療分野の支援として、調達に要する期間をいかに短縮させるかの点が課題となった。</p> <p>2 . 提言</p> <p>大規模災害時においては、保健・医療分野は最も優先度が高く、関心の高い支援分野の一つであり、日本政府は、津波発生翌日には、他ドナー機関に先駆けて、緊急災害援助隊・医療チームの派遣や、緊急物資の供与等を行った。本件は、緊急時への医療支援から、スリランカ政府が行う復旧事業への移行の中で実施されたものであるが、ノンプロ無償の制度上、調達に期間を要した。</p> <p>本件供与車輛は、緊急人道支援時期から中期的な復旧・復興時期に移行していく中で行われたものであるが、特に、保健医療分野は生命に直結するだけに、支援の空白期を生じないように、効果的な「継ぎ目のない支援」が重要である。</p> <p>したがって、災害後の保健医療分野の支援に当たっては、緊急援助隊(医療チーム)の派遣等人的貢献から中期的ニーズへの対応まで、継続的に専門家の投入や医療機材の調達が迅速かつ継続的に行えるよう、柔軟かつ連続性のある支援体制を構築しておくことが必要である。</p>
9 . その他	

別添1：移動検診車設計図

別添2：搭載機材リスト

(別添1)



23	BINDING STRAP/SEAT
22	BUNSEN BURNER
21	WATER BATH
20	HEMATOCRIT CENTRIFUGE
19	CENTRIFUGE
18	MICROSCOPE CELL COUNTING
17	ISA
16	CHEMICAL ANALYZER
15	NEPHELISER
14	OXYGEN GAS CYLINDER
13	COMPUTER 1.5 INCH
12	SMOKESTACK FOR POWER
11	PLUG RECEPTACLE
10	FILTER FOR LPG CYLINDER
9	WATER DRAINAGE TANK
8	WASH BASIN
7	WATER TANK
6	SHALL REFRIGERATOR
5	SHALL EQUIPMENT
4	FIRST AID KIT
3	CABINET HAVING 2 SHELVES
2	CHAIR
1	FIXED TABLE FOR NATION EXAMINATION
NO.	DESCRIPTION

NOTE:-
 1. ALL DIMENSIONS INCLUDING HEIGHTS SHALL BE IN FEET UNLESS OTHERWISE SPECIFIED.
 2. OPERATOR SEAT IS LOCATED AT THE REAR SEAT PLACE.

- NOTES:-
- 1) ALL DIMENSIONS ARE IN MM UNLESS OTHERWISE SPECIFIED.
 - 2) DRAWING NOT SUBJECT TO CHANGE WITHOUT NOTICE.
 - 3) GENERAL TOLERANCE IS 10.
 - 4) OTHER DRAWING SHEET.
 - 5) VEHICLE DRAWN IN UNLASHED CONDITION.
 - 6) DRAWING IS IN FIRST ANGLE PROJECTION.
 - 7) LOCATIONS OF THE ITEMS MARKED WITH "X" SUBJECT TO MODIFICATIONS AS PER CHASSIS FITMENT.

Particulars	Qty.	Rate	AMT.
CHASSIS			
ENGINE			
TRANSMISSION			
AXLES			

ANTONY GARAGES PVT. LTD.	
MOBILE DIAGNOSTIC VAN ON TATA 100/34 BHD CHASSIS	
TATA 100/34 BHD CHASSIS	

THIS DRAWING AND DESIGN IS THE PROPERTY OF ANTONY GARAGES PVT. LTD. AND IS NOT TO BE REPRODUCED OR TRANSMITTED IN ANY FORM OR BY ANY MEANS, ELECTRONIC OR MECHANICAL, INCLUDING PHOTOCOPYING, RECORDING, OR BY ANY INFORMATION STORAGE AND RETRIEVAL SYSTEM.

(別添2)

保健分野への支援（移動検診車の供与計画）

搭載機材リスト（1台当たりの搭載機材：計5台）

Item No.	Name of Equipment	Q'ty	
2-1	Automated Bio-Chemistry Analyzer	1	unit
2-2	Bionocular Microscope	1	unit
2-3	Table Top Centrifuge	1	unit
2-4	ESR Stand	1	set
2-5	Centrifuge, Haematocrit	1	unit
2-6	Bunsen Burner	1	set
2-7	Water Bath	1	unit
2-8	Glucometer	1	set
2-9	Refrigerator	1	unit
2-10	Cell Counter	1	set
2-11	Stethoscope for Adult	1	pcs
2-12	Stethoscope for Pediatric	1	pcs
2-13	Mercurial Sphygmomanometer for Adult	1	unit
2-14	Mercurial Sphygmomanometer for Pediatric	1	unit
2-15	Ophthalmoscope	1	unit
2-16	Diagnostic Set	1	set
2-17	Small Operating Instrument Set	1	set
2-18	First Aid Kit with Case	1	set
2-19	Ambu Bag for Adult	1	set
2-20	Hammer, Percussion	2	pcs
2-21	Electric Boiling Sterilizer, Desk Top Type	1	unit
2-22	Ultrasonic Nebulizer	1	unit
2-23	Treatment Set	1	set
2-24	Generator	1	unit
2-25	Vehicle	1	unit

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）

保健・医療分野への支援：

被災地における基礎的診療サービス回復のための医療機材供与計画（地方 33 病院への医療機材供与）

作成日：平成 17 年 12 月 9 日

担当公館名：在スリランカ日本大使館																	
国名：スリランカ																	
案件名：保健・医療分野への支援： 被災地における基礎的診療サービス回復のための医療機材供与計画（地方 33 病院への医療機材供与）																	
実施機関：保健栄養省																	
案件の目的及び概要	<p>津波により被災した地域及び隣接地域の住民に対して基礎的医療サービスの回復を図ることを目的として、11 県 33 地方診療機関に基礎的医療機材を供与するもの。</p> <p>1. 対象病院（詳細：別添資料 1）</p> <table border="0"> <tr> <td>北部地域</td> <td>東部地域</td> </tr> <tr> <td>ジャフナ県：3 診療機関</td> <td>トリンコマリ県：2 診療機関</td> </tr> <tr> <td>ムラティブ県：2 診療機関</td> <td>パティカロア県：3 診療機関</td> </tr> <tr> <td>ワウニア県：2 診療機関</td> <td>アンパーラ県：5 診療機関</td> </tr> </table> <p>ウバ地域</p> <p>モネラガラ県：1 診療機関 （アンパーラ県との県境に位置するインギンヤガラ診療所）</p> <table border="0"> <tr> <td>南部地域</td> <td>西部地域</td> </tr> <tr> <td>ハンバントタ県：3 診療機関</td> <td>カルタラ県：3 診療機関</td> </tr> <tr> <td>マータラ県：4 診療機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ゴール県：5 診療機関</td> <td></td> </tr> </table> <p>2. 供与医療機材（詳細：別添資料 2）</p> <p>聴診器（165 個）、打診器（66 個）、成人用血圧計（330 台）、体温計（330 本）、救急バッグ（66 個）、診断セット（66 個）、喉頭鏡（66 台）、検眼鏡（66 台）、耳鏡（66 台）、診断用照明灯（66 台）、折りたたみ式車椅子（66 台）、ストレッチャー（99 台）、X 線写真用照明装置（99 台）、成人用・幼児用点滴注入器（99,000 台）、電気煮沸滅菌器（165 台）、冷蔵庫（132 台）、心電計（33 台）、電気吸引器（99 台）、両眼用顕微鏡（33 台）、発電機（33 台）、超音波ネブライザー（132 台）、幼児用血圧計（132 台）、胎児心音計（66 台）</p>	北部地域	東部地域	ジャフナ県：3 診療機関	トリンコマリ県：2 診療機関	ムラティブ県：2 診療機関	パティカロア県：3 診療機関	ワウニア県：2 診療機関	アンパーラ県：5 診療機関	南部地域	西部地域	ハンバントタ県：3 診療機関	カルタラ県：3 診療機関	マータラ県：4 診療機関		ゴール県：5 診療機関	
北部地域	東部地域																
ジャフナ県：3 診療機関	トリンコマリ県：2 診療機関																
ムラティブ県：2 診療機関	パティカロア県：3 診療機関																
ワウニア県：2 診療機関	アンパーラ県：5 診療機関																
南部地域	西部地域																
ハンバントタ県：3 診療機関	カルタラ県：3 診療機関																
マータラ県：4 診療機関																	
ゴール県：5 診療機関																	
1. 案件の進捗状況	<p>契約日：平成 17 年 6 月 10 日</p> <p>契約者名：岩谷産業株式会社</p> <p>契約金額：145,894,815 円</p> <p>進捗状況：10 月 31 日引渡式済</p>																

<p>2. 案件の妥当性</p>	<p>(1) 津波災害により、107 診療機関が被災し、被災地域の医療サービスが困難となっているだけでなく、被災地域周辺の地方医療機関に患者が集中し、日常の診療が困難な状況にある。</p> <p>保健栄養省は、同省内に十分量をストックしていた医薬品を活用しつつ、被災地域の診療機関の再建や、医師・看護師等医療従事者を投入して医療サービスの回復に努めているものの、診断・治療に必要な基礎的医療機材の絶対数は著しく不足している状況にある。そこで、日本政府は、ノンプロジェクト無償資金を活用して、別途、津波により被災した地域及び隣接地域の住民に対して基礎的医療サービスの回復を図ることを目的として、11 県 33 地方診療機関に基礎的医療機材を供与することとしたものであり、ニーズに合致するものである。</p> <p>(2) 本件は、保健栄養省から要請されたものであり、財務計画省、大使館、JICA、JICS 関係者から構成される「ノンプロジェクト無償運営管理委員会」において、検討され決定に至ったものである。</p> <p>(3) このことから、本案件は当国のニーズに十分合致しており、また、その必要性については、スリランカ政府内で十分検討された上で決定されたものであることから、妥当性は極めて高い。</p>
<p>3. 施設 / 機材の活用度</p>	<p>(1) 発電機と冷蔵庫を除く医療機材は、10 月 31 日に当国保健栄養省に引き渡された後、全ての対象診療機関に配布済みであり、各対象診療機関において順次、利用されている。</p> <p>(例 1)</p> <p>マータラ県ウエリガマ病院関係者によれば、多くの医療機器が使用できなかったため、4,000 世帯が近隣の診療機関へ 18km の距離を移動しなければならなかった状況にあったところ、本件医療機材が供与されることにより、医療サービスのアクセスの改善や診療機能の回復が図られている。</p> <p>(例 2)</p> <p>カルタラ県ケトゥマティ病院は本件対象病院でないものの、同病院の産科婦人科の関係者は、本件供与機材は、深刻な状況において、極めて妥当な機材として、供与を希望している例がみられた。</p> <p>(2) 発電機及び冷蔵庫については、既にコロombo港に搬入されており、通関手続きを了した後、配布されることとなっている。但し、33 病院のうち、9 つの病院については、すでにバックアップ用の発電機を設置しており、ニーズの変化がみとめられたことから、当国政府と協議の上、被災地域及び隣接地域の他の病院への設置を検討中である。</p>
<p>4. 案件完了後に期待される効果</p>	<p>(1) 津波により基礎的な医療機材が損傷した診療機関において、本案件の実施により、基礎的医療サービスの回復が図られる。</p> <p>(2) 被災した診療機関の代替機能を担う、被災地の隣接地域における診療機関への患者集中に対応した医療サービスの提供が可能となる。</p> <p>(3) ほぼ全壊した診療機関については、再建後に本案件機材を活用することにより、医療サービスの回復が図られる。</p>
<p>5. 他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）</p>	<p>津波直後、保健栄養省において、各ドナーによる効率的な復旧活動を実施するために開催された調整会議の結果に基づいて、同省は各ドナーに具体的な支援を要請しており、ドナー間の重複はない。</p>

6 . 広報効果（ビジビリティ）	<p>(1) 本件対象地域は、北・東部を含む 11 県 33 病院に及び、津波復旧支援に係る日本政府の広域的な貢献を示すことが可能となる。</p> <p>(2) また、供与機材は故障の頻度が低い基礎的なものであり、また、ODA マークが貼付された供与機材総数は 10 万個以上に及ぶことから、長期にわたって、多数の医師、看護師及び患者に対して日本の貢献が認められることとなる。</p> <p>(参照：別添 3 及び 4)</p>
7 . 被援助国等による評価	<p>(1) 昨年 12 月に発生した広域津波災害により、死者・行方不明者数 38,000 名以上、被災者数 80 万名以上、家屋損壊数約 8 万戸等甚大な被害が生じ、避難キャンプ数は全国で 800 ヶ所以上に達した。避難キャンプ、仮設住宅、避難地区で生活する被災民への保健医療の支援は、急務の課題であった。</p> <p>(2) 本件は、津波災害後の課題であった「被災民の健康の維持」に対応したものであり、また、保健医療分野の整備は、長期的な観点からも重要であることから、当国政府及び国民から高い評価を受けている。</p>
8 . 教訓・提言等	<p>(1) 教訓</p> <p>本案件供与機材は、各被災県の県保健所を通じた保健栄養省の被害状況調査に基づいて、同省及び財務計画省において検討されたものであり、現地ニーズに合致していた。</p> <p>但し、トリンコマリ県ムットゥル診療所においては、供与機材の全てにニーズは認められるものの、必ずしも同診療所の最も優先度と合致していない例が認められた。このことは、混乱した状況の中で当国保健栄養省が各県保健局を通じて情報収集した際に、地域によっては正確な情報伝達が行われていなかったことによるものと考えられる。</p> <p>また、津波被災地における診断・治療機能の回復は、同地域住民にとって生活・生命に直結する問題として、可能な限り早期の対応が求められているが、本件医療機材は、平成 17 年 10 月に納入される等、調達に時間を要した。</p> <p>さらに、上記 3 . (2) のとおり、病院用発電機については、要請されたニーズを踏まえて選定されたものの、対象病院の自助努力により設置される等、現地ニーズが変化している例がみられた。</p> <p>したがって、災害時復旧への医療分野の支援として、ニーズをいかに正確に把握するかの点や調達に要する期間をいかに短縮させるかの点が課題となった。</p> <p>(2) 提言</p> <p>大規模災害時においては、保健・医療分野は最も優先度が高く、関心の高い支援分野の一つであり、日本政府は、津波発生翌日には、他ドナー機関に先駆けて、緊急災害援助隊・医療チームの派遣や、緊急物資の供与等を行った。本件は、緊急時への医療支援から、スリランカ政府が行う復旧事業への移行期に実施されたものであるが、ノンプロ無償の制度上、調達に時間を要した。</p> <p>本件供与機材は、緊急人道支援時期から中期的な復旧・復興時期に移行していく中で行われたものであるが、特に、保健医療分野は生命に直結するだけに、支援の空白期を生じないよう、効果的な「継ぎ目のない支援」が重要である。</p> <p>したがって、災害後の保健医療分野の支援に当たっては、緊急援助隊(医療チーム)の派遣等人的貢献から中期的ニーズへの対応まで継続的に、専門家の投入や医療機材の調達が迅速に行えるよう、柔軟かつ連続性のある支援体制を構築しておくことが必要である。</p>

	<p>特に、発電機等の緊急性が極めて高い機材・物資を供与する場合は、入札、業者選定、契約、納入といった一連の調達手続きでは、現地の緊急ニーズに十分即応できない恐れがある。</p> <p>したがって、広域災害時における発電機等、「緊急性の高い機材」で、かつ、「復旧・復興事業までの移行期間の使用と使用目的が限定される機材」案件については、以下の点につき検討が必要である。</p> <p>）調査、調整への日本側の体制整備 緊急時の現地のニーズ調査、配布先等スリランカ政府との調整については、ス側の行政機構を支援(技術協力)するとの観点から、日本側が、調査・調整のための緊急支援ユニット(予算、要員を確保)を立ち上げ、主体的に支援活動ができる体制整備を行う。</p> <p>）緊急機材リストの見直し 過去の広域大規模災害時の知見を集積し、緊急時から短期復旧事業の開始までの期間に最もニーズが強く、早期の調達が求められる「緊急機材リスト」の見直しを行う。なお、発電機のように、病院用の緊急時の予備電源として備蓄し得る機材については、再設置方法等の指導も行っておく必要がある。</p> <p>）調達方法の事前の整理 同「緊急機材リスト」の機材については、迅速な調達が可能となるよう、備蓄、ないし、調達手続きを予め整理しておき、災害直後の段階から、被災国と調整できるよう、制度を整備しておく。</p> <p>）JICAによる緊急物資の提供との関連 大規模災害時において、被援助国からJICAによる緊急物資(緊急性の極めて高い機材)と同様の物資の追加供与要請があった場合、現行の支援体系では十分即応できない恐れがあることから、同緊急物資のストック量の見直しや、制度の見直しを検討する。</p>
9. その他	

(添付資料)

別添1：対象機材リスト

別添2：対象病院リスト

別添3：対象機材の引渡式に係る写真資料

別添4：新聞報道記事

(別添2)

被災地における基礎的診療サービス回復のための医療器材供与計画**対象医療機材リスト**

Item No.	Name of Equipment	Q'ty	
1-1	Stethoscope for Adult	5	pcs
1-2	Hammer, Percussion	2	pcs
1-3	Mercurial Sphygmomanometer for Adult	10	Unit
1-4	Clinical Thermometer	10	pcs
1-5	Ambu Bag for Adult	2	Unit
1-6	Diagnostic Set	2	set
1-7	Laryngoscope	2	unit
1-8	Opthalmoscope	2	unit
1-9	Auroscope (Otoscope)	2	unit
1-10	Examining Light, Stand Type	2	unit
1-11	Folding Wheel Chair	2	unit
1-12	Strecher	3	unit
1-13	X-ray Film Illuminator	3	unit
1-14	Infusion Set for Pediatric & Adult	3,000	pc
1-15	Electric Boiling Sterilizer	5	unit
1-16	Refrigerator	4	unit
1-17	1-ch Electrocardiograph	1	unit
1-18	Electrical Suction Unit	3	unit
1-19	Binocular Microscope	1	set
1-20	Electric Generator, Soundproof Type	1	unit
1-21	Ultrasonic Nebulizer	4	unit
1-22	Mercurial Sphygmomanometer for Pediatric	4	unit
1-23	Doppler Fetal Heart Detector	2	unit

(別添1)

**被災地における基礎的診療サービス回復のための医療機材供与計画
対象病院リスト**

District	Name of the Hospital	In-Charge Officer & Address	Telephone No.
Kalutara			
	DH Beruwala	DMO - DH Beruwala	034 - 2276162
	PU Dharga Town	RDHS - Kalutara, PO Box 29, Secretariat Building, Kalutara	034 - 2222367
	RH Aluthgama	RDHS - Kalutara, PO Box 29, Secretariat Building, Kalutara	034 - 2222367
Galle			
	BH Balapitiya	DMO - BH Balapitiya	091 - 2292261
	DH Elpitiya	DMO - DH Elpitiya, Elpitiya	091 - 2291263
	DH Udugama	DMO - DH Udugama	091 - 2285061
	PU Neluwa/Hiniduma	DMO - DH Hiniduma	091 - 2291261
	PU Hikkaduwa	MOIC - PU Hikkaduwa	091 - 2277261
Matara			
	BH kamburupitiya	DMO - BH kamburupitiya	041 - 2292261
	DH Weligama	DMO - DH Weligama	041 - 2250261
	DH Akurassa	DMO - DH Akurassa	041 - 2283261
	DH Deniyaya	DMO - DH Deniyaya	041 - 2273261
Hambantota			
	DH Angunakolapalassa	DDHS - Angunakolapalassa	047 - 2228261
	DH Walasmulla	DMO - DH Walasmulla	047 - 2245261
	DH Tangalla	DMO - DH Tangalla	047 - 2240261
Ampara			
	BH Akkaraipattu	DMO - BH Akkaraipattu	067 - 2277213
	BH Kalmunai North	DMO - BH Kalmunai North	067 - 2229261
	DH MahaOya	DMO - DH MahaOya	063 - 2244061
	DH Thirukkivil	DMO - DH Thirukkivil	063 - 2229757
	DH Karathivu	DPDHS - Kalmunai	067 - 2222770
Monaragala			
	DH Inginiyagala	DMO - DH Inginiyagala	
Batticaloa			
	DH Kaluwanchikudy	DPDHS Batticaloa	065 - 2224465
	DH Eravur Town	DPDHS Batticaloa	065 - 2224465
	PU Vakarai	DPDHS Batticaloa	065 - 2224465
Trincomalee			
	BH Kantala	DMO - BH Kantala	026 - 2234261
	PU Muththur	DMO - BH - Muththur	026 - 2238261
Vavuniya			
	DH Venegalacheddikulam	DPDHS - Vavuniya	024 - 2222108
	PU Nedunkerney	DPDHS - Vavuniya	024 - 2222108
Mullaitivu			
	BH Mullaitivu	DPDHS - Killinochchi & Mullaitivu	024 - 2223524
	DH Maritimepattu	"	024 - 2223524
Jaffna			
	DH Point Pedro	DMO - DH Point Pedro	021 - 2223261
	DH Kayts	DMO - DH Kayts	060 - 2212660
	DH Chawacacheri	DPDHS - Jaffna	021 - 2222278

DMO = District Medical Officer

DDHS = Deputy Director of Health Services

RDHS = Regional Director of Health Services

DPDHS = Deputy Provincial Director of Health Service

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力(評価票)

保健医療分野への支援：

被災地における基礎的診療サービス回復のための医療機材供与計画

1. 須田在スリランカ日本国大使からデ・シルバ保健栄養大臣に機材が引き渡された。
(平成17年10月31日撮影)



2. 我が国貢献を示すODAステッカーが貼付された医療機材(平成17年10月31日撮影)



3. 対象診療機関に配布された医療機材
(平成17年11月25日撮影)



4. 対象診療機関に配布された医療機材
(平成17年11月25日撮影)



Japan provides Rs. 130 mn worth of medical equipment to 33 hospitals in tsunami affected areas

The Government of Japan handed over Rs. 130 million worth of much needed medical equipment to improve the healthcare facilities in 33 hospitals in tsunami affected areas.

These medical equipment will be used for emergency treatment in operating theatres, intensive care units, out patient departments, labour rooms and other medical units to diagnostic and treat various complications and for efficient functioning of the hospitals.

These equipment will be distributed to 33 hospitals in the tsunami affected districts throughout the country, namely Kalutara, Galle, Matara, Hambantota, Moheragla, Ampara, Batticaloa, Trincomalee, Vavuniya, Mullaitivu and Jaffna.

Soon after the tsunami disaster, the Government of Japan provided Rs. 8 billion (US\$ 80 million) under the Japanese Non-Project Grant Aid for relief, rehabilitation and reconciliation of a wide range of affected sectors including health, fisheries, housing, power, roads, education and water and sanitation sectors. Out of the total grant, Rs. 185 million has been allocated to the health sector in order to provide essential healthcare facilities. This allocation to the health sector will be utilized for the provision of 5 Mobile Diagnostic Units to the North, the East, the South, the West and to all other needy areas, much needed medical equipment to 33 hospitals in the affected areas and also to reconstruct the anti Robies Laboratory which served as diag-

nostic facility in Galle that was completely destroyed.

Handover of the medical equipment by Akio Suda, Ambassador of Japan, to Nimal Siripala de Silva, Minister of Health Care, Nutrition and Uva Wellassa development, took place at a ceremony on 31st October 2005 at the Auditorium of the Ministry of Health. Ranjith Maligaspe, Secretary and Dr. Nihal Jayathilake, Additional Secretary to the Ministry of Health Care, Nutrition and Uva Wellassa Development, Dr. Kahanda Liyanage, Director General, Department of Health, Dr. Yuji Miyahara, First Secretary, Embassy of Japan and other distinguished guest were present at the occasion.

Tuesday, November 1, 2005

Japan provides medical equipment to tsunami hit hospitals

The Government of Japan handed over/transferred Rs. 130 million worth of much needed medical equipment to improve the health-care facilities in 33 hospitals in tsunami affected areas, states a Japanese Embassy press release.

The medical equipment will be used for emergency treatment in operating theatres, intensive care units, out patient departments,

labour rooms and other medical units to diagnostic and treat various complications and for efficient functioning of the hospitals.

The equipment will be distributed to 33 hospitals in the tsunami affected districts throughout the country, namely Kalutara, Galle, Matara, Hambantota, Moneragala, Ampara, Batticaloa, Trincomalee, Vavuniya, Mullaitivu and Jaffna.

Soon after the tsunami the Government of Japan provided Rs. 8 billion (US\$ 80 million) under the Japanese Non-Project Grant Aid for relief, rehabilitation and reconciliation of a wide range of affected sectors including health, fisheries, housing, power, roads, education and water & sanitation sectors. Out of the total grant, Rs. 185 million has been allocated to the

health sector in order to provide essential healthcare facilities. This allocation to the health sector will be utilized for the provision of 5 Mobile Diagnostic Units to the North, the East, the South, the West and to all other needy areas, much needed medical equipment to 33 hospitals in the affected areas and also to reconstruct the Anti Rabies Laboratory which

served as diagnostic facility in Galle that was completely destroyed.

The medical equipment was handed over by Akio Suda, Ambassador of Japan, to Nimal Siripala De Silva, Minister of Health Care, Nutrition and Uva Wellassa Development, on October 31 at the Auditorium of the Ministry of Health.



ජපාන් රජය මහින් රාජපක්ෂ මැතිවරයාගේ දෙපාර්තමේන්තුවේ දායකත්වයෙන් ලබාදෙන උපකරණ හා ජංගම වෛද්‍ය ඒකක ධනාත් (05) සලකිනිකා රෝග මර්දනය කිරීමේ ඒකකයක් ඉහළින්ද සෞඛ්‍ය අමාත්‍යාංශයට හා රජුම් සෞඛ්‍ය අමාත්‍යාංශයේදී පිළිවෙයි.

සුනාමි වේදනාවකදෙන් හානියට පත් ප්‍රදේශවල පෝෂණ හිඟ ධනාත් (33) සඳහා මෙම වෛද්‍ය උපකරණ බෙදා දීමට නියමිතය. ජපාන් රජය බෙහෙවින් ශ්‍රී ලංකාවේ ජපාන් තානාපති අතිරේක පුඩා මහතා සෞඛ්‍ය, පෝෂණ හා සමාජ සුභසාධන ඇමැති නිමල් සිරිපාල ද සිල්වා මහතා වෙත එම වෛද්‍ය උපකරණ සංවිකල්පවලට භාරදුන් අපූරු ඡායාරූපයේ දැක්වේ.

ඡායාරූපය - නිමල් සිරිපාල

The Japanese Ambassador Akio Suda, presenting the medical equipments Hon. Nimal Siripala de Silva, Minister of Health Care Nutrition and Uva Wellassa Development to develop the health sector of the tsunami affected areas.

P-2

33 வைத்தியசாலைகளில் சுகாதார வசதியை மேம்படுத்த ஜப்பான் உதவி

கடல்கோளினால் பாதிக்கப்பட்ட பிரதேசங்களிலுள்ள 33 வைத்தியசாலைகளின் சுகாதார வசதிகளை மேம்படுத்த 130 மில்லியன்

ரூபா பெறுமதியான மருத்துவ உபகரணங்களை வழங்கியுள்ளதாக திங்களன்று ஜப்பானிய தூதரகம் விடுத்துள்ள ஊடக அறிக்கையில் தெரி

விக்கப்பட்டுள்ளது.

மேலும் அவ் அறிக்கையில் தெரிவிக்கப்பட்டுள்ளதாவது; இந்த மருத்துவ உபகரணங்கள் சத்திரசிகிச்சைக் கூடங்கள், அவசர சிகிச்சைப் பிரிவுகள், வெளிநோயாளர்கள் பிரிவுகள், பிரசவ அறைகள், நோய் அறிதல் மற்றும் பல்வேறு சிக்கலான நோய்களுக்கான மருத்துவப் பிரிவுகள் மற்றும் மருந்து வகைகள் வினைத்திறனாக இயங்குவதற்கு உபயோகப்படும்.

இந்த உபகரணங்கள் நாடளாவிய ரீதியில் கடல்கோளால் பாதிக்கப்பட்ட மாவட்டங்களான கருத்துறை, காலி, மாத்தறை, அம்பாந்தோட்டை, மொளராகலை, அம்பாறை, மட்டக்களப்பு, திருகோணமலை, வவுனியா, முல்லைத்தீவு மற்றும் யாழ்ப்பாணம் ஆகியவற்றிலுள்ள 33 வைத்தியசாலைகளுக்கு விநியோகிக்கப்படும்.

இந்த உபகரணங்களை ஜப்பானியத் தூதுவர் அகியோகுடா திங்களன்று சுகாதார அமைச்சின் கேட்போர் கூடத்தில் வைத்து சுகாதார அமைச்சர் நிமல் சிறிபால டிசில்வாவிடம் கையளித்தார்.

Japan Provides
Medical Equipment
to 33 Hospitals

Thursday November 2, 2005

'Japan donates equipment for tsunami hit hospitals'

The Government of Japan handed over medical equipment valued at over Rs. 130 million to hospitals in tsunami affected and other areas, of the country, the Japanese Embassy said yesterday.

Thirty-three hospitals in the districts of Kalutara, Galle, Matara, Hambantota, Moneragala, Amparal, Batticaloa, Trincomalee, Vavuniya, Mullaitivu and Jaffna will benefit under the scheme.

An Embassy statement said that shortly after the tsunami, the Japanese government provided Rs. 8 billion (US \$ 80 million) aid under the Japanese Non-Project Grant Aid. Of this 185 million had been allocated to the health sector in

order to provide facilities to reconstruct the Anti Rabies Laboratory at Galle, which had been completely destroyed and 5 Mobile Diagnostic Units which would be used country-wide.

Mr. Akio Suda, Ambassador of Japan, handed over the medical equipment to Minister Nimal Siripala de Silva, Minister of Health Care, and Uva Wellassa Development on 31st October 2005 at the auditorium of the Ministry of Health.

Mr. Ranjith Maligaspe, Secretary, Dr. Nihal Jayatilake, Additional Secretary to the Ministry of Health Care, Nutrition and Uva Wellassa Development, and Dr. Kahan-daliyanage, were present.

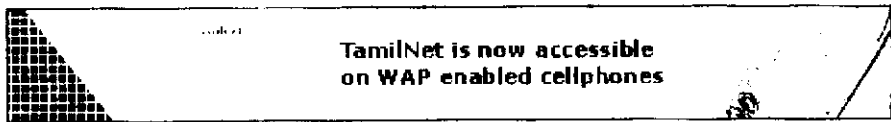
සුනාමියෙන් විනාශ වූ පෙදෙස්වල සෞඛ්‍ය කටයුතු හැරවීමට ජපානයෙන් රුපියල් කෝටි 13ක්

සුනාමියෙන් විනාශ වූ පස්වූ ප්‍රදේශවල සෞඛ්‍ය පහසුකම් දියුණු කිරීම උදෙසා රුපියල් කෝටි 13ක් වටිනා ජපාන උපකරණ තොරතුරු ජපන් රජය විසින් ශ්‍රී ලංකා රජය වෙත සහිතයාල කිරීමට ලැබී ඇත.

මෙම ජපාන උපකරණ සුනාමියෙන් විනාශයට පත්වූ දුම්රිය, මහලක්ෂව, කුකුණාමලය, මුලතිව්, යාපනය, ගාල්ල, මාතර, කළුතර, හම්බන්තොට යන දිස්ත්‍රික්කවල පිහිටි රෝහල් 33කට ලබාදීමට නියමිතය.

සුනාමි ව්‍යසනය සිදුවූ විගසම හදිසි සහන සැලසීම් කටයුතු සඳහා රුපියල් කෝටි 800ක මුදලක් ජපන් රජය විසින් ශ්‍රී ලංකාවට ලබාදී තිබේ.

Japan donates Rs.130 million to develop the health sector of tsunami hit areas.



TamilNet

Reporting to the world on Tamil Affairs

www.tamilnet.com

Search

News

2005

November

October

September

August

July

2004

May

April

March

February

January

2004

2003

2002

2001

2000

1999

1998

1997

Features

Development

Cartoons

Photo Features

Photo Library

Map of Sri Lanka

Web feeds

Feedback

About Us

Home

Japan gifts \$1.3m medical equipment to hospitals

[TamilNet, October 31, 2005 12:49 GMT]

Government of Japan handed over Rs. 130 million worth of Medical Equipment to improve the healthcare facilities in 33 hospitals in tsunami affected areas, a press release from Embassy of Japan issued in Colombo today said.



Full text of the press release follows:

The Government of Japan handed over/transferred Rs. 130 million worth of much needed Medical Equipment to improve the healthcare facilities in 33 hospitals in tsunami affected areas.



These medical equipment will be used for emergency treatment in operating theatres, intensive care units, out patient departments, labour rooms and other medical units to diagnostic and treat various complications and for efficient functioning of the hospitals.

These equipment will be distributed to 33 hospitals in the Tsunami affected districts throughout the country, namely Kalutara, Galle, Matugama, Hambantota, Moneragala, Anurupama, Battaramulla, Hattaramulla, Galle, Mullaitivu and Jaffna.

Soon after the tsunami disaster, the Government of Japan provided Rs. 8 billion (US\$ 80 million) under the Japanese Non-Project Grant Aid for relief, rehabilitation and reconciliation of a wide range of

Latest 15 Reports

01.11.05 11:17

Journalists' group
sues Interim
Speaker Yashak

01.11.05 08:30

JHJ, JSL, JNF
begin civil
support
Wickremesinghe

01.11.05 02:39

Therewithal
against D. Silva

01.11.05 00:07

Trinity
studies
English
classes

31.10.05 16:28

SENM
cont. to
renew
contract
for
Hirees

31.10.05 16:22

UJH
Announcement

31.10.05 15:48

Refugee
in Battaramulla

31.10.05 14:49

Crushed
Police
killed
woman

31.10.05 12:49

31.10.05 12:15

SENM
renew
contract

31.10.05 11:54

UJH
company
World
bank
agreement

31.10.05 11:50

SENM
renew
contract

affected sectors including health, fisheries, housing, power, roads, education and water & sanitation sectors. Out of the total grant, Rs. 185 million has been allocated to the health sector in order to provide essential healthcare facilities. This allocation to the health sector will be utilized for the provision of 5 Mobile Diagnostic Units to the North, the East, the South, the West and to all other needy areas, much needed medical equipment to 33 hospitals in the affected areas and also to reconstruct the Anti Rabies Laboratory which served as diagnostic facility in Galle that was completely destroyed.

Handover of the medical equipment by His Excellency Mr. Akio Suda, Ambassador of Japan, to Honorable Nimal Siripala De Silva, Minister of Health Care, Nutrition and Uva Wellassa Development, took place at a ceremony on **31 October 2005** at the Auditorium of the Ministry of Health. Mr. Ranjith Maligaspe, Secretary and Dr. Nihal Jayathilake, Additional Secretary to the Ministry of Health Care, Nutrition & Uva Wellassa Development, Dr. Kahanda Liyanage, Director General, Department of Health, Dr. Yuji Miyahara, First Secretary, Embassy of Japan and other distinguished guest were present at the occasion. (END)

Printed in article 52

Reproduction of this news item is allowed when used without any alterations to the contents and the source, TamilNet, is mentioned

Copyright © 1997-2004 TamilNet . URI.: <http://www.tamilnet.com> . email: tamilnet@tamilnet.com

31.10.05 11:30
Parliamentary
demand for
assistance

31.10.05 06:24
Two Sri Lankans
wounded in a
terrorist attack in
Mullaitivu

31.10.05 04:41
The E.H.H. Logo
Concept
Celebration

31.10.05 04:41
The E.H.H. Logo
Concept
Celebration

31.10.05 04:41
The E.H.H. Logo
Concept
Celebration

P-7

சுனாமியால் பாதிக்கப்பட்ட 33 வைத்தியசாலைகளுக்கு ஜப்பான் அரசாங்கத்தினால் மருத்துவ உபகரணங்கள் அன்பளிப்பு

(நமதுநிருபர்)

இலங்கையில் சுனாமியால் பாதிக்கப்பட்ட பகுதிகளிலுள்ள 33 மருத்துவமனைகளுக்கு, ஜப்பானிய அரசாங்கம் 130 மில்லியன் ரூபா பெறுமதியான அத்தியாவசிய மருத்துவ உபகரணங்களை வழங்கியுள்ளது.

சத்திர சிகிச்சைப் பிரிவுகள், மேலதிக கவனிப்புப் பிரிவுகள், வெளிநோயாளர் சிகிச்சைப் பிரிவுகள், பிரசவ வார்ட்டுக்கள், இதர மருத்துவப் பிரிவுகள் ஆகியவற்றில் இந்த உபகரணங்கள் பயன்படுத்தப்படும்.

நாட்டில் சுனாமியால் பாதிக்கப்பட்ட கரணத்துறை, காலி, மாத்தறை, அம்பாந்தோட்டை, மொனராசலை, அம்பாறை, மட்டக்களப்பு, திருகோணமலை, வவுனியா, முல்லைத்தீவு, யாழ்ப்பரணம் ஆகிய இடங்களிலுள்ள 33 மருத்துவ மனைகளுக்கே இந்த உபகரணங்கள் வழங்கப்பட உள்ளன.

இலங்கை சுனாமி அனர்த்தத்திற்கு உள்ளானதும் ஜப்பானிய அரசாங்கம் உடனடியாக, திட்டமிடப்படாத மானிய அடிப்படையில் இலங்கைக்கு 8 மில்லியன் ரூபா (80 மில்லியன் அமெரிக்க டொலர்கள்) வை வழங்கி உதவியுள்ளது.

பாதிப்புக்குள்ளான சுகாதாரம், கடற்றொழில், வீடமைப்பு, மின்சாரம், பாதைகள், கல்வி, குடிநீர், சுகாதாரத் திட்டங்கள் ஆகிய

யாவை உடம்பாடல் வேறு வகையான நீண்டமையுக்காகவும், நிவாரண உதவிகளுக்காகவும், நல்லிணக்கப்பாட்டுக்காகவும் இந்த நிதி உதவி வழங்கப்பட்டது.

அத்தியாவசிய சுகாதார தேவைகளை நிறைவேற்றும் பொருட்டு, சுகாதாரத்துறைக்கென வழங்கப்படவிருக்கும் முழுத்தொகையில், ஒரு பகுதியாக ஜப்பான் அரசாங்கத்தால் 185 மில்லியன் ரூபா வழங்கப்பட்டுள்ளது.

சுகாதாரத்துறைக்கென வழங்கப்பட்ட இந்த நிதி, வடக்கு, கிழக்கு, தெற்கு, மேற்கு ஆகிய மாகாணங்களில் இயங்கும் ஐந்து நடமாடும் மருத்துவப் பரிசோதனைக் கூடங்களுக்கான தேவைகளை பூர்த்தி செய்ய பயன்படுத்தப்படும். காலியில் முழுமையாக நிர்மூலமாக்கப்பட்ட விசர்நாய் சுடிக்கான மருத்துவ ஆய்வு கூடம் மீளக்கட்டி எழுப்பப்படும்.

மேற்படி மருத்துவ உபகரணங்கள் கையளிப்பு வாயவம், சுகாதார அமைச்சின் கேட்டு போர்கூடத்தில் நடைபெற்றது. இதில் இலங்கைக்கான ஜப்பானிய தூதுவர் அக்கியோ குடா இவ் உபகரணங்களை சுகாதார அமைச்சர் நிமால் சிறிபாலடி சில்வாவிடம் கையளித்தார். மேற்படி அமைச்சின் செயலாளர் ரஞ்சித் மலிகஸ்பே, மேலதிக செயலாளர் நிறூஸ் ஜயத்திலக்க ஆகியோரும் இதில் கலந்து கொண்டனர்.

Japan Provides Medical Equipment
for 33 hospitals

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）
保健・医療分野への支援：
狂犬病予防・診断施設の機能回復計画

作成日：平成 17 年 12 月 9 日

担当公館名：在スリランカ日本大使館	
国名：スリランカ	
案件名：保健・医療分野への支援： 狂犬病予防・診断施設の機能回復計画	
実施機関：保健栄養省	
案件の目的及び概要	<p>津波によりゴール県にある南部地域唯一の狂犬病診断・対策施設が機材と共に破壊されたため、南部地域の狂犬病の診断機能を維持・回復させるため、同施設が再建されるまでの間、カラピティア病院に予防・診断機材を供与し、施設再建後は同施設において活用するもの。</p> <p>(1) 対象機材 狂犬病予防・診断機材 (25 品目：詳細は別添 1 を参照)</p> <p>(2) 対象病院 カラピティア総合病院 (ゴール県)</p>
1 . 案件の進捗状況	<p>契約日 : 平成 17 年 6 月 6 日</p> <p>契約者名 : 株式会社シリウス</p> <p>契約金額 : 11,183,000 円</p> <p>進捗状況 : 平成 18 年 1 月納入完了予定</p> <p>(11 月 14 日に検査用試薬以外の機材がカラピティア総合病院に納入済、検査用試薬は平成 18 年 1 月には納入される予定である。)</p>
2 . 案件の妥当性	<p>(1) 当国では、毎年、死亡例は年間 100 名以上に達する。狂犬病は死亡率が高いため、早期に的確な診断を下し治療を行う必要があるも、昨年の津波災害により、南部地域の同疾患の診断・治療の拠点施設及び機材が共に破壊されたことから、同疾患の診断・治療機能の回復が喫緊の問題となっていた。</p> <p>(2) 同施設は、海岸至近に位置していたことから、保健栄養省としては、同施設を移転することを計画したが、新たな土地の同定には相当な期間を要する畏れがあることや、狂犬病予防・診断機能の回復は対象地域住民の生命に直結する問題として早期の機能回復が求められていることから、新設予定地の施設が完成するまでの間、同じゴール県に位置するカラピティア総合病院に必要な機材を投入し、同病院の一画を利用して予防・診断機能の維持を図る</p>

	<p>こととしたものであり、ニーズに合致している。</p> <p>なお、新たな施設の建設が予定されており、同施設が完成した際は、本件供与機材は引き続き活用されることとなっている。</p> <p>(3)本件は、保健栄養省から要請されたものであり、財務計画省、大使館、JICA、JICS 関係者から構成される「ノンプロジェクト無償運営管理委員会」において、検討され決定に至ったものである。</p> <p>(4)このことから、本案件は当国ニーズに十分合致しており、また、その必要性については、スリランカ政府内で十分検討された上で決定されたものであることから、妥当性は極めて高い。</p>
3. 施設 / 機材の活用度	<p>本件供与機材は、11月14日に検査用試薬以外の機材がカラピティア総合病院に納入され、検査用試薬は平成18年1月には納入される予定である。</p> <p>(参照：別添2)</p>
4. 案件完了後に期待される効果	<p>本機材供与により、南部地域(ゴール県、マータラ県、ハンバントータ県)の狂犬病の予防・診断機能が回復し、228万6千人の住民(ゴール県約990,000人、マータラ県約761,000人、ハンバントータ県約535,000人)に裨益することが期待できる。</p>
5. 他ドナーによる支援との関係(重複の有無等)	<p>津波直後、保健栄養省において、各ドナーによる効率的な復旧活動を実施するために開催された調整会議の結果に基づいて、同省は各ドナーに具体的な支援を要請しており、ドナー間の重複はない。</p>
6. 広報効果(ビジビリティー)	<p>(1)本件供与機材は、南部3県228万6千人に裨益するものであることから、日本の貢献を効果的に示すことが可能となる。</p> <p>(2)狂犬病の診断に関しては、従来、他ドナー機関が支援しておらず、本件実施により、インパクトのある日本の貢献を広報することが可能となる。</p>
7. 被援助国等による評価	<p>(1)昨年12月に発生した広域津波災害により、死者・行方不明者数38,000名以上、被災者数80万名以上、家屋損壊数約8万戸等甚大な被害が生じ、避難キャンプ数は全国で800ヶ所以上に達した。避難キャンプ、仮設住宅、避難地区で生活する被災民への保健医療の支援は、急務の課題であった。</p> <p>(2)本件は、津波災害後の課題であった「被災民の健康の維持」に対応したものであり、また、保健医療分野の整備は、長期的な観点からも重要であることや、これまで他ドナーが具体的な支援を実施していない被災地域の狂犬病の予防・診断機能の回復を支援するものであることから、当国政府及び国民から高い評価を受けている。</p>

8 . 教訓・提言等	<p>1 . 教訓</p> <p>津波被災地における診断・治療機能の回復は同地域住民にとって生活・生命に直結する問題として、可能な限り早期の対応が求められている。しかしながら、本件予防・診断機材は、平成18年1月に納入される等、納入までに時間を要しているが、災害時復旧への医療分野の支援として、調達に要する期間をいかに短縮させるかの点が課題となった。</p> <p>本案件のように機材の調達と被援助国側の受け入れ体制が連動してはじめて、支援の効果を生むような案件の場合は、援助側及び被援助側双方の対応が効果的に行われるよう、事前の調整や調達実施中の双方の進捗状況の把握を十分行うとともに、問題があれば、早期に対応しておくことが求められる。</p> <p>2 . 提言</p> <p>大規模災害時においては、保健・医療分野は最も優先度が高く、関心の高い支援分野の一つであり、日本政府は、津波発生翌日には、他ドナー機関に先駆けて、緊急災害援助隊・医療チームの派遣や、緊急物資の供与等を行なった。本件は、緊急時への医療支援から、スリランカ政府が行う復旧事業への移行の中で実施されたものであるが、ノンプロ無償の制度上、調達に期間を要した。</p> <p>本件供与機材は、緊急人道支援時期から中期的な復旧・復興時期に移行していく中で行われたものであるが、特に、保健医療分野は生命に直結するだけに、支援の空白期を生じないよう、効果的な「継ぎ目のない支援」が重要である。</p> <p>したがって、災害後の保健医療分野の支援に当たっては、緊急援助隊（医療チーム）の派遣等人的貢献から中期的ニーズへの対応まで、継続的に専門家の投入や医療機材の調達が迅速に行えるよう、柔軟かつ連続性のある支援体制を構築しておくことが必要である。</p>
9 . その他	

(添付資料)

別添1：対象機材リスト

別添2：写真資料

(別添1)

保健分野への支援: 狂犬病診断施設の機能回復計画

対象機材リスト

Item No.	Name of Equipment	Q'ty	
3-1	Refigerator	2	unit
3-2	Medical Deep Freezer	2	unit
3-3	Autoclave	2	unit
3-4	Co2 Incubator	1	unit
3-5	Laminar Flow Safety Cabinet	1	unit
3-6	Binocular Microscope	2	unit
3-7	Inverted Fluoresent Microscope	1	unit
3-8	Variable Volume Micropipette	1	set
3-9	Variable Volume Micropipette	1	set
3-10	Drying Oven	2	unit
3-11	Ice Maker	1	unit
3-12	Vice for Anemales	2	set
3-13	Gypsum Cutter	3	unit
3-14	Dissecting Set	6	set
3-15	Instrument Cupbord	1	set
3-16	Electric Balance	1	unit
3-17	Glass Were Set	1	set
3-18	Electric Boiling Sterilizer, Desk Top Type	1	unit
3-19	Bunsen Burner	2	set
3-20	Table for Animal Head Cuting	1	unit
3-21	Laboratory Stool	5	unit
3-22	Working Bench	1	unit
3-23	ReagentSet	1	set
3-24	Bijou Bottle with Screw Caps, 10ml Capacity	8	box
3-25	Working Wear	1	set

保健・医療分野への支援（狂犬病診断施設の機能回復計画）

写真資料

1. 津波により被災した狂犬病予防・診断施設(その1)
海岸線に近接していることから、保健栄養省は移転を決定した。



2. 津波により被災した狂犬病予防・診断施設(その2)
かろうじて外観は残ったものの、構造物は浸食し、内部は津波に一掃された。



3. 津波により被災した狂犬病予防・診断施設(その3)
かろうじて残った内部の医療機材(完全に損壊している。)



4. カラピティア総合病院に到着したばかりの本件供与機材(同病院にて内容確認の後、利用が開始されることとなっている。)



スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）

津波被災県の行政調整活動への支援
津波被災県の復興事業調整のための行政官用の車両の提供
（ダブルキャビン・ピックアップの供与及びレンタカーの提供）

作成日：平成17年12月9日

担当公館名：在スリランカ日本大使館	
国名：スリランカ	
案件名：津波被災県の行政調整活動への支援： 津波被災県の復興事業調整のための行政官用の車両の提供（ダブルキャビン・ピックアップの供与及びレンタカーの提供）	
実施機関：行政国内問題省	
案件の目的及び概要	<p>今次津波被害を受けた11県は、復旧・復興作業に追われている状況にあるが、県が事業調査・支援用の移動手段を持っていないため、支援調整等に支障をきたしている。そのため四輪駆動車（ダブルキャビン・ピックアップ）を提供し、県行政レベルにおける効率的な復旧・復興事業の調整体制を整備することとした。</p> <p>また、現場での津波関連事業が、支援国、国際機関、NGO等により、同時並行的に様々錯綜して行われ混乱が生じているため、新規調達の車両が納入されるまでの間（12月末予定）、別途、レンタカー（ピックアップトラック）を提供し、復旧・復興事業の安定を確保することとした。</p> <p>(イ) ピックアップトラックの供与 64台（含むスペアパーツ） (ロ) ピックアップトラックのレンタカー 22台</p>
1. 案件の進捗状況	<p>(イ) ピックアップトラックの供与 64台（配布リスト別添） 契約日：平成17年9月22日 契約者名：豊田通商株式会社 契約金額：117,760,000円 ピックアップトラック用アクセサリ（ラジオ/荷台シート） 契約日：平成17年10月5日 契約者名：TOYOTA LANKA (PVT) Ltd. 契約金額：Rs.2,560,000 進捗状況：平成17年12月に納品予定</p> <p>(ロ) ピックアップトラックの借り上げ 22台（配布リスト別添） 契約者名：ECD Global (Pvt) Ltd. 契約台数：12台（Batticaloa, Ampara, Jaffna, Kilinochchi, Mullativu） 契約金額：Rs.10,368,000（上限） 契約日：平成17年10月2日 契約者名：Casons Rent-a-car (Pvt) Ltd. 契約台数：10台（Kalutara, Galle, Matara, Hambantota, Trincomalee） 契約金額：Rs.7,140,000（上限） 契約日：平成17年10月2日 進捗状況：配車済み</p>

2 . 案件の妥当性	<p>今次津波は、スリランカの約 2/3 の沿岸部を襲い、3 万人を超える死者及び行方不明者を出すと共に、多くの住宅、公共施設、道路、農地などを押し流した。</p> <p>津波によって被害を受けた 11 県（カルタラ、ゴール、マータラ、ハンバントタ、アンパラ、バッチェカロア、トリンコマレー、ジャフナ、ムラティブ、キリノッチ、プッタラム）は、いまだその復旧・復興作業に追われている状況であり、被災県及び同県内の被災地区 53 地区の職員は、津波被災地の視察、被害状況の把握、各種事業の妥当性の判断、各建設用地の調査・建設許可の判断及びその他各政策決定のための視察・調査、さらには復旧・復興作業の遂行等のため、専門スタッフとともに被災地を頻りに訪れる必要が生じている。</p> <p>しかしながら、津波以前から移動手段を持たなかった又は津波により車両を失った県及び地区の職員は、効率的な活動が出来ず、支援活動に支障をきたしている。</p> <p>このため、県及び地区の職員の移動手段としての四輪駆動車（ダブルキャビン・ピックアップ）を提供し、津波被害の復旧・復興事業の調整を効率化させ、促進させる本件は、妥当性が高いものであると認められる。</p> <p>また、各地方の幹線道路以外は未舗装で起伏に富む道路が多いため、津波被災地及び津波被災者のキャンプ地等への移動には、十分な地上高を持ち、悪路の走行が可能な四輪駆動車の必要性が認められる。</p> <p>また、中でも特に津波被災が甚大であった 22 箇所の行政事務所は、復旧・復興作業が支援国、国際機関、国際 N G O 等により、同時並行的に様々に錯綜して行われ、現在既に混乱が生じつつあるので、一刻も早く調整を図ることが求められていた。そのために、調達が決定した四輪駆動車が 1 2 月末に納車されるまでの間に限定して、ダブルキャビン・ピックアップを借り上げ、提供することは、必要な協力として妥当性が高いものと認められる。</p> <p>なお、行政国内問題省は、車両運行実績の記録を定期的に財務省に報告することとしており、使用実績等の確認がノンプロ無償の運営管理委員会で可能な体制としている。</p>
3 . 施設 / 機材の活用度	<p>調達車両については、1 2 月末までに納入予定である。</p> <p>レンタカーについては、既に各行政事務所に配置され、津波復旧・復興活動に役立っている。</p>
4 . 案件完了後に期待される効果	<p>行政職員が、被災状況や復旧状況の調査等のため、被災地を訪れることが容易となり、復旧・復興作業の進捗が加速化される。</p>
5 . 他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）	<p>行政用車両を提供する他ドナーはない。</p>
6 . 広報効果（ビジビリティー）	<p>提供する行政用車両には、O D A マーク及び日本国旗が明示され、日本政府及び日本国民からの支援であることがわかるようになる予定である。</p>

7. 被援助国等による評価	<p>(1)昨年 12 月に発生した広域津波災害により、死者・行方不明者数 38,000 名以上、被災者数 80 万名以上、家屋損壊数約 8 万戸等甚大な被害が生じ、避難キャンプ数は全国で 800 ヶ所以上に達した等、未曾有な災害となった。</p> <p>(2)そのため、政府、国際機関、NGO 等様々機関が復旧・復興作業を行っているが、これらを調整統括する、現地での行政能力の向上は必須であり、本件に対して高い評価を得ている。</p>
8. 教訓・提言等	<p>1. 教訓</p> <p>本件はスリランカ政府側の強い要請に基づき、案件化されたものであるが、ピックアップトラックの納車は本年末であり、それまでの間のニーズに対応するため、別途同種のレンタカーを調達する必要が生じた。</p> <p>また、行政活動用車両の提供という柔軟な対応が、津波復旧・復興作業の効率化、促進化に貢献している。</p> <p>2. 提言</p> <p>本件のように緊急性が極めて高い案件については、入札、業者選定、契約、製造、納入といった一連の調達手続きを経ることにより、現地の緊急ニーズに十分即応できない恐れがある。このため、随意契約方式を採用するなど、迅速な対応が可能な入札契約手続きを行うことが必要である。</p>
9. その他	

別添資料

別添 1 : 写真資料

別添 2 : 配布先及び貸与先

別添 3 : 配布先位置図

ピックアップトラック配布先及びレンタカー貸与先一覧

州名	ピックアップトラック配布先		レンタカー貸与先	
	県(括弧の県は対象外)	地方行政区	地方行政区	
西部州	(コロンボ)	モタトゥア		
	(ガンバハ)	ネゴンボ		
	カルタラ	ベルワラ		
		カルタラ	カルタラ	
		パチドゥア	パチドゥア	
南部州	ゴール	アンバランゴダ		
		パラピティア		
		ベントータ		
		ゴールフォーグラブ		
		ハブラドゥア	ハブラドゥア	
	マータラ	ヒッカドゥア	ヒッカドゥア	
		デピンワラ		
		ディクエラ		
	ハンバントタ	マタラフォーグラ	マタラフォーグラ	
		ウェリガマ	ウェリガマ	
		アンバラントタ		
		ハンバントタ	ハンバントタ	
		タンガラ	タンガラ	
北部州	ジャフナ	ティサマハラマ		
		カヤツ		
		マルティンケルニ	マルティンケルニ	
	キリノッチ	ポイントベドロ	ポイントベドロ	
		サンディリベイ		
		カンダワリ	カンダワリ	
		パチチラパリ		
ムラティブ	ポーナカリ	ポーナカリ		
	マリティメバトゥ	マリティメバトゥ		
東部州	パティカロア	エラヴァバトゥ		
		カッタクディ		
		コラライパトゥ(バラチ)	コラライパトゥ(バラチ)	
		コラライパトゥノース		
		コラライパトゥサウス		
		マンムナイノース	マンムナイノース	
		マンムナイP.(アライパッタ)		
	マンムナイS.エルヴィニ	マンムナイS.エルヴィニ		
	アンバラ	アダラチチェナイ		
		アッカライパトゥ		
		アラヤディウエンブ		
		カルムナイ	カルムナイ	
		カラティブ	カラティブ	
		ラフガラ		
	トリンコマリ	ニンサヴル		
		ポトビル	ポトビル	
		サインサマラス		
		セイルッコヴィリ	セイルッコヴィリ	
		エアチチャンパッタ		
		キニア		
		クッチャベリ	クッチャベリ	
	北西部州	ブッタラム	ムッタラ	
			タウングラヴェット	タウングラヴェット
セルヴィラ				
ヴァナサンヴィルワ				
ウェンナップワ				



2005.10.01
借り上げた車両（1）



2005. 10.01
借り上げた車両（2）



2005. 10.01
借り上げた車両（3）



2005. 10.01
借り上げた車両（4）



2005.12.8
借り上げた車両（5）



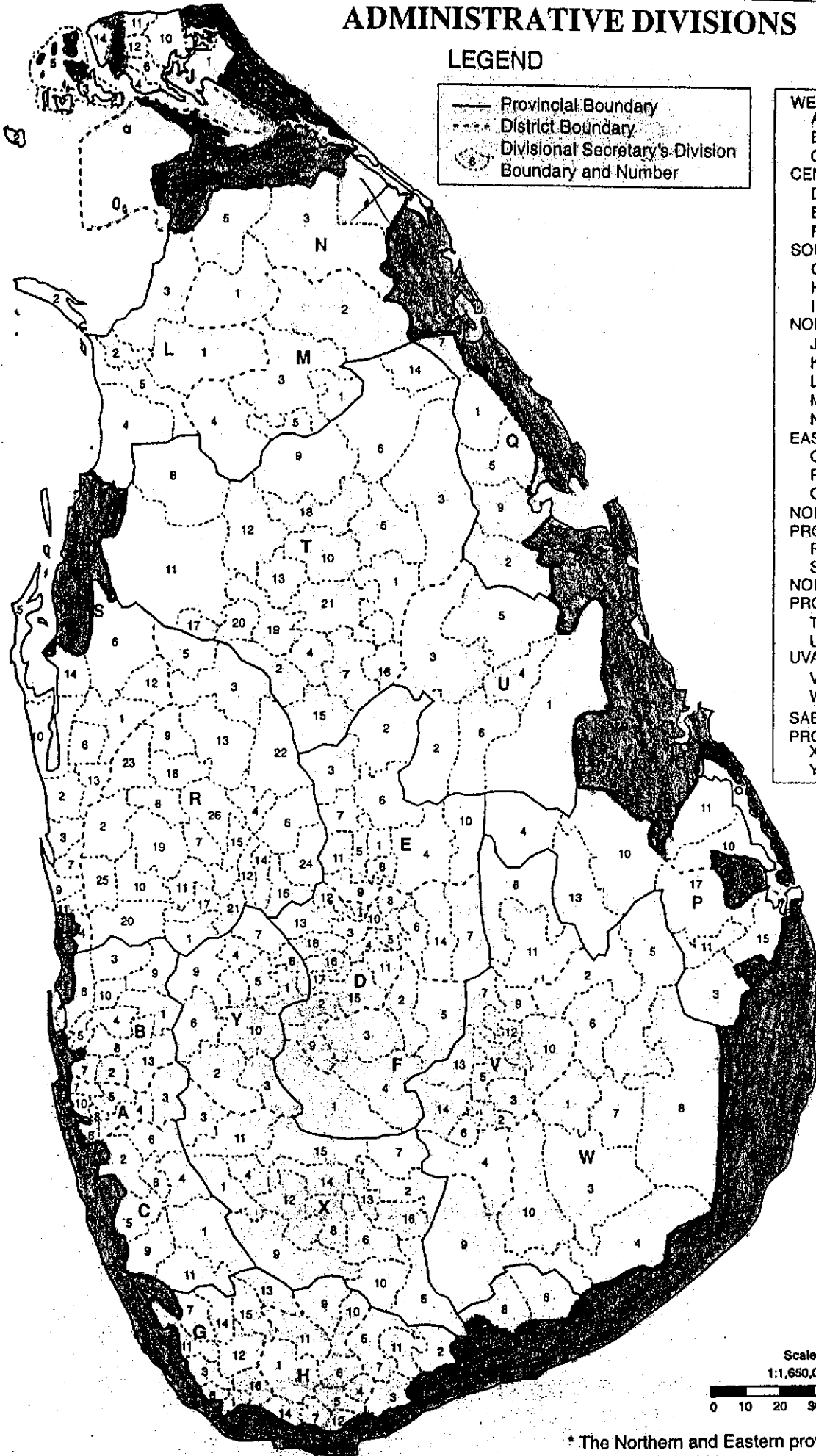
2005.12.9
借り上げた車両（6）

ADMINISTRATIVE DIVISIONS

LEGEND

	Provincial Boundary
	District Boundary
	Divisional Secretary's Division Boundary and Number

WESTERN PROVINCE	
A	Colombo
B	Gampaha
C	Kalutara
CENTRAL PROVINCE	
D	Kandy
E	Matale
F	Nuwara Eliya
SOUTHERN PROVINCE	
G	Galle
H	Matale
I	Hambantota
NORTHERN PROVINCE*	
J	Jaffna
K	Kilinochchi
L	Mannar
M	Vavuniya
N	Mullaitivu
EASTERN PROVINCE*	
O	Batticaloa
P	Ampara
Q	Trincomalee
NORTH WESTERN PROVINCE	
R	Kurunegala
S	Puttalam
NORTH CENTRAL PROVINCE	
T	Anuradhapura
U	Polonnaruwa
UVA PROVINCE	
V	Badulla
W	Monaragala
SABARAGAMUWA PROVINCE	
X	Ratnapura
Y	Kegalle



* The Northern and Eastern provinces were merged temporarily in 1987

Black coloured Divisions indicate the Recipients

第4章 インドネシア評価結果

目次

要約

略語一覧

図表一覧

第1章 スマトラ島沖大地震及びインド洋津波被害支援無償資金協力に係る中間及び事後評価調査

- 1.1 本調査の目的
- 1.2 本調査の実施時期
- 1.3 評価の対象となる事業範囲
- 1.4 本調査の実施方法
 - 1.4.1 評価実施主体と調査体制
 - 1.4.2 評価実施手続き
 - 1.4.3 評価票の各評価項目に関する分析の観点

第2章 スマトラ島沖大地震及びインド洋津波被害支援無償資金協力の概要

- 2.1 協力の背景
- 2.2 協力の目的
- 2.3 協力の内容
 - 2.3.1 ノン・プロジェクト無償資金協力
 - 2.3.2 草の根・人間の安全保障無償資金協力

第3章 協力の評価結果

- 3.1 ノンプロ無償のモニタリング・評価結果
 - 3.1.1 案件の進捗状況
 - 3.1.2 案件の妥当性
 - 3.1.3 施設/機材の活用度
 - 3.1.4 案件完了後に期待される効果
 - 3.1.5 他ドナーによる支援との関係
 - 3.1.6 広報効果
 - 3.1.7 被援助国による評価
 - 3.1.8 案件別の提言・教訓
 - 3.1.9 結論(13案件全体の評価結果)
- 3.2 草の根・人間の安全保障無償のモニタリング結果
 - 3.2.1 モニタリング結果:スマトラ沖地震及び津波災害被災地アチェ州における巡回医療による人道支援計画
 - 3.2.2 モニタリング結果:アチェ州におけるスマトラ沖地震及び津波災害被災者に対するラジオ放送による人道支援活動支援計画

3.2.3 モニタリング結果：ナングル・アチェ・ダルサラム州ムハマディア中学校（10校）図書室整備計画

第4章 協力における課題と提言

4.1 個別案件及び案件タイプ別の課題・問題点と提言

4.2 本件支援におけるノンプロ無償援助に関する課題と提言

4.2.1 災害緊急復旧支援を睨んだノンプロ無償に関する課題と提言

4.2.2 各案件の組立てに関する課題と提言

4.2.3 顔の見える援助に関する課題と提言

第5章 教訓

添付資料： 案件評価票

【要約】

第1章 スマトラ島沖大地震及びインド洋津波被害支援無償資金協力に係る中間及び事後評価調査

1.1 本調査の目的

本調査の目的は、外務省作成「平成16年度スマトラ島沖大地震及びインド洋津波被害支援無償資金協力に係る中間及び事後評価実施ガイドライン」に以下の通り明記されている。

「我が国は、スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害対処努力に寄与するために、インドネシア、スリランカ及びモルディブに対し、ノン・プロジェクト無償資金協力及び草の根・人間の安全保障無償資金協力による支援（以下、本件支援という）を行った。本件支援により実施される事業は、被援助国の事業であり、その運営や維持管理については、基本的に被援助国の責任で実施されるべきものである。

その一方で、国民の税金を原資とする無償資金協力により実施された事業が予定していた効果を発揮し、被援助国国民に裨益するためにも、その適切な実施状況を確認することが重要である。また、事業完了後においても、被援助国側の運営・維持管理努力に対する必要且つ可能な支援を実施するとともに、当初計画の妥当性を検証する必要がある。更に、今後我が国が実施する同種の無償資金協力において、これまでに実施された案件を通じて得られた教訓や課題を将来の案件形成、計画策定及び実施に生かしていくことがきわめて重要である。

以上のような問題意識が今後の同種支援の実務に反映されるためにも、本評価は、本件支援によって計画されている又は既に実施された案件の実施状況、実施中の案件の現状、事業完了後の効果の発現状況等について確認を行う。その上で、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、評価の結果を将来の案件形成、計画策定及び実施に反映することを企図するものである。また、評価結果を公表することで、国民に対する説明責任を果たすことも目的とする。」

1.2 本調査の実施時期

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害の発生から1年にあたる平成17年12月末を節目として実施する。

1.3 評価の対象となる事業範囲

評価対象は、本件支援によって実施予定、実施中、又は実施済みの全案件と

する。

1.4 本調査の実施方法

1.4.1 評価実施主体と調査体制

外務省の本件支援の評価に関するガイドラインによると、評価の実施主体は、評価結果の客観性を確保するために、現地及び日本国内の NGO、コンサルタント等、本件支援の事業実施に関与していない第三者機関（以下、「評価者」という）とすることとなっている。無償資金協力課及び在外公館は評価者による作業が円滑に行われるよう、情報提供、便宜供与等の支援を行う。

1) 評価者の構成

各案件を担当した評価者は、以下の通りである。

氏名	所属	役職
亀山 卓二	UFJ 総合研究所インドネシア	取締役社長
ラーマット・スメディ	同上	シニア・コンサルタント
竹内裕子	同上	コンサルタント
ジェイミー・バックチェ	経済・社会研究センター (CESS)	リサーチャー
田中 元	株式会社建設技研インターナショナル	技師長
濱田祐一郎	同上	

個別案件の評価結果の横断的などりまとめ、個別案件実施の総体としての評価、ならびにノン・プロジェクト無償資金協力のスキームに関する総論、課題・問題点の整理、提言・教訓のまとめを担当したのは、以下の4名である。

氏名	所属	役職
竹内 正興	財団法人国際開発センター	専務理事
寺田 幸弘	同上	業務本部長・主任研究員
長谷川祐輔	同上	研究員
シーク美実	同上	主任研究員

1.4.2 評価実施手続き

(1) 津波・地震支援のためのノン・プロジェクト無償資金協力に係る評価票の作成

本評価調査では、まず、

- 1) 関連文書・調査報告書 (JICA 調査報告書等) 等のレビュー
- 2) JICS 東京本部ならびにジャカルタ事務所、アチェ事務所からのノン・

プロジェクト無償に係る調達の実進に関する情報の収集

- 3) インドネシアにおける本件支援の関係機関（アチェ・ニマス復旧復興庁（BRR）を含む関係中央省庁、関係省庁の被災地における支所など）への訪問による質問票に基づくインタビュー調査
- 4) 被災地の現地視察・受益者への聞き取り調査、を通じて、各案件に関し、評価票を作成する。

（2）特に進捗が遅れた案件に関する遅延原因の把握とその要因分析

各案件に関する評価票の作成過程で確認された調達遅延案件に関し、関係省庁及び支所で遅延原因の把握のためのインタビュー調査を行い、どのような原因で進捗が遅れが生じたのか、遅れを引き起こした要因は何か、調達が円滑に進むためにはどのような点が課題であり、何に留意すれば良いか等に関し把握し、まとめる。

（3）各案件に関する評価結果の横断的なとりまとめ

各案件に関する評価結果は案件毎に評価票に記入されるため、その内容を各評価項目に関し、横断的に整理しまとめる。その際、案件のタイプによって、類似の傾向が見られることも想定されるので、適宜グルーピングを行う等評価結果に関する読者の理解を促進するよう工夫する。

（4）ノン・プロジェクト無償資金協力に関する課題・問題点の整理

上記の評価分析を通じて、確認された課題・問題点を、案件のタイプ別の課題・問題点あるいは案件横断的な課題・問題点に分けて整理する。

（5）ノン・プロジェクト無償資金協力に関する提言・教訓のまとめ

その上で、現在実施中のノンプロジェクト無償資金協力あるいは今後の協力実施において役立つ提言ならびに教訓をとりまとめる。ここでは、単に個別案件に関する提言を整理するのではなく、ノン・プロジェクト無償資金協力という協カスキーム自体の改善に役立つ提言や教訓の整理を試みる。

なお、在外公館は、評価が円滑且つ適正に実施されるよう、評価者に対して必要な助言・支援を行う。

第2章 スマトラ島沖大地震及びインド洋津波被害支援無償資金協力の概要

2.1 協力の背景

2004年12月26日に発生したマグニチュード9.0というスマトラ沖大地震とその地震によって引き起こされた巨大なインド洋津波によって、被害の発生から1ヶ月後の1月25日時点における死者・行方不明者は計297,271人にのぼった。

国際通貨基金（IMF）と世界銀行は2月22日、スマトラ沖地震の津波被災7カ国の被害状況について、死亡・行方不明者が約30万人、避難民は約150万人、被害総額が72億ドル（約7,530億円）以上に達するとの調査結果を公表しており、最も被害が大きかったインドネシアでは、約22万5千人（2月1日時点）の死亡・行方不明者を出し、被害総額は40億から50億ドルと見積もられている¹。

インドネシア国政府は、地震発生の翌日27日には12の項目からなる大統領勅令を施行し、関係各省庁に対し自然災害によって引き起こされた非常事態に早急に対応するよう指示を出した。国家開発企画庁（BAPPENAS）は、関係政府機関ならびにNGOなどとの協力の下、被害を受けたナングロ・アチェ・ダルサラーム（NAD）州及びニアス島（北スマトラ州）の再建復興計画（通称：ブループリント）の策定を担当することとなった。被災地へのあらゆる支援は、このブループリントに沿う形で実施されることとされている。各国・国際機関ならびにNGOなどが種々の支援活動を開始している現在、これらの支援の調整ならびに承認は、大統領により施行された改正法2/2005により2005年4月に設立されたアチェ・ニアス復旧復興庁（BRR）が担当している。

日本は、国際緊急援助隊（医療チーム）を派遣した。そして、1月中旬からは、緊急援助に続き、被災地の復旧・復興支援のためのニーズ調査を行う調査団や防災に携わる専門家の派遣を開始している。日本政府はまた、これらの支援と同時に、被災3カ国に対し、総額6000万円相当の緊急援助物資（テント、毛布、発電機等）の供与を含め、当面の緊急措置として国際機関を通じて2億5千万ドル、二国間援助を2億5千万ドル相当、総額5億ドルの資金援助を実施することとした。この二国間援助の2億5千万ドル相当とは、主として関係被災国であるインドネシア、スリランカ、及びモルディブ各国政府に対する246億円のノン・プロジェクト無償資金協力である。このうち、インドネシアへの供与額は146億円である。

2.2 協力の目的

被災国の緊急復旧等の支援に必要な物資及びサービスを購入するための資金を無償で迅速に提供することにより、被災地の復興を支援する。

¹ 共同通信ニュース（ワシントン）、2005年2月23日。

2.3 協力の内容

本件支援におけるインドネシアへのノンプロ無償は、以下の通り。

表 2-1 本件支援によるインドネシアへのノンプロ無償案件のリスト

番号	案件名	調達品目
1	緊急支援物資（医薬品等/医療器具）	医薬品、医療器具（第一等） 医薬品、医療器具（第二等） 備材のモニタリングに係るコンサル測定
2	道路緊急復旧事業	舗装（第一等）①E0 舗装（第一等）②P1 舗装（第一等）③P1 舗装（第一等）④K 舗装（第一等）⑤J 舗装（第一等）⑥UT 舗装（第二等）①P1 舗装（第二等）②E0 舗装（第二等）③R 舗装（第二等）④J 資材（総額） 資材（コルゲート/パイプ） 復旧工事（施工監理のコンサル測定） 復旧工事（橋梁建設を含む、施工業者測定） 舗装（第三等）
3	水道・衛生施設復旧事業	舗装 ①P1 舗装 ②P1 舗装 ③K 舗装 ④J 輸送設備（アチュエニース） トラック、消防車 水質検査キットなどの備材 配管工事（施工監理のコンサル測定） 配管工事（施工業者の測定）
4	保健所復旧事業（保健所備材供与計画）	救急車 巡回診療用車輦、農用所用車輦、バイク、研究所用ラボ備材 医療キット 建物の修費（設計調査/施工監理のコンサル測定） 建物の修費（施工業者の測定）
5	孤児院再建事業	政府系2箇所の修繕工事（施工監理のコンサル測定） 政府系2箇所の修繕工事（施工業者の測定） その他の箇所の修繕工事（設計調査/施工監理のコンサル測定） その他の箇所の修繕工事（施工業者の測定） 給水タンク、医療員等の備材
6	大学復旧等支援事業	イスラム（アラビヤ）大学向け備材 シャクアラ大学向け備材 設計調査/施工監理を行うコンサル測定 施工業者の測定
7	放水路（灌漑工事）等の緊急復旧事業	舗装 ①IT 舗装 ②K 舗装 ③P1 舗装 ④P1 舗装 ⑤UT 舗装 ⑥J 資材（総額） 資材（土直送） 車輦 移動式排水ポンプ・附属機 小規模工事（施工業者測定） 大規模工事（施工監理のコンサル測定） 大規模工事（施工業者の測定）
8	漁業支援事業	ランブローの冷蔵冷蔵保管用の建物の建設（施工監理のコンサル測定） ランブローの冷蔵冷蔵保管用の建物の建設（施工業者の測定） 冷凍冷蔵とランブロー以外の3箇所の保管用の建物の建設（施工業者の測定） 漁業局向けワークショップの建設工事（設計調査/施工監理のコンサル測定） 漁業局向けワークショップの建設工事（施工業者の測定） 漁業局向け備材 漁業局のワークショップなどの建設（設計調査/施工監理を行うコンサル測定） 漁業局のワークショップなどの建設（施工業者の測定） 漁業局向け車輦の調達 漁業局向け備材の調達
9	地方市場の復旧整備事業	市場施設の設計調査/施工監理を行うコンサル測定 市場施設の施工業者の測定
10	職業訓練学校支援事業	職業訓練備材 建物の復旧（設計調査/施工監理を行うコンサル測定） 建物の復旧（施工業者の測定）
11	イスラム学校等に対する支援事業	マドラッサ・ベサントレン向け教育備材 教育省管轄学校向け教育備材 教育省管轄学校向け学校施設の改修（設計調査/施工監理のコンサル測定） 教育省管轄学校向け学校施設の改修（施工業者の測定）
12	ラジオ・テレビ放送支援事業	ラジオ放送備材（家具） ラジオ放送備材（敷材車輦） ラジオ放送備材（電気備材） ラジオ放送備材（リハビリ備材） ラジオ放送局の修復（施工業者の測定） テレビ放送備材（敷材車輦） テレビ放送備材（電気備材、リハビリ備材）
13	土地権利有帳修復事業計画	土地台帳保全のための役員 記録簿を設置するための建物の構築 土地台帳を保管している冷凍倉庫の賃借料の支払 デジタル保存するための備材一式

草の根・人間の安全保障無償資金協力により実施されている案件は、以下の3件である。

- 1) スマトラ沖地震及び津波災害被災地アチェ州における巡回医療による人道支援計画
- 2) アチェ州におけるスマトラ沖地震及び津波災害被災者に対するラジオ放送による人道支援活動支援計画
- 3) ナングル・アチェ・ダルサラム州ムハマディア中学校（10校）図書館整備計画

第3章 協力の評価結果

3.1 ノンプロ無償のモニタリング・評価結果

本調査においては、インドネシア政府が実施するノンプロ無償による供与資金を活用したプロジェクト全13案件に関し、個別案件のモニタリング・評価を、株式会社建設技研インターナショナル（CTI）とUFJ 総合研究所インドネシア（UFJ）の2社が分担して実施している。2社による案件の分担は、表（要約）3-1の通りである。

表（要約）3-1 評価対象案件及び評価担当コンサルタントの一覧表

	案件	担当コンサルタント
1	緊急支援物資（医薬品等／医療器具）	CTI
2	道路緊急復旧事業	CTI
3	水道・衛生施設復旧事業	CTI
4	保健所復旧事業（保健所機材供与計画）	CTI
5	孤児院再建事業	UFJ
6	大学復旧等支援事業	UFJ
7	放水路（護岸工事）等の緊急復旧事業	CTI
8	漁業支援事業	CTI
9	地方市場の復旧整備事業	UFJ
10	職業訓練学校支援事業	UFJ
11	イスラム学校等に対する支援事業	UFJ
12	ラジオ・テレビ放送支援事業	CTI
13	土地権利台帳修復事業計画	UFJ

CTI: 株式会社建設技研インターナショナル

UFJ: UFJ 総合研究所インドネシア

本章では、コンサルタント2社による個別案件の評価結果を基に、各評価項目に関し、横断的なまとめと分析を行う。

3.1.1 案件の進捗状況

個別案件の進捗状況に関する評価結果を見る限りでは、評価者により、「当初インドネシア側が期待した案件の進行スケジュールと比較して明らかに進捗が

遅れている」という評価が為されている案件は、孤児院再建事業、地方市場の復旧整備事業、大学復旧等支援事業、職業訓練学校支援事業、イスラム学校等に対する支援事業、土地権利台帳修復事業計画の6案件である。13案件の進捗を横断的にみると、全ての案件は当初期待されていた進捗の見通しと比べて、若干遅れている、あるいは数ヶ月程度の遅れが生じていると考えられる。しかし、インドネシア政府中央省庁のノンプロ無償案件の実施に関する当事者意識は十分であり、13の案件が日伊両国政府間協議会（Consultative Committee）で決定されたのが4月11日であること、ノンプロ無償における調達手続きにおいては入札準備から資機材の引き渡しまでに最短でも2-3ヶ月の期間を要すること、インドネシア政府の各関係省庁から調達代理機関に提示される調達品目の仕様に関する具体性を高めるための詰めの作業に時間を要したこと、災害後の混乱の中で多くのドナー・NGOの支援が錯綜する状況下インドネシア政府による被災地支援事業の調整機能の整備に時間を要したことなどを考慮すると、日伊両国政府にとって、今回の案件実施（調達手続き）の遅れは、実施の迅速化努力をもっても回避することが困難なものであったと判断される。

資機材調達の進捗状況

個々の案件においても、資機材の調達部分は比較的順調に実施されていると言える。

工事の進捗状況

インフラや施設の修復など工事を行うことが内容に含まれる案件では、主として施工業者の選定準備に時間を要していることがわかる。

進捗状況に関するインドネシア側の評価

ノンプロ無償による案件の実施機関でもある中央省庁の関係者は、全般に進捗が円滑であると評価している。工事案件を含め他ドナーによる類似の支援の進捗と比較しても、ノンプロ無償による案件の進捗が最も進んでいるというコメントが多く聞かれた。

これに対し、中央省庁の支所や地方政府を含む被災地の行政関係者は、被災者・コミュニティからの切実な要望・要請を直接的に受けることもあり、進捗を遅いと感じている（あるいは満足していない）。

3.1.2 案件の妥当性

個別案件の妥当性に関する評価結果からは、13 案件は総じて妥当性が高いと評価できる²。

どの案件に関しても必要性や重要性に関しては疑問の余地がないとしても、どの案件の評価結果を見ても、ニーズの大きさに照らして、案件による支援の規模が適切であるかどうか、定量的な観点から支援の規模の妥当性に関する分析は行うことができていない。これは、もともとの各案件の計画内容自体が支援ニーズの規模を十分定量的に示していなかったことに加え、本評価調査の現地調査に与えられた調査期間が評価対象案件数に比して短く、十分なデータ収集が難しかったことによるものである。

どの案件も支援の必要性の面から考えれば妥当性はあるが、地域的な面からの優先順位（どの地域への支援を優先すべきか）や地域毎の支援量のバランス等を考慮すると支援リソースの再配分の必要があるという認識がインドネシア政府にある。

更に、被災地における地方の行政関係者や住民・コミュニティには、ノンブロ無償による案件の内容に関する十分な情報が行き渡っておらず、彼らが各案件の妥当性に関し評価をすることができるだけの十分な認識を持っているとは言えないケースがあった。

3.1.3 施設／機材の活用度

各案件で調達された施設・機材の活用度の評価に関しては、未だインドネシア国内で使用者に引き渡されたものが少ないこともあり、この時点で実績に基づく評価をすることは非常に困難である。

既に引き渡し済みの資機材の活用度合いは以下の通りである。

- 医薬品／医療器具に関しては、住民への調査時にも、かなり多くの利用者の声を聞いており、現場で活用されていることが確認されたが、現地の一部の機関からは、支援物資が必要に見合っておらず、利用されていないという報告もあるとのことである。
- 6月から8月にかけて引き渡しが行われた建設工事用の機材は、評価調査の時点では未だほとんどの工事が開始されていないこと、車両には未だナンバープレートの取得等公道を通行するのに必要な手続きが済んでいないことなどから、一部の例外的使用を除いて計画された案件における使用実績は無い。
- 水道・衛生施設復旧事業で用いる給水車などの車両に関しても、7月の引き渡し後未だナンバープレートの取得等が済んでいないことならびに、引き渡し先の給水公社で車両を運

² ただし、個別案件の評価者が自身の評価を示していないと考えられる評価票も散見される。

行させるための燃料費の手当てができていないことから、現時点では、十分活用されていない。

■真空凍結乾燥機の活用度は極めて高く、シフト制を敷いて 24 時間フル稼働で活用されている。

各案件において今後引き渡しが行われる施設・機材に関しては、いずれも利用できる状態になれば、活用度は非常に高まると評価されている。

3.1.4 案件完了後に期待される効果

各案件の完了後に期待される効果に関する評価者による評価は、どの案件に関しても非常に定性的・観念的なものとなっている（各案件で期待される効果の内容は、既述の表 3-5 を参照）。評価者によって「期待されるポジティブな効果が無い」と評価されている案件は無い。また、どの案件に関しても期待される効果の大きさを具体的に確認できるような情報データはなく、効果に関する評価は、評価者による案件の論理構成（ロジック）からの推論となっていると考えられる。

13 案件中、定性的な指標を含め効果に関する具体的な評価指標を定めた案件は 1 件も無く、プロジェクトの効果に関するモニタリングの体制が組み立てられている案件も無い。

3.1.5 他ドナーによる支援との関係

他ドナーによる支援との関係では、13 案件全てにおいて、現在のところ支援の重複はない。しかしながら、JICS 等でのインタビューによると、当初ノンプロ無償による各案件の内容が決定されるまでには、他ドナー・NGO との間での支援の獲得競争があったということである。

他ドナー・NGO との連携がある案件として、水道・衛生施設復旧事業、孤児院再建事業、職業訓練学校支援事業、イスラム学校等に対する支援事業などを挙げることができる。

他ドナーによる支援との関係で見ると、ノンプロ無償による支援は、インフラ整備を含むハード面での支援を多く含んでおり、他の多くのドナーと比してある程度まとまった資金を提供することができるノンプロ無償の担うべき役割が果たされている。また、実施速度の面でも、世銀や ADB など他ドナーによる実施に時間を要すると考えられる案件を、ノンプロ無償による案件で引き受けることとしたケース（土地権利台帳修復事業計画など）もある。

3.1.6 広報効果

広報効果に関しては、評価者が「広報効果が高い」あるいは「比較的良好に知られている」と判断した案件が、4案件ある。中でも、土地権利台帳修復事業計画は、「インドネシア政府のみならず、メディアにより国民全体にも宣伝されておりビジビリティが非常に高い」という評価となっている。

広報効果の高いとされた案件は以下の通りである。

- 道路緊急復旧事業
- 放水路（護岸工事）等の緊急復旧事業
- 漁業支援事業
- 土地権利台帳修復事業計画

また、現時点では、広報効果はいま一つだが、時の経過とともに、あるいは工事等が開始されるに従い、日本による支援としての認知度が高まっていくと評価される案件は、以下の5案件である。

- ラジオ・テレビ放送支援事業
- 水道・衛生施設復旧事業
- 孤児院再建事業
- 職業訓練学校支援事業
- イスラム学校等に対する支援事業

「広報効果が低い」と評価された案件の多くに共通する傾向として、案件に関する情報（案件内容や進捗）が現地の行政機関などにすら行き渡っておらず、住民やコミュニティに対する情報提供が十分に行われていないという点が挙げられる。

工事案件などハードの整備を行う案件の中には、サイトに日本による支援であることを示す看板の設置なども行われているが、日本の用意したものは小振りであり、遠方からでは視覚効果が無い、あまり目立たないなどというコメントが付けられている案件もある。

3.1.7 被援助国による評価

13案件中8案件がインドネシア側から高い評価を受けているが、残りの案件においては、当該案件の重要性・必要性に関する認識は十分得られているものの、案件の内容と進捗に関する積極的な情報提供の不足ならびに案件の進捗の遅さを指摘する声強い。

3.1.8 案件別の提言・教訓

各案件の評価を通じた提言と教訓の概要は表（要約）3-2の通りである。

表（要約）3-2 個別案件に関する提言と教訓

提言・教訓の内容	1 緊急支援物資・医薬品等／医療器具	2 道路緊急復旧事業	3 水道・衛生施設復旧事業	4 保健所復旧事業・保健所器材供与計画	5 孤児院再建事業	6 大学復旧等支援事業	7 放水路・臨岸工事等の緊急復旧事業	8 漁業支援事業	9 地方市場の復旧整備支援	10 職業訓練学校支援事業	11 イスラム学校等に対する支援事業	12 ラジオ・テレビ放送支援事業	13 土地権利台帳修復事業計画
日本政府によるインドネシア側政府機関間の調査と情報交換			○				○						○
中央省庁から現地支所・地方政府等関係者への情報提供	○				○	○			○	○	○		
中央省庁と現地支所・地方政府等関係者との調査・連携	○	○		○			○・○						
住民への説明の実施				○						○			
現地ニーズの十分な確認・再確認のための調査	○		○			○							
詳細な復興計画の策定		○											
プロジェクトの不足部分への補完的支援・支援内容の修正	○						○		○				○
強いリーダーシップのある実施機関・責任者の確保		○		○			○						
人的支援の追加・重要施設（農村支援）と人的支援の連携				○				○				○	○
プロジェクトに関連するトレーニングへの支援								○					
工事への住民参加導入による雇用機会の提供												○・○	
受益者への支援の平等な配分								○					
支援における柔軟な対応	○												
プロジェクトの早期完了・スピードアップ・予定通りの実施		○	○	○	○		○	○		○	○	○	○
調達プロセスの簡便化・迅速化・透明化			○				○		○		○	○	○
単独で活用できる機材の個別調達による迅速化										○			
運営予算の配分・運営費支援					○	○	○						
プロジェクトのフォローアップ								○・○	○				
メディア等の活用による広報効果の向上と関係者の不安軽減									○		○		
National Coordination Agency for Disasterの強化			○										

○：評価者による提言や教訓の指摘
 ○：インドネシア側からの提言や教訓の指摘

提言の内容は、大きくは関係者間の情報交換の活発化と情報共有・連携強化に関するもの、案件内容の修正を含む柔軟な支援の実施に関するもの、案件実施の迅速化を指摘するもの、その他に分けることができる。提言は、全般に課題指摘のレベルに留まる傾向があったが、日本にとっての広報効果の向上も含めて、関係者間のコミュニケーションの向上、支援の更なる迅速化・柔軟化、補完的支援の追加などが重要である点は、全ての案件に共通する改善の方向性であると言える。

3.1.9 結論（13案件全体の評価結果）

（1）進捗状況

13案件の進捗には、全体的に遅れが生じている。調達手続きの遅れは、最大で3～5ヶ月程度であると推測される。しかし、他ドナーの実施する類似の支援案件の進捗との比較では、ノンプロ無償案件の進捗は最も速いとインドネシア政府側では評価している。

日伊両国政府にとって、今回の案件実施（調達手続き）の遅れは、実施の迅速化努力をもっても回避することが困難なものであったと判断される。

（2）妥当性

13 案件は、各案件の目指す目的（取り組む課題）に関しては総じて妥当性が高いと評価できる。しかしながら、本件支援におけるノンプロ無償においては、全ての案件に関して、実現しようとする目標（満たすべき支援ニーズの規模と内容）に照らし案件内容（インプットや活動の規模と内容）が適切であるかどうかを判断するに足る案件情報ならびに外的要因に関する情報の整理が十分なされているとは言い難く、本評価調査において案件目標（到達目標）に対する手段の妥当性については、十分な評価ができなかった。

また、被災地における支援ニーズは時の経過や実施される支援の進捗とともに刻々と変化しており、支援対象地域を特定する上で被災地内における地域的な優先順位が変化する可能性がある。

（3）施設・機材の活用度

各案件において施設・機材の引き渡し後の活用度は今後非常に高くなるものと評価できる。しかし、未だインドネシア国内で使用者に引き渡された施設・機材が少ないこともあり、この時点で実績に基づいて 13 案件全体としての施設・機材の活用度を評価することは非常に困難である。既に供与された機材の中でも、例えば、土地権利台帳修復事業計画で使用されている真空凍結乾燥機の活用度などは極めて高くなっている一方、水道・衛生施設復旧事業で使用される給水車などの車両は、7月の引き渡し後未だインドネシア政府側によるナンバープレートの取得が済んでいない等の理由から、十分に活用されていない状況である。

（4）期待される効果

全ての案件において、期待される効果はポジティブであると評価されている。しかし、既に妥当性の評価結果において述べた通り、現時点では 13 案件に関し調達資機材の数量以外の内容情報が十分明確に整理されていないことから、期待される効果をインパクトの大きさという観点から量的に評価することは困難である。そのため、効果に関する評価結果は、各案件の実施目的ならびにインプット内容から推論された非常に定性的で観念的なものとならざるを得ない。

（5）他ドナーによる支援との関係

13 案件全てにおいて、現在のところ他ドナーによる支援との重複はない。しかし、当初ノンプロ無償による各案件の内容が決定されるまでには、他ドナー・NGO との間で支援の獲得競争があったということである。水道・衛生施設復旧事業、孤児院再建事業、職業訓練学校支援事業、イスラム学校等に対する支援

事業などにおいて、他ドナー・NGO との連携がなされている。

また、他ドナーによる実施に時間を要するあるいは日本が対応する方がより確かな対応ができるとして、ノンプロ無償で実施されている案件には、土地台帳修復事業計画などがある。

(6) 広報効果

13 案件の中には、「広報効果が高い」あるいは「比較的良好に知られている」と評価される案件が 4 案件あり、中でも土地台帳修復事業計画はビジビリティが高いと評価されている。また、時間の経過あるいは工事の進捗に伴い日本による支援としての認知度が高まると評価される案件も 5 案件あった。しかし、13 案件を総体として見た場合、インドネシア、特に被災地における認知度が高いとは言えない。ノンプロ無償は、そのスキーム上、日本とインドネシアの中央政府関係者間で協議・決定され、実施に移されることから、地方行政・地方政府を含め被災した対象地域の関係者・コミュニティとの情報共有が不十分となる可能性があるが、本件支援においても、インドネシア政府内でも中央から地方への情報提供が不十分であるという指摘も多い。ノンプロ無償で供与された資金を使用する案件の実施自体はインドネシア政府主導で行われることが基本だが、日本政府としてはドナーとしての立場から、我が国が関係する支援に関し、より積極的に被災地の関係者・コミュニティとの直接的なコミュニケーションを持つことが必要となっているものと判断する。

(7) 被援助国による評価

13 案件中 8 案件がインドネシア側から高い評価を受けているが、残りの案件においては、当該案件の重要性・必要性に関する認識は十分得られているものの、案件の内容と進捗に関する積極的な情報提供の不足ならびに案件の進捗の遅さを指摘する声が強い。たとえ案件の実際の進捗は同じでも、現在の状態や実施の見通しを詳しく説明された場合には、被災地の人々の心理として、案件に対し理解し受容しようとする気持ちが生まれ易くなると考えられる。被災地の関係者等への情報提供の不足も、被援助国による評価に影響していることが伺える。

(8) 提言・教訓

上述の評価結果とも整合するが、各案件の評価からの提言・教訓は、関係者間の情報交換の活発化、情報共有や連携の強化、案件内容の修正を含む柔軟な支援の実施、案件実施の迅速化への指摘などが中心となっている。

現在の支援に対する提言としては、日本がインドネシア政府内部での中央と地方あるいは中央政府と地方政府間の情報共有の促進に対する側面支援をすること、ドナーとして直接的に被災地の関係者とコミュニケーションをとる機会を定期的・積極的に設けることが重要である。

教訓としては、今後のノンプロ無償による災害緊急復旧支援を検討する際の支援の柔軟化・迅速化、資機材支援と人的・技術的支援の組合せへの対応などを検討することの必要性が挙げられる。

3.2 草の根・人間の安全保障無償のモニタリング結果

本調査においては、草の根・人間の安全保障無償案件に関しては、要請内容に沿ったプロジェクトが実施されていたかどうか、実施状況を実施機関からヒアリングするとともに、現時点における供与機材の管理状況や活用状況を確認することを目的としている。また、支援の効果に関しても、実施機関へのインタビューを通じて把握することとした。

(対象となる3案件のモニタリング結果の記載は省略)

第4章 協力における課題と提言

4.1 個別案件及び案件タイプ別の課題・問題点と提言

個別案件の評価結果のまとめならびに現地調査中の情報収集から確認された個別案件および案件タイプ別の課題・問題点とそれらの改善に向けた提言を以下にまとめる。

【問題1】 不明確な案件枠組み（ロジック）

全ての案件に当てはまる問題として、案件の効果に関しリザルトベースで評価するために必要な案件枠組みの整理ができていないことを指摘できる。プロジェクト目標の明確化を含め、期待される効果に関し評価を行う上で必要となる案件の具体的な内容の整理が不十分であり、効果を確認するために用いる指標も設定されていない状態であった。

インフラ等の工事案件に関しては、未だプロジェクト形成調査や詳細設計調査が十分に実施されていないものもあり、今回の極短期間（約2週間程度）の現地調査のみで複数の案件を評価するという状況では評価が困難であった。

【提言1】 案件枠組みの整理

各案件が、案件の実施を通じて何をどのようにどれだけ行うのか、目標として目指すのはどのような状態かを明確にすることで、効果に関する評価のためのベースとなる案件情報が整理される。今後もこれらの案件に関し事後的な評価を行うのであれば、案件枠組みの整理と明確化、指標の設定、アウトプットおよびアウトカムのモニタリングが不可欠である。

【問題2】 工事案件における建設機械、建設資材、工事業者を分割した発注・調達

本件支援における工事案件の発注においては、基本的に建設資材、建設機械を工事業者と切り離して、別々に調達する方式が採用されている。建設機械は、購入による新品の調達であるが、工事を行うに際して必ず新品の建設機械が必要というものではなく、当然、新品の調達の方が費用が高くなる。更に建設機械を購入して相手国政府に供与すれば、工事案件の完成後も機械の補完・維持管理のコストが発生する。従来から通常のノンプロ無償でも建設機械を調達する場合はあり、分割発注を行った意図も理解できないものではないが、それが果たして、今回インドネシア政府が緊急的に復興事業を実施することを支援するという本件支援の趣旨に適ったものであるかという点では疑問が残る³。

³ 外務省によると、建設機材を先に供与した理由は、日本の支援のみならず、先行して進められているインドネシア政府独自の復興事業（瓦礫除去等）に活用してもらうためということであった。しかし、実際に緊急的に実施されるべき他の復興事業において十分に活用されているかについては、現地調査における視察とインタビューからは、未だほとんど活用の実績がないことが把握された。ただし、これは、同国側の行政事務に起因する点も少なくなく、前例の無い今回の支援においては仕方ないことと判断される。

また、一般的に、分割発注により資材等を調達した場合、後に種々の事情で工事内容の修正が生じた際に、既に調達してしまった資材に関しては数量や仕様を柔軟に調整することができず、無駄を生じる可能性があると思われる。

なお、資材、建設機械、工事業者を分割して調達することにより、一括調達と比べ、調達業務の量が大きく増加する。各品目の調達に絡む調整は様々な関係者との打合せを必要とするため、非常に時間を要する作業であり、限られた人員で行われる調達代理業務がボトルネックとなっていた可能性もある。

【提言 2】 工事案件における建設機械、建設資材を含めた工事業者への一括発注

建設機械、建設資材を分割発注するよりも、それらの手配までも工事業者に一括発注する方が、調達業務の効率化・迅速化・コストダウンにつながり、146億円と限られたノンプロ無償の予算をより有効に活用できる可能性がある。

工事案件の調達において、建設機械や建設資材を含め、工事業者に一括で発注することができれば、かなり多くの調達工数を削減することができ、全体として、ノンプロ無償の実施の迅速化が進むことになる。

各工事案件単体で見た場合にも、一括発注によるコストダウンが考えられる。工事に必要な建設機械の手配を工事業者の裁量に任せることで、工事業者は必ずしも新品の機械を調達することなく、様々な選択肢の中からローコストな方法を検討することになる。更に、工事業者への一括発注により、建設機械を相手国政府が新たに所有することが無くなるため、相手国政府による機械の保管・維持管理費用は発生しなくなる。

未曾有の被害を背景とする今回の復旧・復興において、瓦礫の除去から施設の修復まで様々な局面且つ長期的なスパンでインドネシア政府により建設機材が活用される可能性は大きく、インドネシア政府が建設機械を所有することを一概に否定するものではないが、一括発注により高価な建設機械の調達を回避し⁴その分の資金を別の復旧事業に振り向けた場合のメリット・デメリットも併せて検討することは重要である。

今回は、建設機械のみを工事の発注に先駆けて発注し被災地に早く送り込んだことが、かえって日本の支援の進捗が遅れているような印象を与える結果となった可能性がある。一般のインドネシア国民、特に被災地で困難な生活を送る避難民にとっては、現地で活動が伴わないままに広場に整然と並べられているこれらの日本からの建設機械を見ることで、建設機械の調達に対してプロジ

⁴ 工事業者にローコストな建設機械の手配方法を提案してもらうなどによる機会調達コストの低減の可能性もあると考える。

ェクト活動が追いつかないという面で日本による支援のまとまりの無さとして感じられないとも限らない。

4.2 本件支援におけるノンプロ無償援助に関する課題と提言

本件支援におけるノンプロ無償に関する課題とそれらの解決に向けての提言を以下にまとめる。ここでは、課題を

- 1) 災害緊急復旧支援を睨んだノンプロ無償に関する課題
- 2) 各案件の組立てに関する課題
- 3) ドナーとしての顔の見える援助に関する課題

の3つに分けて整理する。

災害緊急復旧支援を睨んだノンプロ無償に関する課題は、主に災害緊急復旧を支援する際のノンプロ無償のスキーム自体に関する課題である。各案件の組立てに関する課題は、ノンプロ無償により実施される各プロジェクトの内容(目的の立て方や活動内容の組み立て方など)、各プロジェクトを評価する際の視点、各プロジェクトの実施計画の示し方などに関する課題である。ドナーとしての顔の見える援助に関する課題は、被災地関係者とのコミュニケーションに関する課題である。ただし、ここに挙げた課題の多くは、現在実施中のノンプロ無償において直ちに改善可能なものではないことから、各課題に対し、今後の類似の支援の実施に際して改善されるべきと考えられる提言を中心にまとめている。ドナーとしての顔の見える援助に関する課題に関しては、直ちに改善可能な内容も含んでいることから、本件支援中における提言の実施も検討すべきである。

4.2.1 災害緊急復旧支援を睨んだノンプロ無償に関する課題と提言

災害緊急復旧支援を睨んだノンプロ無償に関する課題は、以下の5つである。

- [課題 1] 迅速な支援を阻害する現地調整機能の整備の遅れ
- [課題 2] 被災地におけるプロジェクト形成の重要性と困難性の高まり
- [課題 3] 実施監理業務の受け皿の不在
- [課題 4] プロジェクト性の高い案件を実施するノンプロ無償に求められるモニタリング
- [課題 5] ノンプロ無償資金を活用した資機材調達と相手国が実施するプロジェクトとの関係の未整理

[課題 1] 迅速な支援を阻害する現地調整機能の整備の遅れ

インドネシア政府には、被災地に向けられる支援内容が重複しないようにモ

モニタリングし調整を行うことが求められている。支援内容の調整とモニタリングを行う BRR がアチェに設立されたのは5月のことであり、それまでは、インドネシア側における実質的な支援内容調整機能が不在であり、インドネシア政府各省においても、被災地においてどの課題に対し支援の申し出がなく、どの課題に対し手をつけられていないのかという点に関し、刻々と変化する状況を十分に把握できず、ノンプロ無償の案件形成が遅れた可能性がある。

【提言 1】 相手国政府における被災・復旧状況に関する情報整理・ドナーへの要請内容の整理等の業務に対する支援の実施

復旧・復興事業の実施を促進する上で、ドナーや NGO からの種々の支援申し出に対応するための、相手国側における実質的な支援内容調整機能を強化することが必要である。例えば、JICA の開発調査あるいは技術協力プロジェクトのスキームを活用して、コンサルタント（あるいは専門家）等のチームを、復旧・復興事業を調整・監督する省庁（インドネシアの場合 BRR）に派遣することが考えられる。

【課題 2】 被災地におけるプロジェクト形成の重要性と困難性の高まり

本件支援によるノンプロ無償等において明らかな通り、また近年の災害対策支援のためのノンプロ無償や平和構築のためのノンプロ無償などにおいても、通常のノンプロ無償と比べて、供与資金の活用用途を検討するための「プロジェクト形成」の「重要性」と「困難性」が格段に高まってきている。ノンプロ無償のスキームでは、基本的にはプロジェクト形成は供与資金を活用する相手国の責任の範囲となるが、本件支援に限らず被災国への緊急復旧支援においては、現実的にはプロジェクト形成段階における日本側からの側面支援が不可欠である。

【提言 2-1】 JICA や外務省の調査スキームの活用

ノンプロ無償と JICA あるいは外務省の調査スキームの連携を強化し、例えば、JICA あるいは外務省がより充実した「緊急プロジェクト形成調査」を実施することが考えられる。多くの場合、災害緊急復旧支援では、本件支援に際しても実施されたように、緊急段階でまず既定の支援メニューを用いた短期間（1週間程度）のプロジェクト形成調査が実施されるであろうが、その後、第二弾のプロジェクト形成調査として、今度はセクター毎によりきめ細かくプロジェクト性の高い案件を形成する「セクター別プロジェクト形成調査団」を派遣することで効果のあるノンプロ無償案件を形成することができるようになる。

【提言 2-2】 現地の人的リソースを活用したプロジェクト形成

プロジェクト形成を行う場合、調査の実施主体がインドネシア政府側であっても日本側であっても、対象地域外に居住する外部者がサイトまで立ち入って現場密着型のプロジェクト形成を行うことが事実上困難な場合には、現地スタ

ップを活用した現状把握ならびにプロジェクト形成を行うことを検討する必要がある。

【提言 2-3】 資機材調達案件ならびに工事案件の計画ステップの再整理と案件監理の徹底

ノンプロ無償により実施されるプロジェクトの効果を高め有効で効率的な支援を実施するためには、資機材調達案件、工事案件それぞれの内容の計画ステップを再整理し、プロジェクトがそのステップに沿って形成・実施されるよう監理を徹底することが重要である。

【課題 3】 実施監理業務の受け皿の不在

本件支援におけるノンプロ無償では、「ポジティブリスト方式による単なる資機材調達とその市場売却」という通常のノンプロ無償とは異なり、「被災地の復旧・復興ニーズに基づくプロジェクト形成」ならびに「建設工事などを含むプロジェクトに関する技術仕様の確認」「プロジェクトにより実施される建設工事などの進捗および施工監理の監理」など、通常のノンプロ無償では発生しない（あるいはあまり必要とされない）業務が必要となっている。これらの業務は、基本的に被援助国側の責任で実施されることとなっているが、その多くは被援助国政府から調達代理機関が手数料を受け取って行う本来の調達代理業務の範囲外の業務であり、調達代理機関がこれらの業務を行わない場合、現実には、相手国政府が自前でこれらの業務を十分に実施している（あるいは実施することができる）とは言い難く、本件支援におけるノンプロ無償のスキームとしてみた場合、これらの機能が実質的に不在となっている。

【提言 3】 災害緊急復旧支援のためのノンプロ無償における実施監理向上の方策

特に本件支援のような災害緊急復旧支援の場合、被災国政府においては災害による混乱のために行政能力が一層弱まることも想定されるので、可能な限り日本側の責任で実施監理を代行するなどの対応が求められる。調達代理業務のみでなく、案件実施監理業務も含めた能力補完が重要である。調達代理業務のみならず相手国の案件実施監理業務の遂行能力をも補完するためには、ノンプロ無償における案件実施監理業務を代行する機関を介在させることも検討に値する。また、災害緊急復旧支援のためのノンプロ無償の実施にあたっては、そのスキームの中に、資金の供与とともに、実施の過程で相手国側の実施能力（プロジェクト形成、仕様作成、調達、実施監理等）の強化を支援するためのメカニズムを組み込むことが必要である。

外務省コメント

実施監理に係る更なる能力の補完が必要であるとすれば、既存の調達代理機

関の能力を強化することがより効率的であり、新たに別の組織を創設することは、非効率である。また支援の実施に複数の機関を関与させることは、迅速な意思決定を損ね、実施体制の混乱を招くおそれが高いと考える。

【課題4】 プロジェクト性の高い案件を実施するノンプロ無償に求められる モニタリング

通常のノンプロ無償における調達代理業務は、個々の調達品目の相手国側への引き渡しをもって終了することから、それらの調達された品目の活用度合いや効果に関しては、モニタリングならびに評価は実施されてこなかった。これに対し、本件支援におけるノンプロ無償は、通常のノンプロ無償と異なり、達成すべき目標が明確なプロジェクト性の高い案件が多く含まれており、案件の効果を確認する必要性が生じている。しかし、本件支援の実施に際しては、当初、モニタリングの必要性・重要性があまり強く意識されていなかったため、入手可能な調達代理業務の過程におけるモニタリング情報が限られる。引き渡し後の品目に関しては、評価に際して新たにその活用度や効果をモニターすることが必要となっている。

【提言4】 支援内容および結果に関するモニタリングならびにフィードバック機能の整備

本件支援におけるノンプロ無償をモニターするためには、調達代理業務のみでなく、実施監理業務や資機材等引き渡し後の活用状況とその効果までを対象とするモニタリング方法を定め、モニタリングを実施することが必要である。いわゆる調達代理業務に関しては、JICS の内部情報を活用したモニタリングが可能である。整備されるべき進捗情報は、調達業務の節目毎の日程計画（予定日）と実績（完了日）の対比表、ならびに計画と実績に差異が生じた場合の遅延理由の記述である。調達案件の中でも、建設工事案件など役務の調達を含む案件のモニタリングは、単なる調達代理業務のモニタリングのみでは不十分である。調達代理業務の範囲から外れる実施監理業務によるモニタリングも実施することが必要である。実施監理業務を担当する機関の参画を得て、実施可能なモニタリング方法をまとめることが重要である。また、フィードバック機能としてこれらの情報を役立てるためには、モニタリングデータをどのような経路でどこにフィードバックするかなどの仕組みを定めルール化する必要がある。

【課題5】 ノンプロ無償資金を活用した資機材調達と相手国が実施するプロジェクトとの関係の未整理

ノンプロ無償において供与資金を用いて実施される案件を「プロジェクト」と呼ぶ場合に、相手国側、日本側双方の関係者間で、「プロジェクト」が意味する内容が微妙に異なっている。日本側と相手国側との間でプロジェクト内容の枠組みが共有されていない場合、プロジェクトの目標に関しても双方で認識が異

なってしまう可能性がある。評価に際し、二国間で、支援内容とそのアウトカム、ならびにプロジェクトのアウトカムへの貢献を協議し、合意を得るためには、各プロジェクトに対する双方の認識を共有しておくことが不可欠である。

〔提言 5〕 目的とする成果を軸としたプロジェクト内容に関する認識・理解の統一

ノンプロ無償は、基本的に相手国側と日本側とが協力して実施する国際協力学ームであるから、日本側の担当部分のみを切り取ってプロジェクトと位置づけるのではなく、相手国側が行う活動を含めてプロジェクトであるという認識に立つ必要がある。本件支援における案件形成に際してはこの点を十分意識したようには見受けられないが、今後の類似の支援においては、上記の認識に立ってプロジェクトの内容を整理することが重要である。

4.2.2 各案件の組立てに関する課題と提言

各案件の組立てに関する課題は、以下の3つである。

〔課題 6〕 投入重視の内容となっているプロジェクト目的

〔課題 7〕 ノンプロ無償のスキームならびにプロジェクトのオーナーシップに関する相手国側の認識不足と被災地住民への説明不足

〔課題 8〕 「プロジェクトの効果」に関する基本的な評価視点の曖昧さ

〔課題 9〕 実施計画の内容の不在

〔課題 6〕 投入重視の内容となっているプロジェクト目的

ノンプロ無償の供与資金を用いて相手国が実施する案件（プロジェクト）の目的に関する内容（Purpose of Project）が、投入重視（アクティビティベースあるいはアウトプットベース）の内容となってしまうている。しかも、プロジェクト内容は、調達に関連する説明が中心であり、プロジェクトを通じて実施者（ユーザー）が展開する活動の全体像を網羅したものとなっていない。その結果として、プロジェクトを実施することにより、相手国がどのような結果（対象受益者の受ける便益あるいは社会のポジティブな変化など）を得ることを期待しているのか、本来プロジェクト目標として明記されるべき内容が不明確となっている。

〔提言 6〕 投入重視から成果重視へのプロジェクト目的の転換

今後ノンプロ無償をリザルトベースで評価していくための環境を整備するには、現在の「特定の資機材の調達行為そのものがプロジェクトの目的である」というような認識を改め、「ノンプロ無償における資機材の調達はプロジェクト目的の達成のためのインプットの一部に過ぎず、資機材がプロジェクトという形で何らかの計画された活動で活用されてこそ、プロジェクト目的が達成される」

という認識を明確にすることが重要である。その上で、プロジェクトの概要には、プロジェクトの実施枠組みを示すPDM（あるいはロジカルフレームワーク）のような様式が盛り込まれる必要がある。

外務省コメント

成果重視を反映した案件形成とすることについては貴重な示唆であると考え。一方で、国内においては早期の「投入」が成果であると考え、何よりも迅速な支援（投入）を期待する声があることにも留意が必要であると考え。

【課題7】 ノンプロ無償のスキームならびにプロジェクトのオーナーシップに関する相手国側の認識不足と被災地住民への説明不足

本件支援におけるノンプロ無償で実施された個々のプロジェクトに関する評価結果（評価票の記述）をみると、いくつかのプロジェクトに関し、実施の迅速化に関する要望が強い。この事自体は、支援の緊急性からも当然のことと考えられるが、そのような要望が、基本的に日本側（日本政府）に向けられている点は、ノンプロ無償スキームに関する相手国側（特に地方関係者）の認識の不足あるいは相手国政府のノンプロ無償関係省庁による関係者への説明不足の結果であると考えられる。如何に日本側がノンプロ無償によるプロジェクトへの側面的な支援を実施しようとも、インドネシア側関係者がプロジェクトのオーナーシップを明確に持たない状況では、プロジェクトの効果的な実施は期待できない。

【提言7】 相手国政府関係省庁ならびに被災地関係者へのノンプロ無償のスキームとそのメカニズムに関する十分な説明の実施

スキーム上、基本的にノンプロ無償によるプロジェクトは、日本が実施するプロジェクトではなく相手国の実施するプロジェクトである。ノンプロ無償によるプロジェクトを通じて被災地に対する支援をできる限り迅速に実施するために、相手国によるプロジェクト実施を調達代理業務その他の各種支援メカニズムを用いて如何に日本側が側面支援するかというドナーとしての日本にとっての課題とは別に、プロジェクトのオーナーシップと実施責任は最終的には相手国にある。この点に関しては、相手国政府側に明確な認識を持ってもらうことに加え、相手国政府側からのみでなく日本側からも広く相手国関係者に説明し、被災地住民を含め関係者の十分な理解を得ておくことが必要である。

【課題8】 「プロジェクトの効果」に関する基本的な評価視点の曖昧さ

現在は、「支援が効果を発現するまでのロジックとその受益者」について簡単な説明が行われているが、「どのような効果がどれくらい期待できるか」に関しては十分な説明がなく、プロジェクトを通じて現在の状態をどこまで引き上げる

か（改善するか）に関する目標が十分明確化されていない。この状態で事後的に評価を行おうとしても、評価時点までに適切な効果測定指標に関するモニタリングデータが収集されていることを期待できないばかりでなく、プロジェクト関係者に個々のモニタリング活動そのものの必要性すら認識されない可能性がある。

【提言 8】 「プロジェクトの効果」に関する基本的な評価視点の統一

まず、プロジェクトを管理する上では、プロジェクトの効果を図るための効果測定指標を特定し、モニタリングを通じてその指標に関するデータを収集することが重要という認識を相手国側関係者に持ってもらうことが必要である。その上で、効果測定指標を用いて効果を確認する観点にどのようなものがあるか、認識してもらうことが重要である。効果を確認する観点には、少なくとも以下の3つがある。1つは、災害発生前の状態との比較の観点である。2つ目は、被災後（直後）の荒廃した状態との比較の観点である。そして、3つ目は、インドネシア各地の状態との比較の観点である。どの観点をを用いて評価を行うかを予め明確にしておくことで、プロジェクトの関係者間における、プロジェクトとその効果に対する認識を共有することができるようになる。

なお、評価にあたっては、入手が現実的でないデータの入手を期待するような評価をデザインするのではなく、入手可能なデータに基づく実現性のある評価をデザインすることを心掛けることが必要である。

【課題 9】 実施計画の内容の不在

実施計画（Implementation Plan）が、調達の方針のような位置づけとなっており、プロジェクトにかかる業務の実施計画とはなっていない。また、実施計画はプロジェクト全体の実施計画とされることが望ましいはずだが、ここでは、プロジェクト全体ではなく、調達業務の実施に関わるものとなっている。

【提言 9】 プロジェクトの内容と実施主体を明確化した上での実施計画の策定

ノンプロ無償の資金を活用したプロジェクトとは、単に同資金による調達部分をいうのではなく、調達された資機材や役務を活用して実施する活動全体と考える方が適切である。このような認識に立てば、プロジェクトの実施主体が相手国のどの機関であるかが明確になり、プロジェクトの全体内容もより具体的にイメージできるようになる。プロジェクト目標を達成するために必要な主な活動を確認することで、実施スケジュールを含むより具体的なプロジェクトの実施計画を策定することができるようになる。

4.2.3 顔の見える援助に関する課題と提言

日本としての顔の見える援助に関する課題は以下の1つが挙げられる。

[課題 10] ドナーとしての被災地関係者とのコミュニケーションの不足

[課題 10] ドナーとしての被災地関係者とのコミュニケーションの不足

アチェ州内でのインタビューからは、被災地であり支援の対象地域であるアチェ州内に置かれた中央省庁の事務所やアチェ州の自治体などの行政関係者をはじめとするコミュニティや地域住民による日本の支援への認識と理解は、未だ不十分であることが推察された。被災地において日本の支援に対する認識と理解を促進するためには被災地のコミュニティや住民とのコミュニケーションが不可欠だが、支援対象地域の関係者と日本政府との間の直接的なコミュニケーションの機会が非常に限定的となっている。

現在は、ノンプロ無償により調達される機材や工事案件の現場に日本の国旗や日本の ODA のロゴの入った表示をする等の対応が採られているが、それらのみでは、地域の人々に対し日本の支援についての説明を十分に行うのは困難である。

[提言 10] 複数の情報提供・交換手段を組み合わせた被災地の行政関係者及びコミュニティへの定期的で継続的な状況報告と意見交換

被災地関係者による我が国の支援への理解の促進のために日本として採り得る対応について、以下のアイデアが考えられる。

- 1) 日本政府（在インドネシア大使館）とインドネシア政府合同による、ノンプロ無償の現況と見通しに関する州レベルでの定期連絡会議の開催
- 2) 県レベルの各省事務所における案件進捗情報の掲示
- 3) 日本によるアチェ州への支援に関するインドネシア語及び英語の専用ウェブサイトの開設
- 4) 日本による支援に関するインドネシア国内での広報とそのための費用確保

第5章 教訓

(1) 災害緊急復旧支援に際しては通常のノンプロ無償とは別のノンプロ無償スキームを用意することが必要

今後我が国が迅速で有効な災害緊急復旧支援を実施していく場合に、現在のノンプロ無償の基本的なスキームを用いつつ、単に緊急時に例外的な実施条件の緩和を行うという対応では、次回も本件支援において直面した問題と同様の問題に突き当たる可能性がある。そこで、同じ問題を繰り返さないためにも、今後の災害緊急復旧支援の実施を見込んで、通常のノンプロ無償スキームを緊急復旧支援用に改めた、新しいノンプロ無償のスキームを用意することが必要である。

技術協力等日本側の各支援スキームとの連携強化も含めて、今後準備されることが必要と考えられる新たな災害緊急復旧支援ノンプロ無償スキームの骨格に関する試案は以下の通りである。

-ノンプロ無償の実施の迅速化に寄与する相手国政府による現地調整業務への支援

ノンプロ無償の供与と並行して、まず、JICA の開発調査あるいは技術協力プロジェクトのスキームを活用して、現地調整業務支援チーム（調査団あるいは技プロチームの形態）を、被災地の復旧・復興事業を調整する相手国の機関に派遣し、ドナー・NGO による各種支援の調整機能を支援する。

-災害緊急復旧支援ノンプロ無償スキーム概要案

- 目的：被災国の災害被害への対処努力を支援することを目的とする。
- 調達内容の緩和：調達内容については、調達適格品目リストを基本としつつ、資金供与後のプロジェクト形成調査の結果を踏まえて、必要な財やサービスを調達できるよう、柔軟に対応する。
- 案件（プロジェクト）：個別品目の調達を個々に案件として捉えるのではなく、プロジェクト形成調査により形成されたプロジェクトを1つの案件として捉える。
- 調達代理業務：相手国による調達業務を代行する調達代理機関は、プロジェクトの枠組み（ロジック）を踏まえプロジェクト目標の実現に過不足の無いインプットを調達する。
- 調達先条件の緩和：調達内容に応じて被援助国内における現地調達も認める。
- 見返り資金の積立義務：基本的には、被災地への支援という観点から免除するが、各プロジェクトの内容に応じて、プロジェクト毎に個別に設定する可能性を残す。
- 協議委員会：協議委員会を設置し供与資金の使用に関し二国間で合意・承認する。
- 相手国の実施能力強化メカニズムの組み込み：ノンプロ無償の供与に際して、相手国に対し、実施能力強化のためのメカニズムを資金供与の条件として付す。
- 実施計画に基づく進捗管理：どの時期に案件形成、実施・モニタリング、評価を実施するか、資金供与後速やかに相手国と協議し、相手国におけるノンプロ無償による支援全体の実施計画を基に両国間で進捗管理を行う。

-災害緊急復旧支援ノンプロ無償に関する実施促進予算の確保

災害緊急復旧支援ノンプロ無償の実施に際しては、ノンプロ無償資金を活用して相手国が計画・実施するプロジェクトの迅速で円滑な実施を確実にするために、日本側が種々の実施促進業務を実施することが必要である。

実施促進業務の予算は、ノンプロ無償資金の供与時に、相手国に供与される資金とは別に日本側で確保しておくことが必要である。

災害緊急復旧支援ノンプロ無償の実施促進のための日本側による側面支援の実施

災害緊急復旧支援ノンプロ無償において、実施促進のために、主として、

- 1) JICA あるいは外務省等の調査スキームを活用した支援調査
- 2) 日本によるドナーとしてのモニタリング調査

の2つの支援を日本側が用意する。

外務省コメント

平成18年度より「防災・災害復興支援無償」として、新たなスキームを創設予定。同スキームによって、提言の趣旨を十分反映できると考える。

(2) ノンプロ無償においても到達目標が具体的なプロジェクト性の高い案件を実施する場合、案件の効果を確実なものにするために十分なプロジェクト形成調査を実施することが必要

災害緊急復旧支援に対応する新しいノンプロ無償スキームが創設されるか否かに関わらず、ノンプロ無償の資金を活用して、プロジェクト性の高い案件⁵を実施する場合には、プロジェクトの枠組み（ロジック）を整理し、関係者間で共有することにより、プロジェクトの管理（計画、実施、評価、改善）をより確実なものにすることが重要である。プロジェクトの枠組みを整理するために必要となるのがプロジェクト形成調査である。

(3) ノンプロ無償による案件の評価を実施するためには案件の実施に際して予め各案件の対象受益者、実施期間、目標、活動、アウトプット、インプット、前提条件などを明示し、アウトカムを評価するための指標を定めておくことが重要

援助においては、近年、実施した支援を評価し、援助の改善、将来に向けた学習、内外に対する説明責任の確保に役立てるという慣行が定着し、ノンプロ無償においても、本件支援を機に評価が重視され始めている。しかし、現在のノンプロ無償には、未だ投入重視の考え方の影響が強く、このままでは、プロジェクトにより期待される結末（アウトカム）を目標として設定することにより可能となる成果重視（リザルトベース）の評価を行うことはできない。今後、国民の関心に応じていくためにも、ノンプロ無償により実施される案件の概要を、成果重視の評価に耐え得る様式で整理する必要がある。

⁵ ここでは、プロジェクト性の高い案件とは、問題解決型のプロジェクト（あるいは対象受益者が特定され到達目標が比較的明確なプロジェクト）を指す。

(4) ノンプロ無償による案件の評価を実施するためには各案件にかかる調達手続きの段階からモニタリングを行い評価に必要となる情報を記録・蓄積しておくことが重要

成果重視の評価を行い、ノンプロ無償によるプロジェクトが行き着いた結末を評価する際には、プロジェクトの実施プロセスを分析することも重要である。ノンプロ無償によるプロジェクトの評価のためには、調達された資機材等が使用者に引き渡された後のいわゆるプロジェクト活動の実施状況のみならず、引き渡しまでの調達手続きに関しても、モニタリングを行うことが重要となる。

(5) 顔の見える援助ならびに被災地住民との理解の促進のために調達代理機関を通じるのではなく日本政府自身による被災地の行政（中央政府の事務所や自治体）関係者・コミュニティ等とのコミュニケーションを強化することが必要

日本がノンプロ無償を通じた我が国の支援を認知してもらうべき真の対象は、相手国の中央政府関係者のみではなく、被災地域の対象受益者を中心とする相手国国民である。日本が被災地のコミュニティにおける日本の支援の認知度を高め、ひいてはインドネシア国民に対し顔の見える援助を行うためには、日本政府が直接的に被災地のコミュニティとコミュニケーションを図っていかなければならない。

被災地のコミュニティとのコミュニケーションの手段には、メディアの活用、インターネットの活用、プロジェクトサイトへの看板その他の設置による情報提供など様々なものが考えられるが、なかでも最も密に双方向のコミュニケーションが図れるのは、被災地のコミュニティを主な対象とした、現地におけるノンプロ無償の進捗状況に関する報告のための定期連絡会議の開催である。

(6) 調達代理機関が効果的に役割を果たすために相手国政府に調達代理業務の量と複雑度に応じた手数料を請求することが必要

ノンプロ無償が有効に機能するためには、調達代理機関の役割が非常に重要である。調達代理機関は相手国政府から手数料を受け取ることで調達代理業務を実施しているが、通常のノンプロ無償と異なる災害緊急復旧支援を目的とするようなノンプロ無償においては、調達内容の拡大や調達にかかる条件の緩和により、調達代理業務の量と複雑度が著しく増し、通常のノンプロ無償の調達代理業務を実施するのに足る手数料率では、代理業務実施に必要なコストをカバーしきれない状況に陥ることがあることが本件支援の実施等を通じて確認されている。このような事態は、特に調達代理機関が相手国政府と調達代理契約を締結する段階で、固定の手数料率を設定して契約を結んでしまう場合に生じる可能性が高い。ノンプロ無償において重要な調達代理業務を確実に遂行し、相手国との契約を全うすることにより、調達代理機関としてノンプロ無償への貢献を確かなものにするためにも、今後は、相手国政府に対し、調達代理業務の量と複雑度に応じた手数料を請求していくことが必要である。

略語一覧

ADB:	Asian Development Bank アジア開発銀行
BLK:	Biaya Latihan Kerja 職業訓練センター
BRR:	Agency for Rehabilitation and Reconstruction for Aceh and Nias (Badan Rehabilitasi dan Rekonstruksi NAD-Nias) アチェ・ニラス復旧復興庁
BAPPENAS:	Ministry of National Development Planning/ National Development Planning Agency (Badan Perencanaan Pembangunan Nasional) 国家開発企画庁
BPN:	National Land Agency (Badan Pertanahan Nasional) 土地庁
E/N:	Exchange of Notes 交換公文
GAM:	Gerakan Aceh Merdeka 自由アチェ運動
GTZ:	Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit ドイツ技術協力公社
ILO:	International Labour Organization 国際労働機関
IMF:	International Monetary Fund 国際通貨基金
JBIC:	Japan Bank for International Cooperation 国際協力銀行
JICA:	Japan International Cooperation Agency 独立行政法人 国際協力機構
JICS:	Japan International Cooperation System 財団法人 日本国際協力システム
MDF:	Multi-Donor Trust Fund マルチ・ドナー信託基金
NAD:	Nanggroe Aceh Darussalam ナングロ・アチェ・ダルサラーム
PDM:	Project Design Matrix プロジェクト・デザイン・マトリックス
RRI:	Radio Republic Indonesia (Radio Republik Indonesia) インドネシア・ラジオ放送局
UNDP:	United Nations Development Programme 国連開発計画
UNICEF:	United Nations Children's Fund 国連児童基金

図表一覧

- 表 2-1 本件支援によるインドネシアへのノンプロ無償案件のリスト
- 表 3-1 評価対象案件及び評価担当コンサルタントの一覧表
- 表 3-2 進捗状況に関する評価結果
- 表 3-3 妥当性に関する評価結果
- 表 3-4 施設・機材の活用度に関する評価結果
- 表 3-5 期待される効果に関する評価結果
- 表 3-6 他ドナーによる支援との関係に関する評価結果
- 表 3-7 広報効果に関する評価結果
- 表 3-8 被援助国による評価
- 表 3-9 個別案件に対する提言・教訓
- 表 3-10 個別案件に関する提言と教訓

第1章 スマトラ島沖大地震及びインド洋津波被害支援無償資金協力に係る中間及び事後評価調査

1.1 本調査の目的

本調査の目的は、外務省作成「平成16年度スマトラ島沖大地震及びインド洋津波被害支援無償資金協力に係る中間及び事後評価実施ガイドライン」に以下の通り明記されている。

「我が国は、スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害対処努力に寄与するために、インドネシア、スリランカ及びモルディブに対し、ノン・プロジェクト無償資金協力及び草の根・人間の安全保障無償資金協力による支援（以下、本件支援という）を行った。本件支援により実施される事業は、被援助国の事業であり、その運営や維持管理については、基本的に被援助国の責任で実施されるべきものである。

その一方で、国民の税金を原資とする無償資金協力により実施された事業が予定していた効果を発揮し、被援助国国民に裨益するためにも、その適切な実施状況を確認することが重要である。また、事業完了後においても、被援助国側の運営・維持管理努力に対する必要且つ可能な支援を実施するとともに、当初計画の妥当性を検証する必要がある。更に、今後我が国が実施する同種の無償資金協力において、これまでに実施された案件を通じて得られた教訓や課題を将来の案件形成、計画策定及び実施に生かしていくことがきわめて重要である。

以上のような問題意識が今後の同種支援の実務に反映されるためにも、本評価は、本件支援によって計画されている又は既に実施された案件の実施状況、実施中の案件の現状、事業完了後の効果の発現状況等について確認を行う。その上で、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、評価の結果を将来の案件形成、計画策定及び実施に反映することを企図するものである。また、評価結果を公表することで、国民に対する説明責任を果たすことも目的とする。」

1.2 本調査の実施時期

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害の発生から1年にあたる平成17年12月末を節目として実施する。

1.3 評価の対象となる事業範囲

評価対象は、本件支援によって実施予定、実施中、又は実施済みの全案件とする。（具体的な案件のタイトルや調達内容は第2章に記載する。）

1.4 本調査の実施方法

1.4.1 評価実施主体と調査体制

外務省の本件支援の評価に関するガイドラインによると、評価の実施主体は、評価結果の客観性を確保するために、現地及び日本国内の NGO、コンサルタント等、本件支援の事業実施に関与していない第三者機関（以下、「評価者」という）とすることとなっている。無償資金協力課及び在外公館は評価者による作業が円滑に行われるよう、情報提供、便宜供与等の支援を行う。

1) 評価者の構成

各案件を担当した評価者は、以下の通りである。

氏名	所属	役職
亀山 卓二	UFJ 総合研究所インドネシア	取締役社長
ラーマット・スメディ	同上	シニア・コンサルタント
竹内裕子	同上	コンサルタント
ジェイミー・バックチェ	経済・社会研究センター (CESS)	リサーチャー
田中 元	株式会社建設技研インターナショナル	技師長
濱田祐一朗	同上	

個別案件の評価結果の横断的なとりまとめ、個別案件実施の総体としての評価、ならびにノン・プロジェクト無償資金協力のスキームに関する総論、課題・問題点の整理、提言・教訓のまとめを担当したのは、以下の4名である。

氏名	所属	役職
竹内 正興	財団法人国際開発センター	専務理事
寺田 幸弘	同上	業務本部長・主任研究員
長谷川祐輔	同上	研究員
シーク美実	同上	主任研究員

1.4.2 評価実施手続き

(1) 津波・地震支援のためのノン・プロジェクト無償資金協力に係る評価票の作成

本評価調査では、まず、

- 1) 関連文書・調査報告書（要請書、JICA 調査報告書等）等のレビュー
- 2) JICS 東京本部ならびにジャカルタ事務所、アチェ事務所からのノン・プロジェクト無償に係る調達の進捗に関する情報の収集
- 3) インドネシアにおける本件支援の関係機関（アチェ・ニマス復旧復興庁 (BRR) を含む関係中央省庁、関係省庁の被災地における支所など）

への訪問による質問票に基づくインタビュー調査

4) 被災地の現地視察・受益者への聞き取り調査を通じて、各案件に関し、評価票を作成する。

(2) 特に進捗が遅れた案件に関する遅延原因の把握とその要因分析

各案件に関する評価票の作成過程で確認された調達遅延案件に関し、関係省庁及び支所で遅延原因の把握のためのインタビュー調査を行い、どのような原因で進捗が遅れが生じたのか、遅れを引き起こした要因は何か、調達が円滑に進むためにはどのような点が課題であり、何に留意すれば良いか等に関し把握し、まとめる。

(3) 各案件に関する評価結果の横断的なとりまとめ

各案件に関する評価結果は案件毎に評価票に記入されるため、その内容を各評価項目に関し、横断的に整理しまとめる。その際、案件のタイプによって、類似の傾向が見られることも想定されるので、適宜グルーピングを行う等評価結果に関する読者の理解を促進するよう工夫する。

(4) ノン・プロジェクト無償資金協力に関する課題・問題点の整理

上記の評価分析を通じて、確認された課題・問題点を、案件のタイプ別の課題・問題点あるいは案件横断的な課題・問題点に分けて整理する。

(5) ノン・プロジェクト無償資金協力に関する提言・教訓のまとめ

その上で、現在実施中のノン・プロジェクト無償資金協力あるいは今後の協力実施において役立つ提言ならびに教訓をとりまとめる。ここでは、単に個別案件に関する提言を整理するのではなく、ノン・プロジェクト無償資金協力という協力学ーム自体の改善に役立つ提言や教訓の整理を試みる。

なお、在外公館は、評価が円滑且つ適正に実施されるよう、評価者に対して必要な助言・支援を行う。

1.4.3 評価票の各評価項目に関する分析の観点

(1) 案件の進捗状況

案件の具体的な実施状況について現状を把握し、評価する。実施中の案件については、(1) 今後の見通し、(2) 適切と考えられる対応方法について記述する。その際、(1) 及び (2) については改善案が現実的なものとなるよう、在外公館からの指摘も受けることとする。

(2) 案件の妥当性

対象案件が (1) 被援助国により策定された復興計画の中でどのように位置

づけられているか、また、(2) 現地での復興ニーズに合致していたか否かについて評価する。

(3) 施設／機材の活用度

施設／機材が十分活用されており、案件全体として適切・効率的な選択・投入であったか否かについて評価する。実施中の案件については、調達又は工事が想定されている施設／機材が、支援の目的に鑑み適切であるか否かについて評価する。評価に際しては、近視眼的にならないよう留意する。具体的には、これが緊急支援であるとの特殊事情を踏まえるとともに、個々の施設／機材の使用状況のみに着目するだけでなく、事業全体として施設／機材の使用見通しが適切であったかについて評価する。

(4) 案件完了後に期待される効果

実施済みの案件については、案件実施前に想定されていた援助効果（案件採択時の請訓票に書かれている効果）が発現しているか否かについて評価する。実施中の案件については、発現見込みについて評価する。案件実施前に定量的な指標が設定されていれば、同指標を用いて可能な限り定量的に評価を行うこととするが、定量的な指標が無い場合、また、効果が数値に換算できない場合等においては、定性的に事業の効果が認められるか否かを判断する。

(5) 他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）

支援を実施した又は実施中の案件と、他ドナーが計画している又は実施中の支援との関係の評価する。特に他ドナーと重複した支援となっていないかを評価する。

(6) 広報効果（ビジビリティ）

支援を実施した又は実施中の案件が、日本からの「顔が見える援助」として被援助国において認知されているかを評価する。また、広報のために採られている手法が適切であるか否かについても検討する。

(7) 被援助国等による評価

支援を実施した又は実施中の案件が、被援助国政府、実施・監督機関、裨益者、一般市民、マスコミ等からどのような評価を受けているかにつき記載する。また、両国間の友好関係に対する効果についても、可能な限り反映する。

(8) 提言・教訓

本調査に際して得られた教訓及び今後類似の事業を行う際に改善すべき点について簡潔に記載する。記入に際しては在外公館とも十分に協議する。

第2章 スマトラ島沖大地震及びインド洋津波被害支援無償資金協力の概要

2.1 協力の背景

2004年12月26日に発生したマグニチュード9.0というスマトラ沖大地震とその地震によって引き起こされた巨大なインド洋津波によって、被害の発生から1ヶ月後の1月25日時点における死者・行方不明者は計297,271人にのぼった。これは津波被害の死者数では観測史上最大である。国際社会や民間支援団体が支援の体制を整え、現地での活動を本格的に開始する中、地域紛争を抱えるインドネシアでも被災者救援を優先し、和平に向けた動きも始まった。国連の緊急アピールに応じ、日本など18カ国が緊急支援として総額7億17百万ドル（約740億円）の拠出を確約し、中長期の支援として各国・国際機関が表明した額は計55億ドルを超えた¹。

国際通貨基金（IMF）と世界銀行は2月22日、スマトラ沖地震の津波被災7カ国の被害状況について、死亡・行方不明者が約30万人、避難民は約150万人、被害総額が72億ドル（約7,530億円）以上に達するとの調査結果を公表しており、最も被害が大きかったインドネシアでは、約22万5千人（2月1日時点）の死亡・行方不明者を出し、被害総額は40億から50億ドルと見積もられている²。

インドネシア国政府は、地震発生の翌日27日には12の項目からなる大統領勅令を施行し、関係各省庁に対し自然災害によって引き起こされた非常事態に早急に対応するよう指示を出している。国家開発企画庁（BAPPENAS）は、関係政府機関ならびにNGOなどとの協力の下、被害を受けたナングロ・アチェ・ダルサラーム（NAD）州及びニアス島（北スマトラ州）の再建復興計画（通称：ブループリント）の策定を担当することとなった。ブループリントは、復旧・復興に関する各分野を網羅するもので、緊急ステージ（被災後の3ヶ月）、復旧ステージ（3ヶ月後から2006年まで）、復興ステージ（2007年から2009年まで）の3つのステージで実施する計画となっている。被災地へのあらゆる支援は、このブループリントに沿う形で実施されることとされている。

各国・国際機関ならびにNGOなどが種々の支援活動を開始している現在、これらの支援の調整ならびに承認は、大統領により施行された改正法2/2005により2005年4月に設立されたアチェ・ニアス復旧復興庁（BRR）が担当している。

日本は、国際緊急援助隊（医療チーム）を派遣し、地震発生直後の28日に現地入りした救助チームをはじめとして、医療、専門家の各チームが救済活動にあたった。インドネシアでは、国際緊急援助隊として派遣された自衛隊が、援

¹ 共同通信ニュース（ジャカルタ）、2005年1月25日。

² 共同通信ニュース（ワシントン）、2005年2月23日。

助物資の輸送や、医療・衛生状況の改善、防疫などの支援活動を行ってきた。そして、1月中旬からは、緊急援助に続き、被災地の復旧・復興支援のためのニーズ調査を行う調査団や防災に携わる専門家の派遣を開始している。

日本政府はまた、これらの支援と同時に、被災3カ国に対し、総額6000万円相当の緊急援助物資（テント、毛布、発電機等）の供与を含め、当面の緊急措置として国際機関を通じて2億5千万ドル、二国間援助を2億5千万ドル相当、総額5億ドルの資金援助を実施することとした。

この二国間援助の2億5千万ドル相当とは、主として関係被災国であるインドネシア、スリランカ、及びモルディブ各国政府に対する246億円のノン・プロジェクト無償資金協力である。このうち、インドネシアへの供与額は146億円である。

2.2 協力の目的

被災国の復旧・復興に必要となる物資及びサービスを購入するための資金を無償で迅速に提供することにより、被災地の復興を支援する。

2.3 協力の内容

2.3.1 ノン・プロジェクト無償資金協力

本件支援を通じたインドネシアへのノン・プロジェクト無償資金協力（以下、ノンプロ無償という）の内容を以下に示す。

ただし、本件支援におけるノンプロ無償は、通常 of ノンプロ無償と異なる点がある。協力の内容を示す前に、まず、通常 of ノンプロ無償ならびに本件支援におけるノンプロ無償について、それぞれのスキームの概要を説明する必要がある。

2.3.1.1 ノンプロ無償とは

ノンプロ無償とは、以下に示した通りの無償資金協力スキームである。

通常のノンプロ無償の概要

ノンプロ無償は供与時点で資金の用途を具体的なプロジェクトなどの名目で特定しない援助であることから、「ノン・プロジェクト」という名前が付けられている。

援助形態

貧困削減を含む自国の経済構造改善努力を実施している低開発途上国に対し、その努力を支援するために行う無償資金協力で、いわゆる外貨支援としての性格を持ち、構造改善努力を推進するために輸入する必要がある物品（石油製品、鉄鋼等の工業原料等）の輸入に充てられる。

対象国及び供与規模

対象国は原則として、低開発途上国のうち、世銀・IMF等とも協調しつつ、構造調整計画を実施中あるいは実施又は再開予定である国となっている。供与規模は、我が国との二国間関係、対日債務返済額、国際収支、対外公的債務残高等を考慮して決定する。

購入品目

通常のノンプロ無償では、購入可能な品目は、我が国政府と被援助国政府との間で締結する交換公文（E/N）の規定に基づいて両国政府が合意する「品目リスト」に掲げられる物品に限られ、被援助国がこのリスト外の品目の購入を希望する場合には、個別に被援助国からの申請を検討し、その可否を我が国政府が判断することとなっている。

物品の調達先

被援助国を除くすべての国々及び地域。

以上は外務省が示している通常のノンプロ無償の概要である。

上記の通常のノンプロ無償をベースとしつつ、本件支援で実施されているノンプロ無償には、被災地域への支援という事情から、次に示すような3つの変更が為されている。

本件支援におけるノンプロ無償の概要

本件支援におけるノンプロ無償は、構造改善努力を支援するために行うものではなく、被災国の大地震及び津波被害への対処努力を支援するために行うものである。大地震及び津波被害の甚大さと緊急性に鑑み、通常のノンプロ無償の原則のうち、以下の点を変更して、柔軟且つ迅速が支援の実施を可能とする配慮が為されている³。

1) 現地調達への許可

被援助国内における現地調達を認めることにより、必要に応じ、迅速な調達を可能にする。

2) 役務の調達の許可

通常のノンプロ無償では原則的に物品の調達が対象となるが、輸送、医療活動等役務の調達も認めることにより、被災状況に応じ柔軟かつ的確な支援を行うことが可能となる。

3) 見返り資金積立義務の免除

調達した物品が無償で被災者等に配付されることや公共事業に使用されることを想定して、見返り資金積立義務を免除する。

上記囲み部分の説明から明らかな通り、本件支援におけるノンプロ無償は、単なる物品の調達にとどまらず、建設工事などを含む役務の調達も対象となっている。役務の調達においては、被災者等に配付する物品の調達と異なり、発注に際して、物品の調達以上に、当該役務の調達を通じて、何のためにどのようなもの（ハードあるいはサービス）を得るか、その目的を絞り込むためのニーズアセスメントが重要となる。役務の調達には、言わばプロジェクト的なアプローチが不可欠であり、そのためのプロジェクト形成が重要となっている。

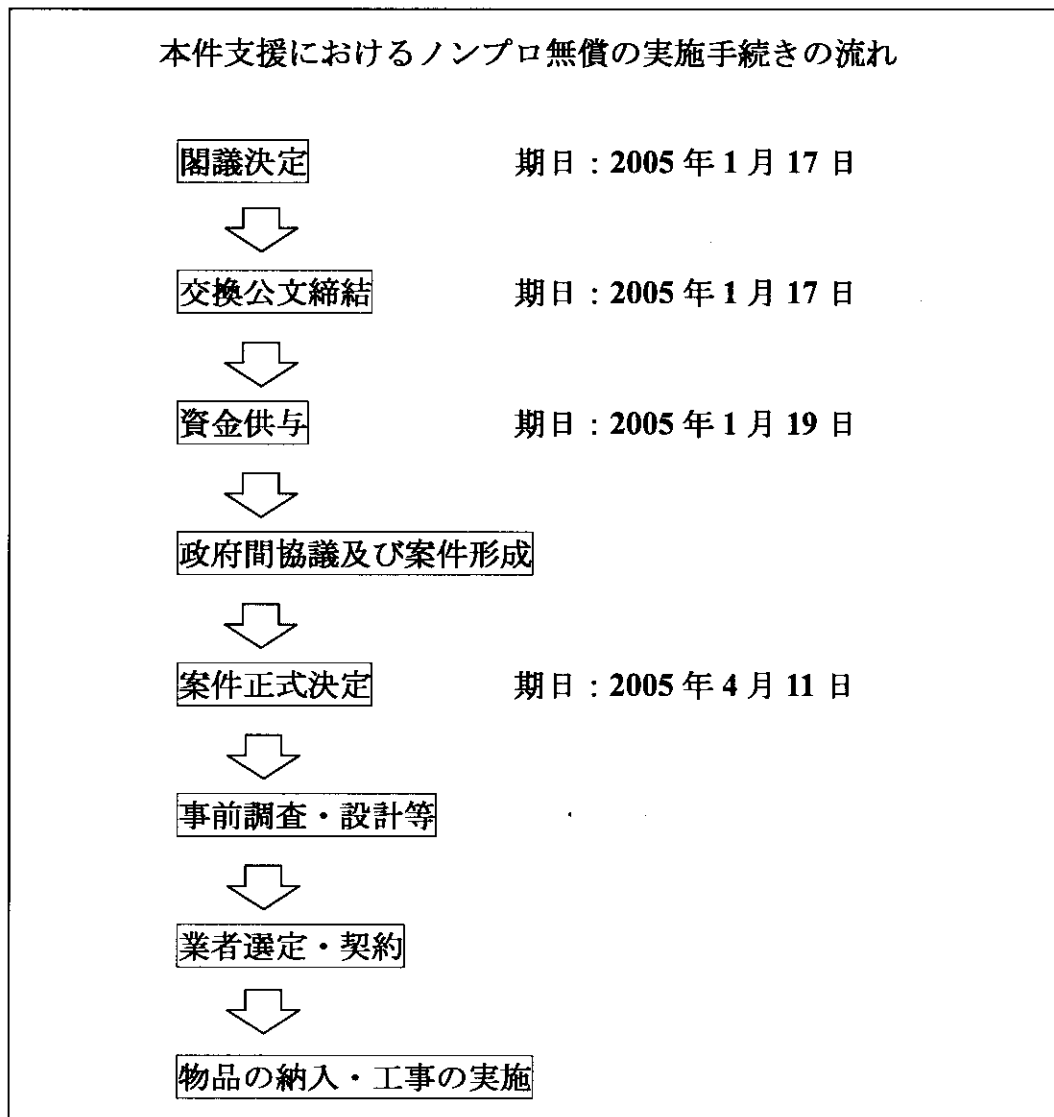
2.3.1.2 実施手続きとスケジュール

本件支援によるノンプロ無償は基本的に以下の手続きの流れで実施されている。なお、本件では被災地の復旧・復興を支援することから、通常のノンプロ無償の実施手続きにおいては相手国の意向を尊重して簡潔に進められる「案件形成プロセス」を充実させ、プロジェクト性の高い案件を形成することとした点、ならびに通常ノンプロでは実施されない建設工事案件の発注のための「事前調査・設計プロセス」が加わった点が、手続き上の特徴となっている。

本件支援の実施スケジュールは、被災地への支援の緊急性を踏まえ、相手国

³ 外務省経済協力局無償資金協力課「スマトラ島沖大地震及びインド洋津波被害への支援に関するノン・プロジェクト無償資金協力の実施について」（平成17年1月5日）

との交換公文の締結から 1 年の期間を定め、その間に供与資金の使途が全て決定されることを基本としている。日本政府は、交換公文締結の段階で、この期間終了時に供与資金の使途が決定されていない部分がある場合、国庫返納の扱いとなる旨、相手国政府との間で合意している。



2.3.1.3 案件の内容

このような事情から、本件支援におけるインドネシアへのノンプロ無償は、物品の調達のみ案件（プロジェクト）を含め、以下の13のプロジェクトで構成されている。

表 2-1 本件支援によるインドネシアへのノンプロ無償案件のリスト⁴

番号	案件名	調達品目
1	緊急支援物資（医薬品等/医療器具）	医薬品、医療器具（第一弾） 医薬品、医療器具（第二弾） 機材のモニタリングに係るコンサル選定
2	道路緊急復旧事業	建機（第一弾）①ER 建機（第一弾）②PM 建機（第一弾）③PI 建機（第一弾）④DK 建機（第一弾）⑤SJ 建機（第一弾）⑥UT 建機（第二弾）⑦PM 建機（第二弾）⑧ED 建機（第二弾）⑨SR 建機（第二弾）⑩SJ 資材（総称） 資材（コルゲートパイプ） 復旧工事（施工監理のコンサル選定） 復旧工事（舗装建設を含む、施工業者選定） 建機（第三弾）
3	水道・衛生施設復旧事業	建機 ①PM 建機 ②PI 建機 ③DK 建機 ④SJ 輸送役車（アチューニナス） トラック、消防車 水質検査キットなどの機材 配管工事（施工監理のコンサル選定） 配管工事（施工業者の選定）
4	保健所復旧事業（保健所機材供与計画）	救急車 巡回診療用車輦、薬剤用車輦、バイク、研究所用ラボ機材 医療キット 建物の修復（設計調査/施工監理のコンサル選定） 建物の修復（施工業者の選定）
5	孤児院再建事業	政府系2箇所の修復工事（施工監理のコンサル選定） 政府系2箇所の修復工事（施工業者の選定） その他4箇所の修復工事（設計調査/施工監理のコンサル選定） その他4箇所の修復工事（施工業者の選定） 給水タンク、家具等の機材
6	大学復旧等支援事業	イスラム（アラビヤ）大学向け機材 ジャクアララ大学向け機材 設計調査/施工監理を行うコンサル選定 施工業者の選定
7	放水器（灌漑工事）等の緊急復旧事業	建機 ①IT 建機 ②DK 建機 ③PI 建機 ④PM 建機 ⑤UT 建機 ⑥SJ 資材（総称） 資材（土壌改良） 車輦 移動式排水ポンプ・灌漑機 小規模工事（施工業者選定） 大規模工事（施工監理のコンサル選定） 大規模工事（施工業者の選定）
8	灌漑支援事業	ランブローの冷凍装置保管用の建物の建設（施工監理のコンサル選定） ランブローの冷凍装置保管用の建物の建設（施工業者の選定） 冷凍装置とランブロー以外の3箇所の保管用の建物の建設（施工業者の選定） 漁獲船局向けワークショップの建設工事（設計調査/施工監理のコンサル選定） 漁獲船局向けワークショップの建設工事（施工業者の選定） 漁獲船局向け機材 養殖場のワークショップなどの建設（設計調査/施工監理を行うコンサル選定） 養殖場のワークショップなどの建設（施工業者の選定） 養殖場向け車輦の調達 養殖場向け機材の調達 市場建設の設計調査/施工監理を行うコンサル選定 市場建設の施工業者の選定
9	地方市場の復旧等復旧事業	市場建設の設計調査/施工監理を行うコンサル選定 市場建設の施工業者の選定
10	職業訓練学校支援事業	移動訓練車 職業訓練機材 建物の復旧（設計調査/施工監理を行うコンサル選定） 建物の復旧（施工業者の選定）
11	イスラム学校等に対する支援事業	マドラッサ・ベサントレン向け教育機材 教育省管轄学校向け教育機材 教育省管轄学校向け学校施設の改修（設計調査/施工監理のコンサル選定） 教育省管轄学校向け学校施設の改修（施工業者の選定）
12	ラジオ・テレビ放送支援事業	ラジオ放送機材（家具） ラジオ放送機材（取材車輦） ラジオ放送機材（発電機材） ラジオ放送機材（リハビリ機材） ラジオ放送局の修復（施工業者の選定） テレビ放送機材（取材車輦） テレビ放送機材（発電機材、リハビリ機材）
13	土地権利台帳修復事業計画	土地台帳保全のための仮設 乾燥機を設置するための建物の建設 土地台帳を保管している冷凍倉庫の賃借料の支払 デジタル保存するための機材一式

⁴ 本中間評価実施時点の案件であり、今後変更される可能性もある。

2.3.2 草の根・人間の安全保障無償資金協力

草の根・人間の安全保障無償資金協力により実施されている案件は、以下の3件である。

- 1) スマトラ沖地震及び津波災害被災地アチェ州における巡回医療による人道支援計画
- 2) アチェ州におけるスマトラ沖地震及び津波災害被災者に対するラジオ放送による人道支援活動支援計画
- 3) ナングル・アチェ・ダルサラム州ムハマディア中学校（10校）図書館整備計画

(1) スマトラ沖地震及び津波災害被災地アチェ州における巡回医療による人道支援計画

実施団体：	ムハマディア青年部
供与限度額：	37,778,290 円
案件内容：	スマトラ島沖大地震及び津波で被災したアチェ州の住民に対して、簡単な医療設備を備えた車両で医師及び看護師が被災地域を巡回して治療を行うとともに、重病の場合は設備が整った病院への搬送を行う。なお、被災住民による自己負担が困難であることから、医療費及び薬代は全て無料とする。
裨益効果：	医療サービスを受ける被災地域住民約 6 万人
対象地域：	NAD 州バンダ・アチェ市、大アチェ県、アチェ・ジャヤ県、西アチェ県、ピディ県、ビルン県、ロクスマウエ市（北アチェ県周辺）、ナガンラヤ県
供与品目（費目内訳）：	医師巡回用車両（救急車）購入費 ガソリン代 車両維持管理費 医薬品及び携帯用医療器材 医師雇用費 看護師雇用費 運転士雇用費 チラシ作成費 患者用カルテ作成費 モニタリング費（他県への旅費、宿泊費、通信費） 外部監査費

(2) アチェ州におけるスマトラ沖地震及び津波災害被災者に対するラジオ放送による人道支援活動支援計画

実施団体：	インドネシア民放協会
供与限度額：	2,096,380 円
案件内容：	スマトラ島沖大地震及び津波災害で大きな被害を受けたアチェ州バンダ・アチェ市において、人道支援情報（医療情報や食糧支援情報等）及び行方不明になった家族の情報を発信するラジオ放送を実施する。
裨益効果：	ラジオ放送を直接及び間接的に聴取するバンダ・アチェ市及び大アチェ県の被災地域住民約 20 万人
対象地域：	NAD 州バンダ・アチェ市
供与品目（費目内訳）：	送信設備（300 ワットから 1 キロワット）1 セット 送信機リンク設備 1 セット アンテナ 1 セット 発電機 1 セット 車両借り上げ（1 台、3 ヶ月） バイク 2 台 ガソリン代（10 リットル×90 日） 外部監査費

(3) ナングル・アチェ・ダルサラム州ムハマディア中学校（10 校）図書室整備計画

実施団体：	ムハマディア青年部アチェ支部
供与限度額：	9,983,016 円
案件内容：	イスラム社会奉仕団体ムハマディアが所有するナングル・アチェ・ダルサラム州(以下 NAD 州)全体に散在する 10 の中学校の図書室の施設充実と建物修復を行う。具体的には、
裨益効果：	「生徒の学習環境の強化」「生徒の学習意欲を向上させる環境づくり」
対象地域：	バンダ・アチェ市、クアラ・シンパン市(アチェ・タミアン県)、ルクスコン市(北アチェ県)、メウラボ市(西アチェ県)、シナバン市(シメウルエ県)、ケウケ市(南アチェ県)、シンパン・カナン市(シンキル県)、クタチャネ市(南東アチェ県)、ブランケジャレン市(ガヨルウェス県)、タケゴン市(中部アチェ県)
供与品目：	図書室の改修 学校備え付け用教科書 500 冊 一般図書 500 冊 教師用・児童用の机と椅子 コンピュータ 2 台 プリンター 1 台等

第3章 協力の評価結果

3.1 ノンプロ無償のモニタリング・評価結果

本調査においては、インドネシア政府が実施するノンプロ無償による供与資金を活用したプロジェクト全13案件に関し、個別案件のモニタリング・評価を、株式会社建設技研インターナショナル（CTI）とUFJ 総合研究所インドネシア（UFJ）の2社が分担して実施している。2社による案件の分担は、表3-1の通りである。

表3-1 評価対象案件及び評価担当コンサルタントの一覧表

	案件	担当コンサルタント
1	緊急支援物資（医薬品等/医療器具）	CTI
2	道路緊急復旧事業	CTI
3	水道・衛生施設復旧事業	CTI
4	保健所復旧事業（保健所機材供与計画）	CTI
5	孤児院再建事業	UFJ
6	大学復旧等支援事業	UFJ
7	放水路（護岸工事）等の緊急復旧事業	CTI
8	漁業支援事業	CTI
9	地方市場の復旧整備事業	UFJ
10	職業訓練学校支援事業	UFJ
11	イスラム学校等に対する支援事業	UFJ
12	ラジオ・テレビ放送支援事業	CTI
13	土地権利台帳修復事業計画	UFJ

CTI: 株式会社建設技研インターナショナル

UFJ: UFJ 総合研究所インドネシア

本章では、コンサルタント2社による個別案件の評価結果を基に、各評価項目に関し、横断的なまとめと分析を行う。表3-2から表3-9までは、各案件に関する2社による評価項目毎の評価結果を一覧表にまとめたものである。2社が作成した各案件の評価票は、添付に記載している。なお、横断的なまとめと分析は、2社が12月7日までに作成した各案件の評価票の内容に基づいて行われており、添付にはそれ以後の2社による加筆・修正が反映されている。

表 3-2 進捗状況に関する評価結果

案件	進捗状況
1 緊急支援物資(医薬品等/医療器具)	(当該案件評価者による進捗状況の評価結果は記入なし。) 保健省は、JCSの努力により、ジャカルタでの業務はスムーズにすすんでいると報告している。既に、支援物資は保健省が指定した地方の保管所で保管されており、支援物資の利用は開始されている。保健省は、地方政府を通さず、支援物資を直接各地の保管所(22箇所)に搬送している。そのため、地方政府はプロジェクトの情報不足および調整不足を指摘している。地域住民レベルでは、プロジェクトの進捗について、調査に回答した88人中10人が「とても遅い」あるいは「遅い」と回答し、42人が「普通」と回答したが、残りの46人は「遅い」あるいは「とても遅い」と回答しており、どちらかという進捗が遅いと感じている住民の方が多い。
2 道路緊急復旧事業	(当該案件評価者による進捗状況の評価結果は記入なし。) すべての調達品目の契約が終了しており、契約済み金額は約34億で、契約の進捗率は100%である。現在、建設機械および資材は契約、第一ロットの資材はメタンに搬送され、第二ロットは来年1月に搬入予定になっている。コンサルは、既に7月に選定され、12月1日に施工業者が選定されている。地方政府実施機関は、津波災害から1年になるが、道路復旧工事が進まないことに苦立ちを示している。住民レベルでは、プロジェクトの進捗について、調査に回答した16人中1人が「普通」と回答した以外は、皆「遅い」あるいは「とても遅い」と回答している。
3 水道・衛生施設復旧事業	(当該案件評価者による進捗状況の評価結果は記入なし。) 現在の契約済み金額は約6.3億円で、契約金額による進捗率は約59.1%である。資材の調達は進んでいる。調達済の機械(給水車、ダンプトラック、重機等)は現地に搬入されている。しかし、現地に搬入された車両・重機等はまだまだ未登録の状態なので、使用されていない。地方政府実施機関は、現地への情報伝達の不足と関係機関間の調整不足を指摘している。住民レベルでは、プロジェクトの進捗について、調査に回答した18人中、3人が「とても遅い」、9人が「遅い」、4人が「普通」、2人が「遅い」と回答している。
4 保健所復旧事業(保健所機材供与計画)	(当該案件評価者による進捗状況の評価結果は記入なし。) 保健省によると、現在、入札準備段階にある。機材・機材には特殊仕様が多く、仕様決定に時間がかかっている。また、他のドナーの援助との調整も含め、準備が進められている。住民レベルでは、プロジェクトの進捗について、調査に回答した44人中、13人が「遅い」、14人が「普通」、16人が「遅い」、1人が「とても遅い」と回答している。実際プロジェクトは初期段階にあり、住民は保健所予定地の看板などにより進捗とプロジェクトを知っている程度と思われる。
5 孤児院再建事業	実施機関の社会省が入札手続に慣れていないこともあり全般的に仕様書の詰め等に時間を要したため、当初予定より数ヶ月程度遅れている。中央ならびに現場の関係者は、案件の加速化を強く求めている。
6 大学復旧等支援事業	調達機械が非常に多岐に亘っているため仕様の細部を詰めるのに時間を要したことから当初インドネシア側が期待した時期に比べ数ヶ月遅れている。両大学の関係者は、教育活動に悪影響を及ぼし、地域社会の不安が解消されない懸念も見られることから、施設・機材の調達の迅速化を強く望んでいる。特に、基本的な教育活動に不可欠な機材(図書等)については早急なる納入が求められている。しかし、図書の入札では応募者がなく再入札となったため調達が遅れている。
7 放水路(護岸工事)等の緊急復旧事業	(当該案件評価者による進捗状況の評価結果は記入なし。) 現在の契約済み金額は約4.2億円で、契約金額による進捗率は約37%である。プロジェクトは、機材調達と河川の放水路、護岸復旧工事からなるが、機材調達は一部(移動式ポンプ車等)を除き実施済みである。復旧工事のコンサル、施工業者の調達がまだ終了していない。地方政府実施機関によると、調達機材の内、重機、給水車等は未登録で、活用できない状態である。住民レベルでは、プロジェクトの進捗について、調査に回答した14人中、2人が「遅い」、9人が「普通」、3人が「遅い」と評価している。大半の住民はプロジェクトの進捗は普通と感じており、特に不満はないと思われる。
8 漁業支援事業	(当該案件評価者による進捗状況の評価結果は記入なし。) 現在の契約済み金額は約0.3億円で、契約金額による進捗率は約5%である。漁業活動回復のために必要な資材は、まだ、調達の準備段階であり、養殖施設の改修・再建工事も調達準備段階にある。住民レベルでは、プロジェクトの進捗について、調査に回答した9人中、4人が「普通」、5人が「とても遅い」と評価している。ヒアリング被験者10人のうち、8人は漁業関係者である。評価が分かれたのはプロジェクトについて限られた情報で判断したためと思われる。
9 地方市場の復旧整備事業	対象市場について両国政府間の合意及び施設の仕様の詰め等に時間を要したこと等のために全般的に当初の予定より数ヶ月程度遅れている。
10 職業訓練学校支援事業	機材数の変更及び仕様の詰め等のために全体的に当初の予定より数ヶ月程度遅れている。
11 イスラム学校等に対する支援事業	対象学校数が多く、仕様の詰め等に時間を要したことなどの理由により当初の予定より遅延している。
12 ラジオ・テレビ放送支援事業	(当該案件評価者による進捗状況の評価結果は記入なし。) 現在の契約済み金額は約3.8億円で、契約金額による進捗率は約36%である。現在の状況は：RRIの資材調達のテンダーは終了し、建物の修復の調達が残っている。住民レベルでは、プロジェクトの進捗について、調査に回答した22人中、6人が「遅い」、6人が「普通」、9人が「遅い」、1人が「とても遅い」と評価している。このプロジェクトでは、ラジオ局の機材を導入していても一般の目にふれないので、住民に実感が湧かないためと思われる。
13 土地権利台帳修復事業計画	アチ州土地局によれば、当初は最短で7月末から真空凍結乾燥機が稼働できるという理解であったが、現実には4ヶ月程度遅れている。同機材を日本から輸出するに当たって日本の担当官庁の許可を得るためのペーパーワークが多かったこと、イ側の機材の運搬手続き、免税申請手続きへの不適切な対応も遅れの原因となった。

(注) 評価者が調査で得た事実情報のみを記述し、評価者自身による評価(価値判断)を記載していないと判断される場合、「当該案件評価者による進捗状況の評価結果は記入なし」という注を付した。

表 3-3(1) 妥当性に関する評価結果

案件	妥当性
1 緊急支援物資(医薬品等/医療器具)	<p>(当該案件評価者による妥当性の評価結果は記入なし。)</p> <p>復興計画の中での位置づけ: 緊急時には、医薬品等の支援物資は優先度が高く、保健省は、マスタープランに沿って実施されておりプロジェクトは妥当であると判断している。 住民への医薬品の供給等は、復興計画の地域再建の中で重要な位置づけにあり、プロジェクトは復興計画の中で重要な位置を占めている。</p> <p>現地の復興ニーズとの整合性: 保健省は、プロジェクトは、被災地の全てのターゲットグループ(コミュニティ、住民)を対象にしており、そのニーズに適合しており、復興のニーズとの整合性は高いと判断している。 地方政府実施機関はターゲットグループに必要な医薬品が配布されているとしている。 住民レベルでは、ニーズとの整合性について、調査に回答した103人中52人が「素晴らしい(Excellent)」あるいは「良い(Good)」と回答し、27人が「普通(Fair)」としている。</p>
2 道路緊急復旧事業	<p>被災地域の復旧・復興においてプロジェクトの妥当性は高いと判断される。</p> <p>復興計画の中での位置づけ: 復興計画の中で、インフラ復旧は最重要課題である。中でも、交通インフラの復旧は重要度が高い。 プロジェクトはチャラン〜ムラボ間および周辺地域へのアクセス道路(合計約122km)の緊急支援道路復旧を目的としている。</p> <p>現地の復興ニーズとの整合性: プロジェクトは西海岸の幹線道路およびアクセス道路の復旧であり、地域の復興ニーズとの整合性は高い。 住民レベルでは、プロジェクトと住民のニーズの整合性について、調査に回答した19人中4人が「普通」、10人が「悪い」、5人が「とても悪い」と回答しており、まだ工事未着手のため評価は低い。またヒアリング被験者の大半が農民であり、道路利用を直感意識する立場の者ではなかったことが、低評価の要因の一つと思われる。</p>
3 水道・衛生施設復旧事業	<p>(当該案件評価者による妥当性の評価結果は記入なし。)</p> <p>復興計画の中での位置づけ: プロジェクトは、パンダアチ市、大アチ県およびニアス島における水道設備の改修、互換・廃除を行うとともに、給水車や屎尿収集車を支援するもので、プロジェクトはマスタープランに基づいている。</p> <p>現地の復興ニーズとの整合性: プロジェクトは現地の状況を考慮したもので復興ニーズと整合している。 住民レベルでは、プロジェクトの住民のニーズとの整合性について、調査に回答した16人中、7人が「素晴らしい」、6人が「良い」、2人が「普通」、1人が「悪い」と評価している。</p>
4 保健所復旧事業(保健所備付材供与計画)	<p>(当該案件評価者による妥当性の評価結果は記入なし。)</p> <p>復興計画の中での位置づけ: 被災地域の保健サービスを回復するには、津波により被災した施設・設備の早急な復旧が必要であり、プロジェクトの実施はきわめて重要である。 津波で破壊された施設・サービスの回復を目標としている。</p> <p>現地の復興ニーズとの整合性: 被災者のニーズに適合するように計画している。 住民レベルでは、プロジェクトの住民のニーズとの整合性について、調査に回答した44人中、1人が「素晴らしい」、16人が「良い」、18人が「普通」、8人が「悪い」、1人が「とても悪い」と評価しており、全体としては比較的高い評価となっている。 しかしながら、「悪い」という評価もあり、これはプロジェクトの進捗についての不満の現れと思われる。</p>
5 孤児院再建事業	<p>極めて妥当である。</p> <p>中央政府のアチ復興計画マスタープランにも述べられているように、最も深刻な被害を被った子供たちの生活保護、教育及びそれらをサポートする施設の向上は緊急かつ最優先とされる計画のひとつである。 また、本案件にかかる全ての関係者は、日本政府の支援は非常に重要であると認識している。</p>
6 大学復旧等支援事業	<p>本案件は、アチ州地域社会全体に大きな裨益をもたらし、日本政府が緊急支援を実施することは非常に有意義である。 大学の復興は地域社会の将来を担う優秀な人材を育成するという意味で非常に重要であり、アチ復興計画マスタープランのなかでも高等教育機関の復興は緊急かつ重要な案件と位置づけられている。また本案件の全ての関係者は、日本政府の支援は重要であると認識している。</p>
7 放水路(護岸工事)等の緊急復旧事業	<p>(当該案件評価者による妥当性の評価結果は記入なし。)</p> <p>復興計画の中での位置づけ: スマトラ大地震・津波により河川の放水路・護岸が被災し、広範囲の地域が浸水、多数の住民が影響を受けており、堤防、護岸の復旧が急がれている。</p> <p>当プロジェクトは、河川の放水路堤防・護岸施設の復旧をほかり、被災地域・住民の安全化を図る。</p> <p>現地の復興ニーズとの整合性: 当プロジェクトの対象は、被災地域住民の安全と同時に、地域の洪水放水路および主要河川であり、アチの復旧・復興計画とは密接な関係にある。</p> <p>プロジェクトの妥当性については公共事業省および現地実施機関も高く評価している。 住民レベルでは、プロジェクトの住民のニーズとの整合性について、調査に回答した14人中、5人が「素晴らしい」、4人が「良い」、3人が「普通」、1人が「悪い」、1人が「とても悪い」と評価し、全体としては高い評価を得ている。</p>
8 漁業支援事業	<p>現地の復興を図るには、当プロジェクトで実施する漁業支援は不可欠である。</p> <p>復興計画の中での位置づけ: 漁業および養殖漁業は、復興計画の中では主要な再生産産セクターと位置づけられている。 当プロジェクトの漁業支援、養殖施設ワークショップの復旧および復興は、緊急性が高い。施設は、周辺地域にエビ、魚の種を供給する使命と機能を求められており、当地域の漁業の回復、復興の上で重要である。</p> <p>現地の復興ニーズとの整合性: 当地域は、漁業および養殖漁業(エビ、魚)が盛んであったが、スマトラ沖地震・津波により甚大な被害を受けている。</p>

(注) 評価者が調査で得た事実情報のみを記述し、評価者自身による評価(価値判断)を記載していないと判断される場合、「当該案件評価者による妥当性の評価結果は記入なし」という注を付した。

表 3-3(2) 妥当性に関する評価結果（前ページの続き）

案件	妥当性
9 地方市場の復旧整備事業	本件を復興無償案件で取り上げることは極めて妥当である。中央政府のアチエ復興計画マスタープランによれば、経済活動を促進する市場の向上は必要不可欠であるとされ、市場をサポートする本案件の対象施設と機材は復興計画の重要な部分となっている。商業活動が公正さ及び妥当性を保つためには、法的機関(商業省が運営する度量衡事務局)が測定するための度量衡器が必要となる。測定は、毎月の頻度で行われる。古い測定・度量衡器は、津波と大地震による損傷を受けたため、新しい度量衡器の調達が必要不可欠となっている。
10 職業訓練学校支援事業	本案件はアチエ州全体の州民の雇用拡大に貢献する。アチエ復興計画の中でも貧困削減のための雇用の拡大・失業者対策は最重要の課題と受けとめられており、BLK機能の復興・発展を目指す本案件は緊急かつ必要性が高い。また、要請された支援品目は、訓練活動には必要不可欠な品目である。
11 イスラム学校等に対する支援事業	本案件は対象学校の関係者(生徒、教師、事務員、管理者など)のみならず、生徒の両親、親戚を含む周辺地域住民全般に裨益する。アチエ復興計画のマスタープランにおいても被災地の子供たちへの学校教育の復興については、アチエ州の将来を担う人材を育成するという意味で最も緊急かつ優先すべき課題の一つとして位置づけられている。また、日本政府は他のドナーが手廻となっている中学校、高校の施設・設備の修復に集中しており緊急性の高い無償援助として取り上げるに極めて相応しい案件である。
12 ラジオ・テレビ放送支援事業	現地の復興ニーズとの整合性: プロジェクトの導入機材により、ラジオ・TV放送施設の一部回復が図られた。ラジオ・TV放送は住民に正確な情報を伝達するためには不可欠な手段であり、これにより地域の防災体制の強化も可能になり、住民は安心して、復旧・復興活動に参加できるようになる。プロジェクトは公共サービスに有用であり、現地の復興ニーズとの整合性は高い。 住民レベルでは、プロジェクトと住民のニーズの整合性について、調査に回答した22人中、3人が「良い」、8人が「普通」、11人が「悪い」、2人が「とても悪い」と回答しており、住民の直接的なニーズへの評価は低いと判断しているが、ラジオ局の整備は防災情報の伝達に不可欠であり、この点については「期待される効果」のヒアリング結果にあるとおり、理解されていると思われる。
13 土地権利台帳修復事業計画	本案件は、アチエの社会・経済活動復旧において所有権、土地利用権等を確立するために必要不可欠な土地台帳の現状回復を目指すと共に同台帳の電子化により利用者へのアクセスサービスの向上を図るものであり、アチエの復興計画の中でも極めて緊急かつ重要な案件と位置づけられている。本件が完了すればアチエ州の社会・経済活動の回復及び今後の発展において州民全体に等しく裨益する。

(注) 評価者が調査で得た事実情報のみを記述し、評価者自身による評価(価値判断)を記載していないと判断される場合、「当該案件評価者による妥当性の評価結果は記入なし」という注を付した。

表 3-4 施設・機材の活用度に関する評価結果

案件	施設・機材の活用度
1 緊急支援物資(医薬品等/医療器具)	(当該案件評価者による施設・機材の活用度の評価結果は記入なし。) 支援物資は被災地のターゲットグループ、各地方の保健所に搬送されている。 事業全体から見た施設・機材導入の妥当性: 保健所は、医薬品は、ニーズに応じて計画されており、プロジェクトの妥当性は高いと報告している。 現地機関は、支援物資は、現状の需要に見合っていないと報告しているところもある。 住民レベルでは、緊急支援医薬品の使用については、調査に回答した104人中74人が「利用した」と回答している。(なお、調査に回答した人の約3割は津波の被害を受けていないということである。)
2 道路緊急復旧事業	機材は、納入されているが、建設工事の着手が遅れていたため、まだ活用されていない。しかし、施設・機材は現地の事情を十分に考慮して選定されているので、有効に活用されると判断する。具体的な活用度は、今後の建設工事実施段階で明らかになる。 住民レベルの道路利用に対する期待は、調査に回答した19人中15人が「期待している」と回答しており、期待度は高い。(「期待していない」と答えた者が4人もいるのは、「ニーズの整合性」と同様の理由と思われる。) 事業全体から見た施設・機材導入の妥当性: 公共事業者によると、機材・資材は現地の事情を十分考慮して計画・調達されている。導入機材・資材は通常の道路建設用重機等であり、妥当性は問題ないと判断している。
3 水道・衛生施設復旧事業	資機材は有用であるが、現在、登録手続きの遅れにより、まだ活用されていない。しかし、有用な機材なので登録手続きが済めば、津波被害の規模が大きく、作業は多いので、デイリーに活用されると判断する。 住民レベルの当プロジェクトに対する期待は、調査に回答した17人中17人が「期待している」としており極めて高い。 事業全体から見た施設・機材導入の妥当性: 施設・機材導入は、現地状況から、妥当性は高い。
4 保健所復旧事業(保健所機材供与計画)	現地のニーズは極めて高いと考えるので、プロジェクト実施後の活用頻度は高いものと推察する。車両等はデイリーに使用されるものと判断する。 事業全体から見た施設・機材導入の妥当性: 被災住民の健康維持の上から、保健サービスの回復は重要であり、災害復旧、復興支援の上で、プロジェクトの妥当性は高い。 デイリーの活用を予測しているが、活用度を確信する体感はない。 「ブスケマスを利用したことがあるか」という問いに対し回答した44人中、38人が「ある」、6人が「ない」と回答している。 さらに保健所が整備されると施設の利用率は上がると思われる。
5 孤児院再建事業	施設・機材は未だ活用できる段階ではないが、案件完了後本案件で支援される施設・機材の活用度は非常に高いと考えられる。
6 大学復旧等支援事業	施設・機材は未だ供与されておらず利用できる状況ではないが、すべての供与予定機材は必要性の高いものであるため完了後の活用度は高いと予想される。また、ほとんどの研究機材については大学の専門家が従前より使用していたものであり、使用方法等に関する問題はない。
7 放水跡(崖岸工事)等の緊急復旧事業	調査機材はすでに現地に搬入されているが、車両関係は、まだ登録手続きが完了していないので、活用できない状態である。 導入機材は、多くの復旧・復興工事の現場で活用できるので、登録が済めば、活用度合いは増加するだろう。 事業全体から見た施設・機材導入の妥当性: 復旧対象の施設は、津波で被災した施設の一部であり、導入機材は現地の条件を考慮して選定されており、導入施設・機材の妥当性は高い。
8 漁業支援事業	養殖施設および関連機材は、デイリーの使用が予想される。 事業全体から見た施設・機材導入の妥当性: 当プロジェクトの改修施設、導入資機材は、漁業の回復を図る上で必要である。 住民レベルの当プロジェクトに対する期待は高い。
9 地方市場の復旧整備事業	現状では施設及び機材は利用できる状態に至っていないが、プロジェクトが完了すれば活用度は非常に高いと予想される。
10 職業訓練学校支援事業	現時点では施設・機材は建設・納入されていないが、案件完了後の活用度は非常に高いと考えられる。
11 イスラム学校等に対する支援事業	現状では施設・機材の調達が終了していないが、プロジェクトの完了後の活用度は非常に高いと考えられる。
12 ラジオ・テレビ放送支援事業	(当該案件評価者による施設・機材の活用度の評価結果は記入なし。) 現在、導入資機材の事務用家具および車両は活用されているが、調達した放送機材は、現在輸送中(メダン-アチェ)である。 事業全体から見た施設・機材導入の妥当性: プロジェクトで導入した事務用家具および車両は放送・取材に活用されており、今後実施予定の建物の修復、機材導入も放送の復旧に必要なものである。
13 土地権利台帳修復事業計画	現状では真空凍結乾燥機及びその関連施設のみが利用できる状況にあるが、JICA専門家の技術指導及び機材供給会社から派遣されている専門家による2週間の操作訓練の結果、活用度は極めて高く、シフト制で24時間1週7日間フルに稼働している状況である。 また、選定されている機材は、「死活的な書類」(vital documents)の原紙を修復するために世界的に認知されている真空凍結乾燥機及び土地台帳修復後のデジタル化に必要な機材が中心となっており、案件の緊急性及び持続発展性にかない妥当かつ機能的にもタイムリーである。

(注) 評価者が調査で得た事実情報のみを記述し、評価者自身による評価(価値判断)を記載していないと判断される場合、「当該案件評価者による施設・機材の活用度の評価結果は記入なし」という注を付した。

表 3-5(1) 期待される効果に関する評価結果

案件	期待される効果
1 緊急支授物資(医薬品等/医療器具)	<p>(当該案件評価者による期待される効果に関する評価結果は記入なし。)</p> <p>当初想定した援助効果の発現についての評価: 当初、不足している、または不足すると想定される緊急支授物資を供給している。</p> <p>効果の定量的指標による評価: 保健省は、プロジェクトの効果は、被災住民の健康状態をベースに評価する方針だが、まだ、定量的な評価指標や目標は設定していない。</p> <p>現地での利用状況に関するモニターの体制はなく、プロジェクトの効果の確認はまだ実施されていない。</p> <p>住民レベルは、プロジェクトの効果について、調査に回答した99人中、28人が「素晴らしい(Excellent)」、36人が「よい(Good)」、17人が「普通(Fair)」としており、プロジェクトの効果が高く評価をしている。</p>
2 道路緊急復旧事業	<p>当プロジェクトの実施により、部分的ではあるが地域の復旧・復興需要のニーズの解消が図られ、地域の経済状況の改善効果が期待される。当初、2005年内完成を目指していたが、工事着手の遅れに伴い、効果の発現は遅れている。</p> <p>なお、計画時点で、期待される効果の定量的な「評価指標」や「評価目標」は設定されていない。</p> <p>効果の定量的指標による評価: 公共事業省および地方実施機関は、プロジェクトの進捗をモニターする体制はあるが、効果の定量評価に関する指標やモニターの準備はしていない。</p> <p>住民レベルのプロジェクトの進捗への期待が高い。</p>
3 水道・衛生施設復旧事業	<p>プロジェクト完了後期待される効果は</p> <ul style="list-style-type: none"> - 支援地域における上水道の復旧 - 給水状態、給水サービスの回復 - 支援地域の瓦礫・泥等の堆積物の撤去 - 屎尿回収等衛生面の改善 <p>による安定した生活の開始である。</p> <p>公共事業省および地方実施機関は、導入機材の監理については、体制があるが、具体的な成果の評価指標は定めていない。評価指標としては「サービス人口」等が考えられる。</p> <p>住民レベルのプロジェクトへの期待は高い。</p>
4 保健所復旧事業(保健所備付材供与計画)	<p>当初想定した援助効果の発現についての評価: 当プロジェクトは地域医療システムの再構築を支援し、プロジェクト終了後に期待される効果は、保健医療サービスの回復と被災者に対する医療環境の復旧である。</p> <p>効果の定量的指標による評価: 保健省によると、「効果評価の定量的な指標」はまだ設定されていない。また、モニター体制もないが、今後現地の「モニター」について検討する。</p> <p>住民レベルのプロジェクトへの期待は高い。</p>
5 孤児院再建事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設が改修され、必要な機材が入ることで孤児受け入れ数が増え、ホームレスの孤児の数が減る。 2. 教育を受けられる孤児の数が増える。 3. 孤児の栄養及び生活の質がよくなり、健康状態が向上する。 4. 孤児の精神的な不安感が軽減される。 5. 孤児の生活環境が向上に伴い、勉学意欲が向上する。
6 大学復旧等支援事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. アチエ州の代表的な高等教育機関である対象2大学の教育・研究能力が充実することでアチエ州における優秀な人材の育成が可能となる。 2. 大学の教育・研究設備が改善されることで学生・教員数が増える(その結果、大学の収入が増える) 3. 大学教員・学生の研究・学習意欲が向上する。 4. 大学の組織が質・量共に改善される。 5. 大学の研究論文数が増える。 6. 大学の事務が効率的になる。 7. 地域社会への医療・栄養面での貢献が増える。
7 放水路(崖岸工事)等の緊急復旧事業	<p>バンダアチエ市内で破壊したアチエ川の洪水放水路および4河川の崖岸復旧整備終了後に期待される効果は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 市内浸水域の復旧をはかり、避難状態である住民へ土地の利用を促進。 - 住民の安定した生活活動の開始 <p>効果の定量的指標による評価: 公共事業省および現地実施機関は、施設復旧工事の実施に伴うモニタリングの体制はあるが、プロジェクトの定量的な評価指標は定めていない。</p> <p>現地実施機関も評価指標はまだない。</p> <p>住民レベルのプロジェクトへの期待は高い。</p>
8 漁業支援事業	<p>当プロジェクトの実施により期待される効果は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - インダアチエ市及び周辺地域の漁業の回復 - 漁民生活の回復・改善 - 地域経済の回復・復興 <p>効果の定量的指標による評価: 当プロジェクトは効果の評価指標は設定していない。</p> <p>プロジェクトの効果は、導入する漁業資機材・施設に期待される。漁獲高、養殖施設の生産高(エビ及び魚の生産)と考えられる。</p> <p>住民レベルのプロジェクトの生活改善に対する期待は高い。</p>
9 地方市場の復旧整備事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対象市場が復旧することでアチエ州の住民の生活物資の調達が可能になり、地域経済が活発化する。 2. 度量衡器が復旧することで小売市場・卸売り市場の商品の計測が正確となり、適正な市場運営がなされる。

(注) 評価者が調査で得た事実情報のみを記述し、評価者自身による評価(価値判断)を記載していないと判断される場合、「当該案件評価者による期待される効果に関する評価結果は記入なし」という注を付した。

表 3-5(2) 期待される効果に関する評価結果（前ページの続き）

案件	期待される効果
10 職業訓練学校支援事業	1. アチェ州全体で職業訓練を受けて復興活動に必要な技能を有する人材が増えて、雇用の拡大される。 2. 地域の企業に技能工が増えることで地域産業の生産性が増大し、地域経済が活性化される。 3. 地域の中小企業に直接的な修理等の必要なサービスを安価に提供することで企業活動が活発化される。 4. 技能工による起業が増え、産業の裾野が広がり、アチェ州における雇用の拡大される。
11 イスラム学校等に対する支援事業	1. 被災地の生徒が適切な教育を受けられるようになり、学習意欲が向上する。 2. 全・半壊した学校の生徒が本来の学校に戻ってくることで、移動にかかる時間・コストが節約でき、勉学に回せる時間が増える。 3. 対象学校の教員の教育意欲・情熱が向上する。 4. 上記によりアチェ州全体の教育の質が改善され、地域の経済が発展する。
12 ラジオ・テレビ放送支援事業	当プロジェクトは、災害に強いラジオ・TV施設の復旧を図ることにより期待される効果は以下のとおりである。 -アチェ州の住民は正確な情報を迅速に得ることが可能になり、災害時に住民が適切な対応を取れるようになる。 -防災体制の確立が可能になる。 -住民が安心して生活を営むことが可能になり、復旧・復興活動に参加が可能になる。 効果の定量的指標による評価： 当プロジェクトの効果評価の定量的指標は設定されていないが、ラジオ・TV施設の復旧に伴う被災住民はアチェ州の住民に限らず、広範囲の住民が情報を迅速に共有することが可能になる。この広範囲の地域住民による情報の共有は、今後の地域の安定・再建に向けての、プロジェクトの効果である。 住民レベルのプロジェクトへの期待は高い。
13 土地権利台帳修復事業計画	1. 土地台帳の回復によって土地売買が可能となり、経済活動が活発化される。 2. 土地台帳の回復によって土地問題にかかる紛争が削減される。 3. 土地台帳を初めとする「vital documents」の複製保存方法にかかる知識・ノウハウがインドネシア政府、アチェ州政府に移転される。 4. 土地台帳を初めとする「vital documents」のデジタル化及びデータベース化にかかる知識・ノウハウがインドネシア政府、アチェ州政府に移転される。

（注）評価者が調査で得た事実情報のみを記述し、評価者自身による評価（価値判断）を記載していないと判断される場合、「当該案件評価者による期待される効果に関する評価結果は記入なし」という注を付した。

表 3-6 他ドナーによる支援との関係に関する評価結果

案件	他ドナーによる支援との関係
1 緊急支援物資(医薬品等/医療器具)	当該案件評価者による他ドナーによる支援との関係に関する評価結果は記入なし。 医薬品は、他のドナーからの援助もあるので、計画時に各ドナーの支援状況を踏まえ、計画している。しかし状況により、変わる可能性もある。
2 道路緊急復旧事業	当プロジェクトは計画段階で、他ドナーによる支援プロジェクトと重複がないよう調整されている。現在、アチェには復旧・復興には特別に調査機関(BRR)が設けられており、他ドナーの支援と重複がないよう調整している。
3 水道・衛生施設復旧事業	プロジェクトは、計画策定段階でBAPPENAS、公共事業、アチェ政府と調整されており、他ドナーの支援との重複は無い。 なお、ニラス島の水道工事については5グループ(GTZ, France, Holand, North Sumatra, JICS)連携して進めている。
4 保健所復旧事業(保健所器材供与計画)	当該案件評価者による他ドナーによる支援との関係に関する評価結果は記入なし。 他のドナーとの重複が無いようにモニターする。
5 孤児院再建事業	他ドナーとの支援の重複は無い。 バンダアチエの他の7カ所の孤児院についてはスイス政府の資金援助が入る。
6 大学復旧等支援事業	他ドナーとの支援の重複は無い。
7 放水路(護岸工事)等の緊急復旧事業	現在、他のドナーとの重複はなく、実施段階では十分調整されるので他ドナーとの重複は発生しない。
8 漁業支援事業	当プロジェクトは、計画時点で、他のドナーの支援と重複が無いように調整されているので、重複は出ない。
9 地方市場の復旧整備事業	他ドナーとの支援の重複は無い。
10 職業訓練学校支援事業	他ドナーとの支援の重複は無い。 国際機関のILOは包括的にアチェ州労働局との間で協力関係を構築しており、各種のワークショップを通じてBLKの人材育成に貢献すると共に運営費の支援を行っている。なお、GTZ及びPT Semen Andalas(国営企業)もBLKの訓練プログラム策定及び人材育成等にかかる支援を行っているが、ハード面での支援は日本のみである。
11 イスラム学校等に対する支援事業	他ドナーとの支援の重複は無い。 初等教育についてはUNICEFなど多くのドナーが支援を行っているが、中学校・高校については比較的手薄となっており、重複はない。
12 ラジオ・テレビ放送支援事業	他ドナーとの支援の重複は無い。
13 土地権利台帳修復事業計画	他ドナーとの支援の重複は無い。 世界銀行や欧州を中心とした多国籍ドナーにより、アチェ州全体のリモートセンシングを使用したデジタル地図の作成は2005年9月に完了している。今後は、修復された土地台帳のデジタル情報と上記デジタル地図を照合していくことが必要となる。 なお、世銀は修復された土地台帳を使用して住民・NGOを関与させた土地問題解決制度の構築を支援し、土地庁の施設修復も行う予定。

（注）評価者が調査で得た事実情報のみを記述し、評価者自身による評価（価値判断）を記載していないと判断される場合、「当該案件評価者による他ドナーによる支援との関係に関する評価結果は記入なし」という注を付した。

表 3-7 広報効果に関する評価結果

案件	広報効果
1 緊急支援物資(医薬品等/医療器具)	個々の医薬品については、日本の支援物資であることは知られていない可能性が高い。薬の供与において、日本の支援であることを住民に知らしめるのはかなり難しく、新聞、テレビなどのメディアによる報道が不可欠と思われる。医薬品の場合、広報効果は難しいと報告している。広報効果が低いのは、地方政府に情報が少ないことも一つの原因と考えられる。当プロジェクトの計画準備は全て中央政府がしており、地方政府はプロジェクトの内容に関する情報が少なく広報活動の対応が十分に出来ない可能性がある。住民レベルでは、日本の支援プロジェクトであることを知っているという回答したのは、調査に回答した99人中42人と半数以下であった。
2 道路緊急復旧事業	中央政府および地方政府レベルにおける「広報効果」は高い。インドネシア国民は、アチェの復旧・復興の進捗に関心が高く、また、各ドナー国の支援活動にも注意している。したがって大半の国民は支援してくれる国について知っている。
3 水道・衛生施設復旧事業	プロジェクトはまだ実施されていないので、まだ、広報活動は不十分だが、実施の段階になれば、広く知られるようになると判断する。また、現地の多くの住民は、マスメディア及び報道等を通して、日本の支援プロジェクトについて知っている。当地域では、今まで多数の日本のODA事業が実施されており、日本政府の地域社会への貢献は知られていると判断する。住民レベルでは、「日本の支援プロジェクトであることを知っているか」との設問に対して、18人中5人が「よく知っている」、9人が「知っているがそれほど詳しくはない」、4人が「知らない」と回答している。住民の大半は、日本の支援プロジェクトであることを知っているが、大半は建設機械などに添付されている日本の国旗やロゴなどで情報を得ようとしている。
4 保健所復旧事業(保健所機材供与計画)	保健所は、広報効果は極めて高いと判断しているが、地方政府実施機関への情報伝達が少なく、地方レベルの広報活動はまだ遅れている。住民レベルでは、「日本の支援プロジェクトであることを知っているか」との設問に対して、44人中11人が「知っているがそれほど詳しくはない」、33人が「知らない」と回答している。プロジェクトが本格的に始動していないこともあり、日本の支援プロジェクトであることはあまり知られていない。
5 孤児院再建事業	未だ改修工事が始まっていないこともあり広報効果はそれほど大きくない。案件現場には日本政府の看板が見られるが、案件の進捗状況について地方政府に対して十分な情報が伝わっていない。
6 大学復旧等支援事業	施設の改修工事及び機材の設置が始まっておらず、案件のビジビリティはあまり高くない。また、重要関係者のみが案件の進捗状況を認識しているが、その他の多くの利益者は状況を把握していない。対象案件の現場では、JICSは看板(120cmX90cmのサインボード)を設置してあるが、この看板は、遠方からはあまり視覚効果が無い。
7 放水路(護岸工事)等の緊急復旧事業	これまでの、日本の対応により、大半のアチェ市の住民は、プロジェクトが日本の支援により実施されることは知っている。住民レベルでは、「日本の支援プロジェクトであることを知っているか」との設問に対して、13人中1人が「よく知っている」、12人が「知っているが詳しくはない」と回答している。プロジェクトは開始されたばかりではあるが、建設機械に添付されている日本の国旗やロゴによって日本の支援ということは知ることができる。
8 漁業支援事業	当プロジェクトは、広報効果は高いと判断される。住民レベルでは、「日本の支援プロジェクトであることを知っているか」との設問に対して、回答した9人中3人が「よく知っている」、4人が「知っているがそれほど詳しくはない」、2人が「知らない」と回答している。ワークショップ予定地に看板が設置されており、それから情報を得ていると思われる。
9 地方市場の復旧整備事業	現時点では建物の建設が始まっておらず、工事現場では日本国政府の支援を示したサインが見られないためビジビリティはあまり高くない。但し、例外的に即売り市場の建設予定地であるラムバロ地域では、他のプロジェクトと同様のサイズの看板が立てられており、日本の支援で市場が建設されることは関係者に知られている。
10 職業訓練学校支援事業	案件の広報効果は、標準的であると考えられる。但し、他の案件と同様に実際に施設・機材の調達現場で目に見える形で始まっていないために、中央政府と地方政府の重要な関係者のみが、案件の進捗状況を認識しているだけで、その他関係者の多くは状況を把握していない。案件対象の現場では、JICSは看板(120cmX90cmのサインボード)を設置してあるが、この看板は遠方からはあまり視覚効果が無い。
11 イスラム学校等に対する支援事業	現状では施設・設備が未だ目に見える形で利益者に認識されないため案件のビジビリティはそれほど高くない。JICSのサインボードは学校建設・改修予定地に立っているが、近くへ行かないと識別できないために学校周辺住民全体には広く情報が伝わっていない。今後施設の建設、機材の納入が開始されればビジビリティも自ずと高まると考えられる。
12 ラジオ・テレビ放送支援事業	現在のプロジェクトの広報活動は、まだ、顔の見える結果にはなっていない。しかし、ラジオ・TV放送施設等の地道な支援により、今後、時間の経過と共に住民の認識の向上も期待され、プロジェクトの広報効果は高まるものと期待する。現地ではプロジェクトに関する情報不足を指摘している。住民レベルでは、日本の支援プロジェクトであることは、まだ、全く知られていない可能性がある。「日本の支援プロジェクトであることを知っているか」との質問に対して、調査に回答した22人中22人が「知らない」と回答した。ラジオ局、テレビ局内部でのプロジェクトになるので、メディアを利用した広報活動が必要である。
13 土地権利台帳修復事業計画	ビジビリティは非常に高い。日本の支援でアチェ州の土地台帳が修復されていることはインドネシア政府のみならずメディアにより国民全体にも宣伝されている。

表 3-8 被援助国による評価

案件	被援助国等による評価
1 緊急支援助具(医薬品等/医療器具)	保健省は、プロジェクトについて、本省、地方政府、住民およびメディアは高い評価をしていると判断している。住民レベルでは、プロジェクトに対して、調査に回答した94人中、33人が「素晴らしい(Excellent)」、32人が「よい(Good)」、15人が「普通(Fair)」、12人が「悪い(Poor)」、2人が「とても悪い(Very poor)」と回答しており、85%が「普通」以上との評価をしている。
2 道路緊急復旧事業	公共事業省は高い評価をしている。地方政府実施機関は「普通(fair)」と評価をしている。住民レベルでは、調査に回答した18人中2人が「素晴らしい」、7人が「良い」、2人が「普通」、5人が「悪い」、2人が「とても悪い」と回答し、過半数が「普通」以上と評価している。これにはプロジェクトの進捗に対する批判や道路整備による利益を直接受けない人々の評価が反映していると思われる。
3 水道・衛生施設復旧事業	プロジェクトについて、政府、国民、住民、メディアは高い評価をしている。住民レベルでは、調査に回答した14人中、9人が「素晴らしい」、4人が「良い」、1人が「悪い」と回答しており、高い評価を得ている。
4 保健所復旧事業(保健所器材供与計画)	保健省および地方政府実施機関は、プロジェクトについて、政府、国民、住民ならびにメディアは高い評価をしていると判断している。住民レベルでは、調査に回答した40人中、5人が「素晴らしい」、20人が「良い」、15人が「普通」と評価している。プロジェクトが始動したばかりではあるが高い評価を得ており、住民のプロジェクトへの期待が大きいことが分かる。
5 孤児院再建事業	全関係者にとって非常に緊急且つ重要な援助であると受け止められている。インドネシア政府は、社会的な混乱の中で増えつつあるホームレスの子供たちと孤児を受入れる空間を創出する上で重要な「戦略的」な案件であると見ている。社会省は省の低予算にもかかわらず、コストをかけ土地を購入したが案件の進捗状況が遅いことに苛立ちを感じている。中央・地方政府関係者及び孤児院現場の地域社会の関係者は、日本国政府に対し、案件の加速化とより積極的な情報提供を強く求めている。
6 大学復旧等支援事業	インドネシア政府の関係者は、本案件は両大学における教育活動の復興と向上についてはアチェ州における高等人材育成に重要な「戦略的」な案件であるとし、大学関係者共々案件の加速化を求めている。また、両大学の学生及び一般の教員は、現在の進捗状況についてほとんど情報がないために案件の進捗が遅いことに不満を示している。
7 放水路(灌漑工事)等の緊急復旧事業	今までの対応により、公共事業省、地方政府実施機関、地域住民およびメディアは、プロジェクトに対して高い評価(Good)をしている。住民レベルでも、調査に回答した14人中、9人が「素晴らしい」、2人が「良い」、3人が「普通」と回答しており、高い評価となっている。
8 漁業支援事業	実施機関は、当プロジェクトについて、ワークショップ、ドナー調整会議、メディア(TV、地方紙)を通して、高く評価している。住民レベルでは、調査に回答した8人中、6人が「良い」、2人が「とても悪い」と評価しており、比較的高い評価を得ていると判断できるが、「とても悪い」と評価した者の意見として「直接津波被害者の救済をすべき」ということであった。
9 地方市場の復旧整備事業	インドネシア政府は、本件を伝統的な市場機能の回復と共に卸売機能を開発させるための「戦略的」な案件と見ており、非常に重視している。地域市場の関係者及び消費者は、調査団を通じて、日本国政府に対し、案件の加速化とメディアや看板などを通してのより積極的な情報提供を推進してほしいという希望を述べている。
10 職業訓練学校支援事業	インドネシア政府は、本案件はアチェ州における労働の質の向上と雇用の拡大ならびに経済の復興に重要な「戦略的」な案件であると見ている。一方、案件が重要かつ緊急性が高いためBLK関係者(施設管理者、教官、生徒など)は、実施の加速化とより積極的な情報提供を日本国政府に求めている。地域社会は、日本国政府による支援に感謝しているが、同時に案件実施のスピードアップを望んでいる。
11 イスラム学校等に対する支援事業	インドネシア中央・地方政府は、本件はアチェ州の将来を担う人材の育成につながる非常に重要な案件であると見ている。一方で学校関係者及び末端使用者は、日本国政府に対し、迅速な案件の実施とより積極的な情報提供を求めている。
12 ラジオ・テレビ放送支援事業	国・地方共にプロジェクトを高く評価している。住民レベルでは、調査に回答した22人中、2人が「素晴らしい」、10人が「良い」、6人が「普通」、2人が「悪い」、1人が「とても悪い」と評価しており、高い評価を得ている。
13 土地権利台帳修復事業計画	案件自体及びその波及効果については、政府関係者及びメディアからも高い評価を受けている。しかしながら、真空凍結乾燥機が当初割れ供与される予定がリースに代わった理由が実施機関のBPN及びANRI側に十分納得できるように伝わっておらず、使用後に機材を返却することに抵抗感が強い。また、日本政府による案件の最終決定、機材輸出許可を得るための手続き等による案件進捗の遅れ、機材を納入した業者による操業訓練の際のコミュニケーションにも改善を求める声があった。

表 3-9(1) 個別案件に対する提言・教訓

案件	提言・教訓等
1 緊急支援物資(医薬品等/医療器具)	1. 救護物資の支援にはもっと柔軟な対応が必要 2. ジャカルタ(中央省庁)と現地機関(現地の支所)との調整が必要 3. 効果的な支援の実施には地域のニーズ調査の実施が重要 4. 医薬品と同時に妊産婦および乳児食の支援が必要
2 道路緊急復旧事業	緊急時に鑑み、実施機関は、プロジェクトの緊急性に鑑み、プロジェクト実施に強いリーダーシップとれるような改善が必要だ。 津波災害から1年になるが、道路復旧工事が進まないことに、現地では苛立ちがあるようだ。今回の緊急を要する緊急支援道路復旧をノンプロ無償支援で進めている。道路復旧工事の施工業者の調達の遅れにより、工事着手が約半年遅れている。 公共事業省: -アチエには、詳細な復興計画策定が必要である。 地方政府実施機関: -各関係機関は情報共有および調整が必要である。 住民レベルの意見: -地域の基幹施設である道路の速やかな復旧工事(または新設工事)の実施
3 水道・衛生施設復旧事業	緊急時に速やかな対応が出来るシステムの構築が必要である。緊急時のプロジェクトの実施には、中央政府および地方政府の調整・連携を図るために、インハウスとして専門的人材をアサインし、プロジェクト実施のサポートをする体制が必要と考える。 公共事業省: -緊急時に、中央政府および地方政府を助け、緊急支援計画策定と支援の実施とをサポートするインハウスの体制 -現在あるNational Coordination Agency for Disasterの強化 地方政府実施機関: -支援活動の内容および支援資機材は数量・タイプを明確にする必要がある。 -支援資機材は速やかに使用できる様にすべきである。 -無償支援の事務手続きは官僚的手続きを難しくすべきでない 住民レベルの意見: -プロジェクトの早期完成は住民は好都合である。 -出来るだけ速やかな住民のニーズに沿った支援。 -無償支援のスムーズな配分 -無償支援のスピードアップ -無償支援の増加
4 保健所復旧事業(保健所機材供与計画)	プロジェクト計画時に地方実施機関等との連携・調整の改善が必要であり、各担当機関との連携を進めるには、強いリーダーシップを持った責任者が必要であり、専門家の必要性が高い。 保健省: -プロジェクト計画段階で、JCSに、事前情報の提供を望んでいる。それにより準備に時間が取れ、よりよい準備が可能になる。 -プロジェクトの計画に当たっては関係機関とより密な調整を提言している。 住民レベルの意見: -保健所の早期完成 -プロジェクトの完成により住民サービスが改善 -プロジェクト実施前の住民説明の実施 -住民のためのプロジェクトの実施
5 孤児院再建事業	1. 案件の遅延は、孤児の受け入れを遅らせ、災害後の子供たちの劣悪な生活環境の中で、精神的外傷(トラウマ)が癒えず、勉学意欲を減退させることにもなるため、建設工事期間をできる限り短縮することが必要である。 2. 案件進捗にかかる情報の提供を地方政府に対して定期的に行う必要がある。 3. 災害や燃料値上げなどにより生活費が上昇し、地域社会による孤児院運営支援が難しくなっている為、運営費支援を検討するべきである。
6 大学復旧等支援事業	1. 機材については、仕様の詰めに関心がからず緊急性が高い機材や図書等については、援助の効果を高め日本政府の支援のビビリティを高めるためにも特別の配慮を行い迅速に納入することが必要である。 2. プロジェクト担当者のみならず広く大学関係者に進捗状況を周知するために大学事務局へ定期的に情報を送付するべきである。 3. 既定された予算と、研究室やその他の公的サービスによる、低迷しつつある大学自らの収益といった観点から、当面の教育・研究活動に必要な運営に対する支援を検討すべきである。 4. シャワアラ大学の講堂(Auditorium)の構造に対する再分析が必要である。現在、講堂のバルコニーを支えるポールに破損があると見られる(入り口の左中央)。
7 放水路(崖岸工事)等の緊急復旧事業	ノンプロ無償支援プロジェクト形成にあたり、現地実施機関との連携と調整不足の指摘が多くみられ、改善が必要である。 ノンプロ無償支援の計画・実施にあたり、車両・重機の登録手続等もきめ、公共事業省と地方政府との連携・調整不足が、プロジェクトの実施を遅らせ、その結果プロジェクトの効果発現を遅らせている可能性がある。緊急時のノンプロ無償支援プロジェクトの計画・実施を効果的に進めるには、強いリーダーシップが必要である。現地実施機関との連携と調整不足の指摘が多くみられ、改善が必要である。 公共事業省: -バンダアチエ及びニアスの市内および河川施設の復旧・復興に対する追加支援 地方政府実施機関: -プロジェクトの調達業務、工事実施の促進 -オペレーションに係る予算のアロケーション 住民レベルの意見: -津波被災者へ出来るだけ早い無償支援 -プロジェクトの早期着手と完成 -無償の増額と支援のスピードアップ 公共事業省: 日本の政府機関は、国家機関(公共事業省等)が各プロジェクトの計画および詳細な進捗を把握できるように調整と情報交換を実施すべきである。 アチエ政府実施機関: ノンプロ無償支援は、もっと直接的にアチエ住民(特に地震・津波の被災住民)に向けられること、また、実施に当たっては、事前に地方政府代表・知事と調整をはかることを希望する。

表 3-9(2) 個別案件に対する提言・教訓（前ページの続き）

案件	提言・教訓等
8 漁業支援事業	<p>当該地域の漁業は地域経済の主要な生産セクターであり、漁業セクターの回復を図るには、継続的な支援が望まれており、資機材支援と同時に人的支援が必要だろう。</p> <p>海洋水産省養殖局： - 設備のトレーニング - 設備の維持 - プロジェクトのフォローアップ - 養殖漁業開発のプロジェクトに関する専門家による技術トレーニング</p> <p>漁獲局 - 漁業資器材（エンジン、漁具資材等）の漁民への平等な分配 住民レベルの意見： - ターゲットグループの遅やかな救済 - 漁業回復・復興のための漁民の支援</p>
9 地方市場の復旧整備事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施工管理担当コンサルタントについては、案件1件毎に選定せずに同種の他の案件と横断的に選定できるシステムに変更することで調達プロセスを迅速化すべきである。 2. メディア等へ積極的に働きかけて本件にかかる広報活動を活発化して日本政府支援のビジビリティを高めるとともに、市場関係者の不安を軽減する努力をすべきである。 3. 今回のスコープには入っていないが、予算が許せば市場周辺の環境改善、とりわけごみ処理と排水施設についての支援も検討すべきである。特に卸売り市場建設現場の周辺ではごみや汚水が散見され衛生的な観点からも対策が必要である。（アチエ州、大アチエ州への働きかけも必要） 4. 本件の完了後には、次の段階としてサプライチェーンの強化及び卸売り市場の強化にかかる支援を検討すべきである。アチエ州の住民に新鮮で安全な産品を届けるために必要な流通網の整備、特に卸売り市場の整備が今後の課題となる。
10 職業訓練学校支援事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 案件実施の遅延は現場の訓練の質及び関係者の意欲を低下させるために、パッケージで包括的に対応するのではなく少しでも早く対応できる機材から順次納入していくべきである。 2. 労働者住宅の限られた予算と燃料値上げによるBLK経営の困難さを軽減するために、12台の訓練車の運営費に關し当初一定の期間（例えば6か月分）の支援を検討すべきである。 3. 案件の進捗状況を定期的にアチエ州の労働局を通じて口頭のみでなく紙ベースで周知すべきである。
11 イスラム学校等に対する支援事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 案件の遅延は教育の質を低下させ、転校や卒業・入学の延期により被災地の生徒及び家庭の経済的な状況を困難にするため特に甚大な損害のあった学校の復旧を迅速に実施すべきである。 2. 支援対象学校関係者に案件の進捗状況が伝わるように、州政府教育局だけでなく、県・市レベルの教育局にもファックス等で情報を定期的に送ることを検討すべきである。 3. EMSサイトを活用し、アチエ州の他の学校の施設・設備との基準の調和を図るとともに入札図書作成にかかる意思決定及び作業の合理化を図るべきである。 4. EMSサイトでの情報提供を通して、日本政府の支援のビジビリティを高める必要がある。
12 ラジオ・テレビ放送支援事業	<p>機材の効果をもっと高めるためには、人的支援が効果的である。ノンプロ無償支援、プロジェクト実施の迅速化や調達プロセスの簡素化が求められている。ノンプロ無償支援を緊急性の高い災害復旧工事等に適用するには、プロジェクト実施のスピードアップを図ることが必要である。そのためには、現在比較的に長い時間を費やしている、調達プロセスの簡素化が必要だろう。施設・資機材の特徴、現場環境を考慮して、調達先を絞り込み、調達に要する期間を短縮することが可能になる。</p> <p>住民レベルの支援、雇用支援については、緊急工事、復旧工事の実施に一部、住民参加を組み入れることにより可能になる。</p> <p>現場のPR： - プロジェクトの実施が遅い - 調達のプロセスは出来るだけ簡素化する 住民レベルの意見： - 貧困層への支援 - 直接住民への支援 - 雇用機会増加 - プロジェクトの予定通りの実施</p>
13 土地権利台帳修復事業計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. 技術協力専門家の介入の重要性 本件は、2005年2月にJICA専門家がアチエに支援調査に行き土地台帳を日干ししている現場を見たところから日伊双方へ積極的に働きかけたことが案件実現の大きな原動力となった経緯があり、専門的知識を有する仲介者の存在が案件の推進に果たす役割は大きい。 2. 機材と人との有機的連携強化 本件は、ノンプロ無償案件とJICA技術協力が連携した成功事例であるが、一部スキームの関係で相互間の調整が十分とれていないようなケースもあるため、今後より一層緊密な連携が望まれる。 3. 説明責任 支援の形態が機材供与からリースに変更されたことへの理由説明が十分でなかったことがイ側カウンターパートに不満・不信感を残していることから、より明確な説明を行う必要がある。 4. 機材供与の必要性 本案件の効果をアチエ土地局のみでなくより広範囲に波及させ、イ国全体の今後の同種の災害への対応能力を高めるためにも、事情が許す限り現在のリース形態ではなく真空凍結乾燥機種の完全譲渡を検討すべきである。

3.1.1 案件の進捗状況

個別案件の進捗状況に関する評価結果を見る限りでは、評価者により、「当初インドネシア側が期待した案件の進行スケジュールと比較して明らかに進捗が遅れている」という評価が為されている案件は、孤児院再建事業、地方市場の復旧整備事業、大学復旧等支援事業、職業訓練学校支援事業、イスラム学校等に対する支援事業、土地権利台帳修復事業計画の6案件である。その他の案件に関しては、評価者による進捗状況に対する明確な評価がなされていないが、インドネシア政府関係省庁、省庁の支所、自治体（あるいは地方政府）、住民などからの進捗状況に対するコメントは記載されているので、これらの情報も含めて、13案件の進捗を横断的にみると、全ての案件は当初期待されていた進捗の見通しと比べて、若干遅れている、あるいは数ヶ月程度の遅れが生じていると考えられる。ただし、ノンプロ無償の実施においては、その支援スキーム上、日本側でも、目標とする案件完了時期の設定に基づいて実施計画（スケジュール）を明確に定めることは困難である⁵。

インドネシア政府中央省庁のノンプロ無償案件の実施に関する当事者意識は十分であり、13の案件が日伊両国政府間協議会（Consultative Committee）で決定されたのが4月11日であること、ノンプロ無償における調達手続きにおいては入札準備から資機材の引き渡しまでに最短でも2-3ヶ月の期間を要すること、インドネシア政府の各関係省庁から調達代理機関に提示される調達品目の仕様に関する具体性を高めるための詰めの作業に時間を要したこと、災害後の混乱の中で多くのドナー・NGOの支援が錯綜する状況下インドネシア政府による被災地支援事業の調整機能の整備に時間を要したことなどを考慮すると、日伊両国政府にとって、今回の案件実施（調達手続き）の遅れは、実施の迅速化努力をもっても回避することが困難なものであったと判断される。

資機材調達の進捗状況

個々の案件においても、資機材の調達部分は比較的順調に実施されていると言えるが、調達された資機材を活用する段階で、例えば自動車のナンバープレートの取得などインドネシア国内における行政面の手続きに時間を要しており、未だ使用されずに置かれているものがある。資機材の調達部分で調達契約が結ばれるまでに時間を要している場合、調達に先駆け資機材の仕様を詰める段階で、インドネシア政府内で案件において求められる資機材の具体的な仕様が決定されていない（あるいはなかなか決定されなかった）ことなどが原因であることも考えられる。

⁵ 評価調査団からは、調達代理業務を担当するJICSにも当初の実施計画情報の提供を求めたが、JICSにおいては調達見通しを中心に事業の進捗を把握していたため、いわゆる「実施計画」は策定していなかった。

工事の進捗状況

インフラや施設の修復など工事を行うことが内容に含まれる案件では、主として施工業者の選定準備に時間を要していることがわかる。工事を発注するに際しては、詳細設計（調査）を行い、工事の内容を細部にわたり定めた上で、入札図書を作成し入札を行う必要がある。インドネシア政府あるいはドナーが詳細設計調査を既に別途実施している場合を除けば、規模の大きな施設やインフラの建設においては、どのような手段を用いるにしても入札に先駆けて詳細設計を行うことになるので、このために通常少なくとも2-3か月を要することになる。JICS が施工業者選定に係る調達代理業務を実施する上では、施設工事に関する詳細設計自体は調達手続き開始時までに用意される必要がある。

本件支援におけるノンプロ無償ではノンプロ無償が初めて災害緊急復旧支援に適用されたこともあり、調達代理業務を実施する JICS では、調達代理業務実施上、施設工事に関する詳細設計自体は調達手続き開始時までにインドネシア政府の関係省庁により用意されるという想定のもとに当初の調達手続きのスケジュールを立てていたと見られること、JICS が調達手続きを実施するに先駆けて、別の機関により詳細設計調査が実施されたことが確認されている案件は、道路緊急復旧事業、水道・衛生施設復旧事業のみ（これらはいずれも JICA の緊急開発調査により実施されたものである）であったこと、ノンプロ無償の資金から調査・設計費用を支出することに当初インドネシア政府側が難色を示したことなど⁶、進捗に大きく影響を与える要因がいくつか存在した。

そのような背景のもとで、十分な設計調査ならびに仕様の詰めが求められるその他の案件に関しては、ノンプロ無償の資金で詳細設計を実施しない場合、JICS が必要に応じて自らインハウスコンサルタントを雇用して、入札準備を行っているというのが実態である⁷。

進捗状況に関するインドネシア側の評価

ノンプロ無償による案件の実施機関でもある中央省庁の関係者は、全般に進捗が円滑であると評価している。工事案件を含め他ドナーによる類似の支援の進捗と比較しても、ノンプロ無償による案件の進捗が最も進んでいるというコメントが多く聞かれた。

これに対し、中央省庁の支所や地方政府を含む被災地の行政関係者は、被災者・コミュニティからの切実な要望・要請を直接的に受けることもあり、進捗を遅いと感じている（あるいは満足していない）。被災地の行政関係者が進捗を

⁶ ただし、実際には、道路緊急復旧事業の詳細設計調査は、ノンプロ無償の本体資金を用いて実施しており、本件支援においてノンプロ無償の資金を用いた詳細設計が行われていないということではない。

⁷ これらの詳細設計調査などの実施は、本来の調達代理業務の範囲外の業務と考えられる。

⁹ ただし、個別案件の評価者が自身の評価を示していないと考えられる評価票も散見される。

肯定的に捉えていない原因の一つは、インドネシア中央省庁ならびに日本政府からの案件の内容や進捗に関する十分な情報提供が為されていない点にあると考えられる。これは、被災地のコミュニティに関しても同様であり、個別案件の評価票からも、地方への中央からの案件情報の提供不足、関係機関間の調整不足を指摘するコメントを読み取ることができる。

以下に、本評価調査の現地調査で聴取した関係機関・関係者のコメントを記載する。

BRR

ノンプロ無償の実施が当初の予定よりも遅れた背景には、現地の人々が工事案件などの入札に関して抗議したこと、インドネシア政府が当初 JICS の協議への参画を受入れずはじめの3-4ヶ月間 JICS が単独で準備作業を行っていたこと、インドネシア政府の方針における優先順位の変更が有ったこと、他の支援との調整のためにノンプロ無償による案件の範囲が調達準備の途中で変更されたことなどがある。これらは調達代理機関である JICS の問題というよりも、むしろインドネシア側の事情である。

5月から8月の間は、JICS と BRR との協議やコミュニケーションが円滑でなかったが、現在では JICS も BRR の調整機能に関し認識を深め適切な対応が採られている。今やノンプロ無償による案件は他ドナーの案件と比べて最も進捗が速いと言える。ノンプロ無償による工事案件よりも着工が早い工事案件はシンガポールによるムラボー港建設（支援に関する覚書きへの調印から1週間で工事が開始された）、UNDP とオーストラリアによるウレレ港のリハビリテーション、JICA によるバンダ・アチエの排水処理プラントのリハビリテーションなどがあるのみである。

ノンプロ無償による案件の調達契約はそろそろほぼ全てが完了する段階に来ているが、世銀や ADB などはまだ入札も開始されていない状況である。ノンプロ無償の進捗が早いのは、ノンプロ無償が JICS という独自の調達代理機関を有している点にある。また、ノンプロ無償による資金が実質的に国庫を通さずに調達代理機関の調達口座に入ることも実施速度を早める結果につながっている。ノンプロ無償は特に災害支援には馴染む仕組みであると思う。世銀やドイツにもノンプロ無償のモデルを使用してはどうかと奨めたが実現してはいない。

JICS が提供している進捗情報は的確である。ノンプロ無償による案件の進捗は JICS の人的リソースに制約される面があるので担当要員を増員すれば問題はなくなるだろう。

アチエ州の州知事事務所及び中央省庁のアチエ州事務所

面談によれば、アチエ州に置かれたインドネシア政府省庁の各事務所では、ノンプロ無償による各案件の進捗に関し定期的に報告を受けている訳ではない。案件によっては、JICS から直に進捗状況の報告があるものもあるが、全般的に進捗状況は十分把握されていない。被災者に近い立場で仕事をしていることもあり、ノンプロ無償による案件の実施速度の向上要求が全般に強い。（この記述は相手の言ではなく、相手の言に関する調査者によるまとめである。）

BAPPENAS

進捗のスピードは案件によりまちまちだが、全般的に案件の進捗はスムーズである。

11月24日現在、活動が既に始まっている案件もあり、また供給業者の入札結果が出た段階の案件もある。一般に資機材の調達はやさしいが、建設工事等の案件は、建設業者や施工監理担当のコンサルタントを選定するための入札の前に詳細設計を行うことが必要であり、入札をかけるために必要な技術仕様の詰めに時間と手間がかかる。

ノンプロ無償の進捗は、特に開始当初の6ヶ月間(1月~6月頃)遅かった。今回のノンプロ無償には通常のノンプロ無償と異なる点があったために、日本とインドネシアの間での実施メカニズムの検討に時間を要した。また、日本側、インドネシア側双方におけるそれぞれの実施手続きを経るために時間を要したのも事実である。しかし、その後は、順調に進捗している。全体としては進捗状況は良いと言える。

公共事業省

工事に関する契約のみ済んでいなかったが、12月の第1週には、公共事業省が担当している3つの案件に関するすべての契約を終える予定である。計画通りのスケジュールで進捗していると言える。ノンプロ無償による日本の支援は、他のドナーによる支援と比較しても最も迅速である。

放水路(護岸工事)等の緊急復旧事業と水道・衛生施設復旧事業の2つの案件において工事業業者を選定する入札が、再入札となったが、前者の入札では、応募業者の入札価格がどれも高過ぎて選定に至らなかったというのが理由であり、後者の入札では、全てのプロポーザルが省とJICSが想定していたレベルに達しない内容のものであったために、再入札を行うこととなってしまった。入札評価において、予め評価基準を明確に定めていなかった点は、入札評価を行う側の問題であったと考える。

3.1.2 案件の妥当性

個別案件の妥当性に関する評価結果からは、13案件は総じて妥当性が高いと評価できる⁹。ノンプロ無償の供与資金を用いて実施される全ての案件はインドネシア政府が策定した復興計画に沿ったものであり、且つ、現地でも必要性が高いと考えられている内容である。13案件の間で、妥当性の評価に関しては、あまり大きなバラツキはない。

しかし、例えば、ラジオ・テレビ放送支援事業、道路緊急復旧事業、保健所復旧事業、緊急支援物資(医薬品等/医療器具)などでは、住民・コミュニティレベルでは、低い評価をしている人も極少数とは言えず、評価が分かれるのも事実である。妥当性が低いと考える人がいるこれらの案件においては、彼らによる妥当性の判断に、案件の進捗の遅さによるネガティブなイメージが影響している可能性があることを指摘している評価票もある。また、実際には被災地においても、全ての人々がノンプロ無償による案件の便益を享受するとは限らず、直接的に便益を受けない人々が、案件の妥当性が低いと判断することも想定される。例えば、緊急支援物資(医薬品等/医療器具)に関する評価を質

問した住民の中には、直接的に津波の被害を受けなかった人々も 3 割程度含まれているとのことである。住民・コミュニティレベルによるラジオ・テレビ放送支援事業の妥当性の評価が低いのは、災害発生直後から評価調査を実施した 11 月末の時点までに、住民のニーズが変化していることも影響しているものと考えられる。

どの案件に関しても必要性や重要性に関しては疑問の余地がないとしても、どの案件の評価結果を見ても、ニーズの大きさに照らして、案件による支援の規模が適切であるかどうか、定量的な観点から支援の規模の妥当性に関する分析は行うことができていない。これは、もともとの各案件の計画内容自体が支援ニーズの規模を十分定量的に示していなかったことに加え、本評価調査の現地調査に与えられた調査期間が評価対象案件数に比して短く、十分なデータ収集が難しかったことによるものである。各案件の当初計画の内容が具体的に示されていればいるほど、支援ニーズに対する支援規模の妥当性や支援の質的側面の妥当性も評価が可能となるが、本評価調査においては、そこまで踏み込んだ評価は行うことができなかった。

BRR などでのインタビュー調査を通じては、どの案件も支援の必要性の面から考えれば妥当性はあるが、地域的な面からの優先順位（どの地域への支援を優先すべきか）や地域毎の支援量のバランス等を考慮すると支援リソースの再配分の必要があるという認識がインドネシア政府にあることも確認された。

更に、被災地における地方の行政関係者や住民・コミュニティには、ノンプロ無償による案件の内容に関する十分な情報が行き渡っておらず、彼らが各案件の妥当性に関し評価をすることができるだけの十分な認識を持っているとは言えないケースがあった。

以下に、本評価調査の現地調査で聴取した関係機関・関係者のコメントを記載する。

BRR

プロジェクト形成段階では BRR は未だ設立されていなかったことから、この時点に実施されたプロジェクト形成のプロセスについては評価しにくい。その意味で妥当性に関する評価に関しては、BRR は中立的な立場である。

変化する被災地のニーズに合わせてリソースの再配分を行おうとしたが、これが困難であった。BRR としてはノンプロ無償による支援の内容を別のスコープに変更したかった。しかし、日本政府は支援に関わる人材の安全管理などの問題から支援をバンダ・アチェ市に集中する方針を変えなかった。これは仕方が無いことであるが、結果的に他のドナーによる支援を含めても他の地域（特にニアス）への支援が不足し、バンダ・アチェ市への支援とのバランスがとれていない。

BRR からは折に触れてノンプロ無償による案件への追加リソースの要請を出したところ、今回のアチェ州への支援において日本の対応が柔軟になってきた。これは好ましいことである。支援案件の妥当性という面では、アチェ州の支援ニーズはとも大きく、どこに優先順位を置くかが重要となっている。例えば、一口に「バンダ・アチェ市の給水案件」と言っても、給水を支援するために何に協力するかによって他のドナーと補完関係が成り立つかどうかが決まる。その意味で支援テーマやセクターを決めてもその中で何を支援することに合意するかを明らかにすることが一層重要である。

アチェ州の州知事事務所及び中央省庁のアチェ州事務所

各案件の妥当性を否定するコメントはなかったが、各案件に関する基本的な情報が不足していることは明らかである。州レベルの各省事務所ならびにガバナー事務所の関係者を一堂に集めた会合を頻繁にもって各案件の進捗状況や見通し、問題等に関し、情報提供をして欲しいという要望が出された。(注、この記述は相手の言ではなく、相手の言に関する調査者によるまとめである。)

BAPPENAS

ノンプロ無償による案件は現在13あるが、どの案件もBAPPENASの各セクター担当セクションと協議して内容を決定しており、BAPPENASのとりまとめた(ブループリントと呼ばれる)マスタープランに沿ったものである。全ての案件の内容に関し、BAPPENAS、インドネシア政府の関係各省、日本政府の間で合意ができていない。いずれにしても、これらの案件のみで全てのニーズを満たし問題を全て解決することは不可能だが、被災地の問題解決に貢献していることに関しては疑問の余地がない。

BAPPENASと調達代理機関であるJICSの間で見解の違いがあり必ずしも合意しきれなかった点もある。それは、建設工事案件の入札における入札評価の基準(最低要求基準)についてである。インドネシアのローカルコントラクターの中には、JICSの定めた基準を満たすことができず、「入札に参加できなかった」という苦情を訴える企業もあった。JICSはどちらかという大企業を選定して入札を行う傾向があるように感じられることから、その点でJICSの入札参加者選定基準に対して完全には賛成していない(注、実際には、JICSは、案件の規模に応じて、一定の基準に基づいて事前審査を行っており、大企業を選定する傾向にあるというのは事実認識である)。また、入札の評価において明確な基準を設定し、内外に示すことが必要である。(注、なお、これは案件の妥当性に関するコメントではなく、案件の調達手続きに関するコメントであることから、案件の妥当性と直接の関係は無いと考えられる。)

公共事業省

現在ノンプロ無償により計画されている案件はどれも非常に妥当な内容である。ただし、十分かと言えば、不足する部分が無いとは言えない。例えば、水道・衛生施設復旧事業では、給水網を整備するが、予算がRp. 90 Billionであることから、対象地域をバンダ・アチェ市に絞ることとなった。また、ノンプロ無償を通じて調達された資材は復旧工事を行う上では十分な量が確保されているが、工事完了後の設備・施設の維持管理用の資材までは含まれていない。

建設機械や資材の調達を工事業者の契約と分離していることに関しては、分離することにより個々の品目の調達費用を低く抑えることができるので妥当であると考えられる。工事と資材調達を一括して工事業者に発注する方式を採ると契約価格が高く

なるとともに、資材の手配に時間が多くかかることが予想される。また、建設機械の手配を独立させることで、工事完了後にも地方政府がインフラ設備の維持管理にそれらの建設機械を使用できると考えた。建設機械は工事完了後もアチェ州にある中央省庁の支所が責任を持って管理するので問題は発生しない。

3.1.3 施設／機材の活用度

各案件で調達された施設・機材の活用度の評価に関しては、未だインドネシア国内で使用者に引き渡されたものが少ないこともあり、この時点で実績に基づく評価をすることは非常に困難である。

既に引き渡し済みの資機材としては、緊急支援物資（医薬品／医療器具）の第一弾や各種建設工事案件で用いる建設機械や車両・建設資材、水道・衛生施設復旧事業で用いる給水車、土地権利台帳修復事業計画で用いる真空凍結乾燥機とその建屋施設などがある。それらの活用度合いは以下の通りである。

- 医薬品／医療器具に関しては、住民への調査時にも、かなり多くの利用者の声を聞いており、現場で活用されていることが確認されたが、現地の一部の機関からは、支援物資が必要に見合っておらず、利用されていないという報告もあるとのことである。
- 6月から8月にかけて引き渡しが行われた建設工事用の機材は、評価調査の時点では未だほとんどの工事が開始されていないこと、車両には未だナンバープレートの取得等公道を通行するのに必要な手続きが済んでいないことなどから、一部の例外的使用を除いて計画された案件における使用実績は無い。
- 水道・衛生施設復旧事業で用いる給水車などの車両に関しても、7月の引き渡し後未だナンバープレートの取得等が済んでいないことならびに、引き渡し先の給水公社で車両を運行させるための燃料費の手当てができていないことから、現時点では、十分活用されていない。
- 真空凍結乾燥機の活用度は極めて高く、シフト制を敷いて24時間フル稼働で活用されている。

各案件において今後引き渡しが行われる施設・機材に関しては、評価時点における見込みに基づき評価が行われている。保健所復旧事業において修復される施設、道路緊急復旧事業で建設される道路、孤児院再建事業における孤児院施設、漁業支援事業で建設されるアイスプラントやワークショップ等の施設、大学復旧等支援事業、地方市場の復旧整備事業、職業訓練学校支援事業、イスラム学校等に対する支援事業などで建設あるいは改修される施設は、いずれも利用できる状態になれば、活用度は非常に高まると評価されている。

以下に、本評価調査の現地調査で聴取した関係機関・関係者のコメントを記載する。

BRR

施設や機材（既に引き渡された建設機械）の活用度が高くないことは日本側の非ではない。インドネシアでは8月に予算が承認されるので、その後に入札を行ってプロジェクトが動くことになる。ほとんどは10月から11月（特に多くのプロジェクトは11月の下旬）に開始されたばかりである。また、それらのプロジェクトの全てが建設機械を使用するプロジェクトという訳ではない。このような状態なので、もともとノンプロ無償による工事案件で使用することを目的として調達された建設機械が使用されずに置かれているのは、予定通りのことである。

BAPPENAS

BAPPENAS の大臣はモニタリング委員会の委員長であることから、12月にBAPPENASとしてもモニターする計画だが、モニタリングのための資金がないのが問題である。活用度については、現時点ではまだはっきりしたことが言えない。

3.1.4 案件完了後に期待される効果

各案件の完了後に期待される効果に関する評価者による評価は、どの案件に関しても非常に定性的・観念的なものとなっている（各案件で期待される効果の内容は、既述の表3-5を参照）。評価者によって「期待されるポジティブな効果が無い」と評価されている案件は無い。また、どの案件に関しても期待される効果の大きさを具体的に確認できるような情報データはなく、効果に関する評価は、評価者による案件の論理構成（ロジック）からの推論となっていると考えられる。

13案件中、定性的な指標を含め効果に関する具体的な評価指標を定めた案件は1件も無く、プロジェクトの効果に関するモニタリングの体制が組まれている案件も無いことから、インドネシア政府としても、各案件の効果を何処までモニターし評価するかという点に関し方針が定まっていないと推測される。BRRでは、モニタリングを行うことを検討中ということであるが、未だ準備ができていない。

具体的にどれだけの効果があるか、プロジェクトの費用に見合った効果が期待できるかどうかなどに関して評価するためには、各案件の枠組み（具体的な到達目標とその目標に行き着くための具体的な活動および投入）が整理されていることが前提となる。このような枠組みが無い場合、各プロジェクトで何をどれだけ行う計画であるかを確認できず、期待される効果を十分に分析検討することができない。各案件の投入のみから効果を推測することはある程度可能だが、各案件の実施者が何をもち「期待される案件の効果」としているかという点が明確でなければ、案件を実施することにより生ずる様々な方面への影響も効果と考えることができるので、評価者としては、各案件に即した期待される効果を絞り込むことが難しい場合がある。更に効果はニーズの裏返しとも考えられるので、支援ニーズを定量的に把握していない場合、評価調査に及んで効果を定量的に確認するためにはニーズの規模から確認することが必要にな

る。データを基に効果に関する評価を行うためには、各案件の計画内容と評価の枠組みが事前の段階から構築されていることが不可欠だが、本件支援におけるノンプロ無償においては、これらが十分に整っていない。

これらの事情から、本評価調査においては、個々の案件に期待される効果の大きさならびに、その効果が目的に照らして十分であるかどうか、費用に照らして効果が十分あるかどうかなどの検討を十分に行っていない。

以下に、本評価調査の現地調査で聴取した関係機関・関係者のコメントを記載する。

BRR

まだ効果の評価していない。これからモニタリングシステムを準備し、モニターを始める。現在はモニタリングシステムを構築している最中である。その際問題となるのが「どのように効果を測定するか」という点であり、未だ検討中である。アチェにおける復旧・復興において効果に関する評価を難しくしているのは、今回の災害と比較の対象となるほどの規模の災害が以前に発生していないことである。前例が無いので評価尺度を定めるのが難しい。

現段階では被災地の人々へのインパクトは不明だが、人々は感謝している。ネガティブな影響はない。外部の技術に対するアチェの人々の露出（はじめての遭遇）機会となっている。

BAPPENAS

被災地への支援としては機材のみの調達による支援では不十分であり、今回のノンプロ無償で建設工事案件の実施が可能となったことは大変重要なことである。ノンプロ無償案件の実施は大きく被災地の復旧に貢献すると考える。まだ建設工事案件は完成していないので具体的な効果を結果から議論することはできないが、被災地の人々が工事により建設される施設を十分に活用できることを期待したい。

公共事業省

公共事業省が実施する3つの案件は、アチェ州の経済の発展に貢献する。道路緊急復旧事業を通じて整備される西岸道路により、現在は往来がない地域が結ばれコミュニケーションが良くなることが期待される。

3.1.5 他ドナーによる支援との関係

他ドナーによる支援との関係に関する評価の視点として、ノンプロ無償による各案件を通じた支援と他ドナーによる支援との重複の有無を確認しているが、13案件全てにおいて、現在のところ支援の重複はない。BRRは、ドナーやNGOによる支援全てを調整する役割を負っている政府機関であり、2005年5月の設立以降BRRが機能するようになってからは、十分な支援の調整が為されている。しかしながら、JICS等でのインタビューによると、当初ノンプロ無償による各案件の内容が決定されるまでには、他ドナー・NGOとの間での支援の獲得競争があったということである。

他ドナー・NGO との連携に関しては、水道・衛生施設復旧事業において、ニアス島の水道工事に関し、北スマトラ州、ドイツ、フランス、オランダなどとの間で連携がとられていること、孤児院再建事業において、バンダ・アチエの他の 7 カ所の孤児院に対しスイスの資金援助が入ること、職業訓練学校支援事業において、ILO が BLK への運営費支援を行い、また GTZ やインドネシア国営企業の PT. Semen Andalas が訓練プログラム策定や人材育成等にかかる支援を行っていること、イスラム学校等に対する支援事業において、初等教育という観点から UNICEF などの多くのドナーが支援を行っていること、などを挙げることができる。

他ドナーによる支援との関係で見ると、ノンプロ無償による支援は、インフラ整備を含むハード面での支援を多く含んでおり、他の多くのドナーと比してある程度まとまった資金を提供することができるノンプロ無償の担うべき役割が果たされている。また、実施速度の面でも、世銀や ADB など他ドナーによる実施に時間を要すると考えられる案件を、ノンプロ無償による案件で引き受けることとしたケース（土地権利台帳修復事業計画など）もある。

以下に、本評価調査の現地調査で聴取した関係機関・関係者のコメントを記載する。

BRR

BRR では各ドナーからの支援をプログラムとして調整することを心掛けている。日本はノンプロ無償による案件において柔軟に調整に応じている。例えば、大アチエ県を除いて、給水網の整備に際してドイツの NGO がパイプを供給することとなっていたが、後になってパイプの供給をできないという連絡が来た。これに対し、ノンプロ無償による調達でカバーするという対応が採られた。また、ドイツや世銀に対し、日本のノンプロ無償のモデルを説明したところドイツが類似のモデルを取り入れようとし始めた。

BAPPENAS

ノンプロ無償による案件と他ドナーの支援との重複は無い。他ドナーの支援との相乗効果という点では、ノンプロ無償による案件はどれもプログラムのアプローチに組み込まれたプロジェクトとはなっていないため、それぞれ独立しており、大きな相乗効果を生むということは無いと考える。

公共事業省

ノンプロ無償の案件を形成する時点では、BRR はまだ設立されていなかったが、BAPPENAS と公共事業省が各種支援間の調整を行っており、支援の重複などの問題はない。

3.1.6 広報効果

広報効果に関しては、評価者が「広報効果が高い」あるいは「比較的良好に知られている」と判断した案件が、4 案件ある。中でも、土地権利台帳修復事業計画は、「インドネシア政府のみならず、メディアにより国民全体にも宣伝されておりビジビリティが非常に高い」という評価となっている。

広報効果の高いとされた案件は以下の通りである。

- 道路緊急復旧事業
- 放水路（護岸工事）等の緊急復旧事業
- 漁業支援事業
- 土地権利台帳修復事業計画

また、現時点では、広報効果はいま一つだが、時の経過とともに、あるいは工事等が開始されるに従い、日本による支援としての認知度が高まっていくと評価される案件は、以下の 5 案件である。

- ラジオ・テレビ放送支援事業
- 水道・衛生施設復旧事業
- 孤児院再建事業
- 職業訓練学校支援事業
- イスラム学校等に対する支援事業

「広報効果が低い」と評価された案件の多くに共通する傾向として、案件に関する情報（案件内容や進捗）が現地の行政機関などにすら行き渡っておらず、住民やコミュニティに対する情報提供が十分に行われていないという点が挙げられる。ノンプロ無償の資金を活用した案件自体はインドネシア政府が実施するものであるが、インドネシア政府中央省庁による現地への情報提供のみに依存しては、日本側が意図する、被災地住民を中心とする多くのインドネシア国民への十分な広報効果が得られない可能性が高い。そのため、日本政府自身による、被災地のコミュニティや行政機関との積極的なコミュニケーションが必要となっている。また、調査団によるアチェ州での中央省庁の支所職員などとの意見交換では、支援に関し日本政府による直接的な情報提供を定期的に行って欲しいという要望も強く出されており、被災地の人々もコミュニケーションの機会を望んでいることが確認された。

工事案件などハードの整備を行う案件の中には、サイトに日本による支援であることを示す看板の設置なども行われているが、ドイツやオーストラリアなど他ドナーの用意する看板に比べて、日本の用意したものは小振りであり、遠方からでは視覚効果が無い、あまり目立たないなどというコメントが付けられている案件もある。広報効果を期待するのであれば、サイトにおける表示の行

い方も再検討することが必要と考えられる。

以下に、本評価調査の現地調査で聴取した関係機関・関係者のコメントを記載する。

BRR

日本はノンプロ無償により146億円も資金を供与しているにもかかわらず、とても静かで目立たないドナーである。それに対し他のドナーの中には、コミットメントした供与額に比べ実際の供与額が減額されるところも少なくない。また、オーストラリアなどのように供与資金に付けられた条件等の制約から協力額の申し出に対し実際にインドネシアがアチェ州への支援に活用できる供与資金額が目減りしてしまうようなドナーもある。

資金の供与を受ける立場からみれば、援助の広報効果は重要ではないが、強いて言うならば、ドナーとしては、コミットメントの通りに資金を供与すること、支援を迅速に実施することが重要である。そうすれば支援を受けた人々（受益者）はそのドナーが実施した支援を認識し記憶に留めることになる。多くの人々がこの気持ちを共有していることと思う。

今はアチェの人々は日本の支援をあまりよく認識していないだろうが、資機材が引き渡され、工事が完成すれば人々は日本の支援を認知するようになる。その点では、ノンプロ無償により調達された機材にロゴを付けることも重要である。

アチェ州の州知事事務所及び中央省庁のアチェ州事務所

比較的良く知られているという案件は、「土地台帳の凍結乾燥」「漁業支援」などである。「大学支援」はその地域の人々には知られているとのことであり、「給水網整備」はあまり知られていないというコメントであった。

BAPPENAS

広報効果は現時点では限られるが、工事案件が完成し、活用されるようになれば人々によく知られるようになるのは明らかである。施設やインフラなどのハードの建設を行うような案件を実施するノンプロ無償は世銀が事務局を担当しているマルチドナー信託基金（MDTF）の案件などよりも、人々の目に見えているのではないかと考える。

公共事業省

工事の現場には日本の旗を印した情報掲示があり、アチェ州の人々は日本の支援を知っている。ADB 等他のドナーの工事案件はまだ始まっていないこともあり、ドナーの中でも日本の案件が人々によく認知されていると考える¹¹。

3.1.7 被援助国による評価

被援助国による評価に関しては、評価票への記載は評価者による評価ではなく、基本的に、各評価者が本調査の現地調査を通じて把握した被援助国による評価そのものとなっている。

13 案件中 8 案件がインドネシア側から高い評価を受けているが、残りの案件

¹¹ 公共事業省によると ADB では現在コンサルタントの入札を準備中ということである。

においては、当該案件の重要性・必要性に関する認識は十分得られているものの、案件の内容と進捗に関する積極的な情報提供の不足ならびに案件の進捗の遅さを指摘する声が強い。ジャカルタなど中央に比べ案件情報が不足する対象地域において、個々の案件の評価が低下する傾向があるが、これには、進捗に関する情報の不足から生まれる不信感も影響していると考えられる。

以下に、本評価調査の現地調査で聴取した関係機関・関係者のコメントを記載する。

BRR

ひも付きでない心からの支援が大切である。アチェ州においても紛争中は日本からの支援はなく、人々はドナーとしての日本を忘れていたが、支援が開始された今、人々は日本の存在を思い出している。インフラに対する支援を行う二国間ドナーは基本的に日本、米国、ドイツに限られるが、復旧・復興にはインフラ整備が重要である。

メディアによる評価に関しては、海外のメディアによる報道はバランスがとれていると思うが、地元メディアにとっては常に悪いニュースが良いニュースであり、事実をねじ曲げた報道を行うことが多い。この点で地元メディアは信頼性が低い。

BAPPENAS

内容は BAPPENAS の実施したアセスメントに沿っており、よいと思う。アチェの人々はノンプロ無償による案件をサポートするに違いない。

インドネシア政府の口座にこれまでに積み立てられている見返り資金（以前に通常のノンプロ無償に対する見返り資金として積み立てられたもの）を、住宅開発を睨んで信託基金に拠出することを日本政府が承認したにもかかわらず、アチェ復旧復興庁（BRR）がそれに反対したということである。理由は、MDTF の運営が官僚的であり実施までに時間がかかるという BRR の見方にあり、BRR としては日本に対し二国間での支援の方が好ましいという意向を明確に示したものである。

公共事業省

ノンプロ無償による案件はほとんどスケジュール通りに進捗しており、とても喜ばしい。

3.1.8 案件別の提言・教訓

各案件の評価を通じた提言と教訓の概要は表 3-10 の通りである。

表 3-10 個別案件に関する提言と教訓

提言・教訓の内容	1 緊急支援物資・医薬品等／医療器具	2 道路緊急復旧事業	3 水道・衛生施設復旧事業	4 保健所復旧事業・保健所機材供与計画	5 孤児院再建事業	6 大学復旧等支援事業	7 放水路・護岸工事等の緊急復旧事業	8 漁業支援事業	9 地方市場の復旧整備支援	10 職業訓練学校支援事業	11 イスラム学校等に対する支援事業	12 ラジオ・テレビ放送支援事業	13 土地権利台帳修復事業計画
日本政府によるインドネシア領政府機関との調整と情報交換			◎				○						◎
中央省庁から現地支所・地方政府等関係者への情報提供	◎				◎	◎			◎	◎	◎		
中央省庁と現地支所・地方政府等関係者との調整・連携	◎	○		◎			◎・◎						
住民への説明の実施				○						◎			
現地ニーズの十分な確認・再確認のための調査	◎		○			◎							
詳細な復興計画の策定		○											
プロジェクトの不足部分への機動的支援・支援内容の修正	◎						○		◎				◎
強いリーダーシップのある実行機関・責任者の確保		◎		◎			◎						
人的支援の追加・重要性(機材支援と人的支援の連携)				◎				◎				◎	◎
プロジェクトに関連するトレーニングへの支援								○					
工事への住民参加導入による雇用機会の提供												◎・◎	
受益者への支援の平等な配分								○					
支援における柔軟な対応	◎												
プロジェクトの早期完了・スピードアップ・予定通りの実施		○	○	○	◎		○	○		◎	◎	◎	◎
調達プロセスの簡素化・迅速化・合理化			○				◎		◎		◎	◎	◎
単独で活用できる機材の個別調達による迅速化										◎			
運営予算の配分・運営費支援					◎	◎	○			◎			
プロジェクトのフォローアップ								◎・◎	◎				
メディア等の活用による広報効果の向上と関係者の不安軽減									◎		◎		
National Coordination Agency for Disasterの強化			○										

◎: 評価者による提言や教訓の指摘
○: インドネシア側からの提言や教訓の指摘

提言の内容は、大きくは関係者間の情報交換の活発化と情報共有・連携強化に関するもの、案件内容の修正を含む柔軟な支援の実施に関するもの、案件実施の迅速化を指摘するもの、その他に分けることができる。

工事の実施を含む案件では、中央と現地の関係者との間の調整・連携、あるいは中央から現地関係者への十分な情報提供の必要性を示唆する提言が多く、また、水道・衛生施設復旧事業などインドネシア政府機関のみでの内部調整が難しい案件や、土地権利台帳修復事業計画など実施にあたり特に専門的見地からの助言を必要とする案件では、インドネシア政府による調整プロセスへの日本側からの介入が必要であるという指摘が為された。インドネシア側の関係者間の連絡・コミュニケーションの改善を支援するためにも、ノンプロ無償による案件の進捗等に関する日本側による現地への情報提供が重要となっている。

緊急支援物資（医薬品等／医療器具）、地方市場の復旧整備支援、土地権利台帳修復事業計画などでは、プロジェクトにおいて不足する支援を追加するあるいは計画内容を若干修正することの必要性を指摘する提言も出されている。

保健所復旧事業、ラジオ・テレビ放送支援事業、漁業支援事業、土地権利台帳修復事業計画など、資機材の引き渡し後のそれら資機材を用いた活動の質が特に重要な案件では、補完的な人的支援の重要性が指摘され、支援の追加が提言された。ノンプロ無償においても、単に資機材を供与するのみではなく、技術的な支援を付加することが必要と考えられる。

ラジオ・テレビ放送支援事業では、同案件との直接の関係は不明だが、工事案件における住民参加を導入した雇用機会の提供が提言されている。しかし、工事案件においては、住民への雇用機会の提供の必要性を指摘する提言はなかった。

プロジェクトの予定通りの実施・迅速化・早期完了、手続きの簡素化・迅速化・合理化に関する提言は、多くの案件の評価で述べられている。これらは、評価者からの提言に加えて、インドネシア側（特に現地関係者）からの直接の要求として提言に記載されているものが目立つ。しかし、迅速化に関しては、現在実施中の案件の迅速化のために即実行可能な具体的なアイデアは、個別案件への提言からはあまり見出せていない。

孤児院再建事業、大学復旧等支援事業、職業訓練学校支援事業など、施設の運営基盤の安定確立が必要な案件では、資機材や施設などハードへの支援に加えて、運営費への支援の必要性が指摘されている。

提言は、全般に課題指摘のレベルに留まる傾向があったが、日本にとっての広報効果の向上も含めて、関係者間のコミュニケーションの向上、支援の更なる迅速化・柔軟化、補完的支援の追加などが重要である点は、全ての案件に共通する改善の方向性であると言える。

以下に、本評価調査の現地調査で聴取した関係機関・関係者のコメントを記載する。

BRR

調達代理機関である JICS が調達を実施している各案件に関しインドネシア側で監査を実施することは難しいので、調達代理機関による内部監査が必要である。

公共事業省

調達代理機関である JICS は資機材の調達には経験が豊富だが、工事案件にかかるコンサルタントやコントラクターの調達に関しては経験が乏しくあまり詳しくない。そこでコンサルタントやコントラクターの調達は、公共事業省が JICS と協力して行うこととした。

工事案件を実施するには、設計が重要である。特に詳細設計調査は不可欠である。

これらの調査費用を供与資金から支出せずに調達代理機関が非公式に調査を実施するという方式では的確な詳細設計を行うことができないという事態も起きる。調査にかかる費用もノンプロ無償による供与資金の中から支出することが必要である。

3.1.9 結論（13 案件全体の評価結果）

（1）進捗状況

13 案件の進捗には、全体的に遅れが生じている。調達手続きの遅れは、最大で3～5ヶ月程度であると推測される。しかし、他ドナーの実施する類似の支援案件の進捗との比較では、ノンプロ無償案件の進捗は最も速いとインドネシア政府側では評価している。多くの案件に関してインドネシア政府中央省庁のノンプロ無償案件の実施に関する当事者意識は十分であり、13 の案件が日伊両国政府間の協議委員会（Consultative Committee）で決定されたのが4月11日であること、ノンプロ無償における調達手続きにおいては入札準備から資機材の引き渡しまでに最短でも2～3ヶ月の期間を要すること、インドネシア政府の各関係省庁から調達代理機関に提示される調達品目の仕様に関する具体性を高めるための詰めの作業に時間を要したこと、災害後の混乱の中で多くのドナー・NGOの支援が錯綜する状況下インドネシア政府による被災地支援事業の調整機能の整備に時間を要したことなどを考慮すると、日伊両国政府にとって、今回の案件実施（調達手続き）の遅れは、実施の迅速化努力をもっても回避することが困難なものであったと判断される。

（2）妥当性

13 案件は、各案件の目指す目的（取り組む課題）に関しては総じて妥当性が高いと評価できる。しかしながら、本件支援におけるノンプロ無償においては、全ての案件に関して、実現しようとする目標（満たすべき支援ニーズの規模と内容）に照らし案件内容（インプットや活動の規模と内容）が適切であるかどうかを判断するに足る案件情報ならびに外的要因に関する情報の整理が十分なされているとは言い難く、本評価調査において案件目標（到達目標）に対する手段の妥当性については、十分な評価ができなかった。

また、被災地における支援ニーズは時の経過や実施される支援の進捗とともに刻々と変化しており、支援対象地域を特定する上で被災地内における地域的な優先順位が変化する可能性がある。実際、インドネシア政府内には、地域毎の支援量のバランス等を考慮すると支援リソースの再配分の必要があるという認識もある。

（3）施設・機材の活用度

各案件において施設・機材の引き渡し後の活用度は今後非常に高くなるものと評価できる。しかし、未だインドネシア国内で使用者に引き渡された施設・

機材が少ないこともあり、この時点で実績に基づいて 13 案件全体としての施設・機材の活用度を評価することは非常に困難である。既に供与された機材の中でも、例えば、土地権利台帳修復事業計画で使用されている真空凍結乾燥機の活用度などは極めて高くなっている一方、水道・衛生施設復旧事業で 사용되는給水車などの車両は、7月の引き渡し後未だインドネシア政府側によるナンバープレートの取得が済んでいない等の理由から、十分に活用されていない状況である。

(4) 期待される効果

全ての案件において、期待される効果はポジティブであると評価されている。しかし、既に妥当性の評価結果において述べた通り、現時点では 13 案件に関し調達資機材の数量以外の内容情報が十分明確に整理されていないことから、期待される効果をインパクトの大きさという観点から量的に評価することは困難である。そのため、効果に関する評価結果は、各案件の実施目的ならびにインプット内容から推論された非常に定性的で観念的なものとならざるを得ない。

(5) 他ドナーによる支援との関係

13 案件全てにおいて、現在のところ他ドナーによる支援との重複はない。しかし、当初ノンプロ無償による各案件の内容が決定されるまでには、他ドナー・NGO との間で支援の獲得競争があったということである。水道・衛生施設復旧事業、孤児院再建事業、職業訓練学校支援事業、イスラム学校等に対する支援事業などにおいて、他ドナー・NGO との連携がなされている。

また、他ドナーによる実施に時間を要するあるいは日本が対応する方がより的確な対応ができるとして、ノンプロ無償で実施されている案件には、土地台帳修復事業計画などがある。

(6) 広報効果

13 案件の中には、「広報効果が高い」あるいは「比較的良好に知られている」と評価される案件が 4 案件あり、中でも土地台帳修復事業計画はビジビリティが高いと評価されている。また、時間の経過あるいは工事の進捗に伴い日本による支援としての認知度が高まると評価される案件も 5 案件あった。しかし、13 案件を総体として見た場合、インドネシア、特に被災地における認知度が高いとは言えない。ノンプロ無償は、そのスキーム上、日本とインドネシアの中央政府関係者間で協議・決定され、実施に移されることから、地方行政・地方政府を含め被災した対象地域の関係者・コミュニティとの情報共有が不十分となる可能性があるが、本件支援においても、インドネシア政府内でも中央から地方への情報提供が不十分であるという指摘も多い。ノンプロ無償で供与された資金を使用する案件の実施自体はインドネシア政府主導で行われることが基本だが、日本政府としてはドナーとしての立場から、我が国が関係する支援に関

し、より積極的に被災地の関係者・コミュニティとの直接的なコミュニケーションを持つことが必要となっているものと判断する。

(7) 被援助国による評価

13 案件中 8 案件がインドネシア側から高い評価を受けているが、残りの案件においては、当該案件の重要性・必要性に関する認識は十分得られているものの、案件の内容と進捗に関する積極的な情報提供の不足ならびに案件の進捗の遅さを指摘する声が強い。たとえ案件の実際の進捗は同じでも、現在の状態や実施の見通しを詳しく説明された場合には、被災地の人々の心理として、案件に対し理解し受容しようとする気持ちが生まれ易くなると考えられる。被災地の関係者等への情報提供の不足も、被援助国による評価に影響していることが伺える。

(8) 提言・教訓

上述の評価結果とも整合するが、各案件の評価からの提言・教訓は、関係者間の情報交換の活発化、情報共有や連携の強化、案件内容の修正を含む柔軟な支援の実施、案件実施の迅速化への指摘などが中心となっている。

現在の支援に対する提言としては、日本がインドネシア政府内部での中央と地方あるいは中央政府と地方政府間の情報共有の促進に対する側面支援をすること、ドナーとして直接的に被災地の関係者とコミュニケーションをとる機会を定期的・積極的に設けることが重要である。

教訓としては、今後のノンプロ無償による災害緊急復旧支援を検討する際の支援の柔軟化・迅速化、資機材支援と人的・技術的支援の組合せへの対応などを検討することの必要性が挙げられる。

3.2 草の根・人間の安全保障無償のモニタリング結果

本調査においては、草の根・人間の安全保障無償案件に関しては、要請内容に沿ったプロジェクトが実施されていたかどうか、実施状況を実施機関からヒアリングするとともに、現時点における供与機材の管理状況や活用状況を確認することを目的としている。また、支援の効果に関しても、実施機関へのインタビューを通じて把握することとした。以下は、対象となる3案件のモニタリング結果である。

3.2.1 モニタリング結果

－スマトラ沖地震及び津波災害被災地アチェ州における巡回医療による人道支援計画－

作成者：UFJ 総研インドネシア

作成日：平成 17 年 12 月 9 日

担当公館名：在インドネシア大使館	
国名：インドネシア	
案件名：アチェ州における人道支援計画	
概算予算：2,662,170,000 ルピア	
実施団体：ムハマディア青年部アチェ支部人道援助委員会	
案件の目的 及び概要	<p>本案件は GAM との紛争による被害にあったアチェ州において十分な医療が受けることができない人々を対象にして巡回医療サービスを「草の根・人間の安全保障無償資金協力」により実施するものである。なお、本案件はムハマディア青年部 (KKAM Muhammadiyah) が実施団体として選定された。支援内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">● 巡回医療用車両 7 台の供与● 6 ヶ月間の運営費の供与：<ul style="list-style-type: none">◇ メインテナンス費、器具・物資・供給 (7 ヶ所)、対象 7 ヶ所¹²における医療スタッフ (1 台あたり医師 1 名、看護師 2 名、運転手 1 名)、チラシ 15,000 枚、モニタリング費及び外部監査費が含まれる。
1. 案件の進捗状況	<p>本案件は、2005 年 3 月に完了した。案件の進捗は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">● 2004 年 3 月、契約締結。● 2004 年 7 月、メダン (北スマトラ) から車両を調達。● 2004 年 7 月下旬、実施団体への車両の引渡し。● 案件の広報のため、難民キャンプを中心に、チラシが作成され普及される。

¹² バンダ・アチェ、ピディ、ロクスマウエ、ナンガ・ラヤ、アチェ・ジャヤ、アチェ・ブサー、アチェ・バラットの地域

	<ul style="list-style-type: none"> ● 2004年7月、運営費支援開始、同年12月に完了する予定だったが、2004年12月の津波・大地震により運営費支援は2005年3月まで延長。 ● 津波により、アチェ州の西海岸で車両2台が失われた。 ● 津波による浸水や土石流のため、バンダ・アチェの救急車が甚大な被害を受けた。 ● 津波後、残りの救急車4台は、医療・治療提供の為、アチェ州西海岸ムラボーに駐在。 <p>現在に至るまで、調達・実施の面で重大な問題はなかったが、予算の制約及び燃料費値上げ等による物価上昇のため、救急車運営にかかるコストがKKAMの負担となりつつある。したがって、運営に対する支援を更に6ヶ月延長することが要請されている。</p>
<p>2. 案件の妥当性</p>	<p>中央政府のアチェ再構築マスタープランにおいても、地域医療サービスは重要な課題として挙げられている。多数のドナーによる医療関係の支援はあるが、都市部に集中しており、村落部における支援は数少ない。したがって、主として村落部における被災者を支援することを目的とする本件は被災地の支援ニーズに合致している。</p> <p>また、本案件は当初アチェ州西岸及び東岸の7地域を対象に巡回医療を実施していたが、2004年12月の大地震・津波以降は被害の大きかった西海岸のムラボーに4台の車両を駐留させて周辺地域住民の診療に集中している。固定の場所にある診療所をベースにするのではなく車両をベースとした巡回医療は、現実の被災者のニーズに応じてよりフレキシブルに対応できる機動性の優れたコンセプトと考えられる。</p>
<p>3. 施設・機材の活用度</p>	<p>調達機材及び運営費共に活用度は高くフル稼働している状況である。日本国政府による、アチェ州の巡回医療のための関連機材の調達及び運営費への支援は極めて適切であり、アチェ州西海岸地域社会の医療サービス向上のための重要な貢献であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● OCHA¹³報告書によると（2005年1月16日）、694,760人の難民にたいする医療施設や物資は不十分である。特に村落部では、災害以前から、医療施設が不十分であり、交通西部も不良であった。更に、被災地の衛生状態は悪く、伝染病の可能性が非常に高くなっている。 ● 本調査団の視察によると、アチェ州西海岸の交通網は未だに大きな損害が見られる。アチェ州ムラボーに代表される西海岸においては交通網は、実質的には遮断されているためバンダ・アチェ市

¹³ 国連人道調整局: United Nation Office for the Coordination of Humanitarian Affairs

	<p>内からの救急車配車は難しくなっている。未だに、何百もの橋は津波の損害により崩壊したままである。従って、バンダ・アチエ市からムラボーへの交通は、西海岸沿いの道路から東海岸沿いへの交通網に変更され、ブキット・バリサン山脈を通らなくてはなくなり、12-14時間を要する。これは、津波以前の西海岸を通しての片道6時間に比べると、効率性が非常に悪くなっている。また、バンダ・アチエーカラン間では、以前では約6時間の交通であったが、現在は16時間以上となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● したがって、ムラボーに救急車を駐在させていることは、バンダ・アチエ市内からのアクセスの悪さを考慮すると賢明な判断であり、アチエ州西海岸地域における医療サービスを向上させた。しかしながら、救急車の数量は、村落部への医療・治療提供には十分ではない。 ● 機材はフルに活用されているものの巡回医療の拠点と救急車との間のコミュニケーションに問題がある。無線機を有しておらず、携帯電話で連絡を取り合っているために、山間部や通信状態の悪い地域においては連絡が途切れる場合がある。 ● また、現在、本プロジェクトで供与された救急車が村落部に巡回医療を実施するにあたり、雨季の際泥につかり動かなくなるケースが時折起こっており、他の地域の巡回に支障をきたしている。
<p>4. 案件完了後に期待される効果</p>	<p>本案件完了後は以下の効果が考えられる。現時点においてもすでに高い効果が発揮されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象地域住民の健康状態が改善される。 ● 中長期的には対象地域の医療サービスの向上により生産人口が増え地域の経済が発展する。 ● バンダ・アチエ、ピディ、ロクスマウエ、ナンガ・ラヤ、アチエ・ジャヤ、アチエ・ブサル、アチエ・バラットとビルンの地域で病院へのアクセスが困難な住民は、救急車を自宅若しくは近辺まで呼び寄せることが出来るようになりコストが節約できる。
<p>5. 他ドナーによる支援との関係 (重複の有無等)</p>	<p>他のドナーとの支援の重複は無い。</p> <p>インドネシア政府及びKKAM 重要関係者は、すでに、プロジェクトに対する支援の重複が無いように、コミット済みである。本プロジェクトによる応急治療を受けた後、患者が病院でより精密な検査或いは治療を必要とする場合、他ドナーにより支援された病院に運ばれる。したがって、本プロジェクトは他ドナーによる病院支援を補い、相乗効果を上げるためにも重要である。</p>

6. 広報効果 (ビジビリティ)	<p>案件の広報効果は、高いと見られる。各救急車には、日本国旗のロゴが貼られ、日本国支援を示している。さらに、避難地及び臨時住宅地で、15,000 枚のチラシが地域住民に配られている。</p>
7. 被援助国等による評価	<p>インドネシア政府は、本案件を地域住民の健康の向上に大きな貢献をしたとして高く評価している。一方、KKAM の重要関係者は、地域巡回医療のニーズが高くより多くの地域住民に医療サービスを提供するために救急車の台数増加を期待している。また、予算不足及び燃料値上げといった観点から、日本国政府に対し 2006 年の中ごろまで運営費支援の延長を要請している。</p>
8. 提言・教訓等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 燃料費値上げによる生活費の上昇の観点からも、日本国政府は運営費に対する支援の延長を検討すべきである。但し、中長期的には、KKAM は資金不足の中で本プロジェクトを持続可能とするために、病院・大学等とも提携するとともに、インドネシア政府や民間企業からの資金的援助も募っていく必要がある。 2. 日本国政府は、村落部の医療ニーズに対応する為にも、救急車として選定される車両のスペックを再検討すべきである。第一次無償が要請された当初は、村落部でも比較的道路の整備された地域を主たる対象としたが、現在では特に大地震・津波で道路状況が劣悪な地域のニーズに応じていく必要があるため、一部の車輛では、時として困難なケースに遭遇する。したがってたとえば 4 輪駆動タイプについても導入を検討すべきである。
9. その他	<p>特に無し。</p>

作成者：UFJ 総研インドネシア

作成日：平成 17 年 12 月 9 日

担当公館名：在インドネシア大使館	
国名：インドネシア	
案件名：スマトラ沖地震及び津波災害被災地アチェ州における巡回医療による人道支援計画	
概算予算：3,212,875,200 ルピア	
実施団体：ムハマディア青年部	
案件の目的 及び概要	<p>2004 年末に起こったスマトラ沖大地震及び津波により被災したアチェ州の住民に対して巡回医療を実施するものである。本案件は平成 15 年度と同様にムハマディア青年部 (KKAM Muhammadiyah) が実施団体として選定された。なお、平成 15 年度に供与した 3 台の巡回医療用車両は地震と津波のために破壊された。具体的な支援内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">● 巡回医療用車両 8 台の供与● 6 ヶ月間の運営費の供与：<ul style="list-style-type: none">◇ メンテナンス費、器具・物資・供給 (7 ヶ所)、7 ヶ所における医療スタッフ (医師 1 名、看護師 2 名、運転手 1 名)、チラシ 15,000 枚、モニタリング費及び外部監査費が含まれる。
1. 案件の進捗状況	<p>本案件は概ね順調に進んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none">● 本案件は完了済みであり、2005 年 2 月に車両が供与され、同年 4 月から 9 月までの 6 か月分の運営費が供与された。 <p>8 台の新しい車両供与及び運営費に対する支援は、第一次支援の継続であり、第一次支援で供与された 7 台のうち 3 台が津波により損失を受けたこともあり追加機材の供与は非常に重要となっていた。更に、地震・津波による被災者の数が激増しており、医療施設やサービスに対するニーズも極めて大きくなっていた。KKAM の重要関係者は、燃料費の高騰に伴う高インフレーション等のため第一次・第二次無償における運営費支援にかかる 6 ヶ月間の延長を強く望んでいる。更に、同団体は日本国政府に対し、対象 8 地域¹⁴における 8 つのクリニックにかかる施設の改修に対する支援についても要請している。</p>
2. 案件の妥当性	<p>中央政府のアチェ再構築マスタープランにおいても、地域医療サービスは重要な課題として挙げられている。また多くのドナーが医療関係の支援を行っているが、これらは都市部に集中し、村落部に対する支援は数少ない。従って、より多くの被災者を支援する為には救急医療や巡回医療を実施している本件は被災地のニーズに合致している。また、機材のみならず、運営費に対する支援は非常に重要である。運</p>

¹⁴ バンダ・アチェ、ピディ、ロクスマウエ、ナンガ・ラヤ、アチェ・ジャヤ、アチェ・ブサール、アチェ・バラットとビルンの地域

	<p>営費に対する支援がないと、巡回医療用車両及び救急車の活用に支障をきたし、医療スタッフのモラル低下を招き、円滑な巡回診療に悪影響を及ぼす。</p> <p>したがって、本件で巡回診療用車両・関連機材のみでなく運営費を対象としているのは極めて妥当である。</p>
<p>3. 施設・機材の活用度</p>	<p>調達機材及び運営費共に活用度は非常に高い。日本国政府による、アチェ州の巡回医療のための関連機材の調達及び運営費への支援は極めて適切であり、アチェ州西海岸地域社会の医療サービス向上のための重要な貢献であると考えられる。但し、より効果的な支援を行うためには以下の問題に留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 山間部の道路が未整備な為、医療スタッフが迅速に村落部に入るのが難しくなっている。更に、供与された車両は多量の燃料を消費する為、追加の燃料費が必要となっている。また、一部の救急車は、山間部の砂利道を走るには十分な機能を持っておらず、雨季にはたびたびぬかるみでストップしてしまう。 ● アチェ州西海岸における、残り 4 台の救急車の活用は最適だが、地域の医療ニーズにをカバーするにはまだ十分ではない。また西海岸の道路の整備状況はアチェ州中央・東部に比べると非常に悪く、迅速な医療サービスの提供に支障を生じているため、対策が必要となっている。
<p>4. 案件完了後に期待される効果</p>	<p>案件実現により以下の効果が期待される：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象地域の住民の健康状態が改善される。 ● 中・長期的には、対象地域の医療サービス向上により、生産人口が増え、地域の経済発展にも繋がる。 ● 第二次無償による新たな 8 台の車両の調達により既存の救急車で不足している地域が補足できる。救急車 1 台については、バンド・アチェ、ピディ、ロクスマウエの地域の医療ニーズに対応する。残りの 3 台は、ナンガ・ラヤ、アチェ・ジャヤ、アチェ・ブサール、アチェ・バラットとビルン地区を対象としている。 ● バンダ・アチェ、ピディ、ロクスマウエ、ナンガ・ラヤ、アチェ・ジャヤ、アチェ・ブサール、アチェ・バラットとビルンの地域で病院へのアクセスが困難な住民は、救急車を自宅若しくは近辺まで呼び寄せることが出来るようになりコストが節約できる。
<p>5. 他ドナーによる支援との関係 (重複の有無等)</p>	<p>他のドナーとの支援の重複は無い。</p> <p>インドネシア政府及び KKAM 重要関係者は、すでに、プロジェクトに対する支援の重複が無いように、コミット済みである。本プロジェクト</p>

	トによる応急治療を受けた後、患者が病院でより精密な検査或いは治療を必要とする場合、他ドナーにより支援された病院に運ばれる。したがって、本プロジェクトは他ドナーによる病院支援を補い、相乗効果を上げるためにも重要である。
6. 広報効果 (ビジビリティ)	本案件の広報効果は、高いと見られる。各救急車には、日本国旗のロゴが貼られ、日本国支援を示している。さらに、避難地及び臨時住宅地で、15,000 枚のチラシが地域住民に配られている。
7. 被援助国等による評価	インドネシア政府は、本案件を地域住民の健康の向上に大きな貢献をしたとして高く評価している。一方、KKAM の重要関係者は、地域巡回医療のニーズが高くより多くの地域住民に医療サービスを提供するために救急車の台数増加を期待している。また、予算不足及び燃料値上げといった観点から、日本国政府に対し 2006 年の中ごろまで運営費支援の延長を要請している。
8. 提言・教訓等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 燃料費値上げによる生活費の上昇の観点からも、日本国政府は運営費に対する支援の延長を検討すべきである。但し、中長期的には、KKAM は資金不足の中で本プロジェクトを持続可能とするために、病院・大学等とも提携するとともに、インドネシア政府や民間企業からの資金的援助も募っていく必要がある。 2. 日本国政府は、村落部の医療ニーズに対応するためにも、救急車として選定される車両のスペックを再検討すべきである。第一次無償が要請された当初は、村落部でも比較的道路の整備された地域を主たる対象としたが、現在では特に大地震・津波で道路状況が劣悪な地域のニーズに応えていく必要があるため、時として困難なケースに遭遇する。したがって、たとえば 4 輪駆動タイプについても導入を検討すべきである。
9. その他	特になし

3.2.2 モニタリング結果

アチェ州におけるスマトラ沖地震及び津波災害被災者に対するラジオ放送による人道支援活動支援計画

作成者：国際開発センター

作成日：平成 17 年 12 月 8 日

担当公館名：在インドネシア日本国大使館	
国名：インドネシア	
案件名：アチェ州におけるスマトラ沖地震及び津波災害被災者に対するラジオ放送による人道支援活動支援計画	
概算予算：19,058 ドル (2,096,380 円)	
実施団体：インドネシア民放協会	
案件の目的及び概要	<p>本案件は、スマトラ島沖大地震及び津波被害で被災した住民に対して、支援物資供給情報や、行方が分らなくなっている家族の情報などを発信するラジオ放送の支援を行うことを目的とする。</p> <p>本災害により、多くの被災民が家族及び親類と別れ、安否確認できず、また再会することが困難となっている一方で、通信回線等の不通等による情報入手手段の制約により、被害の状況及び支援活動等の情報の入手が困難となっていた。このような状況の中、本案件の実施団体であるインドネシア民放協会は、11 のラジオ局全てが壊滅したバンダ・アチェ市において、被災後いち早くラジオ局「アチェの声」を開設した。しかしながら、同局が保有する機材ではバンダ・アチェ市の4分の1をカバーできるだけであった。バンダ・アチェ市に唯一残っていた電波塔を活用することにより、同市全体及び大アチェ県をカバーすることが可能になることから、本案件では、同局が使用していたラジオ発信機から同電波塔まで電波をつなぐ機材、発電機、人道支援情報を関係機関から得るために使う車両借上費等を支援し、このような情報提供を通じた被災者支援活動を促進するための体制拡充に資するものである。</p> <p>供与品目は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none">● 送信設備 (300 ワットから 1 キロワット) 1 セット● 送信機リンク設備 1 セット● アンテナ 1 セット● 発電機 1 セット● 車両借上 (1 台、3 ヶ月)● バイク 2 台● ガソリン代 (10L×90 日)● 外部監査

<p>1. 案件の進捗状況</p>	<p>プロジェクトは当初予定通り、2005年5月に終了した。</p> <p>本案件は、緊急草の根無償資金協力の一貫として、供与した送信設備等を3ヵ月間使用する計画であった。インドネシア放送協会ではバンド・アチェ市での放送免許を2005年1月から6月までの6ヵ月間取得し(1月6日開局)、そのうち2月より3ヵ月間について本協力を得て放送を行った。</p>
<p>2. 案件の妥当性</p>	<p>案件の妥当性は非常に高かったと考えられる。</p> <p>災害によりバンド・アチェ市では全てのラジオ局が壊滅したため、同協会による「アチェの声」は、災害後しばらくの間、唯一のラジオ局としての役割を果たした。本草の根・人間の安全保障無償資金協力により、バンド・アチェ市内及び大アチェ県の被災地域住民約20万人にまで可聴人口が拡大し、被災者への医療情報や食糧支援の情報、行方不明者の情報等の提供により、被災者支援活動の改善に大きく寄与した。実際に、聴取者からラジオ局へのコンタクトが活発に行われた他、聴取した情報を通じて行方不明の家族等が発見されたなどといった話も数多く聞かれた。</p> <p>また、実施団体は、本案件の供与資機材の利用にかかる人件費を自己負担すると共に、国内マスコミ各社の支援により避難民キャンプにラジオ受信機を配布しており、情報の送信-受信にかかる一連の活動という観点からも、本協力が主に送信部分を担うことによりその持続性が確保されたという点において、その妥当性は高かったといえる。</p>
<p>3. 施設・機材の活用度</p>	<p>供与機材の活用度は高かったと考えられる。</p> <p>送信設備、アンテナ等の送信関連機器については、本案件の目的である被災者等への情報提供のために、計画通りに使用された。案件開始前には実施者がメダンからバンド・アチェ市に高さ30メートルの電波塔を運び、そこからラジオ放送を発信することになっていたが、それでは市の4分の1程度の人口しかカバーできなかった。そこで別のより高い電波塔を利用して発信できるようにすることが、本プロジェクトの機材調達の狙いの一部であったが、調達された送信機リンク設備やアンテナが期待通りの機能を果たし、対象地域全域をカバーすることができた。</p> <p>一方、その他の資機材の使用に関し、計画時から一部変更が生じた。計画時には1台3ヵ月とされていた車両借上について、1ヵ月のみ利用された。その理由は、インドネシア政府から別途車両1台が提供されたためである。また、計画では2台とされていたバイクについても1台のみ購入することとなったが、その理由は副大統領から1台提供</p>

	<p>があったためである。これらの変更により余った供与資金は機材の運搬に充てることとし、大使館に届けを提出した。その後、この点に関し大使館との間で精算に関する協議は行われていないとのことであるが、調達された借上車両及びバイクは、結果的にその時の状況・ニーズに応じて有効に利用されたといえる。</p> <p>尚、プロジェクト期間終了後の本案件機材の使用については、アチェ州のラジオ局へ寄付される旨、実施団体から書面が提出されていたが、現在は大使館了承の下、送信設備一式はジャカルタの同協会本部に一時的に保管されている。その理由は、同協会の会員放送局はアチェ州に全 32 局、うちバンダ・アチェ市には 11 局あるため、どの会員局に設備を引き渡すかを決定することが困難だったことがある。大使館は実施団体に対して、当該機材をラジオ局に寄付するか、売却して資金を返還するかを求めるレターを改めて発出するなど、機材の取り扱いについて協議を進めている。</p> <p>また、供与された機材のうち、発電機については、バンダ・アチェ市の国営ラジオ局 Radio Republic Indonesia (RRI) に寄付されている。</p>
<p>4. 案件完了後に期待される効果</p>	<p>本案件は緊急支援の一貫として実施されたものであり、災害直後から一刻を争う被災者の情報ニーズに対応することにより、プロジェクト実施期間中に被災者支援活動を促進したのみならず、プロジェクト終了後に被災者を含む対象地域の住民の生活再建が速やかに行われる上で効果は大きかったと考えられる。</p> <p>また、現在対象地域では、国営ラジオ局である RRI が放送を開始している他、民間の 3 放送局が通常放送の準備を進めており、住民への情報提供及び住民間の情報共有の促進に関しては、これら放送局によりその役割が引き継がれている。</p>
<p>5. 他ドナーによる支援との関係 (重複の有無等)</p>	<p>他のドナーとの支援の重複は無い。</p> <p>また、上述の通り、実施者は国内マスコミ (他ラジオ局及び新聞社) より支援を受けて、避難民キャンプにラジオ受信機を配布したが、これは送信設備を中心とする本案件による支援との間で相互補完的な役割を果たしたと考えられる。</p>
<p>6. 広報効果 (ビジビリティ)</p>	<p>案件の広報効果は、ある程度あったものと見られるが、その程度については検証できなかった。</p> <p>調達された送信設備やバイクには、日本国旗のロゴが貼られ、日本国による支援であったことを示している。また、実施者にとっては本</p>

	案件の実施が、草の根・人間の安全保障無償資金協力について認知するきっかけとなった。
7. 被援助国等による評価	本案件の実施者は、被災地域の社会と被災者の生活復興のために、緊急度の高い協力であったとして本案件を高く評価している。
8. 提言・教訓等	特になし
9. その他	特になし

3.2.3 モニタリング結果

－ナングル・アチェ・ダルサラム州ムハマディア中学校（10校）図書室整備計画－

作成者：建設技研インターナショナル
作成日：平成 17 年 12 月 16 日

担当公館名：在インドネシア日本国大使館	
国名：インドネシア	
案件名：ナングル・アチェ・ダルサラム州ムハマディア中学校（10校）図書室整備計画	
概算予算：7.25 億ルピア (9,983,016 円)	
実施機関：ムハマディア青年部アチェ支部	
案件の目的 及び概要	<p>(1) 本案件はイスラム社会奉仕団体ムハマディアが所有するナングル・アチェ・ダルサラム州(以下 NAD 州)全域に散在する中学校 10 校の図書室の施設充実と建物修復を行うものである。供与を受ける中学校は以下の各市にある：バンダ・アチェ市、クアラ・シンパン市(アチェ・タミアン県)、ルクスコン市(北アチェ県)、メウラボ市(西アチェ県)、シナバン市(シメウルエ県)、ケウケ市(南アチェ県)、シンパン・カナン市(シンキル県)、クタチャネ市(南東アチェ県)、ブランケジャレン市(ガヨ・ルウェス県)、タケゴン市(中部アチェ県)。</p> <p>(2) 2002 年 12 月 9 日に締結された停戦合意に伴い、アチェにおける住民生活は回復を見せつつあるが、過去 3 年に渡るアチェの政情不安に伴い、公立学校は消失したものが多くある。その一方、イスラム系学校は標的にされておらず、現在はイスラム系の学校に新規入学申請が集まっている傾向がある。</p> <p>(3) 今案件で、申請者は日本政府に対し、イスラム社会団体ムハマディアが所有する NAD 州全体に点在する 10 の中学校の図書室の強化を要請している。具体的には、図書室の改修、学校備え付け用教科書(500 冊)と一般図書(500 冊)、教師用・児童用の机と椅子、コンピュータ 2 台とプリンター 1 台等を供与する。</p>
1. 案件の進捗状況	<p>供与対象の 10 中学校のうち、バンダ・アチェ市、メウラボ市、シナバン市の 3 中学校については、昨年スマトラ沖大地震及びインド洋津波により、校舎が全倒壊・流失し、器材や関係書類も津波により流失しているため、供与品目の納品状況については確認できなかった。その他の学校について、現地確認作業を実施した 6 中学校では、ほぼ当初計画どおりの器材が納入されている。しかしながら、本来図書室用椅子を納入すべきところを会議室用の椅子として利用されているケースも見受けられた。</p>

2. 案件の妥当性	<p>教育は社会再建(Reconstruction of community)の重要な柱とされている。過去の政情不安にともない、抗争の標的とされ焼失した学校も多い現在、当地域にとって学習環境の強化は重要である。当案件で供与する10 中学校の図書室強化に必要な資器材は、学習環境の強化に効果的であり、案件の妥当性は高い。</p>
3. 施設/機材の活用度	<p>スマトラ沖大地震及びインド洋津波の被害を受けなかった中学校については、現在も導入資機材の状態はよく、生徒達が、放課後などに図書を利用する姿も見られ、十分に活用されている。</p>
4. 案件完了後に期待される効果	<p>図書などの機材導入後は、生徒達が図書室で本を読む機会が増えるようになり、案件実施前に想定していた効果「生徒の学習環境の強化」、「生徒の学習意欲を向上させる環境づくり」については、学校関係者からの評価も高い。我が国のプレゼンスを示すという点については、学校関係者間の認知はまだ高いとは言えない。しかし、全体としては、期待した効果はある程度発現されていると判断する。</p>
5. 他ドナーによる支援との関係(重複の有無等)	<p>特になし</p>
6. 広報効果(ビジビリティ)	<p>日本の援助であるということの認知度が必ずしも高いとは言えない。広報効果を高めるために、図書室に日本からのドネーションコーナーなどの設置、日本文化を表したポスターなどを設置し、生徒の日本への興味を高めるなどの工夫が必要である。</p>
7. 被援助国等による評価	<p>学校関係者の本案件に対する評価は高く、今後も継続的に、特に学校設備の充実を図る支援を要望している。</p>
8. 提言・教訓等	<p>当地域の学習環境の強化は重要であり、教育セクターの支援・人道支援のニーズは高い。 各中学校の図書はまだ不足しているのが現状で、今後も同様の支援が必要である。 またなんらかの工夫は必要ではあるが、わが国のプレゼンスを示すためにも効果的であるので、継続的な学校支援・人道支援の実施が望まれる。</p>
9. その他	<p>特になし</p>

第4章 協力における課題と提言

4.1 個別案件及び案件タイプ別の課題・問題点と提言

個別案件の評価結果のまとめならびに現地調査中の情報収集から確認された個別案件および案件タイプ別の課題・問題点とそれらの改善に向けた提言を以下にまとめる。

【問題1】 不明確な案件枠組み（ロジック）

全ての案件に当てはまる問題として、案件の効果に関しリザルトベースで評価するために必要な案件枠組みの整理ができていないことを指摘できる。

本評価調査でも、各案件（プロジェクト）に関し、期待される効果に関し評価することが指示されたが、プロジェクト目標の明確化を含め、期待される効果に関し評価を行う上で必要となる案件の具体的な内容の整理が不十分であり、効果を確認するために用いる指標も設定されていない状態であった。プロジェクトの内容は、調達代理機関が行う調達の内容とイコールではなく、調達された資機材等を活用して実施する活動を含むものであることから、単に調達内容のみが示されても、効果に関し評価することは困難である。

インフラ等の工事案件に関しては、プロジェクト形成調査や詳細設計調査の結果等の資料を入手することができれば、それらの資料には、通常、プロジェクトの目的、インフラの利用に関するニーズの実態と予測、建設されるインフラの容量などが明記されているため、期待される効果に関し、それらの資料からある程度の分析を行い評価することも可能である。しかし、評価対象の工事案件に関しては、未だプロジェクト形成調査や詳細設計調査が十分に実施されていないものもあり、今回の極短期間（約2週間程度）の現地調査のみで複数の案件を評価するという状況では評価が困難であった。

【提言1】 案件枠組みの整理

各案件が、案件の実施を通じて何をどのようにどれだけ行うのか、目標として目指すのはどのような状態かを明確にすることで、効果に関する評価のためのベースとなる案件情報が整理される。今後もこれらの案件に関し事後的な評価を行うのであれば、案件枠組みの整理と明確化、指標の設定、アウトプットおよびアウトカムのモニタリングが不可欠である。

【問題2】 工事案件における建設機械、建設資材、工事業者を分割した発注・調達

本件支援における工事案件の発注においては、基本的に建設資材、建設機械を工事業者と切り離して、別々に調達する方式が採用されている。建設機械は、購入による新品の調達であるが、工事を行うに際して必ず新品の建設機械が必要というものではなく、当然、新品の調達の方が費用が高くなる。更に建設機

械を購入して相手国政府に供与すれば、工事案件の完成後も機械の補完・維持管理のコストが発生する。従来から通常のノンプロ無償でも建設機械を調達する場合はあり、調達された機械は相手国政府の担当省庁の管理・監督の下に置かれて使用されてきた。本件支援におけるノンプロ無償による工事案件で調達された建設機械も、工事完了後は担当省庁あるいはアチェ州行政の管理下に置かれ、災害復興事業等の他の用途に活用されることが意図されているものと推測される。確かに、そのような建設機械の将来の使用用途を見込めば、分割発注を行った意図も理解できないものではないが、それが果たして、今回インドネシア政府が緊急的に復興事業を実施することを支援するという本件支援の趣旨に適ったものであるかという点では疑問が残る¹⁵。

なぜなら、本件支援はあくまでも災害緊急復旧支援を行うものであり、本件支援によるノンプロ無償の終了後（工事案件の場合一般的に2006年の後半ないし2007年以降）において、今回調達された建設機械が相手国政府による不特定の各種工事にローコストで活用される点を重視するよりも、本件支援中に、可能な限り迅速に、より少ないコストでより多くの効率的な案件をより大きな規模で実施し、被災地の復旧を促進支援することの方が、重視されなければならないからである。この考えに立てば、敢えて高価な新品の建設機械を調達するより、機械の手配は、工業者に任せ、できるだけ安く調達してもらう方が、その分の資金を別の支援に振り向けるなどの可能性も高まり、望ましいと言える。

また、一般に、分割発注により資材等を調達した場合、後に種々の事情で工事内容の修正が生じた際に、既に調達してしまった資材に関しては数量や仕様を柔軟に調整することができず、無駄を生じる可能性があると思われる。その点では、工業者に一括で発注した場合、ノンプロ無償における調達でも、工事の進捗に応じて資材を手配することができ、ある程度柔軟な対応が可能となると考えられる。

なお、資材、建設機械、工業者を分割して調達することにより、一括調達と比べ、調達業務の量が大きく増加する。各品目の調達に絡む調整は様々な関係者との打合せを必要とするため、非常に時間を要する作業であり、限られた人員で行われる調達代理業務がボトルネックとなっていた可能性もある。

¹⁵ 外務省によると、建設機材を先に供与した理由は、日本の支援のみならず、先行して進められているインドネシア政府独自の復興事業（瓦礫除去等）に活用してもらうためということであった。しかし、実際に緊急的に実施されるべき他の復興事業において十分に活用されているかについては、現地調査における視察とインタビューからは、未だほとんど活用の実績がないことが把握された。ただし、これは、同国側の行政事務（ナンバープレートの取得等）に起因する点も少なくなく、日本側でインドネシア側の行政事務事情などまでを見通すことが困難であった点は、前例の無い今回の支援においては仕方ないことと判断される。

[提言 2] 工事案件における建設機械、建設資材を含めた工事業者への一括発注

建設機械、建設資材を分割発注するよりも、それらの手配までも工事業者に一括発注する方が、調達業務の効率化・迅速化・コストダウンにつながり、146億円と限られたノンプロ無償の予算をより有効に活用できる可能性がある。

調達業務の効率化・迅速化は、調達代理機関のみではなく、相手国政府にとっても、非常に重要な課題であり、調達代理機関の限られた人的リソースで如何に効率的に調達を行うかが常に議論される場所である。この点で、工事案件の調達において、建設機械や建設資材を含め、工事業者に一括で発注することができれば、かなり多くの調達工数を削減することができる。調達代理機関である JICS においても、インドネシアにおけるノンプロ無償の調達代理業務に配置可能な人的リソースには制約があることから、もし、調達工数が削減されれば、計画されている他の案件の調達により早く取りかかることができるようになり、全体として、ノンプロ無償の実施の迅速化が進むことになる¹⁶。

また、各工事案件単体で見た場合にも、一括発注によるコストダウンが考えられる。なぜなら工事に必要な建設機械も、使用されるべき機械の仕様については調達代理機関が指定して入札を行うが、その手配は工事業者の裁量に任せることで、工事業者は必ずしも新品の機械を調達することなく、自社所有の機械を使用するか、あるいはコストが下がる場合にはリースで調達するなども選択肢として検討することになる。現在のインドネシアにおいて、工事業者が建設機械を手配することが困難であるという事態は想像し難いため、この方法で問題はないと考えられる。更に、工事業者への一括発注により、建設機械を相手国政府が新たに所有することが無くなるため、相手国政府による機械の保管・維持管理費用は発生しなくなる。

この点に関し、インドネシア政府公共事業省では、「アチェ州の事務所には建設機械を所有しておらず、ノンプロ無償によりこの機会に建設機械を調達することで、アチェ州において将来必要になる公共事業でこれらの建設機械を活用できるようになることは非常に有益である」としているが、公共事業省が公共工事を実施する際にも、省は、工事業者に工事を発注し施工監理をコンサル

¹⁶ しかしながら、現在 JICS では、インドネシア政府に請求する調達代理手数料を調達品日数や調達工数の多寡によらず、ノンプロ無償による供与資金総額の一定割合(通常で2～3%の範囲)で固定しているため、インドネシア政府側から見れば、いくら JICS における調達工数が増加しても、調達業務を実施するための費用増加はないことになる。このために、発注方式を分割発注から一括発注に切り替えた場合のインドネシア政府にとっての正味の資材調達コストの増減を考えると、建設資材を JICS が個別発注した方が費用面で有利であるという結論に至るものと見られる。しかし、JICS における調達の迅速化の面では、一括発注の方が有利である。

タントに委託するのが一般的であると考えられるので、省が建設機械を所有していなければ工事が行えないということはない。未曾有の被害を背景とする今回の復旧・復興において、瓦礫の除去から施設の修復まで様々な局面且つ長期的なスパンでインドネシア政府により建設機械が活用される可能性は大きく、インドネシア政府が建設機械を所有することを一概に否定するものではないが、一括発注により高価な建設機械の調達を回避し¹⁷その分の資金を別の復旧事業に振り向けた場合のメリット・デメリットも併せて検討することは重要である。本件支援におけるノンプロ無償による工事案件の実施を通じて、建設機械を相手国の関係省庁に引き渡すことの重要性・必要性があると断言することは難しい。

また、今回は、建設機械のみを工事の発注に先駆けて発注し被災地に早く送り込んだことが、かえって日本の支援の進捗が遅れているような印象を与える結果となった可能性がある。実際には、ノンプロ無償による工事案件の進捗スピードは、他のどのドナーの工事案件の進捗と比較しても、最も早いものであり、BAPPENAS、BRR、公共事業省等インドネシアの関係省庁はどこもノンプロ無償による支援スピードの早さをポジティブに評価している。しかし、ドナーによる援助の実態をあまりよく把握していない一般のインドネシア国民、特に被災地で困難な生活を送る避難民にとっては、現地で活動が伴わないままに広場に整然と並べられているこれらの日本からの建設機械を見ることで、建設機械の調達に対してプロジェクト活動が追いつかないという面で日本による支援のまとまりの無さとして感じられないとも限らない。

この点から見ても、やはり工事業者への一括発注をすることにより、必要な資材や機械を必要なタイミングで工事業者に手配してもらう方が、被災者を中心とするアチェ州の人々やインドネシア国民に与える印象はよいものとなるのではないかと判断される。

外務省コメント

1. 資材・機材の発注方法

- (1) 資材・機材の分割発注・一括発注のメリット・デメリットについては、迅速性とコスト削減の二つの要素を勘案する必要がある。分割発注の場合は、調達事務が増える問題はあるが、現場に迅速に資機材が届く利点大きい。大量の物資・機材を一括で発注する場合には、競争性が排除され（大規模調達が可能な業者のみが参入可能となる）、納期についてもより時間がかかるリスクが高まる。今回の支援で指摘されている、機材が十分活用されていないとの問題点については、インドネシア側の行政

¹⁷ 工事業者にローコストな建設機械の手配方法を提案してもらうなどによる機会調達コストの低減の可能性もあると考える。

事務（ナンバープレートの取得等）に起因する点も少なくない。

- (2) また、今回の調達においては、インドネシア側の事情により、結果的に十分な活用はなされなかったものの、基本的な復旧作業のために建機等を活用することを想定していたため、予め機材を分割して発注していたことには一定の意義があると考えられる。
- (3) 両者をどのような形で組み合わせるかについては、案件の進め方や現場のニーズ、実施体制を考慮した上で、今回の支援の教訓を生かしつつ対応していきたい。

2. 機材調達及び工事の発注方法

機材調達・工事の一括発注についても、機動的・柔軟な機材の投入が可能となるメリットは存在する（その後の発注においては、この方式を生かせるようにしている）。その一方、調達する機材が、その後も被災国において活用されることも重要であり、機材を明示的に被災国に工事終了後も、様々な復旧・復興事業に供与されるようにすることの意義は大きい。

4.2 本件支援におけるノンプロ無償援助に関する課題と提言

本件支援におけるノンプロ無償に関する課題とそれらの解決に向けての提言を以下にまとめる。ここでは、課題を

- 1) 災害緊急復旧支援を睨んだノンプロ無償に関する課題
- 2) 各案件の組立て（請訓票）に関する課題
- 3) ドナーとしての顔の見える援助に関する課題

の3つに分けて整理する。

災害緊急復旧支援を睨んだノンプロ無償に関する課題は、主に災害緊急復旧を支援する際のノンプロ無償のスキーム自体に関する課題である。各案件の組立てに関する課題は、ノンプロ無償により実施される各プロジェクトの内容（目的の立て方や活動内容の組み立て方など）、各プロジェクトを評価する際の視点、各プロジェクトの実施計画の示し方などに関する課題である。ドナーとしての顔の見える援助に関する課題は、被災地関係者とのコミュニケーションに関する課題である。ただし、ここに挙げた課題の多くは、現在実施中のノンプロ無償において直ちに改善可能なものではないことから、各課題に対し、今後の類似の支援の実施に際して改善されるべきと考えられる提言を中心にまとめている。ドナーとしての顔の見える援助に関する課題に関しては、直ちに改善可能な内容も含んでいることから、本件支援中における提言の実施も検討すべきである。

各課題に対してまず、課題の内容を説明し、その後、その課題への対応としての提言を述べることとした。

4.2.1 災害緊急復旧支援を睨んだノンプロ無償に関する課題と提言

災害緊急復旧支援を睨んだノンプロ無償に関する課題は、以下の5つである。

- [課題 1] 迅速な支援を阻害する現地調整機能の整備の遅れ
- [課題 2] 被災地におけるプロジェクト形成の重要性と困難性の高まり
- [課題 3] 実施監理業務の受け皿の不在
- [課題 4] プロジェクト性の高い案件を実施するノンプロ無償に求められるモニタリング
- [課題 5] ノンプロ無償資金を活用した資機材調達と相手国が実施するプロジェクトとの関係の未整理

〔課題1〕 迅速な支援を阻害する現地調整機能の整備の遅れ

ノンプロ無償に限ったことではないが、バイあるいはマルチのドナーによる支援が実施されるためには、被援助国との間で支援の内容に関して合意が得られることが前提となる。

合意の前提となるのは、支援の内容がニーズに合っており、他のドナーの支援との重複がないことである。今回のアチェへの支援においても、多様なドナーやNGOが支援を申し出ており、プレイヤーが多い上にそれぞれの思惑があり、支援内容に関する調整をするのが難しいことに加え、NGOは中央政府との協議や合意無しに現地で活動を開始してしまうこともあるということであった。

インドネシア政府には、これらの支援内容が重複しないようにモニタリングし調整を行うことが求められている。現在はBRRがアチェに設立されており、支援内容の調整とモニタリングを行う体制が整いつつあるが、BRRが設立されたのは5月のことであり、それまでは、インドネシア側における実質的な支援内容調整機能が不在であったと見られる。このような経緯から、インドネシア政府各省においても、被災地においてどの課題に対し支援の申し出がなく、どの課題に対し手がつけられていないのかという点に関し、刻々と変化する状況を十分に把握できず、ノンプロ無償の案件形成が遅れた可能性がある¹⁸。

これは一面では各省における案件形成機能の未整備の問題であるかもしれないが、一方で、混乱状態にある被災地における現状情報ならびに支援状況を一元的に把握し調整する機関の不在の問題でもある。

現地（被災地）における支援案件の調整機能に対する直接的な支援はノンプロ無償による協力の範囲を超えた内容と考えられることもあり、このような被災地における情報一元化ならびに支援案件の調整に対する支援の必要性は、本件支援におけるノンプロ無償の開始当初においてはあまり意識されてこなかったのではないかと見られる。

また、JICA 緊急開発調査「インドネシア国北スマトラ沖地震津波災害緊急復旧・復興支援プログラム」最終報告書にも指摘されているとおり、現地における調整機能を阻害するその他の要因として、以下を挙げることができる。

- 地方政府機関職員の喪失
- 土地所有に関する書類の未整備・喪失
- 戸籍謄本の喪失

¹⁸ ノンプロ無償で供与された資金を用いる案件の形成は、スキーム上は基本的に相手国政府の責任となっている。

-災害に関する救済法の未整備
これらの諸要因が復旧・復興活動の大幅な遅れにつながっている。

【提言1】 相手国政府における被災・復旧状況に関する情報整理・ドナーへの要請内容の整理等の業務に対する支援の実施

本件支援においては、復旧・復興事業の実施を促進する上で、ドナーやNGOからの種々の支援申し出に対応するための、インドネシア側における実質的な支援内容調整機能を強化することが必要であった。ここでいう支援内容調整機能とは、主として、現在BRRが担当しているような、刻々と変化する被災状況や復旧状況に関するモニタリング情報を整理し、「今何処で何が必要となっているか」を的確に把握すること、そして、ドナーに対する要請の叩き台をドラフトするところまでの作業を想定している。実際、BRRの設立に際しても、日本に対しBRRの業務実施を支援する人材の派遣要請があり、個別専門家としてJICAを通じて日本人コンサルタントが1名BRRに派遣された経緯がある。調達代理機関であるJICSも、BRRの不足する人材を補い円滑に調整業務を実施するために、BRRへの人材の派遣ができないものかとインドネシア政府から非公式に打診を受けたということである。

「どのドナーがどの支援を行うか」に関する調整（いわゆる援助調整）は政府間の協議により行われるものでありまた各ドナーの思惑も大きく影響するため、日本がコンサルタント等の専門人材を専門家として相手国政府に派遣しても、十分に機能するとは限らないが、援助調整の前段階までの、相手国側としてのモニタリング情報の整理ならびに要支援事項の整理と要請内容のドラフトまでの業務への支援であれば、他ドナーとの間の援助調整は含まれず、調査分析力・情報整理力・国際協力事業に関する知見を有するコンサルタント等の人材であれば、対応が可能と考えられる。

相手国側における支援内容調整機能への支援は、ノンプロ無償による協力の範囲外であると考えられるので、ノンプロ無償自体の改善のための提言ではないが、今後本件支援のような災害緊急復旧支援を狙いとするノンプロ無償を有効に機能させるための提言として重要である。

具体的な支援のイメージとしては、例えば、JICAの開発調査あるいは技術協力プロジェクトのスキームを活用して、コンサルタント（あるいは専門家）等のチームを、復旧・復興事業を調整・監督する省庁（インドネシアの場合BRR）に派遣することが考えられる。なお、災害緊急復旧支援という特殊な状況への対応を前提とすれば、ここでの相手国の支援内容調整機能への支援は、中長期的な相手国のキャパシティビルディングを狙うものではなく、日本側によるインドネシア政府に対する短期的・暫定的な業務代替を目的とするものとして位置づけるのが適切であることから、技術協力プロジェクトのスキームを適用する場合にも、主眼はカウンターパート等相手側への技術移転ではなく、日本人チームによる支援内容調整業務の代替実施に置かれることが重要である。

派遣されるチームの構成は、セクター横断的な専門性を有する要員編成とする場合も、特定セクターの専門性に特化する要員編成とする場合も、どちらも想定できる。ちなみに、本件支援におけるインドネシアの状況に照らした場合、ノンプロ無償を通じた我が国による支援が比較的多いのは結果的にインフラセクターであった。今後の類似の支援においても、予めこのような状況が想定されるならば、支援内容調整業務を担当する日本人チームの構成をインフラセクターに絞ったものとするなど検討に値する。

外務省コメント

1. JICA 専門家は、役務提供を原則として行わないこと、また、要請内容によっては人選及び派遣準備に時間を要し、緊急時の対応が必ずしも容易ではない等の制約があるものの、要請があれば検討の余地はある。
2. ただし、実際には、国債緊急援助隊の専門家チーム派遣等により、先方担当部局と密接に連携しつつ、ニーズ調査、調整等を行うことが現実的であると考える。

【課題2】 被災地におけるプロジェクト形成の重要性と困難性の高まり

本件支援によるノンプロ無償等において明らかな通り、また近年の災害対策支援のためのノンプロ無償や平和構築のためのノンプロ無償などにおいても、通常のノンプロ無償と比べて、供与資金の活用用途を検討するための「プロジェクト形成」の「重要性」と「困難性」が格段に高まってきている。ノンプロ無償のスキームでは、基本的にはプロジェクト形成は供与資金を活用する相手国の責任の範囲となるが、本件支援に限らず被災国への緊急復旧支援においては、現実的にはプロジェクト形成段階における日本側からの側面支援が不可欠である。本件支援においても、インドネシア政府によるプロジェクト形成に加えて、JICA がプロジェクト形成調査（1月に現地滞在1週間）や緊急開発調査を行い、プロジェクト形成を一部支援している。

「プロジェクト形成」の「重要性」の高まりの背景として、ノンプロ無償の供与資金（本体資金）の使用用途が直接的に被災地あるいは被災者に向けられたものである点を挙げることができる。通常のノンプロ無償では、調達される資機材は相手国内での市場売却あるいは相手側政府機関等による直接使用・維持管理・保管が前提となっていることから、どちらかというプロジェクト性が低く、調達される品目の選定自体は、ノンプロ無償による支援の趣旨（外貨支援ならびに見返り資金を活用した開発支援・財政支援）に照らせば、その効果に対しあまり重要な意味を持っていない。それに対し、本件支援によるノンプロ無償などでは、支援の対象となる対象受益者がかなり明確に特定されており、それら受益者の抱える問題もある程度明確である。従って、調達される資

機材や建設される施設が、解決すべき課題（対象受益者が直面している問題）に対して適切な解決手段となっているかどうかという点が重要である。そのために、プロジェクト形成が重要となってくる。プロジェクト形成調査を通じて把握しなければならない点はいくつかある。それらは何かと言えば、問題を抱えている対象受益者の数であるとか、問題を解決するために役立つリソース（資源）を対象受益者が既にどれだけ所有しているかあるいは他のドナーが既にどれだけ支援を行っているか、その結果として、正味どれだけの支援をノンプロ無償の資金で行う必要があるかなどの点である。これらの点に關し的確な調査を行い、問題を解決するために必要十分なプロジェクトを形成しなければ、不必要な支援や不足のある支援を実施してしまう危険がある。そのような場合、支援の効果は上がらず、効率的な支援をすることもできない。

「プロジェクト形成」における「困難性」の高まりの背景には、本件支援によるノンプロ無償等では、対象地域が被災地であったり、紛争地域であったりすることにより、調達代理機関の担当者など日本人をはじめとする外国人材あるいは相手国人材であっても対象地域外の居住者が対象地域に立ち入り十分な調査を実施することが現実的に難しい点が挙げられる。大規模災害の犠牲となった地域は、生活に必要な基礎的なインフラも多くが破壊され、また、混乱により治安が悪化し、日本人をはじめとする外国人など外部者による現地密着型のプロジェクト形成調査を実施することが困難である。また、被災地域などの対象地域に対しては、様々なドナーやNGOが支援を申し出、競って支援活動を行おうとするため、支援を必要としているのがどの地区であり、どの地区では支援が行き届いているのか、状況が時々刻々変化して、現状把握が困難となる点も挙げることができる。このような状況の下、現在のノンプロ無償では、プロジェクト形成は相手国側の責任ということで、道路復旧等の事業についてはJICAが行った緊急開発調査の成果が活用されているものの、その他の案件では日本側による十分な支援体制（特に資金面の支援）が敷かれているとは言えない状況である。結果として、ニーズの再確認と十分なプロジェクト形成調査が為されているとは言えない場合がある。

しかし、このような困難性とは裏腹に、特に本件支援のようにノンプロ無償による被災地への支援の場合、供与資金によって実施される各支援は、非常にプロジェクト性が高く、目標の絞り込みと明確化が重要となっているのが実情である。

【提言 2-1】 JICA や外務省の調査スキームの活用

ノンプロ無償による供与資金を用いた案件の形成を行う場合、プロジェクト形成調査の実施の仕方に関し、少なくとも以下の3通りのアプローチが考えられる。一つ目は、インドネシア政府がノンプロ無償の供与資金を用いず自前でプロジェクト形成調査を実施する場合である。通常の場合、これまでこのアプ

ローチが基本（あるいは建前）であったと考えられる。二つ目は、インドネシア政府がノンプロ無償の資金を活用してプロジェクト形成調査を実施する場合である。本件支援においては、ノンプロ無償資金を用いた役務の調達も承認されており、このアプローチも活用できるようになったが、あまり十分に活用されていたとは言えない部分がある。また、活用する場合でも、調達代理機関である JICS にもプロジェクト形成調査を実施する調査団への業務指示内容の詰めを行った経験は乏しく、入札を通じた調査団の選定に時間がかかる可能性がある。三つ目は、ノンプロ無償資金とは別枠で日本側が調査予算を持ちプロジェクト形成調査を日本側が発注することによりインドネシア政府のプロジェクト形成を側面支援する場合である。

ここでは特にこの3番目のアプローチの活用を提案したい。既に述べた通り、実際、本件支援においてもノンプロ無償と JICA 調査との連携は行われており、JICA がプロジェクト形成調査や緊急開発調査を実施し、その途中経過や調査結果がノンプロ無償における案件形成に活用されている。しかし、ノンプロ無償におけるこれらの調査の活用はそれでも十分とは言えない。1月に実施された JICA によるプロジェクト形成調査は現地調査期間が1週間程度と非常に限定的な規模であり、予め想定されていた支援メニューから特定の支援を選ぶための情報収集が中心となっていたとのことである。その後は、このプロジェクト形成調査をフォローする調査は実施されていない。また、緊急開発調査は、調査を通じてインドネシア側の要望に基づくクイックインパクトプロジェクトを実施したが、基本的には2006年から2009年を対象期間とするバンダ・アチェ市の復興マスタープランを策定することが目的であり、ノンプロ無償によるプロジェクトの形成を主目的とする調査であったとは言い難い。

この点で、ノンプロ無償と JICA あるいは外務省の調査スキームとの連携を強化し、例えば、JICA あるいは外務省がより充実した「緊急プロジェクト形成調査」を実施することが考えられる。多くの場合、災害緊急復旧支援では、本件支援に際しても実施されたように、緊急段階でまず既定の支援メニューを用いた短期間（1週間程度）のプロジェクト形成調査が実施されるであろうが、その後、第二弾のプロジェクト形成調査として、今度はセクター毎によりきめ細かくプロジェクト性の高い案件を形成する「セクター別プロジェクト形成調査団」を派遣することで効果のあるノンプロ無償案件を形成することができるようになる。

このようなセクター別プロジェクト形成調査を実施する際には、調査団の選定は必ずしも入札によるばかりではなく、迅速な調査実施の必要性から特命随意契約の適用も検討する必要がある。

外務省コメント

支援対象の案件形成をいかに迅速に行うかは重要な課題であり、調査を実施する体制・迅速な派遣のタイミングについては、一層改善していきたい。新し

く創設する「防災・災害復興支援無償」は、まさに緊急事態後の復興支援を円滑に進める必要性に基づき考案された。その実施に際しては、ニーズの把握、案件の形成を迅速に行うようにしたい。

〔提言 2-2〕 現地の人的リソースを活用したプロジェクト形成

プロジェクト形成を行う場合、調査の実施主体がインドネシア政府側であっても日本側であっても、対象地域外に居住する外部者がサイトまで立ち入って現場密着型のプロジェクト形成を行うことが事実上困難な場合には、現地スタッフを活用した現状把握ならびにプロジェクト形成を行うことを検討する必要がある。UNICEF や UNDP をはじめとする国際機関では被災地に多くの現地スタッフを展開して、プロジェクト形成業務を行っている。UNICEF の場合、アチェで活動する現地スタッフが 100 人（アチェに展開する UNICEF スタッフの約 3 分の 2）を超える規模ともなっているとのことである。

〔提言 2-3〕 資機材調達案件ならびに工事案件の計画ステップの再整理と案件監理の徹底

ノンプロ無償により実施されるプロジェクトの効果を高め有効で効率的な支援を実施するためには、資機材調達案件、工事案件それぞれの内容の計画ステップを再整理し、プロジェクトがそのステップに沿って形成・実施されるよう監理を徹底することが重要である。

以下に、提案としての案件の調達内容計画ステップ案を資機材調達案件と工事案件に分けて示す。

資機材調達案件の調達内容計画ステップ

1) 目的の確認（何のためにどんな資機材が必要か？）

支援の要望や要請が上がった場合あるいは支援の必要性を検討する場合に、どのような理由で、何をどのくらいの数量調達することが必要と言われているのか、その背景的な状況やニーズの存在を把握・確認する。言い換えれば、調達しようとする資機材を何のために必要としているのか、それらの資機材を用いてどのような活動をしようとしているのか、問題認識を確認するとともに、活動内容を中心とする具体的なプロジェクトの枠組みを把握する。

2) ニーズの再確認

その上で、実施しようとしている活動へのニーズの規模がどれくらい大ききであり、支援の目的に照らしてどの程度活動を実施する必要があるかに関し再確認する。当然ながら、ノンプロ無償の資金を供与する段階で、日本側としての初期のニーズアセスメントは為されおり、それに基づいて、資金が供与されているが、ノンプロ無償による個々の案件（プロジェクト）を相手国政府が具体的に計画する段階では、改めてその必要性を具体的に示すデータが存在するかどうかを確認する必要がある。

言い換えれば、調達しようとする資機材を用いて実施しようとする活動へのニーズが具体的にどれくらい存在するのか、調達しようとする資機材はどのようにどれくらいの頻度で使用される見込みか、活動の実施者たちは、調達しようとする資機材以外の必要なリソー

スをどの程度有しているのか、調達しようとする資機材さえ有れば十分な活動が展開できるのか、その他にまだ不足するインプットがあるのか。これらに関して、確認できる信頼性のあるデータが存在しているかどうかを確認することである。

この段階では、たとえ個々の情報はバラバラのデータとして存在していたとしても、実施しようとするプロジェクト活動のために足りないインプットを総合的に把握・確認することが困難である。したがって、プロジェクト活動に想定される必要なインプットをすべて洗い出し、それに対して、何が不足しているかをチェックすることが必要である。

3) ニーズが十分に確認されている場合のプロジェクト形成

これは、ニーズの規模と質的な要求内容を的確に示す信頼性のあるデータが整理されている場合であるが、そのデータに基づき、プロジェクトを形成する。

プロジェクトの実施者たちが構想しているプロジェクトの内容（ロジック）を精緻化し明示する。そのロジックの中でノンプロ無償により調達しようとする資機材を含め各種インプットがどのように使われ、どのくらいの数量を必要としているのか、また、調達される資機材に要求される品質の水準や性能はどの程度のものかを確認する。また、プロジェクトを実施する実施体制とそのために実施者側が用意している予算や人員についても確認する。

本件支援においては、この段階で、単に相手国側関係省庁からの要請と国連機関など援助調整担当機関の責任者による了承や確認のみで資機材の調達内容と数量を決定していると見られる案件があるが、少なくとも、相手国政府にニーズの存在・規模と資機材の調達数量決定の根拠を示す信頼性のあるデータの提出を求める必要が有る。（もし具体的なデータが存在しないなら、次で述べる通り、しっかりとしたプロジェクト形成調査を実施して必要なプロジェクト活動を見極めてから、プロジェクト自体を日本側としても承認し、その上で調達内容を決める必要がある。）

4) ニーズが十分に確認されていない場合のプロジェクト形成

もし、ニーズの規模と質的な要求内容を的確に示す信頼性のあるデータが整理されていない場合は、調査を企画（コンサルタントなど外部の調査機関に発注）してプロジェクト形成調査を実施する。（ただし、プロジェクト形成調査自体を相手国側が実施するか日本側が別途支援して実施するかに関しては、[提言 2-1] で述べた提案内容を踏まえて検討される必要がある。）

これは、プロジェクトの実施者（候補者あるいは要請者）たちが漠然と構想しているプロジェクトの内容（ロジック）が、果たして本当に必要であるかどうか、確認するためのプロジェクト形成調査である。その中で、具体的なデータに基づき、プロジェクトの実施者（候補者あるいは要請者）たちがぼんやり必要性を感じているプロジェクトのイメージが妥当なものであるかどうか確認しつつ、現状把握、問題分析、計画立案のステップを経て、本当に必要性のあるプロジェクトとして、精緻化し明示する。これにより、そのプロジェクトへのインプットの一部として調達内容（品目）を決定する。

5) 仕様の詰め

プロジェクトのロジックが明確になり、プロジェクト目標とそのために必要なインプットが明確化されれば、ノンプロ無償により調達しようとする品目に求められる数量や性能や質的水準が明らかになる。プロジェクト形成調査の結果を踏まえて仕様の詰めを行い発注する。

6) 資機材の調達

確認された仕様を踏まえて、調達公示と納入業者の選定、発注を行う。

工事案件の調達内容計画ステップ

1) 目的の確認(何のためにどんな工事が必要か?)

支援の要望や要請が上がった場合あるいは支援の必要性を検討する場合に、どのような理由で、何をどのくらいの規模で建設することが必要とされているのか、その背景的な状況やニーズの存在を把握・確認する。

2) ニーズの再確認

その上で、ニーズの規模が実際どれくらいの大きさであり、支援の目的に照らしてどの程度の質的水準のものを建設することが必要であるかに関し再確認する。また、その必要性を具体的に示すデータが存在するかどうかを確認する。

3) ニーズが十分に確認されている場合のプロジェクト形成

もし、ニーズの規模と質的な要求内容を的確に示す信頼性のあるデータが整理されていれば、そのデータに基づき、プロジェクトを形成する。

4) ニーズが確認されていない場合のプロジェクト形成

もし、ニーズの規模と質的な要求内容を的確に示す信頼性のあるデータが存在しなければ、調査を企画(コンサルタントなど外部の調査機関に発注)してニーズアセスメント調査ならびにプロジェクト形成調査を実施する。

(ここまでのステップは基本的に資機材調達案件の場合と同様である。)

5) 仕様の詰め

プロジェクト形成調査の結果を踏まえて仕様の詰めを行う設計調査を発注する。工事案件の詳細設計には、技術的にも精緻なものが要求されるため、設計調査は、信頼性の高い調査者により確実に実施されることが重要である。本件支援による工事案件の一部では、案件実施の迅速化という観点から、設計と施工を同じ事業者が発注するデザインビルド方式が採られているが、その場合においても、設計内容の妥当性を十分に確認(審査)することが必要である。設計調査は工事案件の内容の一部でもあることから、他ドナーを含む別の支援で実施されていない場合、ノンプロ無償の供与資金を充当して実施することが必要である。

6) 工事の発注

設計調査の結果を踏まえて、施工監理担当コンサルタントと工事担当業者の選定ならびに工事の発注を行う。

【課題3】 実施監理業務の受け皿の不在

ノンプロ無償は、被援助国側の実施能力の不足を調達代理業務を通じて補うことにより、円滑な協力案件の遂行を可能とするという点が一つの長所である。言い換えれば、ノンプロ無償はある意味で被援助国側に実施能力が整っていない場合にもそれを補いつつ十分に対応できるスキームとして設計されていたと推測される。

この長所は、資機材の調達のみを行う通常のノンプロ無償においては、現在も維持されており、確かに、本件支援における津波・地震被災地支援ノンプロ無償においても、「調達代理業務」自体に関しては、この長所が活かしている。

しかし、本件支援におけるノンプロ無償では、「ポジティブリスト方式による

単なる資機材調達とその市場売却」という通常のノンプロ無償とは異なり、「被災地の復旧・復興ニーズに基づくプロジェクト形成（案件形成業務）」ならびに「建設工事などを含むプロジェクトに関する技術仕様の確認（工事案件の設計業務）」「プロジェクトにより実施される建設工事などの進捗および施工監理の監理（狭義の実施監理業務）」など、通常のノンプロ無償では発生しない（あるいはあまり必要とされない）業務が必要となっている。

本件支援におけるノンプロ無償においても、これらの業務は、基本的に被援助国側の責任で実施されることとなっているが、これら業務の多くは、被援助国政府から調達代理機関が手数料を受け取って行う本来の調達代理業務の範囲外の業務であると考えられる。調達代理機関である JICS では、当初今回これらの業務を担当することを十分想定しなかった可能性がある。その結果、これらの業務を想定した十分な手数料を相手国政府から得ておらず、また、当初これらの業務を遂行するのに必要十分な体制を持たずに調達代理業務を開始したということである。

調達代理機関である JICS がこれらの業務を行わない場合、現実には、インドネシア政府が自前でこれらの業務を十分に実施している（あるいは実施することができる）とは言い難く、本件支援におけるノンプロ無償のスキームとしてみた場合、これらの機能が実質的に不在となっている。このような状況から、機能不在の穴を埋める役割を JICS が十分な対価を受け取ること無く非公式に果たしているというのが実情である。したがって、現状では、案件形成業務・工事案件の設計業務・狭義の実施監理業務を含む広義の実施監理業務の進捗は、JICS による投入リソース（特に人的リソース）に制約される部分がある。

【提言 3】 災害緊急復旧支援のためのノンプロ無償における実施監理向上の方策

調達代理機関の JICS は、ノンプロ無償の長所の一つとして、相手国の実施能力を調達代理機関が補完することができる点を指摘しているが、特に本件支援のような災害緊急復旧支援の場合、被災国政府においては災害による混乱のために行政能力が一層弱まることも想定されるので、可能な限り日本側の責任で実施監理を代行するなどの対応が求められる。調達代理業務のみでなく、案件実施監理業務も含めた能力補完が重要である。

調達代理業務のみならず相手国の案件実施監理業務の遂行能力をも補完するためには、ノンプロ無償における案件実施監理業務を代行する機関を介在させることも検討に値する。ただし、そのような機能を果たす機関を新設するか、JICS など調達代理機関を含めいずれかの既存機関にそのような役割を持たせるかに関しては更なる検討が必要である。

また、災害緊急復旧支援のためのノンプロ無償の実施にあたっては、そのス

キームの中に、資金の供与とともに、実施の過程で相手国側の実施能力（プロジェクト形成、仕様作成、調達、実施監理等）の強化を支援するためのメカニズムを組み込むことが必要である。相手国側の実施能力強化を支援するためには、ノンプロ無償の供与に際して、相手側に追加的に一定の条件を付すことも一案である。その条件とは、例えば、1)「ノンプロ無償の実施及びモニタリングの担当責任機関・責任者の明確化ならびにノンプロ無償の供与資金の一部を使用した実施・モニタリングに対する指導・助言を行う専門人材の雇用（あるいはコンサルタントとの契約）」、2)「ノンプロ無償の供与資金の一部を使用したプロジェクト形成調査の発注・実施の確実化」である。

いずれにせよ、これらは、既存スキームである通常のノンプロ無償の内容ならびに手続きでは発生しない業務に関する提案であり、本件支援を契機として、以下に述べるその他の課題への対応も睨み、新たに例えば「災害緊急復旧支援ノンプロ無償」というようなスキームを創設する必要があるものと思料する。

外務省コメント

1. 実施管理に係る更なる能力の補完が必要であるとすれば、既存の調達代理機関の能力を強化することがより効率的であり、新たに別の組織を創設することは、非効率である。また支援の実施に複数の機関を関与させることは、迅速な意思決定を損ね、実施体制の混乱を招くおそれが高い。
2. 平成18年度より「防災・災害復興支援無償」として、新たなスキームを創設予定。同スキームによって、提言の趣旨を十分反映できると考える。

【課題4】 プロジェクト性の高い案件を実施するノンプロ無償に求められるモニタリング

通常のノンプロ無償における調達代理業務は、個々の調達品目に関し、同品目の相手国側への引き渡しをもって終了することから、それらの調達された品目がどのように活用されているか、あるいはどのような効果を上げているか等に関しては、調達代理機関ではモニタリングをすることとなっておらず、これまでノンプロ無償の資機材引き渡し後のモニタリングならびに評価は実施されてこなかった。これに対し、本件支援におけるノンプロ無償は、通常のノンプロ無償と異なり、達成すべき目標が明確なプロジェクト性の高い案件が多く含まれている。そのため、案件の効果を確認することが重要という認識から、今回津波被害発生から1年というこのタイミングでモニタリング評価を行うこととなった。

しかし、本件支援の実施に際しては、当初、モニタリングの必要性・重要性があまり強く意識されていなかったため、調達契約が済み、相手国に引き渡された品目に関するモニタリングは為されてこなかった。また、資機材の引き

渡し前の進捗情報に関しては、JICS 内部には情報はあったが、未だ公開情報として提示することができるように整理されてはいなかった。従って、入手可能な調達代理業務の過程におけるモニタリング情報が限られるとともに、引き渡し後の品目に関しては、評価に際して新たにその活用度や効果をモニターすることが必要となった。

【提言 4】 支援内容および結果に関するモニタリングならびにフィードバック機能の整備

本件支援におけるノンプロ無償をモニターするためには、調達代理業務のみでなく、実施監理業務や資機材等引き渡し後の活用状況とその効果までを対象とするモニタリング方法を定め、モニタリングを実施することが必要である。調達代理機関の JICS が資機材供給業者と調達契約を締結し、資機材がエンドユーザーに引き渡されるまでの、いわゆる調達代理業務に関しては、JICS の内部情報を活用したモニタリングが可能である。整備されるべき進捗情報は、調達業務の節目毎の日程計画（予定日）と実績（完了日）の対比表、ならびに計画と実績に差異が生じた場合の遅延理由の記述である。

調達案件の中には、建設工事案件など役務の調達を含む案件が多く含まれているため、これらの案件のモニタリングは、単なる調達代理業務のモニタリングのみでは不十分である。調達代理業務の範囲から外れる、実施監理業務によるモニタリングも実施することが必要である。

主な実施監理業務は、案件形成業務、工事案件の設計業務、工事進捗および施工監理の監理業務の 3 つと考えられるので、これらの実施監理業務を担当するのがどの機関となるかも勘案し、それぞれに関し、モニタリング項目、モニタリング方法（頻度とデータ収集・記録の仕方）を決める必要がある。モニタリングの基本は、業務担当機関（実施監理業務の実施機関）による自己モニタリングであることから、実施監理業務を担当する機関の参画を得て、実施可能なモニタリング方法をまとめることが重要である。

また、フィードバック機能としてこれらの情報を役立てるためには、モニタリングデータをどのような経路でどこにフィードバックするかなどのフィードバックの仕組みを明確に定め、ルール化する必要がある。

【課題 5】 ノンプロ無償資金を活用した資機材調達と相手国が実施するプロジェクトとの関係の未整理

ノンプロ無償において供与資金を用いて実施される案件を「プロジェクト」と呼ぶ場合に、相手国側、日本側双方の関係者間で、「プロジェクト」が意味する内容が微妙に異なっている。日本側においては、資機材ならびに建設工事関連業務を調達することそのものがあたかもプロジェクトの内容であるかのよう

に理解されているように見受けられる。しかし、相手国側の立場に立てば、ノンプロ無償により調達される資機材を活用して実施する活動全体がプロジェクトであり、資機材等の調達はプロジェクトへのインプットの一部ということになる。このように日本側と相手国側との間でプロジェクト内容の枠組みが共有されていない場合、プロジェクトの目標に関しても双方で認識が異なってしまう可能性がある。評価に際し、二国間で、支援内容とそのアウトカム、ならびにプロジェクトのアウトカムへの貢献を協議し、合意を得るためには、各プロジェクトに対する双方の認識を共有しておくことが不可欠である。

【提言 5】 目的とする成果を軸としたプロジェクト内容に関する認識・理解の統一

ノンプロ無償は、基本的に相手国側と日本側とが協力して実施する国際協力スキームであるから、日本側の担当部分のみを切り取ってプロジェクトと位置づけるのではなく、相手国側が行う活動を含めてプロジェクトであるという認識に立つ必要がある。本件支援における案件形成に際してはこの点を十分意識したようには見受けられないが、今後の類似の支援においては、上記の認識に立ってプロジェクトの内容を整理することが重要である。

4.2.2 各案件の組立てに関する課題と提言

各案件の組立てに関する課題は、以下の3つである。

【課題 6】 投入重視の内容となっているプロジェクト目的

【課題 7】 ノンプロ無償のスキームならびにプロジェクトのオーナーシップに関する相手国側の認識不足と被災地住民への説明不足

【課題 8】 「プロジェクトの効果」に関する基本的な評価視点の曖昧さ

【課題 9】 実施計画の内容の不在

【課題 6】 投入重視の内容となっているプロジェクト目的

近年、援助においても成果重視（リザルトベース）の評価が叫ばれるようになったが、今回の支援に際して日本側が考えているノンプロ無償の供与資金を用いて相手国が実施する案件（プロジェクト）の目的に関する内容（Purpose of Project）は、投入重視（アクティビティベースあるいはアウトプットベース）となってしまうている。しかも、プロジェクト内容は、調達に関連する説明が中心であり、プロジェクトを通じて実施者（ユーザー）が展開する活動の全体像を網羅したものとなっていない。

その結果として、プロジェクトを実施することにより、相手国がどのような結果（対象受益者の受ける便益あるいは社会のポジティブな変化など）を得る

ことを期待しているのか、本来プロジェクト目標として明記されるべき内容が不明確となっている。

〔提言 6〕 投入重視から成果重視へのプロジェクト目的の転換

ノンプロ無償におけるプロジェクトは、基本的には相手国側が、調達代理機関を活用しつつ供与された資金を充当して資機材調達し、その資機材を用いてユーザーが何らかの活動を展開することを想定している。資機材のユーザーは相手国の政府機関や地方行政機関等である場合も、避難民など対象地域住民一般である場合もあり得る。従って、プロジェクトの目的としては、「ある特定の資機材の調達あるいは供与を行う」という調達代理機関にとっての活動レベルの目的ではなく、その資機材が活用されることにより「受益者にどのような便益がもたらされるか」などの期待される効果（社会のポジティブな状態変化）を示すようなアウトカムレベルの目的となっていることが重要である。（もちろん、プロジェクト内容としては目的のみを示すだけでは不十分であるから、プロジェクトを通じて展開される活動の全体像が的確かつ網羅的に示される必要がある¹⁹。）

このようなアウトカムレベルの目的を掲げ、リザルトベースのプロジェクトを実施するには、まず、「支援対象となる人々（ターゲットグループあるいは想定受益者）にとって、今何が必要か」を見極め、「調達される資機材を活用することを通じて、ターゲットグループの間に引き起こしたい変化」の内容を具体的に見極めることが必要である。これが、ノンプロ無償に係り相手国が実施しなければならないプロジェクト形成のエッセンスである。

ターゲットグループの間に引き起こしたい変化の内容が明確にされれば、そのような変化を引き起こすために必要なプロジェクトの内容を深く検討することができるようになる。そして、実施したいプロジェクトの内容に沿って、相手国側においてプロジェクトに充当できる既存のリソースの内容（量と質）を確認することができれば、供与資金を用いて調達しなければならない資機材の内容（規格と正味の必要量）が明らかになる。これがノンプロ無償に必要なプロジェクト形成（調査）の核となる考え方である。

今後ノンプロ無償をリザルトベースで評価していくための環境を整備するには、現在の「特定の資機材の調達行為そのものがプロジェクトの目的である」というような認識を改め、「ノンプロ無償における資機材の調達はプロジェクト目的の達成のためのインプットの一部に過ぎず、資機材がプロジェクトという形で何らかの計画された活動で活用されてこそ、プロジェクト目的が達成され

¹⁹資機材調達自体はこの場合にはプロジェクトへのインプットの一部となるか、工事プロジェクトであれば、インプットならびに活動の一部となる。

る」という認識を明確にすることが重要である。

今後の災害復興に関する案件形成に際しては、プロジェクトの実施枠組みを示すPDM（あるいはロジカルフレームワーク）のような様式が盛り込まれる必要がある。当然ながらPDMには、対象受益者（ターゲットグループ）、実施期間、プロジェクト目標（期待されるアウトカムとしての目標）、アウトプット（活動結果や成果物など）、必要な活動と資機材や資金や人材などのインプット、プロジェクトに影響を与える外的な条件などが盛り込まれるので、これにより、相手国側が計画しているプロジェクトの全容が把握できることになる。

外務省コメント

平成18年度より「防災・災害復興支援無償」として、新たなスキームを創設予定。同スキームによって、提言の趣旨を十分反映できると考える。

【課題7】 ノンプロ無償のスキームならびにプロジェクトのオーナーシップに関する相手国側の認識不足と被災地住民への説明不足

本件支援におけるノンプロ無償で実施された個々のプロジェクトに関する評価結果（評価票の記述）をみると、いくつかのプロジェクトに関し、実施の迅速化に関する要望が強い。この事自体は、支援の緊急性からも当然のことと考えられるが、そのような要望が、基本的に日本側（日本政府）に向けられている点は、ノンプロ無償スキームに関する相手国側（特に地方関係者）の認識の不足あるいは相手国政府のノンプロ無償関係省庁による関係者への説明不足の結果であると考えられる。如何に日本側がノンプロ無償によるプロジェクトへの側面的な支援を実施しようとも、インドネシア側関係者がプロジェクトのオーナーシップを明確に持たない状況では、プロジェクトの効果的な実施は期待できない。

例えば、プロジェクトの1つである「孤児院再建事業」に関する評価票には、インドネシア側による評価（コメント）の一部として、「中央・地方政府関係者及び孤児院現場の地域社会の関係者は、日本国政府に対し、案件の加速化とより積極的な情報提供を強く求めている」という記述がある。これは、同プロジェクトの担当省庁である社会省自体も含め、プロジェクトの実施主体が日本政府であるように錯覚していることの表れである。支援の開始段階で、地方政府関係者及び孤児院現場の地域社会の関係者にまで、日本側が直接ノンプロ無償のスキームを十分に説明し理解を得るには大変な努力を要するが、少なくとも中央の関係省庁には、日本側から十分に説明し正しい認識を持ってもらうことが必要である。地方政府関係者はもとより、被災地の関係者に対しては、インドネシア政府とともに日本政府が必要十分な説明を行い理解を得ることが、プロジェクトを的確にモニタリングし、評価していく上でも重要である。

調達代理機関 JICS に関しても同様に、インドネシア政府に対する代理人であり日本政府の代理人ではない。従って、仮に JICS による調達代理業務に遅れが生じる場面があれば、それは、インドネシア政府の指示の下で JICS が迅速化のための対策を立てることになる。日本側に帰する責任があるとすれば、調達代理機関として JICS をインドネシア政府に推薦したという点に関する責任である。

【提言 7】 相手国政府関係省庁ならびに被災地関係者へのノンプロ無償のスキームとそのメカニズムに関する十分な説明の実施

スキーム上、基本的にノンプロ無償によるプロジェクトは、日本が実施するプロジェクトではなく、相手国の実施するプロジェクトである。ノンプロ無償によるプロジェクトを通じて被災地に対する支援をできる限り迅速に実施するために、相手国によるプロジェクト実施を調達代理業務その他の各種支援メカニズムを用いて如何に日本側が側面支援するかというドナーとしての日本にとっての課題とは別に、プロジェクトのオーナーシップと実施責任は最終的には相手国にある。

この点に関しては、相手国政府側に明確な認識を持ってもらうことに加え、相手国政府側からのみでなく日本側からも広く相手国関係者に説明し、被災地住民を含め関係者の十分な理解を得ておくことが必要である。

ノンプロ無償のスキームならびに同スキームの下でのプロジェクトの責任体制と役割分担が、関係者に明確に認識されれば、無用な誤解が少なくなるばかりでなく、当事者意識とともにプロジェクトのモニタリングや評価の必要性に関するインドネシア側関係者の認識も高まり、プロジェクトの実施と評価がよりの確なものとなることが期待される。

【課題 8】 「プロジェクトの効果」に関する基本的な評価視点の曖昧さ

今回の支援において、プロジェクトの効果につき案件形成段階において一定の検討がなされているが、これは、プロジェクトの効果（あるいはアウトカム）に関し、事前の段階である程度の予測を付けること（事前評価）に加えて、プロジェクトの効果モニタリングの際に、記載されたプロジェクトの効果に照らしてどのような指標データを収集しモニタリング記録を蓄積していけば良いかに関し、検討を可能とすることが狙いであると考えられる。しかし、現行の枠組みでは、プロジェクトの効果は、対象受益者が誰であることを説明するとともに、プロジェクトのロジック（想定される効果発現までの論理枠組み）を定性的に説明するにとどまり、そこには、到達すべき目標のレベルや効果の規模に関する具体的なイメージは示されていない。

別の言い方をすれば、現在は、「支援が効果を発現するまでのロジックとその受益者」について簡単な説明が行われているが、「どのような効果がどれくらい期待できるか」に関しては十分な説明がなく、プロジェクトを通じて現在の状態をどこまで引き上げるか（改善するか）に関する目標が十分明確化されてい

ない。

このままでは、プロジェクト関係者と我が国政府の間で、プロジェクトの実施主体にとっても外部者にとっても共有可能な、客観的な効果測定指標とその目標値に関する合意が得られていないということになりかねない。この状態で事後的に評価を行おうとしても、評価時点までに適切な効果測定指標に関するモニタリングデータが収集されていることを期待できないばかりでなく、プロジェクト関係者に個々のモニタリング活動そのものの必要性すら認識されない可能性がある。

【提言 8】 「プロジェクトの効果」に関する基本的な評価視点の統一

まず、プロジェクトを管理する上では、プロジェクトの効果を図るための効果測定指標を特定し、モニタリングを通じてその指標に関するデータを収集することが重要という認識を相手国側関係者に持ってもらうことが必要である。その上で、効果測定指標を用いて効果を確認する観点にどのようなものがあるか、認識してもらうことが重要である。

効果を確認する観点には、少なくとも以下の3つがある。1つは、どちらかという点に復旧という点に着眼した観点で、プロジェクトの実施により、災害発生前の状態と比べて、ターゲットグループあるいは対象地域の状態がどう変化したかという観点である。2つ目は、どちらかという点に復興という点に着眼した観点で、被災後（直後）の荒廃した状態と比べて、ターゲットグループあるいは対象地域の状態がどう変化したかという観点である。そして、3つ目は、国内の標準に着眼した観点で、インドネシア各地の状態と比べて、ターゲットグループあるいは対象地域の状態がどのように位置づけられるかという観点である。

これらの評価の観点のうち、どれを用いて評価を行うかを予め明確にしておくことで、プロジェクトの関係者間における、プロジェクトとその効果に対する認識を共有することができるようになる。

なお、災害は突然発生するものであることから、被災国となった途上国において、災害前の現地の社会経済状況を詳細に示すような各種ベースラインデータが整っていないことはある意味で当然のことである。また、モニタリングを実施するとしても、モニタリング予算の面でモニターし確認することができる情報やデータにも制約があることも事実である。従って、入手が現実的でないデータの入手を期待するような評価をデザインするのではなく、入手可能なデータに基づく実現性のある評価をデザインすることを心掛けることが必要である。

[課題 9] 実施計画の内容の不在

実施計画（Implementation Plan）の記載内容は、調達の方針のような内容となっており、プロジェクトにかかる業務の実施計画とはなっていない。また、実施計画にはプロジェクト全体の実施計画が記載されることが望ましいはずだが、ここでは、プロジェクト全体ではなく、調達業務の実施に関わる記述となっている。これは、日本側が認識しているプロジェクトの内容が「資機材ならびに工事の調達」であることに起因していると考えられる。

[提言 9] プロジェクトの内容と実施主体を明確化した上での実施計画の策定

「ノンプロ無償資金を活用した資機材調達と相手国が実施するプロジェクトとの関係の未整理」の項で述べた通り、現在の日本側のプロジェクトに対する認識は、調達行為そのものとなっている可能性がある。この認識に立つと、実施計画の内容が調達計画となるのは自然なことである。しかし、ノンプロ無償の資金を活用したプロジェクトとは、単に同資金による調達部分をいうのではなく、調達された資機材や役務を活用して実施する活動全体と考える方が適切である。このような認識に立てば、プロジェクトの実施主体が相手国のどの機関であるかが明確になり、プロジェクトの全体内容もより具体的にイメージできるようになる。プロジェクト目標を達成するために必要な主な活動を確認することで、実施スケジュールを含むより具体的なプロジェクトの実施計画を策定することができるようになる。

4.2.3 顔の見える援助に関する課題と提言

日本としての顔の見える援助に関する課題は以下の1つが挙げられる。

[課題 10] ドナーとしての被災地関係者とのコミュニケーションの不足

[課題 10] ドナーとしての被災地関係者とのコミュニケーションの不足

本調査におけるインドネシア政府へのインタビューを通じて、BAPPENAS、BRR、公共事業省など中央省庁のノンプロ無償援助関係者にはJICSの調達代理業務を含め日本の支援に対し十分な認識と理解があることが確認できたが、アチェ州内でのインタビューからは、被災地であり支援の対象地域であるアチェ州内に置かれた中央省庁の事務所やアチェ州の自治体などの行政関係者をはじめとするコミュニティや地域住民による日本の支援への認識と理解は、未だ不十分であることが推察された。

被災地において日本の支援に対する認識と理解を促進するためには被災地の

コミュニティや住民とのコミュニケーションが不可欠である。しかし、ノンプロ無償は、そのスキームの組立てが相手国の中央関係省庁と日本政府との協議ならびに相手国政府の中央関係省庁と調達代理機関との協議が軸となっており、支援対象地域の関係者と日本政府との間の直接的なコミュニケーションの機会が非常に限定的となっている。

本評価調査においても、被災地の行政関係者よりも中央省庁の関係者の方が、ノンプロ無償の現状と進捗に関する最新の情報を持っており、中央と被災地での情報の格差があることがわかった。インドネシア政府・行政機構の内部における情報の共有は、ドナーとしての日本の責任範囲ではないかもしれないが、相手国側内部でのコミュニケーションの悪さが我が国の支援に対する被災地関係者の理解を阻害しているとすれば、被災地関係者による我が国の支援への理解の促進のために日本として採り得る対応を検討することは顔の見える援助の観点からも重要である。

現在は、ノンプロ無償により調達される機材や工事案件の現場に日本の国旗や日本の ODA のロゴの入った表示をする等の対応が採られているが、それらのみでは、地域の人々に対し日本の支援についての説明を十分に行うのは困難である。

【提言 10】 複数の情報提供・交換手段を組み合わせた被災地の行政関係者及びコミュニティへの定期的で継続的な状況報告と意見交換

被災地関係者による我が国の支援への理解の促進のために日本として採り得る対応について、以下にアイデアを列挙したい。

1) 日本政府（在インドネシア大使館）とインドネシア政府合同による、ノンプロ無償の現況と見通しに関する州レベルでの定期連絡会議の開催

アチェ州のガバナー事務所にて各省の州事務所のノンプロ無償案件担当プロジェクトマネージャーを集めて実施したヒアリング調査によると、国連は、毎週火曜日に州のメディアセンターにおいて、国連による支援の進捗ならびに被災地の現況に関するモニタリング結果の報告を行っているということである。各省のプロジェクトマネージャー達は、ノンプロ無償に関しても日本政府による定期的な状況報告をして欲しいという要望を持っており、もし、州レベルにおいて、行政関係者を中心とする定期連絡会議を開催することができれば、会議を通じた支援の進捗状況の報告ができるとともに、州の行政関係者に対し日本の支援に関する認識と理解を深めてもらうための働きかけが可能となる。会議を開催する場合には、州からはメディアセンターを会場として無料で提供できるという提案があった。

2) 県レベルの各省事務所における案件進捗情報の掲示

インドネシアにおいて地域で実際にコミュニティに対応するのは県レベルの行政官であることから、州レベルの行政官への情報提供に加えて、各県の各省事務所への案件情報の提供も重要である。各県の各省事務所全てに日本政府関係者が訪問して情報提供することは現実的ではないが、例えば、日本大使館から各県の各省事務所宛に2週間に1度程度の頻度で各案件の進捗状況と今後の見通しに関する情報を一覧表にしてFAXで流し、その一覧表を事務所の掲示板に掲示してもらうことなども考えられる。本来このような広報は日本政府によるドナーとしての広報という位置づけが適切であるため、調達代理機関であるJICS（相手国政府の調達エージェント）ではなく、日本大使館が実施することが筋であると考えられるが、実際に調達業務を担当しているのがJICSであることから、インドネシア政府との合意を得て、JICSからモニタリング情報を各事務所に流すような仕組みを設けることも一案である。被災地では住民によるインターネットなどへのアクセスも容易ではないことが想定されるため、地域住民の目に触れやすい場所への案件情報の掲示は有効な広報手段となる。

3) 日本によるアチェ州への支援に関するインドネシア語及び英語の専用ウェブサイトの開設

被災地住民や避難民に対しては、上述の広報手段で情報提供を行うことが有効であると考えられるが、被災地以外のインドネシア国民ならびに海外在住の人々に対しては、インターネットの活用も効果的である。UNICEFなどの国連機関もアチェ州への支援状況に関するモニタリング情報を提供することを目的とする専用のウェブサイトを設けており、これらのウェブサイトにアクセスすることにより、誰でも支援の進捗を確認することができる。

既に我が国外務省でもホームページ上でアチェへの支援に関し調達契約の進捗状況などを公開しているが、これらは、我が国外務省のホームページにアクセスすることによりはじめて目にすることができる情報である。一般のインドネシア国民ならびに海外の人々にとっては、「日本国外務省」「ノン・プロジェクト無償資金協力」というキーワードではなく、例えば「インドネシアの災害」「アチェへの災害緊急復旧支援」などのキーワードの方が一般的な検索キーワードになりやすいであろうと考えられることから、これら一般の人々の頭に浮かびやすいキーワードで検索した場合に、ヒットしやすいサイトを構築することが重要である。

また、サイト上で公開する情報の内容も、JICSが監理する調達品目の名称とその数量や金額、契約日、契約業者などを単に掲載しても、一般の人々にとっては、支援の内容をイメージすることが難しいことから、例えば、請訓票に記載された情報をさらに精緻かつ平易にして現場の写真とともに掲載するなどの工夫が必要である。

4) 日本による支援に関するインドネシア国内での広報とそのための費用確保

各案件の実施サイトには通常日本の支援であることを示す看板などが立てら

れ、そこには日本の協力を示すロゴが付けられる。しかし、日本の支援に関するこれらの看板ならびにロゴは、他のドナーの看板などと比較して、非常に小さなものであるという指摘が、インドネシアの関係省庁からも為されている。上述のような援助広報に加えて、これらの看板などをより目立つものにしていくことも一案である。ただし、これは日本によるドナーとしての広報が目的であることが明らかであることから、看板などの作成・設置費用には、ノンプロ無償の供与資金を充当するのではなく、別途日本側の広報予算を設けることが適切である。

第5章 教訓

(1) 災害緊急復旧支援に際しては通常のノンプロ無償とは別のノンプロ無償スキームを用意することが必要

今後もスマトラ島沖大地震ならびにインド洋津波に匹敵するような大規模災害が発生する可能性があり、そのような災害の発生時には、我が国として本件支援と同様あるいはより以上に迅速で大規模な支援を行っていくことが必要であること、そして、迅速な支援のためにはノンプロ無償のスキームが我が国の他の支援スキームの適用に比べ有利な面をもつことから、今後も我が国は、災害緊急復旧支援をノンプロ無償を通じて実施していく可能性が高いと推測される。

本件支援におけるノンプロ無償の評価を通じて、災害緊急復旧支援を目的として、供与に係る条件（調達内容、調達方法、調達先など）を緩和して実施するノンプロ無償においては、通常のノンプロ無償のスキームをそのまま適用した場合に、いくつか問題が生じることが確認された。このことは、第4章4.2の「本件支援におけるノンプロ無償援助に関する課題と提言」の[課題1]から[課題5]に示した通りである。

今後我が国がこれらの課題に的確に対処し、迅速で有効な災害緊急復旧支援を実施していく場合に、現在のノンプロ無償の基本的なスキームを用いつつ、単に緊急時に例外的な実施条件の緩和を行うという対応では、次回も本件支援において直面した問題と同様の問題に突き当たる可能性がある。そこで、同じ問題を繰り返さないためにも、今後の災害緊急復旧支援の実施を見込んで、通常のノンプロ無償スキームを緊急復旧支援用に改めた、新しいノンプロ無償のスキームを用意することが必要である。

以下に、技術協力等日本側の各支援スキームとの連携強化も含めて、今後準備されることが必要と考えられる新たな災害緊急復旧支援ノンプロ無償スキームの骨格案を示したい。

案は以下の4つの内容から成り立っている。

- ノンプロ無償の実施の迅速化に寄与する相手国政府による現地調整業務への支援
- 災害緊急復旧支援ノンプロ無償スキーム概要案
- 災害緊急復旧支援ノンプロ無償に関する実施促進予算の確保
- 災害緊急復旧支援ノンプロ無償の実施促進のための日本側による側面支援の実施

ノンプロ無償の実施の迅速化に寄与する相手国政府による現地調整業務への支援

ノンプロ無償の供与と並行して、まず、JICA の開発調査あるいは技術協力プロジェクトのスキームを活用して、現地調整業務支援チーム（調査団あるいは技プロチームの形態）を、被災地の復旧・復興事業を調整する相手国の機関に派遣し、ドナー・NGO による各種支援の調整機能を支援する。調査団あるいは技プロチームの選定は、緊急開発調査団の選定等と同様に、通常の入札プロセスを短縮して行うことが想定される。チームが担当する業務は、具体的には、刻々と変化する被災状況や復旧状況に関するモニタリング情報を整理し、「今何処で何が必要となっているか」を的確に把握すること、そして、支援を申し出るドナーに対する要請の叩き台をドラフトするところまでの作業を担当することを想定し、援助調整自体は担当業務に含まない。（援助調整には、大使館あるいは JICA、JBIC など我が国の援助関係機関が関わることを前提とする。）

災害緊急復旧支援ノンプロ無償スキーム概要案

スキームの概要案は以下の通りである。

- **目的**：被災国の災害被害への対処努力を支援することを目的とする。
- **調達内容の緩和**：調達内容については、調達適格品目リストを基本としつつ、資金供与後のプロジェクト形成調査の結果を踏まえて、必要な財やサービスを調達できるよう、柔軟に対応する。また、必要に応じて、プロジェクト形成調査、設計調査、モニタリング調査、評価調査等相手国政府がノンプロ無償を円滑に実施する上で必要となる調査業務も、供与資金を用いて調達することを可能とする。（逆に適切なプロジェクト形成調査、設計調査が実施されていない場合、案件の実施に必要な資機材の調達手続きは、案件のアイデアのみでは進められないよう条件を設ける。）
- **案件（プロジェクト）**：対象地域ならびに対象受益者がいる程度特定できることから、相手国政府ならびに調達代理機関は、個別品目の調達を個々に案件として捉えるのではなく、プロジェクト形成調査により形成されたプロジェクトを1つの案件として捉える。
- **調達代理業務**：相手国による調達業務を代行する調達代理機関は、プロジェクトの枠組み（ロジック）を踏まえプロジェクト目標の実現に過不足の無いインプットを調達する。
調達代理業務は、プロジェクト自体を実施する業務ではなく、個々のプロジェクトへのインプットを調達する業務であるということを明確化し相手国側と共有する。その上で、調達代理業務にかかる調達代理手数料は、業務に要した工数等（投入人員、投入日数、投入費用）に応じて調達代理機関が相手国に請求する変動レート制とする。
- **調達先条件の緩和**：調達内容に応じて被災国国内における現地調達も認める。
- **見返り資金の積立義務**：基本的には、被災地への支援という観点から免除するが、各プロジェクトの内容に応じて、プロジェクト毎に個別に設定する可能性を残す。
- **協議委員会**：協議委員会を設置し、供与資金の使用に関し二国間で合意・承認する。
- **相手国の実施能力強化メカニズムの組み込み**：ノンプロ無償の供与に際して、相手国に対し、例えば、以下のような資金供与の条件を付す。
 - 1) ノンプロ無償の実施及びモニタリングの担当責任機関・責任者の明確化
 - 2) 担当責任機関において実施・モニタリングに対する指導助言を行う専門人材の雇用（専門人材の雇用には供与資金の使用を前提）
 - 3) 供与資金の一部を使用したプロジェクト形成調査の発注・実施の確実化
- **実施計画に基づく進捗管理**：災害緊急復旧支援ノンプロ無償は、緊急復旧を狙いとすることから、完了予定時期（調達契約が締結されることが期待される時期）が例えば1年後などとされ、実施期間中の概略スケジュールを予め設定することが可能であることから、どの時期に案件形成、実施・モニタリング、評価を実施するか、資金供与後速やかに相手国と協議し、相手国におけるノンプロ無償による支援全体の実施計画を明示することとし、この実施計画を基に両国間で進捗管理を行う。

災害緊急復旧支援ノンプロ無償に関する実施促進予算の確保

災害緊急復旧支援ノンプロ無償の実施に際しては、ノンプロ無償資金を活用して相手国が計画・実施するプロジェクトの迅速で円滑な実施を確実にするために、日本側が種々の実施促進業務を実施することが必要である。この実施促進業務の中には、以下のものが含まれる。

- 1) 相手国が十分なプロジェクト形成調査や（ハードの建設にかかる）設計調査を実施していない場合の、日本側による「プロジェクト形成支援調査」あるいは「詳細設計支援調査」
- 2) 相手国によるノンプロ無償資金を活用したプロジェクトの円滑な実施を確認するためにドナーの立場から日本側が実施する「モニタリング調査」
- 3) ハードの建設工事ならびに施工監理の契約を調達代理機関が受注業者と締結した後での、工事プロジェクトの実施監理業務

これらの実施促進業務は、相手国によるノンプロ無償援助の活用を十分効果的なものにするために、日本側が一步踏み込んで一部相手国政府の担当業務の代替支援も行い、災害発生とその後の混乱により一段と弱まっていることが想定される相手国の行政能力（実施能力・案件監理能力）を補完するものである。このような業務は通常のノンプロ無償ではほとんど必要がないが、災害緊急復旧支援においては、ドナーとして日本が実施すべき業務と言える。

なお、実施促進業務の予算は、ノンプロ無償資金の供与時に、相手国に供与される資金とは別に日本側で確保しておくことが必要である。想定される上記の業務量から、少なくとも相手国に供与される資金総額の 5～7%程度（これは、本件支援における対インドネシアノンプロ無償の場合およそ 7.3～10.2 億円程度となる）を確保することが必要ではないかと考えられる。

ノンプロ無償の実施促進業務を担当する機関に関しては、調達代理機関である JICS を含めどの機関が適切であるか検討が必要である。

災害緊急復旧支援ノンプロ無償の実施促進のための日本側による側面支援の実施

「実施促進予算の確保」でも述べた通り、災害緊急復旧支援ノンプロ無償において、実施促進のために日本側が用意する必要のある主な支援は、工事プロジェクトの実施監理業務に加えて、以下の2つである。

■ JICA あるいは外務省等の調査スキームを活用した支援調査：災害緊急復旧支援ノンプロ無償の効果を左右する鍵は、タイムリーで的確なプロジェクト形成にある。また、工事プロジェクトにおいては、設計調査は不可欠である。既に「災害緊急復旧支援ノンプロ無償の概要案」の記述でも、プロジェクト形成や設計調査の確実な実施のための対策案を盛り込んでいるが、相手国のリソースの不足から調査が期待通りに実施されないことも想定される。そこで、万一相手国政府によりこれらの調査が十分に実施されない場合などに際し、実施促進業務予算を用いてあるいは別途 JICA との連携を活用して調査を日本側で実施し、その結果をノンプロ無償による案件の形成・実施に役立てる。

■ 日本によるドナーとしてのモニタリング調査：日本政府はノンプロ無償援助の進捗と成果に関し、日本国民に説明する責任を負っているばかりでなく、ドナーとして相手国における援助の進捗と成果を把握し、把握した情報に基づき、必要な対応をとることが求められている。モニタリングを通じて得た情報を踏まえ、単に相手国への助言や勧告を行うばかりではなく、支援の効果をより高めるための日本としての対策を検討し、更なる支援を準備することも重要である。

外務省コメント

平成18年度より「防災・災害復興支援無償」として、新たなスキームを創

設予定。同スキームによって、提言の趣旨を十分反映できると考える。

(2) ノンプロ無償においても到達目標が具体的なプロジェクト性の高い案件を実施する場合、案件の効果を確実なものにするために十分なプロジェクト形成調査を実施することが必要

プロジェクト形成調査の必要性・重要性は、新スキームの必要性に関する記述の中でも触れた通りである。災害緊急復旧支援に対応する新しいノンプロ無償スキームが創設されるか否かに関わらず、ノンプロ無償の資金を活用して、プロジェクト性の高い案件²⁰を実施する場合には、プロジェクトの枠組み（ロジック）を整理し、関係者間で共有することにより、プロジェクトの管理（計画、実施、評価、改善）をより確実なものにすることができる。プロジェクトの枠組みを整理するために必要となるのがプロジェクト形成調査である。また、プロジェクト形成調査を行うことにより、プロジェクトにより期待される効果が明確になるため、実施の可否を検討する際にも、形成調査の結果を見ることで、プロジェクト実施の意義があるか否かを確実に判断でき、不的確なプロジェクトの実施を回避することにもつながる。

(3) ノンプロ無償による案件の評価を実施するためには案件の実施に際して予め各案件の対象受益者、実施期間、目標、活動、アウトプット、インプット、前提条件などを明示し、アウトカムを評価するための指標を定めておくことが重要

援助においては、近年、実施した支援を評価し、援助の改善、将来に向けた学習、内外に対する説明責任の確保に役立てるという慣行が定着している。ノンプロ無償においても、本件支援を機に評価が重視され始めている。しかし、本件支援におけるノンプロ無償では、供与資金を活用して（相手国により）実施される案件に対する日本としての認識が基本的に調達代理機関による「調達行為そのもの」であると解釈していることがあるようにも見受けられる。もし、ノンプロ無償による各案件の内容が調達行為そのものであるとすると、案件（プロジェクト）は、すなわち調達という「活動」であるということになり、プロジェクトの目標は活動を実施すること以外に定めようがなくなる。従って、活動が予定通りに行われれば、プロジェクトの目標は達成されたという結論になる。これは投入重視の考え方である。このままでは、プロジェクトにより期待される結末（アウトカム）を目標として設定することにより可能となる成果重視（リザルトベース）の評価を行うことはできない。

²⁰ ここでは、プロジェクト性の高い案件とは、問題解決型のプロジェクト（あるいは対象受益者が特定され到達目標が比較的明確なプロジェクト）を指す。

日本政府によるノンプロ無償援助の実施に関する説明責任の遂行を望む日本国民の関心は、投入重視による活動実績の報告ではなく、成果重視の観点に立った評価結果の報告である。今後、国民のこの関心に応えていくためには、ノンプロ無償により実施される案件の概要も、成果重視の評価に耐え得る様式で整理される必要がある。

成果重視の評価に耐え得る様式に整理されたノンプロ無償によるプロジェクトの概要とは、対象受益者、実施期間、目標（到達目標）、活動、アウトプット、インプット、前提条件などを明示し、アウトカムを評価するための指標まで設定した概要記述である。目標をアウトカムの形で示すことにより、成果重視の評価のベースが明らかになり関係者間で共有できるようになる。このような概要記述においては、ノンプロ無償資金を用いて調達される資機材や役務は、インプットの一部（あるいは役務の場合は活動の一部）ということになる。

外務省コメント

成果重視を反映した案件形成とすることについては貴重な示唆であると考ええる。一方で、国内においては早期の「投入」が成果であると考え、何よりも迅速な支援（投入）を期待する声があることにも留意する必要がある。

（４）ノンプロ無償による案件の評価を実施するためには各案件にかかる調達手続きの段階からモニタリングを行い評価に必要となる情報を記録・蓄積しておくことが重要

成果重視の評価を行い、ノンプロ無償によるプロジェクトが行き着いた結末を評価する際には、プロジェクトの実施プロセスを分析することも重要である。ノンプロ無償においては、資機材や役務の調達手続きもプロジェクトにおいて重要な実施プロセスの一部となっている。調達代理機関により調達される資機材や役務はプロジェクトにおける重要なインプットであり、インプットの内容（量と質）やタイミングなどは、プロジェクトの効果や効率に大きく影響を与える可能性がある。また調達した資機材を使用者に引き渡すまでの経緯も、プロジェクトに影響を与える可能性がある。これらの事情から、ノンプロ無償によるプロジェクトの評価のためには、調達された資機材等が使用者に引き渡された後のいわゆるプロジェクト活動の実施状況のみならず、引き渡しまでの調達手続きに関しても、モニタリングを行うことが重要となる。

（５）顔の見える援助ならびに被災地住民との理解の促進のために調達代理機関を通じるのではなく日本政府自身による被災地の行政（中央政府の事

務所や自治体) 関係者・コミュニティ等とのコミュニケーションを強化 することが必要

ノンプロ無償を通じた支援は、相手国と日本の両国政府中央省庁間での協議を通じて、準備が進められ、相手国の中央政府関係省庁の意向を踏まえて供与資金による資機材の調達が行われるのが一般的である。そのため、ノンプロ無償はその独特の実施手続きの進め方に起因して、中央省庁関係者には比較的良く認知されるが、対象地域（被災地）の人々や行政（中央省庁の支所や自治体）関係者には十分認知されない傾向があると考えられる。

しかし、日本がノンプロ無償を通じた我が国の支援を認知してもらうべき真の対象は、相手国の中央政府関係者のみではなく、被災地域の対象受益者を中心とする相手国国民である。今後日本が被災地への支援において現地コミュニティにおける日本の支援の認知度を高め、ひいては相手国国民に対し顔の見える援助を実現していくためには、まず、日本政府自らが直接的に被災地のコミュニティとコミュニケーションを図って行く必要があることは明らかである。

被災地のコミュニティとのコミュニケーションの手段には、メディアの活用、インターネットの活用、プロジェクトサイトへの看板その他の設置による情報提供など様々なものが考えられるが、なかでも最も密に双方向のコミュニケーションが図れるのは、被災地のコミュニティを主な対象とした、現地におけるノンプロ無償の進捗状況に関する報告のための定期連絡会議の開催である。国連機関なども、被災地のコミュニティとのコミュニケーションを図るために定期的な連絡会合を頻繁に現地で開催している。

特に本件支援におけるノンプロ無償による案件実施のように、被災地への支援活動の実質的な開始までにある程度の期間を要する場合、調達契約手続きの予定スケジュールや進捗状況に関し被災地の関係者に十分情報提供を行うことが、受益者及び関係者の不信感や不満を和らげ、日本による支援への理解の促進につながると考えられる。

被災地の現地コミュニティへの日本としての支援情報の提供は、相手国政府の調達代理機関である JICS を通じて行うよりも、日本大使館が主催するなど日本政府として行うことが重要である。

(6) 調達代理機関が効果的に役割を果たすために相手国政府に調達代理業務 の量と複雑度に応じた手数料を請求することが必要

ノンプロ無償が有効に機能するためには、調達代理機関の役割が非常に重要である。これは通常のノンプロ無償をはじめ、本件支援におけるノンプロ無償

においても例外無く当てはまる事実である。調達代理機関は相手国政府から手数料を受け取ることで調達代理業務を実施しているが、通常のノンプロ無償と異なる災害緊急復旧支援を目的とするようなノンプロ無償においては、調達内容の拡大や調達にかかる条件の緩和により、調達代理業務の量と複雑度が著しく増し、通常のノンプロ無償の調達代理業務を実施するのに足る手数料率では、代理業務実施に必要なコストをカバーしきれない状況に陥ることがあることが本件支援の実施等を通じて確認されている。このような事態は、特に調達代理機関が相手国政府と調達代理契約を締結する段階で、固定の手数料率を設定して契約を結んでしまう場合に生じる可能性が高い。現在固定手数料による契約方式を採用している調達代理機関は、3つある調達代理機関の中でJICSのみであり、これまでJICSでは、契約段階において固定の手数料を設定することで、相手国政府にとって使用可能な資金額が当初から確定できることなど相手国政府にとっての利点を重視してきたが、そのような利点を重視するあまり、調達代理業務の実施自体に破綻をきたすような事態に陥ったのでは、かえって調達代理業務を十分に遂行することができなくなる危険がある。ノンプロ無償において重要な調達代理業務を確実に遂行し、相手国との契約を全うすることにより、調達代理機関としてノンプロ無償への貢献を確かなものにするためにも、今後は、相手国政府に対し、調達代理業務の量と複雑度に応じた手数料を請求していくことが必要である。

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）

作成日：平成 17 年 12 月 20 日

担当公館名：在インドネシア日本大使館					
国名：インドネシア共和国					
案件名：緊急支援物資（医薬品 / 医療器具）					
実施機関：保健省					
案件の目的及び概要	<p>今次地震及び津波により大きな被害を受けたことで医療ニーズが高まり、多くの NGO や国際機関が医療分野で幅広い支援を行っている。しかしながら、彼らの多くの活動は自身の活動地域に特化するものであり、また、その活動地域及び活動内容も地域差を生じている。</p> <p>今般、日本国政府はアチェ州内の公的保健システム（病院、保健所等）へ不足している医薬品及び医療機材等を提供し、アチェ州内に幅広く分布する避難民への医療提供を支援するため、以下の支援を実施することとした：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第一弾 医薬品及び医療機材の供与 ● 医薬品及び医療機材の在庫状況及び使用実態をモニタリング ● 第二弾 医薬品、医療機材及び検査キットの供与（品目はモニタリング結果による） 				
1. 案件の進捗状況	<p>現在の契約済み金額は約 0.7 億円である。第一弾の医薬品及び医療器材の調達は 2005 年 8 月に行われ、支援物質は、既に保健省が指定した地方の医薬品倉庫（22 箇所）に搬送され保管されており、そこから保健所に供給され避難民への医療支援を開始されている。</p> <p>第二弾の医薬品、医療機材及び検査キットの調達は、現在 2006 年 2 月に予定されている。調達予定品目は在庫品目のモニタリング結果により決める予定になっている。このモニタリングに係るコンサルタント調達は予定通り 2005 年 11 月に行われているので、第二弾の資器材調達もおおむね予定通り行われる見込みである。</p> <p>なお、プロジェクトの進捗状況に関し、中央政府の担当者は、JICS を通して比較的把握している。しかし、アチェ州政府は、中央から地方への情報伝達が不十分なため、ほとんどプロジェクトの進捗を把握していないのが現状である。支援物資は、州政府を通さず、直接、各地の医薬品倉庫に搬送されている。</p> <p>供与医薬品については第一弾の調達としては WHO のリストを参考に選定されている。医薬品倉庫の在庫量は地方により差が出ているが、これは現在実施中のモニターの結果により品目が決定され実施される第二弾の調達により調整されていくものと考えられる。しかしながら、本案件の第一弾の 2005 年 6 月の入札、7 月の調達は、他の実施機関の案件、例えば道路案件の資機材の 2005 年 4 月入札、5 月調達に比べると調達が遅く、今回のノンプロ無償資金協力の支援目的から判断すると本案件の進捗は遅れていると言える。</p> <p>中央政府は州政府との連携が不足しており、プロジェクトの進捗を州政府に伝え情報共有を進め、連携を改善する必要がある。</p> <p>地域住民は、プロジェクトの進捗について、Very fast (4/135), Fast (25/135), Normal (54/135), Slow (40/135), Very slow (12/135) と、大半は普通もしくは遅いと感じている。第一弾の薬の供与のタイミングが遅れたためと思われる。</p>				
	契約名	契約日	契約先	契約金額	納品日 (契約納期)
	医薬品、医療器具第一弾	2005/7/7 → 2005/8/24 (revised)	PT. Kimia Farma T&D	¥60,377,412	2005/9/27
	モニタリングに係るコンサル	2005/12/7	PT.Manggala Jiwa Mukti	¥5,392,496	(12 月下旬)

<p>2. 案件の妥当性</p>	<p>中央政府のアチェ復興計画の中で、住民への医薬品の供給等は重要な位置づけとされている。緊急時の医薬品等の支援物資は優先度が高く避難民への医療サービスには不可欠である。当プロジェクトにかかる保健省および関係者は、日本国政府の支援は非常に重要であると認識しており避難民への医療支援および本案件の計画・実施に積極的である。</p> <p>本案件は、被災地の全てのターゲットグループ（コミュニティ、住民）を医療支援の対象にしており避難民・コミュニティのニーズに適合している。したがって、緊急支援の一環として本案件を取り上げたのは極めて妥当である。</p> <p>住民レベルでは、ニーズとの整合性について、Excellent(14/135), Good(54/135), Fair(29/135), Poor(36/135), Very poor(5/135)と、大半の住民はニーズとの整合性は比較的高いと判断している。</p> <p>Poor 以下と評価している 41 人(Poor (36), Very poor (5))のうち、13 人は津波・地震の被害を受けていない。残りの人の意見として、保健所や病院などの施設の増加または施設の充実に対してのニーズが高いということと、また一部では直接被災者の衣食住を支援してほしいという意見を持っている。</p>
<p>3. 施設/機材の活用度</p>	<p>支援物資は各地方の医薬品倉庫に搬送されており各地の保健所を通じて被災地のターゲットグループに活用されている。支援医薬品は保健省によりニーズに応じた品目が計画されている。州政府のヒアリングによると、支援医薬品は地域により需要に見合っていない地域も一部あるが、住民のヒアリング結果から推察すると、比較的良好に利用されているものと考えられる。第二弾の医療資器材調達の前に医薬品及び医療器材の在庫状況・使用状況のモニタリングに係るコンサルタント契約を行っており、第二弾の支援品目はより現地のニーズに沿った支援になると考えられる。</p> <p>住民レベルでは、緊急支援医薬品の使用について、Yes (110/143), No (33/143)と比較的高い利用率を示している。(全体の約 2 割の緊急医薬品未使用者 33 人のうち、19 人(未使用者の約 6 割)については、津波・地震の被害を受けていない。)</p>

<p>4 . 案件終了後に期待される効果</p>	<p>本案件は第一弾の医薬品および医療機器の供与が実施され、すでに活用されている。本案件完了後に以下の主な効果が期待できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 公的保健システム（病院、保健所等）に不足している医薬品および医療機器を供与し復旧を支援する。 2 . 避難民の医療サービスを支援する。 3 . 住民の健康状態の向上を支援する。 <p>本案件の効果について、保健省は被災住民の健康状態をベースに評価する方針だが、定量的な評価指標や目標はまだ設定されていない。</p> <p>案件完了後の効果を計るための指標として、以下が考えられる。</p> <p><u>効果指標</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 被サービス避難民人口 • 住民の健康状態の向上（子供の学校病欠率など） • 薬剤の使用・未使用率 • ワクチン接種率 • 検査実施状況の定量的評価（検査キットの使用率）等 <p>（これらの目標数値設定には、専門家による検討が必要）</p> <p>住民レベルでは、プロジェクトの効果について、Excellent (30/135), Good (52/135), Fair (30/135), Poor (20/135), Very poor(3/135) と高い評価が得られている。Poor 以下の評価をしている 23 人(20+3)のうち、案件の進捗について、slow(15), very slow(4)と 19 人が不満を持っている。</p>
<p>5 . 他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）</p>	<p>他のドナーとの支援の重複はない。</p> <p>医薬品は他のドナーからの援助もあるので、支援品目は各ドナーの支援状況を踏まえて計画している。</p>
<p>6 . 広報効果(ビジビリティー)</p>	<p>本案件はまだスタート間もないので、広報効果はそれほど高くない。それは、州政府に本案件の進捗に関する情報が少ないことも一つの原因と考えられる。中央政府が計画準備を進めており、州政府に本案件の内容・進捗に関する情報をあまり伝えていないため、州政府は広報活動の対応が十分に出来ない可能性がある。しかし今後、アチェ・ニアス復旧復興庁（BRR）の機能が発揮されることによる州政府の情報増加が期待され、第二弾の調達完了後には広報効果も改善されるものと考えられる。</p> <p>住民レベルでは、日本の支援プロジェクトであることを知っているのは、Yes (48/136), No (88/136)と、知っている住民は半数以下である。個々の医薬品について、日本国政府の支援であることを住民に知らしめるのはかなり難しく、支援のみでは広報効果はあまり望めない。</p> <p>広報効果を高める方策としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> • 薬剤配布時における、地域住民を交えた Turn Over セレモニーの実施。 • 薬剤配布時やワクチン接種時に、日本人が頻繁にモニターする（立ち会う）事で、日本の援助をアピールする。 • 在庫薬剤の地域住民への周知により、利用度の向上と、日本の援助による本事業のアピール。 • 薬を持ち帰る際の紙・ビニール袋に、日本援助のロゴや「日本は薬の支援を実施しています」といった文章をプリントし、住民に配布。

7 . 被援助国等 による評価	<p>本案件は中央政府および州政府にとって緊急かつ重要な支援であると受け止められており、住民およびメディアも高い評価をしていると判断する。</p> <p>住民レベルでは、プロジェクトに対して、Excellent(43/127), Good(55/127), Fair(13/127), Poor(14/127), Verypoor(2/127)と、高い評価を得ている。 poor 以下の評価をしている 16 人(14+2)のうち、10 人は津波・地震の被害を受けていなく、低い評価になったと思われる。</p>
8 . 提言・教訓 等	<p>事業内容に係わる提言・教訓</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 薬品供与は、緊急援助として他ドナーとの重複するケースが多いが、今回は、WHO のリストから薬品を選定し、他ドナーとの調整が上手く取れている。食料や医薬品・テントのような、必ず求められる援助については、先行して必要な資材を選定するリーダーシップを持った組織の存在が重要。 <p>実施方法に係わる提言・教訓</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2 段階に分けた薬品調達方法により、無駄の少ない有効な援助が期待でき、消耗資材の供与の場合有効な方法と考えられる。第 2 弾の援助項目の選定時に計画している第 1 弾のモニター結果が事業効果を左右する為その質が重要となる。 ● 本案件は、実施機関による案件形成および入札図書の準備に比較的長い期間を要している。今後緊急時に案件形成および入札図書準備のスピードアップを図るために案件形成時に専門家の派遣等の支援が望まれる。 <p>体制・組織に関する提言・教訓</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 薬品の配布時に地方政府を通さないため、現地で援助の全体が把握できていない。 ● 各保健所で、在庫状況が異なっている事から、在庫状況の開示と各保健所間での医薬品・医療機材の融通が出来ると、援助物資はより有効に活用できる。このような体制作りが必要。 ● 医療品倉庫の管理能力にかなり差があり、医療関係者による定期巡回点検等により改善が必要。 ● 上記 3 項より、援助資機材の有効利用には、実際に利用する保健所・病院、これらを監視する地域の行政府、援助を調整した中央政府の 3 者が、共通の情報を持てるような体制作りが求められる。 ● 中央政府と州政府との連携を高め、緊急時に対応できる実施体制の強化を図るために、日本政府は中央政府にインハウスの専門家を配置し、中央と地方の連携を促進させることが望ましい。
9 . その他	

緊急支援物資（医薬品・医療器具）

Kota Banda Aceh の倉庫



スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）

作成日：平成 17 年 12 月 20 日

担当公館名：在インドネシア日本大使館	
国名：インドネシア共和国	
案件名：保健所の再建事業	
実施機関：保健省	
案件の目的及び概要	<p>今回の地震及び津波により、保健所、保健所支所、助産所などが広い範囲で被害を受け、被災地域における医療体制が著しく損なわれている。</p> <p>また被災地域以外においても、被災者仮設住居が多く建設され、新しい地域の医療ニーズが発生している。このため、アチェ州、ニアス島における保健所を中核とした地域医療システムの再建・復旧を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第一バッチとして保健所等から地方公立病院への搬送を行う救急車を支援する。 ● 第二バッチとして巡回保健所用車両、医療従事者用バイク及び薬剤運搬用車両を支援する。 ● 第三バッチとして、4 か所の保健所及び 1 か所の保健所支所のリハビリあるいは再建を支援する
1．案件の進捗状況	<p>当プロジェクトは契約準備段階にある。保健省によると器機・機材には「特殊仕様」のものが多く、仕様の決定や、他のドナーの援助との調整に時間を要した。第一、第二バッチの資機材及び第三バッチの施工管理コンサルタント、施工業者は 2005 年 12 月末には調達完了の予定である。</p> <p>当初の予定では 2005 年 11 月までに救急車を各病院に引き渡す予定であったが、仕様の決定・調達の遅れにより 2005 年 12 月に契約、納入は 2006 年 4 月に変更されている。本案件は、今回のノンプロ無償資金協力における緊急目的から判断するとかなり遅れていると言える。</p> <p>住民レベルでは、プロジェクトの進捗について、Very fast(0), Fast(13/44), Normal(15/44), Slow(15/44), Very slow(1/44) と、「早い」から「遅い」まで評価が分かれている。未だプロジェクトは初期段階にあり、住民は保健所予定地の看板などによる情報から漠然とプロジェクトの進捗を知っている程度である。</p>
2．案件の妥当性	<p>アチェ復興計画の中で保健サービスの回復は、コミュニティ再建の中で重要な位置を占めており、アチェ市およびニアス島にとって、緊急に取り組むべき課題である。</p> <p>本案件にかかわる関係者は日本国政府の支援が非常に重要であると認識しており、早急な実現を期待している。</p> <p>住民レベルでは、プロジェクトの住民のニーズとの整合性について、Excellent (1/44), Good(16/44), Fair(10/44), Poor(16/44), Very poor(1/44)と、good から poor まで評価が分かれている。poor 以下と評価している人のなかには、『保健所の再建を急ぐべき』という意見が半数近くあり、また『緊急の目的に合致しているか』の問いに、8 人が poor 以下の評価をしており、住民は施設の緊急性を重視していることで、ニーズの整合性の低評価になったと思われる。</p>

<p>3．施設/機材の活用度</p>	<p>本案件はまだ実施されていないので、施設・機材はまだ活用される段階ではない。しかし、本案件が完成した際には、再建・復旧された保健所・車両等はデイリーに使用されるものであり、支援施設、機材の高度な活用が期待される。</p> <p>「保健所を利用したことがあるか」という問いに対し、Yes (36/44), No (8/44) という回答が得られた。住民の生活にとって保健所は、必要不可欠なものであり、利用度が高い公共施設である事がわかる。</p>
<p>4．案件終了後に期待される効果</p>	<p>本案件完了後は以下の効果が期待できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．地域医療システム・保健医療サービスの回復。 2．被災者に対する医療環境を回復する。 <p>保健省による「効果評価の定量的な指標」はまだ設定されていない。また、モニター体制もないが、今後現地の「モニター」の必要性について認めている。</p> <p>本案件完了後の効果を計る指標としては、以下が考えられる。</p> <p><u>効果指標</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 復旧保健所のサービス人口 ● 巡回保健所の実施回数等 <p>住民レベルのプロジェクトへの期待は高い： 緊急目的に対する効果： Excellent(4/44), Good(20/44), Fair(10/44), Poor(8/44), Very poor (2/44) Poor 以下の評価は、案件進捗への不満と思われる。</p> <p>地域医療システムの改善と医療環境の復旧： Sure(15/45), Maybe(22/45), Not sure(8/45), No change(0) 診療機会の増加： Sure(23/45), Maybe(18/45), Not sure(4/45), No change(0) 被災地域のスムーズな医療サービスの実施 Sure(8/45), Maybe(26/45), Not sure(11/45), No change(0)</p>
<p>5．他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）</p>	<p>他のドナーとの支援の重複部分は無い。</p>

<p>6．広報効果（ビジビリティー）</p>	<p>中央政府は広報効果が極めて高いと判断しているものの、未だに保健所改修工事および車両等の調達が完了していないこともあり、また州政府への情報伝達が少なく、地方レベル広報活動は遅れている。しかし今後、アチェ・ニアス復旧復興庁（BRR）の機能が発揮されることによる州政府の情報増加が期待される。</p> <p>広報活動の提案としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保健所改修工事のサインボードの設置 • 日本援助機材である事のロゴを明示する。 • 巡回保健所の実施の際、日本人医師・看護師による指導を行い日本の援助である事をアピールする。 <p>住民レベルでは、日本国政府の支援プロジェクトであること知っているとの設問に対して：</p> <ul style="list-style-type: none"> - Yes I know well: (0) - Yes I know, but not so much: (11/44) - No, I don't know at all: (33/44) <p>現段階では、住民の大半はプロジェクトが本格的に始動していないこともあり、日本国政府の支援プロジェクトであることは知られていない。</p>
<p>7．被援助国等による評価</p>	<p>中央政府、州政府、国民、住民ならびにメディアは本案件について、その必要性及び緊急性を認知しており、高い評価を与えている。</p> <p>住民レベルでは、</p> <p>Excellent(5/44), Good(20/44), Fair(14/44), Poor(5/44), Very poor(0) と、プロジェクトが始動したばかりではあるが比較的高い評価を得ており、住民のプロジェクトへの期待が大きいことが分かる。Poor と評価している 5 人は、案件の進捗が遅く、緊急目的の効果が低いと評価していると思われる。</p>
<p>8．提言・教訓等</p>	<p>実施方法に係わる提言・教訓</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域（コミュニティ）性の高い事業であり、地域住民の期待が大きいに、事業実施に当たっては、案件形成時に住民のニーズ（必要な医薬品や巡回医療の需要）の精度を高める事で、より大きな効果が期待できる。 • 本案件は、実施機関による案件形成および入札図書準備に比較的長い期間を要している。今後緊急時に案件形成および入札図書準備のスピードアップを図るために案件形成・スペック準備段階に専門家の派遣等の支援が望まれる。 <p>体制・組織に関する提言・教訓</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保健省によると器機・機材には特殊仕様が多く、仕様の決定や、他のドナーの援助との調整に時間を要した。プロジェクト計画時に州政府との連携の改善や速やかな調整が必要であり、各担当機関との連携を進めるには、強いリーダーシップを持った責任者が必要であり、保健省内に案件推進に必要な専門家の派遣の必要性が高い。
<p>9．その他</p>	

保健所の再建事業

ビディ県シグリ保健所



スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）

作成日：平成 17 年 12 月 20 日

担当公館名：在インドネシア日本大使館					
国名：インドネシア共和国					
案件名：ラジオ・テレビ放送支援事業					
実施機関：通信情報技術省					
案件の目的及び概要	<p>アチェ特別州の住民は、今回の地震・津波による被害で心的障害を抱えて生活を営んでおり、余震の続く中で、災害情報を正確に伝達し、住民がパニックを起こさず適切な行動が取れるよう配慮する必要がある。ラジオはこうした情報を正確且つ迅速に住民へ伝達する必要不可欠な手段であるが、今回の津波でラジオ局も被害を受けている。本案件は、その放送施設を災害に強い施設に修復・改善し、適切な情報伝達を通じて、アチェの防災体制を強化し、住民が安心した生活を営めるようにするとともに、アチェの復旧・復興活動に寄与することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ラジオ：送信機等放送資機材調達・放送局施設修復 テレビ：移動録音機等取材用資機材調達・放送局舎等補修 				
1. 案件の進捗状況	<p>現在の契約済み金額は約 3.8 億円である。</p> <p>ラジオ局の支援資機材（家具、緊急機材、リハビリ機材）の調達は 2005 年 10 月までに全て完了している。ラジオ局局舎の改修の工事は 2005 年 12 月に入札が実施された。</p> <p>テレビ局の支援資機材（取材車両）は 2005 年 7 月に調達済みであるが、緊急リハビリ機材の入札は 2005 年 11 月に実施され契約待ちである。</p> <p>本案件は案件形成・スペック作成等に時間を要しており、その緊急性を考えると、その進捗は遅れていると言える。</p> <p>プロジェクトの進捗について、住民の意見は、Very fast(0), Fast(3/22), Normal(7/22), Slow(11/22) Very slow(1/22)と、「普通」から「遅い」の評価をしている。</p>				
	契約名	契約日	契約先	契約金額	納品日 (契約納期)
	ラジオ局用家具	2005/6/20	PT. Elite Permai Metal	IDR 91,358,000	2005/7/8
	ラジオ局の緊急機材	2005/8/19	Sumitomo Corporation	¥24,838,000	(2006/1/4)
	ラジオ局のリハビリ機材	2005/10/31	Sumitomo Corporation	¥349,200,000	(2006/8/1)
	ラジオ局用取材車両(ミニバン)2台	2005/7/27	PT. Indomobil Trada Nasional	IDR 509,700,000	(2005/8/24)
	テレビ局用取材車両(ミニバン)1台	2005/7/27	PT. Indomobil Trada Nasional		
テレビ局用取材車両(ピックアップ)1台	2005/7/27	PT. Indomobil Trada Nasional	IDR 216,000,000	(2005/8/24)	

2 . 案件の妥当性	<p>ラジオ・TV 放送は住民に対し、正確な防災情報を速やかに配信できるため、住民は安心して、復旧・復興活動に参加できるようになる。放送機能の回復は地域の最優先課題の一つである。</p> <p>したがって、緊急支援の一環として本案件を取り上げたことは、極めて妥当である。</p> <p>住民レベルでは、プロジェクトと住民のニーズの整合性について、Excellent(0), Good(5/22), Fair(6/22), Poor(8/22), Very poor(3/22)と、住民の評価は比較的低い。Poor 以下の評価をしている人のなかに、直接被災者の支援を実施してほしいという意見があり、これは公共的な支援よりも個人的なニーズに対する支援の要望が強いということが評価に影響していると思われる。</p>
3 . 施設/機材の活用度	<p>施設・機材は未だ活用はできる段階ではないが、本案件完成後、支援施設・機材の活用度は非常に高いと考えられる。</p> <p>供与済み資機材の事務用家具は既に局舎で活用されており、車両は取材に活用されている。その他の調達済み放送機材は、現在輸送中（メダンーアチェ）である。</p> <p>今後実施予定の建物の修復、機材導入も放送機能の復旧には必要なものであると考えられる。</p>
4 . 案件終了後に期待される効果	<p>本案件は、災害に強いラジオ・TV 施設の復旧を図ることにより期待される効果は以下のとおりである。</p> <p>アチェ州の住民が正確な防災情報を迅速に得ることを可能にし、災害時に住民が適切な対応を取れるようにする。</p> <p>住民が安心して生活を営むことを可能にし、復旧・復興活動に参加が可能にする。</p> <p>本案件の効果評価の定量的指標は設定されていない。</p> <p>ラジオ・TV 施設復旧は、アチェ州に限らず、広範囲の住民が正確な情報を迅速に共有することを可能にする。地域住民が共通の情報を有することで、地域の再建や住民の安心できる生活に大きく寄与する事が期待される。</p> <p>本案件完了後の効果を計る指標としては、以下が考えられる。</p> <p><u>効果指標</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 災害情報の入手状況 • 正確な情報の迅速な発信 <p>住民レベルのプロジェクトへの情報に対する期待は高い： 緊急時に対する期待： Excellent(4/22), Good(10/22), Fair(6/22), Poor(1/22), Very poor (1/22) 正確・迅速な情報に対する期待： Sure(3/21). Maybe(10/21), Not sure(7/21), No change(1/21) 国民の情報共有に対する期待： Sure(9/18), Maybe(10/18),Not sure(3/18), No change(0/18)</p>
5 . 他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）	<p>他のドナーの支援との重複はない。</p>

<p>6．広報効果（ビジビリティー）</p>	<p>本案件は、現時点では、まだ顔の見える援助にはなっていない。</p> <p>住民レベルでは、日本の支援プロジェクトであることは、ほとんど知られていない。</p> <p>Yes I know, but not so much: (9/22) No I don't know at all: (13/22)</p> <p>広報活動としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> • 日本援助機材である事のロゴを明示する。 • 日本の防災事例などの紹介する「防災に関する定期プログラム」を放送局に提案し、周知を広める。 • 今後、機材のトレーニングの際、日本人技術者を派遣することで、日本人の活動そのものが広報活動につながると思われる。
<p>7．被援助国等による評価</p>	<p>本案件は全関係者にとって非常に緊急且つ重要な援助であると受けとめられており、中央政府、州政府、ラジオ・テレビ関係者、住民に高く評価されている。</p> <p>住民レベルでも、 Excellent(2/20), Good(9/20), Fair(6/20), Poor(2/20), Very poor (1/20)と高い評価を得ている。</p>
<p>8．提言・教訓等</p>	<p>事業内容に係わる提言・教訓</p> <ul style="list-style-type: none"> • 放送施設の地域防災活動への活用。 今後、テレビ・ラジオ等放送施設を、地域防災活動に活用できるようなシステム作りを進める必要がある。例えば、災害時にその情報が直ちに放送局に入るシステム。情報を直ちに放送できるシステム（日本の地震・津波情報）等。 <p>実施方法に係わる提言・教訓</p> <ul style="list-style-type: none"> • 案件実施の迅速化や調達プロセスのスピードアップ。 災害直後で余震が続く中での正確な情報提供は、住民を適切な行動に導く事ができ、人的な二次災害を未然に防ぐ事になる。このため、情報施設に関する復旧は最優先に行う事が重要である。現在の流れでは案件形成、入札実施までのプロセスに時間がかかっており、スペック作成を支援しスピードアップすることが出来るように考慮されるべきである。例えば、施設・資機材の特徴や現場環境を考慮し調達先を絞り込み、入札手続を簡素化することが可能になる。（放送機材のような気温・湿度に影響を受ける機材など） • 本案件は、実施機関による案件形成および入札図書準備に比較的長い期間を要している。今後緊急時に案件形成および入札図書準備のスピードアップを図る方法の一案として案件形成・スペック準備段階に専門家の派遣等の支援が考えられる。 <p>体制・組織に関する提言・教訓</p> <ul style="list-style-type: none"> • 機材の効果を更に高めるためには、機材供与に加え、人的支援（運用体制の確立とその人材育成）が求められる。
<p>9．その他</p>	

ラジオ・テレビ放送支援事業

1 調達機材



2 プロジェクト対象：RRI/TVRI



スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）

作成日：平成 17 年 12 月 20 日

担当公館名：在インドネシア日本大使館				
国名：インドネシア共和国				
案件名：道路緊急復旧事業				
実施機関：公共事業省道路局(Ministry of Public Works)				
案件の目的及び概要	<p>バンダアチェ～ムラボー間の海岸付近の国道は、今次発生した津波により橋梁の流出、道路の破壊等大きな被害を被った。インドネシア国軍によりコネクティング道路は建設されたものの、トラック等の交通には不十分なもので、未だ再建に必要な物資の輸送等は困難な状態にある。</p> <p>このためバンダアチェ～ムラボー間の道路復旧工事が急がれており、日本国政府に対しては同区間の一部であるチャラン～ムラボー間及び周辺地域へのアクセス道路（合計約 122 km）の緊急支援道路復旧が要請されている。</p> <p>本計画は、対象全区間の仮設道路建設を完成させるものである。</p> <p>具体的には、破壊されなかった道路は最大限活用した道路復旧工事、コンクリート橋梁の設置、必要な建設機材・資材調達を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．第一弾建設機械および資材調達 2．第二弾資機材調達 3．資材調達 4．建設コンサルタントの調達 5．建設施工業者の調達 			
1．案件の進捗状況	<p>すべての調達品目の契約が終了しており、契約済み金額は約 34 億円である。</p> <p>現在、建設機械および資材は契約、第一弾の資機材は、2005 年 4 月に入札、2005 年 5 月に調達され、既にメダンまで搬送されている。第二段の調達機材は 2006 年 1 月に搬入予定になっている。資材調達は 2005 年 8 月に調達、コンサルタントは、既に 2005 年 7 月に選定され、施工業者は 11 月 28 日に選定されている。遅れていた道路復旧工事がようやく着手されることになり、工事完了は 2006 年 7 月の予定である。道路復旧工事は、インドネシア政府は当初 2005 年内完成を目指していたが、約 7 ヶ月の遅れである。遅れの原因は再入札などの入札プロセスの遅れである。</p> <p>案件の進捗状況は中央政府の担当者は把握しているものの州政府は十分な情報が伝わってなく、州政府は、津波災害から 1 年になるのに道路復旧工事が進まないことに対し苛立ちを示している。緊急支援道路復旧のためには、今後これ以上の遅れが出ないように施工管理を実施することが必要である。</p> <p>住民レベルでは、プロジェクトの進捗について、Very fast (0), Fast (0), Normal(1/16), Slow(8/16), Very slow(7/16)と、大半の住民はプロジェクトの進捗が遅いと感じている。</p>			
	契約名	契約日	契約先	納品日 (契約納期)
	建機第一弾(EQ・モーターグレーダ 2台)	2005/5/4	PT. Equipindo Perkasa	2005/6/1
	建機第一弾(EQ・フラットベッドトラック 2台)			2005/6/29
	建機第一弾(DK・エクスカ 5台)	2005/5/9	PT. Daya Kobelco	2005/6/7
	建機第一弾(PM・ピックアップ前期 4台)	2005/5/4	PT. Marubeni Indonesia	2005/6/1
	建機第一弾(PM・ピックアップ後期 6台)			2005/6/21
	建機第一弾(PT・ダンプ前期 6台)	2005/5/6	PT. Itochu Indonesia	2005/6/9

	建機第一弾(PI・タンブ後期 12台)				2005/7/7
	建機第一弾(PI・タンブ後期 SP)				2005/8/22
	建機第一弾(SJ・ホイールローダー 2台)	2005/5/10	Sojitz	¥28,513,000	(2005/6/10)
	建機第一弾(UT・ブル2台)	2005/5/10	PT. United Tractors Tbk	¥44,458,653	2005/6/9
	建機第二弾(PKM) Fuel Tank Truck 2台	2005/7/1	PT. Pundi Kenchana Mas	¥7,095,950	2005/8/30
	建機第二弾(EQ)ラブリク・ショトラック 2台	2005/7/1	PT. Equipindo Perkasa	¥21,808,046	2005/8/30
	建機第二弾(EQ)給水車 2台			¥7,857,424	2005/8/30
	建機第二弾(EQ)ストーンクラッシャー 2台	7/1		¥51,689,604	2005/10/19 (at warehouse in Medan)
	建機第二弾(EQ)AMP2 2台	→9/21(revised)		¥88,217,365	
	建機第二弾(SR)エアコフレッサー 2台	2005/7/11	Sirius	¥9,411,800	(2005/8/10)
	建機第二弾(SJ)タンデムローラー 3台		Sojitz	¥24,965,100	2005/8/24
	建機第二弾(SJ)ハイブレートリーローラー 3台	2005/7/12		¥22,342,200	Goods: 2005/8/19 SP: 2005/8/24
	建機第二弾再入札トレイラートラックトラックター 3台	2005/9/13	PT. United Tractors Tbk	¥35,074,545	(2006/2/10)
	建機第二弾再入札アスファルトフィニッシャー 2台	2005/9/13	ITOCHU	¥27,565,520	(2006/1/11)
	建機第二弾再入札タイヤローラー 2台			¥14,136,760	
	建機第二弾再入札タンデムローラー 2台			¥15,190,180	
	建機第二弾再入札アスファルトスプレイヤー 2台			¥7,023,060	
	資材(蛇籠 3000units)	2005/8/1	PT. Bevananda Mustika	¥10,173,000	2005/8/12
	資材(パイプ 1m: 2002m, 1.5m: 399m)	2005/8/1	PT. WIJAYA KARYA INTRADE	¥26,035,072	2005/8/29
	道路建設コンサル	2005/7/13	Katahira Engineering & Consortium	¥151,576,800	(2006/7/1)
	道路工事	2005/11/28	PT. Adhi Karya (Peresero) Tbk	¥2,651,681,982	(2006/7/1)
2. 案件の妥当性	<p>アチェ復興計画のなかで、インフラ復旧は最重要課題であり、中でも交通インフラの復旧は重要度が高い。本案件はチャラン～ムラボ間および周辺地域へのアクセス道路(合計約 122 km)の緊急支援道路復旧であり、被災地域の復旧・復興において本案件による緊急支援道路復旧は緊急にとり組む課題である。インドネシア国軍によるコネクティングは建設されているもののトラック等の交通には不十分なもので、地域再建に必要な物資の輸送は困難な状態である。したがって、緊急支援の一環として本案件を取り上げたことは妥当である。</p> <p>住民レベルでは、プロジェクトと住民のニーズの整合性について、Excellent (0), Good (0), Fair(4/19), Poor(11/19), Very poor(4/19) と、まだ工事未着手のためか評価は低い。Poor 以下の評価をしている 15 人のうち、約 7 割の 11 人は、案件の進捗について slow(5), very slow(6)と答えており、案件の進捗が遅いことに対し、不満を持っていると思われる。</p>				

<p>3 . 施設/機材の活用度</p>	<p>施設・機材はまだ活用できる段階ではない。調達資機材は、すでに納入されているが、建設工事の着手が遅れているので、まだ活用されていない。公共事業省のヒアリングによると、施設・機材は現地の事情を十分に考慮して選定されており、本案件の工事が開始されると有効に活用され、その活用度は高いものとする。具体的な活用度は、今後の建設工事実施段階で明らかになる。</p> <p>住民レベルの道路利用に対する期待は、Yes (13/18), No (5/18)と、期待している割合は大きい。No と答えている 5 人のうち 3 人は、道路の利用状況についての問いでは、主な利用区間は Calang-Banda Aceh と答えており、ヒアリング回答者の生活圏の違いが、本案件の対象区間に対する利用期待の低評価に影響していると思われる。</p>
<p>4 . 案件終了後に期待される効果</p>	<p>本案件完了後には以下の効果が期待できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 地域再建に必要な物資の輸送が可能となる。 2 . 地域の経済状況の改善効果が期待できる。 <p>なお、計画時点で、期待される効果の定量的な「評価指標」や「評価目標」については設定されていない。</p> <p>案件完了後の効果を計るための指標としては、以下が考えられる。</p> <p><u>効果指標</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 交通量（道路使用状況） • 物流量 <p>住民レベルでは、道路プロジェクトに対し、特に生活環境改善効果を期待していると言える。</p> <p>緊急時の道路に対する期待： Excellent(5/17), Good(4/17), Fair(3/17), Poor(4/17), Very poor(1/17)</p> <p>安全な輸送に対する期待： Sure(4/19), Maybe(6/19), Not sure(7/19), No change(2/19)</p> <p>安全且つ安心できる生活に対する期待: Sure(4/18), maybe(9/18),Not sure(5/18), No change(0)</p>
<p>5 . 他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）</p>	<p>他のドナーの支援の重複はない。</p> <p>本案件の計画段階で、他ドナーによる支援プロジェクトと重複がないよう調整されている。現在、アチェには復旧・復興には特別に調整機関アチェ・ニアス復旧復興庁（BRR）が設けられており、他ドナーの支援と重複がないよう調整している。</p>

<p>6 .広報効果(ビジビリテイー)</p>	<p>本案件はまだ工事が具体的に開始されていないが、案件の重要性から、中央政府および州政府レベルにおける「広報効果」は高い。インドネシア国民は、アチェの復旧・復興の進捗に関心が高く、また、各ドナー国の支援活動にも注意している。</p> <p>しかし、住民のヒアリングによると、プロジェクトサイトの住民には、まだ日本国政府の支援についての情報があまり伝わっていない。</p> <p>広報効果を高めるための方策としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域住民の事業への参加(労働者として)により、本事業を住民に周知する。 • 「サインボードの設置」や「実施機関による、復旧工事の進捗についての広報」を進める。 • 日本援助機材である事のロゴを明示する。 • 工区を他ドナーと分けているので、西岸道路全体を、各国共同援助として取り上げ、国際的な援助にも日本が関与している事もアピールする。
<p>7 . 被援助国等による評価</p>	<p>中央政府および州政府にとって緊急かつ重要な援助であると受け止められている。今後、案件実施の加速化と、より積極的な情報提供が重要である。案件の重要性に鑑み迅速な対応が求められている。</p> <p>住民レベルでは、</p> <p>Excellent(2/18), Good(7/18), Fair(2/18), Poor(5/18), Very poor(2/18) と、普通以上の評価が過半数を占めるが、Poor 以下の評価もある。これは Poor 以下の評価をしている 7 人のうち、案件の進捗について 5 人が slow と答えており(2 人無回答) プロジェクトの進捗に対する批判と思われる。</p>

8. 提言・教訓等

事業内容に係わる提言・教訓

- 本案件のような、他ドナーと分割して援助する場合、その援助内容（今回の場合は道路・橋梁のスペック）についての調整が望ましい。実施機関が適切に判断する事になるが、援助側の技術的サポートにより、よりの確な判断を促す事が出来る。

実施方法に係わる提言・教訓

- 津波災害から1年になるが、道路復旧工事が進まないことに、現地では苛立ちがある。施工業者の調達の遅れが原因で、工事着手が約半年遅れた。緊急援助実施では、「遅延の無い実施」は重要な課題である。
- 工事実施に住民の雇用機会の増加を図るべきである。雇用機会がなく収入の機会のない住民にとっては、工事に参加し収入を得ることにより、始めて経済的自立が可能になる。

体制・組織に関する提言・教訓

- 実施体制を改善する。本件のような、建設工事では、竣工までに計画・設計・調達・施工のプロセスが求められ、通常の手順では物理的に時間がかかる。そのため、本案件に限らず、概して遅れる傾向がある。本案件では、案件形成（計画・設計）・入札図書準備および施工業者の調達までに長い期間を要しており、インドネシア側の主体性を期待しすぎた結果と考えられる。インドネシア国には緊急時に大臣による直接指名による調達の方法もあるようだが、緊急性の高い建設案件をスムーズに進めるには、案件形成（計画・設計）・入札図書準備については現在のシステムの改善が必要と思われる。
- 緊急時の建設工事の実施方法について以下の改善が必要と考える。

緊急時には、実施機関が強いリーダーシップが取れるような組織であることが重要。

緊急部（建設工事）については、新しい援助方法を提案し実施する。建設工事の場合は、通常の資機材調達とは異なり、入札図書の整備には、案件形成業務として調査・計画・設計、技術仕様書の作成が必要である。緊急工事では、そのプロセスの時間的な短縮が求められるが、ノンプロ無償のスキームの中では、この建設工事にかかる案件形成業務の機能が含まれていないため、本案件はその入札図書の準備と入札業務に多大な時間を要している。このような建設工事を含む緊急案件の実施には、案件形成業務が出来る資金を用意できる新しいスキームが必要である。

外務省コメント

今回のノンプロ無償は、物品の調達のみならず、施設の修復工事も対象としており、案件形成に関する諸業務も実際に行われている。その実施をどのように迅速に行うかについては、今後の災害復興支援に際して工夫する必要はあるものの、現在の枠組みにおいて、案件形成を行うための資金が全くないという指摘は正確ではない。

案件形成を別途実施することにより、整合性の取れた工事のための技術仕様書、入札書類の整備が可能になる。入札については、工事の内容により Turn-Key や Design-Build 等の入札方式の導入の検討も可能になる。

外務省コメント

- Design-Build はノンプロ無償の現在のスキームでも実施可能である。

	<p>新しいスキームを効果的に進めるためには、日本国政府が主体性を持って進める必要がある。</p> <p>今回のような大規模な災害復旧工事の案件形成には、豊富な経験が求められている。わが国は各種自然災害に対処しており、災害復旧工事については豊富な経験を有している。経験豊富な日本国政府が主体性を持って案件形成・入札書等の準備を進めることにより、初めて効果的・効率的な支援が可能になると考えられる。</p> <p>外務省コメント</p> <p>「日本国政府が主体性を持って」という指摘は日本のODA政策の重要な要素を誤解していると考えられる。すなわち、日本のODAは相手国の自助努力を促すことに大きな力点が置かれており、案件形成、実施に関する諸点を全て日本側で行うことは、支援実施後の相手国の自立的な発展（施設、機材の維持管理を含む）を損なうことになる。日本側としては支援が有意義なものとなり、効果を十分発揮するために必要なあらゆる助言、協力を行うが、このことは援助に際し、日本国政府が中心となることを意味しない。日本のODAにおいて、実施主体はあくまでも被援助国であり、その観点からも「日本国政府が主体性を持って案件形成・入札書等の準備を進める」という方向性は適当ではない。</p>
9 . その他	

	給水車 2台 & SP	2005/6/27	PT. Pundi Kencana Mas	¥5,105,104	2005/7/22
	資材 (蛇籠 15,200 units)	2005/7/20	PT. Bevananda Mustika	¥55,905,600	2005/8/3
	資材 (土嚢袋 200,000 sheets)	2005/7/22	PT. WIJAYA KARYA INTRADE	¥4,664,000	2005/8/18
	車輛(ディーゼル車 10台)	2005/8/15	PT. Marubeni Indonesia	¥19,500,000	2005/9/8
	小規模工事	2005/11/1	PT. Bina Pratama Persada	¥32,388,863	(2006/4/1)
	護岸工事全般のコンサルタント選定 (施工監理)	2005/10/31	PT. Tri Tunggal Pratyakasa	¥30,962,251	(2006/12/1)
	大規模工事の施工業者(1)	2005/12/12	PT. Adhi Karya (Persero) Tbk	¥159,043,409	(2006/12/7)
	大規模工事の施工業者(2)	2005/12/8	PT. Waskita Karya (Persero)	¥130,340,998	(2006/11/3)
	大規模工事の施工業者(3)	2005/12/8	PT. Istaka Karya (Persero)	¥26,171,608	(2006/6/6)
	大規模工事の施工業者(4)	2005/12/8	PT. Istaka Karya (Persero)	¥36,823,300	(2006/8/5)
2 . 案件の妥当性	<p>スマトラ大地震・津波により河川の放水路の堤防・河川護岸が被災し、広範囲の地域が浸水・湿地化により、多数の住民が住居及び生活の糧を失うという被害を受けた。このエリアの復旧にむけた最初に取りべき対策として、堤防、護岸の復旧があり、この地域の緊急の課題である。また、本案件に係る全ての関係者は、日本政府による本案件への支援は非常に重要であると認識しており早急に復旧工事の完成を期待している。</p> <p>従って、本案件を緊急支援の一環として取り上げたことは妥当である。</p> <p>なお、本案件は、アチェ復興計画の中のインフラ再建に含まれているものである。</p> <p>住民のニーズとプロジェクトの整合性について、住民レベルでは、Excellent(5/14), Good(4/14), Fair(3/14), Poor(1/14), Very poor (1/14)と、高い評価を得ている。</p>				
3 . 施設/機材の活用度	<p>本案件の施設・機材はまだ活用できる段階にないが、本案件の着手・完成により施設の効果及び機材活用度は高いと考えられる。また、導入機材は、汎用機であり、その他の復旧・復興工事の現場で活用でき、その活用度合いはさらに高まるものと見込まれる。</p>				
4 . 案件終了後に期待される効果	<p>本案件の完成により以下の効果が期待される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 市内浸水被害の軽減を図る。 2 . 住民が避難した跡地 (宅地・農地) の復旧活動を促進する。 3 . 住民の生活環境の回復を促進する。 <p>本案件完了後の効果を計る指標としては、以下が考えられる。</p> <p><u>効果指標</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 復旧面積 (農地・宅地・公共用地等) • 浸水被害回数、面積 (年間・月別) の低減度合い等 <p>住民レベルのプロジェクトへの期待は高い： プロジェクトの実施による緊急目的に対する効果： Excellent(8/14), Good(3/14), Fair(0), Poor(3/14), Very poor(0/14) プロジェクト実施により安定した生活の確保： Sure(6/14), Maybe(3/14), Not sure(3/14), No change(2/14)</p>				
5 . 他ドナーによる支援との関係 (重複の有無等)	<p>実施段階で、公共事業省内で十分調整されており、他ドナーとの重複はない。</p>				

<p>6．広報効果（ビジビリティー）</p>	<p>本案件はまだ復旧工事が開始されていないが、広域の湿地化による失われた居住地及び農地の復旧を図るものであり、大勢の受益者が想定されており、その広報効果は高い。実施段階になれば、日本の建設機械が活用されるので広報効果は更に高まるもの判断する。</p> <p>広報活動としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の事業への参加（労働者として）により、本事業を住民に周知する。 ● サインボードの設置や実施機関による、復旧工事の進捗について広報を進める。 ● 日本援助機材である事のロゴの明示を徹底する。 <p>住民レベルでは、日本の支援プロジェクトであることを知っているかとの設問に対して：</p> <ul style="list-style-type: none"> - Yes I know well: (1/13) - Yes I know, but not so much: (12/13) - No, I don't know at all: (0/13) <p>現段階では、プロジェクトは開始されたばかりではあるが、建設機械に付けられた日本の国旗やロゴによって日本の支援であることを知るようである。</p>
<p>7．被援助国等による評価</p>	<p>本案件は政府機関、住民にとって緊急かつ重要な援助であると受け止めており、中央政府、州政府、地域住民およびメディアは本案件に対して高い評価をしている。</p> <p>住民レベルでも、Excellent(9/14), Good(2/14), Fair(3/14), Poor(0/14), Very poor(0/14) と高い評価をしている。</p>

事業内容に係わる提言・教訓

- 本件は、緊急部分のみ補修に留まっているが、将来の都市開発計画を含めた、中長期洪水・内水対策計画の策定・実施により本来の効果が発揮できるものである。
- 将来計画の策定が今後の課題となる。

実施方法に係わる提言・教訓

- 津波災害から 1 年になるが、放水路堤防・河川護岸復旧工事が進んでないが、緊急援助実施では、「遅延の無い実施」は重要な課題である
- 案件の計画・実施のスピードアップを図るには、工事進捗に伴い河川沿いの地元住民との調整が増加するので、各機関のより密接な連携が必要になる。
- 工事実施に住民の雇用機会の増加を図るべきである。雇用機会がなく収入の機会のない住民にとっては、工事に参加し収入を得ることにより、始めて経済的自立が可能になる。

体制・組織に関する提言・教訓

- 実施体制を改善する。本件のような、建設工事では、竣工までに計画・設計・調達・施工のプロセスが求められ、通常の手順では物理的に時間がかかる。そのため、本案件に限らず、概して遅れる傾向がある。本案件では、案件形成（計画・設計）・入札図書準備および施工業者の調達までに長い期間を要しており、インドネシア側の主体性を期待しすぎた結果と考えられる。インドネシア国には緊急時に大臣による直接指名による調達の方法もあるようだが、緊急性の高い建設案件をスムーズに進めるには、案件形成（計画・設計）・入札図書準備については現在のシステムの改善が必要と思われる。
- 緊急時の建設工事の実施方法について以下の改善が必要と考える。

緊急時には、実施機関が強いリーダーシップが取れるような組織であることが重要。

緊急部（建設工事）については、新しい援助方法を提案し実施する。建設工事の場合は、通常の資機材調達とは異なり、入札図書の整備には、案件形成業務として調査・計画・設計、技術仕様書の作成が必要である。緊急工事では、そのプロセスの時間的な短縮が求められるが、ノンプロ無償のスキームの中では、この建設工事にかかる案件形成業務の機能が含まれていないため、本案件はその入札図書の準備と入札業務に多大な時間を要している。このような建設工事を含む緊急案件の実施には、案件形成業務が出来る資金を用意できる新しいスキームが必要である。

外務省コメント

今回のノンプロ無償は、物品の調達のみならず、施設の修復工事も対象としており、案件形成に関する諸業務も実際に行われている。その実施をどのように迅速に行うかについては、今後の災害復興支援に際して工夫する必要があるものの、現在の枠組みにおいて、案件形成を行うための資金が全くないという指摘は正確ではない。

案件形成を別途実施することにより、整合性の取れた工事のための技術仕様書、入札書類の整備が可能になる。入札については、工事の内容により Turn-Key や Design-Build 等の入札方式の導入の検討も可能になる。

外務省コメント

Design-Build はノンプロ無償の現在のスキームでも実施可能である。

	<p>新しいスキームを効果的に進めるためには、日本国政府が主体性を持って進める必要がある。</p> <p>今回のような大規模な災害復旧工事の案件形成には、豊富な経験が求められている。わが国は各種自然災害に対処しており、災害復旧工事については豊富な経験を有している。経験豊富な日本国政府が主体性を持って案件形成・入札書等の準備を進めることにより、初めて効果的・効率的な支援が可能になると考えられる。</p> <p>外務省コメント</p> <p>「日本国政府が主体性を持って」という指摘は日本のODA政策の重要な要素を誤解していると考えられる。すなわち、日本のODAは相手国の自助努力を促すことに大きな力点が置かれており、案件形成、実施に関する諸点を全て日本側で行うことは、支援実施後の相手国の自立的な発展（施設、機材の維持管理を含む）を損なうことになる。日本側としては支援が有意義なものとなり、効果を十分発揮するために必要なあらゆる助言、協力を行うが、このことは援助に際し、日本国政府が中心となることを意味しない。日本のODAにおいて、実施主体はあくまでも被援助国であり、その観点からも「日本国政府が主体性を持って案件形成・入札書等の準備を進める」という方向性は適当ではない。</p>
9 . その他	

17 DEC 2005

Aceh Butuh Tata Ruang

Program BRR Tersendat

JAKARTA (Media): Badan Rehabilitasi dan Rekonstruksi (BRR) Aceh-Nias akan membuat tata ruang baru untuk kota-kota di Provinsi Nanggroe Aceh Darussalam yang terkena gempa bumi dan gelombang tsunami, 26 Desember 2004. Hingga saat ini BRR belum memiliki patokan untuk merehabilitasi provinsi tersebut.

"Selama ini belum ada tata ruang untuk beberapa kota seperti Banda Aceh dan Meulaboh. Oleh karena itu kita buat dan diharapkan selesai Januari 2006," ungkap Direktur BRR Kuntoro Mangkusubroto, di Jakarta, kemarin.

Ia menjelaskan belum adanya tata ruang kota tersebut membuat proses rehabilitasi menjadi sangat lambat. Kalau tidak dipercepat penyelesaian tata ruangnya, pekerjaan sulit untuk dimulai.

"Terbukti, lelang proyek infrastruktur di provinsi tersebut belum bisa dilaksanakan Departemen Pekerjaan Umum," ujarnya.

Kuntoro mengakui di dalam *blue print* rehabilitasi dan rekonstruksi Aceh disebutkan tata ruang mengenai provinsi tersebut, namun tidak secara mendetail. "Anda cari saja di *blue print*, apa ada tata ruang kedua kota tadi."



Kuntoro

'Belum adanya tata ruang membuat rehabilitasi menjadi sangat lambat. Kalau tidak dipercepat, pekerjaan sulit untuk dimulai.'

Sementara itu, Direktur Tata Ruang wilayah Barat Departemen Pekerjaan Umum Iman Soedrajat mengatakan PU sebenarnya sudah membuat rencana pedoman tata kota di wilayah Aceh yang terkena bencana. Bahkan, penataannya sudah lengkap, baik detail maupun zoning-nya.

"Ini ada dalam *blue print*. Bahkan sudah kita serahkan ke Dinas Tata Kota Banda Aceh," tegasnya.

Namun ia mengakui banyak terjadi penyimpangan dalam pelaksanaan *blue print* tersebut. Hal ini dikarenakan dinamika masyarakat setempat yang menginginkan perubahan tata ruang.

"Padahal seharusnya tidak begitu karena akan merusak tata ruang makronya," ujarnya.

Satu tahun

Terkait program pembangunan Aceh setelah satu tahun dilanda gempa dan tsunami, Kuntoro mengungkapkan, dalam tahun ini pihaknya sudah menyelesaikan pembangunan 16.200 rumah dalam waktu enam hingga tujuh bulan.

Sedangkan untuk tahun 2006, pihaknya menargetkan pembangunan 78 ribu unit rumah lagi.

"Apakah pembangunan rumah ini dianggap cepat atau tidak, terserah bagaimana Anda melihatnya."

Ketika ditanya mengapa pembangunan di Nias terkesan kurang diperhatikan jika dibandingkan dengan di Aceh, Kuntoro mengatakan hal itu disebabkan tiga faktor, yak-

17 DEC 2005

ni jatuhnya pesawat Mandala di Medan yang menewaskan Gubernur Sumut Tengku Rizal Nurdin beberapa waktu lalu, sehingga proses penetapan manajer proyek rekonstruksi di Nias tertunda.

Sedangkan dua faktor lain, pembangunan kembali Nias terkendala transportasi logistik dari Medan yang sangat sulit dan kondisi sumber daya manusia yang kurang memadai.

"M e m a n g pembangunan Nias relatif lambat daripada di Aceh, namun bukan berarti Nias tidak diperhatikan," katanya.

Kemarin, tepat 10 hari menjelang peringatan satu tahun bencana gempa dan tsunami, proyek pemulihan dan rekonstruksi jalan pantai barat yang menghubungkan Calang dan Meulaboh resmi dimulai.

Pembiayaan proyek tersebut diambil dari sebagian bantuan hibah pemerintah Jepang untuk rekonstruksi Aceh senilai 14,6 miliar yen (setara US\$146 juta).

Dalam siaran pers yang dikeluarkan di Jakarta, kemarin, Kedutaan Besar Jepang menyatakan pembangunan kembali jalan di kawasan pantai barat Aceh yang hancur itu diharapkan dapat mendukung kelancaran arus logistik bagi upaya rehabilitasi dan rekonstruksi daerah-daerah di sekitar proyek.

Selain itu pemulihan jalan itu diharapkan dapat mendorong normalisasi kehidupan penduduk setempat yang terpuruk akibat bencana yang menghancurkan dan merusak lebih dari 600 kilometer jalan dan 119 jembatan utama tersebut.

Dalam bencana itu, lebih dari 200 ribu orang dilaporkan tewas dan hilang, serta lebih dari 500 ribu orang lainnya kehilangan tempat tinggal. Dari sekitar 500 ribu orang yang selamat, 152 ribu orang berstatus pengungsi.

Saat ini sebanyak 67 ribu warga Aceh masih hidup di tenda-tenda darurat, 50 ribu di barak-barak, dan 300 ribu lainnya menumpang di rumah sanak saudara mereka.

"Jumlah mereka yang hidup di penampungan akan berkurang dengan dibangunnya 20 ribu unit rumah transisi yang ditargetkan selesai Maret 2006," tandas Kuntoro.

(Che/Ant/E-3)

1. メディア・インドネシア紙 2005年12月17日付 7面
2. 「アチェ復興には設計が必要」
3. アンタラ通信、署名記事 (che/E-3)
4. クントロ・アチェ・ニラス復旧復興庁長官は、アチェ州復興のための基準が定まって折らず、特に市街地域の復興設計が必要であると発言した。16日、チャランムラボ間を結ぶ西海岸道路の修復事業が正式に着工した。同道路修復事業は日本のアチェ支援1億4600万ドルの一部から資金提供された。日本大使館プレスリリースによれば、災害によって破壊した西海岸地域における復興需要に対する物流が確保されることが期待されるという。

17 DEC 2005

DANA HIBAH

Proyek Pemulihan Jalan Dimulai

JAKARTA (Media): Proyek pemulihan rekonstruksi jalan pantai barat, yang menghubungkan Calang dan Meulaboh, resmi dimulai kemarin.

Proyek ini dilaksanakan sepuluh hari menjelang peringatan setahun tsunami di Nanggroe Aceh Darussalam.

Adapun dana untuk pemulihan rekonstruksi jalan, sebagian besar berasal dari hibah pemerintah Jepang. Nilai hibah yang dikucurkan sebesar 14,6 miliar yen atau setara dengan US\$146 juta.

Acara peresmian pembukaan proyek dihadiri oleh Wakil Kedubes Jepang di Jakarta, Bupati Aceh Barat Nasruddin, Bupati Aceh Jaya Zulfian Ahmad, dan sejumlah pejabat Departemen Pekerjaan Umum.

Siaran pers dari Kedutaan Jepang di Jakarta menyatakan pembangunan kembali jalan di kawasan pantai barat yang hancur akibat terjangan tsunami akan dapat mendukung kelancaran arus logistik bagi usaha-usaha rehabilitasi dan rekonstruksi daerah-daerah di sekitar proyek.

Selain itu, pemulihan jalan itu pun diharapkan dapat membantu upaya normalisasi kehidupan penduduk setempat yang terpuruk akibat bencana. Gelombang tsunami telah menghancurkan dan merusak lebih dari 600 km jalan dan 119 jembatan utama itu.

Dalam bencana itu, lebih dari 200 ribu orang dilaporkan tewas dan hilang, serta lebih dari 500 ribu orang lainnya kehilangan tempat tinggal dalam bencana tersebut.

Dari sekitar 500 ribu orang yang selamat, 152 ribu orang



Nasruddin

berstatus pengungsi, sedangkan 312 ribu orang lainnya tidak lagi menganggap diri mereka sebagai pengungsi.

Akibat bencana ini, 800 km pantai Aceh, 75 ribu unit rumah di Aceh dan Nias, 122 fasilitas kesehatan, 64 ribu hektar lahan pertanian, dan 15 ribu hektare tambak garam mengalami kerusakan dan kehancuran.

Pascabencana itu, pemerintah Indonesia dan Gerakan Aceh Merdeka (GAM) yang terlibat dalam konflik bersenjata sejak 1970-an mencapai kesepakatan damai di Helsinki, Finlandia, 15 Agustus 2005.

Setelah setahun tsunami, sebanyak 67 ribu warga Aceh masih hidup di tenda-tenda, 50 ribu di barak-barak, dan 300 ribu lainnya menumpang di rumah sanak saudaranya.

Menurut Direktur Badan Rehabilitasi dan Rekonstruksi (BRR) Aceh-Nias, Kuntoro Mangkusubroto, pemerintah menargetkan membangun 20 ribu unit rumah sederhana, dan akan selesai pada Maret 2006.

(Ant/H-5)

1. メディア・インドネシア紙 2005年12月17日付 7面
2. 「道路復旧事業開始」
3. アンタラ通信、署名記事（H-5）
4. チャランームラボーン間を結ぶアチェ西海岸道路復旧事業が正式に着工した。同事業は、日本政府のアチェ支援1億4600万ドルの一部が資金提供される。西海岸道路普及事業着工式には、日本大使館関係者、ナスルディン西アチェ県知事、ズアルフィアン・アフマド・アチェ・ジャヤ県知事、公共事業省関係者が出席した。

17 DEC 2005

Jepang Bangun Jalan Calang Meulaboh

PELUNCURAN Projek Pemulihan Urgan bagi Rekonstruksi Jalan Pantai Barat yang menghubungkan Calang dan Meulaboh di Aceh digelar kemarin . Bantuan Hibah Jepang untuk Bencana Tsunami di Aceh sebesar 14,6 miliar Yen (sekitar US\$ 146 juta), dan sebagian dari jumlah bantuan tersebut dipergunakan untuk membiayai projek ini.

Peresmian projek ini digelar di Meulaboh, Nanggroe Aceh Darussalam, dihadiri Bupati Aceh Barat, H. Nasruddin, Bupati Aceh Jaya, Zulfian Ahmad, serta para pejabat dari Departemen Pekerjaan Umum dan dari Kedutaan Besar Jepang untuk RI. Dengan projek ini, akan dibangun jalan di pantai barat antara Calang dan Meulaboh, yang hancur akibat gempa bumi dan tsunami 26 Desember tahun lalu. Tujuannya, mendukung kelancaran arus logistik bagi usaha-usaha rehabilitasi dan rekonstruksi yang berlangsung di sekitar lahan projek. ■ MEL R4-2

1. ラクヤット・ムルデカ紙 2005年12月17日付 2面
2. 「日本、チャランムラボー道路支援」
3. ルスマディ記者
4. チャランムラボー間を結ぶアチェ西海岸道路復旧事業起工式が行われた。本事業は、日本政府によるアチェ支援146億円の一部が活用される。ムラボーで行われた起工式には、ナスルディン西アチェ県知事、ズルフィアン・アフマド・アチェ・ジャヤ県知事、日本大使館及び公共事業省関係者らが出席した。

アチエ西岸道再建に着工

日本の支援26億円で

昨年未発生したスマトラ沖地震・津波支援のための日本の無償資金協力(百四十六億円)を活用した主要なプロジェクト「アチエ西岸道再建工事(チャラン・ムラボ間)」が十六日開始された。

同日午前、アチエ州西アチエ県ムラボで、在インドネシア日本大使館の福渡隆・一等書記官、サスルデイン西アチエ県知事、ズルフィアン・アチエジャヤ県知事らが出席し、起工式が行われた。

再建される道路の総距離は百十二キロ、片側一車線

の対面通行。工期は七カ月間で来年六月末に完成予定。施工業者はアディ・カルヤ社で契約額は約二十六億五千万円。

アチエ西海岸沿いの道路は津波で甚大な被害を受け、チャラン・ムラボ間は非常に路面の状態が悪い。橋が損壊し、道路も途中で寸断されているほか、降雨によって深いところで約一米ートル冠水。四輪駆動車でしか通行できず、津波の発生前は約二時間だったのが、今は約六時間かかる。来年以降、復興事業が本格化するのに向け、同区間

の道路再建によって物資輸送を円滑化し、周辺住民の生活改善につながることを期待されている。

17/DEC

しんぶん新聞
第1面

道路緊急復旧事業

(1) 調達機材写真



道路緊急復旧事業

(2) 現在のプロジェクトサイトの状況



スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）

作成日：平成 17 年 12 月 20 日

担当公館名：在インドネシア日本大使館				
国名：インドネシア共和国				
案件名：放水路（護岸工事）等の緊急復旧事業				
実施機関：公共事業省				
案件の目的及び概要	<p>今回の津波により、アチェ市内の河川及び放水路の下流部護岸の各所で被害を受けた。破堤部からは海水が流れ込み、その周辺の居住地区は依然として浸水しており、住民は避難地区での生活を余儀なくされている。また、同地区の農地も被害を受けており、海水が長期にわたり浸水すると、農地復旧も塩水被害により困難なものとなる。これらの破堤個所の補修は緊急の課題であるが、被災個所全域の補修には、かなりの時間を要するものと考えられる。</p> <p>このため、特に緊急度が高く、護岸決壊による被害が大きい Krueng Aceh 川、Krueng Neng 川、Krueng Doy 川及び Krueng Daroy 川を選定し、これらの河川の改修工事および資機材調達を行う。具体的な実施内容は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放水路等護岸の応急復旧工事 河道内堆積物除去工事 機材調達（ジャ籠・土嚢・掘削機・ホイローダ・フルトザ・給水車・多目的車・ダンプトラック・移動式排水ポンプ・ドリル機） 			
案件の進捗状況	<p>現在の契約済み金額は約 7.7 億円である。</p> <p>本案件の機材調達は一部（移動式ポンプ車等）を除き、2005 年 8 月までに完了し、現地に搬入されている。なお、調達機材の内、重機、給水車等は未登録で、十分に活用できない状態にある。</p> <p>復旧工事のコンサルタントの調達は 2005 年 10 月、小規模工事施工（護岸復旧関連工事）は 2005 年 11 月に調達されている。大規模工事（放水路等堤防護岸の応急復旧工事）の施工業者（4 者）は 12 月初旬に調達されている。</p> <p>インドネシア政府は、河川の放水路、護岸復旧工事は、2005 年 7 月開始、2006 年 6 月完工を目指していたが、着手の遅れ（約 5 ヶ月）に伴い、復旧工事の完工予定は 2006 年 11 月に変更された。その結果、復旧工事の遅れにより影響を受ける、放水路・河川沿いの地域の復旧・街の再開発等の工事のスケジュールの見直しが必要と公共事業省は考えている。</p> <p>住民レベルでは、プロジェクトの進捗について、Very fast(0), Fast(2/14), Normal(9/14), Slow(3/14), Very slow(0)と、今のところ、大半の住民はプロジェクトの進捗（遅れ）に関して大きな不満は持っていない。これは、被災地域が復旧しておらず、未だ住民が現地に戻っていない事によるものと推察される。</p>			
	契約名	契約日	契約先	納品日 (契約納期)
	建機(DK・エクスカ 8 台&SP)	2005/6/27	PT.DAYA KOBELCO	2005/7/27
	ホイローダ(4 台 & SP、7/22 までに 2 台 & SP、8/21 までに 2 台 & SP)	2005/6/22	ITOCHU	(2005/7/22) (2005/8/21)
	ダンプトラック(10 台 & SP、7/27 までに 2 台、8/26 までに 8 台 & SP)	2005/6/27	PT. ITOCHU Indonesia	2005/7/27 2005/8/26
	フルトザ (LOW EXHOUST)	2005/7/5	Sojitz Corporation	(2005/8/4)
	フルトザ(湿地) 2 台	2005/6/27	PT.UNITED TRACTORS Tbk	2005/7/26

	給水車 2台 & SP	2005/6/27	PT. Pundi Kencana Mas	¥5,105,104	2005/7/22
	資材 (蛇籠 15,200 units)	2005/7/20	PT. Bevananda Mustika	¥55,905,600	2005/8/3
	資材 (土嚢袋 200,000 sheets)	2005/7/22	PT. WIJAYA KARYA INTRADE	¥4,664,000	2005/8/18
	車輛(ディーゼル車 10台)	2005/8/15	PT. Marubeni Indonesia	¥19,500,000	2005/9/8
	小規模工事	2005/11/1	PT. Bina Pratama Persada	¥32,388,863	(2006/4/1)
	護岸工事全般のコンサルタント選定 (施工監理)	2005/10/31	PT. Tri Tunggal Pratyakasa	¥30,962,251	(2006/12/1)
	大規模工事の施工業者(1)	2005/12/12	PT. Adhi Karya (Persero) Tbk	¥159,043,409	(2006/12/7)
	大規模工事の施工業者(2)	2005/12/8	PT. Waskita Karya (Persero)	¥130,340,998	(2006/11/3)
	大規模工事の施工業者(3)	2005/12/8	PT. Istaka Karya (Persero)	¥26,171,608	(2006/6/6)
	大規模工事の施工業者(4)	2005/12/8	PT. Istaka Karya (Persero)	¥36,823,300	(2006/8/5)
2 . 案件の妥当性	<p>スマトラ大地震・津波により河川の放水路の堤防・河川護岸が被災し、広範囲の地域が浸水・湿地化により、多数の住民が住居及び生活の糧を失うという被害を受けた。このエリアの復旧にむけた最初に取りべき対策として、堤防、護岸の復旧があり、この地域の緊急の課題である。また、本案件に係る全ての関係者は、日本政府による本案件への支援は非常に重要であると認識しており早急に復旧工事の完成を期待している。</p> <p>従って、本案件を緊急支援の一環として取り上げたことは妥当である。</p> <p>なお、本案件は、アチェ復興計画の中のインフラ再建に含まれているものである。</p> <p>住民のニーズとプロジェクトの整合性について、住民レベルでは、Excellent(5/14), Good(4/14), Fair(3/14), Poor(1/14), Very poor (1/14)と、高い評価を得ている。</p>				
3 . 施設/機材の活用度	<p>本案件の施設・機材はまだ活用できる段階にないが、本案件の着手・完成により施設の効果及び機材活用度は高いと考えられる。また、導入機材は、汎用機であり、その他の復旧・復興工事の現場で活用でき、その活用度合いはさらに高まるものと見込まれる。</p>				
4 . 案件終了後に期待される効果	<p>本案件の完成により以下の効果が期待される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 市内浸水被害の軽減を図る。 2 . 住民が避難した跡地 (宅地・農地) の復旧活動を促進する。 3 . 住民の生活環境の回復を促進する。 <p>本案件完了後の効果を計る指標としては、以下が考えられる。</p> <p><u>効果指標</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 復旧面積 (農地・宅地・公共用地等) • 浸水被害回数、面積 (年間・月別) の低減度合い等 <p>住民レベルのプロジェクトへの期待は高い： プロジェクトの実施による緊急目的に対する効果： Excellent(8/14), Good(3/14), Fair(0), Poor(3/14), Very poor(0/14) プロジェクト実施により安定した生活の確保： Sure(6/14), Maybe(3/14), Not sure(3/14), No change(2/14)</p>				
5 . 他ドナーによる支援との関係 (重複の有無等)	<p>実施段階で、公共事業省内で十分調整されており、他ドナーとの重複はない。</p>				

<p>6．広報効果（ビジビリティー）</p>	<p>本案件はまだ復旧工事が開始されていないが、広域の湿地化による失われた居住地及び農地の復旧を図るものであり、大勢の受益者が想定されており、その広報効果は高い。実施段階になれば、日本の建設機械が活用されるので広報効果は更に高まるもの判断する。</p> <p>広報活動としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の事業への参加（労働者として）により、本事業を住民に周知する。 ● サインボードの設置や実施機関による、復旧工事の進捗について広報を進める。 ● 日本援助機材である事のロゴの明示を徹底する。 <p>住民レベルでは、日本の支援プロジェクトであることを知っているかとの設問に対して：</p> <ul style="list-style-type: none"> - Yes I know well: (1/13) - Yes I know, but not so much: (12/13) - No, I don't know at all: (0/13) <p>現段階では、プロジェクトは開始されたばかりではあるが、建設機械に付けられた日本の国旗やロゴによって日本の支援であることを知るようである。</p>
<p>7．被援助国等による評価</p>	<p>本案件は政府機関、住民にとって緊急かつ重要な援助であると受け止めており、中央政府、州政府、地域住民およびメディアは本案件に対して高い評価をしている。</p> <p>住民レベルでも、Excellent(9/14), Good(2/14), Fair(3/14), Poor(0/14), Very poor(0/14) と高い評価をしている。</p>

事業内容に係わる提言・教訓

- 本件は、緊急部分のみ補修に留まっているが、将来の都市開発計画を含めた、中長期洪水・内水対策計画の策定・実施により本来の効果が発揮できるものである。
- 将来計画の策定が今後の課題となる。

実施方法に係わる提言・教訓

- 津波災害から 1 年になるが、放水路堤防・河川護岸復旧工事が進んでないが、緊急援助実施では、「遅延の無い実施」は重要な課題である
- 案件の計画・実施のスピードアップを図るには、工事進捗に伴い河川沿いの地元住民との調整が増加するので、各機関のより密接な連携が必要になる。
- 工事実施に住民の雇用機会の増加を図るべきである。雇用機会がなく収入の機会のない住民にとっては、工事に参加し収入を得ることにより、始めて経済的自立が可能になる。

体制・組織に関する提言・教訓

- 実施体制を改善する。本件のような、建設工事では、竣工までに計画・設計・調達・施工のプロセスが求められ、通常の手順では物理的に時間がかかる。そのため、本案件に限らず、概して遅れる傾向がある。本案件では、案件形成（計画・設計）・入札図書準備および施工業者の調達までに長い期間を要しており、インドネシア側の主体性を期待しすぎた結果と考えられる。インドネシア国には緊急時に大臣による直接指名による調達の方法もあるようだが、緊急性の高い建設案件をスムーズに進めるには、案件形成（計画・設計）・入札図書準備については現在のシステムの改善が必要と思われる。
- 緊急時の建設工事の実施方法について以下の改善が必要と考える。

緊急時には、実施機関が強いリーダーシップが取れるような組織であることが重要。

緊急部（建設工事）については、新しい援助方法を提案し実施する。建設工事の場合は、通常の資機材調達とは異なり、入札図書の整備には、案件形成業務として調査・計画・設計、技術仕様書の作成が必要である。緊急工事では、そのプロセスの時間的な短縮が求められるが、ノンプロ無償のスキームの中では、この建設工事にかかる案件形成業務の機能が含まれていないため、本案件はその入札図書の準備と入札業務に多大な時間を要している。このような建設工事を含む緊急案件の実施には、案件形成業務が出来る資金を用意できる新しいスキームが必要である。

外務省コメント

今回のノンプロ無償は、物品の調達のみならず、施設の修復工事も対象としており、案件形成に関する諸業務も実際に行われている。その実施をどのように迅速に行うかについては、今後の災害復興支援に際して工夫する必要があるものの、現在の枠組みにおいて、案件形成を行うための資金が全くないという指摘は正確ではない。

案件形成を別途実施することにより、整合性の取れた工事のための技術仕様書、入札書類の整備が可能になる。入札については、工事の内容により Turn-Key や Design-Build 等の入札方式の導入の検討も可能になる。

外務省コメント

Design-Build はノンプロ無償の現在のスキームでも実施可能である。

	<p>新しいスキームを効果的に進めるためには、日本国政府が主体性を持って進めることが必要である。</p> <p>今回のような大規模な災害復旧工事の案件形成には、豊富な経験が求められている。わが国は各種自然災害に対処しており、災害復旧工事については豊富な経験を有している。経験豊富な日本国政府が主体性を持って案件形成・入札書等の準備を進めることにより、初めて効果的・効率的な支援が可能になると考えられる。</p> <p>外務省コメント</p> <p>「日本国政府が主体性を持って」という指摘は日本のODA政策の重要な要素を誤解していると考えられる。すなわち、日本のODAは相手国の自助努力を促すことに大きな力点が置かれており、案件形成、実施に関する諸点を全て日本側で行うことは、支援実施後の相手国の自立的な発展（施設、機材の維持管理を含む）を損なうことになる。日本側としては支援が有意義なものとなり、効果を十分発揮するために必要なあらゆる助言、協力を行うが、このことは援助に際し、日本国政府が中心となることを意味しない。日本のODAにおいて、実施主体はあくまでも被援助国であり、その観点からも「日本国政府が主体性を持って案件形成・入札書等の準備を進める」という方向性は適当ではない。</p>
9 . その他	

放水路（護岸工事等）の緊急復旧事業

(1) 調達機材



放水路（護岸工事等）の緊急復旧事業

(2) プロジェクトサイト



スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）

作成日：平成 17 年 12 月 20 日

担当公館名：在インドネシア日本大使館				
国名：インドネシア共和国				
案件名：水道・衛生施設復旧事業				
実施機関：公共事業省				
案件の目的及び概要	<p>今次地震及び津波により、バンダ・アチェ市、その周辺部のアチェ・ブサール県及び 2 度にわたる地震被害を受けたニアス島における水道施設が破壊されると共に、尿尿運搬車も被害を受け衛生環境が悪化している。また、地震及び津波による瓦礫や泥が未だ放置されており、住環境悪化が下痢、悪臭、感染症の恐れなど被災民の生活を脅かしている。</p> <p>このため、バンダ・アチェ市、アチェ・ブサール県及びニアス島における水道設備の改修、瓦礫・泥除去を行うとともに、給水車や尿尿収集車を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第一弾 給水車、ダンプ・トラック、掘削機、ブルドーザーの機材調達。 ● 第二弾 多目的トラック、バキュームカー、アームロール・トラック及び消防車の機材調達 ● 第三弾 バンダ・アチェ市、アチェ・ブサール県及びニアス島における水道設備の改修 			
1. 案件の進捗状況	<p>現在の契約済み金額は約 6.3 億円である。</p> <p>第一弾及び第二弾の資機材調達は 2005 年 10 月までに完了している。既に調達済の機材（給水車、ダンプトラック、重機等）の一部は現地に搬入されているが、現地に搬入された車両・重機等は未登録の状態であり十分に活用されていないのが現状である。第三弾の水道設備の改修については、インドネシア政府の当初目指していた見込みより約 3 ヶ月遅れ、2005 年 11 月に工事管理コンサルタントの調達が完了し、施工業者は 2005 年 12 月末に調達の予定であり、本案件の完了は 2006 年 12 月の予定である。</p> <p>なお、本案件の進捗状況については中央政府の担当者は把握しているものの州政府には情報伝達が不足している。</p> <p>住民レベルでは、プロジェクトの進捗について、Very fast(3/18), Fast(9/18), Normal(4/18), slow(2/18), Very slow(0/18)と、大半の住民はプロジェクトの進捗は比較的早いと感じている。</p>			
	契約名	契約日	契約先	納品日 (契約納期)
	建機クォータータンクトラック 6 台 & SP	2005/6/27	PT. Pundi Kenchama Mas	2005/7/22
	建機タンクトラック前期 1 台	2005/6/27 →2005/7/11 (revised)	PT. Itochu Indonesia	2005/7/27
	建機タンクトラック後期 5 台 & SP6 台分			2005/8/26
	建機タンクトラック ニアス向 1 台			2005/8/15
	建機タンクトラック ニアス向 SP1 台			2005/8/26
	建機(DK)イクスカハーター 3 台 & SP	2005/6/27 →2005/7/4 (revised)	PT. Daya Kobelco	2005/7/26
	建機(DK)イクスカハーター ニアス向け 1 台 & SP	2005/7/4(revised)		2005/8/1
	建機(SJ)フルドーザー 3 台 & SP	2005/7/5	Sojitz	(2005/8/4)
	ブルドーザー 1 台 ニアス島移送	2005/9/1 →10/25(revised)	PT. QUARTA AIRINDO SAKTI	IDR 72,630,000
	車両多目的トラック 5 台 (バンダアチェ)	2005/10/27	PT. Itochu Indonesia	¥8,959,150 (2005/12/26)
	車両 多目的トラック 2 台 (ニアス島)	2005/10/27		¥3,596,660 (2005/12/26)

	車両 バキュームトラック3台	2005/10/26	PT. Sandebaja Perkasa	¥7,185,750	(2005/12/25)
	車両 アームロールトラック5台(バンダアチェ)	2005/10/26	CV. New Sentosa	¥15,448,369	(2005/12/25)
	車両 アームロールトラック2台(ニマス島)	2005/10/26		¥6,114,130	(2005/12/25)
	車両 消防車(4000L)3台	2005/10/26	PT. Pundi Kenchama Mas	¥35,487,720	(2005/1/24)
	車両 消防車(5000L)2台	2005/10/26	PT. Hidup Indah Abadi	¥16,086,956	2005/12/5
	パイプの施設工事の施工管理を行うコンサル選定	2005/11/29	PT. Arkonin Engineering Manggala Pratama	¥35,231,088	(2006/12/1)
2. 案件の妥当性	<p>アチェ復興計画の中で、給水設備は地域の基幹施設と位置づけている。本案件はバンダアチェ市、アチェブサル県およびニマス島における水道設備の改修、瓦礫・泥除去を行うとともに給水車や尿尿収集車を支援するもので、住民のニーズも高く、水道施設の復旧は緊急課題である。</p> <p>本案件は現地の状況を考慮したもので復興ニーズと整合している。したがって緊急支援の一環として本案件を取り上げたことは極めて重要である。</p> <p>住民レベルでは、プロジェクトの住民のニーズとの整合性について、Excellent(7/16), Good(6/16), Fair(2/16), Poor(1/16), Very poor(0/16)と、高い評価をしている。</p>				
3. 施設/機材の活用度	<p>資機材は登録手続きの遅れにより、まだ活用されてない。しかし、本案件の水道設備の改修工事が着手されると全ての機材が工事に必要不可欠なものなので、登録手続きが済めば、デイリーに活用されると判断される。津波被害の規模が大きく、作業は多いので、現地状況から活用度は高いと考えられる。</p> <p>住民レベルの当プロジェクトに対する期待は、Yes (17/17), No (0/17) と極めて高い。</p>				
4. 案件終了後に期待される効果	<p>本案件完了後期待される効果は以下の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 支援地域における上水道施設を復旧する。 2. 給水サービスを回復する。 3. 支援地域の瓦礫・泥等の堆積物の撤去し、住環境を回復する。 4. 尿尿回収等衛生面の改善により衛生環境の回復をはかる。 <p>公共事業省および州政府は、具体的な成果の評価指標は定めていない。</p> <p>案件完了後の効果を計る評価指標として、以下が考えられる。</p> <p><u>効果指標</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 供給した水道管の敷設率 ● 給水エリア、給水人口 ● 尿尿改修車の稼働率・稼働エリア等 <p>住民レベルのプロジェクトへの期待は高い： プロジェクト実施により下痢、伝染病等の減少： Sure(6/18), Maybe(9/18), Not sure(1/18), No change(2/18) 安全・安心できる生活： Sure(4/17), Maybe(11/17), Not sure(1/17), No change(1/17) 災害に対する対策の効果： Sure(13/15), Maybe(1/15), Not sure(1/15), No change(0/15)</p>				

8 . 提言・教訓等

事業内容に係わる提言・教訓

- 本件のような、広域に渡る社会資本の整備は、他ドナーとの調整が望ましく、そのためには、情報を公開し広く周知させることが重要である。

実施方法に係わる提言・教訓

- 津波災害から1年になるが、水道施設復旧工事が進んでないが、緊急援助実施では、「遅延の無い実施」は重要な課題である。
- 案件の計画・実施のスピードアップを図るには、工事進捗に伴い既設管との接続等、地元住民との調整が増加するので、各機関のより密接な連携が必要になる。
- 工事実施に住民の雇用機会の増加を図るべきである。雇用機会がなく収入の機会のない住民にとっては、工事に参加し収入を得ることにより、始めて経済的自立が可能になる。

体制・組織に関する提言・教訓

- 実施体制を改善する。本件のような、建設工事では、竣工までに計画・設計・調達・施工のプロセスが求められ、通常の手順では物理的に時間がかかる。そのため、本案件に限らず、概して遅れる傾向がある。本案件では、案件形成（計画・設計）・入札図書準備および施工業者の調達までに長い期間を要しており、インドネシア側の主体性を期待しすぎた結果と考えられる。インドネシア国には緊急時に大臣による直接指名による調達の方法もあるようだが、緊急性の高い建設案件をスムーズに進めるには、案件形成（計画・設計）・入札図書準備については現在のシステムの改善が必要と思われる。
- 緊急時の建設工事の実施方法について以下の改善が必要と考える。

緊急時には、実施機関が強いリーダーシップが取れるような組織であることが重要。

緊急部（建設工事）については、新しい援助方法を提案し実施する。

建設工事の場合は、通常の資機材調達とは異なり、入札図書の整備には、案件形成業務として調査・計画・設計、技術仕様書の作成が必要である。緊急工事では、そのプロセスの時間的な短縮が求められるが、ノンプロ無償のスキームの中では、この建設工事にかかる案件形成業務の機能が含まれていないため、本案件はその入札図書の準備と入札業務に多大な時間を要している。このような建設工事を含む緊急案件の実施には、案件形成業務が出来る資金を用意できる新しいスキームが必要である。

外務省コメント

今回のノンプロ無償は、物品の調達のみならず、施設の修復工事も対象としており、案件形成に関する諸業務も実際に行われている。その実施をどのように迅速に行うかについては、今後の災害復興支援に際して工夫する必要はあるものの、現在の枠組みにおいて、案件形成を行うための資金が全くないという指摘は正確ではない。

案件形成を別途実施することにより、整合性の取れた工事のための技術仕様書、入札書類の整備が可能になる。入札については、工事の内容により Turn-Key や Design-Build 等の入札方式の導入の検討も可能になる。

外務省コメント

Design-Build はノンプロ無償の現在のスキームでも実施可能である。

	<p>新しいスキームを効果的に進めるためには、日本国政府が主体性を持って進めることが必要である。</p> <p>今回のような大規模な災害復旧工事の案件形成には、豊富な経験が求められている。わが国は各種自然災害に対処しており、災害復旧工事については豊富な経験を有している。経験豊富な日本国政府が主体性を持って案件形成・入札書等の準備を進めることにより、初めて効果的・効率的な支援が可能になると考えられる。</p> <p>外務省コメント</p> <p>「日本国政府が主体性を持って」という指摘は日本のODA政策の重要な要素を誤解していると考えられる。すなわち、日本のODAは相手国の自助努力を促すことに大きな力点が置かれており、案件形成、実施に関する諸点を全て日本側で行うことは、支援実施後の相手国の自立的な発展（施設、機材の維持管理を含む）を損なうことになる。日本側としては支援が有意義なものとなり、効果を十分発揮するために必要なあらゆる助言、協力を行うが、このことは援助に際し、日本国政府が中心となることを意味しない。日本のODAにおいて、実施主体はあくまでも被援助国であり、その観点からも「日本国政府が主体性を持って案件形成・入札書等の準備を進める」という方向性は適当ではない。</p>
9 その他	

<p>5．他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）</p>	<p>他のドナーの支援との重複はない。</p> <p>本案件は、他ドナーの支援との重複がないように、計画策定段階で BAPPENAS、公共事業省、アチェ州政府間で調整されている。なお、ニアス島の水道復旧工事については5グループ（GTZ, France, Holland, North Sumatra, JICS）が連携して進めている。</p> <p>但し、上記公的機関の他、赤十字や UNICEF が先行して給水に関する援助を開始しており、これらのドナーとの調整も求められる。</p>
<p>6．広報効果（ビジビリティー）</p>	<p>本案件はまだ工事が開始されていないこともあり、広報効果はまだ高くない。しかし、政府機関、住民は、本案件を緊急かつ重要な援助として受けとめており、アチェ市街での工事であるので実施段階になれば、日本の建設機械が活用され、広報効果は高まると思われる。</p> <p>広報活動としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本援助機材であることのロゴを明示する。 ● 地域住民の事業への参加(労働者として)により、本事業を住民に周知する。 ● サインボードの設置や実施機関による、復旧工事の進捗についての広報を進める。 <p>住民レベルでは、日本の支援プロジェクトであること知っているかとの設問に対して：</p> <ul style="list-style-type: none"> - Yes I know well: (5/18) - Yes I know, but not so much: (9/18) - No, I don't know at all: (4/18) <p>現段階においてもある程度の住民は日本の支援プロジェクトであることを知っているが、大半は建設機械などに添付されている日本の国旗やロゴなどで情報を得るようである。</p>
<p>7．被援助国等による評価</p>	<p>政府機関、住民は、本案件を、緊急かつ重要な援助として受け止めており、政府、国民、住民、メディアは高い評価を与えている。したがって、州政府および住民は、本案件の早期実施とその進捗に関する積極的な情報公開をもとめている。</p> <p>住民レベルでは、Excellent(9/14), Good(4/14), Fair(0), Poor(1/14), Very poor(0/14) と高い評価を得ている。</p>

水道・衛生施設復旧事業

調達機材写真



スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価表）

作成日：平成 17 年 12 月 19 日

担当公館名：在インドネシア日本大使館	
国名:インドネシア共和国	
案件名: 孤児院再建事業	
実施機関: 社会省	
案件の目的及び概要	<p>スマトラ沖地震・インド洋津波被害がアチェ地域に与えた影響は甚大であり、2005 年 2 月によると、11,000 人以上もの子供が難民となった。バンダ・アチェ市内では、7000 人以上もの子供が難民となっている。800 人の子供が明らかに孤児となっており、親、親戚が行方不明で孤児の可能性が高い子供は 2400 人にも上る。同時に、地震及び津波によって、地域の孤児院施設も被災しており、難民や孤児となった子供たちを受け入れる十分な施設が無くなっており、多くの子供が住む家もなくストリートチルドレンとなっている。またいくつかの孤児院は完全に破壊された。このため、日本国政府は、緊急に改修が必要とされている 4ヶ所の政府直営孤児院と 4ヶ所の民間孤児院に対し以下の支援を実施することとした：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 食堂の家具及び機材の調達 ● 寮用の家具及び機材の調達 ● 事務所要家具及び機材の調達 ● 教室用家具及び機材の調達 ● 講堂用家具及び機材の調達 ● 2つの政府管轄孤児院、1つの NGO 管轄孤児院に対する調査、コンサル及び監督業務 ● 残り 3つの孤児院に対する設計と監督業務 ● 2つの政府管轄孤児院、1つの NGO 管轄孤児院に対する改修作業 ● 残り 3つの孤児院に対する改修作業
1. 案件の進捗状況	<p>本案件は実施機関の社会省が入札手続に慣れていないこともあり全般的に仕様書の詰め等に時間を要したため、インドネシア政府の当初見込みより数ヶ月程度遅れている。優先度の高い 2ヶ所の政府運営孤児院及び 1ヶ所の NGO 運営孤児院の改修作業については 2005 年 12 月下旬に契約締結、残り 3 孤児院の改修作業については 2006 年 5 月に契約締結の予定となっている。優先度の高い 3ヶ所の孤児院については、JICA 緊急開発調査のコンサルタントの協力で入札図書が作成されたが、契約締結と同時に 2005 年 12 月下旬に工事が開始され、完工は 2006 年 8 月の予定。機材については、12 月下旬に契約締結で施設の完工と同時に納入されることとなっている。</p> <p>なお、案件の進捗状況は中央政府の担当者は把握しているもののアチェ州社会局の方はほとんど把握しておらず中央から地方へ十分な情報が伝わっていない。</p>

2. 案件の妥当性	<p>中央政府のアチェ復興計画マスタープランにも述べられているように、最も深刻な被害を被った子供たちの生活保護、教育及びそれらをサポートする施設の向上は緊急かつ最優先とされる計画のひとつである。とりわけ、親のいない社会的弱者である孤児達の生活を保護し、彼らに必要な教育や食事、衣服等の福祉サービスを提供することはバンダ・アチェ市にとって、緊急に取り組むべき課題である。</p> <p>また、本案件にかかる全ての関係者は、日本国政府の支援は非常に重要であると認識しており、早急な実現を期待している。孤児院がないと、大量の孤児がホームレスにならざるをえなく、地域社会発展の妨げとなり、重大な社会的問題ともなる。</p> <p>したがって、緊急支援の一環として本案件を取り上げたことは、極めて妥当である。</p>
3. 施設・機材の活用度	<p>施設・機材は未だ活用できる段階ではないが、プロジェクト完成後本案件で支援される施設、機材の活用度は非常に高いと考えられる。</p> <p>食堂、講堂、教室、寮及び事務室に対する家具の調達は、孤児院における日常の活動に必要な不可欠である。食堂の家具調達は、子供たちに適切な食物と栄養を与える空間となる。ベッドなどの寮用の家具調達は、適切な睡眠を与える場所となり、子供たちの健康向上にも繋がる。また、事務室の家具は、孤児院活動に必要な事務や管理に役立つ。講堂や教室への支援品目は、学習・教育活動の円滑化につながる。</p> <p>なお、本案件の中央政府及び地方政府の担当者は、津波のために従来のように地域住民からの支援が得られないために、日本政府に対して施設の運営費についても支援してほしいという要望を調査団に対して表明した。</p>
4. 案件完了後に期待される効果	<p>案件完了後には以下の主な効果が期待できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．施設が改修され、必要な機材が入ることで孤児受け入れ数が増え、ホームレスの孤児の数が減る。 2．教育を受けられる孤児の数が増える。 3．孤児の栄養及び生活の質がよくなり、健康状態が向上する。 4．孤児の精神的な不安感が軽減される。 5．孤児の生活環境が向上に伴い、勉学意欲が向上する。
5. 他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）	<p>他のドナーとの支援の重複は無い。</p> <p>インドネシア政府及び社会省中央・地方政府重要関係者は、すでに、プロジェクト資金の重複が無いように、コミット済みである。バンダ・アチェの他の7ヶ所の孤児院については、スイス政府の資金援助が決定している。</p>
6. 広報効果（ビジビリティー）	<p>本案件は、いまだ改修工事が始まっていないこともあり、広報効果（ビジビリティー）は、それほど大きくない。案件現場では日本政府の看板（サインボード）がみられるが、一方で、案件の進捗状況について地方政府に対して十分な情報が伝わっていない。日本国政府は、各現場でメディアでの広報を進めたり、或いは進捗状況を示した大きなバナーを設ける等の積極的な広報活動を行うことが望ましい。</p>

7. 被援助国等による評価	<p>本案件は、全関係者にとって非常に緊急且つ重要な援助であると受けとめられている。インドネシア政府は、津波被害の社会的な混乱の中で増えつつあるホームレスの子供たちと孤児を受け入れる空間を創出するのに重要な「戦略的」な案件であると見ている。したがって、中央・地方政府関係者及び孤児院現場の地域社会の関係者は、日本国政府に対し、案件の加速化とより積極的な情報提供を強く求めている。案件の緊急性にも関わらず迅速的な対応に欠けるとフラストレーションが醸成されつつある。孤児院の院長は遅延の理由について強く尋ねており、社会省は省の低予算にもかかわらず、コストをかけ土地を購入したが案件の進捗状況が遅いことに苛立ちを感じている。</p> <p>いくつかの孤児院に住む何人かの子供たちの話によると、彼らは生活全般に大きな不安を覚えており、早急に適切な住環境の中で教育が受けられるように願っている。したがって、本件も他の教育機関と同様に（マドラサ、プサントレンと公立学校）、次の学校年次にあわせて、施工の加速を進めるべきである（2006年6月前）。孤児達は、案件が遅くとも2006年6月前には完了するものだと、同様の期待をしている。</p> <p>外務省コメント</p> <p>案件の進捗が遅れた原因の一つに、多数の孤児院が被災した上、どの施設を支援・修復するかにつきインドネシア側においても調整、特定に時間を要したことが挙げられる。また、多くのドナーやNGOが支援を行ったため、修復対象の特定に時間を要した面もある。</p> <p>支援の進捗状況を被災民に適切なタイミングで伝達するようにするためには、一義的にはインドネシア政府内の情報共有の枠組み、実践を改善するように働きかけることとなる。その一方で、この提言はドナーとしての日本がどのように被災民に対して支援の現状や課題を説明するかにつき重要な指摘をしていると考える。今後の災害復興支援に際して検討する必要がある。</p>
8. 提言・教育等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 案件の遅延は、孤児の受け入れを遅らせ、災害後の子供たちの劣悪な生活環境の中で、精神的外傷（トラウマ）が癒えず、勉学意欲を減退させることにもなるため、建設工事期間をできる限り短縮することが必要である。 2. 案件進捗にかかる情報の提供を地方政府に対して定期的に行う必要がある。 3. 災害や燃料値上げなどの生活費の上昇などにより、地域社会からの孤児院運営支援が難しくなっている為、運営費について何らかの支援が検討されるべきである。
9. その他	<p>精神的に弱い立場である子供のニーズの観点からも、トラウマ・カウンセリングにおける支援も必要である。孤児院入院のみでは、トラウマ障害の解決とはならない。トラウマ障害の原因としては、津波と大地震のほかに、GAM時代に受けた精神的障害、ホームレスの時期に受けた略奪、事故、性的暴力等、2002年の大洪水などもあり、総括的なカウンセリング技術協力（カウンセラーの訓練等）を検討する必要がある。</p>

孤児院の再建事業



MUHAMMADIYAH ORPHANAGE_01



MJUHAMMADIYAH ORPHANAGE_02



NIRMALA ORPHANAGE_01



NIRMALA ORPHANAGE_02



FUTURE SITE FOR ANEUK NAGGROE ORPHANAGE



FUTURE SITE FOR AL WASLIYAH ORPHANAGE

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）

作成日：平成 17 年 12 月 20 日

担当公館名：在インドネシア日本大使館					
国名：インドネシア共和国					
案件名：漁業支援事業					
実施機関：海洋水産省					
案件の目的及び概要	<p>スマトラ沖地震・インド洋津波災害がバンダ・アチェ市及びその周辺地域の漁民に与えた影響は甚大である。現在、当該地域では被災を免れた漁船を利用してほそぼそと漁業が行われているのが現状で、アチェ州の漁獲量も激減している。さらに、アチェ・ブサル県では、養殖施設が壊滅的な被害を受け、養殖池や研究所等をはじめとした各種施設が全く機能していない状況となっている。</p> <p>このため当該地域における漁業活動の機能を回復するために必要とされる施設改修・再建および関連機材を調達する。</p> <p>具体的には：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 養殖用機材（ラボ機材、車両等）及び養殖施設の改修・再建 ● 漁業活動回復のために必要な資機材の調達及びワークショップなどの建設 				
1. 案件の進捗状況	<p>現在の契約済み金額は約 0.3 億円である。</p> <p>養殖用機材（車両等）及び養殖局向けワークショップなどの建設工事施工管理コンサルタント調達は 2005 年 10 月に完了している。養殖施設の改修・再建工事業者の調達は準備段階にある。養殖施設ワークショップの建設工事はインドネシア政府の当初見込みでは 2005 年 11 月にワークショップ着手、2006 年 2 月完工予定、養殖施設の改修工事は 2005 年 12 月に工事開始、2006 年 6 月完成予定としていたが、まだ未調達の状態で遅れている。</p> <p>漁獲総局向け機材等については、ランプロ魚市場のワークショップ建設業者は 12 月、アイスプラント機材（施設込み）の調達は 2006 年 1 月、その他の箇所におけるアイスプラント施設及びワークショップの建設、ワークショップ機材の調達は 2006 年 1 月に予定されている。</p> <p>本案件は案件形成および入札図書の準備にかなりの期間を費やしており、緊急案件であるが、その進捗は大幅に遅れていると言える。</p> <p>プロジェクトの進捗について、住民レベルの意見は、Very fast(0/9), Fast(0/9), Normal(4/9), Slow(0/9), Very slow(5/9)と、「普通」と「非常に遅い」の評価に分かれている。ヒアリング回答者 9 人のうち、8 人は漁業関係者であり、「非常に遅い」評価は、事業の早急な対応を望んでいる現われと考えられる。</p>				
	契約名	契約日	契約先	契約金額	納品日 (契約納期)
	養殖局向けワークショップなどの建設工事コンサル(設計・施工監理)	2005/10/25	PT.Trans Intra Asia	¥14,782,000	
	養殖向け車両ミニバス 1 台	2005/10/21	PT. Itochu Indonesia	¥1,716,140	(2005/12/20)
	養殖向け車両ピックアップ 1 台	2005/10/14	PT. Equipindo Perkasa	¥2,636,750	(2005/12/13)
	養殖向けエクスカベータ 1 台	2005/10/14	PT. DAYA KOBELCO	¥10,000,000	(2005/12/28)

2．案件の妥当性	<p>漁業および養殖漁業（海老・魚）はアチェ州の主産業であったが、スマトラ沖地震・津波により甚大な被害を受けた。このため、漁業・養殖漁業施設の復旧は、アチェ復興計画の中では主要な再生産セクターと位置づけられている。したがって、緊急支援の一環として本案件を取り上げたことは、極めて妥当である。</p> <p>また、本案件にある、漁業支援・養殖施設ワークショップ施設の建設には、養殖施設にエビ、魚の卵・幼魚の供給を早急に再開する目的があり、当地域の漁業並びに地域経済の回復、復興の為には緊急かつ重要な課題であり、その緊急性は極めて高い。</p>
3．施設/機材の活用度	<p>本案件の施設はまだ未着手であり、機材の調達も部分的なので、本案件の施設・機材は未だ活用できる段階ではない。しかし本案件完成後は支援される養殖施設および関連機材、漁業資機材は施設、機材の活用度は高いと考えられる。</p> <p>住民レベルの当プロジェクトに対する期待は、Yes (9/10), No (1/10) と極めて高い。</p>
4．案件終了後に期待される効果	<p>本案件の完了後に期待される効果は以下の通りである。</p> <p>バンダ・アチェ市及び周辺地域の漁業の回復 漁民生活の回復・改善 地域経済の回復・復興</p> <p>本案件完了後の効果を計る指標としては、以下が考えられる。</p> <p><u>効果指標</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 漁獲高の推移 • 養殖施設の生産高 • 漁民の収入推移 <p>住民レベルのプロジェクトの生活改善に対する期待度は高い。</p> <p>プロジェクトの実施による緊急目的に対する効果： Excellent(4/7), Good(0/7), Fair(0/7), Poor(0/7), Very poor(3/7) Excellent と Very poor の評価に分かれているが、Very poor の評価は、プロジェクトの進捗に対する不満と考えられる。</p> <p>プロジェクト実施による漁民の生活改善： Sure(9/9). Maybe(0/9), Not sure(0/9), No change(0/9)</p>
5．他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）	<p>他のドナーとの支援の重複は無い。</p> <p>当プロジェクトの計画時点で、海洋水産省 漁獲局・養殖局が、他のドナーの支援と重複が無いように調整しており、重複は認められなかった。</p>

<p>6．広報効果（ビジビリティー）</p>	<p>未だ漁業機材の調達、養殖関係の建設・修繕工事がまだ始まっていないこともあり、広報活動がまだ実施されていないので現時点における広報効果はあまり高くない。今後案件の実施に伴いサインボード、メディア広報などの広報効果は高まるものとする。また漁業省は案件の進捗状況を州政府に対し十分な情報を伝え、州政府から地元住民に対し広報活動を進めてもらう予定である。</p> <p>住民レベルでは、日本の支援プロジェクトであること知っているとの設問に対して：</p> <ul style="list-style-type: none"> - Yes I know well: (0/9) - Yes I know, but not so much: (9/9) - No, I don't know at all: (0/9) <p>現時点においてもヒアリング回答者は、日本の支援プロジェクトであることをある程度知っている。ワークショップ予定地に看板が設置されているので、住民はそれから情報を得たものと思われる。</p>
<p>7．被援助国等による評価</p>	<p>本案件は、全関係者にとって非常に緊急且つ重要な援助であると認識されており、海洋水産省は本案件についてワークショップ、ドナー調整会議、メディア（TV、地方紙）を通して情報開示しており、その評価は非常に高い。</p> <p>住民レベルでは、Excellent(0), Good(6/8), Fair(0), Poor(0), Very poor(2/8) と、比較的高い評価を得ていると判断できる。Very poor の評価をした者は「直接津波被害者の救済をすべき」という意見を述べている。</p>
<p>8．提言・教訓等</p>	<p>事業内容に係わる提言・教訓</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当地域の漁業は地域経済の主要な生産セクターである。この漁業セクターの回復を図るには、継続的な支援が望まれており、資機材支援だけでなく人的支援（人材育成）が必要である。津波により、大勢の漁業関係者が失われており、漁業の回復・復興の支援には、機材の支援に伴う人的支援が望ましい。支援としては以下のものが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> 漁業用資機材の供与 装備の使用・維持管理トレーニング 養殖漁業開発の専門家による技術トレーニング <p>実施方法に係わる提言・教訓</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 漁業資器材(エンジン、漁具資材等)の漁民への平等な分配・利用を促すために、漁業組合の活用を図る。 ● 本案件は、実施機関による案件形成および入札図書の準備に比較的長い期間を要している。今後緊急時に案件形成および入札図書準備のスピードアップを図るために案件形成・スペック準備段階に専門家の派遣等の支援が望まれる。 <p>体制・組織に関する提言・教訓</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本件のような、緊急支援ではあるが中長期の復興対策の要素も含んだ案件では、緊急支援が終わった後に、中長期支援へスムーズに移行出来るよう漁業分野のキャパシティビルディング等フォローアップを考慮することが望ましい。
<p>9．その他</p>	

漁業支援事業

(1) 調達機材



(2) ワークショップ予定地



スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価表）

作成日: 平成 17 年 2 月 19 日

担当公館名：在インドネシア大使館					
国名:インドネシア共和国					
案件名: 市場復旧整備事業					
実施機関: 商業省					
案件の目的及び概要	<p>スマトラ沖地震・インド洋津波は、アチェ州・ニアス島の住民及び多くの公的施設に深刻な損害を与えた。被災地の復興のためには、農水産物等の生活必需品を販売する市場の再建が不可欠であるが、従来卸売市場などの市場機能が十分に発達していなかったことに加え、小売市場も十分に復旧・整備されていないために地域経済の活発化の障害となっている。日本国政府は大きな被害を受けたアチェ州及びニアス島内の市場を再建するために、以下の支援を行う：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 度量衡の計測機材を保管する事務所建物の再建と機材の調達 ● アチェ州及びニアス島における 11ヶ所の伝統的小売市場及びアチェ・ブサル県における 1ヶ所の卸売り市場の屋根付建物の建設 ● 全施設の建設にかかる設計調査・施工管理 				
1. 案件の進捗状況	<p>プロジェクトの進捗状況は、対象市場について両国政府間の合意及び施設の仕様の詰めに時間を要したこと等のために全般的にインドネシア政府の当初の見込みより数ヶ月程度遅れている。¹ 度量衡器の調達及び建屋建設の契約は 12 月下旬に締結される見込みである。（完工及び機材の据付は 2006 年 8 月末頃）また、同コンサルタントによる設計を経た後、他の市場施設は 2006 年 3 月に着工される予定。</p> <p>また、コンサルタントによる調査の結果、燃料費の値上げに伴い建設資材費が上昇したため度量衡器建屋建設予算が 20 億ルピア程度足りないことが判明したが、商業省は同施設の建設予算を優先し、他の施設の規模を削減することとした。</p> <p>現在の市場関係者は、雨が降ると活動は停止せざるを得ない状況となっており、商業活動に多大なる支障をもたらしているために早急なる施設の改修を望んでいる。また、アチェ州商業局によれば、すでに彼らの予算で 25 億ルピアを投入して卸売り市場の建設予定地 1.4ha の土地を購入したが、建設が遅れているために市場関係者から非難されているとの由。</p>				
	契約名	契約日	契約先	契約金額	納品日 (契約納期)
	市場建設の設計調査/施工監理を行うコンサル選定	2005/12/7	PT. ARSI WASTUADI	28,230,400 円	2006 年 10 月中旬
2. 案件の妥当性	<p>中央政府のアチェ再構築マスタープランによれば、経済活動を促進する市場の向上は必要不可欠であるとされており、市場をサポートする本案件の対象施設と機材は復興計画の重要な部分となっていると考えられ</p>				

¹ アチェ州商業局によれば、津波の以前にはアチェ州には 500ヶ所の伝統的市場が存在していたが、特に被害を受けた 112ヶ所の中から両国間の話し合いで最終的に現在の 12ヶ所が選定された。

	<p>る。</p> <p>商業活動が公正さ及び妥当性を保つ為には、法的機関（商業省が運営する度量衡事務局）が測定するための度量衡器が必要となる。測定は、毎6ヶ月の頻度で行われる。古い測定・度量衡器は、津波と大地震による損傷を受けたため、新しい度量衡器の調達が必要不可欠となっている。</p> <p>仮市場のテナントの話によると、現在の市場での商業活動は雨がふったら停止せざるを得ないなど活発な商売ができる環境ではない。多くの場所では、不良な排水設備が道路の大部分を占めており、市場は悪臭で湿った環境となっている（適切なごみ処理場が無い）。したがって、市場のリハビリと改修は、緊急に実施される必要があり、本件を復興無償案件で取り上げることは極めて妥当である。</p>
3. 施設・機材の活用度	<p>現状では施設及び機材は利用できる状態に至っていないが、プロジェクトが完了すれば活用度は非常に高いと予想される。市場が地域社会にとって日常に必要な物資を調達するために不可欠な場所であることは疑問の余地がない。但し、日本政府が支援する市場の数は、実際には、被害を受けた市場の改修のニーズを全て満たしているわけではなく、選定された12市場の他に多くの市場がリハビリ・改修を必要としている。</p> <p>一方日本国政府のアチエ州の市場復旧事業における支援品目は現在のニーズに合致している。特に重要なことは、伝統的市場と常置の卸売り市場施設の為の建屋が迅速に建設され、市場機能が早期に復旧することである。</p> <p>なお、今後本案件の次に続くプロジェクトとして、市場で販売する製品のサプライ・チェーン（流通システム）の向上と市場製品の質の管理に注視すべきである。現状では、果物類などは北スマトラ州のとの州境地域から輸送してきている例が多いが、輸送インフラが劣悪な上、近代的な流通システムが存在しないために商品の質が劣っている。</p>
4. 案件完了後に期待される効果	<p>本案件の完了後には以下の効果が期待される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象市場が復旧することでアチエ州の住民の生活物資の調達が容易になり、地域経済が活発化する。 2. 度量衡器が復旧することで小売市場・卸売り市場の商品の計測が正確となり、適正な市場運営がなされる。
5. 他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）	<p>他のドナーとの支援の重複はない。</p> <p>USAIDがアチエ州商業局の施設及び機材の修復にかかる支援を行っているが、現在伝統市場の復旧に対して他のドナーの支援はない。</p>
6. 広報効果（ビジビリティ）	<p>現時点では建物の建設が始まっておらず、工事現場では日本国政府の支援を示したサインが見られないためビジビリティはあまり高くない。但し、例外的に卸売り市場の建設予定地であるラムバ口地域では、他の</p>

	プロジェクトと同様のサイズの看板が立てられており、日本の支援で市場が建設されることは関係者に知られている。
7. 被援助国等による評価	インドネシア政府は、本件を伝統的な市場機能の回復と共に卸売り機能を発展させるための「戦略的」な案件と見ており、非常に重視している。地域市場の関係者及び消費者は、調査団を通じて、日本国政府に対し、案件の加速化とメディアや看板などを通してのより積極的な情報提供を推進してほしいという希望を述べている。
8. 提言・教訓等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施工管理担当コンサルタントについては、案件 1 件毎に選定せずに同種の他の案件と横断的に選定できるシステムに変更することで調達プロセスを迅速化すべきである。 2. メディア等へ積極的に働きかけて本件にかかる広報活動を活発化して日本政府支援のビジビリティを高めるとともに、市場関係者の不安を軽減する努力をすべきである。 3. 今回のスコープには入っていないが、予算が許せば市場周辺環境改善、とりわけごみ処理と排水施設についての支援も検討されるべきである。特に卸売り市場建設現場の周辺ではごみや汚水が散見され衛生的な観点からも対策が必要である。（アチェ州、アチェ・ブサル県への働きかけも必要） 4. 本件の完了後には、次の段階としてサプライチェーンの強化及び卸売り市場の強化にかかる支援が検討に値する。アチェ州の住民に新鮮で安全な産品を届けるために必要な流通網の整備、特に卸売り市場の整備が今後の課題となる。
9. その他	

地方市場の復旧支援事業



TEMPORARY LOCAL MARKET PLACE IN PIDIE



FUTURE SITE FOR PIDIE LOCAL MARKET PLACE



TEMPORARY LOCAL MARKET IN SOUTH NIAS



FUTURE SITE FOR SOUTH NIAS TRADITIONAL MARKET



TEMPORARY LOCAL MARKET PLACE IN NIAS



POOR SANITATION AT NIAS LOCAL MARKET

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価表）

作成日：平成 17 年 12 月 19 日

担当公館名：在インドネシア日本大使館	
国名：インドネシア共和国	
案件名：大学復旧等支援事業	
実施機関：教育省・宗教省	
案件の目的及び概要	<p>アチェ州の主要二大学であるシャクアラ大学及びアル・ラニリ国立イスラム大学は、津波及び大地震により、甚大な損害を受けた。中期的及び長期的の両観点からも、両高等教育機関を迅速に改修することが必要不可欠である。</p> <p>アル・ラニリ大学に対する主な支援は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学習機材の調達： <ul style="list-style-type: none"> ◇ 研究室（化学・生物学・数学等）機材 ◇ 教育研究用図書 ● 施設改修工事及び施工管理 <p>シャクアラ大学に対する主な支援は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学習機材の調達 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 研究室（農学・畜産・獣医学・生物学・化学・医学等）機材 ● 施設改修工事及び施工管理
1. 案件の進捗状況	<p>プロジェクトの進捗は、調達機材が非常に多岐に亘っているため仕様の細部を詰めるのに時間を要したことから当初インドネシア側が期待した時期に比べ数ヶ月遅れている。現在はアル・ラニリ大学の一部の化学研究用機材の契約が締結されているだけで、他の機材の契約については12月末の予定。今後シャクアラ大学及びアル・ラニリ大学にかかる施設改修にかかる工事及び施工管理契約は、各々2005年12月末及び2006年5月に締結され、同時に工事がスタートする見通しである。工期は6ヶ月程度を見込んでいる。</p> <p>両大学の関係者は、教育活動に悪影響を及ぼし、地域社会に不安が解消されない懸念も見られることから、施設・機材の調達の迅速化を強く望んでいる。特に、基本的な教育活動に不可欠な機材（図書等）については早急なる納入が求められている。</p> <p>また、インタビューによると、「損害を受けた建物の中で勉強することが怖い」と答えた学生が多く、学生の不安を除き学習意欲を向上させるためにも早急なる工事着手が必要である。</p>
2. 案件の妥当性	<p>大学の復興は地域社会の将来を担う優秀な人材を育成するという意味で非常に重要であり、アチェ復興計画マスタープランのなかでも高等教育機関の復興は緊急かつ重要な案件と位置づけられている。</p> <p>また本案件の全ての関係者は、日本国政府の支援は重要であると認識しており、迅速な実施を期待している。現状では、大学が教育・研究活動を行ううえで大きな支障があるだけでなく、周辺コミュニティへのサービス活動にも支障をきたしている。特に、シャクアラ大学では津波の被害を受ける以前は農学部・畜産学部では新鮮な野菜・牛乳・卵等の産品を地域社会に提供して貢献すると共に大学に収益ももたら</p>

	<p>してきたが、同学部への被害により現在ではかかる地域貢献は停止したままである。また、医学部においては、提携先の病院¹へ脳・心臓等にかかる検査機器を入れてインターンによる研修と治療を行ってきたが、かかる活動についても停止を余儀なくされている。</p> <p>したがって、本案件は、アチェ州地域社会全体に大きな裨益をもたらし、日本政府は早急に支援を実施することが求められている。</p>
3. 施設・機材の活用度	<p>現状では、施設・機材は未だ供与されておらず利用できる状況ではないが、すべての供与予定機材は必要性の高いものであるため完了後の活用度は高いと予想される。また、ほとんどの研究機材については大学の専門家が従前より使用していたものであり、使用方法等に関する問題はない。</p> <p>また、シャクワラ大学関係者は今後大学による地域の医療貢献を向上させるために、本案件の予算が余った場合、地域巡回医療のための救急車及び応急治療機器の供与を希望しているが、本件は周辺の提携病院の治療設備・能力などを調査して妥当性を検討する必要がある。なお、シャクアラ大学の講堂（Auditorium）の構造に対する再分析が必要である。現在、講堂のバルコニーを支えるポールに破損があると見られる（入り口の左中央）。</p>
4. 案件完了後に期待される効果	<p>本案件完了後には以下の効果が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • アチェ州の代表的な高等教育機関である本件の対象 2 大学の教育・研究能力が充実することでアチェ州における優秀な人材の育成が可能となる。 • 大学の教育・研究設備が改善されることで学生・教員数が増える（その結果、大学の収入が増える） • 大学教員・学生の研究・学習意欲が向上する。 • 大学の講義が質・量共に改善される。 • 大学の研究論文数が増える。 • 大学の事務が効率的になる。 • 地域社会への医療・栄養面での貢献が増える。
5. 他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）	<p>他のドナーとの支援の重複は無い。</p>
6. 広報効果（ビジビリティ）	<p>現時点では施設の改修工事及び機材の設置が始まっておらず案件のビジビリティは、あまり高くない。また、重要関係者のみが案件の進捗状況を認識しているが、その他の多くの裨益者は状況を把握していない。案件対象の現場では、看板（120cmX90cm のサインボード）を設置してあるが、この看板は、遠方からはあまり視覚効果が無い。したがって、日本国政府は、JICS 等を通して、大学の各部を通して進捗状況の広報に努めるとともに、メディアでの広報を進めたり、或いは大学の入り口に日本政府が大学の復興に協力している旨の大きなバ</p>

¹ ザイナル・アビディン病院(Zainal Abidin Hospital)

	ナーを設ける等の積極的な広報活動することが望ましい。
7. 被援助国等による評価	インドネシア政府の関係者は、本案件は両大学における教育活動の復興と向上についてはアチェ州における高等人材育成に重要な「戦略的」な案件であると見ているが、大学関係者共々案件の実施の加速化を求めている。また、両大学の学生及び一般の教員は、現在の進捗状況についてほとんど情報がないために案件の進捗が遅いことに不満を示している。なお、中央政府（教育省高等教育総局）の担当者は、調査団に対して案件の実施を一層迅速化するために入札の事前資格審査や入札図書の作成プロセスにもっと関与させてほしいという希望を表明した。しかしながら、大学現場の責任者はともかく必要な施設・機材についての知識を共有していない中央政府が入札プロセスに現在以上に関与することは案件の進捗をさらに遅滞させる可能性が高いと考えられる。
8. 提言・教訓等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 機材については、仕様の詰めにかかる時間がからず緊急性が高い教材や図書等については、援助の効果を高め日本政府の支援のビジビリティを高めるためにも特別の配慮を行い迅速に納入することが必要である。 2. プロジェクト担当者のみならず広く大学関係者に進捗状況を周知するために大学事務局へ定期的に情報を送付するべきである。 3. 限定された予算と、研究室やその他の公的サービスによる、低迷しつつある大学自らの収益といった観点から、当面の教育・研究活動に必要な運営費に対する支援を検討すべきである。 4. シャクアラ大学の講堂（Auditorium）の構造に対する再分析が必要である。現在、講堂のバルコニーを支えるポールに破損があると見られる（入り口の左中央）。
9. その他	今回のノンプロ無償の次の段階として、大学と産業界（特に中小企業）との連携を促進し、中小企業を支援するための技術協力も検討すべきである。 ²

² 調査団のインタビュー時にBRRの高等教育にかかる担当者からも同様の要望が出された。

大学支援事業

アル・ラニリ国立イスラム大学



AUDITORIUM_01



AUDITORIUM_02



LABORATORY - MIPA_01



LABORATORY - MIPA_02



COMMON LECTURE HALL



MUSEUM

シラクアラ大学



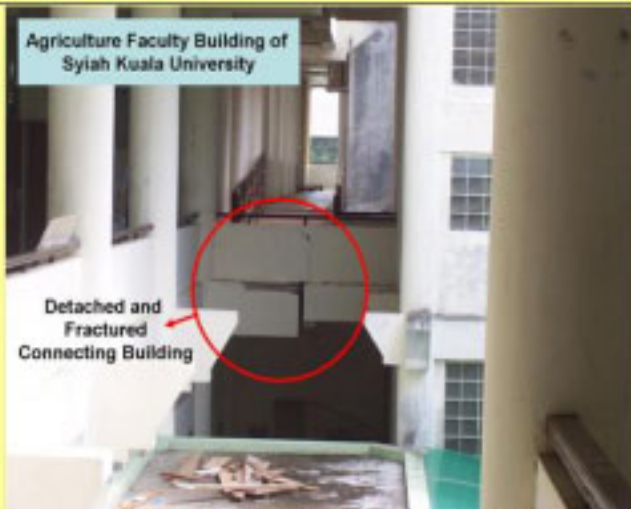
AUDITORIUM OF SYIAH KUALA UNIVERSITY

AUDITORIUM



HUSBANDRY FACULTY OF SYIAH KUALA UNIVERSITY

VETERINARY LABORATORY



AGRICULTURE DEPT. BUILDING



LABORATORY – AGRICULTURE DEPT.



VETERINARY & HUSBANDRY LABORATORY



VETERINARY DEPT. - FEED MILL LABORATORY

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価表）

作成日：平成 17 年 12 月 19 日

担当公館名：在インドネシア日本大使館	
国名:インドネシア共和国	
案件名: 職業訓練学校支援事業	
実施機関: 労働移住省	
案件の目的及び概要	<p>スマトラ沖地震、インド洋津波被害がアチェの市民に与えた影響は甚大であり、多くの人々が雇用を失った。ILO の統計によると、180 万人の人々が失業し、失業率は 30% 以上にも達している。今後アチェの復興が本格化していくに従って雇用の増大が期待されている。一方で上記の災害によりアチェ地域における職業訓練センター（BLK）も被災した。BLK は、地域住民の技能や知識を向上するために、技能訓練を提供するための重要な機関であり、その訓練を通して地域住民の雇用機会拡大が期待される。したがって、日本国政府は、アチェ地域における職業訓練所に対し以下の支援を実施する：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 移動式職業訓練車（12 台）の供与 ● バンダ・アチェ BLK の改修及び付属寮の建設 ● アチェ州内の 6 つの BLK に対する訓練用機材の供与 ● バンダアチェの BLK の修復に係る設計・施工監理
1. 案件の進捗状況	<p>プロジェクトの進捗は、機材数の変更及び仕様の詰め等のために全体的に当初インドネシア政府が想定していた予定より数ヶ月程度遅れている。現在本案件にかかる入札の準備段階であり、上記機材及び建設工事にかかる契約の締結は 12 月の下旬の予定となっている。その後移動式職業訓練車は特別仕様のため納入までに 6 ヶ月間を要し、改修工事についても 6 ヶ月後に工事が完了する見通しである。¹</p> <p>バンダ・アチェ BLK の所長は、地域社会への職業訓練を早急に充実させ復興事業へ参加できる人材の供給を行っていくために日本国政府に対し案件の早期実現を求めている。現在、同 BLK に唯一存在する訓練車は一台のみであり、これも、2005 年 11 月に調査団が現場に訪れた頃は、修理中であった。労働移住省の地方・中央政府も BLK 機能を早急に回復・発展させる必要性から事業の加速化を強く要請している。</p> <p>なお、今後の実施においては、被災により道路のアクセス状態が悪化しているため、移動式訓練車を各対象 BLK に円滑に納入するための輸送計画を綿密に策定する必要がある。</p>
2. 案件の妥当性	<p>アチェ復興計画の中でも貧困削減のための雇用の拡大・失業者対策は最重要の課題と受けとめられており、BLK 機能の復興・発展を目指す本案件は緊急かつ必要性が高い。また、要請された支援品目は、訓練活動には必要不可欠な品目である。12 台の訓練車は、BLK での訓練をうけることが困難な地域住民に対して建設工事、電気・電機、溶接、鉛管工事、自動車・二輪車修理、裁縫、及び食物加工（豆</p>

¹ なお、調達代理機関の JICS によれば本案件にかかる調査費用は当初想定していなかったため独自の資金を使って調査を実施したとのことである。

	<p>腐、「発酵大豆クラッカー」であるテンペ）等に関わる訓練を提供する場となる。なお、訓練車は、アチェ州の都市と地方（準地方と村）におよぶ、21の地域と市を対象として訓練を提供する。</p> <p>したがって、本案件はアチェ州全体の州民の雇用拡大に裨益する。</p>
3. 施設・機材の活用度	<p>現時点では施設・機材は建設・納入されていないが、案件完了後の活用度は非常に高いと考えられる。従来のように2台の訓練車のみでは、BLKとして求められた21の地域と市に訓練を提供するのは不可能である。² 12台の訓練車を6ヶ所のBLKでローテーションさせ、一定の期間の後（6ヶ月を想定）バンダ・アチェBLKでメンテナンスサービスを行う計画である。また、アチェ州全体の地域住民の訓練ニーズに応えるためには現在調達が決まっている12台の訓練車でも十分とはいえず、アチェ州労働局BLK責任者によれば追加で10台の車が必要としている。現在アチェ州全体で訓練車用の教官は28名いるが、州労働局では増大する需要をにらんで新たに10名以上のリクルートを準備中である。しかしながら今後必要となる訓練車については、教官の数、能力、専門性と地域の訓練ニーズとの関係で詳細な調査が必要である。</p> <p>また、低迷しつつある職業訓練による資金不足と、中央・地方政府の限られた予算といった観点からも、BLKには、訓練プログラムに必要な運営予算が不足している。</p> <p>将来的には、本案件の完了後は、地域中小企業クラスター振興及び中小企業支援のための大学との提携強化等における技術協力に関わる支援も検討すべきである。</p>
4. 案件完了後に期待される効果	<p>案件完了後には以下の効果が期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● アチェ州全体で職業訓練を受けて復興活動に必要な技能を有する人材が増えて、雇用が拡大される。 ● 地域の企業に技能工が増えることで地域産業の生産性が増大し、地域経済が活発化される。 ● 地域の中小企業に直接的な修理等の必要なサービスを安価に提供することで企業活動が活発化される。 ● 技能工による起業が増え、産業の裾野が広がり、アチェ州における雇用が拡大される。
5. 他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）	<p>他のドナーとの支援の重複はない。</p> <p>国際機関のILOは包括的にアチェ州労働局との間で協力関係を構築しており、各種のワークショップを通じてBLKの人材育成に貢献すると共に運営費の支援を行っている。なお、GTZ及びPT Semen Andalas（国営企業）もBLKの訓練プログラム策定及び人材育成等にかかる支援を行っているが、ハード面での支援は日本のみである。</p>
6. 広報効果（ビジ	<p>案件の広報効果は、標準的であると考えられる。</p>

² 現在バンダ・アチェBLKにはほとんど使用できない1979年型ダイハツ製と韓国の援助で供与された1996年型KIA製のワゴン車があるのみである。

<p>ビリティール)</p>	<p>但し、他の案件と同様に実際に施設・機材の調達が現地で目に見える形で始まっていないために、中央政府と地方政府の重要な関係者のみが、案件の進捗状況を認識しているだけで、その他関係者の多くは状況を把握していない。案件対象の現場では、看板（120cmX90cmのサインボード）を設置してあるが、この看板は遠方からはあまり視覚効果が無いため、ドイツ政府が市内の病院施設で行っているように、バンダ・アチェBLKなど代表的な施設に日本の協力で復興がなされる旨の大きなバナーを掲げることも効果的と考えられる。</p>
<p>7. 被援助国等による評価</p>	<p>インドネシア政府は、本案件はアチェ州における労働の質の向上と雇用の拡大ならびに経済の復興に重要な「戦略的」な案件であると見ている。一方、案件が重要かつ緊急性が高いため、BLK関係者（施設管理者、教官、生徒など）は、実施の加速化とより積極的な情報提供を日本国政府に求めている。地域社会は、日本国政府による支援に感謝しているが、同時に案件実施のスピードアップを望んでいる。</p>
<p>8. 提言・教訓等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 案件実施の遅延は現場の訓練の質及び関係者の意欲を低下させるために、パッケージで包括的に対応するのではなく少しでも早く対応できる機材から順次納入していくべきである。 2. 労働移住省の限られた予算と燃料値上げによるBLK経営の困難さを軽減するために、12台の訓練車の運営費を当初一定の期間（例えば6か月分）の支援を検討すべきである。 3. 案件の進捗状況を定期的にアチェ州の労働局を通じて口頭のみでなく紙ベースで周知すべきである。
<p>9. その他</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 12台の訓練車の仕様明細を見直す必要がある。雨季、山間部の地形等を配慮して、4輪駆動の車も必要となる可能性が高い。 2. 将来的には大学、及び産業、中小企業促進、人材教育、医療等（民間セクター）の面での提携プログラムの必要性を検討すべきである。 3. 将来的には燃料噴射、エンジン、マルチ真空管の噴射システムなどにおける、BLK訓練者の技術向上に対する技術支援も検討する必要がある。

職業訓練事業



FUTURE LOCATION FOR VOCATIONAL TRAINING CENTER'S GENERAL PURPOSE BUILDING_01



MILESTONE AT FUTURE LOCATION OF THE GENERAL PURPOSE BUILDING



FUTURE LOCATION FOR VOCATIONAL TRAINING CENTER'S GENERAL PURPOSE BUILDING_02



MOBILE TRAINING UNIT (KIA CERES) UNDER REPAIR



COOLING SYSTEM WORKSHOP



MODIFIED MOTORCYCLE FOR PUBLIC TRANSPORTATION PRODUCED BY THE BLK

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価表）

作成日：平成 17 年 12 月 19 日

担当公館名：在インドネシア日本大使館	
国名：インドネシア共和国	
案件名：寄宿舎に対する支援事業	
実施機関：教育省・宗教省	
案件の目的及び概要	<p>スマトラ沖大地震及びインド洋津波により、アチェ州の公立学校及び（マドラサとプサントレンと呼ばれている）イスラム学校は甚大な被害を受けた。特に沿岸地域にある多くの学校が深刻な被害を受け、正常な教育活動を行う上で多大の支障が生じている。中長期的にアチェの復興を進めていくためにもアチェ州内のこれらの初等中等教育施設を早急に改修する必要がある。</p> <p>かかる観点から日本政府は被害の大きかったアチェ州のマドラサ/プサントレン（イスラム学校）81 校及び公立学校 245 校を対象として以下の支援を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● マドラサ/プサントレン（パッケージ 1）に対し、教育機材（勉強机、椅子等）供与 ● マドラサ/プサントレン（パッケージ 2）に対し、寄宿舎用機材（ベッド・マットレス等）供与 ● 公立学校におけるコンサル業務 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 下記フェーズ 1 に対する施工管理 ◇ 下記フェーズ 2 に対する設計及び施工管理 ● 公立学校における建設業務 <ul style="list-style-type: none"> ◇ フェーズ 1：改修（7 公立学校対象） ◇ フェーズ 2：再建（5 公立学校対象） ● 公立学校用の教育用機材調達 <ul style="list-style-type: none"> ◇ パッケージ 1（教室用勉強机、椅子等） ◇ パッケージ 2（実習用機材等）
1. 案件の進捗状況	<p>プロジェクトの進捗状況は、対象学校数が多く、仕様の詰めに時間を要したことなどの理由により当初の予定より遅延しているが、機材については、公立学校用の実習用機材を除き調達契約が締結済みである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公立学校用の建設工事については、フェーズ 1 とフェーズ 2 に関わる施工管理業務の契約及び第二次実習用機材調達も 12 月下旬に契約される見込み。 ● 公立学校のフェーズ 1 における改修工事（7 校の改修）については、2005 年 12 月下旬に契約締結予定。 ● 引き続き、公立学校フェーズ 2 における再建業務は、上記コンサルタントの設計を経て、2006 年 5 月に契約締結、工事着工が予定されている。 ● 上記の案件で使用されなかった資金は、バイトゥサラムの高等学校（SMA 1）の改修に使用されるが、資金不足している部分は教育省の自己予算が調達される。 ● 全案件の完工は、公立学校フェーズ 2 の建設開始後 6 - 7 カ月後で 2006 年 12 月頃の見込みである。

	<p>遅延の理由としては、地方政府の教育局と JICS との間で機材・施設のスペックを詰めることに時間を要したためと考えられるが、案件が遅延すると以下のような悪影響が想定される。</p> <p>案件の実施が 2006 年 7 月以降まで遅れると、教育・学習活動の大きな妨げとなり、多数の学生が適切な教育を受けることが出来なくなる。更に、他の場所を借り上げて生じる「移動」コストが、高くなる。これは、余分な生徒を受け入れなければならない学校の財務的負担にも繋がる。</p>																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 548 643 625">契約名</th> <th data-bbox="643 548 833 625">契約日</th> <th data-bbox="833 548 1019 625">契約先</th> <th data-bbox="1019 548 1219 625">契約金額</th> <th data-bbox="1219 548 1395 625">納品日 (契約納期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 625 643 737">マドラッサ・ペサントレン向け機材(学校用機材)</td> <td data-bbox="643 625 833 737">2005/10/28</td> <td data-bbox="833 625 1019 737">PT. Kanbutsu Indonesia</td> <td data-bbox="1019 625 1219 737">84,738,684 円</td> <td data-bbox="1219 625 1395 737">2006/1/15</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 737 643 848">マドラッサ・ペサントレン向け機材(寄宿舎用家具)</td> <td data-bbox="643 737 833 848">2005/10/28</td> <td data-bbox="833 737 1019 848">PT. SARI TIOD</td> <td data-bbox="1019 737 1219 848">62,916,000 円</td> <td data-bbox="1219 737 1395 848">2006/1/15</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 848 643 932">教育省管轄学校向け機材(教室用)</td> <td data-bbox="643 848 833 932">2005/10/28</td> <td data-bbox="833 848 1019 932">PT. Elite Permai Metal Works. Ltd</td> <td data-bbox="1019 848 1219 932">131,948,384 円</td> <td data-bbox="1219 848 1395 932">2006/2/16</td> </tr> </tbody> </table>	契約名	契約日	契約先	契約金額	納品日 (契約納期)	マドラッサ・ペサントレン向け機材(学校用機材)	2005/10/28	PT. Kanbutsu Indonesia	84,738,684 円	2006/1/15	マドラッサ・ペサントレン向け機材(寄宿舎用家具)	2005/10/28	PT. SARI TIOD	62,916,000 円	2006/1/15	教育省管轄学校向け機材(教室用)	2005/10/28	PT. Elite Permai Metal Works. Ltd	131,948,384 円	2006/2/16
契約名	契約日	契約先	契約金額	納品日 (契約納期)																	
マドラッサ・ペサントレン向け機材(学校用機材)	2005/10/28	PT. Kanbutsu Indonesia	84,738,684 円	2006/1/15																	
マドラッサ・ペサントレン向け機材(寄宿舎用家具)	2005/10/28	PT. SARI TIOD	62,916,000 円	2006/1/15																	
教育省管轄学校向け機材(教室用)	2005/10/28	PT. Elite Permai Metal Works. Ltd	131,948,384 円	2006/2/16																	
2. 案件の妥当性	<p>アチェ復興計画のマスタープランにおいても被災地の子供たちへの学校教育の復興については、アチェ州の将来を担う人材を育成するという意味で最も緊急かつ優先すべき課題の一つとして位置づけられている。また、日本政府は他のドナーが手薄となっている中学校、高校の施設・設備の修復に集中しており緊急性の高い無償援助として取り上げるに極めて相応しい案件である。</p> <p>本案件は対象学校の関係者(生徒、教師、事務員、管理者など)のみならず、生徒の両親、親戚を含む周辺地域住民全般に裨益する。</p>																				
3. 施設・機材の活用度	<p>現状では施設・機材の調達を終了していないが、プロジェクトの完了後の活用度は以下の理由により非常に高いと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本案件で選定されている機材は基本的な教育に必要な不可欠な学習用の椅子、机、本棚、ホワイトボード、ベッド、マットレスなどの備品及び教師・学校事務に必要な机、椅子、ファイルキャビネット、文房具、コンピューター等が主体である。実際いくつかの学校では、生徒は椅子の代わりとして、マットレスの上に座ったまま授業を受けており、集中力を持続させる環境ではない。 ● また、施設の改修、再建を必要としている学校については、全壊、半壊したものを再建するものから部分的な改修で事足りるものまで幅広く存在しているが、特に全壊・半壊している学校については 10 km も離れた別の学校に徒歩で通っている例もみられ、一刻も早い学校施設の再建が求められている。 <p>一方、教育省は UNICEF の協力で立ち上げた Education Management Information System (EMIS) ウェブサイトを通して、建築業務の明細事項の標準化について情報提供を実施している。このサイトでは、寄宿舎に</p>																				

	<p>ついでデザイン設計についても明細が記載されている。本案件の関係機関がこれらの情報を活用すれば、入札プロセスもより迅速に行われ、コストも削減できる可能性がある。また、国際的標準をも考慮し、地方教育の標準化（教育の質や施設など）をも検討するべきである。</p>
4. 案件完了後に期待される効果	<p>本案件の終了後には以下の直接・間接効果が期待される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被災地の生徒が適切な教育を受けられるようになり、学習意欲が向上する。 2. 全壊・半壊した学校の被災地の生徒が本来の学校に戻ってくることにより、移動にかかる時間・コストが節約でき、勉学に回せる時間が増える。 3. 対象学校の教員の教育意欲・倫理が向上する。 4. 上記によりアチェ州全体の教育の質が改善され、地域の経済が発展する。
5. 他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）	<p>他のドナーとの支援の重複は無い。</p> <p>初等教育については、UNICEF など多くのドナーが支援を行っているが、中学校・高校については比較的手薄となっており、重複はない。本案件についても前述の EMIS への情報提供を積極的に行い、UNICEF の支援との相乗効果が発現されるようにすべきである。</p>
6. 広報効果（ビジビリティ）	<p>現状では施設・設備が未だ目に見える形で裨益者に認識されないため案件のビジビリティはそれほど高くない。サインボードは学校建設・改修予定地に立っているが、近くへ行かないと識別できないために学校周辺住民全体には広く情報がいきわたっていない。今後施設の建設、機材の納入が開始されればビジビリティも自ずと高まると考えられる。</p> <p>また、EMIS は基本的にアチェ州の全ての公立学校の復興情報を掲載することとなっているが、日本政府が支援対象としている学校の復興情報については未だ掲載されていない。したがって、前述のように EMIS への積極的な広報活動が必要である。</p>
7. 被援助国等による評価	<p>インドネシア中央・地方政府は、本件はアチェ州の将来を担う人材の育成につながる非常に重要な案件であると見ている。一方で学校関係者及び末端使用者は、日本国政府に対し、迅速な案件の実施とより積極的な情報提供を求めている。調査団がインタビューを実施したほとんどの支援対象校の教員は現在の進捗状況について全く知らされていない。多くの生徒は、学校に対し日本政府の支援があることすら、認識していない。また、生徒の親・保護者の話によると、卒業や高等教育への入学が延期されると、財政的にも困難となると考えており、案件の迅速な実施を強く希望している。</p> <p>外務省コメント</p> <p>被災者及び裨益人口に対して適切なタイミングで進捗状況について情報提供をすることについては、一義的にはインドネシア政府内の情報共有の枠組み、実践を改善するように働きかけることとなる。その一方で、この提言はドナーとしての日本がどのように被災民に対して支援の現状や課題を説明するかにつき重要な指摘をしていると考える。今後の災害復興支援に際して検討する必要がある。</p>

<p>8. 提言・教育等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 案件の遅延は教育の質を低下させ、転校や卒業・入学の延期により被災地の生徒及び家庭の経済的な状況を困難にするため特に甚大な損害のあった学校の復旧を迅速に実施すべきである。 2. 支援対象学校関係者に案件の進捗状況が伝わるように、州政府教育局だけでなく、県・市レベルの教育局にもファックス等で情報を定期的に送ることを検討すべきである。 3. EMIS サイトを活用し、アチェ州の他の学校の施設・設備との基準の調和を図るとともに入札図書作成にかかる意思決定及び作業の合理化を図るべきである。 4. EMIS サイトでの情報提供を通して、日本政府の支援のビジビリティを高める必要がある。
<p>9. その他</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域社会の収入を増やすためにも、ジャカルタベースの主要施行者が全てを調達するよりも、家具や備品等についてはアチェの業者を主体とした入札を実施することも検討に値する。 2. 対象案件拡大を検討すべきである。これには、ニアス・南ニアスのイスラム学校及び公立学校の改修を含むべきである。これらの地域の学校の多くは、早急な改修とリハビリが必要となっているが、関心を示しているドナーがいない。 3. 仮学校が距離的にも遠く、保護者が財政的に支援するのは困難な為、資金的に余裕があれば学校用バスの調達も検討するべきである。

公立学校及びイスラム学校等支援事業



MADRASAH – MAN SIBREH



MADRASAH – MTsN LHOKNGA SITE LOCATION



PESANTREN – DARUL ATAMI



PESANTREN - BABUSSAADAH



PUBLIC SCHOOL: SMPN 11 BANDA ACEH



PUBLIC SCHOOL: SKB BANDA ACEH

北スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害： ノン・プロジェクト無償資金協力(評価票)

作成日：平成 17 年 12 月 19 日

担当公館名: 在インドネシア日本大使館	
国名: インドネシア共和国	
案件名: 土地台帳修復計画	
実施機関: 土地庁、国立公文書館	
案件の目的 及び概要	<p>インド洋大津波の直撃を受けたスマトラ島北部のバンダ・アチエ市では、約 3 万冊にのぼる土地台帳が海水に浸かり、腐食が進行していた。土地台帳は、アチエの復旧・復興事業において、計画策定、住民移転、土地補償などに必要不可欠な極めて重要な公文書であり、津波直後の 2005 年 2 月から 3 月にかけて JICA の支援で、土地台帳修復の調査団を派遣し、その指導の下、土地台帳の消毒エタノールへの浸漬とマイナス 40 度での急速冷凍を行ってきた。</p> <p>本案件は、ノンプロ無償のスキームを使い、真空凍結乾燥機を供与し同機材を使用して土地台帳の修復を行うことを目的とする。併せて同台帳修復及び今後の発展的使用に必要な機材（修復後の台帳をデジタル化して文書の検索を容易にするための機材等を含む）を供与して復旧・復興作業に貢献することを目的とする。</p>
1. 案件の 進捗状 況	<p>アチエ州土地局によれば、当初は最短で 7 月末から真空凍結乾燥機が稼働できるという理解であったが、現実には 3 - 4 ヶ月程度遅れている。インドネシア側の機材の通関手続き、免税申請手続きへの不適切な対応も遅れの原因となった。¹</p> <p>現在、13 トンの土地台帳は土地庁（BPN）の管理の下、ジャカルタでマイナス 40 度のまぐろ冷凍倉庫に凍結された状態で保管されている（保管料は、2005 年 3-5 月 JICA、6-9 月世銀、10 月以降本ノンプロ無償案件予算で負担）。真空凍結乾燥機については 11 月中旬に専用の建屋に設置されて以降 JICA 専門家の技術指導の下、順次冷凍倉庫から台帳を輸送し真空凍結乾燥機の試運転を行い、原簿の劣化損傷状況に応じて開被作業、応急修復処置を講じて文書復旧作業を行っている。デジタル・スキャン用カメラ、データ処理装置等は 2005 年 12 月末までに機材調達契約が締結される予定で、2006 年 2 月に納入の見込みである。全ての台帳にかかる凍結乾燥作業が終わるのは 2007 年 4 月の予定（本格作業に 1 年 5 ヶ月間要する）。第一陣として 4 2 箱分の修</p>

¹ BPN 側の免税書類に必要な署名権者による署名がなされず、署名の取り直しとなり時間がかかった。

復された土地台帳が本年末までにアチェ州土地局へ収納されることとなっている。

今後の土地台帳の一連の修復作業については、現在行われているように、案件当初から関わっている JICA 専門家の技術指導の下で、ノンプロ無償機材供与と JICA 技術協力が密接に連携していくことが進捗を促進する上で不可欠である。また、来年以降行われる文書のデジタル化についても専門家派遣によりインドネシア側へ公文書のデータベース及び検索システム作成プロセスにかかる技術移転がなされることが必要である。

契約名	契約日	契約先	契約金額	納品日 (契約納期)
凍結乾燥機	2005/6/20	オガワ精機	93,100,000 円	2005/10/20
建屋建設	2005/9/5	PT. Hutama Karya	11,218,448 円	2005/11/15
冷凍庫賃貸料	2005/9/16	Perum Prasarana Perikanan Samudera Cabang Jakarta	346,500,000 ルピア	2005/9/17 ~ 2006/3/17
キャビネット	2005/12/9	PT. Elite Permai Metal Works Ltd	3,095,625 円	2006/1/8

2. 案件の妥当性

本案件は、アチェの社会・経済活動復旧において所有権、土地利用権等を確認するために必要不可欠な土地台帳の現状回復を目指すと共に同台帳の電子化により利用者へのアクセスサービスの向上を図るものであり、アチェの復興計画の中でも極めて緊急かつ重要な案件と位置づけられている。本件が完了すればアチェ州の社会・経済活動の回復及び今後の発展において州民全体に等しく裨益する。

なお、土地台帳のデジタル化については、BPN では「国家土地情報システム」(Information System for National Land)に基づいて、今後中長期的にインドネシア全国の土地台帳をデジタル化して、一般利用者に情報開示する計画を有している。

3. 施設 / 機材の活用度

現状では真空凍結乾燥機及びその建屋施設のみが利用できる状況にあるが、JICA 専門家の技術指導及び機材供給会社から派遣されている専門家による 2 週間の操作訓練の結果、活用度は極めて高く、シフト制で 24 時間 1 週 7 日間フルに稼働している状況である。

	<p>また、選定されている機材は、「死活的な書類」(vital documents)の原紙を修復するために世界的に認知されている真空凍結乾燥機及び土地台帳修復後のデジタル化に必要な機材が中心となっており、案件の緊急性及び持続発展性にかない妥当かつ時期的にもタイムリーである。</p> <p>なお、今後より円滑な修復作業を実現していくためには、残った予算で、文書修復用のリーフ・キャスト機、和紙、へらを始め、大量の出力装置付複写機、プリンター等の機材を追加で供与することが効果的である。</p>
<p>4. 案件完了後に期待される効果</p>	<p>本案件完了後には、以下の効果が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地台帳の回復によって土地売買が可能となり、経済活動が活発化される。 ・ 土地台帳の回復によって土地問題にかかる紛争が削減される。 ・ 土地台帳を初めとする "vital documents" の原紙保存方法にかかる知識・ノウハウがインドネシア政府、アチェ州政府に移転される。 ・ 土地台帳を初めとする "vital documents" のデジタル化及びデータベース化にかかる知識・ノウハウがインドネシア政府、アチェ州政府に移転される。 <p>以上のように本件の効果は単にアチェ州の土地台帳の現状回復による経済活動の活発化という直接的効果のみならず、将来の vital documents の保存方法・デジタル化による利用者サービスの向上という波及的效果も視野に入れている。また、インドネシア側に 4 億ルピアの予算がつくなどアチェ復興計画における本件のプライオリティが高く、関係者も真剣に取り組んでいるため、効果が発現される見込みは高い。</p>
<p>5. 他ドナーによる支援との関係(重複の有無等)</p>	<p>他ドナーとの重複はない。</p> <p>世界銀行を核とする欧州を中心とした多国間ドナーにより、アチェ州全体のリモートセンシングを使用したデジタル地図の作成は 2005 年 9 月に完了している。今後は、修復された土地台帳のデジタル情報と上記デジタル地図を照合していくことが必要となる。</p> <p>なお、世銀は修復された土地台帳を使用して住民・NGO を関与させた土地問題解決制度の構築を支援し、土地庁の施設修復も行う予定。</p>
<p>6. 広報効果(ビジビリティ)</p>	<p>ビジビリティは非常に高い。</p> <p>日本の支援でアチェ州の土地台帳が修復されていることはインドネシア政府のみならずメディアにより国民全体にも宣伝されている。11 月 23 日に行われた真空凍結乾燥機の操業セレモニーでは国家機構省の大臣により機</p>

	<p>械の操業が開始され、インドネシアの各紙及び TV により全国的に報道されている。</p>
<p>7. 被援助国等による評価</p>	<p>前述のように案件自体及びその波及効果については、政府関係者及びメディアからも高い評価を受けている。しかしながら、真空凍結乾燥機が当初イ側へ供与される予定がリースに代わった理由が実施機関の BPN 及び ANRI (国立公文書館) 側に十分納得できるように伝わっておらず、使用後に機材を返却することに抵抗感が強い。また、案件の最終決定、機材輸出許可を得るための手続き等による案件進捗の遅れ、機材を納入した業者による操業訓練の際のコミュニケーション²にも改善を求める声があった。</p>
<p>8. 提言・教訓など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術協力専門家の介在の重要性 本件は、2005 年 2 月に JICA 専門家がアチェに支援調査に行き土地台帳を日干ししている現場を見たところから日伊双方へ積極的に働きかけたことが案件実現の大きな原動力となった経緯があり、専門的知識を有する仲介者の存在が案件の推進に果たす役割は大きい。 ・ 機材と人との有機的連携強化 本件は、ノンプロ無償案件と JICA 技術協力が連携した成功事例であるが、一部スキームの関係で相互間の調整が十分とれていないようなケースもあるため、今後より一層緊密な連携が望まれる。³ ・ 説明責任 前述のように、支援の形態が機材供与からリースに変更されたことへの理由説明が十分でなかったことがイ側カウンターパートに不満・不信感を残していることから、より明確な説明を行う必要がある。 ・ 機材供与の必要性 本案件の効果をアチェ土地局のみでなくより広範囲に波及させ、イ国全体の今後の同種の災害への対応能力を高めるためにも、事情が許す限り現在のリース形態ではなく真空凍結乾燥機の完全譲渡を検討すべきである。 <p style="text-align: center;">外務省コメント</p> <p>真空凍結乾燥機は、土地台帳の修復作業という特定目的以外には活用しない機材である。現時点で本件支援の完了後の活用計画が具体化さ</p>

² 納入業者の専門家は英語・インドネシア語ができず、通訳を介しての指導となったため、最低英語で指導できる専門家の派遣を希望している。

³ 重要な時期に JICA による専門家派遣が追いついておらず、専門家が私費で渡航せざるを得ないことがあった。

	<p>れていないことから、本件実施期間内のリースが望ましいと判断した。</p>
9. その他	<p>・ 訓練におけるコミュニケーション能力 前述のように、機材のオペレーション指導においては、通訳をつけるかできる限り英語かインドネシア語のできる人材を送ることが望ましい。</p>

土地台帳の修復



BUILDING FOR VACUUM FREEZE DRY CHAMBER



CONSERVATION WORKS OF LAND REGISTRY BOOK



VACUUM FREEZE DRY CHAMBER

第5章 モルディブ支援評価結果

津波ノンプロ無償資金協力の第3者評価について（モルディブ）

津波被災支援としてモルディブ政府に供与した「ノンプロジェクト無償資金協力(20億円)」による支援事業について第3者評価を実施したところ、以下のとおり報告する。

1. 委託者

Mr.Ahmed Shareef Nafees

同人は、英国（University of East Anglia）にて、開発学修士を取得後、モルディブ政府環礁開発省にて、地方開発を担当し、ADB、世銀等による開発計画等に従事した経験を有する。現在、フリーのコンサルタント（モルディブ政府環礁開発省課長補佐を委嘱されている）。

2. 実施目的

下記「4.案件分類」に沿った「案件評価」として、個々の案件の進捗状況を中心としたモニターを行い、「支援の効果」等の評価を行わせた。

3. 実施方法

(1)実施手法（委託したコンサルタントが以下を行う）

実施機関に対して、案件の目的、背景等を聴取する。

ノンプロ無償運営管理委員会（以下）に対して、選定等の経緯、問題点について聴取する。

(イ) ODA タスクフォース（大使館、JICA、JICA 緊急開発調査団）

(ロ) モルディブ側（外務省、財務省、国家計画省等）

各案件について、現地サンプル調査をおこない、現状を調査する。

機材案件で配布がこれから開始されるもの、施工案件で工事中のものについては、現場調査を踏まえ、目的設定の妥当性、期待される効果等について考察する。

(2) 報告内容

案件形成プロセス・選定の妥当性及び提供した機材の活用状況、進捗状況等の確認

支援の効果（政策的な観点及び受益者からの観点を含む）

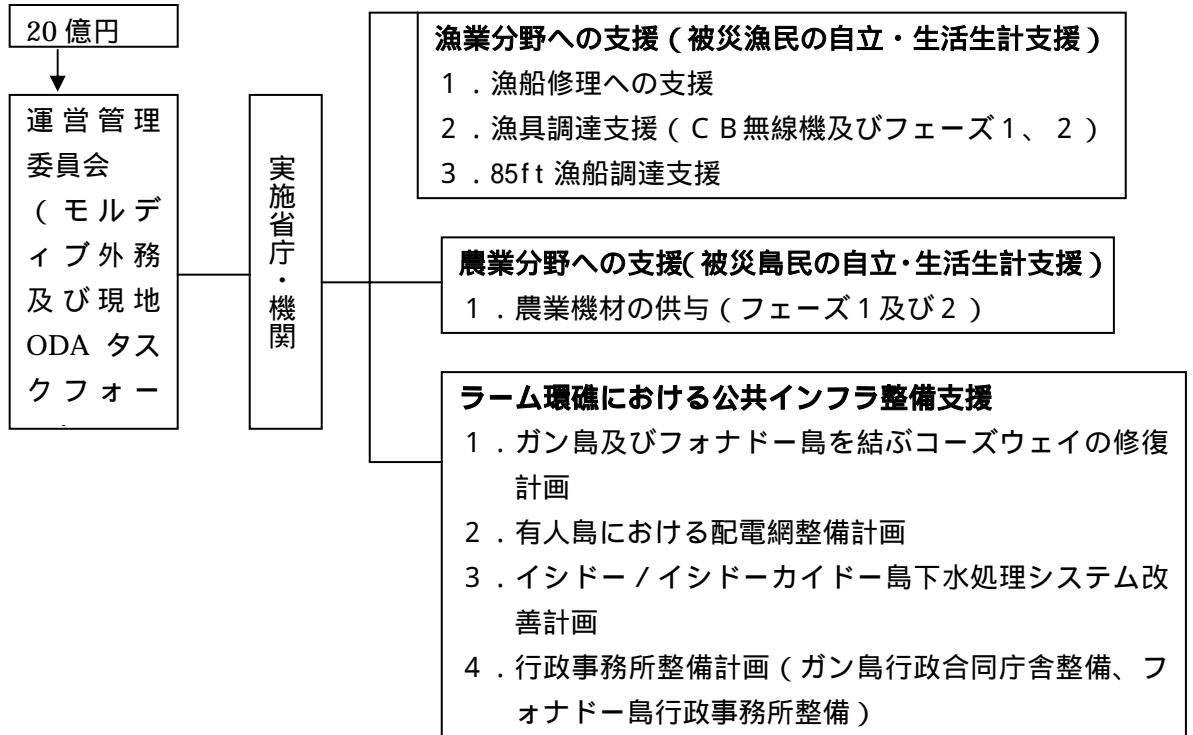
評価（目的設定の妥当性、改善点、教訓等を含む）

4. 評価案件の分類

津波ノンプロ無償資金協力は、被災国政府（モルディブ）が実施する緊急復旧事業への支援としている。そのため、本資金（20億円）の管理については、モルディブ政府（外務省・財務省）及び日本側代表（ODA タスクフォース）からなる「運営管理委員会」によって、実施省庁が策定する「復旧・復興事業計画」の妥当性等を判断し、実施に移すこととなる（機材、役務の調達代行は、JICS が実施）。

運営管理委員会で選定した支援事業の分類(セクター)は次のとおりとなり、今次評価では、3分野、8案件に対して評価を実施した。

津波ノンプロ無償資金協力の運営管理形態と支援セクター



なお、コンサルタントより、為替管理について全般的課題として、以下が言及されている。

為替管理

ノンプロ無償資金協力は、円貨で管理することを原則としているため、E/N 交換時の1月のレート(1米ドル=約104円)に対して、12月2日現在では1米ドル=約119円との円安となっており、対モルディブ20億円の供与額において、ドル換算とした場合、約12.6%目減り(約2.5億円相当)し、支援規模が縮小した。モルディブにおいては、米ドル精算は、漁業・農業案件にかかる資機材等調達費、インフラ4案件にかかる工事費と全体の91.9%を占め、また、日本円精算は、インフラ案件工事施工監理費、JICS 調達監理費と全体8.1%に留まり、事業経費のほとんどが米ドル精算であることから、日本の支援資金を効果的に活用する上でも、今後、為替管理を行うことが必要と考える。

5. プロジェクトサイト図 別添

6. 評価票 別添

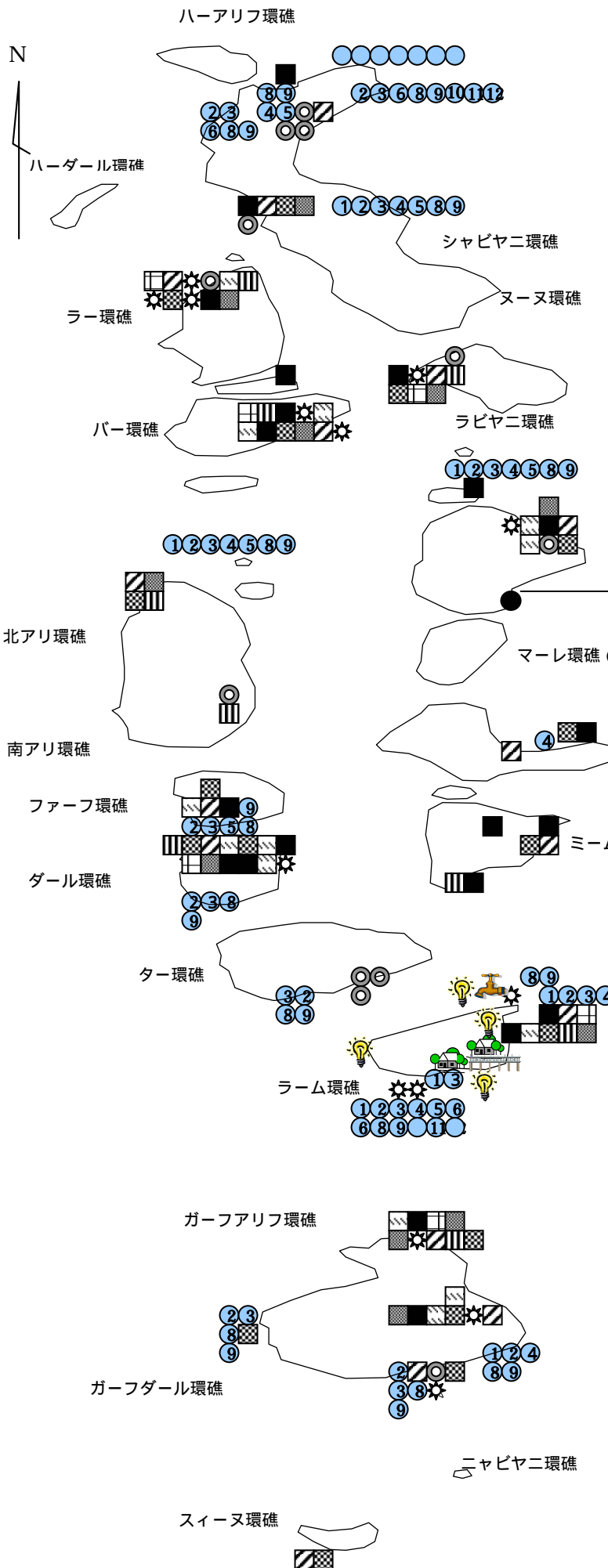
(参考)

モルディブ津波被災状況

- (1) モルディブは、約 1,190 の小島 (有人島約 198 島) からなる小規模島嶼国で、人口約 29 万人の小国であるが、今次津波により、全人口の約 1 / 3 が被害を受けた。
- (2) 労働人口の 11 % に当たる 1.5 千人以上が漁業に従事しているが、120 以上の漁船が被害を受け、多くの漁具が失われた (1 隻当たり 10 人の漁民が乗り込んでいることから、1200 人の漁民が収入手段を失ったこととなる)。
- (3) 主要産業である観光 (2004 年 4.8 億ドルの収入) 分野においては、87 リゾートの内 21 リゾートが深刻な被害を受けた。
- (4) 津波により約 70 島、4,000 人以上の農民が、農業機具の流失・破損、作物への打撃や土壌塩害などで大きな被害を受けた。
- (5) 津波被害はモルディブの GDP 全体の約 40% を占める観光分野及び漁業分野に深刻な被害をもたらし、2005 年の GDP 成長率は当初見込みの 7.5% から 1.0% 程度にまで下落すると予想されている。また、財政赤字は GDP 比 4.0% (当初見込み) から 10.5% へ悪化が見込まれているほか、物価上昇率は 5.0% (同) から 6.8% へ上昇する見込みとなっている。

死者	死者 82 名、行方不明者 26 名
被災者数	約 8 万人 (約 15,000 人が住宅を失う)
家屋損壊	完全に崩壊した家屋約 2 千戸 部分破損した家屋 3.5 千戸
被災状況	* 14 島が壊滅的な被害 (一部の島は、島民全員が移住) * 87 のリゾート島において 21 島が被害 * 100 隻以上の中規模漁船、20 隻の小型漁船が深刻な被害を受けたほか、多くの漁具が流失。 * 各島の港湾施設、海岸沿いの島行政事務所、島内の配電網、上水道、下水施設等が被害を受けた。

モルディブ国におけるノンプロ無償津波復興支援地図



漁業分野

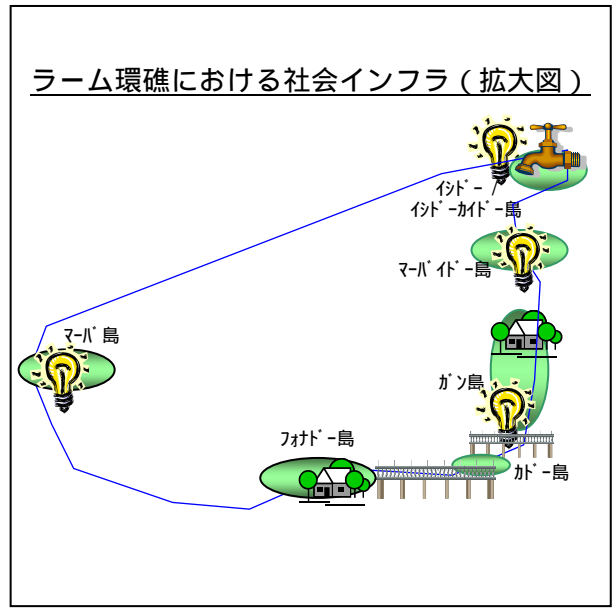
- 魚網
- 発電機
- 漁船排水用ポンプ
- 釣り竿
- トランシーバー
- GPS
- 双眼鏡
- CB無線機
- 漁船修理
- 85フィート かつ釣り漁船

農業分野

- 4輪トラクター
- 2輪トラクター付
- ブッシュカッター
- 家庭用サイズ破砕機
- 背負式スプレーヤー
- エンジン付破砕機
- 発電機及びびん・アパーツ
- ピックアップトラック
- コンポスト製造機
- 野菜・果物保存用ユニット
- ハウス冷却装置
- 野菜・果物乾燥機
- 運搬船

社会インフラ分野

- 配電網復旧計画
- コーズウェイ修復計画
- 合同庁舎・島行政事務所整備計画
- 下水処理システム改善計画



漁業分野への支援

(被災漁民の自立・生活生計支援)

- 1 . 漁船修理への支援
- 2 . 漁具調達支援 (C B 無線機及びフェーズ 1、 2)
- 3 . 85ft 漁船調達支援

農業分野への支援

(被災島民の自立・生活生計支援)

- 1 . 農業機材の供与 (フェーズ 1 及び 2)

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）

漁業分野 漁船修理への支援（被災漁民の生活生計自立支援）

作成日：平成 17年 12月 9日

担当公館名：在スリランカ日本大使館	
国名：モルディブ	
案件名：漁業分野 漁船修理への支援（被災漁民の生活生計自立支援）	
実施機関：漁業・農業・水産資源省	
案件の目的 及び概要	<p>モルディブにおける漁業は観光に次ぐ産業であり、主要輸出品として年間 75 百万ドル以上の収益を上げ、また、モルディブ人口 29 万人のうち労働人口が約 13.6 万人に対して、漁業従事者が約 1.5 万人と、労働人口の 11% が従事している。</p> <p>しかしながら、今次津波により、漁業分野は、漁船の損傷、破損、漁具の流失等と大打撃を受け、漁民は、津波により住居を奪われると共に、生活を維持するための生活財である漁船、漁具を失った（モルディブ漁業の主流な中小型カツオー本釣り漁船（45ft ~ 55ft）が津波で 120 ~ 140 隻を消失・破損した）。</p> <p>そのため、モルディブ政府は、津波で被災した漁民に対して、漁業に必要な漁船、漁具等を無償で貸与し、被災漁民の経済・生活基盤の再整備への支援を行うこととした。本案件は、同支援政策に基づき、津波で被害を受けた漁船を修理し、被災漁民の生活生計の自立を支援するものである。</p> <p>修理にかかるサービス（エンジニア等の経費、技術指導等）は F A O が提供し、修理に必要なスペアパーツを本資金から調達して供給した（FAO との連携案件）。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 13 隻分（漁船エンジン修理用スペアパーツ、プロペラ及びシャフトなど）
1 . 案件の 進捗状況	<p>契約日： 10月 6日 契約者名：MTCC（Maldives Transport and Contracting Company） 契約金額：US\$39,477.91 進捗状況：完了（13 隻の漁船が修理された）</p>
2 . 案件の妥当性	<p>モルディブの漁業は中小型カツオー本釣り漁船（45 f t ~ 55ft）が主流であり、昨年末の津波で消失・破損した同型の漁船は 120 ~ 140 隻に上る。</p> <p>そのため、漁業省は、FAO の協力を得つつ、ニーズアセスメントを行い、漁船の被災状況、被災漁民の状況を調査した。調達するスペアパーツの「仕様」、「数量」、「裨益者」は全て漁業省、FAO の実施した被災地での実態調査に基づいている。また、修理を実施する際には、FAO が損傷の度合いや裨益者を再確認するため、適切な修理が、的確な対象者に行なわれている等、管理された体制で修理が実施されたもので、支援の十分な妥当性が認められる。</p>
3 . 施設 / 機材の 活用度	<p>修理された漁船（13 隻）により、カツオ釣り漁が再開された。</p> <p>ひどい荒天や特別な事情がない限り、漁船は安息日である金曜以外の全ての日に出漁していることが確認された。</p>

4 . 案件完了後に期待される効果	修理された漁船(13隻)により、カツオ釣り漁が再開されており、1漁船当たり、漁民10名程度が従事していることから、これにより約130名の漁民の生活再生計が図られたことになり、自立支援につながる事が期待される。
5 . 他ドナーによる支援との関係(重複の有無等)	FAOとの相互補完関係で支援が進められた。(別添参照) <ul style="list-style-type: none"> ● FAO : ニーズアセスメント、エンジニアリング・サービス等の技術指導 ● 日本 : 漁船修理に必要な部品の提供
6 . 広報効果(ビジビリティー)	漁船は、日々、漁業に活用する漁民の生活生計の耐久財である。 日本の支援により修理が図られたことを漁民は理解しており、長期にわたり、日本の支援の広報効果が継続するものとする。
7 . 被援助国等による評価	政府実施省(漁業・農業・水産資源省)から復旧事業として、モルディブ計画開発省を通して、ノンプロ運営管理委員会(モルディブ外務省・財務省、日本大使館、JICA、JICS関係者から構成)に提出されたもので、復旧事業として承認された案件となっている。 モルディブ政府は、津波被災直後から、漁業分野の復旧・復興を最優先事項と位置づけており、本件は、モルディブ漁業の中心となるカツオ漁業の再開に必要な支援として高い評価を得ている。
8 . 教訓・提言等	<p>1 . 教訓</p> <p>一般的に、他ドナーと連携したプロジェクトは、組むドナーのパフォーマンスにより支援の進捗が直接的に影響することとなる。組むドナーが、何らかの理由で実施が困難となった場合、支援の停止を余儀なくされるため、役割分担、支援のスピード等と事前の調整が重要となるが、本案件の場合は、漁業省、FAO、JICSにより十分な調整が図られた。他のドナーとの相互補完での支援は、緊急時には、重複を避け効果を最大に上げる上でも重要であり、本件の経験を分析し、さらに発展させていくことが重要と考える。</p> <p>2 . 提言</p> <p>漁業省とFAOの行った実態調査結果に基づいて本案件は進められてきたが、被災後の混乱期に、一時的に他の島に避難していた漁民が右調査の対象から漏れていたといった問題も一部生じている。実地調査によって被災漁民・漁船の確定を行うため、このような問題は避けては通れないが、公平性の観点から、漁業省において本件と同様な支援を受けていない被災漁民への対応を検討する余地があるとする。</p>
9 . その他	

別添1 : 漁船修理におけるモルディブ政府の実施・管理体制

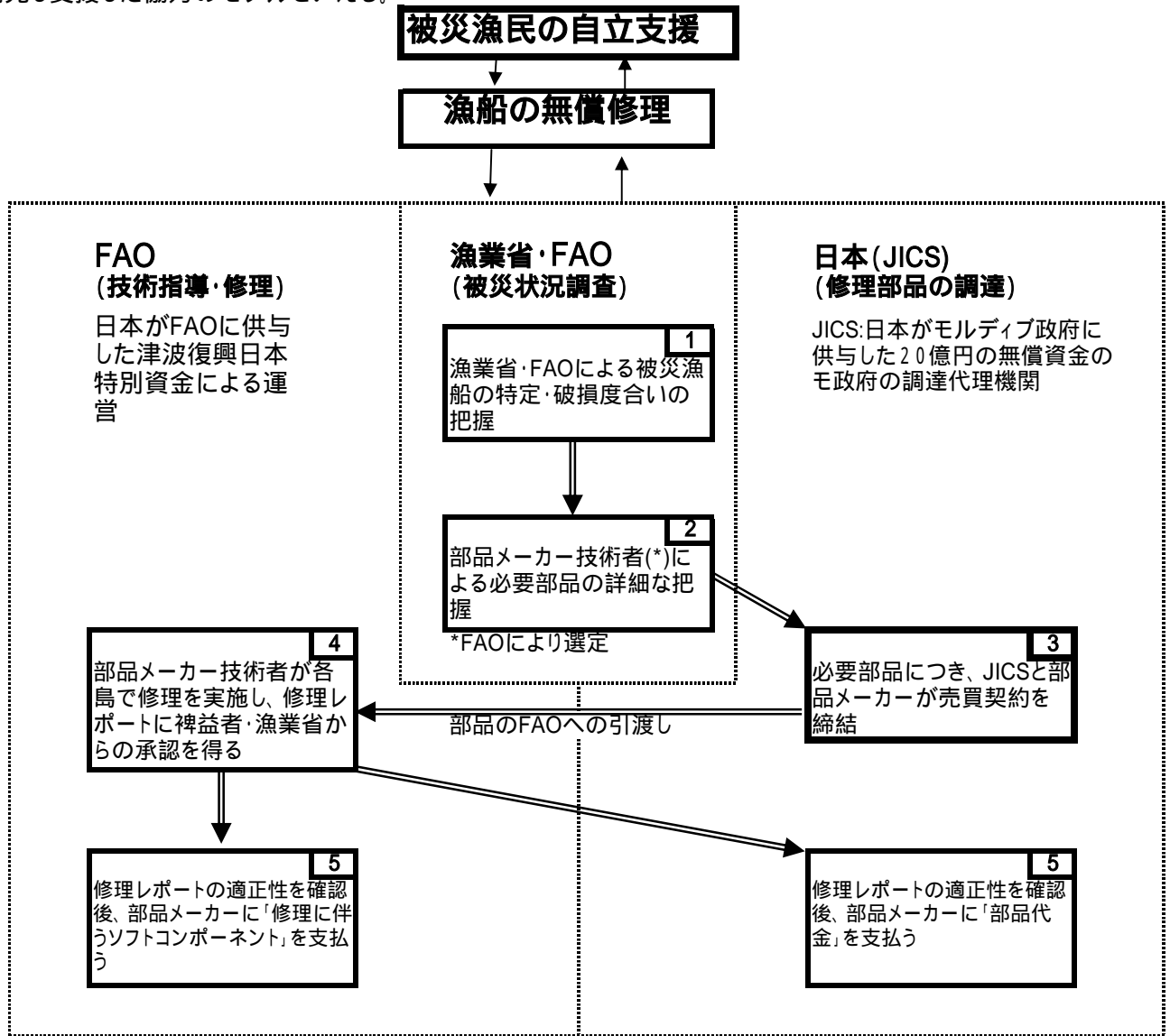
別添2 : 修理漁船リスト

別添3 : 写真

漁船修理におけるモルディブ政府の実施・管理体制

1. 本案件の目的とメカニズム

モルディブ漁業省は、津波被災漁民の自立支援として、津波によって被災した漁船を日本及びFAOの支援によって、以下のメカニズムで無償修理を行った。本件は、モルディブ政府の漁業分野の復興政策を、日本及びFAOとが相互補完し支援した協力のモデルといえる。



2. 修理管理表の見方

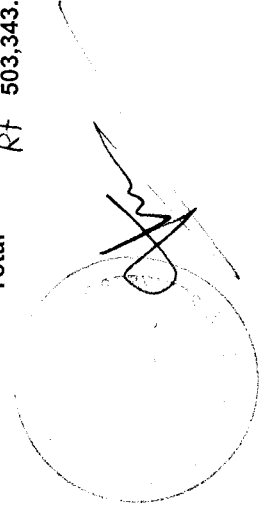
モルディブ政府は、修理に対して別添1の修理管理表を作成し、的確な運営管理を行っている。

- (1) No.: 上記チャートの「1」にて調査した漁船の通し番号。抜けている番号は、当該する漁船が本案件の対象から外れたことを示す。
- (2) Atoll: 環礁名。省略形で記載されている。
- (3) Island: 島名。
- (4) Name: 修理対象漁船の所有者名。
- (5) Address: 住所
- (6) Vessel Name: 船舶名
- (7) Model: エンジン型式
- (8) Horse Power: 馬力
- (9) Damage Details: 損傷の状況。津波によってエンジンが海水に没したことで、キャブレターやピストン内部まで塩水が入り込んだことによる被害が大きかった。そのような場合は、エンジンを全て分解してオーバーホールし、使えない部品を交換するという作業が必要になる。
- (10) Progress: 進捗状況。「MTCC」は部品供給会社を、「R」は修理済みを指す。
- (11) Spare charge: スペアパーツ代金。モルディブルフィア (Rf) での金額。

13 Tsunami Damaged Engine Summary

No	Atoll	Island	Name	Address	Vessel Name	Model	Horse Power	Damage Details	progress	MTCC REPAIRED	spare charge
2	H.Dh	Kulhudhufushi	Ibrahim Ali	Manaage		2TE	22	Engine affected by sea water	MTCC R		26,885.25
3	H.Dh	Kulhudhufushi	Hasan Ibrahim	Sahaara	Heera	2TE	22	Engine affected by sea water	MTCC R		26,885.25
4	H.Dh	Kulhudhufushi	Zakariyya adam	Aavehi	Hiraa	2 SM	39	Engine affected by sea water	MTCC R		26,041.05
7	Sh	Komandoo	Ismail Mohamed	Nooraaneege		2TE	22	Engine damaged	MTCC R		12,991.65
14	R	Kandholhudhoo	Haseebath Ali	Morningvilla		6 CHGGXE	115	Extensive damage due to sea water.	MTCC R		184,757.58
35	Lh	Niafaru	Abdhul Ismail	White Rose	Rose	3SMG	45	Engine affected by sea water	MTCC R		17,259.95
43	Dh	Meedhoo	Abdul Wahid Abdul Raheem	Funamaage	Alimas	2TE	22	Affected by sea water	MTCC R		32275.35
47	Dh	Gemendhoo	Abdul Hameed	Bilaimaage		2TE	22hp	Propeller Damaged	MTCC R		33,987.45
71	K	Dhiffushi	Ismail Sameer	Huvandhumaage	Azum	2TE	22	Engine affected by seawater	MTCC R		4,410.00
93	G.DH	Gadhoo	Ibrahim Shareef	Gulfaamuge	Udhatesdhoani	2TE	22	Engine affected by seawater&rusted	MTCC R		34,958.70
96	T	Thimarafushi	Abdul Raheem Mohamed	Madufehige	Bahuru nujoom	3TD	39hp	Engine Affected by Sea water	MTCC R		54,956.48
97	T	Thimarafushi	Moosa Ibrahim	Velabulige		2TE	22hp	Engine Affected by Sea water&damaged	MTCC R		28,090.65
98	T	Thimarafushi	Adam Ali Maniku	Minivan Asseyri		2SM	22hp	Spare parts lost&engine damaged	MTCC R		19,843.95

Total Rf 503,343.31



漁船修理の状況



船倉に据え付けられているエンジンを
オーバーホールしているエンジニア



ピストン内部まで海水が入り込んでいるため
全体を分解してダメージを受けた部品のみ
交換する



修理の完成したエンジン
これより船に据え付ける

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）

漁業分野 漁具調達（CB無線機及びフェーズ1、2）

（被災漁民の生活生計自立支援）

作成日：平成 17年 12月9日

担当公館名：在スリランカ日本大使館	
国名：モルディブ	
案件名：漁業分野 漁具調達（CB無線機及びフェーズ1、2）（被災漁民の生活生計自立支援）	
実施機関：漁業・農業・水産資源省	
案件の目的 及び概要	<p>モルディブにおける漁業は観光に次ぐ産業であり、主要輸出品として年間75百万ドル以上の収益を上げ、また、モルディブ人口29万人のうち労働人口が約13.6万人に対して、漁業従事者が約1.5万人と、労働人口の11%が従事している。</p> <p>しかしながら、今次津波により、漁業分野は、漁船の損傷、破損、漁具の流失等と大打撃を受け、漁民は、津波により住居を奪われると共に、生活を維持するための生活財である漁船、漁具を失った（モルディブ漁業の主流な中小型カツオー本釣り漁船（45ft～55ft）が津波で120～140隻を消失・破損した）。</p> <p>そのため、モルディブ政府は、津波で被災した漁民に対して、漁業に必要な漁船、漁具等を無償で貸与し、被災漁民の経済・生活基盤の再整備への支援を行うこととした。</p> <p>本件は、同支援政策に基づき、釣竿、魚網から漁船用のGPS、排水用ポンプ、エンジンなど、漁民の漁業再開に必要な漁具等を、漁業・農業・水産資源省が被災漁民に無償貸与し、漁民の生活生計の自立を支援するものである。</p> <p>なお、各漁具の調達数量は、漁業省が実施した各被災島での実態調査に基づいているが、同実態調査の正確性と調達の迅速性を両立させるため、全調査の完了を待たずに、調査の完了した分からフェーズ1、フェーズ2として漁業機材の入札を分け実施した。</p> <p>(機材リスト:CB無線機)</p> <ul style="list-style-type: none">・ CB無線機(15台) <p>(機材リスト:フェーズ1)</p> <ul style="list-style-type: none">・ カツオー本釣り用竿 (3,0m:220本、3,5m:150本、4,0m:150本)・ 魚網(70枚)・ 双眼鏡(15台)・ 漁船排水/散水用ポンプ(2インチ径:75台、3インチ径:50台)・ 漁船排水/散水用ポンプのための発電機(60台)・ 漁船用エンジン(78HP:3台、115HP:2台)・ ウォークトーカー(20台)・ GPS(20台) <p>(機材リスト:フェーズ2)</p> <p>Lot 1</p> <ul style="list-style-type: none">・ カツオー本釣り用竿 (3,0m:144本、3,5m:84本、4,0m:10本)・ 魚網(44枚) <p>Lot 2</p> <ul style="list-style-type: none">・ CB無線機(26台)

	<p>Lot 3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 双眼鏡(6 台) ・ ウォークーキー(5 台) ・ GPS(8 台) ・ 漁船排水 / 散水用ポンプ(2 インチ径:41 台、3 インチ径:37 台) ・ 漁船排水 / 散水用ポンプのための発電機(31 台)
1 . 案件の 進捗状況	<p>(C B 無線機)</p> <p>契約日 : 4 月 25 日 契約者名 : Namira Engineering 契約金額 : US\$4,080.00 進捗状況 : 完了</p> <p>(漁具フェーズ 1)</p> <p>契約日 : 5 月 29 日 契約者名 : Jet Companies 契約金額 : US\$370,816.00 進捗状況 : 魚網及びカツオー一本釣り竿のみ未納入 (本年 12 月納入予定)</p> <p>(漁具フェーズ 2)</p> <p>契約日 : 8 月 23 日 (Lot 3 : 契約者 Alia Investments Pvt. Ltd) 10 月 23 日 (Lot 1 : 契約者 Alia Investments Pvt. Ltd) 10 月 24 日 (Lot 2 : 契約者 Misaraab)</p> <p>契約金額 : US\$139,797.82 (Lot1 :\$37,111.68 , Lot2 :\$12,889.35 , Lot3 : \$89,796.79)</p> <p>進捗状況 : 11 月より納入</p>
2 . 案件の妥当性	<p>調達する漁具の「仕様」、「数量」、「裨益者」等の選定は、全て漁業・農業・水産資源省と FAO が実施した被災地での実態調査に基づいているため、十分な妥当性と合理性が確保されていることが認められる。</p> <p>また、配布に際しては、被災漁民登録リストに基づき、漁業省により機材配布リストがまとめられている。</p>
3 . 施設 / 機材の 活用度	<ol style="list-style-type: none"> 1. 機材配布が開始されたばかりであり漁民の手に渡った機材は、まだ少ないが、供与機材は入手後直ちに利用されており、非常に有効に活用されていることを確認できた。 2. 3 環礁 5 島 13 名の漁民に配布した海水ポンプは、6 名が既に使用しており、残り 7 名が船に保管していた (津波で破損したポンプを自費で修復。配布機材は、予備として船に保管したため)。また、漁船用散水ポンプ用の発電機については、届いたものの漁船の修理が完了していないため、利用を開始できない漁民が 1 名存在した。 3. ' 05 年 11 月末現在で、要請された漁具のうち釣り竿・餌網を除いて 85% (個数ベース) が漁業省に引き渡されており、残り 15% も 12 月から ' 06 年 2 月に順次マレに到着する予定 (釣り竿と餌網は 69% が 12 月 20 日前後に、残り 31% が ' 06 年 2 月に調達完了予定) であり、順次被災漁民に配布される予定であることが確認できた。
4 . 案件完了後に 期待される効果	<p>今次津波により漁民は生活を維持するための生活財である漁船、漁具を失ったことから、漁民の生活生計の再構築において必要な機材の提供は、被災民の自立生活生計を促進する効果が期待される。</p>

	<p>また、機材自体は、漁業省、FAO と調整されており、選定に際しては、漁獲効率性の向上、漁業実施時の安全性の確保（双眼鏡、CB無線機、ウォークトーカー、GPS）等に配慮しつつ、漁業再開に直接寄与するものが選定されている。</p>
5. 他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）	<p>本件分野においては、漁業・農業・水産資源省とFAO とが連携・調整しながら実施しており、また、JICS においてFAO とも綿密に調整している。FAO は、被災漁民に対して、日本側が供与していない漁具等（シュノーケル、水中マスク等）を配布しており、本件は、FAO との相互補完の復旧支援となっている。</p>
6. 広報効果（ビジビリティー）	<p>今次供与する漁具等にはODA マークが貼付されており、漁具等は、日常的に漁民が使用することから、長期にわたり日本の貢献が認められることとなり、広報効果は高いものと考えられる。</p>
7. 被援助国等による評価	<p>政府実施省（漁業・農業・水産資源省）からの被災民の生活生計自立支援として、モルディブ計画開発省を通して、ノンプロ運営管理委員会（モルディブ外務省・財務省、日本大使館、JICA、JICS 関係者から構成）に提出されたもので、復旧事業として承認された案件となっている。</p> <p>モルディブ政府は、津波被災直後から、漁業分野の復旧・復興を最優先事項と位置付けており、本件は、被災漁民の漁業再開に必要な支援として高い評価を得ている。</p>
8. 教訓・提言等	<p>1. 教訓</p> <p>(1) 市場規模が小さいモルディブにおいては、現地調達ができず、多くの物資を海外からの輸入に依存しなければならない。混乱期に仕様を確定する必要があり、海外調達となることから、調達手続きにおいて、釣り竿や餌網の仕様に一部間違いがあり、また、無線機の仕様書からアンテナが抜けているなどのミスがあった。</p> <p>(2) 支援の効果的・効率的な実施において他ドナーと協力し、役割を分担することは有効な方法であるが、一方でそれぞれのプロジェクトの完了時期等については予め調整しておく必要がある（今回は、FAO と十分に調整しており、FAO が配布する機材の配布時期を同時に行え、効率的な体制であった）。</p> <p>2. 提言</p> <p>(1) 漁業省・FAO による実態調査、適正機材の選定及び仕様調査、入札手続や製造・輸送期間等により、津波被災から、実際に機材が漁民の手元に届くまで数ヶ月を要した。生活生計の再建に直結する生活必需品となる機材については、緊急時においては、より迅速に調達・配布できる柔軟な制度が必要である。</p> <p>(2) 特に、今回は混乱した中での調査のため、漁業省・FAO による実態調査にはかなり時間を要したが、公平性、事実確認に留意しつつ、地方の機関や地元根付いた組織を利用して、実態調査を実施するのモ一案であると考え。</p>
9. その他	

別添 1：漁具調達におけるモルディブ政府の実施・管理体制

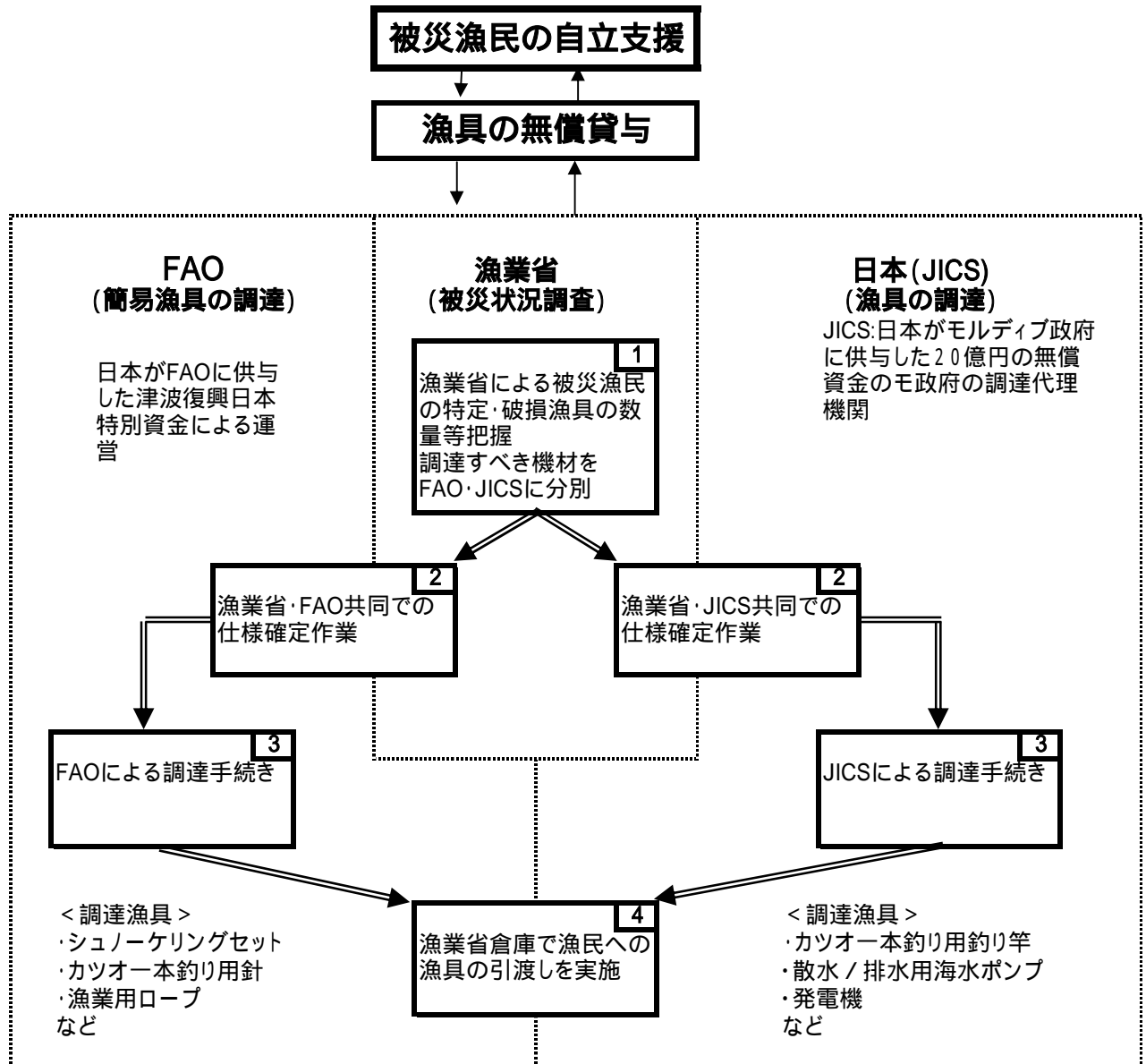
別添 2：配布リスト（一部）参考

別添 3：写真（漁具の配布と利用状況）

漁具調達におけるモルディブ政府の実施・管理体制

1. 本案件の目的とメカニズム

モルディブ漁業省は、津波被災漁民の自立支援として、津波によって消失・破損した漁具を日本及びFAOの支援によって、以下のメカニズムで無償貸与を行った。本件は、モルディブ政府の漁業分野の復興政策を、日本及びFAOとが相互補完し支援した協力のモデルといえる。



BENEFICIARY LIST FOR DAMAGED WATER PUMPS (3")

#	NAME	ADDRESS	ATOLL	ISLAND	QTY	Date	Serial Number
1	Adam Hassan	Unjaamuge	R	Kandholhudhoo	1	11-09-05	01939
2	Ismail Adam	Vijeheyge	R	Kandholhudhoo	1	15-08-05	01889
3	Kaalidhu Yoosuf	Bashimaage	R	Kandholhudhoo	1	10-08-05	01879
4	Mohamed Adam	Dhilshadhuge	R	Kandholhudhoo	1	28-08-05	01928
5	Abdulla Zubiru	Hoarafushi	R	Kandholhudhoo	1	21-09-05	01955
6	Fathmath Moosa	Hadhuvareyge	R	Kandholhudhoo	1	05-09-05	01931
7	Hassan Ibrahim	Kashimaage	R	Kandholhudhoo	1	17-08-05	01905
8	Abdulla Ali	Miriyaasge	R	Kandholhudhoo	1	24-08-05	01922
9	Adam Ibrahim	Kandhoodhooge	R	Kandholhudhoo	1	08-09-05	01934
10	Mohamed Najeeb	Hirundhugasdhosug	R	Kandholhudhoo	1	07-11-05	02085
11	Ibrahim Mohamed	Chabeylee	R	Kandolhudhoo	1	24-11-05	02257
12	Abdull Raheem Husain	Maathila	K	Diffushi	1	11-10-05	01882
13	Sameymaa Ibrahim	Seveena	K	Dhiffushi	1	10-08-05	01878
14	Kaalidhu Mohamed	Finivilaage	K	Guraidhoo	1	15-08-05	01891
15	Abdul Latheef Ibrahim	Gulfaamuge	K	Guraidhoo	1	17-08-05	01901
16	Ahmed Mohamed	Finifenmaage	A . A	Bodufulhadhoo	1	22-11-05	02232
17	Abdunur Gnarooru Mohamed	Dhethandimaage	A .A	Bodufulhadhoo	1	18-08-05	01909
18	Ahmed Mohamed	Veneelahouse	A .A	Mathiveri	1	15-08-05	01888
19	Ahmed Zaheen	Sabnameege	V	Felidhoo	1	06-09-05	01933
20	Khadheeja Abdulla	Star light	V	Felidhoo	1	11-08-05	01885
21	Zubaidaa Moosa	Irumatheege	V	Keyodhoo	1	17-11-05	02187
22	Ahmed Ali	Husnuheenage	M	Kolhufushi	1	24-08-05	01919
23	Tooha Mohamed	Mustareege	M	Kolhufushi	1	10-11-05	02130
24	Ahmed Zunairu	Dhivarublu	M	Kolhufushi	1	09-11-05	02113
25	Umar Zaahir	Saljamge	F	Magoodhoo	1	17-08-05	01906
26	Hassan Hameed	Deyzeemaage	F	Magoodhoo	1	25-08-05	01924
27	Nooh Idrees	Meenaaz	F	Magoodhoo	1	16-08-05	01896
28	Slaymaan Mohamed	Oakidvilaa	F	Magoodhoo	1	16-08-05	01900
29	Moosa Dhaavoodhu	Nasheedhaamanzil	F	Magoodhoo	1	16-08-05	01897
30	Haajaraa Husain		F	Magoodhoo	1	18-08-05	01912
31	Ibraahim Naseem	Beech side	F	Magoodhoo	1	21-08-05	01913
32	Easa Zahir	Mathiraimaage	TH	Vilufushi	1	21-11-05	02224
33	Adam Ali	G. Hiyala, Male'	TH	Vilufushi	1	21-11-05	02216
34	Ibrahim Rasheed	Rankokaage	TH	Diyamigili	1	22-11-05	02240
35	Mohamed Musthafa	Funamaage	TH	Diyamigili	1	22-11-05	02228
36	Zureena Adam	Viletvilla	TH	Madifushi	1	23-11-05	02252
37	Mohamed Rahaa	Fehige	TH	Madifushi	1	24-11-05	02253
38	Naseeru Mohamed	Anbumaage	TH	Madifushi	1	20-11-05	02210
39	Naseer Moosa	Meenaaz	L	Kalhaidhoo	1	29-09-05	01964

漁具の配布と利用状況



漁業省職員から GPS を受け取る漁民



漁業省職員により一件ずつ確認の上、裨益者に対して引き渡される。



発電機を受け取った漁民



カツオー本釣り漁船にポンプを据え付けた漁民



操舵室に GPS を取り付けた漁民



ロブスター漁用漁船に発電機を据え付けた漁民

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）

漁業分野 85ft 漁船調達支援

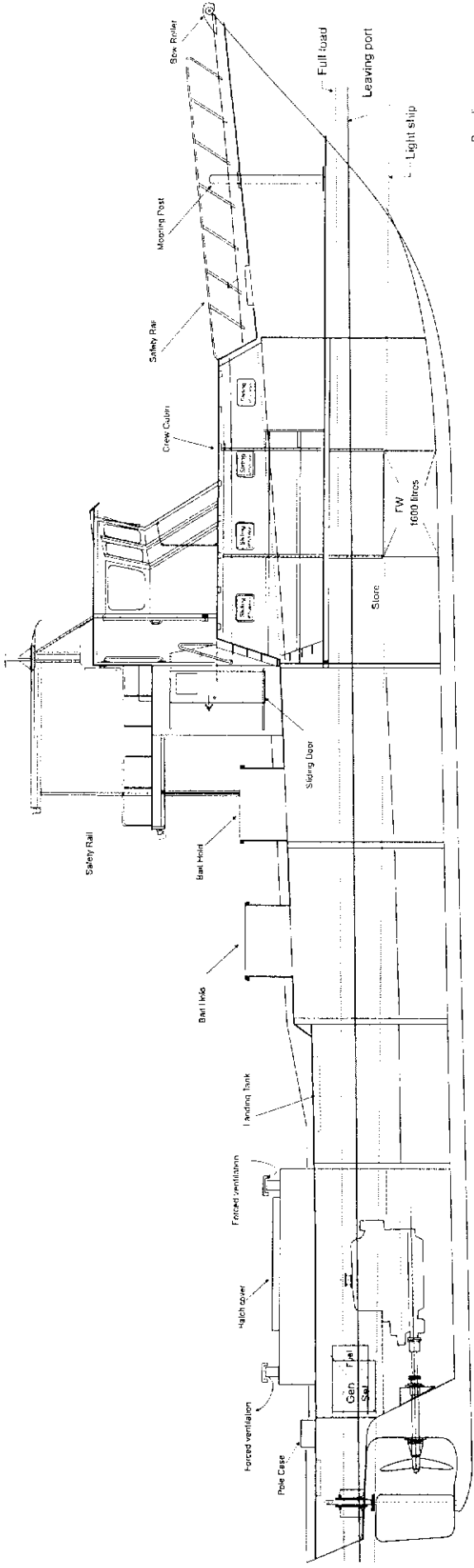
（被災漁民の生活生計自立支援）

作成日：平成 17 年 12 月 9 日

担当公館名：在スリランカ日本大使館	
国名：モルディブ	
案件名：漁業分野 85ft 漁船調達支援（被災漁民の生活生計自立支援）	
実施機関：漁業・農業・水産資源省	
案件の目的 及び概要	<p>モルディブにおける漁業は観光に次ぐ産業であり、主要輸出品として年間 75 百万ドル以上の収益を上げ、また、モルディブ人口 29 万人のうち労働人口が約 13.6 万人に対して、漁業従事者が約 1.5 万人と、労働人口の 11%が従事している。</p> <p>しかしながら、今次津波により、漁業分野は、漁船の損傷、破損、漁具の流失等と大打撃を受け、漁民は、津波により住居を奪われると共に、生活を維持するための生活財である漁船、漁具を失った（モルディブ漁業の主流な中小型カツオー本釣り漁船（45ft～55ft）が津波で 120～140 隻を消失・破損した）。</p> <p>そのため、モルディブ政府は、津波で被災した漁民に対して、漁業に必要な漁船、漁具等は無償で貸与し、被災漁民の経済・生活基盤の再整備への支援を行うこととした。</p> <p>本件は、モルディブの主要漁業であるカツオ釣り船も大きな被害を受けたことから、同支援政策に基づき、85ft のカツオー本釣り用漁船を漁業・農業・水産資源省が被災漁民コミュニティに対して無償貸与し、漁民の生活生計の自立を支援するものである。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 85ft 漁船（15 隻程度：入札金額の結果により調達隻数が調整される）
1. 案件の 進捗状況	<p>契約日：10月 23日 契約者名：Fairline Designs 契約金額：US\$1,128,267.50(5 隻分を確定) 06 年 7 月～11 月の間に順次納入される。</p> <p>追加調達について入札準備中。</p>
2. 案件の妥当性	<p>モ国では本来 14～17m 程度（45ft～55ft）の中小型カツオー本釣り漁船が主流であり、漁業省の実施した調査によれば、昨年未の津波で消失・破損した同型の漁船は 120～140 隻に上る。</p> <p>右被災漁船に乗船していた漁民の救済策として、漁業省は、従来の中小型に比較し、より大きい船（26m=85ft）50 隻を導入することとし、うち 20 隻を日本に要請した。</p> <p>85ft 漁船は、1 隻当たり価格が 45ft～55ft 漁船の 1.6 倍程度（漁業省試算）であるが、1 隻あたりの乗船可能な漁民数は同中小型船の 1.8 倍（10 名程度から 18 名程度となる）であることから、限られた予算の中で多くの被災漁民を救済するために、導入を決定したものであり、熟考された適正なサイズの船と考えられる。</p>

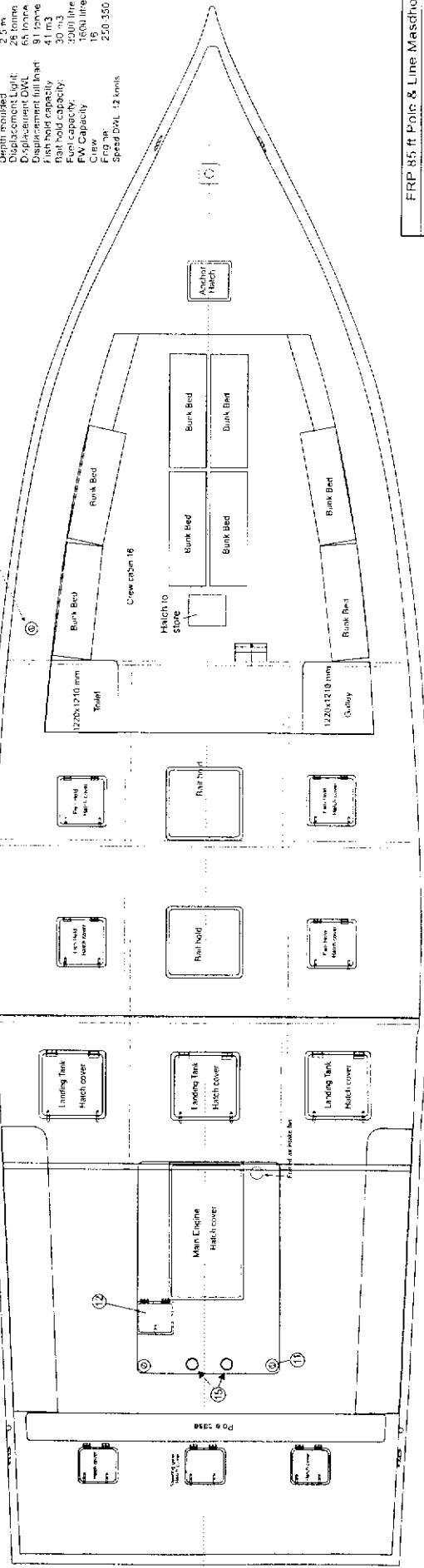
	<p>また、従来の一歩釣り漁法であるため漁民に対して操業にかかる新たな技術指導等は必要なく、かつ、1隻当たりの年間漁獲高については、2倍程度（1.5トン3.0トン）に向上すると予想されている。なお、本船の導入は、以下の複次的な効果が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> -「被災漁民に対する就業機会の提供」 -「漁業資源の効率的漁獲」 -「船上での快適性の向上」 -「安全性・耐久性の向上」 -「船舶建造コストの抑制」 <p>日本の調達隻数は予算の関係上 20 隻以下となる予定であるが、日本以外のドナーからの支援は未決定である点からも、モルディブ側より高い評価を得ており、妥当性は十分に認められる。</p>
3. 施設 / 機材の活用度	現在、建造中。
4. 案件完了後に期待される効果	<p>漁船の提供は、来年7月以降であるが、以下の効果が期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 被災漁民に対する就業機会の提供により、漁民自らによる自立支援につながる。 * 魚槽（Fish Hold）41m³ と活魚槽（Bait Hold）30m³ が装備されていることから、漁獲後の消耗を減ずることができる（ポストハーベスト・ロスの回避） * 漁船の安全性が向上し、漁民の事故の被害が減少する。 * 漁船の耐久性が向上し、漁民の経済効果が高まる。
5. 他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）	本件は、漁業省と FAO と調整しつつ実施しており、重複はない。
6. 広報効果（ビジビリティー）	漁船には、ODA マークがペイントされる予定であり、漁船は耐久財であることから、漁民及び漁業市場関係者から、長期にわたり日本の貢献が認められることとなり、広報効果は高いものと考えられる。
7. 被援助国等による評価	<p>政府実施省（漁業・農業・水産資源省）からの被災民の生活生計自立支援として、モルディブ計画開発省を通して、ノンプロ運営管理委員会（モルディブ外務省・財務省、日本大使館、JICA、JICS 関係者から構成）に提出されたもので、復旧事業として承認された案件となっている。</p> <p>モルディブ政府は、津波被災直後から、漁業分野の復旧・復興を最優先事項と位置づけており、本件は、モルディブ漁業の中心となるカツオ漁業の再開に必要な支援として高い評価を得ている。</p>
8. 教訓・提言等	<p>1. 教訓</p> <p>1) 漁業省が 85Ft の漁船の導入を強く希望したことから、FAO が漁業省に対して技術的な観点から設計指導を行い、合わせ、JICS がコンサルタントを雇用し、モルディブにおける漁船の製造能力等を調査した。このように漁船の規模、仕様等が、漁業省、FAO、JICS との綿密な調整のもと設定されており、漁業省の復旧事業へのオーナーシップを支援するこの連携関係は、非常に有意義な協力関係にあった。この経験を同様な緊急支援に活かすことが期待される。</p> <p>2) 日本の水産庁から、本案件の背景等につき事実確認の照会があったが、FAO との事前調整で、本支援事業は「被災漁民の漁獲高の回復」が目的である</p>

	<p>こと等と証明できており、日本の関係機関との調整が円滑にいった。このことから、FAO という国際機関との連携は重要な要素となった。</p> <p>2 . 提言</p> <p>1) 85Ft の漁船は、来年 7 月以降順次、漁業省に引き渡され、被災漁民に無償貸与されるが、貸与される漁船は 15 隻程度であり、全体の被災船のニーズ 50 隻を満たしていない。そのため、配布及び運営管理においては、公平性の観点から引き続き漁業省が積極的に関与し、平等な支援を確保する必要がある。</p> <p>2) また、貸与された漁船の維持管理については、受益者側の責任で持続的な維持・管理ができるよう、漁民参加型で規則等を策定することが望ましい。</p> <p>3) ノンプロ無償資金協力は、円貨で管理することを原則としているため、E / N 交換時の 1 月のレート (1 米ドル = 約 104 円) に対して、1 2 月 2 日現在では 1 米ドル = 約 119 円との円安となっており、対モルディブ 2 0 億円の供与額において、ドル換算とした場合、約 12.6% 目減り (約 2.5 億円相当) し、支援規模が縮小した。その結果、漁業分野で優先度が高かった漁船の調達台数を減じ (当初希望 2 0 隻から 1 5 隻程度) なければならない状況となった。モルディブの場合、契約内容により支払い通貨が、外貨 (米ドル) 日本円と分かれ内訳は次のとおりとなっているが、事業経費のほとんどが外貨支払いであることから、日本の復旧・復興資金を効果的に活用する上でも、今後、為替管理を行うことが必要と考える。</p> <p>(1) 円建て精算の案件 (2 0 億円に対する占める概算割合 8.1%)</p> <p>イ) インフラ案件工事施工監理費</p> <p>ロ) JICS 調達管理費</p> <p>(2) 外貨 (米ドル) で精算する案件 (91.9%)</p> <p>イ) 漁業案件にかかる資機材等調達費</p> <p>ロ) 農業案件にかかる資機材等調達費</p> <p>ハ) インフラ 4 案件にかかる工事費</p>
9 . その他	別添 : 漁船図面



MAIN CHARACTERISTICS

- Length over all: 26.0 m (84 ft)
- Beam over all: 7.35 m
- Depth moulded: 2.5 m
- Light: 25 m
- Displacement DWS: 65 tonnes
- Displacement full load: 91 tonnes
- Fish hold capacity: 41 m³
- Bank hold capacity: 30 m³
- FW capacity: 3000 litre
- FW Capacity: 1600 litre
- Crew: 12
- FW P: 250
- Speed over all: 250 350 hp



FRP 85 ft Fish & Line Masthead	
GENERAL ARRANGEMENT	
Scale = 1:70	Design no
Design: MOFAMR	MDV - 2
July, 2005	3

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）

農業分野 農業機材の供与（フェーズ1及び2）
（被災島民の生活生計自立支援）

作成日：平成 17年 12月9日

担当公館名：在スリランカ日本大使館	
国名：モルディブ	
案件名：農業分野 農業機材の供与（フェーズ1及び2）（被災島民の生活生計自立支援）	
実施機関：漁業・農業・水産資源省	
案件の目的及び概要	<p>モルディブの農業はGDPの約3%を占め、国民の食糧確保に寄与している。多くの島において野菜栽培等は自活に必要な農業として島民の生活を支えているが、今次津波により約70島4,000人以上の農民が、農業機具の流失・破損、作物への打撃や土壌塩害など大きな被害を受けた。そのためモルディブ政府は、津波で被害を受けた農業訓練センターを再整備し、同センターで津波被災を受けた島の農業組合（コミュニティ）の農民への農業訓練を実施し、合わせ、訓練を終了した農民に対して、生活生計の自立支援として、農作業の再開及び農業市場・流通形成に必要な農業機材を無償貸与することとした。</p> <p>これら計画は、漁業・農業・水産資源省とFAOとの調査に基づき、実施している。また、本案件は、調達迅速性と調達機材の適切性を確保するため、仕様の確定が容易な機材の調達をフェーズ1として先行させた。また、機材の仕様調査に比較的時間を要する機材の調達をフェーズ2として行った。機材の仕様確定においては、漁業・農業・水産資源省と十分な調整を行い、適正機材を選定の上で、調達手続きを行った。</p> <p>（機材リスト:フェーズ1） Lot1で調達した機材</p> <ul style="list-style-type: none">・ 4輪トラクター(10台)・ 2輪トラクター付ブッシュカッター(20台)・ 手動2輪トラクター(10台)・ 背負式スプレイヤー(10台)・ エンジン付破砕機(10台)・ 家庭用サイズ破砕機(20台)・ 発電機30KVA及びスペアパーツ(2セット)・ 発電機10KVA及びスペアパーツ(2セット) <p>Lot2で調達した機材</p> <ul style="list-style-type: none">・ ピックアップトラック(4台) <p>（機材リスト:フェーズ2） Lot1：コンポスト製造機(20台) Lot2：野菜・果物保存用ユニット(20台) Lot3：ハウス冷風装置(6台) Lot4：浸透乾燥機(2台) Lot5：運搬船(2隻:250HP)及び同スペアパーツ</p>

<p>1. 案件の進捗状況</p>	<p>(農業フェーズ1) 契約日： 8月25日 (Lot1 :Jenasena Ltd) 8月23日 (Lot2 :Apollo Enterprises) 契約金額：US\$337,960.00 (Lot1 :\$252,576.25, Lot2 :\$85,384.00) 進捗状況：11月、12月で納入、納入後、技術研修を実施し、農民に配布する。</p> <p>(農業フェーズ2) 契約日：9月29日 (Lot1 :Ogawa SeikiCo.Ltd 契約額：\$44,700.00) 9月26日 (Lot2 :Sanco Investment Pvt. Ltd 契約額 \$ 244,420.00) 9月29日 (Lot3 :Ogawa Seiki Co. Ltd 契約額 \$ 86,730.00) 9月29日 (Lot4 :Ogawa Seiki Co. Ltd 契約額 \$ 58,300.00) 10月26日 (Lot5 :JGH 契約額 \$ 357,455.00)</p> <p>契約金額：\$791,605.00 進捗状況：11月～'06年3月までに随時納入予定</p>
<p>2. 案件の妥当性</p>	<p>調達する農機具の「仕様」、「数量」、「裨益者」等の選定は、全て漁業・農業・水産資源省とFAOが実施した被災地での実態調査に基づいているため、十分な妥当性と合理性が確保されていることが認められる。</p> <p>これら機材は、漁業・農業・水産資源省管理のもと、島の農業組合（コミュニティ）への無償貸与（農民の個人資産とならない）としており、また、技術研修後に機材を配布するため、機材の確実な有効活用、管理が期待される。</p>
<p>3. 施設/機材の活用度</p>	<p>技術研修後、これら機材が配布される。なお、漁業・農業・水産資源省は、機材の活用状況について、定期的にモニターを行う予定である。</p>
<p>4. 案件完了後に期待される効果</p>	<p>これらの機材は、12月に農業研修と合わせて供与される予定であり、以下の効果が期待される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 島民の農業生産技術・知識の普及 ・ 農業生産性の向上 ・ 農業市場、流通改善による収入の向上 ・ 島民の収入源の多様化に伴う経済リスクの分散 ・ 農産物廃棄物の有効活用、再資源化（シュレッダー、コンポストユニット） ・ 農産物の廃棄率の低下（乾燥機、冷蔵保管庫）
<p>5. 他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）</p>	<p>農業分野の復興計画は、漁業・農業・水産資源省とFAOとが連携・調整しながら実施しており、また、JICSにおいてもFAOとも綿密に調整している。また、農業分野の技術研修はFAOと連携した案件となっており、本件は、FAOとの相互補完の復興支援となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 漁業・農業・水産資源省及びFAO：ニーズアセスメント、農業研修、ほか ● 日本：農業機材の提供
<p>6. 広報効果（ビジビリティ）</p>	<p>今次供与する農機具等にはODAマークが貼付されており、これら機材は、日常的に島民が使用することから、長期にわたり日本の貢献が認められることとなり、広報効果は高いものと考えられる。</p>
<p>7. 被援助国等による評価</p>	<p>政府実施省（漁業・農業・水産資源省）からの被災民の生活生計自立支援として、モルディブ計画開発省を通して、ノンプロ運営管理委員会（モルディブ外務省・財務省、日本大使館、JICA、JICS関係者から構成）に提出されたもので、復旧事業として承認された案件となっている。</p>

	<p>モルディブの地方島においては、徐々に農業が普及しつつあり、食糧の確保のみならず換金作物として収入源ともなっている。今次津波により、地方島の農業が被害を受けたことから、被災島民の生活生計への自立支援として、本件は、機材の提供のみならず研修を含めた効果的な支援として、高い評価を得ている。</p>
8 . 教訓・提言等	<p>1 . 教訓 本案件は、FAO が支援する農業分野の技術研修と連動した協力となっており、津波被災を受けた島民の自立を支援する人材育成等にも寄与している。</p> <p>2 . 提言 農業市場の復旧を目的として今回納入される2隻の野菜・果物運搬船の運営管理や運航方法については、ガイドラインは設定されているものの、効率的な運営・管理につき、更に漁業・農業・水産資源省で十分に検討する必要がある。 農業機材の配布については、公平性の観点を守られるよう、更に漁業・農業・水産資源省で十分に検討する必要がある。</p>
9 . その他	

別添 1 : 配布計画案

別添 2 : 津波で被災した農地の写真

List of Agricultural Machineries

No.	Name of Agricultural Machineries	Total Q'ty
1	Four wheel tractor 25HP class with Trailer	10
2	Bushcutter with two wheel tractor	20
3	Shredder machine domestic size	20
4	Motorise Knapsack Sprayer	10
5	Shredder Machine with Engine	10
6	Two Wheel Small Tractor	10
7	Diesel Generator Set 10kVA	2
8	Diesel Generator Set 30kVA	2
9	Pick-up Truck (double decker)	4
10	Composting Unit	20
11	Fruits and Vegetable Storing Unit	20
12	Green House Cooling System	6
13	Fruits Dryer	2
14	Boat for Fruits and Vegetable Transportation	2

<Original Plan>

Distribution Plan of Agricultural Machineries

Atoll	Island	Equipment
Male'	K.Kaashidhoo	1, 2, 3, 4, 5, 6, 10, 11
	AA. Thoddoo	1, 2, 3, 4, 5, 6, 10, 11
	GDh Gadhoo	1, 2, 4, 10, 11
	GDh Hoadedhoo	2, 3, 10, 11
	GDh Vaadhoo	2, 3, 10, 11
MAC	L. Isdhoo	1, 2, 3, 4, 5, 10, 11
	L. Gamu	1, 3, 5
	F. Nilandhoo	2, 3, 6, 10, 11
	Dh Kudahuvadhoo	2, 3, 10, 11
	M. Kolhufushi	2, 3, 10, 11
	L. Hithadhoo	1, 2, 3, 4, 5, 10, 11
	Th. Kinbidhoo	2, 3, 10, 11
	L. Dhabidhoo	2, 3, 10, 11
MAC	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9x2, 10, 11, 12x3, 13, 14	
HAC	HA. Kela	1, 2, 3, 4, 5, 6, 10, 11
	Sh. Feevah	1, 2, 3, 4, 5, 6, 10, 11
	HA. Filladhoo	2, 3, 10, 11
	HA. Baarah	2, 3, 6, 10, 11
	HDh. Vaikaradhoo	2, 3, 6, 10, 11
	HDh. Finey	2, 3, 4, 5, 6, 10, 11
	HAC	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9x2, 10, 11, 12x3, 13, 14

Deleted Islands

 Deleted sites

 Added sites

Blue figures: to be added in the revised plan

Red figures: to be deleted in the revised plan

<Revised Plan>

Distribution Plan of Agricultural Machineries

Atoll	Island	Equipment
Male'	K.Kaashidhoo	1, 2, 3, 4, 6, 10, 11
	AA. Thoddoo	1, 2, 3, 5, 10, 11x2
	GDh Gadhoo	1
	GDh Hoadedhoo	
	GDh Vaadhoo	1, 2, 3, 4, 10, 11
MAC	L. Isdhoo	2, 3, 4, 10, 11
	L. Gamu	
	F. Nilandhoo	
	Dh Kudahuvadhoo	2, 3, 10, 11
	M. Kolhufushi	2, 5, 6, 10, 11
	L. Hithadhoo	
	Th. Kinbidhoo	
	L. Dhabidhoo	
MAC	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9x2, 10, 11, 12x3, 13, 14	
HAC	HA. Kela	1, 2, 3, 5, 6, 10, 11
	Sh. Feevah	2, 3, 5, 6, 10, 11
	HA. Filladhoo	2, 3, 6, 10
	HA. Baarah	1, 2, 3, 10
	HDh. Vaikaradhoo	2, 3, 4, 6, 10, 11
	HDh. Finey	2, 3, 4, 5, 6, 10, 11
	HAC	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9x2, 10, 11, 12x3, 13, 14
Added Islands	Ba. Goidhoo	1, 2, 5, 10
	N. Kedhikulhudo- Kulhudo	3
	N. Kedhikulhudo	3
	L. Isdhoo-Kalaidhoo	2, 3, 4, 10, 11
	L. Gan-Mukurimagu	2, 3, 4, 5, 10, 11
	L. Gan- Mathimaradhoo	2, 3, 4, 5, 10, 11
	Th. Veymandoo	2, 3, 10, 11
Th. Kadoodhoo	1, 2, 3, 6, 10, 11	

農地の被災状況



海水の影響で立ち枯れたバナナの木



住宅地周辺の農地は多量の廃棄物が存在した



窪地状の農地ではいまだに海水が残っている
箇所が見られる

ラーム環礁における公共インフラ整備支援

- 1 . ガン島及びフォナドー島を結ぶ島連絡道（コースウェイ）の修復計画
- 2 . ラーム環礁有人島における配電網復旧計画
- 3 . イシドー/イシドーカイドー島下水処理システム改善計画
- 4 . 行政事務所整備計画（ガン島行政合同庁舎整備、フォナドー島行政事務所整備）

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）

ガン島及びフォナドー島を結ぶ島連絡道（コースウェイ）の修復計画

作成日：平成 17 年 12 月 9 日

担当公館名：在スリランカ日本大使館	
国名：モルディブ	
案件名：公共インフラ復旧分野 ガン島及びフォナドー島を結ぶ島連絡道（コースウェイ）の修復計画	
実施機関：運輸通信省	
案件の目的及び概要	津波で被害を受けたラーム環礁のガン島とフォナドー島間にある 2 本の島連絡道（コースウェイ）（マンドー島～カドー島（距離約 300m）、カドー島～フォナドー島（距離約 900m））の修復を行うもの。 両島は、約 4,200 人（更に、近隣 2 島の住民約 1400 人がガン島へ移住する予定）の住民が住む地方島であるが、公共施設（病院、中学校、公営運動場、海水淡水化装置等）がガン島に集中していること、また、両島の間には空港ならびに魚加工工場などの重要な社会経済施設があることなどから、両島間のアクセスを早急に確保する必要がある。また、島連絡道（コースウェイ）は津波で破損した箇所から、浸食が進んでおり、早急な工事が必要となっている。 （ J I C A 緊急開発調査との連携案件）
1. 案件の進捗状況	< 施工監理業者選定 > 契約日：平成 17 年 7 月 11 日 契約金額：53,701,000 円 契約業者：八千代エンジニアリング株式会社 < 施工業者選定 > 契約日：平成 11 年 11 月 21 日 契約金額：US\$5,500,000.00 契約業者：若築建設株式会社 進捗状況：11 月 23 日に起工式を実施。工事実施中。
2. 案件の妥当性	津波被災後、モルディブ政府は国家復旧復興計画（National Recovery and Reconstruction Plan(NRRP)）を策定するとともに、日本政府に対して津波復旧・復興支援への技術協力の要請（緊急開発調査）を行った。本要請を受け JICA は、NRRP に基づき、モルディブ政府と協議のうえ、主にラーム環礁における公共インフラ施設の復旧計画を策定することで合意し、JICA 緊急開発調査団による現地調査を経て、本件を含む 4 件のインフラ施設の復旧計画を策定した。なお、本件はモルディブ運輸通信省との調整の上まとめられた。 また、ラーム環礁では、有人島の内、2 島が津波で全壊したため、環礁の中心島であるガン島に移住することとなっている。ラーム環礁は、全国的には、経済的に遅れている一方で今般の津波による被害が最も大きな地域であったこと、また、モルディブでは比較的広い土地を持つため、モルディブ政府が進める地方島の総合開発の中心地域の一つともしていたことから、同環礁を復旧・復興モデルとすべく、日本に対して要請したことは、妥当と認められる。 本件は、コースウェイを復旧し、約 5600 人以上の島民を擁する島間での安全な移動を確保し、両島間の経済活動を復旧させることを目的としている。また、コ

	<p>ーズウェイの修復に際しては、より堅牢な構造物とすることで、「災害に強い」社会とすることに配慮している。なお、本案件は、モルディブ環境エネルギー水省の法令に基づき初期環境影響評価(IEE : Initial Environmental Examination) を実施し、環境許可を取得した。</p> <p>以上により、本案件は適切な設計がなされ、環境評価も行われており、案件として十分な妥当性が認められる。</p>
3 . 施設 / 機材の活用度	建設工事中 (06 年 9 月完工予定)
4 . 案件完了後に期待される効果	<p>工事中における期待される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事を通じての地元住民の防災意識の向上、公共インフラ施設の重要性等社会意識の向上等が期待される <p>完了後における期待される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事によりガン島、マンドー島、カドー島、フォナドー島間における安全な交通の確保ができる。(なお、ガン島とマンドー島間は、島同士が一体化している) ・ 経済が活性化する。
5 . 他ドナーによる支援との関係 (重複の有無等)	他ドナーとの重複はない。
6 . 広報効果 (ビジビリティ)	<p>本件は、JICA 緊急開発調査により案件としてまとめられたもので、大使館関係者の出席のもと公共工事としての起工式が行われ、モルディブのテレビ及び新聞でも報道された。</p> <p>工事中においては、日本の支援で工事が進められている旨国旗、ODA マークが印された看板が設置されるほか、完工後には、日本の援助であることを印す銘板が置かれることとなっている。</p> <p>また、モルディブに存在する 4 つの国内空港のうち 1 つが存在するカドー島は、アクセス性に優れ、政府要人も頻繁に訪れるなど広報効果は高い。</p>
7 . 被援助国等による評価	<p>政府実施省 (運輸通信省) から復旧事業として、モルディブ計画開発省を通して、ノンプロ運営管理委員会 (モルディブ外務省・財務省、日本大使館、JICA、JICS 関係者から構成) に提出されたもので、復旧事業として承認された案件となっている。</p> <p>本島連絡道は、空港島、行政事務所・住民生活島、経済活動島 (魚加工工場) を結ぶ重要な連絡道であり、交通の安全が確保されるとして、高い評価を得ている。</p>
8 . 教訓・提言等	<p>1 . 教訓</p> <p>(1) 被災地域が点在する島嶼国モルディブにおいて、日本支援の対象地区 (環礁) が絞り込まれたことは、調査から実施まで一連の協力を効率的に実施できたのみならず、日本の貢献を分かりやすくしたと考える。</p> <p>(2) JICA 緊急開発調査 (技術協力) により、設計図面のみならず完成予想図 (パース図) を作成することにより、関係者間のイメージ共有が進み、事業の合意形成に良い影響を与えた。</p> <p>(3) JICA 緊急開発調査 (技術協力) においては、過去の日本の自然災害からの復旧・復興の経験と教訓を活かして、調査を行い、復旧計画案の策定を行った。その際、地域住民に対して、公共インフラが復旧において、住民生活や産業活動を支える基礎になるものであるとの啓発活動を行いつつ、現地の事情・状況に即した計画・設計を提示した。これら経緯を踏まえた策定された復旧計画は、モルディブ政府による災害復旧・復興のプロセス形成に寄与したと考える。</p>

	<p>2. 提言</p> <p>(1) 本事業の目的を確保するため、工事中の施工管理を適格に行うことが求められている。</p> <p>(2) 本復旧事業への支援は、モルディブ政府の復興政策の下、JICA がニーズ調査を実施し、インフラ部門の具体的復興プランの提案（技術協力）を行い、その後、ノンプロ資金による案件の具体化（資金協力）と、「技術協力」と「資金協力」との一連の協力活動が、円滑に行われたモデルケースといえる。本件は、実施機関の役割において、技術協力をを行う JICA とノンプロ無償の調達監理を行う JICS とが連携して相互補完の効果的な協力となったもので、日本の支援制度に対する評価をも行い、モルディブ側も日本の協力制度について理解を深めることが重要と考える。</p>
9. その他	

別添

1. コーズウェイの被害状況写真
2. コーズウェイ完成予想図
3. コーズウェイ位置図

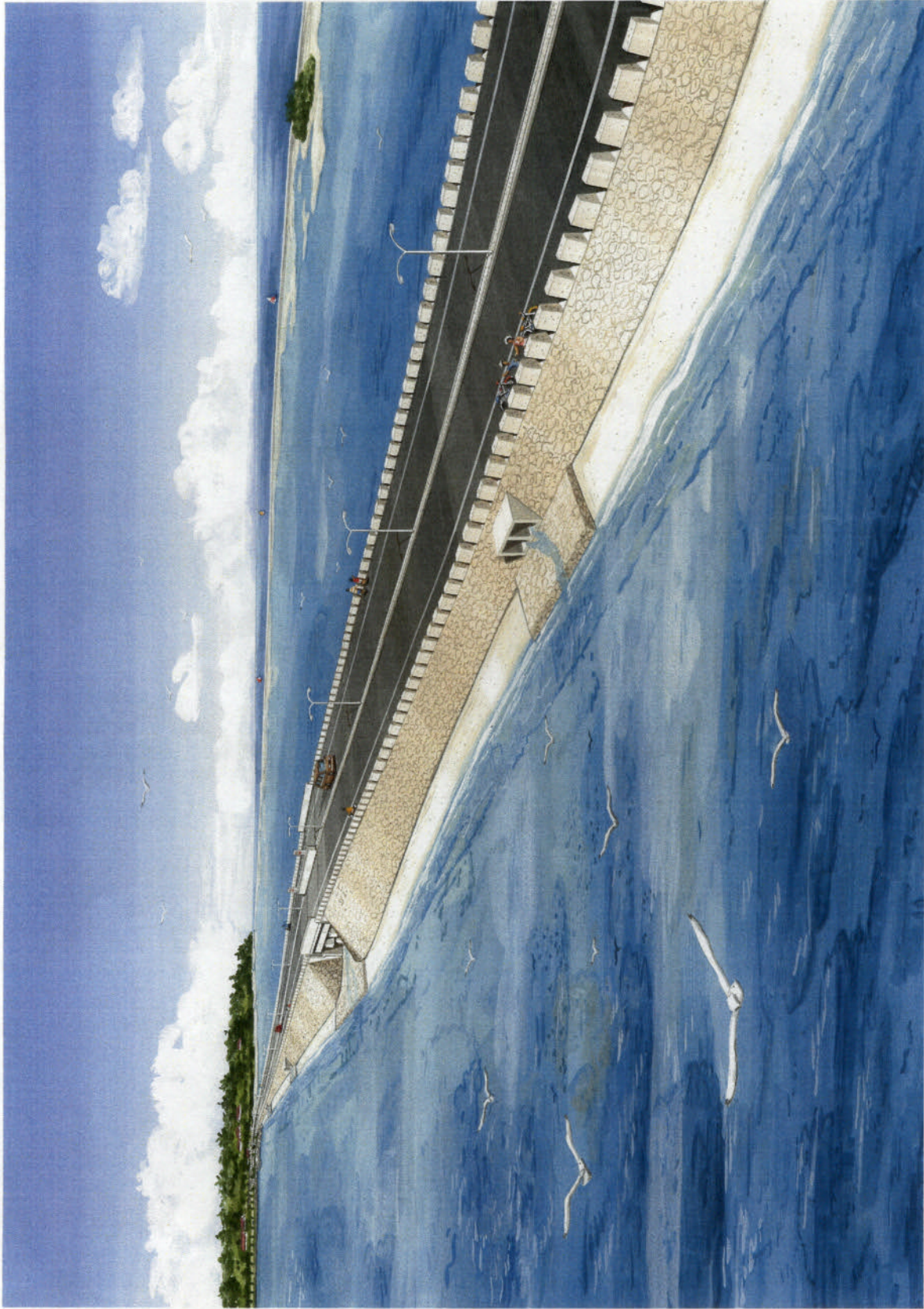
島連絡道（コースウエー）の被害状況





PROCUREMENT OF THE PRODUCTS AND SERVICES
UNDER JAPAN'S GRANT AID 2004
IN RESPONSE TO THE DAMAGES CAUSED BY THE GREAT EARTHQUAKE OFF
THE COAST OF SUMATRA, THE REPUBLIC OF INDONESIA, AND BY THE INDIAN OCEAN TSUNAMI DISASTER

THE CONSTRUCTION OF CAUSEWAY IN LAAMU ATOLL



PROCUREMENT OF THE PRODUCTS AND SERVICES
UNDER JAPAN'S GRANT AID 2004

IN RESPONSE TO THE DAMAGES CAUSED BY THE GREAT EARTHQUAKE OFF
THE COAST OF SUMATRA, THE REPUBLIC OF INDONESIA, AND BY THE INDIAN OCEAN TSUNAMI DISASTER

THE CONSTRUCTION OF CAUSEWAY IN LAAMU ATOLL

コースウェイの位置図



スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）

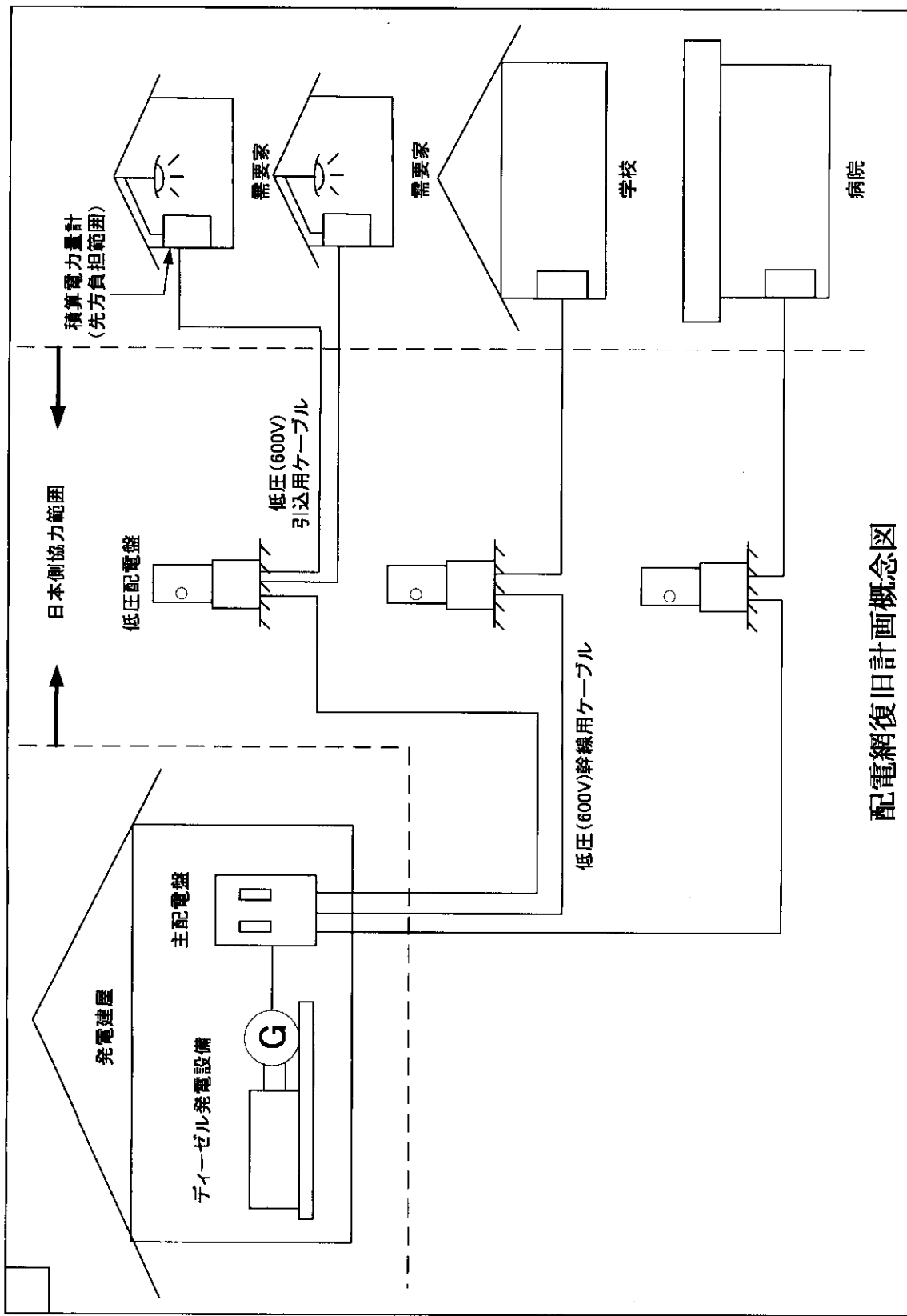
ラーム環礁有人島における配電網復旧計画

作成日：平成 17年 12月 9日

担当公館名：在スリランカ日本大使館	
国名：モルディブ	
案件名：公共インフラ復旧分野 ラーム環礁有人島における配電網復旧計画	
実施機関：環礁開発省、モルディブ電力庁	
案件の目的 及び概要	ラーム環礁の中でも特に津波被害が大きかった、イシドー/ イシドーカイドー島（通称イシドー島）、マーバイドー島、ガン-ムクリマグ島、及び マーバー島の配電設備の復旧に必要な資機材の調達及び据付工事を行い、同島の配電網の再整備を実施し、島民への安定的な電力供給を確保する。 裨益人口合計 4,432人 イシドー/イシドーカイドー島 (1,432人)、マーバイドー島 (793人)、ガン-ムクリマグ島 (856人)、マーバー島 (1,351人) (J I C A 緊急開発調査との連携案件)
1. 案件の 進捗状況	本省承認日：平成 17年 5月 23日 < 施工監理業者選定 > 契約日 : 平成 17年 7月 11日 契約金額：5,179,000円 契約業者：八千代エンジニアリング株式会社 < 施工業者選定 > 契約日 : 平成 17年 8月 10日 契約金額：US\$479,693.31 契約業者：Static Company 進捗状況：9月 12日に起工式を実施。工事実施中。
2. 案件の妥当性	津波被災後、モルディブ政府は国家復旧復興計画（National Recovery and Reconstruction Plan(NRRP)）を策定するとともに、日本政府に対して津波復旧・復興支援への技術協力の要請（緊急開発調査）を行った。本要請を受け JICA は、NRRP に基づき、モルディブ政府と協議のうえ、主にラーム環礁における公共インフラ施設の復旧計画を策定することで合意し、JICA 緊急開発調査団による現地調査を経て、本件を含む 4 件のインフラ施設の復旧計画を策定した。なお、本件はモルディブ環礁開発省、モルディブ電力庁との調整の上まとめられた。 これら経緯から、配電網再整備の設計、調達する配電用資機材の「仕様」、「数量」は、JICA 及び、環礁開発省、モルディブ電力庁の実施した被災地での実態調査に基づいているため、十分な妥当性と合理性が確保されていることが認められる。
3. 施設 / 機材の 活用度	工事中（06年 3月完工予定） （イシドーカイドー地区の全壊住宅に対する再建計画は、英国赤十字により実施される予定であり、配電網の完工時期は、これら他のドナーが行う住宅建設の進捗状況に影響される。これら調整は、実施機関である環境エネルギー水省、モルディブ電力庁、環礁開発省が行っている。）
4. 案件完了後に 期待される効果	工事中における期待される効果 ・ 地元住民の工事用労働者の雇用による地元での就業機会の増加 ・ 工事を通じての地元住民への社会参加への意識の向上、コミュニティーのキャパシティビルディングが期待される ・ 工事を通じての地元住民の公共インフラ施設の重要性等の社会意識の向上等が

	<p>期待される 完了後における期待される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象島における電力の安定的な確保 ・ 安定的な電力供給による治安維持・社会経済活動への貢献
5. 他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）	<p>他ドナーとの重複はない。 なお、計画対象地の一つであるイシドーカイドー地区の全壊住宅に対する再建計画は、英国赤十字により実施される予定であり、モルディブ政府により本計画との調整が行われている。</p>
6. 広報効果（ビジビリティー）	<p>本件は、JICA 緊急開発調査により案件としてまとめられたもので、大使館関係者の出席のもと公共工事としての起工式が行われ、モルディブのテレビ、新聞でも報道された。 工事中においては、日本の支援で工事が進められている旨国旗、ODA マークが印された看板が設置されるほか、完工後には、日本の援助であることを印す銘板が置かれることとなっている。 また、本件が地域住民参加型（単純労働作業は地元住民を雇用）で工事が進められているため、日本による支援であることが地域住民に理解されている。このように、本件は、案件形成から、完工まで一連の作業を日本がとりまとめていることから、日本の支援としての高い広報効果をもつと考える。</p>
7. 被援助国等による評価	<p>政府実施省（環礁開発省、モルディブ電力庁）から復旧事業として、モルディブ計画開発省を通して、ノンプロ運営管理委員会（モルディブ外務省・財務省、日本大使館、JICA、JICS 関係者から構成）に提出されたもので、復旧事業として承認された案件となっている。 本件は、ラーム環礁の中でも特に津波被害が大きかった、イシドー/ イシドーカイドー島（通称イシドー島）、マーバイドー島、ガン-ムクリマグ島、及び マーバー島の配電網の整備への支援であり、裨益人口も約 4,432 人と多く、モルディブ側より高い評価を得ている。</p>
8. 教訓・提言等	<p>1. 教訓</p> <p>(1) 被災地域が点在する島嶼国モルディブにおいて、日本支援の対象地区（環礁）が絞り込まれたことは、調査から実施まで一連の協力を効率的に実施できたのみならず、日本の貢献を分かりやすくしたと考える。</p> <p>(2) 地域住民参加型工事の実施により、本施設に対する愛着が醸成されるとともに、コミュニティの生計向上に資する。</p> <p>(3) JICA 緊急開発調査（技術協力）においては、過去の日本の自然災害からの復旧・復興の経験と教訓を活かして、調査を行い、復旧計画案の策定を行った。その際、地域住民に対して、公共インフラが復旧において、住民生活や産業活動を支える基礎になるものであるとの啓発活動を行いつつ、現地の事情・状況に即した計画・設計を提示した。これら経緯を踏まえた策定された復旧計画は、モルディブ政府による災害復旧・復興のプロセス形成に寄与したと考える。</p> <p>2. 提言</p> <p>(1) 本事業の目的を確保するため、工事中の施工管理を的確に行うことが求められている。</p> <p>(2) 本件は、配電網整備がノンプロ無償による事業（日本）、住宅建設が英国赤十字と、地域再整備への連携したプロジェクトとなっている。英国赤十字による住宅建設が遅れた場合、住宅と配電網とを結ぶ家庭配線への結線が遅れることとなるため、モルディブ政府が積極的な調整を果たすことが求められている。</p>

	<p>(3) 本復旧事業への支援は、モルディブ政府の復興政策の下、JICA がニーズ調査を実施し、インフラ部門の具体的復興プランの提案（技術協力）を行い、その後、ノンプロ資金による案件の具体化（資金協力）と、「技術協力」と「資金協力」との一連の協力活動が、円滑に行われたモデルケースといえる。本件は、実施機関の役割において、技術協力を行う JICA とノンプロ無償の調達監理を行う JICS とが連携して相互補完の効果的な協力となったもので、日本の支援制度に対する評価をも行い、モルディブ側も日本の協力制度について理解を深めることが重要と考える。</p>
9 . その他	別添 配電網復旧計画概念図



配電網復旧計画概念図

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）

ラーム環礁イシドー/イシドーカイドー島下水処理システム改善計画

作成日：平成 17年 12月 9日

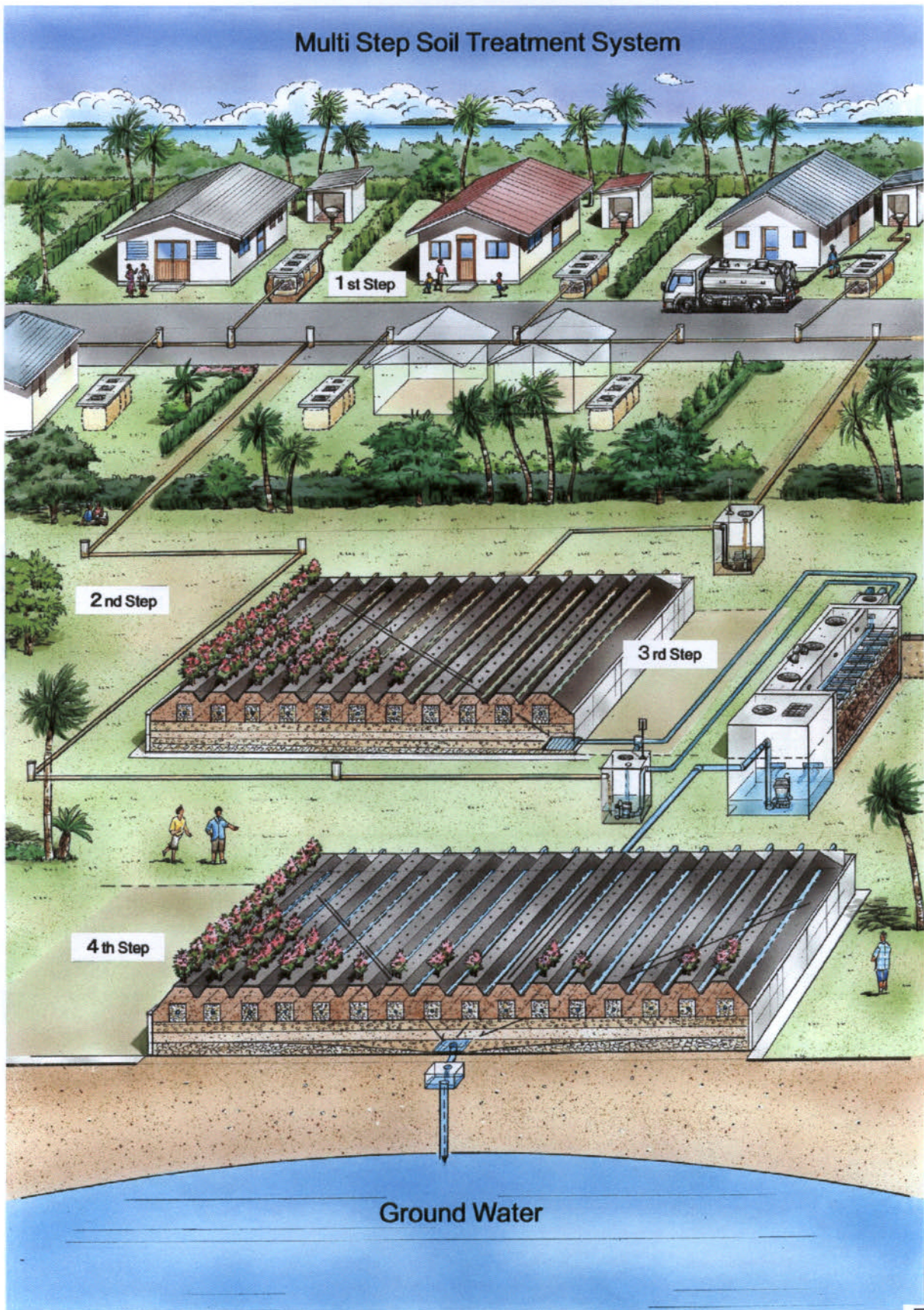
担当公館名：在スリランカ日本大使館	
国名：モルディブ	
案件名：公共インフラ復旧分野 ラーム環礁イシドー/イシドーカイドー島下水処理システム改善計画	
実施機関：環境エネルギー水省	
案件の目的 及び概要	<p>地方島の下水システムは、一般的に腐敗槽と浸透槽でできた簡易型であり、下水の地下への浸透により、飲料水等にも利用する貴重な地下水を汚染している状態にある。今次津波により、住宅の下水システムが破壊され、海水の流入により、更なる地下水の悪化が危惧されている。このため、復旧に際しては、改良した下水処理システムを導入し、イシドー/イシドーカイドー島(通称イシドー島)の住民(約1,432人)の生活・衛生環境を向上させ、また土壌、地下水、海水などへの影響を軽減させることにより、環境保全を図るものである。</p> <p>(JICA緊急開発調査との連携案件)</p>
1. 案件の 進捗状況	<p>< 施工監理業者選定 > 契約日 : 平成 17年 7月 11日 契約金額 : 13,806,000 円 契約業者 : 八千代エンジニアリング株式会社</p> <p>< 施工業者選定 > 契約日 : 平成 17年 11月 9日 契約金額 : US\$1,750,000.00 契約業者 : 新日本空調株式会社</p> <p>進捗状況 : 11月 23日に起工式を実施。工事実施中。</p>
2. 案件の妥当性	<p>津波被災後、モルディブ政府は国家復旧復興計画 (National Recovery and Reconstruction Plan(NRRP)) を策定するとともに、日本政府に対して津波復旧・復興支援への技術協力の要請 (緊急開発調査) を行った。本要請を受け JICA は、NRRP に基づき、モルディブ政府と協議のうえ、主にラーム環礁における公共インフラ施設の復旧計画を策定することで合意し、JICA 緊急開発調査団による現地調査を経て、本件を含む 4 件のインフラ施設の復旧計画を策定した。なお、本件はモルディブ環境エネルギー水省との調整の上まとめられた。</p> <p>本件は、津波によって破壊されたイシドー/イシドーカイドー島 (通称イシドー島) の下水システムを再整備することが目的である。これまでの下水システムは、素堀の単純な地下浸透式であったため、地下水の汚濁が起きていた。そのため、JICA 緊急開発調査団が改良型として、衛生環境を守り、かつ、地下水の汚濁を防止し、また、配電量が十分でない地方離島において電気ポンプ等の使用も最低限にした、地方離島での活用に適した「改良型下水処理システム」を提案し、モルディブ政府により採用が決定されたものである。</p> <p>本案件は、モルディブ環境エネルギー水省の法令に基づき、環境影響評価 (EIA : Environmental Impact Assessment) を実施し、環境許可を取得している。</p> <p>以上より、本案件は十分な妥当性があると認められる。</p>
3. 施設 / 機材の 活用度	<p>建設工事中 (06年 8月 完工予定)</p> <p>(イシドーカイドー地区の全壊住宅に対する再建計画は、英国赤十字により実施される予定であり、下水施設の完工時期は、これら他のドナーが行う住宅建設の進</p>

	<p>捗状況に影響される。これら調整は、実施機関である環境エネルギー水省、環礁開発省が行っている。)</p>
<p>4. 案件完了後に期待される効果</p>	<p>工事中における期待される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元住民の工事用労働者の雇用による地元での就業機会の増加 ・ 工事を通じて、地元住民の社会参加への意識の向上、コミュニティーのキャパシティビルディングが期待される ・ 工事を通じ、地元住民に対して下水処理システムの維持管理について研修が行われ、下水処理システムについて理解の促進と衛生に対する意識の向上が期待される。 ・ 工事を通じての地元住民の公共インフラ施設の重要性等の社会意識の向上等が期待される <p>完了後における期待される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生環境が守られた下水処理システムの構築 ・ 地下水の汚染防止 ・ 本改良型下水処理システムの他島への普及を図ることにより、モルディブの貴重な水資源の保護、並びに環境悪化防止が期待される（他のドナーにより普及が検討されている）
<p>5. 他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）</p>	<p>他ドナーとの重複はない。</p> <p>なお、計画対象地の一つであるイシドーカイドー地区の全壊住宅に対する再建計画は、英国赤十字により実施される予定であり、モルディブ政府により本計画との調整が行われている。</p>
<p>6. 広報効果（ビジビリティー）</p>	<p>本件は、JICA 緊急開発調査により案件としてまとめられたもので、大使館関係者の出席のもと公共工事としての起工式が行われ、モルディブのテレビ、新聞でも報道された。</p> <p>工事中においては、日本の支援で工事が進められている旨国旗、ODA マークが印された看板が設置されるほか、完工後には、日本の援助であることを印す銘板が置かれることとなっている。</p> <p>また、本件が地域住民参加型（単純労働作業は地元住民を雇用）で工事が進められているため、日本による支援であることが地域住民に理解されている。このように、本件は、案件形成から、完工まで一連の作業を日本がとりまとめていることから、日本の支援としての高い広報効果をもつと考える。</p>
<p>7. 被援助国等による評価</p>	<p>政府実施省（環境エネルギー水省）から復旧事業として、モルディブ計画開発省を通して、ノンプロ運営管理委員会（モルディブ外務省・財務省、日本大使館、JICA、JICS 関係者から構成）に提出されたもので、復旧事業として承認された案件となっている。</p> <p>本件は、改良した下水処理システムを導入し、住民（直接裨益人口約 1,432 人）の生活・衛生環境を向上させるほか、また土壌、地下水、海水などへの影響を軽減させることにより、環境保全を図るものとして、他島への普及が検討されている等、モルディブ政府から高い評価を得ている。</p>
<p>8. 教訓・提言等</p>	<p>1. 教訓</p> <p>(1) 被災地域が点在する島嶼国モルディブにおいて、日本支援の対象地区（環礁）が絞り込まれたことは、調査から実施まで一連の協力を効率的に実施できたのみならず、日本の貢献を分かりやすくしたと考える。</p>

	<p>(2) JICA 緊急開発調査により、設計図面のみならず完成予想図（パース図）を作成することにより、関係者間のイメージ共有が進み、事業の合意形成に良い影響を与えた。</p> <p>(3) 地域住民参加型工事の実施により、本施設に対する愛着が醸成されるとともに、コミュニティの生計向上に資する。</p> <p>(4) JICA 緊急開発調査（技術協力）においては、過去の日本の自然災害からの復旧・復興の経験と教訓を活かして、調査を行い、復旧計画案の策定を行った。その際、地域住民に対して、公共インフラが復旧において、住民生活や産業活動を支える基礎になるものであるとの啓発活動を行いつつ、現地の事情・状況に即した計画・設計を提示した。これら経緯を踏まえた策定された復旧計画は、モルディブ政府による災害復旧・復興のプロセス形成に寄与したと考える。</p> <p>提言</p> <p>(1) 本事業の目的を確保するため、工事中の施工管理を適格に行うことが求められている。</p> <p>(2) 本件は、下水処理施設がノンプロ無償による事業（日本）、住宅建設が英国赤十字と、地域再整備への連携したプロジェクトとなっている。英国赤十字による住宅建設が遅れた場合、住宅と下水処理施設を結ぶパイプの設置が遅れることとなるため、モルディブ政府が積極的な調整を果たすことが求められている。</p> <p>(3) 本下水処理システムは、地下水を汚濁から保護する等環境に配慮した、また、発生する汚泥を肥料として活用することが検討されている「改良型下水処理システム」である。本システムは、モルディブ側の関心度が高いことから、プロジェクトモニタリングを行い、モルディブ政府に対して、他島への普及のモデルとなるよう積極的な働きかけが必要と考える。</p> <p>(4) 本復旧事業への支援は、モルディブ政府の復興政策の下、JICA がニーズ調査を実施し、インフラ部門の具体的復興プランの提案（技術協力）を行い、その後、ノンプロ資金による案件の具体化（資金協力）と、「技術協力」と「資金協力」との一連の協力活動が、円滑に行われたモデルケースといえる。本件は、実施機関の役割において、技術協力を行う JICA とノンプロ無償の調達監理を行う JICS とが連携して相互補完の効果的な協力となったもので、日本の支援制度に対する評価をも行い、モルディブ側も日本の協力制度について理解を深めることが重要と考える。</p>
9 . その他	

別添 改良型下水処理システム完成予想図

Multi Step Soil Treatment System



PROCUREMENT OF THE PRODUCTS AND SERVICES
 UNDER JAPAN'S GRANT AID 2004
 IN REPOSE TO THE DAMAGE CAUSED BY THE GREAT EARTHQUAKE OFF
 THE COAST OF SUMATRA, THE REPUBLIC OF INDONESIA, AND BY THE INDIAN OCEAN TSUNAMI DISASTER
UPGRADING OF SEWERAGE SYSTEM IN LAAMU ATOLL



From
 The People of Japan
 日本国民より
 贈呈された支援物資

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）

ラーム環礁ガン島行政合同庁舎整備計画、
ラーム環礁フォナドー島行政事務所整備計画

作成日：平成 17年 12月 9日

担当公館名：在スリランカ日本大使館	
国名：モルディブ	
案件名：公共インフラ復旧分野 ラーム環礁ガン島行政合同庁舎整備計画、 ラーム環礁フォナドー島行政事務所整備計画	
実施機関：環礁開発省	
案件の目的 及び概要	<p>1．ラーム環礁ガン島行政合同庁舎整備計画 津波被害を受けた島の行政事務所の整備にあたり、モルディブ政府は、行政機能に加え、コミュニティセンター、郵便局、警察署、裁判所の機能を統合する合同庁舎として整備し、コミュニティ活動並びに行政サービスの向上を図ることとした。また、本合同庁舎は、高床式の2階建てとして、津波等の避難所機能を兼ね備えた施設とする。なお、ガン島は、ラーム環礁で最大の人口（約2,400人）を有し、かつ津波により全島が破壊され移住を余儀なくされた近隣2島（ムンドー島とカルハイドー島、合計約1,400人）の住民を受け入れることとなっており、行政機能の拡大が合わせ求められている。</p> <p>2．ラーム環礁フォナドー島行政事務所整備計画 フォナドー島の島行政事務所を再整備し、行政機能を早期に回復する。施設の整備に当たっては、高床式の2階建てとして、津波や高潮などの自然災害からの緊急避難所機能を兼ね備えたものとする。</p> <p>なお、両事務所とも、電源として、太陽光発電システムを設置する。同システムは、通常時には商用電源と連系した電力供給源として運用すると共に、災害発生時には、緊急無線システム、照明などの電力源として活用し、災害復旧活動時の行政機能の維持を図ることとしている。 （JICA緊急開発調査との連携案件）</p>
1．案件の 進捗状況	<p>< 施工監理業者選定 > 契約日：平成 17年 7月 11日 契約金額：29,618,000 円 契約業者：八千代エンジニアリング株式会社</p> <p>< 施工業者選定 > 契約日：平成 11年 11月 2日 契約金額：US\$2,710,000.00 契約業者：若築建設株式会社</p> <p>進捗状況：11月23日に起工式を実施。工事実施中。</p>
2．案件の妥当性	<p>津波被災後、モルディブ政府は国家復旧復興計画（National Recovery and Reconstruction Plan(NRRP)）を策定するとともに、日本政府に対して津波復旧・復興支援への技術協力の要請（緊急開発調査）を行った。本要請を受け JICA は、NRRP に基づき、モルディブ政府と協議のうえ、主にラーム環礁における公共インフラ施設の復旧計画を策定することで合意し、JICA 緊急開発調査団による現地調査を経て、本件を含む4件のインフラ施設の復旧計画を策定した。なお、本件はモルデ</p>

	<p>イブ環礁開発省との調整の上まとめられた。</p> <p>また、ラーム環礁の有人島の内、2島が津波で全壊したため、環礁の中心島であるガン島に移住することとなっている。ラーム環礁は、全国的には、経済的に遅れている一方で今般の津波による被害が最も大きな地域であったこと、また、モルディブでは比較的広い土地を持つため、モルディブ政府が進める地方島の総合開発の中心地域の一つともしていたことから、同環礁を復旧・復興モデルとすべく、日本に対して要請したことは、妥当と認められる。</p> <p>本件は、津波によって被害を受けた地区の行政事務所を整備し、機能的で効率的な公共・行政サービスの提供を行うことを目的としている。今次整備する二つの行政事務所は、津波被災前の行政事務所の規模をベースに、また、津波で移住する住民の受入により増加する人口に対応する設計としており、ガン島及びフォナドー島にて実施される行政サービスに見合った規模・機能を有する建物であることが認められる。</p> <p>また、この行政事務所は、通常の行政機能に加えて、高床式の2階建てにすることにより、津波発生時に住民が避難できるシェルター機能（非常用電源として太陽光発電を導入）をも備えた「災害に強い」行政事務所としている。また、モ国政府より環境許可を取得している。</p> <p>以上より、本案件は十分な妥当性があると認められる。</p>
3. 施設 / 機材の活用度	建設工事中(06年9月完工予定)
4. 案件完了後に期待される効果	<p>工事中における期待される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事を通じての地元住民への社会参加への意識の向上、コミュニティーのキャパシティビルディングが期待される。 ・ 工事を通じての地元住民の防災意識の向上、公共インフラ施設の重要性等社会意識の向上等が期待される。 <p>完了後における期待される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時でも機能が停止しない安定した公共サービスの提供 ・ 災害時の避難所の確保 ・ 災害に対する住民の精神的安心感の醸成 ・ 住民活動の公共スペースの増加 ・ 複数の行政機能を一箇所に集約したことによる行政事務効率の向上
5. 他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）	<p>本行政合同庁舎、行政事務所の支援に関し、他ドナーの重複はない。</p> <p>なお、ガン島合同行政庁舎は、被災した住民の移住を受け入れる地区としての総合開発地区の中心に建設される予定である。合同庁舎周辺の被災住民向け住宅は、赤十字等の他ドナーの支援により建設が進められ、これら調整は、モルディブ政府によって行われている。</p>
6. 広報効果（ビジビリティー）	<p>本件は、JICA 緊急開発調査により案件としてまとめられたもので、大使館関係者の出席のもと公共工事としての起工式が行われ、モルディブのテレビ、新聞でも報道された。</p> <p>工事中においては、日本の支援で工事が進められている旨国旗、ODA マークが印された看板が設置されるほか、完工後には、日本の援助であることを印す銘板が置かれることとなっている。</p> <p>災害時でも機能停止しない公共サービス、および住民の避難スペースを有する両施設は、日本の知見を活かした設計として評価が高く、また、合同行政庁舎は被災住</p>

	民が新たに入居する新街区（タウンシップ計画）の中心に建設される予定であり、街のシンボルとして高い広報効果を持つものと期待される。
7. 被援助国等による評価	<p>政府実施省（環礁開発省）から復旧事業として、モルディブ計画開発省を通して、ノンプロ運営管理委員会（モルディブ外務省、財務省、日本大使館、JICA、JICS関係者から構成）に提出されたもので、復旧事業として承認された案件となっている。</p> <p>本事業は、行政サービス拡充のみならず、高床式の2階建てとして津波等の避難所機能（太陽発電による非常用電源の確保）を兼ね備え施設としており、モルディブ政府より、高い評価を得ている。</p>
8. 教訓・提言等	<p>1. 教訓</p> <p>(1) 被災地域が点在する島嶼国モルディブにおいて、日本支援の対象地区（環礁）が絞り込まれたことは、調査から実施まで一連の協力を効率的に実施できたのみならず、日本の貢献を分かりやすくしたと考える。</p> <p>(2) JICA 緊急開発調査により、設計図面のみならず完成予想図（パース図）を作成することにより、関係者間のイメージ共有が進み、事業の合意形成に良い影響を与えた。</p> <p>(3) JICA 緊急開発調査（技術協力）においては、過去の日本の自然災害からの復旧・復興の経験と教訓を活かして、調査を行い、復旧計画案の策定を行った。その際、地域住民に対して、公共インフラが復旧において、住民生活や産業活動を支える基礎になるものであるとの啓発活動を行いつつ、現地の事情・状況に即した計画・設計を提示した。これら経緯を踏まえた策定された復旧計画は、モルディブ政府による災害復旧・復興のプロセス形成に寄与したと考える。</p> <p>2. 提言</p> <p>(1) 本事業の目的を確保するため、工事中の施工管理を的確に行うことが求められている。</p> <p>(2) 本設計（2階建てとして避難所の機能を持たず）は、地方島の行政事務所のモデルとしたい意向がモルディブ側にある。実際に、赤十字等の他ドナーが実施する復旧事業に対してモ政府を通じて同設計図面を提供しており、本事業の施工を確実に実施し、モデルとして定着させることが求められている。</p> <p>(3) 本復旧事業への支援は、モルディブ政府の復興政策の下、JICA がニーズ調査を実施し、インフラ部門の具体的復興プランの提案（技術協力）を行い、その後、ノンプロ資金による案件の具体化（資金協力）と、「技術協力」と「資金協力」との一連の協力活動が、円滑に行われたモデルケースといえる。本件は、実施機関の役割において、技術協力をを行う JICA とノンプロ無償の調達監理を行う JICS とが連携して相互補完の効果的な協力となったもので、日本の支援制度に対する評価をも行い、モルディブ側も日本の協力制度について理解を深めることが重要と考える。</p>
9. その他	<p>モルディブ政府から、災害対策のモデル施設ともなる本件ガン島行政合同庁舎及びフォナドール島行政事務所の設計図書を、他ドナーによる同様なプロジェクトへ使用したいとして、JICA に対して使用許可を求めた（許可済み）。</p> <p>本件を含め、改良型下水システムの導入等、災害に強い復旧事業を提案している JICA（技術協力）に対して、モルディブ政府より、謝辞が表明されている。</p>

別添：完成予想図



PROCUREMENT OF THE PRODUCTS AND SERVICES
UNDER JAPAN' S GRANT AID 2004

IN RESPONSE TO THE DAMAGES CAUSES BY THE GRANT EARTHQUAKE OFF
THE COAST OF SUMATRA, THE REPUBLIC OF INDONESIA, AND BY THE INDIAN OCEAN TSUNAMI DISASTER

MULTI-PURPOSE BUILDING IN THUNDI, GAN ISLAND, LAAMU ATOLL



PROCUREMENT OF THE PRODUCTS AND SERVICES
UNDER JAPAN' S GRANT AID 2004
IN RESPONSE TO THE DAMAGES CAUSED BY THE GRANT EARTHQUAKE OFF
THE COAST OF SUMATRA, THE REPUBLIC OF INDONESIA, AND BY THE INDIAN OCEAN TSUNAMI DISASTER

ISLAND OFFICE IN FONADHOO ISLAND, LAAMU ATOLL

(付録1) 中間評価実施ガイドライン

第1 目的

我が国は、スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害対処努力に寄与するために、インドネシア、スリランカ及びモルディブに対し、ノン・プロジェクト無償資金協力及び草の根・人間の安全保障無償資金協力による支援(以下、「本件支援」という。)を行った。本件支援により実施される事業は、被援助国の事業であり、その運営や維持管理については、基本的に被援助国の責任で実施されるべきものである。

その一方で、国民の税金を原資とする無償資金協力により実施された事業が予定していた効果を発揮し、被援助国国民に裨益するためにも、その適切な実施状況を確認することが重要である。また、事業の完了後においても、被援助国側の運営・維持管理努力に対する必要且つ可能な支援を実施するとともに、当初計画の妥当性を検証する必要がある。更に、今後我が国が実施する同種の無償資金協力において、これまでに実施された案件を通じて得られた教訓や課題を将来の案件形成、計画策定及び実施に生かしていくことがきわめて重要である。

以上のような問題意識が今後の同種支援の実務に反映されるためにも、本評価は、本件支援によって計画されている又は既に実施された案件の実施状況、実施中の案件の現状、事業完了後の効果の発現状況等について確認を行う。その上で、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、評価の結果を将来の案件形成、計画策定及び実施に反映することを企図するものである。また、評価結果を公表することで、国民に対する説明責任を果たすことも目的とする。

第2 評価の実施時期

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害の発生から1年に当たる平成17年12月末を節目として本件支援の実施状況についてモニタリングを主体とした中間又は事後評価を行う。又、それ以降は、事業の完了後、数ヶ月以内を目途に案件について事後評価を行う。

第3 評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、本件支援によって、実施予定、実施中又は実施済みの全案件とする。

第4 評価を実施する事業

原則として、本件支援により実施することを我が国と被援助国との間で合意した事業（１つの事業に複数の施設又は機材が含まれる場合がある）を１つの事業単位とする。

第５ 事後評価の実施手続

１．評価の実施主体

評価の実施主体は、評価結果の客観性を確保するために、現地及び本邦の NGO、コンサルタント等、本件支援の事業実施に直接関与していない第三者機関とする（以下、「評価者」という。）

無償資金協力課及び各在外公館は、評価者による作業が円滑に行われるよう、情報提供、便宜供与等の支援を行うこととする。

２．評価の実施に係る役割分担

（１）評価者

（イ）対象事業に係る関連文書、調査報告書（要請書、JICA 調査報告書等）をレビューした上で、対象事業を直接視察し、相手国実施機関、裨益者等からの聞き取り調査を行う。

（ロ）また、要すれば、JICA 事務所、調達代理機関（JICS）、専門家、現地 ODA タスクフォース等からもヒアリングを行う。

（ハ）その上で、別添 2 の「津波・地震支援のためのノン・プロジェクト無償資金協力に係る評価票」（以下「評価票」）を作成する。評価の実施に際しては、評価票への記入のみならず、評価内容をより客観的に補強する関連資料についても可能な限り入手し、評価票とともに在外公館に提出する。

（２）在外公館

評価者を選定し、本ガイドラインの趣旨に従い、評価が円滑かつ適正に行われるよう、評価者に対して必要な助言・支援を行う。また、調達代理機関が実施している進捗状況の管理に関する情報・報告も評価票に反映されるようにする。その上で、評価者から提出された評価結果（評価票）を必要に応じ翻訳し、取り纏めた上で、無償資金協力課に送付する。また、政府間協議会等を活用し、今次評価票の結果を被災国政府に対しても説明する。

（３）無償資金協力課

評価票に関し、対応方針の内容及び実際の評価結果等の必要な事項について、在外公館等と必要な協議を行う。評価結果を公表する。

（４）被援助国政府

被援助国政府は、政府間協議会等、既存の枠組みを活用しつつ、在外公館及び評価者とも協力して、本件支援の実施状況及び実施結果に意見を述べる。

3. 評価結果の公表

無償資金協力課は、対象事業の評価結果をとりまとめ、HP等を通じて公表することとする。

第6 評価の手法

評価者は、特に以下の点に留意の上、評価を行うこととする。ただし、詳細な評価についても、将来の案件形成に役立てる観点から、いたずらに叙述的なものとはせず、的を絞った簡潔な評価にするように努める。また、評価の根拠となった情報、情報源、情報収集方法等についても、可能な限り記述する。

1. 「案件の進捗状況」

案件の具体的な実施状況について現状を把握し、評価する。実施中の案件については、今後の見通し及び 適切と考えられる対応方法について記述する。 及び (とくに)については、改善案等が現実的なものとなるよう、在外公館からの指摘も随時受けることとする。

2. 「案件の妥当性」

対象案件が 被援助国により策定された復興計画の中でどのように位置づけられ、 現地での復興ニーズに合致していたか否かについて評価する。

3. 「施設/機材の活用度」

施設/機材が十分活用されており、案件全体として適切・効率的な選択・投入であったか否かについて評価する。実施中の案件については、調達又は工事が想定されている施設/機材が、支援の目的に鑑み適切であるか否かについて評価する。評価に際しては、「木を見て森を見ない」内容とならないように留意する。具体的には、これが緊急支援であるとの特殊事情を踏まえるとともに、個々の施設/機材の使用状況のみに着目するだけでなく、事業全体として施設/機材の使用見通しが適切であったかについて評価する。

4. 「案件完了後に期待される効果」

実施済みの案件については、案件実施前に想定されていた援助効果が発現しているか否かについて評価する。実施中の案件については、発現見込みについて評価する。案件実施前に定量的な指標が設定されていれば、右指標を用いて可能な限り定量的に評価を行うこととするが、定量的な指標がない場合、また、効果が数値に換算できない場合等においては、定性的に事業の効果が認められるか否かを判断する。

5 .「他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）」

支援を実施した、又は実施中の案件と、他ドナーが計画している又は実施した支援との関係进行评估する。特に、他ドナーと重複した支援となっていないか进行评估する。

6 .「広報効果（ビジビリティー）」

支援を実施した、又は実施中の案件が、日本からの「顔の見える援助」として被援助国において認知されているか进行评估する。また、広報のために行われている手法が適当であるかについても検討を加える。

7 .「被援助国等による評価」

支援を実施した、又は実施中の案件が被援助国政府、実施・監督機関、裨益者、一般市民、マスコミ等からどのような評価を受けているかにつき記載する。また、両国間の友好関係に対する効果についても、可能な限り反映する。

8 .「提言・教訓」

今回の調査に際して得られた教訓及び今後類似の事業を行う際に改善すべき点について簡潔に記載する。記入に際しては、在外公館とも十分協議することとする。

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害：ノン・プロジェクト無償資金協力（評価票）

作成日：平成 年 月 日

担当公館名：	
国名：	
案件名：	
概算予算：	
実施機関：	
案件の目的及び概要	
1．案件の進捗状況	
2．案件の妥当性	
3．施設／機材の活用度	
4．案件完了後に期待される効果	

5 . 他ドナーによる支援との関係（重複の有無等）	
6 . 広報効果（ビジビリティー）	
7 . 被援助国等による評価	
8 . 提言・教訓等	
9 . その他	

(付録2)中間報告会 説明資料

1. 支援の概要



二国間無償資金協力
(合計246億円)
スリランカ(80億円)
インドネシア(146億円)
モルディブ(20億円)
1月17日に閣議決定、交換公文(E/N)締結。19日に全額送金完了
被災地への物品の供与、被災施設の復旧・復興が目的



津波で寸断された護岸(アチェ)



水没した土地権利台帳(アチェ)

2. 支援の特徴



1. 「ノン・プロジェクト無償資金協力」による支援

- 被災地のニーズや他ドナーとの調整しつつ、機動的な事業の実施が可能
- 着工までの時間を短縮
- 現地、近隣国のリソース活用
- 「ノンプロ無償」は他ドナーや被災国からも評価

2. 調達代理機関(JICS)による資金管理・調達代行

- 公正な入札等、適正手続の確保
- 被災国政府の行政負担の軽減

3. 政府間協議会(コミッティー)の活用

- 被災国政府の要望について両国間で適切な案件の選定、形成

3. 迅速なニーズ把握



- **被災直後**
大使館員、JICA職員等が現場に駆けつけ、被災状況とニーズを確認し、支援方針を検討
- **1月初旬～中旬**
JICA、JICSがニーズ調査(被災地視察・政府ヒアリング)
ノンプロ無償の対象分野検討
- **その後**
案件毎に随時調査を実施・案件進捗を監理

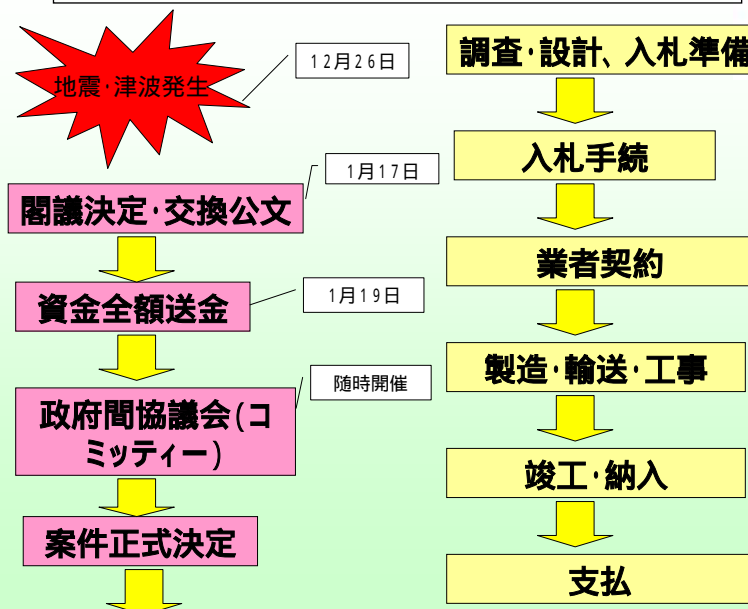


被災国政府からのニーズ確認

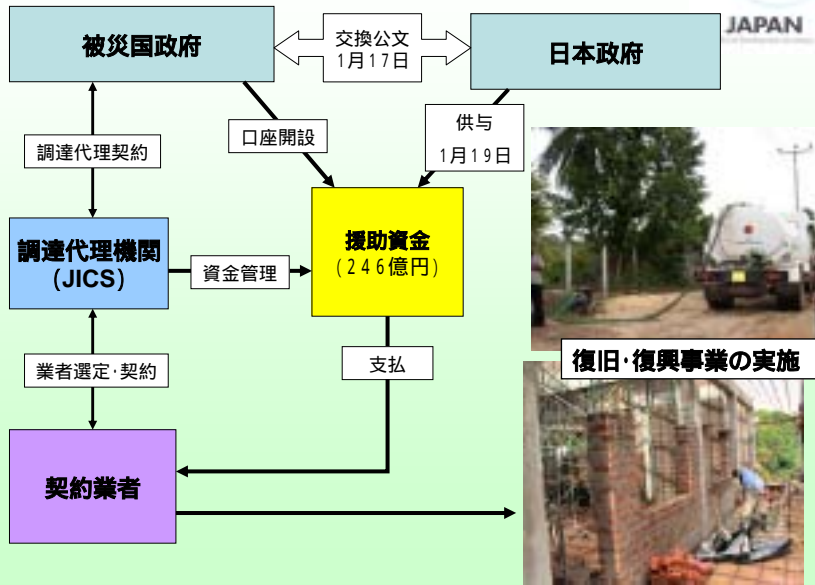


被災現場調査

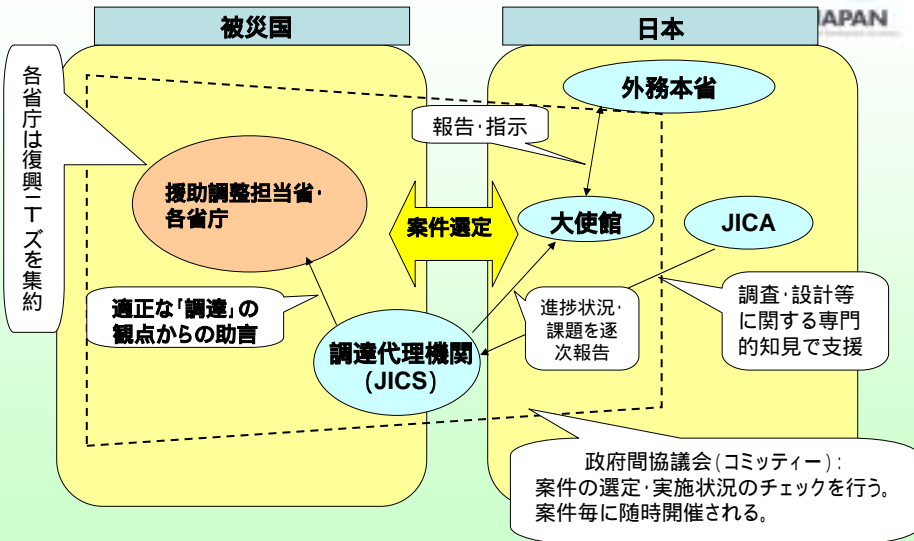
4. 津波復興支援の流れ



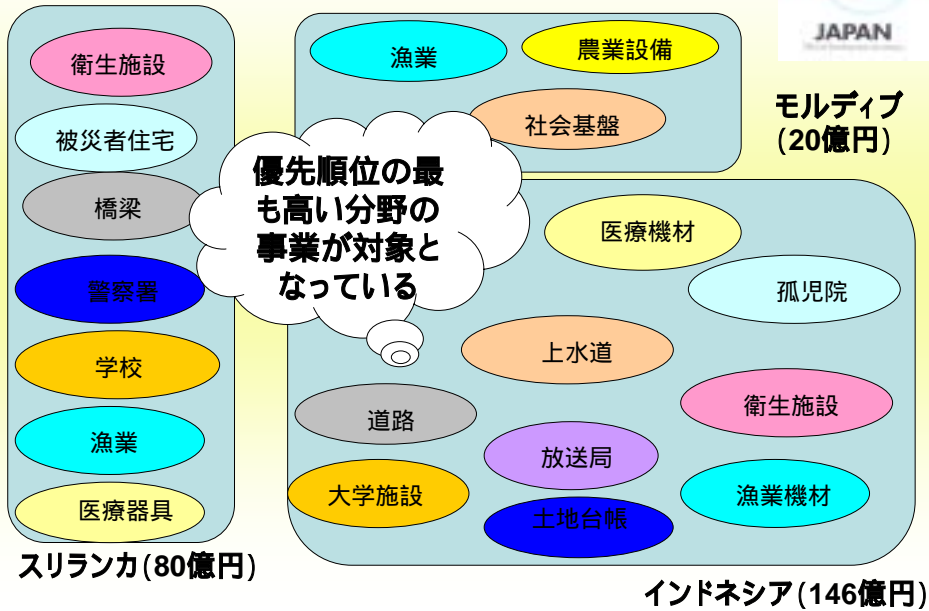
5. 公正な資金管理のための体制



6. ニーズの特定とオーナーシップの確保



7. 様々なセクターに対する支援



8. 支援の実施状況:スリランカ



(1)実施中の案件

- 中古バキュームカーの輸送等
- 給水車および貯水タンクの購入計画
- 発電機購入計画
- 上水道の再整備計画(水管橋の整備)
- 被災者用住宅再建計画
- 建設用重機械等の購入計画
- 橋梁工事計画
- 警察署再建計画
- 小中学校再建計画
- 漁業用機材購入計画
- 医療関連機材購入計画
- 被災地巡回用車両調達計画



バキュームカーの供与



漁船の引渡式



(2) 具体的な状況(スリランカ)

- **ほぼ全額**について入札
手続まで終了。
- **約7割**が契約まで完了。



再建された小学校



南部橋梁建設状況



発電機の引渡式

9. 支援の実施状況:インドネシア



(1) 実施中の案件

- 医薬品・医療機材の供与
- 保健所の再建事業
- ラジオ・テレビ放送支援事業
- 道路修復事業
- 放水路(護岸工事)等の修復事業
- 水道・衛生施設修復事業
- 孤児院の再建事業
- 漁業支援事業
- 市場修復整備事業
- 大学修復等支援事業
- 職業訓練学校支援事業
- 寄宿舎に対する支援事業
- 土地台帳修復計画



調達された給水車



道路修復事業

(2) 具体的な状況(インドネシア)

- 政府間協議会において、全額
の用途が確定。
- 約6割が入札手続まで終了。
- 約4割が契約まで完了。



供与された医薬品



水没した土地台帳の開披作業



修復された土地台帳

10. 支援の実施状況:モルディブ

(1) 実施中の案件

- 漁業関連機材購入計画
- 公共施設・設備整備計画
(行政合同庁舎建設、コースウェイの修復、配電網復旧計画等)
- 農業関連機材供与計画



配電盤の引渡式



活用されている漁船用機材



公共施設再建の起工式



(2) 具体的な状況(モルディブ)

- **全額**について入札手続
まで終了。
- **約8割以上**が契約まで
完了。



漁業機材の引渡式



被災した漁船の修理支援



コースウェイ修復完成予想図

11.NGOとの連携



- スリランカ「被災者用住宅再
建計画」

日本が造成、生活基盤インフラ、
公共施設を建設。NGOが住宅
建設を行う。



NGOとの協議風景(スリランカ)

- インドネシア「孤児院の再建
事業」

NGOが運営を行っている
孤児院2箇所の修復を行う。



NGO運営孤児院(アチェ)

12. 支援の課題



(1) 被災国内の問題

前例のない大規模且つあらゆる分野にわたる被害

復興計画策定の困難

行政組織、通信、交通手段の崩壊

被災国政府の意思決定の困難

諸ドナーから史上最大級の支援

援助調整の困難、透明性の確保



削られたコースウェイ(モルディブ)



水の引かない住宅地(アチェ)

(2) 迅速な援助と公正性・透明性とのバランス確保

迅速性と公正性

スピーディな支援を確保しつつも、適正な手続を踏むことが、信頼され、評価される支援には不可欠。

オーナーシップの重視

被災国のオーナーシップを尊重しつつ、日本が支援を促進させる必要性。
(「押しつけ」で成功する支援はない。)



被災した冷凍施設(スリランカ)



住宅地に乗り上げた船(アチェ)

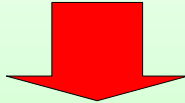
13. 実施状況のフォローアップ



- 中間評価の実施(第三者評価)

期待される効果や実施状況について評価の高い案件が多い。
その一方、支援をより加速化させる必要性や被災国政府の対応に関する課題も指摘されている(評価結果概要は別紙参照)。

現在評価結果を取りまとめ中(地震・津波発生1年までに公表予定)。



・将来の大規模災害におけるより迅速・効果的な支援、的確なニーズの特定に向けた不断の改善

・大規模災害支援への知見の蓄積(PDCAサイクルの確立)